East Asian Library, U of T
3 1761 03066065 8

大正三年五月廿五日印刷
大正三年五月廿八日發行

（漢籍國字解全書）

早稻田大學出版部
不許複製

編輯者　早稻田大學編輯部
發行者　早稻田大學出版部
代表者　高田早苗
東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地
印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所　早稻田大學出版部
東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地
振替東京一一二三番　電話番町三七四 二四二二番

日清印刷株式會社印刷

の說を指せしものか、鑒みざるべけんや、戒めざるべけんや、

注解「傳曰云々」論語に出づ、

集　評

○茅鹿門評　文甚だ圓、而して世情を見る所、特に透る、

○浦二田評　文言ふ所、六臣と了に交渉なし、公の時、黨論方に大に起る、心、之を憂ふるあり、乃ち題を借り、發憤之を言ふ、此の如きなり、大息痛恨、獨り唐末の爲に道はんや、知らざる者、疑つて賓主分れざるとなす、

○沈德潛評　歐公此論、柳璨誣ひて朋黨を稱するを重んじて主となす、朋黨の說、以て君主を戕賊し、國家を斵喪するに足るを見る、唐末の事を借り、以て天下後世に鑑戒す、嗚咽、意深遠矣、

○又評　六臣庸劣深く責むるに足らず、故に論中之に及ばず、

（歐陽修著終）

唐宋八大家文讀本第二　終

善者の名を聞くも、朋黨と謂はるゝを憚つて敢て稱せざるときは、下に善者ありとも人主の耳には入らざるなり、又善人を見るも、朋黨と謂はるゝを憚つて敢て薦めざるときは、善人ありとも人主の耳に入らざるなり、斯くて善人は日に遠ざかり、而して小人日に進むときは、人君たる者、佷々然と行先き見えざることなれば、何人と共に治安の計を講究せんや、故に曰く、人主の勢ひを孤にして其耳目を蔽はんと欲する者は、必ず朋黨の説を用ふと、

**注解**　「佷々然」如く所を知らざるの貌なり、

一君子存、群小人雖衆、必有所忌、而有所不敢爲、惟空國而無君子、然後小人得肆志於無所不爲、則漢魏唐梁之際是也、故曰、可奪國而予人者、由其國無君子、空國而無君子、由以朋黨而去之也、』

**段落**　第二大段の第三小段なり、國を奪ひ人に與ふるの説を申明す、

**講説**　一人にても君子存在するときは、群小人の數多しと雖も、多少其君子に憚る所あり、隨つて爲さんと欲するも流石に爲さゝる所あり、唯だ國を空にして一人の君子なきに至り、然る後小人は、何事にても爲さゝることなき迄に其志を恣にすることを得、漢より魏となり、唐より梁となるの分目は、即ち其實例なり、故に曰く、國を奪つて人に與ふべきものは、其國、君子なきに由る、斯く國を空しうして君子なきは、朋黨の説を以て之を除くに由る、

嗚呼、朋黨之說、人主可不察哉、傳曰、一言可以喪邦者、其是之謂與、可不鑒哉、可不戒哉、』

**段落**　第三大段なり、

**講説**　扨も朋黨の説は人君たるもの察せざるべけんや、傳に、一言以て邦を喪すべきものとは、何と朋黨

**講說**　夫れ君子の人なる以上は、無論常に過失少ければ、罪に陥れ難し、小人之に罪を加へんとするに、無實の罪を構成すべき者もあれば構成すべからざる者もあり、遍く行き亙るわけにゆかず、然るに天下の善人を引きこぞり、其同類を求めて盡く之を除かんとせば、惟だ指して朋黨となす外はあらず、故に親戚故舊も之を朋黨と謂ひ得べく、交遊、知己も之を朋黨と謂ひ得べく、仕宦、學問相同じき者も之を朋黨と謂ひ得るなり、門生及び部下たりし人々も之を朋黨と謂ひ得るなり、親戚故舊と曰ひ交遊執友と曰ひ、官學相同と曰ひ、門生故吏と曰ひ、皆其類なり、皆善人なり、故に曰く、人の國を空しうして其君子を去らんと欲する者、惟だ朋黨を以て之を罪せば、則ち免るゝものなしと、

**注解**　「執友」同志なり、「一宦」仕宦、

夫善善之相樂、以其類同、此自然之理也、故聞善者必相稱譽、稱譽則謂之朋黨、得善者必相薦引、薦引謂之朋黨、使人聞善、不敢稱、則人主之耳、不聞有善於下矣、見善不敢薦、則人主之目不得見善人矣、善人日遠、而小人日進、則爲人主者、偃偃然誰與之圖治安之計哉、故曰、欲孤人主之勢而蔽其耳目者、必用朋黨之說也、

**段落**　第二大段の第二小段なり、主勢を孤にし、耳目を蔽ふの說を申明す、

**講說**　夫れ人の善を善として互ひに其善を樂むことは其類同じきに由る、此れ自然の理なり、故に善者の名を聞けば必ず相稱贊す、然るに稱贊すれば之を朋黨と謂ふ、善者其人を見當れば、必ず之を推舉す、然るに推舉すれば之を朋黨と謂ふ、此の如く人をして

其朝廷に立つて勢力を振ひし者は皆小人なり、此くあつて後、漢も間もなく亡びたり、唐の亡ぶるに及んでや、又第一番に朋黨の點を以て盡く朝廷の士を殺し、而して其餘存せしものは、皆臆病凡愚又は陰險の人なりしが、此くあつて後、唐も間もなく亡びたり、

夫欲空人之國而去其君子者、必進朋黨之說、欲孤人主之勢、而蔽其耳目者、必進朋黨之說、欲奪國而與人者、必進朋黨之說、

段落　第一大段の第四小段なり、朋黨の說を進むる動機を列擧す、

講說　夫れ人の國を一掃して其君子を去らんと欲するものは、必ず朋黨の說を進め、人主の勢ひを孤立せしめて其耳目を蔽はんと欲するものは、必ず朋黨の說を進め、國を奪つて人に與へんと欲するものは、必ず朋黨の說を進む、

文法　三柱を立て、下の一大段三小段を開く、

夫爲君子者、固常寡過、小人欲加之罪、則有可誣者、有不可誣者、不能遍及也、至欲擧天下之善、求其類而盡去之、惟指以爲朋黨耳、故其親戚故舊、謂之朋黨可也、交游執友、謂之朋黨可也、宦學相同、謂之朋黨可也、門生故吏、謂之朋黨可也、是數者皆其類也、皆善人也、故曰欲空人之國而去其君子者、惟以朋黨罪之則無免者矣、

段落　第二大段の第一小段なり、人の國を空しうし君子を去るの說を申明す、

自列其姓名、以夸耀於世、又讀梁實錄、見文蔚等所爲如此、未嘗不爲之流涕也、夫以國予人、而自夸耀、乃遂相之、此非小人、孰能爲也、

**段落**　第一大段の第二小段なり、小人の國を賣るを言ふ、

**講說**　余嘗て繁城に至り、魏の受禪碑を讀み、漢の羣臣が魏の功德を稱して、大書深刻を以て自ら己れの姓を列ねて、世に誇れるを見、又梁の實錄を讀み、文蔚等の爲す所此の如きを見て、流涕せざることあらず、夫れ己が仕ふる所の國を以て他に與へて自ら誇とし反つて遂に之を助くるに至つては、小人に非ずして誰か能く之を爲さんや、

**注解**　「受禪碑」魏の曹丕が漢の獻帝の禪を受けたるとき、禪位の詔を刻みたるものにして、黄初元年に立つ、「大書深刻」大字にて書きたるを深く石に刻み込むなり、

**文法**　不仁の人より小人を出だす、

漢唐之末、舉其朝皆小人也、而其君子者何在哉、當漢之亡也、先以朋黨禁錮天下賢人君子、而立其朝者皆小人也、然後漢從而亡、及唐之亡也、又先以朋黨盡殺朝廷之士、而其餘存者皆庸懦不肖傾險之人也、然後唐從而亡、

**段落**　第一大段の第三小段なり、漢唐に於ける朋黨說の禍を擧ぐ、

**講說**　漢唐の末に於ては、朝廷全體皆小人なりき、而して其君子は何くに在りしぞ、漢の亡びたる時に當り、先づ朋黨の點を以て天下の賢人君子を禁錮して、

に止まれり、

**注解** 「韜」藏なり、「沈淪」物の水底に沈み込みたるが如きを言ふ、「四五人」下文に擧ぐる所是なり、

**文法** 四五人而已の一句を以て下を起す、

處乎山林而群麋鹿、雖不足以爲中道、然與其食人之祿、俛首而包羞、孰若無愧於心、放身而自得、吾得二人焉、曰鄭遨張薦明、

**段落** 第三大段の第一小段なり、鄭張二人を叙す、

**講説** 山林の中に身を置いて麋鹿の仲間に入るが如きは、極端にして中庸の道と爲すには足らざれとも、人の祿を食ひ、首を下げて辱を忍ばんよりは、寧ろ心に愧づる所なく、己が一身を自由にするが增なり、此の如き人物に於て吾れ二人を得たり、鄭遨、張薦明と曰ふ、

**注解** 「俛」俯の字に同じ、「中道」過不及なきなり、二人去つて道士となりしが故に、中道に非ずと云へるなり、

**文法** 處山林は前の沈淪於下を承け、群麋鹿は泯沒を承く、

勢利不屈其心、去就不違其義、吾得一人焉、曰石昂、

**段落** 第三大段の第二小段なり、石昂を叙す、

**講説** 權勢利益にも其心を屈せず、去就出處とも其義に違はざる者は、吾れ一人を得たり、石昂と曰ふ、

**注解** 「石昂」晉に仕へしが、晉亡びし後隱匿す、

苟利於君、以忠獲罪、何必自明、有至死而不言者、此古之義士也、吾得一人焉、曰程福贇、

**段落** 第三大段の第三小段なり、程福贇を叙す、

**講説** 苟も君に利なる以上、自身は罪を得と雖も辨明するに及ばずとて、死に至るまで言はざる者あり、此の如きは古の義士なり、吾れ一人を得たり、程福贇

去而不可見者、

段落　第一大段の第二小段なり、自疑自決、

講說　此の極亂の時に當り、臣として其君を弑し、子として其父を弑し、闇黒世界とも云ふべきに、搢紳の士は其俸祿に滿足し、其朝廷の上に列席しながら、平氣にして廉恥の色なき者は、誰れも彼れも同然なり、吾れ意ふに、古へより忠臣義士は多く亂世に出づるに、怪しむべきは、當時言ふべきもの少きは何故ぞ、何と實際其人なきか、戰爭興り、學校廢れ、禮義衰へ、風俗の墮落破壞此の如くなるに至ると雖も、さりとて古へより天下に人なきことあらざれば、吾れ考ふるに己が一身を潔くして、自ら其才德を負み、世の不道を惡み、遠く俗世界より立去つて、見るべからざる者あるに相違なしと、

注解　「道」言ふなり、「隳」崩れ落つるなり、

自古材賢、有韞於中而不見於外、或窮居陋巷、委身草莽、雖顏子之行、不遇仲尼、而名不彰、況世變多故、而君子道消之時乎、吾又以謂、必有負材能修節義、而沈淪於下、泯沒而無聞者、求之傳記、而亂世崩離、文字殘缺、不可復得、然僅得者四五人而已、

段落　第二大段なり、

講說　古へより才能あり賢德ある人にして、其才德を胸中に包藏し、世に見はすことなく、或はむさ苦しき裏町に貧しき住をなし、身を草むらに棄つる者あり、彼の顏子の如き德行と雖も、仲尼に遇はざりせば其名彰はれざりしならん、況や世代の變遷劇しく、天下多事にして、君子の道消するの時に於てをや、吾れ又當時材能を負み節義を修めて下に沈淪し、泯沒して聞ゆるなき者あるに相違なしと思ひ、之を傳記に求めたる處、亂世の爲め無統一となり、文字殘缺に及びしかば、復た得べからず、僅かに得たる者は四五人

否となり、封德彝、裴矩は佞人なり、乃ち隋に佞にして唐に忠、況や王朴の本忠直に處るものをや、文短篇と雖も波瀾限りなし、

## 一行傳叙論

**解題**　一行傳とは、孝悌とか忠義とか隱逸とか云ふが如き、或る一廉の傳ふべき者ある人の傳記にして、此れ其叙論なるが、亦五代史中の文なり、

**主意**　五代の如き亂世と雖も亦傳ふべき人あるを言ふ、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「必有潔身自負之士嫉世遠去而不可見者」に至るまでを第一大段となす、亂世人なきに非ざるを謂ふ、「自古材賢」より「然僅得者四五人而已」に至るまでを第二大段となす、人ありと雖も傳記の不完全なるを言ふ、「處乎山林」より篇尾に至るまでを第三大段となす五代一行ある者五人を列擧す、

嗚呼、五代之亂極矣、傳所謂天地閉、賢人隱之時歟、

**段落**　第一大段の第一小段なり、時世を揭ぐ、

**講說**　扨も五代の亂は極端に達せり、謂はゆる天地閉ぢ、賢人隱るゝの時なるか、

**注解**　「傳所謂」傳は易傳なり、語は坤卦の文言に在り、

當此之時、臣弑其君、子弑其父、而搢紳之士、安其祿而立其朝、充然無復廉恥之色者、皆是也、吾以謂自古忠臣義士多出於亂世、而怪當時可道者何少也、豈果無其人哉、雖曰干戈興、學校廢、而禮義衰、風俗隳壞、至於如此、然自古天下未嘗無人、吾意必有潔身自負之士、嫉世遠

**段落**　第三大段の第一小段なり、賢愚顛倒の害、

**講說**　夫れ亂國の君は、常に愚不肖の者を上に置き、而して彼等の能はざる所の事をも無理に爲さしめて其缺點をさらけ出し、賢智の士を下に置いて、彼等の材能を泯絕し、君子も小人も共に其所を失つて、其身危亡に陷らしむ、

治國之君、能置賢知於近、而置愚不肖於遠、使君子小人、各適其分、而身享安樂、治亂相去雖遠甚、而其所以致之者、不多也、反其所置而已、

**段落**　第三大段の第二小段なり、賢愚、處を得るの利を言ふ、

**講說**　治國の君は、能く賢知の士を近き處に置き、而して愚不肖の臣を遠き處に置き、君子小人をして各其分に適合して安樂を享けしむ、國の治まると亂るゝとは非常なる懸隔とは云へ、之を致す方法に至つては、多からざることにて、其置き處を變更するまでなり、

**文法**　反其所置而已は主意を收む、

嗚呼、自古治君少而亂君多、況於五代、士之遇不遇者、可勝歎哉、

**段落**　第四大段なり、

**講說**　扨も古へより治君は少くして亂君は多し、況や五代に於てをや、士の遇不遇なるもの、嘆ずるに勝ふべけんや、

**文法**　感慨を以て結ぶ、

纂評

○呂晩村評　通篇只だ周臣の世宗に遇へるを美すべきに似たり、而して結句乃ち云ふ、況や五代に于いて士の遇不遇なる者勝げて歎ずべけんやと、則ち倘然遠し、此れ文家用意の法、

○沈德潛評　唐の太宗の用ふる所、隋の臣多し、然れども隋亂れて唐治まるもの、之を用ふる、當を得ると

得たる者は勝つ、石の用ひ方を知らず、而も置き場處を得ざる者は敗る、負くべき打手は、棋盤に臨み、終日目を注ぎ心を勞するも、一向勝を得べき見込なし、然るに上手の者に之を視せしめ、彼れ其石を置き易ふるときは、則ち負棋も勝となる、勝ちたる人の用ひたる棋は先きに負けたる人が用ひたる棋に外ならず興國の君の用ひたる臣下は先きに亡國の君が用ひたる臣下に外ならず、

**注解** 「奕」棋なり、

**文法** 易置其處の四字は一篇の綱領にして、先づ主意を掲げたるもの、

王朴之材、誠可謂能矣、不遇世宗、何所施哉、世宗之時、外事征伐、攻取戰勝、內修制度、議刑法、定律曆、講求禮樂之遺文、所用者五代之士也、豈皆愚怯於晉漢、而材智於周哉、惟知所用爾、

**段落** 第二大段なり、

**講說** 王朴の人物は誠に能力ありと謂ふべし、然れども若し世宗に遇はざりしならば、如何にして其能力を施す所あらんや、其他世宗の時、外は征伐を事として、攻むれば取り、戰へば勝ち、內は制度を修め、刑法を議し、律曆を定め、禮樂の古典等を講求せし諸事業に於て用ひたる所のものは、皆周の人に非ずして五代の士なり、此等の士は、何として晉や漢の時に愚怯にして周の時に材智ならんや、惟だ世宗が其用ひ方を知りしまでなり、

**注解** 「王朴」世宗重く用ひ、樞密使となす、

**文法** 豈皆愚怯云々は、前の勝者所用の二句と相應ず、○惟知所用爾は主意を說明す、

夫亂國之君、常置愚不肖於上、而彊其不能、以暴其短惡、置賢知於下、而泯沒其材能、使君子小人、皆失其所、而身陷危亡、

# 周臣列傳贊

**解題**　是れ亦五代史に在り、

**主意**　周の世宗が善く亡國の臣を用ひたるを言ふ、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「興國所用亡國之臣也」に至るまでを第一大段となす、適材を適處に置くべきを言ふ、「王朴之材」より「惟知所用爾」に至るまでを第二大段となす、周の世宗の適材を適處に置くの能力ありしことを言ふ、「天亂國之君」より「反其所置而已」に至るまでを第三大段となす、賢愚適用の得失を極論す、「嗚呼」より篇尾に至るまでを第四大段となす、餘波を以て結となす、

嗚呼作器者無良材而有良匠、治國者無能臣而有能君、蓋材待匠而成、臣待君而用、

**段落**　第一大段の第一小段なり、大工を以て譬ふ、

**講說**　扨も器具を作る上に於ては、是れぞと定まつたる良き木材なくして、如何なる木材も之を役に立たしむる良匠あり、國を治むる上に於ても、是れぞと定まつたる働手の臣下なくして、如何なる臣下をも役に立たしむる能君あり、蓋し木材は大工を待つて器となり、臣下は君を待つて用ひらる、

**注解**　「作器者」「治國者」の「者」は邦語の「こと」なり、

故曰治國譬之於奕、知其用而置、得其處者勝、不知其用而置、非其處者敗、敗者臨棊、終日注目而勞心、使善奕者視焉、爲之易置其處則勝矣、勝者所用、敗者之棋也、興國所用、亡國之臣也、

**段落**　第一大段の第二小段なり、棋を以て譬ふ、

**講說**　故に古語に曰ふ、國を治むることは之を棋に譬ふべし、石の用ひ方を知つて置き、而も置き場處を

夫女色之惑、不幸而不悟、則禍斯及矣、使其一悟、捽而去之可也、宦者之爲禍、雖欲悔悟、而勢有不得而去也、唐昭宗之事是已、故曰深於女禍者謂此也、可不戒哉、』

**段落**　第三大段なり

**講說**　夫れ女色の惑は、不幸にして悟らざるときは禍ひ卽ち及ぶなり、されど一朝悟ることあらんか、捽して之を除けば可なり、然るに宦者の禍ひは、悔悟せんと欲すとも、勢ひに於て彼等を去るを得ず、唐の昭宗の事は卽ち其實例なり、故に女禍より深しと曰ひたるは此意味なり、戒めざるべけんや、

**注解**　「唐昭宗之事」宦官劉季述、諸王十一人を圍殺し、帝を少陽院に幽し、而して太子裕を立つ、崔胤、討つて季述を誅す、帝、位に復す、朱全忠兵を擧ぐるに及び、宦者韓全誨、上を刼して鳳翔に如く、

纂　評

○茅鹿門評　通篇、水銀を地に傾けて、百孔千竅、入らざる所なきが如し、其機圓にして其情悒、

○沈德潛評　漢唐史を包括して論を立つ、專ら五代の爲のみに非ざるなり、逐層透入、徹として達せざるなく、筆は切玉の刀の如く、鋒、犯すべからず、○宦官宮妾を得ざれば、猶ほ未だ大禍を釀成せず、二者合して、身を亡ぼし國を亡ぼすの事乃ち決す、前明客魏、其最も著はるゝなり、歐公、女禍を輕視す、豈に其一を視て其一を遺すか、

明の天啓中に、魏忠賢、乳媼客氏と私し、遂に威を熹宗の朝に專らにす、客氏は故の定興民侯の二妻なり、年十八にして宮に進み、奉聖夫人に封ぜらるゝに至る、

○賴山陽評　是れ六臣傳、朋黨を論ずると、竝に戒を萬世に垂るゝに足る、卓乎不磨、獨り其文のみならず、

圖左右之親近、緩之則養禍而益深、急之則挾人主以爲質、雖有聖智、不能與謀、謀之而不可爲、爲之而不可成、至其甚則俱傷而兩敗、故其大者亡國、其次亡身、而使姦豪得借以爲資而起、至抉其種類、盡殺以快天下之心而後已、此前史所載、宦者之禍、常如此者、非一世也、

**段落**　第二大段の第二小段なり、宦官の除き難きを言ふ、

**講說**　宦者の害已に深きに及んで、始めて氣附けるまゝ、疎遠なる忠臣碩士と、此の左右に在る親近の宦者を倒さんと欲するも、之を緩くすれば、禍ひを養成して益す深からんとす、さればとて之を急にすれば、宦官反つて人君を挾んで人質となす、聖智の人ありと雖も謀の立つべきなく、謀を立つるも之を實行すべからず、之を實行するも之を成功すべからず、其甚しきに及んでは、人君と宦官と双方共に傷ついて、兩者共に敗る、故に大なれば國を亡ぼし、小なれば身を亡ぼす、而して之が爲め姦雄は、名を宦官征伐に借り此れを踏臺として起り、宦官の種類を抉り取り、盡く殺して天下の人心を滿足せしめ、而して後に已む、此れ前史に載する所、宦者の禍ひ常に此の如く、一代の事には非ざるなり、

夫爲人主者、非欲養禍於內、而疎忠臣碩士於外、蓋其漸積而勢使之然也、

**段落**　第二大段の第三小段なり、禍の漸積を言ふ、

**講說**　夫れ人君たる者、禍ひと知りながら宦者を內に養ひ、忠臣碩士を外に疎んずる次第に非ず、蓋し其禍ひ漸次に積み重なつて、勢ひ之をして身國を亡ぼすに至らしむるなり、

信固人之心、使人主必信而親之、待其已信、然後懼以禍福而把持之、雖有忠臣碩士列於朝廷、而人主以爲去己疎遠、不若起居飲食前後左右之親爲可恃也、故前後左右者日益親、則忠臣碩士日益疎、而人主之勢日益孤、勢孤、則懼禍之心日益切、而把持者日益牢、安危出其喜怒、禍患伏於帷闥、則嚮之所謂可恃者、乃所以爲患也』

**段落**　第二大段の第一小段なり、宦官の害をなす所以を言ふ、

**講説**　蓋し其事務を取るや、其君に接近して善く習熟し、其心の持ち方は專一にして、氣の毒心なく、能く小善を以て人君の心に叶ふやうになし、小信を以て人君の心を固め、人君をして是非とも信用して親近せしむるやうになし、其已に信ずるを待ち、然る後禍福を以て人君を懼れしめて、之を抱き込むなり、忠臣碩士の朝廷に列する者ありと雖も、人君は以爲へらく、彼等は己れと掛隔るが故に、起臥にも飲食にも前後左右に附き隨ふ宦官の恃むべきに若かずと、故に前後左右に居る宦官は日に益す親しまるゝ程、忠臣碩士は日に益す疎んぜられて、人君の勢ひは日に益す孤立となる、孤立となれば又禍ひを懼るゝ心日に益す切にして、抱き込むこと日に益す牢く、人君の安危は宦官の喜怒に出で、其禍ひは室内に潛伏し、嚮に謂はゆる恃むべきものは卽ち害となるものに外ならず、

**注解**・「碩士」賢人なり、「帷闥」帷は垂幕、闥は宮中の小門、

**文法**　其術を言ふ所、筆善く透る、韓非の概あり、

患已深而覺之、欲與疎遠之臣

以下は其盛衰の迹を撮す、兩邊激射、一昂一低、頓挫雄渾直ちに龍門に逼る、

○張文端評　唐の莊宗を叙する處、倏にして英俊、倏にして衰颯、憑弔、歔せんと欲す、尺幅短章と雖も、而も縈廻無盡の意あり、

○沈德潛評　抑揚頓挫、史記の神髓を得たり、五代史中、第一篇の文字、

○賴山陽評　歐公議論、每に說破せず、俯仰低回の態を作す、文態旖旎なる所以、史中、論贊尤も須らく此體を用ふべし、三蘇をして之を倣さしめば、必ず張膽明目、一語喝破せんのみ、

## 十六　宦官傳論

**解題**　此れ亦五代史中の傳論なり、宦官は、腐刑と名づけて生殖器を切り去られたる者の宮中に奉仕する輩をいふ、一に閹官とも曰ふ、

**主意**　宦官の害、女色よりも畏るべきを言ふ、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「宦者之害非一端也」に至る迄を第一大段となす、主意を揭ぐ、「蓋其用事也」より「蓋其漸積而勢使之然也」に至るまでを第二大段となす、宦官の害を論ず、「夫女色之惑」より篇末に至るまでを第三大段となす、主意を結ぶ、

自古宦者亂人之國、其源流深於女禍、女色而已、宦者之害非一端也、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　昔しより宦者は人の國を亂ることとなるが、其本源末流ともに婦人の禍ひよりも深し、婦人は容貌を以て君を惑はすに過ぎざれども、宦者の害は一端に非ざるなり、

**注解**　「源流」本史に流の字なし、是に似たり、

**文法**　非一端也の一句、下文許多の害を逼り出だす、

蓋其用事也、近而習、其爲心也、專而忍、能以小善中人之意、小

**讀方** 故に其盛なるに當つてや、天下の豪傑を擧げて能く之と爭ふなし、其衰ふるに及んでや、數十伶人之を困めて、身死し國滅び、天下の笑となる、

**講說** 故に其盛なる時に當つては、天下中の豪傑を一まとめにするも之と爭ひ得るものなく、其衰へたる場合となつては、僅か數十の伶人共之を困むるに足り、其結果己が身は死し、國は亡び、天下の物笑ひとこそはなるなれ、

**注解** 「擧天下之豪傑」梁王、燕王等を指す、「身死國滅」莊宗、卽位僅かに三歲にして流矢に中つて殂す、伶人等、樂器を斂め、屍骸を覆ひて火葬に付す、

**文法** 身死國滅は前の逸豫可以亡身を承く、○方其盛也の句は第二大段を收め、及其衰也の句は第三大段を收む、

## 夫禍患積於忽微、而智勇多困於所溺、豈獨伶人也哉、作伶官傳、

**段落** 第五大段なり、

**讀方** 夫れ禍患は忽微に積み、而して智勇は多く溺るゝ所に困す、豈に獨り伶人のみならんや、伶官傳を作る、

**講說** 一體禍ひや害は微少なる事柄より起り、智勇は溺るゝことあるが爲に窮して用をなさず、何として伶人のみ滅亡の原因ならんや、斯かる思想に因り、此の伶官傳を作れり、

**注解** 「忽微」一蠶を一忽となし、十忽を一絲となす、極少の量目なり、然れども下句の所溺に對するが上に、忽にすと動詞的に讀むを可とす、

**文法** 此段、推開法を用ふ、

### 總說

歐氏の文、盛衰の變を對照して感慨を寄せたるもの枚擧すべからず、而して此れ及び秘演の集序を以て、其傑出せるものとす、

### 纂評

○茅鹿門評 莊宗雄心の處、歐公の文と、千古に上下すべし、

○高梅亭評 中一段の敍述、莊宗一身の興廢に就き、鑑戒を擧出して案を立つ、前詳かに其成を述べ、方其

く、君臣顔を見合すのみにて、落付き先きを知らず、天に誓ひ髪を切り、涙下つて襟を沾すに至る、何と衰へたることかな、

**注解** 「一夫夜呼」李嗣源の命を受けて趙在禮を鄴に討つや、一夜從馬直の軍士、張破敗、亂を作し、李嗣源を擁して城に入り、在禮を降して京師に向ふ、「倉皇」あわたゞしき貌、「東出」莊宗の汴に出奔せしことを謂ふ、

豈得之難而失之易歟、抑本其成敗之迹、而皆自於人歟、書曰、滿招損、謙受益、憂勞可以興國、逸豫可以亡身、自然之理也、

**段落** 第四大段の第一小段なり、勞逸が興亡の原因たることを斷ず、

**讀方** 豈に得るの難くして失ふの易きか、抑も其成敗の迹を本づけば、而も皆人に自るか、書に曰く、滿は損を招き、謙は益を受くと、憂勞以て國を興すべく逸豫以て身を亡ぼすべし、自然の理なり、

**講說** 何と天下を得ることは困難にして、天下を失ふことは容易なるか、其れとも其成功と失敗との迹を溯り見るときは、皆人爲に出づるか、書經に曰く、得意は損害を招き、謙遜は利益を受くと、憂勞は以て國を興すべく、逸豫は以て身を亡ぼすべきは自然の理なり、

**注解** 「抑本其成敗之迹而」而は則の意に用ひたるなり、「逸豫」安逸と遊豫と、豫はたのしむ、「興國」「亡身」互文にして、興亡の二字は國と身とに共通す、「書曰」大禹謨の語、

**文法** 憂勞、逸豫は即ち人事なり、自然之理の理は篇首に應ず、

故當其盛也、擧天下之豪傑、莫能與之爭、及其衰也、數十伶人困之而身死國滅、爲天下笑、

**段落** 第四大段の第二小段なり、莊宗の事實を以て前の理論に合ふ、

則ち從事を遣はし、一少牢を以て廟に告げ、其矢を請ひ、盛るに錦囊を以てし、負うて前驅し、凱旋に及んで之を納る、其燕父子を繫くるに組を以てし、梁の君臣の首を函し、太廟に入り矢を先王に還して、告ぐるに成功を以てするに方り、其意氣の盛なる、壯と謂ふべきかな、

**講說**　莊宗は右の矢を受けて、之を太廟に藏め置きしが、其後出陣の場合には、從事役の者を遣はし、一少牢の供物を捧げて太廟に出征の事を報告し、其矢を請うて歸れば、錦の囊を以て此矢を盛り、之を負うて前驅せしめ、戰勝つて凱旋するに及び、復た此矢を太廟に還し納ることゝせり、斯くて莊宗が燕に勝ち、其王父子の首を紐にて繫ぎ合せ、又梁の君臣の首を函詰にして、太廟に入り、出征の時請ひ受けたる矢を先王に還し奉つて、成功をば報告せし時に方り、其意氣の盛なること、勇しと申すべきかな、

**注解**　「少牢」羊の供物、

**文法**　莊宗得意の狀、躍々として見るが如し、叙事、神に入る、○賴山陽云ふ、錦囊三矢、是れ口碑俗說、公之を本紀に出すを得ず、而して出さゞるは惜むべし、故に已むを得ずして伶人傳の序中に見はす、遂に千古の人口に膾炙す、

## 及仇讎已滅、天下已定、一夫夜呼、亂者四應、倉皇東出、未及見賊、而士卒離散、君臣相顧、不知所歸、至於誓天斷髮、泣下沾襟、何其衰也、

**段落**　第三大段なり、

**讀方**　仇讎已に滅び、天下已に定まるに及び、一夫夜呼び、亂者四應す、倉皇東に出で、未だ賊を見るに及ばずして士卒離散、君臣相顧み、歸する所を知らず、天に誓ひ髮を斷ち、泣下つて襟を沾すに至る、何ぞ其れ衰ふるや、

**講說**　梁を首として仇敵已に滅び、天下已に平定するに及び、一人の男、夜譟ぎたてければ、亂者四方より之に應じ、莊宗はうろたへて東の路に逃出せし處、未だ賊と出遇はざるに、士卒早離散して從ふものな

吾所レ立、契丹與レ吾約爲ニ兄弟一、而皆背レ晉以歸レ梁、此三者、吾遺恨也、與ニ爾三矢一、爾其無レ忘ニ乃父之志一、』

**段落**　第二大段の第一小段なり、遺言を叙す、

**讀方**　世に言ふ、晉王の將に終らんとするや、三矢を以て莊宗に賜うて之に告げて曰く、梁は吾が仇なり、燕王は吾が立つる所、契丹吾と約して兄弟となる、而して皆晉に背き、以て梁に歸す、此三者は吾が遺恨なり、汝に三矢を與ふ、汝其れ乃父の志を忘るゝ勿れと、

**講說**　世に傳へ言ふ、晉王が臨終の砌、三本の矢をば莊宗に賜ひて、語り出でけるは、梁は吾が仇なり、燕王は吾が立てたる所にして、契丹は吾と約して兄弟の國となりし者なるに、燕と云ひ、契丹と云ひ、皆吾が晉に背いて仇敵の梁に歸せり、此の三者は吾が死後までの恨みなり、今汝に三矢を與へて彼の三國を征すべきことを命ず、汝決して此父の志を忘るゝ勿れと、

**注解**　「晉王」莊宗の父、姓は李、名は克用、本姓は朱邪氏にして、沙陀の人、李は唐より賜はりたる姓なり、「燕王」劉守光、盧龍の節度使劉仁恭の子なり、仁恭は晉王が唐に薦めて節度使となせし所の人なり、然るに其子守光、晉に背いて燕王となりしなり、

莊宗受而藏ニ之於廟一、其後用レ兵、則遣ニ從事一以ニ一少牢一告レ廟、請ニ其矢一、盛以ニ錦囊一、負而前驅、及ニ凱旋一而納レ之、方ニ其繫ニ燕父子一以レ組、函ニ梁君臣之首一入ニ於太廟一、還ニ矢先王一而告以ニ成功一、其意氣之盛、可レ謂レ壯哉、』

**段落**　第二大段の第二小段なり、遺言を遂げたるを叙す、

**讀方**　莊宗受けて之を廟に藏す、其後兵を用ふれば

に敬新磨あり、郭從謙、景進、史彥瓊の如き輩は、皆國政を敗亂せし小人なるに、莊宗之を寵幸せし結果、末路振はず、遂に郭門高に弑せらる、此篇は卽ち此等伶官諸人の傳記の叙論なり、

**動機** 何事に由らず油斷の大敵たることを警告するに在り、

**主意** 唐の莊宗の衰亡は自己の怠慢に原因せることを言ふに在り、

**段落** 凡そ五大段より成る、篇首より「可以知之矣」に至るまでを第一大段となす、盛衰の理が人事に由ることを喝破す、「世言晉王之將終也」より「可謂壯哉」に至るまでを第二大段となす、莊宗の盛時を叙す、「及仇讎已滅」より「何其衰也」に至るまでを第三大段となす、其衰時を叙す、「豈得之難而失之易歟」より「爲天下笑」に至るまでを第四大段となす、盛衰の人事に由ることを論定す、「夫禍患積於忽微」より篇末に至るまでを第五大段となす、動機を叙す、

嗚呼、盛衰之理雖ㇾ曰ニ天命一、豈非ニ人事一哉、原下莊宗之所三以得ニ天下一、與中其所ニ以失一ㇾ之者上、可ニ以知一ㇾ之矣』

**段落** 第一大段なり、

**讀方** 嗚呼盛衰の理、天命と曰ふと雖も、豈に人事に非ずや、莊宗の天下を得る所以と其之を失ふ所以とを原ぬれば、以て之を知るべし矣、

**講說** 扨も國家の或は盛大となり或は衰微する所の理由は、天命なりと曰へど、何さま人事にてはなきか（人事に相違なし）何故となれば、唐の莊宗の天下を得たる所以と天下を失ひたる所以とを遡り尋ぬるときは、盛衰の人事に出づることが知らるゝなり、

**注解** 「莊宗」諱は存勗、晉王克用の長子、後梁を亡ぼして帝となる、是を後唐となす、「所以」如何なる仕方にてと云ふ意味を含む、

**文法** 盛衰の二字は一篇の眼目、〇人事を重んずるの一事、是れ通篇の主意、

世言、晉王之將ㇾ終也、以ニ三矢一賜ニ莊宗一而告ㇾ之曰、梁吾仇也、燕王

段落　第三大段の第二小段なり、傳はる者と傳はらざる者とあるを論ず、

講說　然れども其中落ちこぼれ、磨り滅びたる者も數へきれざる程なるが、何と此等は其文を華やかにして其實少く、永遠に傳はるに足らざるが爲なるか、然るに俚言俗說の書に至つては猥りに存するものあり、則ち書物にも亦人間と同じく幸不幸あるか、

注解　「凋零磨滅」凋零は草木の凋みて落つるに譬へ磨滅は金石などの磨り減りて消滅するに譬へたる者にして、散亂亡失の意なり、「俚言俗說」前に謂はゆる傳記小說を謂ふ、

**今著二於篇一、有二其名一而無二其書一者、十蓋五六也、可レ不レ惜哉、**

段落　第三大段の第三小段なり、本題に就いて書籍の散逸を慨す、

講說　今此篇に目錄を揭ぐと雖も、其名のみあつて其書なきもの、十の中蓋し五六なり、惜まざるを得んや、

注解　「篇」藝文志を指す、

## 總　說

末段の議論尤も妙なり、而して其百家を論ずる所、好奇博愛者をして忘るゝ能はざらしむと言へるは、其廢すべからざることを示すものにして、百家を揭ぐるが如しと雖も、好奇博愛の四字、已に其經書と比すべからざるの意を見る、華文少實を以て傳はらざるの理由となすの下、忽ち俗書の反つて傳はるを擧げて、斷ずるに幸不幸を以てす、抑揚の變化、頗る工なり、

## 纂　評

〇沈德潛評　經史子集、重輕を分つと雖も、而も均しく散亡磨滅せしむべからず、論中原委分明にして、尊尙仍ほ經術に在り、抑揚頓挫、限りなき風神、

# 伶官傳叙論

解題　伶官傳は歐陽修著はせし所の五代史に在り伶官とは樂人のことにして、五代の唐の莊宗の伶官にして嬖せられたる者を周匝と曰ふ、其他俳優

て分つて四類として、經、史、子、集と曰へり、而して藏書の盛んなるは開元より盛んなるはなし、其著錄の書は五萬三千九百十五卷にして、唐の學者の自ら著はせし書も又二萬八千四百六十九卷あり、扨も盛んなりと謂ふべし、

**注解**　「史官」班固、劉歆の輩、「六藝」詩、書、易、禮、樂春秋の六經、「九種」六經に論語、孝經、爾雅を加へたるもの、「七略」劉歆、群書を總べて七略となす、曰く輯略、曰く六藝略、曰く諸子略、曰く詩賦略、曰く兵書略、曰く術數略、曰く方技略、

六經之道、簡嚴易直、而天人備、故其愈久而益明。

**段落**　第三大段の第一小段なり、經を論ず、

**講說**　六經の道は簡嚴にして平易なるに拘はらず、天と人との道皆備はる、故に其久しきほど益す明かなり、

其餘作者衆矣、質之聖人、或離或合、然其精深閎博、各盡其術、而怪奇偉麗、往往震發於其間、此所以使好奇博愛者不能忘也。

**段落**　第三大段の第二小段なり、經以外の諸書を論ず、

**講說**　其餘の作者衆きことなるが、之を聖人の道に質すに、或は之と離れ或は之に合ひ、醇駁一ならず、然れども其意は精深にして其辨は閎博、各其道を盡して怪奇偉麗なる者、往々其間に發することあり、此れ世の奇を好み博く愛する人士が此等の書を忘る丶能はざる所以なり、

**文法**　此れ史子集の三部を括す、

然凋零磨滅、亦不可勝數、豈其華文少實、不足以行遠歟、而俚言俗說猥有存者、亦其有幸不幸者歟。

しなり、

注解　「遊談放蕩」遊談とは遊說談論、下の田愼二子の如き是れなり、放蕩とは取締りなきことにして、下の列、莊の如き是れなり、

夫王迹熄而詩亡、離騷作而文辭之士興、歷代盛衰、文章與時高下、然其變態百出、不可窮極、何其多也、」

段落　第一大段の第四小段なり、

講說　夫れ王者の迹絕えてより詩亡び、離騷作つてより文辭の士興る、歷代に盛あり衰あり、文章も其時に從つて或は上り或り下る、然れども盛衰關係の外、其變態は種々に成り行き、押し窮むること出來ず、何として斯く多きぞ、

注解　「王迹熄而詩亡」孟子離婁下に云ふ、王者之迹熄而詩亡と、周の初めには釆詩の官あり、民間の詩を釆り、之を太師即ち音樂の官に呈し、音樂の官は之を音律に上せて天子に奏聞するの例なり、天子亦巡狩して、其地方の詩を陳せしむることあり、公卿士大夫に命じて詩を獻ぜしむることあり、以て風俗の淳漓と政治の得失とを觀て、鑑戒の用に供せり、然るに周の衰ふるや、巡狩釆詩の事絕えたりしかば、孟子は斯く云ひしなり、「離騷」楚の屈原作る所、

自漢以來、史官列其名氏篇第、以爲六藝九種七略、至唐始分爲四類、曰經史子集、而藏書之盛、莫盛於開元、其著錄者五萬三千九百一十五卷、而唐之學者自爲之書、又二萬八千四百六十九卷、嗚呼可謂盛矣、」

段落　第二大段なり、

講說　漢より以來、歷史掛の役人が著述家の名氏と篇第とを列して、六藝、九種、七略とし、唐に至り始め

略ながら分ることゝなれり、然れども右は説として は固より已に其繁多なるに堪へざりき、
**注解**「焚於秦而復出於漢」韓退之の原道及び與孟尙書」書の處に審かなり、「章句之學」王肅、鄭玄の如き學派を指す、

至於上古三王五帝以來世次、國家興滅終始、僭竊僞亂、史官備矣、而傳記小說、外暨方言地理職官氏族、皆出於史官之流也、

**段落** 第一大段の第二小段なり、史に就いて言ふ、
**講説** 上古の三王五帝以來に於ける世代の順次、國家の興りしと亡びしと、始めと終りと僭稱竊位の君、僞朝亂賊に至つては、朝廷の歷史編修官の記する所備れり、而して傳記小說より、外は方言なり、地理なり、職官なり、氏族なりに及ぶまで、皆史官の流に出でたるものなり、

**注解**「傳記小說」穆天子傳、飛燕外傳の類、

自孔子在時、方修明聖經、以絀繆異、而老子著書論道德、接乎周衰、戰國遊談放蕩之士、田駢愼到列莊之徒、各極其辨、而孟軻荀卿、始專修孔氏、以折異端、然諸子之論、各成一家、自前世皆存而不絕也、

**段落** 第一大段の第三小段なり、子に就いて言ふ、
**講説** 孔子の世に在せし時より、恰も聖人の經典を修明して、以て謬說異端を斥けたるに、老子は書を著はして道德を論じ、周の衰ふるに接續して戰國時代の遊談、放蕩の士、田駢、愼到、列、莊の徒は各其の辨を極め、而して孟軻と荀卿とは、始めより專ら孔氏の道を修めて異端を挫きたり、然れども諸子の論は各一家をなし、前世より何れも保存せられて絕えざり

纂評

○沈德潛評　聚斂の臣、猶ほ木の蠹あるが如し、而して人主の欲を肆にして節なきときは、則ち根本傷壞、以て衆蠹の叢生を致すなり、論中、痛切に之を言ふ、之を取る節なく、之を用ふる度なきに由るを見る、法愈よ煩弊愈よ滋く、民愈よ病んで、國隨つて以て亡ぶ、有唐一代の爲に言ふ、獨り有唐一代の鑑となすのみにあらざるなり、人君たる者、心を清くし欲を寡くして聚斂の小人を絶てば、則ち其可なるに庶し、

○茅鹿門評　論悉、文亦跌宕、

## 藝文志論

**解題**　是れ亦新唐書の中に在る所なり、

**主意**　唐の藏書の盛んなるを言ふ、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「何其多也」に至るまでを第一大段となす、四部の書の存して多きを言ふ、「自漢以來」より「嗚呼可謂盛矣」に至るまでを第二大段となす、唐の藝文を敘す、六經之道」より篇尾に至るまでを第三大段となす、書の醇駁、傳滅と幸不幸とを論ず、

自六經焚於秦、而復出於漢、其師傳之道中絶、而簡編脱亂訛缺、學者莫得其本眞、於是諸儒章句之學興焉、其後傳注箋解義疏之流、轉相講述、而聖道粗明、然其爲說、固已不勝其繁矣、

**段落**　第一大段の第一小段なり、經に就いて言ふ、

**講說**　六經が秦の時に焚かれてより後、漢の世に至つて復び出でたるが、其師より弟子に、弟子より又其弟子にと傳へ來れる道は中絶に及び、書物も或は脱け落ち、入り亂れ、轉訛缺損せしもの多かりければ、學ぶ者に於ては六經の本眞を得るものなし、是に於て章や句を吟味するの學問興りしが、其後更に傳注と云ひ、箋解と云ひ、義疏と云ふが如き末流の解釋書出でゝ、次第に講じ述ぶる所より、聖人の道も極の概

姦利邪臣、取濟一時、屢更其制、而經常之法、蕩然盡矣、由是財利之說興、聚斂之臣進、蓋口分世業之田壞而爲兼幷、租庸調之法壞而爲兩稅、至於鹽鐵轉運屯田和糴鑄錢括苗權利借商進奉獻助、無所不爲矣、蓋愈煩而愈弊、以至於亡焉、』

**段落**　第二大段の第二小段なり、唐制の弊を言ふ、

**講說**　唐制の弊に及んでは、兵は餘計となり、官は亂雜となり、此の二箇條が實に國の大害をなせり、天寶より以來、大盜屢ば興り、方鎭數ば叛き、兵亂の興ることは累世息むときなく、而して費用は節する能はず、其上驕君昏主、又は姦利を事とする邪臣等、一時の便利を取つて幾度となく其制を更め、而して經常の法は蕩然と跡方なしに消滅せり、是に由り財利の說興り、聚斂の臣進めり、蓋し口分世業の田壞れて有力者の土地兼幷となり、租庸調の法壞れて夏秋二季稅となれり、鹽鐵、轉運、屯田、和糴、鑄錢、括苗、權利、借商、進奉、獻助に至つては爲さゞる所なし、蓋し愈よ煩となつて愈よ弊し、斯くて亡ぶるに至れり、

**注解**　「兩稅」唐の德宗の時、楊炎、相となり、遂に兩稅法を作り、夏の徵收は六月を過ぎず、秋の徵收は十一月を過ぎず、「鹽鐵」共に官業に屬す、「轉運」是れ亦官營の米穀運漕法なり、「和糴」錢を出だし米を買ふなり、「括苗」青田を檢して貢賦を收めしむるなり、「權利」專賣を謂ふ、「借商」金を富商より借り入るゝこと、德宗の時、兩河の兵役の爲め財政困難なりしに因る、「進奉獻助」御用金若しくは獻金の類、

**文法**　是れ亦一正一反の法を用ふ、

**總說**

虛論一段、實論一段にして、各正反二小段に分れ、冒頭なく、結論なく、結構甚だ索寞たるを免れず、是れ蓋し全文に非ざるなり、故に山陽之を評して云ふ、諸志論必ず其全を擧ぐ、乃ち作者の用意を見る、佳處を節取す、其佳を見ざるに至ると、

きは利源經營の說與つて、聚斂の臣用ひらる、記に云ふ、いつそ、盜賊を働く臣下を飼ひ置く方ましなりと、夫れ盜臣は誠に惡むべし、然れども其害は一人に止まる、聚斂の臣用ひらるゝに至つては經常の法破壞せられて、下のもの其弊に勝へず、

**注解**「聚斂」人民より苛税を責め取つて上を肥す、「記曰寧畜盜臣」記は禮記なり、大學中の語、大學は舊と禮記の一篇なり、原文に與其有聚斂之臣寧有盜臣に作る、

**文法** 此一段は、一正一反の法を用ふ、

唐之始時、授人以口分世業田、而取之以租庸調之法、其用之也有節、蓋其畜兵以府衛之制、故兵雖多、而無所損、設官有常員之數、故官不濫而易祿、雖不及三代之盛時、然亦可以爲經常之法也、

**段落** 第二大段の第一小段なり、唐制の善を言ふ、

**講說** 唐の始めの時は、人に授くるに口分竝に世業田を以てし、人より取るには租庸調の法を以てす、其取り上げたるものを使用するには定限あり、蓋し兵士を畜ふるには府衛の制あり、故に兵は多しと云ふとも財政上に於て損する所なし、又官を設くるに常員の定數あり、故に官は濫雜とならずして祿を付し易し、三代の盛んなる時代には及ばずと雖も、亦經常の法となすべき者なりしなり、

**注解**「口分世業田」丁年の民に一頃の田を給し、十の二を世業とし、八を口分となす、「租庸調」租は田賦、庸は口賦、調は戶賦、「府衛」唐の兵區は六衛、六百三十四府、

**文法** 經常の二字、篇首を顧みる、

及其弊也、兵冗官濫、爲之大蠹、自天寶以來、大盜屢起、方鎭數叛、兵革之興、累世不息、而用度之數不能節矣、加以驕君昏主、

足而下不困、故量人之力而授之田、量地之產、而取以給公上、量其入而出之、以爲用度之數、是三者、常相須以濟而不可失、失其一則不能守其二、

**段落**　第一大段の第一小段なり、古代を言ふ、

**講說**　古へに於て其國を治めて斯の人民を愛養するものは、必ず經常簡易の法を立て、上は物を愛して其下を養ひ下は力を勉めて其上に事へ、上は富足にして下は困窮せざる樣になすなり、故に其方法として、人の力を量つて耕し得る丈の田を授け、地の產出額を量り、取り上げて公上の入用に供し、其收入に應じ之を出だし、以て費用の額となす、是の三者は相待つて目的を遂げ、失ふべからず、三者の中に於て其一を失ふときは、餘の二を守る能はず、

及暴君庸主、縱其佚欲、而苟且之吏、從之變制合時、以取寵於其上、故用於上者無節、而取於下者無限、民竭其力而不能供、由是上愈不足而下愈困、則財利之說興、而聚斂之臣用、記曰、寧畜盜臣、盜臣誠可惡、然一人之害爾、聚斂之臣用、則經常之法壞、而下不勝其弊焉、

**段落**　第一大段の第二小段なり、後世を言ふ、

**講說**　凶暴の君や、凡庸の主が、己れの放佚嗜欲を逞しうするに及び、間に合せ主義の役人等は、君主の欲する所に從ひ、制度を變じて當世に合せ、斯くて君の寵愛を取る、故に上に於て用ふる所の費額は制節なく、下より取り上ぐる稅額制限なく、人民は其力の有る限りを盡して働くと雖も上に供する能はず、是に由つて上は愈足らずして下は愈困む、斯くなると

施於貞觀開元之間、亦可謂盛矣、而不能至三代之隆者、具其文而意不在焉、此所謂禮樂爲虛名也、」

**段落**　第五大段なり、

**講說**　抑も其文書記錄を取調べ見るに、備はれりと謂ふべし、之を以て貞觀開元の間に施す、亦盛んなりと謂ふべし、然るに三代の隆なる點に達する能はざるものは、其文面のみを具へたる迄にて肝腎なる本意在らざることとなるが、此れ謂はゆる禮樂が虛名なるなり、

**文法**　賴山陽云ふ、敘事已に了る、仍ほ議論を以て之を結ぶ、許の大筆力に非ざれば能はざるなり、

總說

唐禮の變遷を敘する處、事實として取るべし、論旨の如きは、則ち老生の常談に過ぎず、

纂評

○沈德潛評　西漢の世、禮、叔孫通に定まり、樂、李延年、司馬相如に定まる、其名具して精意存せず矣、況や漢京以後をや、作者、源流を洞徹し、能く其大を見る、而して有唐一代の禮を敘次す、明整典核、議論、筆力、兩つながら其勝を擅にす、

## 食貨志論

**解題**　食貨とは猶ほ財政と曰ふが如し、

**主意**　唐の財政紊亂は經常の法を失ふに在るを言ふ、

**段落**　凡そ二大段より成る、篇首より「而下不勝其弊焉」に至るまでを第一大段となす、虛論なり、「唐之始時」より篇尾に至るまでを第二大段となす、實論、

古之善治其國而愛養斯民者、必立經常簡易之法、使上愛物以養其下、下勉力以事其上、上

撰定の上、一百五十卷とせしが、是を大唐開元禮となす、是に由り唐の五禮の文始めて備はり、而して後世之を用ひ、時により小しく損益ありと雖も過ぐる能はざるなり、

**注解**　「折衷」中程にて折合をつくるなり、

貞元中、太常禮院修撰王涇、考次歷代郊廟沿革之制、及其工歌祝號、而圖其壇屋陟降之序、爲郊祀錄十卷、

**段落**　第四大段の第四小段なり、郊祀錄を序す、

**講說**　貞元中に太常禮院修撰王涇と云ふもの、歷代の郊廟沿革の制及び其の工歌祝號を取調べて順序を定め、壇屋升降の位置を圖にし、郊祀錄十卷を作れり、

**注解**　「沿革」沿は從前の儘、革は新規、變遷と云ふが如し、「工歌」樂官を工と曰ふ、「壇屋」壇は祭場、屋も祭を行ふ所の建築、

元和十一年祕書郞修撰韋公肅、又錄開元已後禮文損益、爲禮閣新儀三十卷、

**段落**　第四大段の第五小段なり、禮閣新儀を叙す、

**講說**　元和十一年祕書郞修撰韋公肅又開元以後の禮文の增減を記錄して禮閣新儀三十卷を作れり、

十三年、太常博士王彥威、爲曲臺新禮三十卷、又採元和以來王公士民婚祭喪葬之禮、爲續曲臺禮三十卷、

**段落**　第四大段の第六小段なり、正續曲臺禮を叙す、

**講說**　十三年に太常博士王彥威は曲臺新禮卅卷を作り、又元和以來三公士民婚祭喪葬の禮を採り、續曲臺禮三十卷を作れり、

嗚呼考其文記、可謂備矣、以之

玄宗開元十年、以國子司業韋縚、爲禮儀使、以掌五禮、十四年通事舍人王嵒、上疏請刪去禮記舊文、而益以今事、詔付集賢院議、學士張說以爲禮記不刊之書、去聖久遠、不可改易、而唐貞觀顯慶禮、儀注前後不同、宜加折衷、以爲唐禮、乃詔集賢院學士右散騎常侍徐堅、左拾遺李銳、及太常博士施敬本撰述、歷年未就而銳卒、蕭嵩代銳爲學士、奏起居舍人王仲邱撰定、爲一百五十卷、是爲大唐開元禮、由是唐之五禮之文始備、而後世用之、雖時小有損益、不能過也、

**段落**　第三大段の第四小段なり、唐禮の備はることを叙す、

**講說**　玄宗の開元十年に、國子司業韋縚を以て禮儀使となして、五禮を掌らしめたり、十四年通事舍人の王嵒と云ふもの上疏して、禮記の舊文を刪り去り、益すに今世の事を以つてせんことを請へり、詔して集賢院の議に付せし處、學士の張說以爲へらく、禮記は刊り去るべからざるの書なり、今や聖人の時代を去ること久遠なれば、之を改易することは不可なり、而して唐の貞觀と顯慶との禮は、儀式に關する注釋同じからざれば、宜しく折衷を加へて唐の禮を作るべしと、乃ち集賢院の學士右散騎常侍徐堅、左拾遺李銳、及び太常博士施敬本に命じて撰述せしめしに、數年を歷れ共、未だ完成せざる中に李銳は卒去し、蕭嵩銳に代り學士となり、起居舍人王仲邱を薦め上げて

社、仲春の中の戊の日の祭、一 貞觀 太宗の年號、

高宗又詔太尉長孫無忌、中書令杜正倫、李義府、中書侍郎李友益、黃門侍郎劉祥道、許圉師、太師賓客許敬宗、太常卿韋琨等、增之、爲一百三十卷、是爲顯慶禮、

**段落**　第三大段の第二小段となす、唐禮の增補を敍す、

**講說**　高宗、又太尉長孫無忌、中書令杜正倫、李義府、中書侍郎李友益、黃門侍郎劉祥道、許圉師、太師賓客許敬宗、太常卿韋琨等に詔し、之を增して一百三十卷となせしが、是を顯慶禮となす、

其文雜以式令、而義府敬宗方得幸、多希旨傅會、事既施行、議者皆以爲非、上元三年、詔復用貞觀禮、由是終高宗世、貞觀顯慶二禮兼行、而有司臨事、遠引古義、與二禮參考、增損之、無復定制、武氏中宗、繼以亂敗、無可言者、博士掌禮、備官而已、

**段落**　第三大段の第三小段なり、唐禮の變を敍す、

**講說**　其文は雜ふるに式令を以てし、而して李義府、許敬宗の二人、寵幸を得つゝあり、多く天子の思召に叶はんとて附會せしかば、已に施行に及びたるに拘らずして論者は之を非とせり、是に於て上元三年詔して、復び貞觀令を用ふることゝなれり、是に由り高宗の世を終ふるまで貞觀、顯慶の二禮は竝び行はれ、而して有司、事に臨み遠く古義を引き、貞觀、顯慶の二禮と參考して、之を增減するのみにて、復た一定の制なく、武氏、中宗の二代は敗亂相繼ぎ、言ふに足るものなく、博士は禮を掌り、官に備はるのみ、

冠昏喪葬之禮、在者幾何、

**段落**　第二大段の第三小段なり、本段を收む、

**講説**　扨も禮の器は善を見習へども其意味を知らず、其本を忘れて其末節を存し、其れすら完全に備はらず、謂はゆる朝覲、聘問や、射郷、食饗や、師田や、學校や、冠、婚、喪、葬の禮や、在るもの幾何ぞや、

**注解**　「昏」婚なり、

自梁以來、始以其當時所行、傅於周官五禮之名、各立一家之學、唐初即用隋禮、至太宗時、中書令房玄齡、秘書監魏徵、與禮官學士等、因隋之禮、增以天子上陵、朝廟、養老、大射、講武、讀時令、納皇后、皇太子入學、太常行陵、合朔、陳兵、大社等、爲吉禮六十一篇、賓禮四篇、軍禮二十篇、嘉禮四十二篇、凶禮十一篇、是爲貞觀禮、

**段落**　第三大段の第一小段なり、唐禮の始を叙す、

**講説**　梁より以來、始めて其當時行ふ所の禮に、周官に見えたる五禮の名を施し、各禮毎に一家專門の學を立てき、唐の初めは其儘隋の禮を用ひし處、太宗の時に至り、中書令房玄齡、秘書監魏徵が禮官、學士等と、隋の禮に因つて、之に天子上陵、朝廟、養老、大射、講武、讀時令、納皇后、皇太子入學、太常行陵、合朔、陳兵、太社等を增加し、吉禮六十一篇、賓禮四篇、軍禮二十篇、嘉禮四十二篇、凶禮十一篇を作れり、之を貞觀禮となす、

**注解**　「五禮」吉、凶、軍、嘉、賓なり、「上陵」天子が祖宗の山陵に參詣せらるゝこと、「朝廟」宗廟への參詣、「讀時令」時節の行事を讀み聞かすこと、「納皇后」皇后の立てられて宮中に入るを謂ふ、「太常行陵」太常職の者、山陵を巡視すること、「合朔」朔日の禮、「大

なりと、三代の禮樂に至つては、其名目と物件とを具へて役人の所に藏め置き、時に取出して之を郊廟朝廷に用ひて曰く、此れが禮なり、民を敎ふる機關なりと、此れ謂はゆる、政治二途に出でゝ、禮樂虛名となるものなり、

**注解**　「苟簡」苟且簡易、「簿書」帳面、「民物」民は名の誤、

故自漢以來、史官所記、事物名數降登揖讓拜俛伏興之節、皆有司之事爾、所謂禮之末節也、夫然、用之郊廟朝廷、自搢紳大夫、從事其間者、皆莫能曉習、而天下之人至於老死、未嘗見也、況欲識禮樂之盛、曉然諭其意、而被其敎化、以成俗乎、

**段落**　第二大段の第二小段なり、禮の末節存して本意亡ぶるを論ず、

**講說**　故に漢より以來、史官の記せし事物、名數、降登、揖讓、拜俛、伏興の節は、皆有司の事務のみ、謂はゆる禮の末節なり、夫れ右の次第なるが故に、之を郊廟に用ひ朝廷に用ふれども、搢紳大夫を首として其間に從事する人々も、皆能く明るくして熟し覺えたる者なく、天下の人に至つては未だ嘗て見しことさへあらず、況や禮樂の立派なる加減を心得、明白に其本意を吞込み、其敎化を被つて一般の風俗を成立せしめんと欲するをや、

**注解**　「名數」名目と物數、「降登」堂の階を登り降りすること、「揖讓」互に挨拶して前後を讓り合ふこと、「拜俛」拜伏すること、俛は俯の字に同じ、「伏興」身を屈め又は起立すること、「搢紳」貴人紳士、

嗚呼、習其器而不知其意、忘其本而存其末、又不能備具、所謂朝覲聘問射鄕食饗師田學校

「爵」杯の一種、「俎豆」前に出づ、「郊」天を祀る所、「朝覲聘問」禮記曲禮に曰く、諸侯、大夫をして諸侯に問はしむるを聘と曰ふ、公羊傳、大夫來るを聘と曰ふ、穀梁傳、聘は問ふなり、儀禮、大問を聘と曰ひ、小聘を問と曰ふ、「射鄉食饗」射鄉は競射會なり、食饗は親睦會なり、禮記の樂記に曰く、射鄉、食饗は、交接を正す所以なり、「師田」兵師の演習及び田獵、

及三代已亡、遭秦變古、後之有天下者、自天子百官、名號位序、國家制度、宮車服器、一切用秦舊、其間雖有欲治之主、思所改作、不能超然遠復三代之上、而牽其時俗、稍即損益、大抵安於苟簡而已、其朝夕從事、則以簿書獄訟兵食、爲急、曰此爲政也、所以治民、至於三代禮樂、具其民物、而藏於有司、時出而用之郊廟朝廷、曰此爲禮也、所以教民、此所謂治出於二、而禮樂爲虛名、

**段落**　第二大段の第一小段なり、三代以後禮の虛名たるを言ふ、

**講説**　三代已に亡び、秦の古制を變革するに遇ひ、後の天下を有つものは、天子、百官の名稱並に順序、國家の制度、宮車、服器より、一切秦の舊制を用ひ、其間に治平を欲する所の君あつて、改めて禮樂を作らんことを思ひしことあれども、超然として遠く三代の上に復する能はずして、其時の風俗に牽かされ、少しばかり在來の者に卽いて損益する位にて、大抵は間に合せと手輕とに安んずるに過ぎず、其朝夕に從事する所に於ては、文書の扱ひや、裁判や兵備、農務を急なりとして曰く、此れが政事にて、民を治むる機關

弁以爲服、尊爵俎豆以爲器、金石絲竹以爲樂、以適郊廟、以臨朝廷、以事神而治民、其歲時聚會、以爲朝覲聘問、歡欣交接、以爲射鄕食饗、合衆興事、以爲師田學校、下至里閭田畝吉凶哀樂、凡民之事、莫不一出於禮、由之以教其民、爲孝慈友悌忠信仁義者、常不出於居處動作衣服飮食之間、蓋其朝夕從事者、無非乎此也、此所謂治出於一、而禮樂達天下、使天下安習而行之、不知所以遷善遠罪而成俗也、』

**段落**　第二大段なり、

**講說**　古へは宮室車輿を以て居場所となし、衣裳冕弁を以て服となし、尊爵俎豆を以て器となし、金石絲竹を以て樂となし、此の如くして郊廟に適き、此の如くにして朝廷に臨み、此の如くにして神に事へ民を治む、其季節季節に聚會するは其れに因つて朝覲聘問をなすなり、歡欣交接するは、其れに因つて射鄕食饗をなすなり、衆を聚めて事を興すは、其れに因つて師田、學校をなすなり、下は村里片田舍に於ける吉凶哀樂の事に至るまで、一として禮に出でざるものなし、之に由つて以て其民を教ふるが故に、孝慈、友悌、忠信、仁義を爲すものは、常に平常と、行動若しくは衣服飮食の間を出でず、但し其朝に夕に爲すことは、此れに非ざるなし、此れ謂はゆる政治一に出で、禮樂天下に達し、其結果、天下の人落付き慣れそみて之を行ひ、知らず知らず善に遷り罪に遠ざかりて、自然一般の風俗となるなり、

**注解**　「弁」冠の一種、「尊」樽に同じ、酒を蓄ふる器、

此の如し、○相傳ふ、龍王、公の此文を讀まんと欲す、龍をして之を攫して去らしめ、旋た公の爲に墓所に立つ、故に碑旁に爪角の痕あつて磨滅せざるなりと、此れ誕妄の語、斷じて信ずべからず、

○賴山陽評　己れ童稚父を喪ふ、故に碑文總べて母の口中より寫し出だす、○又曰く、母の賢を寫す、乃ち父の賢を見る、皆己れの知るを得る者に就いて之を敍す、而して其知るを得ざる者其中に在り矣、作法妙、○又曰く、文體極めて變、文情極めて正、

## 禮樂志論

**解題**　此れ新唐書の禮樂志の論なり、新唐書は歐陽修が宋祁と勅を奉じて撰びし所にして、就中志、表は歐の手に成る、

**主意**　唐の時代に禮樂は虛器となつて政治の用をなさゞりし事を云ふに在り、

**段落**　凡そ五大段より成る、篇首より「禮樂爲虛名」に至るまでを第一大段となす、綱領を揭ぐ、「古者宮室車輿以爲居」より「不知所以遷善遠罪而成俗也」に至るまでを第二大段となす、三代以上、禮樂の名實共に具りしことを論ず、「及三代已亡」より「在者幾何」に至るまでを第三大段となす、「三代以下禮樂の名あつて實亡びたるを論ず、「自梁以來」より「爲續曲臺禮三十卷」に至るまでを第四大段となす、唐禮を論ず、「嗚呼」より篇尾に至るまでを第五大段となす、主意を結ぶ、

由三代而上、治出於一、而禮樂達於天下、由三代而下、治出於二、而禮樂爲虛名、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　夏殷周の三代より以前は、政治が一に出でゝ、禮樂が天下中に行き亙りしかども、三代より以後は、政治が二に出でゝ、禮樂、虛名となる、

**文法**　高梅亭云ふ、起六語、大識見、大眼孔、○沈德潛云ふ、議論正大、筆力亦復た橫絕、

古者宮室車輿以爲居、衣裳冕

朔、十有五日乙亥、男推誠報德崇仁翊戴功臣、觀文殿學士、特進行兵部尙書知靑州軍州事兼管內勸農使、充京東東路安撫使、上柱國樂安郡開國公、食邑四千三百戶、實封一千二百戶修表す』

**段落**　第五大段の第三小段なり、己れの官銜を署す、

**講說**　熙寧三年、歲星の庚戌に次するの年、四月辛酉朔、其月十五日乙亥、男推誠保德崇仁翊戴功臣、觀文殿學士、特進、行兵部尙書知靑州軍州事、兼管內勸農使、充京東東路安撫使、上柱國、樂安郡開國公、食邑四千三百戶、實封一千二百戶修表す、

**纂評**

○呂晚村評　瀧岡阡表は、本と三朝の錫命の爲に恩榮を記述して、其自る所を推本す、他の墓表と同じからず、處々自身を關着するを要す、其先德を稱美するに至つては、只だ一二事を擧げて、以て其餘を槪す、更に他及せず、立言の體、固より各當る所あるなり、否らざれば則ち略に近し矣、荊川文編、之を評して變と曰ふ、正に其他表と同じからざるを謂ふのみ、

○茅鹿門評　幼孤にして父の德を表せんと欲するなり、其母の言に於てす、故に體を得となす、

○高梅亭評　待つ有るの二字是れ綱領、皇考仁孝、是れ待つある條目、皆自る所を推本するの意なり、太夫人の口中より述出す、卽ち是れ母敎、善く父の志を成す處、中に太夫人の儉德を挿敍し、後に美を祖考の善德に歸す、皆待つあるの意と關合す、立言、體あり、而して情詞懇惻、至性至文、

○沈德潛評　特に己れの顯揚を舖陳せざるのみならず、幷に崇公の行事を實陳せず、只だ太夫人の語中より一二を傳述す、而して崇公の孝子仁人たる、以て其孝孫を庇賴するに足るもの、千載見るが如し、此れ至文なり、若し近代鉅公に出でば、必ず其先人を揚げて周孔となさん矣、○表を按ずるに、崇公の年、太夫人より長ずる二十九年、古人配偶、年齡を論ぜざること

常也、惟我祖考、積善成德、宜享其隆、雖不克有於其躬、而賜爵、受封、顯榮褒大、實有三朝之錫命、是足表見於後世而庇賴其子孫矣。

**段落**　第五大段の第一小段なり、報あるを言ふ、

**講說**　是に於て小子修泣いて曰く、扨も善をなす人は天より之に報いざることとなし、而して或は遲きことあり、或は早きことあり、時に不同あるは理の常なり、惟れ我が祖考は善を積み德を成す以上は、宜しく其隆なる運命を享くべき筈なり、但し生前其身に於て之を有する能はざりきと雖も、朝廷より爵位を賜はり封號を受け、榮譽廣大の至り、實に此三朝の恩命ありしことは、後世に表はし示して、其子孫に至るまでも其御蔭を被らしむるに足れり、

**注解**　「小子」父に對する自稱、「三朝」仁宗、英宗、神宗、

乃列其世譜、具刻於碑、既又載我皇考崇公之遺訓、太夫人之所以敎而有待於修者、並揭於阡、俾知夫小子修之德薄能鮮、遭時竊位、而幸全大節、不辱其先者、其來有自。

**段落**　第五大段の第二小段なり、待つあるを言ふ、

**講說**　乃ち代々の系圖を列して悉く碑に刻し、既にして又我が皇考崇公の遺訓、太夫人の敎へ給ひて修に待つありし所を載せて、阡に揭げ、夫の修の德薄く能少きも、時に遇ひ位を忝くし、幸ひに大節を全うし、其祖先を辱めざりしものは、其由つて來る所を知らしむ、

**文法**　此れ待つあるの意を收繳して、美を祖宗の積德、崇公の遺訓、太夫人の敎に歸す、字々體あり、

熙寧三年、歲次庚戌、四月辛酉

て祿を得て母を養ふことを得、又十有二年、朝廷に出仕し、始めて亡父に爵位を贈らるゝことを得たり、又十年にして龍圖閣直學士、尚書吏部郎中となり、南京を留守す、太夫人は疾を以て官舍に終る、享年七十二、又八年、修は不才を以て入つて樞密に副となり、遂に政事に參與し、又七年にして罷めらる、二府に登りしより、天子恩を推し、其三世を襃贈せらる、

**注解**　「二府」樞密と中書とを謂ふ、

蓋自嘉祐以來、逢國大慶、必加寵錫、皇曾祖府君、累贈金紫光祿大夫太師中書令、曾祖妣、累封楚國太夫人、皇祖府君、累贈金紫光祿大夫太師中書令、兼尚書令、祖妣、累封吳國太夫人、皇考崇公、累贈金紫光祿大夫太師中書令、兼尚書令、皇妣、累封越國太夫人、今上初郊、皇考賜爵爲崇國公、太夫人進號魏國、

**段落**　第四大段の第二小段なり、襃贈を叙す、

**講說**　蓋し嘉祐より以來、國の大慶に逢へば、每も有り難き加贈を被ることに限り、皇曾祖府君は金紫光祿大夫太師中書令を累贈せられ、曾祖妣は楚國太夫人に累封せられ、皇祖府君は金紫光祿大夫太師中書令兼尚書令を累贈せられ、祖妣は吳國太夫人に累封せられ、皇考崇公は金紫光祿大夫 太師中書令兼尚書令を累贈せられ、皇妣は越國太夫人に累封せらる、今上初めて郊祭を行はれし時、皇考は爵を賜ひて崇國公となり、太夫人は號を進めて魏國夫人となりぬ、

**注解**　「嘉祐」仁宗の年號、「今上」神宗なり、

**文法**　此に到り、家世の恩榮を總次す、

於是小子修泣而言曰、嗚呼爲善無不報、而遲速有時、此理之

吾兒不能苟合於世、儉薄所以居患難也、其後修貶夷陵、太夫人言笑自若曰、汝家故貧賤也、吾處之有素矣、汝能安之、吾亦安矣』

段落　第三大段なり、

講說　先公は少にして孤兒となり、學問を力め給ひ、咸平三年、進士及第を以て道州の判官、泗綿二州の推官となり、又泰州の判官となる、享年五十有九、沙溪の瀧岡に葬る、太夫人、姓は鄭氏、考、諱は德儀、世江南の名族たり、太夫人は恭儉仁愛にして禮あり、初め福昌縣太君に封ぜられ、又爵を進めて樂安、安康、彭城三郡の太君に封ぜらる、其家少うして微賤なりし時より、其家を治むるに節儉を以てし、其後稍安樂なる時に至つても之に過ぐることなからしめて曰く、吾が兒は世に合ふこと能はざれば、患難に遇ふことあるべし、而して此の如き經濟は患難に處する所以なりと、其後修は夷陵に貶せられしも太夫人は言語談笑自若として曰く、汝の家は初めより貧賤なりければ、吾れは貧賤に處する下地あり、汝能く之を安んせば、吾れも安んずべしと、

自先公之亡二十年、修始得祿而養、又十有二年、列官於朝、始得贈封其親、又十年、修爲龍圖閣直學士尙書吏部郎中、留守南京、太夫人以疾終於官舍、享年七十有二、又八年、修以非才、入副樞密、遂參政事、又七年而罷、自登二府、天子推恩、褒其三世、

段落　第四大段の第一小段なり、已れの榮達を敍す、

講說　先公の卒去ありしより二十年の後、修は始め

らんには、余は此子の成立を見屆くること出來ざる次第なり、成長の後我が此語を以て之に告げよと、平生他の子弟を敎ふるにも常に此語を用ひられしゆゑ、吾が耳に聞き慣れしため能く悉しく話すことの出來得る譯なり、家の外に於ける行事は、婦人の身とて之を知る由もなきが、其家に居る時は取繕ふ所なきに、其爲す所此の如くなるを見れば、是れ眞に心の底より發したるものか、扨も其心の仁に厚きものか、吾れは之れが爲に汝の父の必ず將に後あらんとするを知りしなり、汝之を勉めよ、

**注解**　「歳行」干支のまはりなり、

**文法**　先人の言を叙する數行の文字は、筆路繚繞にして、藤蘿の木を纏へるが如し、東坡父子、往々之れあり、

夫養不必豐、要於孝、利雖不得博於物、要其心之厚於仁、吾不能敎汝、此汝父之志也、修泣而志之不敢忘、』

**段落**　第二大段の第五小段なり、二語を結ぶ、

**講說**　夫れ養ふことは十分に及ばずとも、孝を以て要とす、利は物に行き渡ることを得ずとすとも、其心の仁に厚きを要とす、吾れは汝に敎ふる能はざれども、右は汝の父の志なりと、修は泣いて之を記憶し、敢て忘れず、

先公少孤、力學、咸平三年、進士及第、爲道州判官、泗綿二州推官、又爲泰州判官、享年五十有九、葬沙溪之瀧岡、太夫人姓鄭氏、考諱德儀、世爲江南名族、太夫人恭儉仁愛而有禮、初封福昌縣太君、進封樂安安康彭城三郡太君、自其家少微時、治其家以儉約、其後常不使過之、曰、

求其生不得爾、吾曰、生可求乎、曰、求其生而不得、則死者與我皆無恨也、矧求而有得邪、以其有得、則知不求而死者有恨也、夫常求其生、猶失之死、而世常求其死也、回顧乳者抱汝而立於旁、因指而歎曰、術者謂我歲行在戌將死、使其言然、吾不及見兒之立也、後當以我語告之、其平居教他子弟、常用此語、吾耳熟焉、故能詳也、其施於外事、吾不能知、其居於家、無所矜飾、而所爲如此、是眞發於中者邪、嗚呼、其心厚於仁者邪、此吾知汝父之必將有後也、汝其勉之」、

**段落**　第二大段の第四小段なり、有後を說明す、

**講說**　汝の父が吏にてありし折、嘗て燭の下に官文書を取調べながら、屢ば中止しては嘆息に及びしかば、吾れ其仔細を尋ねたる處、其答に、此れは死刑の裁判事件なるが、吾れ何とか生かさんと其道を求むれども、之れなきを以て斯くは嘆息するのみと、吾れは生かすことは求めらるゝ者にやと問へるに、汝の父曰はるゝやう、生くべき道を求めて得られぬ ときは是非なき次第なれば、死する本人も、之を宣告する此方も恨みなし、況や幸ひに求めて得らるれば此上もなし、求めて得ることもあるが故に、求めずして死する者は嘸かし殘念ならんと知らるゝなり、夫れ常に生くべき道を求めてすら尙ほ過つて之を殺すことあり、然るに世の判官は、常に其死を求むるは痛ましきことなりと、此時汝の乳母が汝を抱きて旁に立てるを振り向き、指して嘆ぜらるゝやう、術者は我が戌年に死すべきことを言へり、若し其言ふ所誤りなか

不能知汝之必有立、然知汝父之必將有後也、

**段落**　第二大段の第二小段なり、前を承け後を起す、

**講説**　吾れ汝の家に嫁して婦となりしよりは、姑に事ふる間なかりき、然れども汝の父の能く母を養ひたることを知れり、汝孤となり又幼かりしかば、汝が必ず成立すべきことを知らざりき、然れども汝の父が必ず世繼あらんことを知れり、

**注解**　「不及事吾姑」姑は早く死せしかば、事ふるに及ばざりしなり、

**文法**　兩個の知の字は、知其一二の知の字に應ず、○曰く能養、曰く有後、下文の爲に二柱を立つ、

吾之始歸也、汝父免於母喪方逾年、歲時祭祀、則必涕泣曰、祭而豐、不如養之薄也、間御酒食、則又涕泣曰、昔常不足而今有餘、其何及也、吾始一二見之、以爲新免於喪適然耳、既而其後常然、至其終身、未嘗不然、吾雖不及事姑、而以此知汝父之能養也、

**段落**　第二大段の第三小段なり、能養を説明す、

**講説**　吾が嫁に來りし際は汝の父が母人の喪を終りて足掛一年なりしが季節季節の祭には必ず落涙して曰はれしは祭をなして物足るとも反て麁末にせよ生きて奉養するに若かずと、折々酒食を爲されし時も又涕泣して曰はるゝやう昔は毎も足らぬ勝なりしに今は餘あり、されど何として昔の幸福に及ばんや、吾は始め一二度之を見て考へしは汝の父喪の終りたてなるゆゑ偶然に左樣なりしならんと、然るに一生斯樣にあらざることなし吾姑に事ふる間なかりしも此れを以て汝の父の能く母親を養ひしことを知りぬ、

汝父爲吏、嘗夜燭治官書、屢廢而歎、吾問之則曰、此死獄也、我

**段落**　第一大段なり、

**講說**　扨も惟れ我が皇考崇公の瀧岡に葬られしより六十年目に、其子の修始めて能く其阡に表せしが、敢て遷延せしにあらず、蓋し待ちつゝありしなり、

**注解**　「皇考」禮記曲禮に云ふ、父を皇考と曰ふと、「卜吉」前に出づ、「瀧岡」江西吉安府永豐縣に在り、

**文法**　有待の二字、一篇の精神、

修不幸生四歲而孤、太夫人守節自誓、居貧自力於衣食、以長以教、俾至於成人、太夫人告之曰、汝父爲吏、廉而好施與、喜賓客、其俸祿雖薄、常不使有餘、曰、毋以是爲我累、故其亡也、無一瓦之覆、一壠之植、以庇而爲生、吾何恃而能自守耶、吾於汝父、知其一二、以有待於汝也、

**段落**　第二大段の第一小段なり、

**講說**　修不幸にして生れて四歲にして孤なり、太夫人は節を守り、自ら嫁せざることを誓ひ、貧窮に在りながら自ら衣食の事に務め、以て養育し以て教育し、成人に至らしめたるが、修に告げて曰く、汝の父は吏にてありしが、廉にして人に施すことを好み、又賓客を招待することを喜び、俸祿は薄給なるにも拘はらず、餘分を殘さしめずして曰く、金の爲に面倒を掛くる勿れと、斯かる次第なりければ、一枚の瓦の覆ふべき家もなく、一壠の畠の植付もなく、雨露を凌いで生活するの便もあらざりき、然るに吾れは何を恃として自ら節を守りしぞ、汝の亡き父の事に就き一二を知りたれば、其善行の結果が汝に報い來ることを待ちたるに外ならずと、

**文法**　不使有餘は廉に係り、毋爲累は施與に係る、庇は一瓦之覆を承け、爲生は一壠之植を承く、

自吾爲汝家婦、不及事吾姑、然知汝父之能養也、汝孤而幼、吾

段落　第六大段なり、

講說　吉甫は今大理寺丞となり、緱氏縣の知事を勤め、山甫は始めて進士を以て出身を賜ふと云ふ、

注解　「出身」官に就くなり、

總說

此れ歐公得意の手段、慣用の文調、碑序兩體の中に於て篇々相復す、而して尙ほ人をして通讀倦まざらしむ、是れ其歐公たる所以なり、

纂評

○茅鹿門評　通篇交情相感欷、更に諸篇に比すれば生色あり、文章中の國風なり、

○錢牧齋評　此れ韓公馬少監誌に倣ひ、而して痕跡の尋ぬべきなし、乃ち之に倣ふの至りなり、

○沈德潛評　都べて改葬に向つて意を着け、而して堯夫の生平を敍す、語復た簡略、師魯の誌、案ずべきあるを以てなり、中に文信賓佐僚吏宴游文酒の盛を寫す、末段、二十五年の情事を以て通篇を收攝す、啻に士衡の歎逝を讀むのみならず、感慨淋漓、文章の能事を極む、

# 瀧岡阡表

解題　此れ作者の父の墓表なり、瀧岡は地名、阡は墓道、

主意　己れの顯榮を致せしは先人の餘慶、墓表の遲延は今日の恩典を待てる爲なりと云ふに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「蓋有待也」に至るまでを第一大段となす、待つありしことを敍す、「修不幸生四歲而孤」より「不敢忘」に至るまでを第二大段となす、先人の大節を敍す、「先公少孤」より「吾亦安矣」に至るまでを第三大段となす、父爵、母族及び享年を敍す、「自先公之亡二十年」より「太夫人進號魏國」に至るまでを第四大段となす、褒贈を敍す、「於是小子修泣而言曰」より篇尾に至るまでを第五大段となす、主意を發揮す、

嗚呼、惟我皇考崇公卜吉於瀧岡之六十年、其子修始克表於其阡、非敢緩也、蓋有待也、

十餘年、王顧者死亦六七年矣、其送君而臨穴者、及與君同府而遊者、十蓋八九死矣、其幸而在者、不老則病且衰、如余是也、

**段落**　第五大段の第一小段なり、盛衰の變を叙す、

**講說**　君が歿せしより後、文僖公は罪を得、漢東に左遷せられて死し、屬官等も亦各身を引いて離散し、今師魯は死して十餘年にも及ばんとし、王顧も死して六七年になりぬ、昔し君の葬を送つて穴に臨む者、及び君と府を同じくして遊びたるもの、十の中多分八九は死亡せり、其幸ひにして生存する者は、老ゆるに非ざれば、病に罹り且つ衰へたり、余の如きは卽ち此連中なり、

**文法**　此れ皆二十五年中の事、極めて衰を寫し、前段と對照す、○以前は、奕を善くするもの一路閑々子を布くが如し、後に至り一齊收拾、閑著皆勝著矣、

嗚呼盛衰生死之際、未始不如是、是豈足道哉、惟爲善者、能有後、而託於文字者、可以無窮、故於其改葬也、書以遺其子、俾碣於墓、且以寫余之思焉、

**段落**　第五大段の第二小段なり、主意を叙す、

**講說**　扨も盛衰生死の遭遇は、元來此の如くならぬはなし、是れ豈に更めて言ふに足らんや、惟だ善をなす者は能く子孫あつて、文字に託する者は以て無窮なるべし、故に其改葬するに方り、書して以て其子に遺し碣して墓に立てしめ、且つ以て余の思ひを寫す、

**注解**　「碣」方なるを碑となし、圓なるを碣となす、

**文法**　是豈足道哉を以て、盛衰生死を卸却して不朽に轉ず、是を撇開法と曰ふ、○山陽云ふ、末段、風の落葉を捲き、一處に滾聚するが如く、而して己が銘を作るの由に歸到す、筆力縱恣にして收拾あり、

吉甫今爲大理寺丞、知緱氏縣、山甫始以進士賜出身云、

不亂、雖醉未嘗頽墮、與之居者、莫不服其德、故師魯志之曰、飭身臨事、余嘗媿堯夫、堯夫不余媿也、』

**段落**　第三大段の第三小段なり、其德を叙す、

**講說**　而して君の人となりは、寡言にして潔白、常に府中に坐して事務を捌き、文書を取調べ、尤も心を裁判に盡せり、初め辟を以て其府の推官となり、免官の後、又司錄に辟せられしが、河南の人は多く之を賴とせり、而して守尹は屢ば其材を薦めたるが、君は書も巧みにて詩を爲ることを喜び、暇あれば予に從つて遊べり、其言ふ所簡なれども意味深く、酒を飲んで終日の長きに及ぶも亂るゝことなく、又醉ふと雖も行儀のくづるゝことなし、之と居るもの、其德に服せざるものなし、故に師魯は之を記して曰く、身を飭へ事に臨むことは、余堯夫に媿づれども、堯夫は余に媿ぢずと、

**注解**　「守尹」留守河南尹、

始君之葬、皆以其地不善、又葬速、其禮不備、君夫人崔氏有賢行、能敎其子、而二子孝謹、克自樹立、卒能改葬君、如吉卜、君其可謂有後矣、』

**段落**　第四大段なり、

**講說**　始め君を葬りし時は、其地善からざりし上、又其式の早速なりしため、禮も自然不完全なりき、然るに君の夫人の崔氏は賢行あり、能く其子を敎育し、而して其子二人ともに孝順謹愼にして、善く一身を立て、結句能く君を改葬すること、よき占の如し、されば君には繼嗣其人ありと謂ふべし、

**注解**　「吉卜」支那の俗にては、子孫の發達を圖り、卜筮にて葬地を定むるなり、

自君卒後、文僖公得罪、貶死漢東、吏屬亦各引去、今師魯死且

人也、文僖公善待士、未嘗責以吏職、而河南又多名山水竹林茂樹奇花恠石、其平臺清池、上下荒墟草莽之間、余得日從先生長者、賦詩飲酒以爲樂、

**段落**　第三大段の第一小段なり、文僖公との關係を叙す、

**講説**　初め天聖明道の間、錢文僖公、河南の守たりしが、公は王家の子にして、仕へて貴顯の地位に至れり、公は何處に往くも多く文士を招集し、而して河南の屬官等は恰も皆當時の賢材知名の士なりしが故に、錢公の幕府は號して天下の盛んなる處となせり、而して君は其中の一人なりき、文僖公善く士を遇し、役人の事務を以て之を課するが如きことなく、而して河南は又名ある山水、竹の林、繁茂せる樹木、珍らしき花、面白き岩石等多く、平坦なる臺や水清き池など、荒れ果てたる草叢の間に見え、仰げば臺、俯せば池と云ふが如き面白き地あり、余は日々先生長者に從つて詩を賦し酒を飲んで、快樂をなすことを得たり、

**注解**　「王家子」呉越王俶の子なるが故に云ふ、

**文法**　山陽云ふ、名山水竹樹花石、何ぞ人物と相干らん、庸筆之を作る、必ず此の如く詳悉ならず、此れ之を閑心妙腕と謂ふ、既に成つて之を讀めば、一字も刪るべからざるなり、刪れば則ち索然、○余謂ふ、名山水云々の閑文字は「未嘗責以吏職」より來る、自ら脈絡あり妙たる所以、

而君爲人靜默修潔、常坐府治事、省文書、尤盡心於獄訟、初以辟爲其府推官、既罷、又辟司錄、河南人多賴之、而守尹屢薦其材、君亦工書、喜爲詩、閑則從予遊、其語言簡而有意、飲酒終日

嘉祐二年某月某日、其子吉甫山甫、改葬君於伊闕之敎忠鄕積慶里、

**段落**　第一大段の第二小段なり、改葬を叙す、

**講説**　嘉祐二年某月某日、その子吉甫、山甫の二人は、君を伊闕の敎忠鄕積慶里に改葬せり、

君之始葬北邙也、吉甫纔數歳、而山甫始生、余及送者相與臨穴視窆且封、哭而去、今年春、予主試天下貢士、而山甫以進士、試禮部、乃來告以將改葬其先君、因出銘以示余、蓋君之卒、距今二十有五年矣、

**段落**　第二大段なり、

**講説**　君の北邙に葬られし其折、吉甫は纔かに數歳、山甫は生れたる計りなりき、余及び他の送葬者は相與に墓穴に臨み、埋棺と土盛りとを視、哭して立去れり、今年春、予天下の貢士の試驗委員長たりしが、山甫は進士として禮部の試驗を受けぬ、此次を以て余の許に來り、其亡父を改葬せんとする由を告げ、因つて余の嘗て作りたる銘を出して予に示せり、蓋し君の卒せしは、今を距ること二十五年の昔なりき、

**注解**　「窆」棺を下すなり、「封」高く土を盛り上ること、「今年」前の嘉祐二年を顧みる、

**文法**　距今二十有五年矣の句、全篇此れより色を生ず、

初天聖明道之間、錢文僖公守河南、公王家子、特以文學仕至貴顯、所至多招集文士、而河南吏屬、適皆當時賢材知名士、故其幕府號爲天下之盛、君其一

# 河南府司錄張君墓表

**主意**　文章を以て善を爲す者の後あることを不朽に傳ふるを言ふ、

**段落**　凡そ六大段より成る、篇首より「改葬君於伊闕之教忠郷積慶里」に至るまでを第一大段となす、前後二葬を叙す、「君之始葬北邙也」より「二十有五年矣」に至るまでを第二大段となす、表を作る縁起を叙す、「初天聖明道之間」より「堯夫不余媿也」に至るまでを第三大段となす、其德あるを叙す、「始君之葬」より「君其可謂有後矣」に至るまでを第四大段となす、其後あるを叙す、「自君卒後」より「且以寫余之思焉」に至るまでを第五大段となす、感慨を叙す、「吉甫今爲大理寺丞」より篇尾に至るまでを第六大段となす、其二子の事を叙す、

故大理寺丞河南府司錄張君、諱汝士、字堯夫、開封襄邑人也、明道二年八月壬寅、以疾卒於官、享年三十有七、卒之七日、葬洛陽北邙山下、其友人河南尹師魯志其墓、而廬陵歐陽修爲之銘、以其葬之速也、不能刻石、乃得金谷古甎、命太原王顧以丹爲篆書、納於壙中、

**段落**　第一大段の第一小段なり、葬を叙す、

**講説**　故の大理寺丞、河南府司錄張君、諱は汝士、字は堯夫、開封襄邑の人なり、明道二年八月壬寅、疾を以て在官のまゝ死去せり、行年三十七、卒せしより七日目に、之を洛陽なる北邙山の下に葬り、其友人河南の尹師魯其墓誌を作り、廬陵の歐陽修之が銘を作れり、其葬の火急なりしため石に刻する暇なかりければ、金谷の古き甎を得て、太原の王顧に命じ、丹を墨として篆書を作らしめ、之を墓穴の中に納れたり、

**注解**　「明道」仁宗の年號、「金谷」晋の石崇の別館を金谷園と曰ふ、「甎」瓦なり、

士、不可爲也、古之魁雄之人、未始不負高世之志、故寧或毀身汚迹、遂困於無聞、或老且死而幸一遇、猶克少施於世、若曼卿者、非徒與世難合、而不克所施、亦其不幸、不得至乎中壽、其命也夫、其可哀也夫』

**段落**　第六大段なり、

**講說**　其友歐陽修、其墓に表して曰く、扨々曼卿は、寧ろ酒の中に混じて以て高尙となすとも、僅かなりとも已れを屈して世に合せず、自ら重んずる所の士と謂ふべし、士の任ずる所のもの愈よ大なれば、其自ら顧みる所愈よ重し、自ら顧みること愈よ重ければ、其世に合ふことは愈よ難し、然れども大事を共にし奇功を立てんと欲せんか、世に合ひかぬる程の自重の士を得るに非ざれば、爲すを得ざるなり、古への傑物は始めより世に高ぶる所の志を負はざるものあらず、故に寧ろ或は己が身を傷り、或は其迹を汚し、卒に困窮して世に聞ゆることなく、或は老年の死際に至り、幸ひにして一たび用ひらるゝときは、猶ほ克く少しばかり世に施すを得るなり、然るに曼卿の若きものは、徒らに世と遇ひ難くして、其才を實用に施す能はざるのみならず、亦不幸にして中壽に至るを得ざりしは、何と天命なるかな、何と哀むべきかな、

## 總說

此篇は傳體にして、「其友歐陽修表於其墓曰」以下は猶論贊の如し、

## 纂評

○沈德潛評　章法極めて變化、○上書、十事を言ふ、未だ詳かに敘せずと雖も、然れども鄕兵一節に卽いて應變の才見るべし、則ち十事の施行すべき、當に類推すべし矣、太后に還政を請ふも、亦識見卓々たるもの、故に特に之を表す、

んでは、精思熟慮する者と雖も此れ以上の妙案を得る能はざるなり、

文法　其才の用あるを示す、

狀貌偉然、喜酒自豪、若不可繩以法度、退而質其平生、趣舍大節、無一悖於理者、遇人無賢愚、皆盡忻懽、及可否天下是非善惡、當其意者無幾人、其爲文章、勁健稱其意氣、

段落　第五大段の第一小段なり、性行を叙す、

講說　狀貌は大兵にて、酒を好み、豪放を以て自ら任じ、規律などにて繩めくゝる能はず、而も其平生を考究するに爲すべし爲すべからずと云ふが如き大節に就いては、一として道理に違反したることなく、人に遇ふときは、賢愚となく、皆歡情を盡せり、然れども天下の是非善惡を論斷するに至つては、其意に叶ふもの幾人もなかりき、其爲る所の文章は勢ひ勁くして其氣合に相應せり、

有子濟滋、天子聞其喪、官其一子、使祿其家、既卒之三十七日、葬於太淸之先塋、

段落　第五大段の第二小段なり、卒葬を叙す、

講說　其子に濟滋あり、天子は其喪を聞こし召され、其子の一人を官に就かせ、家に於て祿を受けしむ、既に卒せしより三十七日目を以て、太淸なる先塋に葬れり、

其友歐陽修表於其墓曰、嗚呼曼卿寧自混以爲高、不少屈以合世、可謂自重之士矣、士之所負者愈大、則其自顧也愈重、自顧愈重、則其合愈難、然欲與共大事、立奇功、非得難合自重之

言、召見稍用其說、籍河北河東陝西之民、得郷兵數十萬、曼卿奉使、籍兵河東、還稱旨、賜緋衣銀魚、天子方思盡其才、而且病矣』、

段落　第四大段の第二小段なり、少しく其才の用ひられたるを叙す、

講說　已にして元昊反し、西方兵を用ふるに至り、始めて曼卿の言を思ひ、召して引見し給ひ、少しづゝ其說を用ひらる、河北、河東、陝西の民を調査して數十萬人を得たり、曼卿は使を奉じて河東に往き、兵となすべき戶口を調査して歸京せし處、御思召に叶ひ、緋衣銀魚を賜はり、天子は方に曼卿の才を盡さんと思ひ給へるに、曼卿は幾もなくして病めり、

既而聞邊將有欲以郷兵捍賊者、笑曰、是得吾粗也、夫不教之兵、勇怯相雜、若怯者見敵而動、則勇者亦牽而潰矣、今或不暇教、不若募其敢行者、則人人皆勝兵也、其視世蔑若不足爲、及聽其設施之方、雖精思深慮不能過也』、

段落　第四大段の第三小段なり、郷兵論を述ぶ、

講說　既にして邊疆を守る一將にて、郷兵を用ひ賊を防がんとする者あり、笑つて曰く、是れ吾が意見の粗なる處を得たる者なり、夫れ訓練せざる所の兵は、勇者と怯者と相雜はる、故に怯者敵に遇うて動搖するときは、勇者までも之に連れて潰亂すべし、今萬一訓練するの暇なければ、其押し切つて行かんと欲する者を募るが上策なり、斯かる時は人人皆敵に勝つべき資格の兵なりと、曼卿は其人世を視ること輕蔑的にして、爲すに足らざるが如き態度なれば、定めて迂濶ならんと思はるゝに、其實行の方法を聽くに及

理寺丞、通判海州、還爲校理、莊獻明肅太后臨朝、曼卿上書請還政天子、其後太后崩、范諷以言見幸、引嘗言太后事者、遽得顯官、欲引曼卿、曼卿固止之、乃已、

**段落**　第三大段の第二小段なり、有用の才を叙す、

**講說**　程經て後太常寺の太祝に改められ、濟州の金郷縣に知たり、歎じて曰く、此れも亦政を爲すに足ると、縣に政治行屆けりとの評判あり、乾寧軍に通判たりし頃、母の喪に遇ひ、永靜軍の通判となりしが、何れも能吏の名あり、館閣校勘に充て、太理寺丞に累遷し、海州に通判となり、還つて校理となる、莊獻明肅太后、朝廷に臨み政を聽かるゝや、曼卿は上書して政を天子に還さんことを請へり、其後太后崩せしが、范諷は事を言ふを以て寵幸を得、嘗て太后の事を言ひ爭ひたる者を引立て遽かに顯官を得せしめたり、彼れは曼卿が嚮に還政を請ひたる廉を以て之を引かんとせしも、曼卿が固く之を止めたるため、沙汰已みとなりぬ、

**文法**　曰く有治聲と、曰く有能名と、皆有用の才あるを示す所以なり、

自契丹通中國、德明盡有河南而臣屬、務休兵養息、天下晏然、內外弛武三十餘年、曼卿上書言十事、不報、

**段落**　第四大段の第一小段なり、先見を虛叙す、

**講說**　契丹の中國と交通せしより、德明は盡く河南を有して臣屬となりしかば、玆に兵を休へて養息を事とし、天下晏然として安く內外武を弛むること三十餘年、曼卿上書して十箇條を言上せしが、沙汰なかりき、

**注解**　「德明」夏王張德明なり、元昊の父、

已而元昊反、西方用兵、始思其

に用あることを知らざりき、

**注解**　「屑々」こまかしき貌、「頽然」醉うて形の亂る、貌、「繇」よる、「落々」事物に拘泥せざる貌、

年四十八、康定二年二月四日、以太子中允秘閣校理卒於京師、

**段落**　第二大段の第二小段なり、其死を叙す、

**講説**　年四十八にして、康定二年の二月四日、太子中允、秘書閣校理の官職を以て京師に卒せり、

**文法**　沈德潛云ふ、意氣自ら豪とするもの、毎に用に疎なり、曼卿之を兼ぬ、重んずべき所以、

曼卿少擧進士不第、眞宗推恩、三擧進士、皆補奉職、曼卿初不肯就、張文節公素奇之、謂曰、母老乃擇祿邪、曼卿瞿然起就之、遷殿直、

**段落**　第三大段の第一小段なり、奇節を叙す、

**講説**　曼卿少にして進士に擧げられし處、及第せず、然るに眞宗、恩典を推し及ぼし給ひ、三たび進士に擧げられて皆奉職に補せられしも、曼卿は就任を肯んぜざりき、張文節公、平素より之を奇とせしかば、試みに之に謂つて曰く、汝の母老いたるに、仕官して之を養はんとせず、今日の場合に在りながら尙ほ祿を擇ぶかと、曼卿は心驚き、起つて職に就き、殿直に遷されたり、

**注解**　「推恩」郊祀の祭ありければ、廣く恩惠を臣下に分ちたるを謂ふ、「瞿然」驚視の貌、

**文法**　奇之の奇は、上の可奇に應ず、

久之、改太常寺太祝、知濟州金鄕縣、歎曰、此亦可以爲政也、縣有治聲、通判乾寧軍、丁母永安縣君李氏憂、服除、通判永靜軍、皆有能名、充館閣校勘、累遷太

其來、將祿之、不可、乃家於宋州之宋城、父諱補之、官至太常博士、』

段落　第一大段なり、

講說　曼卿は諱を延年と曰ひ、姓は石氏、其上世は幽州の人なり、幽州が契丹に取らるゝや、曼卿の祖自成は、始めて一族を率ゐて間行して南に歸順せり、天子は其來りしことを嘉して、之に祿を賜はんとせしも、從はずして宋州の宋城に住せり、父の諱は補之、官、太常博士に至る、

注解　「入於契丹」後晉の石敬塘は、雁門以北十六州を割いて契丹に與へたるを以て、幽州は其管內に入れり、

幽燕俗勁武、而曼卿少亦以氣自豪、讀書不治章句、獨慕古人奇節偉行非常之功、視世俗屑屑無足動其意者、自顧不合於時、乃一混於酒、然好劇飮大醉、頹然自放、繇是益與時不合、而人之從其遊者、皆知愛曼卿落落可奇、而不知其才之有以用也、』

段落　第二大段の第一小段なり、豪放を敍す、

講說　幽燕地方の風俗は手剛くして武張れり、然るに曼卿の少きときは亦勝氣あつて自ら豪とし、書を讀むも文句、讀み方を研究せず、只古人の世に罕なる節義、偉大なる行跡、及び非常の功を慕ひ、世俗瑣細の物にして、己れの心を動かす價値なきものと視做し、自ら時に合はずと考へし所より、一切酒にて取紛れぬ、然るに無理飮み大醉を好み、醉ひ倒れて埒なかりしかば、之が爲め益す時と合はずなれり、而して彼れを伴として遊ぶ人等は、何れも曼卿が磊落にして奇とすべきを知りたれども、誰一人として其才の世

山陽、此文を評して云ふ、師道是れ胡一代の大節、故に先づ之を叙して、語々確として易ふべからず、范公の碑、文正の平生を叙する處と同じ、蓋し本傳を作るもの、皆之を取用し、一字を易ふる能はずと、洵に其要を得たり、

纂　評

○沈德潛評　文體樸茂、○文を作る必ず一事を尋ねて主となす、歐公の蘇子美に於けるが如きは、則ち不過を以て主となす、石守道に於ては、則ち剛介を以て主となす、蘇明允に於ては、則ち能文を以て主となす、梅聖兪に於ては、則ち能詩を以て主となす、而して此篇は則ち師道を以て主となす、蓋し主意幹となし、而して枝葉之に從ふ、能く一線貫穿する所以なり、後人、志傳を草す、必ず事々羅列を期す、既に其言行を表し、復た其文章功業を揚ぐ、本末鉅細、一一兼該す、散錢、索なきが如し、宜なり識者貶して諛墓辭となす矣、

## 石曼卿墓表

**主意**　曼卿が其才能を盡さずして死せしは惜むべしと云ふに在り、

**段落**　凡そ六大段となす、篇首より「官至太常博士」に至るまでを第一大段となす、家系を叙す、「幽燕俗勁武」より「卒於京師」に至るまでを第二大段となす、其才用ふべくして不過なりしことを叙す、「曼卿少舉進士」より「曼卿固止之乃已」に至るまでを第三大段となす、履歴を叙す、「自契丹通中國」より「不能過也」に至るまでを第四大段となす、其才能を叙す、「狀貌偉然」より「葬於太淸之先塋」に至るまでを第五大段となす、性行を叙して卒葬に及ぶ「其友歐陽修」より篇尾に至るまでを第六大段となす、哀惜の意を叙す、

曼卿諱延年、姓石氏、其上世爲幽州人、幽州入於契丹、其祖自成、始以其族間走南歸、天子嘉

又以太常博士致仕、東歸之日、太學之諸生、與朝廷賢士大夫送之東門、執弟子禮、路人嗟歎以爲榮、

**段落**　第三大段の第二小段なり、致仕の時の事を叙す、

**講說**　又太常博士を以て仕官を辭せしが、其東國へ歸るとき、太學の諸生と朝廷の賢士大夫とは、之を東門に送り、弟子の禮を取りしかば、往來の見物人も皆嗟嘆して榮譽の事とせり、

以四年六月六日、卒於杭州、享年六十有七、以明年十月五日、葬於烏程何山之原、其世次官邑、與其行事、莆陽蔡君謨、具誌幽堂、

**段落**　第三大段の第三小段なり、死葬及び墓誌の事を叙す、

**講說**　四年六月六日を以て杭州に卒せり、享年六十有七、明年十月五日を以て烏程何山の原に葬れり、其代々の順次、官邑と、其行狀とは、莆陽の蔡君謨、具さに之を墓石に記せり、

**注解**　「幽堂」墓なり、

嗚呼先生之德在乎人、不待表而見於後世、然非此無以慰學者之思、乃揭於其墓之原、六年八月三日、廬陵歐陽修述、

**段落**　第四大段なり、

**講說**　扨も先生の德は人に殘るが故に、表して後世に示す必要もなけれど、斯くせざるときは、學者が先生を慕ふ心を慰むるなし、因つて之を其墓の原に揭ぐ、六年八月三日、廬陵の歐陽修述ぶ、

**注解**　「蔡君謨」名は襄、端明殿學士たり、

**總說**

**文法**　只だ生徒の盛なるより、力を極めて形容し、旁托法を用ひて、師道自ら見はる、

先生初以白衣見天子論樂、拜秘書省校書郎、辟丹州軍事推官、改密州觀察推官、丁父憂去職、服除爲保寧軍節度推官、遂居湖學、召爲諸王宮教授、以疾免、已而以太子中舍致仕、遷殿中丞於家、皇祐中、驛召至京師、議樂、復以爲大理評事兼太常寺主簿、又以疾辭、歲餘爲光祿寺丞、國子監直講、迺居太學、遷大理寺丞、賜緋衣銀魚、嘉祐元年、遷太子中允、充天章閣侍講、仍居太學、已而病、不能朝、天子數遣使者存問、

**段落**　第三大段の第一小段なり、官暦を叙す、

**講説**　先生初め平民の服を以て天子に謁見し、樂を論ず、秘書省校書郎を拜命せしが、丹州の軍事推官に辟せられ、密州の觀察推官に改めらる、此時父の喪に遇ひて職を去り、服除きて後、保寧軍の節度推官となり、遂に湖州學校に居りたるを、召されて諸王宮の教授となりしも疾を以て免ぜられき、已にして太子の中舍を以て致仕に及び、在家のまゝ殿中丞に遷さる、皇祐中傳馬を以て京師に召されて樂を議し、復た大理評事兼太常寺主簿となる、又疾を以て辭す、一年餘にして光祿寺の丞、國子監直講となりしかば、太學に住ふことゝなり、大理寺丞に遷り、緋衣銀魚を賜へり、嘉祐元年に太子の中允に遷り、天章閣の侍講に充てられしも、故の通り太學に居りぬ、已にして病氣となり、參朝する能はざりしが、天子は屢ば御使をして安否を問はしめ給へり、

**注解**　「緋」赤色の帛なり、

司請下湖州取先生之法、以爲太學法、至今爲著令、

**段落**　第二大段の第二小段なり、其師道の太學に行はれたるを敍す、

**講說**　慶歷四年に天子天章閣を開かれ、此にて大臣と天下の政事を相談あり、始めて慨然として各州縣に詔し、何れも學校を立つること〻なりしが、先生が湖州に在りし時に方り、京師に太學の建設あり、然るに有司は湖州に出張し、先生の法を視察して、太學に用ひて法式となさんことを請ひ、今日に至るまで著令となれり、

後十餘年、先生始來居太學、學者自遠而至、太學不能容、取旁官署以爲學舍、禮部貢擧、歲所得士、先生弟子、十常居四五、其高弟者知名當時、或取甲科、居顯仕、其餘散在四方、隨其人賢愚、皆循循雅飭、其言談擧止、不問可知爲先生弟子、其學者相語稱先生、不問可知爲胡公也、

**段落**　第二大段の第三小段なり、生徒の盛を敍す、

**講說**　後十四年、先生始めて來つて太學に居ること〻なりしが、學者は遠方より遊學に來るもの衆く、太學は容る〻こと叶はず、因つて附近の官署を太學に取りて學舍とせり、禮部の貢擧に一歲得る所の士は、先生の弟子が十の內、常に四五に居る、其高弟等は名を當時に知られ、或は甲科を取つて高級の官位に居り、其餘は散じて四方に在り、何れも賢者は賢者なりに、愚者は愚者なりに、循々と穩かにして謹直なり、其言談を聞き擧止を看るときは、問はずして先生の弟子なることを知るべく、其學者連が互に先生と稱するは問はずして胡公たるを知るべきなり、

**注解**　「貢擧」受驗候補、

遵』、

段落　第一大段の第二小段なり、師道を示す、

講説　先生は人の師として其言ふ所の事は之を實行し、吾が身先づ實例を示して人を敎化し、誠明の者は益す上進せしめ、昏愚なる者は奮發せしめ、頑固傲慢の者は改心せしむ、其法は嚴なれども人之を信じ、其道は久しきに及ぶほど人之に從ふ、

注解　「遵」一本に尊に作る、從ふべし、

師道廢久矣、自景祐明道以來、學者有師、惟先生暨泰山孫明復石守道三人、而先生之徒最盛』、

段落　第一大段の第三小段なり、師道を興すを言ふ、

講説　師道の廢れたることは久しきことなり、景祐、明道より以來、學者の師とせし所の人は、惟だ先生と、泰山の孫明復、石守道の三人のみ、而して先生の徒最も盛んなり、

注解　「景祐明道」倶に仁宗の年號、「孫明復」石守道及び胡瑗と、朱子の謂はゆる國初三先生、

其在湖州之學、弟子去來常數百人、各以其經轉相傳授、其敎學之法最備、行之數年、東南之士、莫不以仁義禮樂爲學』、

段落　第二大段の第一小段なり、其師道の東南に行はれたるを叙す、

講説　先生が湖州の學校に在りし時、生徒の出入するもの常に數百人あり、各其經學を以て甲より乙へと轉々傳授に及び、其敎育の法最も完全なりき、之を行ふこと數年にして、東南の士、仁義禮樂を以て學問となさゞる者なし、

慶歷四年、天子開天章閣、與大臣講天下事、始慨然詔州縣皆立學、於是建太學於京師、而有

**讀方**　高崖斷谷兮、京口の原、山蒼く水深し兮、土厚うして堅く、之に居る樂むべし兮、卜者曰く然り、骨肉は土に歸す兮、魂氣は天に升る、何ぞ必ず故郷兮、然る後安しとなさん、

**講說**　高き崖斷えたる谷、其在る所は京口の原なり、山は蒼く、水は深く、土は厚くして堅し、之に居らば靈魂も樂しかるべし、卜者は曰く然なりと、骨と肉とは土に歸すれども魂魄は天に升る、何ぞ故郷に限つて安しとせんや、

纂評

○唐荊川評　女德を叙する、簡叙、書詞纖悉、

○沈德潛評　家を治むるを叙し、人を知るを叙し、世を憂ふるを叙す、必ず多く瑣屑に及ばず、賢婦人と稱するに足る矣、字裏、行間、俱に悽惋の氣を帶ぶ、

# 卷十四（歐陽修著）

## 胡先生墓表

**主意**　師道の盛んなりし事を表するに在り、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「而先生之徒最盛」に至るまでを第一大段となす、師道を掲ぐ、「其在湖州之學」より「不問可知爲胡公也」に至るまでを第二大段となす、師道の實を擧ぐ、「先生初以白衣見天子」より「具誌於幽堂」に至るまでを第三大段となす、履歴を叙す、「嗚呼」より篇尾に至るまでを第四大段となす、師道を結び贊に代ふ、

先生諱瑗、字翼之、姓胡氏、其上世爲陵州人、後爲泰州如皐人、

**段落**　第一大段の第一小段なり、郷貫を叙す、

**講說**　先生は諱を瑗と曰ひ、字を翼之と曰ひ、姓は胡氏、其極めて以前は陵州の人なりしが、後に泰州如皐の人となれり、

先生爲人師、言行而身化之、使誠明者達、昏愚者勵、而頑傲者革、故其爲法嚴而信、爲道久而

嗚呼其生也迫吾之貧、而沒也又無以厚焉、謂惟文字可以著其不朽、且其生平、尤知文章爲可貴、歿而得此、庶幾以慰其魂、且塞予悲、此我所以請銘於子之勤也、若此予忍不銘、

**段落**　第四大段なり、

**講說**　扨も其生ける時に方つては吾が貧に迫られ、而して其歿するや又手厚く葬ることもならず、思ふに唯だ文字は其不朽を著はすべし、且つ其平生、尤も文章の貴ぶべきものなるを知りたれば、歿して銘文を得ば、其魂を慰め、且つ予の悲みを塞ぐに庶幾し、此れ吾が熱心に子の銘を請ふ所以なりと、此の如くなる以上は、予は銘せざるに忍びんや、

**文法**　篇首「且曰」より此に至るまで、皆梅其の語、作者の辭としては只「若此予忍不銘」の六字あるのみ、

夫人享年三十七、用夫恩、封南陽縣君、二男一女、以其年七月七日卒於高郵、梅氏世葬宛陵、以貧不能歸也、某年某月某日、葬於潤州之某縣某原、銘曰、

**段落**　第五大段なり、

**講說**　夫人は享年三十七、夫の官吏たるため、恩典を以て南陽縣君に封ぜらる、二男一女あり、其年の七月七日を以て高郵に卒せり、梅氏は代々宛陵に葬ることなるが、貧しきため歸葬すること叶はず、某年某月某日に潤州の某縣某原に葬る、銘に曰く、

高崖斷谷兮　京口之原　山蒼水深兮　土厚而堅　居之可樂兮　卜者曰然　骨肉歸土兮　魂氣升天　何必故鄉兮　然後爲安

曰、今日孰與飲而樂乎、聞其賢者也、則悅、否則歎曰、君所交皆一時賢儁、豈其屈己下之邪、惟以道德焉、故合者尤寡、今與是人飲而歡邪、

**段落**　第三大段の第二小段なり、道理を知るを叙す、

**講説**　吾れ吳輿に於て役人たりし時、外より醉うて歸ることあれば、必ず問うて曰く、今日誰と酒を飲みて斯く樂しきやと、其相手の賢者なることを聞けば悅び、若し賢者に非ざるときは嘆息して云ふ、君の交際せらるゝ人等は皆一時の賢士儁才なり、何として自身を屈して之に下らんや、唯だ道德を以つて交はればこそ氣の合ふ者少きに、今は反つて是の人と飲んで面白く思ひ給ふやと、

**注解**　「豈其云々」宋文鑑に此十七字なし、愈るに似たり、

是歲南方旱、仰見飛蝗而歎曰、今西兵未解、天下重困、盜賊暴起於江淮、而天旱且蝗如此、我爲婦人、死而得君葬我幸矣、其所以能安居貧、而不困者、其性識明而知道理、多此類、

**段落**　第三大段の第三小段なり、世を憂ふるを叙す、又識明の一端、

**講説**　是の歲南方旱魃なりしが、謝氏は天を仰いで、蝗蟲の飛ぶを見歎じて曰く、今西夏の戰ひ未だ止まずして天下は甚しく困窮するに加へて、盜賊は俄かに江水、淮水の附近に起り、而して天は旱魃にして、且つ蝗蟲の害此の如し、我れは婦人の身なり、君が我れを葬り給ふことを得ば幸ひなりと、其能く貧に安んじてメゲざる所以の者は、其性質識明かにして道理を知るに因ることとなるが、其は多く此話に類す、

**注解**　「多此類」宋文鑑には「多類此」に作る、從ふべし、

容以和、吾窮於世久矣、其出而幸與賢士大夫遊而樂、入則見吾妻之怡怡而忘其憂、使吾不以富貴貧賤累其心者、抑吾妻之助也』

**段落**　第二大段の第二小段なり、家を治むるを叙す、

**講説**　謝氏が家を治むる仕方は一定の規律あり、其飲食なり皿小鉢なり、贅澤と云ふまでは至らざるも、精良にして口に適せざるなく、其衣服は新舊の別なきも、洗濯縫綴とも清潔にして完全ならざるはなく、至る所の官舍は土臺卑くムサ苦しきも、其庭なり軒下なり、水を打ち塵を掃ひキチンとしてイカメシ、其平生の言語なり動作なり、落ちつきて柔和なり、吾れは此の世の中に於て窮すること久しきも、出でゝは幸ひに賢士大夫と交際して樂み、入つては則ち吾が妻の愉快氣なるを見て吾が憂を忘れぬ、吾れをして富貴貧賤の爲に其心を累はさゞらしめしものは抑も吾が妻の助に因るなり、

**文法**　聖俞詩あり、曰く、擧酒與婦飲、猶勝俗侶對と、乃ち知る、此文に記する所の聖俞の言は實際語なり、○賢士大夫は下を起す、輕々に看過すべからず、

吾嘗與士大夫語、謝氏多從戶屛竊聽之、間則盡能商榷其人才能賢否、及時事之得失、皆有條理、

**段落**　第三大段の第一小段なり、識明を叙す、

**講説**　吾嘗て士大夫と談話するや、謝氏は多く戶の内又は屛の陰より之を聞き、暇ある折は盡く其人の才能の有無賢不肖、及び時事の得失を批評するに、何れも筋道あり、

**注解**　「商榷」おしはかる、推理なり、批評の意に轉ず、

**文法**　與士大夫語は上の與賢士大夫遊を承く、

吾官吳興、或自外醉而歸、必問

言』、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　慶歷四年の春、予が友なる宛陵の梅聖兪は吳興より來り、其妻を哭するの詩を示し、悲んで曰ふやう、吾が妻の謝氏死亡せりと、我れに墓の銘を乞ひ、銘出來上りなば葬るべき都合なり、余は之を引受けしも未だ之を作る暇あらざりしが、斯くてあること一年の中に手紙七八度來りしが、其度每に謝氏の銘を申し越さゞることあらざりき、

**注解**　「慶歷」仁宗の年號、

且曰、吾妻故太子賓客諱濤之女、希深之妹也、希深父子、爲時聞人、而世顯榮、謝氏生於盛族、年二十以歸吾、凡十七年而卒、卒之夕、斂以嫁時之衣、甚矣吾貧可知也、然謝氏怡然處之、

**段落**　第二大段の第一小段なり、貧に安んずるを敍す、

**講說**　且つ曰く、吾が妻は故の太子賓客諱は濤の女にして、希深の妹なり、希深父子は當世高名の人にて、代々高位を占めたり、吾が妻なる謝氏は立派なる家柄に生れ、年二十にして吾が家に嫁入り、凡そ十七年にして卒せり、其死去の夕、遺骸を斂ふに嫁入の時の服を以てせり、何と云ふ貧乏ぞや、是にて知らるゝなり、然れども謝氏は愉快氣に此境遇に處せり、

**文法**　山陽云ふ、先づ死時一瑣事を敍して其貧を見はし、然る後其貧に處して安處するを敍す、順逆互ひに施す、筆態極めて變、

治其家有常法、其飮食器皿、雖不及豐侈、而必精以旨、其衣無故新、而澣濯縫紉、必潔以完、所至官舍雖卑陋、而庭宇灑掃、而肅以嚴、其平居語言容止、必從

足以潔其身、而銘之以此
足以遺其子孫、

**讀方**　公の明、以て事を決するに足り、愛以て人に思はるゝに足り、仁以て其族に施すに足り、淸以て其身を潔くするに足る、而して之を銘するに此れを以てす、以て其子孫に遺すに足る

**講說**　公の明斷は事件を取捌くに足り、慈愛は人に思はるゝに足り、仁惠なるは以て其族に施すに足り、淸廉なるは以て其子孫に傳ふるに足れり、而して此事をば銘に作りたれば以て子孫に遺すに足れり、

纂評

○沈德潛評　孤子、叔父の爲に志を草す、自ら應に此纏綿悽惋の情あるべし、後に理民折獄の四事を敍す、簡にして法あり、詳略宜しきを得、

## 南陽縣君謝氏墓誌銘

**解題**　謝氏とは、作者の友人にして詩豪なる梅聖俞の妻なり、

**主意**　謝氏は能く貧に安んじ、而して其貧に安んずる所以は識明かにして道理を知るに在ることを傳ふるに在り、

**段落**　凡そ五大段となす、篇首より「未嘗不以謝氏銘爲言」に至るまでを第一大段となす、銘を乞ふを敍す、「且曰」より「抑吾妻之助也」に至る迄を第二大段となす、貧に安んずるを敍す、「吾嘗與士大夫語」より「多此類」に至るまでを第三大段となす、識明かにして能く道理を知るを敍す、「嗚呼其生也迫吾之貧」より「予忍不銘」に至るまでを第四大段となす、其悲むべき所以を敍す、「夫人享年三十七」より篇尾に至るまでを第五大段となす、卒葬を敍す、

慶曆四年秋、予友宛陵梅聖俞來自吳興、出其哭內之詩而悲曰、吾妻謝氏亡矣、丐我以銘而葬焉、予諾之未暇作、居一歲中、書七八至、未嘗不以謝氏銘爲

**段落**　第四大段の第四小段なり、決斷に長ずることを叙す、

**講說**　鄂州榮陽は元來治め惡しとの評判ありければ、公を轉任せしめて之を治むることゝせしに、公は至るや否や、滋滯せし訴訟數百件を捌きぬ、縣民王明なるもの、其同母兄の李通と財產を爭ひ、數年に亙りし處、王明は自ら辨論して言分を立つること出來ず、貧窮して他人に傭はれて米を舂くまでに落ちぶれたり、然るに公は一言の下に之を審判せしに、李通も白狀して服罪せり、是に於て盡く其財產幾萬と云ふ額を取つて之を王明に歸せしが、通も（公平の裁判に服せしとゆゑ）退いて怨言なかりき、又桂陽の民に舟を爭つて互に毆打せし末、相手を死に致せしものあり、下手人の判決久しく着かざりしが、公は自ら其獄に臨み、嫌疑者なる囚人を出して庭中に坐せしめ、其首枷手枷を外して之に飲食せしめ、食事濟みて悉く勞つて之を獄中に戾し、獨り其中の一人を留めしかば、彼れは顏色變り、恐れてきよろつけり、公は人を殺す者は汝に定まれりと曰ふ、彼れ其理由を知らず、公曰く、吾れ囚徒の飲食する樣子を見たるに、皆右の手を以て匕を持てるに、汝一人は左の手を以て持ちぬ、今彼の殺されたる者の傷は右の肋に在り、此れ汝が之を殺せしこと明白なりと、此囚徒泣いて曰く、我が殺せしに相違なしと、他人に迷惑を掛けざるべしと、公の事に臨み明白に見分くるに至つては、古の良吏の訴訟を捌くの術あること、多く此の如し、居る所の人皆之を愛思せり、

公娶范氏、封福昌縣君、子男四人、長曰宗顏、次曰宗閔、其二早亡、女一人、適張氏、亦早亡、銘曰、

**段落**　第六大段なり、妻子を叙す、

**講說**　公は范氏を娶り、福昌縣君に封ぜらる、子男四人、長を宗顏と曰ひ、次を宗閔と曰ふ、其他の二人は早く死せり、女子は一人あつて張氏に嫁せしが、亦早世せり、銘は左の如し、

公之明足以決於事、愛足以思於人、仁足以施其族、淸

署、堯咨雖憚而止、然諷轉運使出公、不使居府中、

**段落**　第四大段の第三小段なり、嚴明を叙す、

**講説**　陳堯咨〔節度使〕は、豪富貴顯なる所より人に驕り高ぶり、屬官等敢て仰ぎ視るものなかりき、江陵に在りし時、私錢を用ひ、詐つて官市の黄金となし、府吏は書付を持廻り、下役を强ひて署名せしめしに、公は吏を叱して云ふ、官市の黄金なれば公文書あるべき理なり、然るに此れなき以上は信ずべからずとて、署名を肯せざりき、流石の堯夫も憚つて、沙汰止みとなりたれども、心に深く忌む所やありけん、轉運使に諷して公を出だし、府中に居らしめざりき、

鄂州滎陽、素號難治、乃徙公治之、至則決滯獄百餘事、縣民王明、與其同母兄李通爭產、累歲、明不能自理、至貧爲人賃舂、公折之一言、通則具伏、盡取其產鉅萬、歸於明、通退而無怨言、桂陽民有爭舟而相毆致死者、獄久不決、公自臨其獄、出囚坐庭中、去其桎梏而飮食之、食訖悉勞而還於獄、獨留一人於庭、留者色動惶顧、公曰殺人者汝也、囚不知所以然、公曰、吾視食者、皆以右手持匕、而汝獨以左、今死者傷在右肋、此汝殺之明也、囚即涕泣曰、我殺也、不敢以累他人、公之臨事明辯、有古良吏決獄之術、多如此、所居人皆愛思之、

至らざりき、

其涖官臨事、長於決斷、初爲隨州推官、治獄之難決者三十六、大洪山奇峰寺、聚僧數百人、轉運使疑其積物多而僧爲姦利、命公往籍之、僧以白金千兩餽公、公笑曰、吾安用此、然汝能聽我言乎、今歲大凶、汝有積穀六七萬石、能盡以輸官而賑民、則吾不籍汝、僧喜曰、諾、饑民賴以全活、

**段落**　第四大段の第二小段なり、其斷を叙し、仍ほ廉潔を叙す、

**講說**　公の官途に在つて事務に取掛るや、決斷に長ず、初め隨州の推官となり、裁判の決し難き事件を捌きしこと三十六に及べり、大洪山奇峰寺は僧を聚むること數百人の多きに至れり、轉運使は、此寺に蓄積せる財寶夥しきより、僧侶が惡事を働きて利を營むなるべしとの嫌疑を以て、公に命じ、寺に至り調査の上之を沒收せんとせり、公の至るや、僧は白金千兩を公に贈り（內濟を賴み）しに、公は笑つて曰く、余は此樣なる物は不要なり、然れども汝能く我が言ふ所を聽入るゝや如何に、今年は非常なる凶年の處、汝は貯藏の穀物六七萬石あり、若し悉皆官に差出し、人民に施米するならんには、吾れ汝を沒收せじと、僧は喜んで承諾の由を答へたるが、饑民は此御蔭にて全く助かりぬ、

**注解**　「籍」帳簿に記して、之を沒收するなり、

陳堯咨以豪貴自驕、官屬莫敢仰視、在江陵、用私錢、詐爲官市黃金、府吏持帖强僚佐署、公呵吏曰、官市金當有文符、獨不肯

々は皆爾父也に應じ、勉而紀云々は下半篇の端緒を啓く、

公以太子中允、監興國軍鹽酒稅、太常丞、知漢州雒縣、博士、知端州桂陽監、屯田員外郎、知黃州、遷都官、知永州、皆有能政、坐舉人奪官、復以屯田通判欽州、以本官分司西京、託家於隨、復遷都官於家、遂致仕、景祐四年四月九日卒、

**段落**　第三大段なり、

**講說**　公は太子中允を以て興國軍の鹽酒稅を監し、太常丞を以て漢州雒縣に知事となり、博士を以て端州桂陽監に知事となり、屯田員外郎を以て黃州に知事となり、都官に遷されて永州に知事となりしが、何れも好成績あり、然るに舉人の事に坐して官を奪はれ、復た屯田を以て欽州の通判たり、本官を以て西京に分司の役を勤め、家族は隨州に預けたり、復た都官に遷され、遂に仕官を辭し、景祐四年四月九日卒す、

**注解**　「以云々」以を上に冠したるは皆官名にして、其下なるは皆職名なり、官は虛にして實務なく、職は實にして本務あり、

**文法**　有能政は、卽ち上に謂はゆる傳ふべきもの、

公爲人嚴明方質、尤以潔廉自持、自爲布衣、非其義不輒受人之遺、少而所與親舊、後或甚貴、終身不造其門、

**段落**　第四大段の第一小段なり、潔廉を叙す、

**講說**　公は其人となり嚴格なり、明智なり、方正なり、質朴なり、尤も自ら廉潔を守り、布衣を着たる微賤の時より、苟くも受くべき義あるに非ざれば、容易に人の贈物を受けず、少時與に親しくなせし人等、後日に至り非常に貴顯となりし者あれば、終身其門に

公咸平三年舉進士甲科、歷南雄州判官、隨閬二州推官、江陵府掌書記、拜太子中允、太常丞博士、尚書屯田都官二員外郎、

**段落**　第二大段の第二小段なり、出身を略叙す、

**講説**　公は咸平三年に進士の甲科に舉げられ、南雄州判官、隨閬二州推官、江陵府掌書を歷て太子中允、太常博士尚書屯田都官二員外郎に拜せられたり、

享年七十有九、最後終於家、以慶歷四年三月十日、葬於安州應城縣高風鄉彭樂村、

**段落**　第二大段の第三小段なり、卒葬を叙す、

**講説**　享年七十有九にして、最後には家居して歿せり、慶歷四年三月十日を以て安州應城縣高風鄉彭樂村に葬れり、

於其葬也、其素所養兄之子修泣而書曰、嗚呼叔父之亡、吾先君之昆弟無復在者矣、其長養敎育之恩、既不可報、而至於狀貌起居言笑之可思慕者、皆不得而見焉、惟勉而紀吾叔父之可傳於世者、庶以盡修之志焉、

**段落**　第二大段の第四小段なり、叔父に對する感情を叙す、

**講説**　叔父の葬を營むに方り、其平生養ひたる兄の子、修は泣いて墓誌を書して曰く、扨も叔父上の死去せらるゝや、先君の兄弟は最早生存するものなし、叔父上の吾が身を育て上げ教育下されし恩義は、已に報ゆること叶はず、其容貌、動作、言笑の慕しく思はるゝ者も、見るを得ざることゝなりぬ、されば只々自ら氣を引き立てゝ、叔父上の事に就き世に傳ふべきものを紀し、庶はくは修の志を盡さん、

**文法**　其素所養は前の依於叔父に應じ、至於狀貌云

爲第三子、於修爲叔父、

**段落**　第一大段の第一小段なり、世次を叙す、

**講説**　公諱は曄、字は日華、撿挍工部尙書諱は託、其夫人なる彭城縣君劉氏よりは曾孫に當り、武昌縣令諱は彬、其夫人蘭陵夫人蕭氏よりは孫に當り、贈太僕少卿諱は偃、其夫人追封潘原縣の太君李氏に取つては第三子に當り、己れ修に取つては叔父に當る、

修不幸幼孤、依於叔父而長焉、嘗奉太夫人之敎、曰爾欲識爾父乎、視爾叔父、其狀貌起居言笑皆爾父也、修雖幼已能知太夫人言爲悲、而叔父之爲親也、』

**段落**　第一大段の第二小段なり、叔父に養はれたることを叙す、

**講説**　修は不幸にして幼き頃孤兒となり、叔父の厄介となつて人と爲りしなり、嘗て母上の仰あり、其言に、汝は汝の父親を識りたしと思ふなれば、汝の叔父上を見るが宜し、叔父上の容貌と云ひ、起居と云ひ、話の樣子、笑ひ方と云ひ、皆汝の父の通りなりと、修は幼かりしも已に能く母上の詞を悲しく覺え、叔父上の懷しきを覺えたり、

**文法**　叔父の狀貌の父に似たるを以て下を起す、

歐陽氏世居江南、僞唐李氏時、爲廬陵大族、李氏亡、先君昆弟、同時而仕者四人、獨先君早世、其後三人皆登於朝以歿、』

**段落**　第二大段の第一小段なり、

**講説**　歐陽氏は世江南に住ひ、僞唐の李氏の時は廬陵の大族にてありき、李氏亡び、先君の兄弟四人とも時を同じうして仕官せり、然るに先君のみは早く世を去られ、其後餘の三人は皆立身して朝廷を登り、斯くて後歿せり、

**注解**　「僞唐李氏」―に後唐と曰ふ、本姓は朱邪氏、唐より姓を李と賜へり、

たる咎を何れの處に歸すべきかを知らず、徒らに夢升の爲に悲むなり、

**注解**　「電激云々」文章の忽ち嚴に忽ち寛に、或は急に或は緩なる變化を譬へし語なり、「閔」靜なり、

**文法**　銘も亦悲の字を以て結ぶ、前に應じ益す悲を覺ゆ、夢升の詞を用ひて、益すに數言を以てす、便ち悲むべきを覺ゆ、

纂評

○沈德潛評　才を抱くの人を以て、下位に屈し、知己に遇はず、宜なり感憤激昂して自ら已む能はざるや、中に酒に醉ひ起舞するを寫す處、筆々神あり、○蘇子美年四十一、張子野、石曼卿年四十八、張堯夫年三十七、黄夢升年四十二、而して又皆下僚に沈み、困窮以て死す、豈に才に豐なるもの命に嗇なるか、彼の厚福を享くるもの庸々の人多し、固より其宜しきなり、

## 尚書都官員外郎歐陽公墓誌銘

**主意**　叔父の恩を紀するに在り、

**段落**　凡そ六大段となす、篇首より「而叔父之爲親也」に至るまでを第一大段となす、世系を叙し、併せて叔父の恩に及ぶ、「歐陽氏」より「葬於安州應城縣高風鄕彭樂村」に至るまでを第二大段となす、祖先、經歷、卒葬を叙す、「於其葬也」より「庶以盡修之志焉」に至るまでを第三大段となす、報恩の情を叙す、「公以太子中允」より「景祐四年四月九日卒」に至るまでを第四大段となす、履歷中の尤なるものを摘出す、「公爲人嚴明方質」より「人皆愛思之」に至るまでを第五大段となす、傳ふべきの事を叙す、「公娶范氏」より篇尾に至るまでを第六大段となす、妻子を叙す、

公諱曄、字日華、於檢校工部尚書諱託、彭城縣君劉氏之室、爲曾孫、武昌縣令諱彬、蘭陵夫人蕭氏之室、爲孫、贈太僕少卿諱偃、追封潘原縣太君李氏之室、

し、享年四十二なりき、其平生作りし所の文を破砕集と曰ひ、公安集と曰ひ、南陽集と曰ふ、凡そ三十卷あり、潘氏を娶り、四男二女を生めり、將に慶歷四年某月某日を以て董坊なる祖先の墓所に葬らんとす、其弟の渭泣いて曰く、吾が兄は世に己れを知るものなきを憂へたるが、此の如くなれば孰か吾が兄の銘を作るべきと、余は平素夢升を悲むものなるが故に、因つて之が銘を作つて曰く、

**文法**　吾兄云々は不遇を結び、悲夢升は悲の字を結ぶ、

予嘗讀二夢升之文一　至三於哭二其兄子庠一之詞上曰　子之文章電激雷震　雨雹忽止闃然滅泯　未三嘗不二諷誦歎息而不一レ已　嗟夫夢升曾不レ及レ庠　不レ震不レ驚　鬱塞埋藏　孰予二其有一　不レ使二其施一　吾不レ知レ所レ歸レ咎　徒爲二夢升一而悲

**讀方**　予嘗て夢升の文を讀み、其兄の子庠を哭するの詞に至る、曰く、子の文章電激雷震、雨雹忽ち止んで闃然滅泯す、未だ嘗て諷誦歎息して已まざらずんばあらず、嗟夫夢升曾て庠に及ばず、震せず驚せず、鬱塞埋藏、孰か其有を予ふる、其をして施さしめず、吾れ咎を歸する所を知らず、徒に夢升の爲にして悲む

**講說**　予嘗て夢升の文を讀み、其兄の子なる庠を哭したる詞に、汝の文章は電の激するが如く、雷の震するが如く、さりとて雨雹忽ち止めば、闃然として物音も靜まつて跡方もなしと云ふに至り、未だ嘗て之を口に誦して嗟嘆せざることあらず、然るに扨も夢升は反つて庠にも及ばず、庠には夢升の如き知己あれども、夢升の文は世に震はず人を驚かさずして、蔽はれ埋れて人の之を知るものなし、其胸中に有する才能は、誰か之を與へたる、則ち天が之を與へたるにあらずや、天は已に夢升に此の才能を與へながら、之を實用に施さしめず、吾れ夢升をして不遇ならしめ

と雖も文章未だ衰へざるを悲めり、

是時謝希深出守鄧州、尤喜稱道天下士、予因手書夢升文一通、欲以示希深、未及而希深卒、予亦去鄧、後之守鄧者皆俗吏、不復知夢升、夢升素剛不苟合、負其所有、常怏怏無所施、卒以不得志、死於南陽、

**段落**　第四大段なり、

**講説**　此時謝希深は出でゝ鄧州の太守となりしが、尤も天下の士を紹介することを喜ぶ人なりしかば、予因つて手づから夢升の文一通を寫し、之を希深に示して推擧を依賴せんとせしに、未だ其運びに至らざるに希深は卒去し、予も亦鄧を去れり、然るに後の鄧を守るもの皆俗吏にして、夢升を知らず、夢升も元來剛氣にして、人と苟くも調子を合せんとせず、己れの所長を恃み、怏々として施す所なく、卒に志を得ざるまゝ南陽に死せり、

**文法**　此に至つては、前二段の如く悲の字を點せずして、自然一層悲むべきを覺えしむ、

夢升諱注、以寶元二年四月二十五日卒、享年四十有二、其平生所爲文、曰破碎集、公安集、南陽集、凡三十卷、娶潘氏、生四男二女、將以慶歷四年某月某日葬於董坊之先塋、其弟渭泣而來告曰、吾兄患世之莫吾知、孰可爲其銘、予素悲夢升者、因爲之銘、曰、

**段落**　第五大段なり、

**講説**　夢升諱は注、寶元二年四月二十五日を以て卒

に選ばれぬ、時に余は夷陵の令に左遷せられ、配所の途中、夢升と江陵にて出遇ひし處、其顏色瘠せ衰へ、初めは殆と辨別出來ざる程なりしが、暫くして互に手を握り合ひて悲嘆にくれ、共に酒宴を催しつゝ、夜醉に乘じ身を起して舞ひ躍り、歌など歌ひて大に笑へり、予は、夢升の志は衰へたるも、少時の意氣尙は在るを悲みけり、

**注解**　「丙科」第三等なり、「快々」不平不快の貌、「憔悴」瘠せ衰ふ、「噱」大笑なり、

**文法**　此等の叙事は作者の慣手、

後二年、予從乾德令、夢升復調南陽主簿、又遇之於鄧間、嘗問其平生所爲文章幾何、夢升慨然歎曰、吾已諱之矣、窮達有命、非世之人不知我、我羞道於世人也、求之不肯出、遂飮之酒、復大醉、起舞歌呼、因笑曰、子知我者、乃肯出其文、讀之、博辨雄偉、意氣奔放、若不可禦、予又益悲夢升志雖困、而文章未衰也、』

**段落**　第三大段なり、

**講說**　後二年にして予は乾德の令に徙りし處、夢升も亦南陽の主簿に選まれ、其赴任の途中、鄧間にて出遇ひけり、嘗て其平生作りし文章何程ありやと問ひしに、夢升慨然として歎じて曰く、吾れは已に文を示すを諱み避けき、人の不遇なると立身するとは命あり、單に世の人が我れを知らざるのみならず、我れ世人に向つて之を言ふを恥かしく思ふなりと、之を求むれども出すとを肯せず、遂に之に酒を飮ましめたる處、以前の如く大に醉ひ、起つて舞ひ、歌ひつ叫びつ、上機嫌となりき、因つて笑つて曰く、君は我れを知る人なればとて、其作りし文章を出せしかば、之を讀むに、博辨雄偉にして、氣象飛出す計りにて、其勢ひ防ぎ止めかぬるほどなり、予又益す夢升の志困む

**講說**　夢升の兄弟は皆學を好み、文章と意氣とを以て、自身人に勝れりとせり、

**注解**　「意氣」氣前と云ふが如し、

**文法**　此段黄氏の江南大族たることを擧ぐるは、其盛時を示して、他日の衰微と相反映せしめんが爲なり、○文章と意氣とは全篇の二大柱をなす、○自豪の豪は下の悲を照らす、

予少家隨州、夢升從其兄茂宗官於隨、予爲童子、立諸兄側見夢升、年十七八、眉目明秀、善飮酒談笑、予雖幼、心已獨奇夢升、

**段落**　第二大段の第一小段なり、盛時を叙す、

**講說**　予少うして隨州に住せしが、夢升は、其兄の茂宗が赴任と共に、從つて隨に來れり、予は當時猶ほ子供なりしが、諸兄の側に立ち夢升を見たり、時に夢升は年十七八、眉目淸らかにして、善く酒を飮み談笑せしが、予は幼なりしと雖も心中已に獨り夢升を奇とせり、

後七年、予與夢升皆擧進士於京師、夢升得丙科、初任興國軍永興主簿、怏怏不得志、以疾去、久之復調江陵府公安主簿、時予謫夷陵令、遇之於江陵、夢升顏色憔悴初不可識、久而握手噓嚱、相飮以酒、夜醉起舞、歌呼大噱、予益悲夢升志雖衰、而少時意氣尙在也、

**段落**　第二大段の第二小段なり、衰時を叙す、

**講說**　後七年を經て予は夢升と共に京師に於て進士に擧げられしが、夢升は丙科を得、初め興國軍永興主簿に選ばれしも快々として志を得ず、病を申し立てゝ去りしが、之を久しうして復び江陵府の公安主簿

て發揮し、能く其生平の正なるものを表せり、

## 黃夢升墓誌銘

**主意**　夢升の意氣あり文章あつて窮死せしことを傳ふるに在り、

**解題**　黃夢升は黃山谷の叔祖なり、

**段落**　凡べて五大段となす、篇首より「尤以文章意氣自豪」に至るまでを第一大段となす、家世及び其人の二大特長を敘す、「予少家隨州」より「而少時意氣尚在也」に至るまでを二大段となす、志衰ふれども意氣未だ衰へざるを言ふ、「後二年」より「而文章未衰也」に至るまでを第三大段となす、志困すれども文章依然たるを言ふ「是時謝希深出守鄧州」より「死於南陽」に至る迄を第四大段となす、不遇を敘す、「夢升諱注」より篇尾に至るまでを第五大段となす、卒葬、妻子、著述及び銘を作る所以を敘す、

予友黃君夢升、其先婺州金華人、後徙洪州之分寧、其曾祖諱元吉、祖諱某、父諱中雅、皆不仕、黃氏世爲江南大族、自其祖父以來、素以家貲賑鄉里、多聚書以招延四方之士、

**段落**　第一大段の第一小段なり、家世を敘す、

**講說**　予が友黃君夢升と云ふ人あり、其先祖は婺州の金華の人なりしが、後に洪州の分寧に徙る、其曾祖諱は元吉、祖諱は某、父諱は中雅、皆仕へず、黃氏は代々江南の大族にて、其祖父より以來、平素家財を捐てゝ鄉里に施與し、又多く書を聚めて四方の士を招き寄せたり、

夢升兄弟皆好學、尤以文章意氣自豪、

**段落**　第一大段の第二小段なり、夢升兄弟の人と爲りを敘す、

そ、銘は左の如し、

蘇顯當世　實欒城人　以官留眉　蕃蕃子孫　自其高曾　鄉里稱仁　偉歟明允　大發於文　亦既有文　而又有子　其存不朽　其嗣彌昌　嗚呼明允　可謂不亡

**讀方**　蘇、當世に顯はる、實に欒城の人、官を以て眉に留まる、蕃々たる子孫、其高曾よりす、鄉里仁と稱す、偉なるかな明允、大に文に發し、亦既に文あり、而して又子あり、其存朽ちず、其嗣彌よ昌、嗚呼明允、亡びずと謂ふべし、

**講說**　蘇氏は當世に於て其名顯はる、實に欒城の人なり、然るに祖先の中、地方官として眉に來り、其儘眉に留まれり、蕃々として子孫蕃殖し、其高祖、曾祖よりして、鄉里は其仁を稱せり、明允の如きは扨も偉大なり、大に文章に於て能力を發し、巳に文章あるが、上に又立派なる子あり、其文は永く存在して朽ちず、其子孫は彌よ昌なり、扨も明允、君は亡びずと謂ふべし、

### 總說

賴山陽は此篇を評して一氣呵成となす、然れども其實、結構、嚴密にて、照應、法あり、試みに一例を擧ぐれば、最後の「知我者惟吾父與歐陽公也」の一語の如き、一は歐陽修が彼れの著書を獻じたる事を指し、一は職方君が老泉の自由に任せて干涉せざりし事を指し、一は第一段を收め、一は第二段を收む、其意匠を費せし作なるを知る、

### 纂評

○沈德潛評　聖俞、詩に長ず、故に墓誌を作る、獨り其詩を評す、明允、文に長ず、故に墓誌を作る、特に其文を表す、中間、生平を敍述し、總ぶるに文を以て一線穿ち去る、○老蘇、俗學に錮せず、故に成就遲くして、文乃ち久しかるべし、彼の利祿に汲々として、華を務め根を絕つを以て學となすもの、豈に腐草と科を同じうするものに非ずや、歐公獨り此意を重んじ

り、

君善與人交、急人患難、死則卹養其孤、鄉人多德之、

段落　第五大段の第一小段なり、行の實を補叙す、

講說　君は善く人と交際し、他人の患難には取敢へず盡力し、其人死するときは其孤兒を恤み養へり、故に鄉人多く之を忝しと思へり、

文法　首段、信於鄉里を證す、

蓋晩而好易、曰易之道深矣、汩而不明者、諸儒以附會之說亂之也、去之則聖人之旨見矣、作易傳、未成而卒、

段落　第五大段の第二小段なり、其學識を補叙す、

講說　蓋し君は晩年に至つて易を好み、其議論に曰く、易の道は深きなり、然るに其道の汩沒して明かならざる所以は、諸儒が附會の說を以て之を亂すが故なり、此附會の說を取除くときは、聖人の旨見ゆべしと、斯くて自身易の注解書を作りしも、未だ成らざる中に死去せり、

文法　前段の愈叩而愈無窮に應ず、

治平四年十月壬申、葬於彭山之安鎭鄉可龍里、

段落　第五大段の第三小段なり、葬年、葬地を叙す、

講說　治平四年十月壬申の日、彭山の安鎭鄉可龍里に葬る、

君生於遠方、而學文晩成、常歎曰、知我者惟吾父與歐陽公也、然則非余誰宜銘、銘曰、

段落　第六大段なり、

講說　君は遠方の蜀に生れ、文章を學びて晩く成功せり、常に嘆息して言ひ出づるやう、我れを知るものは天下惟だ吾が父と歐陽公となりと、然らば余にあらで、誰か君の墓に刻すべき銘を作る資格あるもの、

以爲霸州文安縣主簿、使食其祿、與陳州項城縣令姚闢、同修禮書、爲太常因革禮一百卷、書成、方奏、未報、而君以疾卒、實治平三年戊申四月也、享年五十有八、天子聞而哀之、特贈光祿寺丞、勅有司具舟載其喪歸於蜀、

段落　第三大段なり、

講說　初め歐陽修は君の爲に君の著書を上りしが、其結果、紫微閣に召されて試驗を賜はるべきこととなりしも、辭して至らず、遂に秘書省校書郎の試補となれり、會ま太常職に於て建隆以來の禮書を編集の擧あり、乃ち君を霸州文安縣の主簿として其祿を食ましめ、陳州項城縣の姚闢と共に太常因革禮一百卷を作り、脫稿して奏聞中、未だ何等の沙汰あらざるに君は疾を以て卒せしが、實に治平三年戊申の四月なり、年五十八、天子聞し召されて之を哀み給ひ、特に光祿寺丞を贈られ、其筋に勅を下し、舟を用意して蜀に歸葬せしむ、

注解　「太常」禮儀を掌る官、「乾隆」太祖の年號、「治平」英宗の年號、

君娶程氏、大理寺丞文應之女、生三子、曰景先、早卒、軾今爲殿中丞直史館、轍權大名府推官、三女皆早卒、孫曰邁、曰遲、有文集二十卷、謚法三卷、

段落　第四大段なり、

講說　君は程氏を娶つて夫人とせしが、右は大理寺の丞なる程文應の女なり、三子を生む、長を景先と曰ひしが、早く卒せり、軾は現に殿中丞直史館たり、轍は權大名府推官たり、女子三人早く卒す、孫は邁と曰ひ、遲と曰へり、著述は文集二十卷と謚法三卷とあ

ず、又茂材異等に擧げられしも合格せざりければ、退いて嘆じて曰く、此の如き受驗の科目は吾が學となすに足らずと、悉く作りし所の文數百篇を取つて之を焚き、益す戸を閉ぢて書を讀み、筆と絶緣して文章を作らざりしこと五六年に及び、斯くて此間に頗る六經と諸氏百家の說を硏究して、古今の治亂成敗竝に聖賢の窮達出處の場合を考へ質し、其純粹の處を得て、之を養成し擴張し、猶ほ抑へて容易に發することなく、久しき間右の如くなりし後、慨然として曰く宜しと、是に於て筆を下すに、暫時の間に數千字の文章立ちどころに成り、其縱橫十文字に筆を走らす處、必ず義理の精微なる點に達して止む、蓋し其天性たる厚きが故に之を發することと遲く、其志たる誠なるが故に之を得しこと精なり、

**注解**　「窮達出處」世に用ひられずして困難し、立身して世を濟ふことゝ、或は出でゝ朝廷に仕へ、或は處士として民間に在ること、「禀」天より受くる所のものなり、「深微」深奧微妙、「愨」誠なり、「發之」「得之」兩の之の字、一は才能を指し、一は學問を指す、

**文法**　老泉の老泉たる所以は其文章に在り、而も其俗學に錮せられずして古文に力を注ぎたるが如き、尤も其特色となすに足れり、故に此段十分に發揮して、筆力あり精采あり、

自來京師、一時後生學者、皆尊其賢、學其文、以爲師法、以其父子俱知名、故號老蘇以別之、』

**段落**　第二大段の第三小段なり、首段を顧みて本段を收む、

**講說**　君の、故鄕なる蜀を出でゝ京師に來りしより、一時後進の學者等、皆其賢を尊び、其文を學んで模範とせり、君が父子俱に名を世に知られたるが故に、君をば老蘇と號して、其二人の子と區別するに至りぬ、

**文法**　尊其賢は首段に應じ、學其文は本段を結ぶ、父子俱知名は又首段を顧みる、

初修爲上其書、召試紫微閣、辭不至、遂除試秘書省校書郎、會太常修纂建隆以來之禮書、乃

**段落**　第二大段の第一小段なり、世次及び少時を叙す、

**講說**　曾祖諱は祐、祖諱は杲、父諱は序、是は尚書、職方員外郎を贈らる、此三代は何れも世に顯はれざりき、職方君の三子は、長を澹と曰ひ、次を渙と曰ひ、皆文學を以て進士に擧げられたり、然るに三男なる君のみは少時學問を喜ばず、已に壯年に及ぶも書を知らず、然るに職方君は自由に任せて何とも言はず、鄕閭親族の人々皆之を怪めり、或る人は干渉せざる理由を問ひしも、職方君は笑つて答へず、君も亦平氣なりき、

**注解**　「壯」三十を壯と曰ふ、禮記に出づ、

**文法**　職方君笑而不答の句、後を伏す、

年二十七、始大發憤、謝其素所往來少年、閉戶讀書、爲文辭、歲餘擧進士、再不中、又擧茂材異等、不中、退而歎曰、此不足爲吾學也、悉取所爲文數百篇焚之、益閉戶讀書、絕筆不爲文辭者五六年、乃大究六經百家之說、以考質古今治亂成敗聖賢窮達出處之際、得其粹精、涵蓄充溢、抑而不發、久之慨然曰、可矣、由是下筆、頃刻數千言、其縱橫上下出入馳驅、必造於深微而後止、蓋其稟也厚、故發之遲、志也愨、故得之精、」

**段落**　第二大段の第二小段なり、其文の晩學にして大成を叙す、

**講說**　年二十七の頃、始めて躍起となり、平生交際せし少年等を謝絕し、戶を閉ぢて書を讀み、文辭を作れり、一年餘にして進士に擧げられしも、試驗に合格せ

君之文博辨宏偉、讀者悚然想見其人、既見而溫溫似不能言、及即之與居、愈久而愈可愛、間而出其所有、愈叩而愈無窮、嗚呼可謂純明篤實之君子也』

**段落**　第一大段の第三小段なり、其性質、人格を叙す、

**講說**　君の文章は博くして行届き、規模手廣く、之を讀む者は自ら氣の引締る思ひあり、定めて嚴峻なる人ならんと想像するも、既に遇ひ見るに及んで如何にも溫々として、口さへ碌にきけざるやうなり、又其側に往つて與に居るとなれば、久しければ久しきほど愛すべく、時あつて其蘊蓄する所の意見を吐くことあり、愈叩けば愈よ窮りなし、扨も篤實にして背暗からざる君子と申すべきなり、

**文法**　首段に老泉一生の梗概を撮して一總挈をなし有蜀君子を以て其人を掲げ、遂擅天下を以て其文を掲げ、而して通篇、文を以て主となす、○歐陽修は後を伏す、老泉の文章は歐陽修の此篇を借らざるも猶ほ自ら千古に傳はるべし、然れども其文に因り其人を想像するときは、殆と險薄なる韓非其人の如く、孰か其純明篤實の眞君子なるを知らんや、後世をして誤解を免れしむるものは實に此文の力なり、孰か墓誌を益なしと謂ふや、有蜀君子を以て筆を起し、純明篤實君子を以て一小束をなす、作者の意、亦以て見るべし、

曾祖諱祐、祖諱杲、父諱序、贈尙書職方員外郎、三世皆不顯、職方君三子、曰澹、曰渙、皆以文學擧進士、而君少獨不喜學、年已壯、猶不知書、職方君縱而不問、鄕閭親族皆怪之、或問其故、職方君笑而不答、君亦自如也』

交」より「葬於彭山之安鎭鄕可龍里」に至るまでを第五大段となす、補叙「君生於遠方」より篇尾に至るまでを第六大段となす、銘を作る所以を叙す、

有蜀君子曰蘇君、諱洵、字明允、眉州眉山人也、君之行義修於家、信於鄕里、聞於蜀之人久矣、

段落　第一大段の第一小段なり、名字、鄕貫、行義を叙す、

講説　有蜀の君子を蘇君と呼ぶ、諱は洵、字は明允、眉州眉山の人なり、君の行義は、家修まり、鄕里に信ぜられ、蜀の人に聞ゆること久しかりき、

當至和嘉祐之間、與其二子軾轍偕至京師、翰林學士歐陽修、得其所著書二十二篇、獻諸朝、書既出、而公卿士大夫爭傳之、其二子擧進士、皆在高等、亦以文學稱於時、眉山在西南數千里外、一日父子隱然名動京師、而蘇子文章、遂擅天下、

段落　第一大段の第二小段なり、文名を叙す、

講説　至和、嘉祐の間に當つて、其二人の子なる軾及び轍と偕に京師に至りしに、翰林學士歐陽修は、其著はす所の書二十二篇を手に入れて、之を朝廷に献せり、此書既に世に出でゝ、公卿士大夫爭うて之を傳へぬ、其二子は進士に擧げられ、皆高等の科に在り、亦文學を以て時に稱せらる、眉山は西南數千里外に在り、然るに一朝にして蘇氏父子の名は隱然として京師を動かし、而して蘇氏一家の文名は遂に天下に獨歩するに至れり、

注解　「至和嘉祐」並に仁宗の年號、「軾轍」軾は東坡轍は穎濱、「歐陽修」作者自身なり、「隱然」たかまる貌、「擅」專占と云ふが如し、

と謂はんか、何故に君の歸るべき所に返さゞりしぞ、彼の善人君子は力なしと謂ふべし、豈に打擊の方は小人之を能くせしも、救護の事は善人君子之を爲さゞりしか、凡そ善は百たび譽むるも進まぬものなれども一たび非毀するときは一生押しころばさるゝものなり、天道は荒漠として孰にか之を問はん、杳(ハルカ)にして其是非を知り難し、扨も君の心には包み掩へる材能ありながら之を施すことなく、只文章のみ外に光を發して、星の如く日の如く輝けり、冥々の中に不遇の恨みを含むとも、其文章に限り、昭々として永く垂るべし、

**總說**

末段、子美と同主義の人にして順境に向ひたる人々を以て子美の不遇に死したる慘狀を形するの數行、尤も神來の候なり、

**纂評**

（沈德潛評　子美一身、君子小人の進退と朝局の盛衰とに關係す、故に其誣ひらるゝ事に於て、其根株を窮めて之を言ふ、後に諸君子復た進用せられ、而して子美屈抑以て死す、誌銘を作るもの、宜しく悲憤自ら已(ヤ)まざるべきなり、着意の處、尤も中復兩段に在り、

# 故霸州文安縣主簿蘇君墓誌銘

**解題**　此の蘇君とは、則ち唐宋八大家の一人なる蘇老泉のことなり、山陽云ふ、歐公を以て老泉を銘するは、猶は昌黎を以て柳州を銘するが如し、其最も意を用ふるもの、輕々讀過すべからず、

**主意**　老泉が君子にして文を以て著はれしことを表するに在り、

**段落**　凡そ六大段となす、篇首より「嗚呼可謂純明篤實之君子也」に至る迄を第一大段となす、總叙なり、「曾祖諱祐」より「故號老蘇以別之」に至るまでを第二大段となす、其文を贊す、「初修爲上其書」より「載其喪歸於蜀」に至るまでを第三大段となす、履歷を叙す、「君娶程氏」より「謚法三卷」に至るまでを第四大段となす、妻子、著述を叙す、「君善與人

次を激と曰ふ、女子二人、長女は前進士趙紘に嫁し、次は尙ほ幼なり、

初君得罪時、以奏用錢爲盜、無敢辨其寃者、自君卒後、天子感悟、凡所被逐之臣、復召用、皆顯列於朝、而至今無復爲君言者、宜其欲求伸於地下也、宜予述其得罪以死之詳、而使後世知其有以也、既又長言以爲之辭、庶幾幷寫予之所以哀君者（文義明なり講說を略す）其辭曰、

謂爲無力兮　孰擊而去之
謂爲有力兮　胡不反子之歸
豈彼能兮此不爲　善百譽而不進兮　一毀終世所顚擠
荒孰問兮杳難知　嗟子之中兮　有韞而無施　文章發耀兮　星日光輝　雖冥冥以掩恨兮　宜昭々其永垂

**讀方**　謂つて力なしとなす兮、孰か擊つて之を去る、謂つて力ありと爲す兮、胡ぞ子の歸に反らざる、豈に彼れ能くして此れ爲さざらんや、善百譽して進まず兮、一毀終世顚擠する所、荒として孰か問はん兮、杳として知り難し、嗟子の中兮、韞あつて施すなし、文章發耀兮、星日光輝、冥々以て恨を掩ふと雖も兮、宜しく昭々其れ永く垂るべし、

**講說**　若し小人等を力なしと謂はんか、孰か君に打擊を加へて朝廷を去らしめたる者ぞ、彼の小人等が君に打擊を加へて朝廷を去らしたるを見れば、彼の小人等は力ありと謂ふべし、若し善人君子を力あり

愛、故雖短章醉墨、落筆爭爲人所傳、天下之士、聞其名而慕、見其所傳而喜、往揖其貌而竦、聽其論而驚以服、久與之居、而不能舍以去也』

**段落**　第五大段の第一小段なり、失意時代の狀を叙して其人物に及ぶ、

**講説**　君は免官の後、妻子を引きつれ蘇州に居り、木材や岩石を買うて滄浪亭を作り、日に益す書を讀み、大に六經に力を入れ込み、時々不平を歌詩に發せり、其情の激昂せるものに至つては、往々人を驚かせり、又行草の書を好みしが、何れも人の氣に入るべきものなり、故に短き文句、若しくは醉中の書跡と雖も、人々爭うて之を傳へけり、天下の士、子美の名を聞いては之を慕ひ、其傳へたる文字を見ては喜び、其容貌に接しては氣をぢし、其論を聽いては驚き服す、而も久しく子美と共に居るときは、見すてゝ去りかぬるなり、

**注解**　「涵肆」涵はひたりこむ、肆は力一ぱい、

**文法**　「天下之士」以下、同一の句法を疊み、他人の子美に於ける態度を借りて子美の人となりを寫し出し宛も其人を見るが如し、

居數年復得湖州長史、慶歷八年十二月某日、以疾卒於蘇州、享年四十有一、君先娶鄭氏、後娶杜氏、三子、長曰泌、將作監主簿、次曰液、曰激、女二、長適前進士趙紘、次尚幼』

**段落**　第五大段の第二小段なり、病卒と妻子とを叙す、

**講説**　居ること數年にして復び湖州の長史を授けられ、慶歷八年十二月某日、疾にて蘇州に卒す、享年四十一、君は先きに鄭氏を娶り、後に杜氏を娶れり、三子あり、長を泌と曰ひ、將作監主簿、次を液と曰ひ、又

後三四大臣悉罷去、天下事、卒不復施爲、

**段落**　第四大段の第二小段なり、罪を得たる所以を叙す、

**講説**　元昊の反せしより、朝廷、征討軍を出すも功なく、而して天下は殆んど太平打續きたる有樣なりしかば、尤も兵事を厭へり、天子は奮然と志を立て給ひ三四の大臣を用ひ、盡く衆弊を革めて人民の困苦を輕くせんとの睿慮なりき、是の時に方り、范文正公は今の富丞相と共に施設せし所の政事多かりしが、小人は之を便とせず、天子の此の人々を信用し給ふことを顧みて其地位を動搖せしめんと思ひしが未だ其根據を得ざりけり、然るに君は范文正公の薦めたる所にして、宰相杜公の壻なる所より、或る事を以て君を中傷せり、即ち君が進奏院を監し神を祭るとき、伺の上故紙を賣り拂ひたる錢を用ひて宴會をなせしとの科により、自盜となされて官吏の籍を除かれたり、君の名聲は天下に重かりしかば、此宴會に列せし賓客に至つても亦一時の賢士俊才なりしが、悉く巻添となつて貶逐せられぬ、斯くて君を中傷せし者は喜んで曰く、吾れ一網に之を打盡せりと、其後三四の大臣悉く免職となつて位を去り、天下の事復た其儘となつて改革の事なかりき、

**注解**　「紓」ゆるめる、樂にする、「富丞相」富弼、「進奏院」給事中に隸し、詔勅及び宣箚符牒を受くるを掌る「祭神」京師諸官省の胥使は、慣例として、秋に至れば必ず錢を醵して賽神會をなすこととなるが、子美は役所の反古紙を賣り拂ひたる金を、一時此會費に流用したるなり、「中君者」王拱辰を指す、「三四大臣」韓琦范仲淹、杜衍等、

**文法**　子美の貶せられし後、朝廷の局面一變せしが故に、其事の本末を叙すること特に詳なり、○此れ謂はゆる生に屈し、又人間に屈する處、

君攜妻子居蘇州、買木石作滄浪亭、日益讀書、大涵肆於六經、而時發其憤懣於歌詩、至其所激、往々驚絕、又喜行草書、皆可

し、榮陽の尉に選ばれしが、己れの好む所に非ざりしかば、役所を閉鎖して去り、進士に擧げられて登第し光祿寺の主簿に改め、蒙城縣に知事を勤め、父の喪に遇ひて官を去り、服除くや又長垣縣の知事となり、大理評事監在京樓店務に遷る、

**注解**　「監在」監督なり、

君狀貌奇偉、慷慨有大志、少好古、工爲文章、所至皆有善政、官於京師、位雖卑、數上疏論朝廷大事、敢道人之所難言、范文正公薦君、召試、得集賢校理、

**段落**　第四大段の第一小段なり、其氣節を敍す、

**講說**　君は狀貌奇偉にして慷慨大志あり、少年の頃より古を好み、工に文章を作り、至る所何れも善政あり、其京師に於て在官せし時は、位地の卑きに拘はらず屢ば上疏して朝廷の大事を論じ、他人の言ひ難き所の事をも押し切つて言へり、范文正公は君を薦め、召し出されて試驗を受けしに集賢校理を得たり、

自元昊反、出兵無功、而天下殆於久安、尤困兵事、天子奮然用三四大臣、欲盡革衆弊以紓民、於是時、范文正公與今富丞相、多所設施、而小人不便、顧人主方信用、思有以撼動、未得其根、以君文正公之所薦、而宰相杜公壻也、乃以事中君、坐監進奏院祠神、奏用市故紙錢會客、爲自盜除名、君名重天下、所會客、皆一時賢俊、悉坐貶逐、然後中君者喜曰、吾一擧網盡之矣、其

來乞銘以葬、

段落　第一大段の第二小段なり、銘を乞ふを叙す、

講說　君の妻は、嘉祐元年十月某日を卜して、君を潤州丹徒縣の義里鄉なる檀山里の石門村に葬ること丶し、又其父の杜公に號泣して言ふやう、吾が夫は人世にて屈したれども、地下に於てはせめての事に伸ばしたしと、是に於て杜公及び君の子の泌、皆書を以て來つて余が銘を乞ひ、之を墓中に入れて葬らんとせり、

文法　賢妻杜氏の乃父に請ふことより起し來る、法奇にして筆緩なり、號泣於其父云々の句、前後相複して委致を取る、○屈伸の二字は眼目、

君諱舜欽、字子美、其上世居蜀、後徙開封、爲開封人、自君之祖諱易簡、以文章有名、太宗時、承旨翰林、爲學士、參知政事、官至禮部侍郎、父諱耆、官至工部尚書、直集賢院、

段落　第二大段なり、

講說　君の諱は舜欽、字は子美、其上世蜀に居り、後に至り開封に徙り、開封の人となる、君の祖諱は易簡より、文章にて名譽を得、太宗の時、翰林院中に於て承旨として、學士となり、政事に參與す、官は禮部侍郎に至る、父の諱は耆、官は工部尚書、直集賢院となる、

注解　「承旨」院中に於て齒德俱に高きもの丶稱、

君少以父蔭、補太廟齋郎、調滎陽尉、非所好也、已而鎖其廳去、舉進士、中第、改光祿寺主簿、知蒙城縣、丁父憂、服除、知長垣縣、遷大理評事、監在京樓店務、

段落　第三大段なり、

講說　君は少にして父の功勞に因り太廟齋郎に補

の事歷を叙す、「初君得罪時」より篇尾に至るまで
を第六大段となす、銘する所以を叙す、

故湖州長史蘇君、有賢妻杜氏、自君之喪、布衣蔬食、居數歲、提君之孤子、斂其平生文章、走南京、號泣於其父曰、吾夫屈於生、猶可伸於死、其父太子太師以告於予、予爲集次其文而序之、以著君之大節與其所以屈伸得失、以深誚世之君子、當爲國家樂育賢材者、且悲君之不幸、

**段落**　第一大段の第一小段なり、文集の序を請ふを叙す、

**講說**　故の湖州の長史蘇君は賢夫人の杜氏ありて、君の死去以來は布子を着、蔬菜を食ひ、儉約を守り目立たぬ生活を爲せしが、居ること數歲にして君の遺孤を携へ南京に旅行し、其父に遇ひ、號泣して言ひ出づるやう、吾が夫は生前に屈したれども、死後に於てのみはセメテ伸ばしたしと、其父なる太子太師は其事を余に告げられければ、余は爲に君の文を集めて順序を附けし上、其序を作り、以て君の大なる節操と君が或は屈し、或は伸び、或は都合宜く或は都合惡かりし始末とを發表して、深く世の上流に居て地位あり、國家の爲に賢才の育養を樂むべき責任者の不行屆を攻擊し、且つ君の不幸を悲めり、

**注解**　「蘇君」名は舜欽、字は子美、「其父」杜衍、「序之」前第十一卷に載せたる蘇氏文集序是れなり、

其妻卜以嘉祐元年十月某日、葬君於潤州丹徒縣義里鄉檀山里石門村、又號泣於其父曰、吾夫屈於人間、猶可伸於地下、於是杜公及君之子泌、皆以書

封之原 新里之郷 三世於此 其歸其藏

**讀方** あゝ子野、質厚く材良し、孰か其亭を屯し、孰か其長を短うす、豈に其中自得せざるあり、而して外物以て戕ふあるか、開封の原、新里の郷、此に三世、其れ其藏に歸せ、

**講說** 扨も子野其人は、性質は手厚く、其材料は役に立てるに、何人か其出世すべきを阻害して惱ましめしぞ、何人か其長生すべき命を短かからしめたるぞ、何と其心中に面白くなく思ふとあり、之に乘じて外物が君の命を傷ひしものか、開封の原、新里の郷、此に遺骸を埋むること已に三代なり、君も其墓に歸すべきなり、

**注解** 「亭」通なり、「屯」難なり、「戕」害なり、「新里」墓の在る所の地名、

總說

昌黎馬少監の墓誌より脫化し來れるもの、金石文中に在つて變體に屬す、

纂評

○沈德潛評　交遊聚散死生を叙す、山陽遂を聞くの感あり、而して子野銘すべき處自ら見はる、

○又評　銘辭平和、昌黎に遜る、遠きこと甚し、

○賴山陽評　此等の篇、歐公の獨造、昌黎と雖も及ばざる處あり、孟東野の墓誌を觀て見るべし、

# 湖州長史蘇君墓誌銘

**主意** 生前に屈すと雖も死後に伸ぶべしと云ふに在り、

**段落** 凡そ六大段より成る、篇首より「乞銘以葬」に至るまでを第一大段となす、銘を乞ふを叙す、「君諱舜欽」より「官至工部尙書直集賢院」に至るまでを第二大段となす、家世を叙す、「君少以父廕補太廟齋郎」より「遷大理評事監在京樓店務」に至るまでを第三大段となす、官歷を叙す、「君狀貌奇偉」より「天下事卒不復施爲」に至る迄を第四大段となす、罪を得るを叙す、「君携妻子居蘇州」より「次尙幼」に至るまでを第五大段となす、罪を得たる以後

注解　「寶元」仁宗の年號、

子野爲人、外雖愉怡、中自刻苦
遇人渾渾、不見圭角、而志守端
直、臨事果決、平居酒半、脱冠垂
頭、童然禿且白矣、余固已悲其
早衰、而遂止於此、豈其中亦有
不自得者邪、

段落　第四大段の第一小段なり、人と爲りを叙す、

講説　子野は、其人となり、外貌は愉快氣なりと雖も心中は勞苦せり、他人に對しては渾々と圓やかに角を出さず、而して其操守は眞面目にして正直に、事に臨んでは果斷勇決なりき、平生酒宴半に至れば、冠を脱ぎ頭を垂る、(之を視れば)一面に禿げ且つ白し、余は其年に比して早く衰へたることを哀みしが、遂に此年齡にて死去せるは、何と其胸中に面白からざりし所ありしか、

注解　「愉怡」二字とも、よろこぶと訓ず、「渾々」圓滿の貌、「圭角」圭は瑞玉にして稜あり、形 の如し、「童然」毛のなき貌、「止於此」死を謂ふ、

文法　豈其中の一句は前の刻苦を收む、

子野諱先、其上世博州高堂人、
自曾祖已來家京師、而葬開封、
今爲開封人也、銘曰、

段落　第四大段の第二小段なり、補叙、

講説　子野諱は先、其づんと昔しの先祖は博州高堂の人なりしが、曾祖父より以來、京師に住しながら開封に葬りし所以は、今開封の人なればなり、銘に曰く、

文法　末に至つて名と籍貫とを補出して、銘詞の伏脈となす、是れ變體なり、

嗟夫子野　質厚材良　孰屯
其亨　孰短其長　豈其中有
不自得　而外物有以戕　開

筆札、

段落　第三大段の第二小段なり、好學を叙す、

講説　子野は、其家柄は皇后の姻戚と關係あり、且つ代々久しく仕宦して貴き位地に在りしにも拘はらず衣服より持ち物、履き物に至るまで粗末にして、貧困の儒者よりも甚し、學を好んで自ら勉め、尤も書簡の字を善くせり、

注解　「操履」操は手にてとるを謂ふ、

天聖二年舉進士、歷漢陽軍司理參軍、開封府咸平主簿、河南法曹參軍、王文康公、錢思公、謝希深、與今參知政事宋公、咸薦其能、改著作佐郎、監鄭州酒稅、知閬州閬中縣、就拜秘書丞、秩滿、知亳州鹿邑縣、寶元二年二月丁未、以疾卒於官、年四十有八、子仲、郊社掌生、次從、次幼未名、女五人、一適人矣、妻劉氏、長安縣君、

段落　第三大段の第三小段なり、官歷と家族とを叙す、

講説　天聖二年進士に舉げられ、漢陽軍司理參軍、開封府の咸平の主簿、河南の法曹參軍を歷任せしが、王文康公、錢思公、謝希深と、現在の參知政事宋公（名は庠）と、何れも其才能を推舉せしかば、改めて著作佐郎となり、鄭州の酒稅を監し、閬州閬中縣の知事となり、地方の任地に居りながら秘書丞を拜命し、年限滿つるや、亳州の鹿邑縣の知事となれり、寶元二年二月丁未の日、病氣にて在官中に卒せり、享年四十八、子の仲は郊社掌生を勸め、次は名を從と曰ふ、次は尙ほ幼少にて未だ名あらず、女子は五人あり、其中の一人は人に嫁せり、妻は劉氏にて、其爵名は長安縣君と曰ふ、

後六年、又哭希深、而銘之、今又哭吾子野、而銘、於是又知非徒相得之難、而善人君子欲使幸而久在於世、亦不可得、嗚呼可哀也、』

**段落**　第二大段の第三小段なり、其哀むべきを叙す、

**講説**　初め洛に在りし時、已に堯夫の死を哭して之を銘せしに、其後六年にして又希深を哭して之を銘せり、今又吾が子野を哭して銘するに至る、是に於て交遊の得難きに止まらずして、善人君子は、之をして久しく世に在らしめんと欲するも亦得べからざるを知れり、扨も哀むべきにこそ、

**文法**　仍ほ張謝二人を以て挑起し、益す哀むべき意を切にす、前小段より更に一層を進め、其筆紆餘、其意低回正に歐陽子獨擅の技倆、

子野之世、曰贈太子太師諱某、曾祖也、宣徽北院使樞密副使累贈尚書令諱遜、皇祖也、尚書比部郎中諱敏中、皇考也、曾祖妣李氏、隴西郡夫人、祖妣宋氏、昭化郡夫人、孝章皇后之妹也、妣李氏、永安縣太君、』

**段落**　第三大段の第一小段なり、家世を叙す

**講説**　子野の家系順序は、第一贈太子の太師諱は某と曰ふ、曾祖なり、宣徽北院使樞密副使累贈尚書令諱は遜と曰ふ、皇祖なり、尚書比部郎中諱は敏中と曰ふ皇考なり、曾祖妣は李氏、隴西郡夫人、祖妣は宋氏、昭化郡夫人、孝章皇后の妹なり、妣は李氏、永安縣太君、

**注解**　「郡夫人」「太君」倶に夫人の封爵なり、

子野家聯后姻、世久貴仕、而被服操履、甚於寒儒、好學自力、善

りしが、是の時、陳郡の謝希深、南陽の張堯夫の二人、子野と倘ほ皆恙なく、時に西京一府の士、何れも世の傑物賢者にして、日に往きつ來りつ、酒を飲んで愉快に叫び、上となり下となり、負けず劣らず、爭うて人を誘ひ又は誘はれて笑ひ興じけるが、堯夫と子野とは其間に在りしも、引込み居りて空元氣を出ださゞりしかば、衆皆指して長者とせり、余は當時倘ほ少年にして、心は壯に志は得々として在りたれば、何の氣なしに以爲へらく、洛陽は東西の交叉點なれば、賢豪の士の聚る者多きは何時も此の如くなるべしと、

**注解**　「魁傑」魁は猶ほ首の如し、又大なり、傑は、淮南子に、知、十人に過ぐるものを傑と曰ふとあり、「角逐」馳逐と云ふが如し、

**文法**　高梅亭云ふ、此段平生舊朋友の恩〔情〕を叙し、謝（希深）張（堯夫）兩人を以て其間に夾寫す、是れ賓主齊行法、更に盛衰聚散を寫し得て、多少の興會、多少の感慨、○賴山陽云ふ、故に變態をなすに非ざるも、其銘すべき處此に在り、故に詳に之を叙す、

其後去洛來京師、南走夷陵、並江漢、其行萬四千里、山砠水厓、窮居獨遊、思從曩人、邈不可得、然雖洛人、至今皆以謂無如嚮時之盛、然後知世之賢豪不常聚、而交遊之難得爲可惜也、

**段落**　第二大段の第二小段なり、朋友の恩を叙す、

**講説**　其後洛を去つて京師に來り、其れより南の方夷陵に赴き、江水、漢水に傍て旅行せし道程一萬三四千里、山路や川岸に於て或は淋しき住をなし、或は單獨の遊をなすに當り、以前共に遊びたる人に從はんと欲すれども、掛隔りて從ふを得ず、斯くて後世の賢豪は常に聚るものに非ずして、朋友の得難きことは惜むべき次第なるを知る、

**注解**　「砠」石山を砠と曰ふ、「厓」崖に同じ、「並」そふ「曩人」堯夫、希深等を指す、「邈」遠き貌、

初在洛時、已哭堯夫而銘之、其

て、子野の郷里なり、

嗚呼、予雖不能銘、然樂道天下之善以傳焉、況若吾子野者、非獨其善可銘、又有平生之舊、朋友之恩、與其可哀者、皆宜見於予文、宜其來請於予也、』

**段落**　第一大段の第二小段なり、銘すべき要項を掲ぐ、

**講説**　扨も予は銘を作る技能なしと雖も、然れども天下に於ける善事を述べて、之を傳ふることを樂むことなるに、況や吾が子野の如きは、其善が銘する價直あるのみにあらず、余よりすれば平生の舊交と、朋友の恩情、且つは哀むべきものとあり、此等は皆余の文に於て見はすべきものなり、さすれば充が余に向つて銘を乞へるも亦尤もなり、

**注解**　「道」言なり、

**文法**　首段は是れ序の如し、善と曰ひ、平生と曰ひ、朋友と曰ひ、哀むべしと曰ふ、全篇、握に在り、○善字着眼、

初天聖九年、予爲西京留守推官、是時陳郡謝希深、南陽張堯夫、與吾子野、尙皆無恙、於時一府之士、皆魁傑賢豪、日相往來、飮酒懽呼、上下角逐、爭相先後、以爲笑樂、而堯夫子野、退然其間、不動聲氣、衆皆指爲長者、予時尙少、心壯志得、以爲洛陽東西之衝、賢豪所聚者多、爲適然耳、』

**段落**　第二大段の第一小段なり、平生の舊を叙す、

**講説**　初め天聖九年に、予は西京の留守推官にてあ

此の文は「其卒窮以死」の一句より出づ、末段に至り其窮を寫す處、發揮して遺す所なし、沈德潛か斷峽の哀猿の鳴くを聽くが如しと云へるは實際語なり、

纂　評

○茅鹿門評　歐最も得意の友、亦歐公最も着意の文、

○沈德潛評　忠義の節を叙す、或は顯言し、或は隱言す、盛明の世に際し、而して未だ其用を竟へず、眞に惜むべきなり、文學、議論、材能、皆師魯の有する所、然れども只だ陪襯をなす、彌よ節の貴ぶべきを覺ゆ、若し四項平列、輕重の分たざれば、便ち是れ近人の文字矣、

## 張子野墓誌銘

**主意**　子野の善人たるを以て、其早死は尤も哀むべしと云ふに在り、

**段落**　凡そ四大段となす、篇首より「宜其來請於予也」に至るまでを第一大段となす、銘を作る所以を叙す、「初天聖九年」より「嗚呼可哀也已」に至るまでを第二大段となす、朋友の情義上より其哀むべきを叙す、「子野之世」より「長安縣君」に至るまでを第三大段となす、家世、歷官、妻子女を叙す、「子野爲人」より篇尾に至るまでを第四大段となす、其人と爲りを叙す、

吾友張子野既亡之二年、其弟充以書來請曰、吾兄之喪、將以今年三月某日葬於開封、不可以不銘、銘之莫如子宜、

**段落**　第一大段の第一小段なり、銘を請ふを叙す、

**講說**　吾が友人張子野の死去せしより二年の後、其弟の充、書面を差越して請ふやう、吾が兄の喪に就いては、將に今年三月某日を以て開封に葬らんとす、然る上は銘をなさゞるべからず、而して銘を作るものは、他に君ほど適當なるものなしと、

**注解**　「子野」字なり、名は先、「開封」河南開封府にし

女一適人、亦卒、而其身終以貶死、一子三歲、四女未嫁、家無餘貲、客其喪於南陽、不能歸、平生故人無遠邇皆往賻之、然後妻子得以其柩歸河南、以某年某月某日、葬於先塋之次、

**段落**　第六大段の第一小段なり、生前、身後の不幸を叙す、

**講說**　師魯は凡そ十年の間に三たび其官を貶され、其父を失ひ、又其兄を失ひ、子供は四人ありたれども引き續きて其中の三人を失ひ、女は一人緣附きたれども亦卒し、其上に師魯自身も終に貶せられて死し、殘れる一人三歲になる男子と、四人の女子にて、此は何れも未だ嫁せず、家には餘れる資產なく、空しく南陽の旅中に喪を行ひ、故鄕に歸葬することも能はざりき、平生の故人等氣の毒に思ひ、遠近の差別なく、皆往いて喪禮補助金を贈りければ、斯くて後、妻子は師魯の柩を以て故國なる河南に歸ることを得たり、因つて某年某月某日を以て先祖の墓域の次に葬れり、

**文法**　酸鼻の極、寫し出して餘あり、

余與師魯兄弟交、嘗銘其父之墓矣、故不復次其世家焉、銘曰、

**段落**　第六大段の第二小段なり、世家を略せし所以を叙す、

**講說**　余は師魯兄弟と交りあり、嘗て其父の墓の銘を作りたることあり、（家系の如きは此に叙べたれば）其れゆゑ今復た家系を陳べずと知るべし、銘に曰く、

藏之深、固之密、石可朽、銘不滅、

**讀方**　藏の深き、固の密なる、石、朽つべし、銘、滅せず、

**講說**　此の墓誌は穴の中に藏むること深く、土の中に埋むること固ければ、縱令墓石は朽つとも銘は滅すまじ、

## 總　說

使徙監均州酒稅、得疾無醫藥、舁至南陽求醫、疾革、憑几而坐、顧稚子在前、無甚憐之色、與賓客言、終不及其私、享年四十有六以卒。

**段落**　第五大段の第一小段なり、末路の悲慘を叙す、

**講說**　曩に師魯の渭州に在りし時、軍吏にして師魯の軍令を違犯せし者ありしかば、軍法に引き當てゝ之を斬らんとせしが、果さゞりき、其後此の軍吏は京師に至り、以前の怨を霽さんと、上書して訟へ出でけるは、師魯は公用の金錢を以て部下の將校に貸與せりと、之が爲め崇信軍の節度副使に貶せられ、徙つて均州酒稅の監督官となりけるが、會ま病氣に罹りたる處、同地は醫藥なかりしかば轎にて南陽に至り、醫を求めたり、然るに病勢危篤に迫りし時、几に倚りかゝつて座し、幼き子供の前に在るを視るに別段に憐む樣子も見えず、賓客と事を言ふに、一句己れの家事に及ばず、享年四十六にて卒す、

**注解**　「節度」猶は規律と云ふが如し、「舁」かくと訓ず、「革」せまると訓ず、今あらたまると訓ずるは誤なり、「賓客」范仲淹なり、師魯、病中に後事を以て范仲淹に屬し、几に倚つて座語すること之を久しうして仲淹に謂つて曰く、公出づべし、洙〔師魯の名〕將に逝かんとすと、仲淹出でゝ廳に至れば、其家の號哭を聞けりとぞ、

**文法**　終不及其私は其節を見る、

師魯娶張氏、某縣君、有兄源、字子漸、亦以文學知名、前一歲卒。

**段落**　第五大段の第二小段なり、妻及び兄を補叙す、

**講說**　師魯は張氏を娶りしが、其爵は某縣君なりき、亦兄あり、名を源、字を子漸と曰へり、亦文學を以て名を知られしが、一年前に卒せり、

師魯凡十年間三貶官、喪其父、又喪其兄、有子四人、連喪其三、

訓士兵、代戍卒、以減邊用、爲禦戎長久之策、皆未及施爲、而元昊臣、西兵解嚴、師魯亦去而得罪矣、然則天下之稱師魯者、於其材能、亦未必盡知之也、

**段落**　第五大段なり、

**講說**　師魯は世の中の太平無事なりし時に當り、唯だ獨り戰爭の事を論ずるを好み、敍燕、息戍と云ふ二篇の文を作り、世に行はれたり、西夏の趙元昊の兵起りしより凡そ五六年の間、戰爭中に在らざりしことあらず、故に其論議は（實驗の積めるまゝ）益す精密となり、而して西夏の兵事に至つては尤も其詳細なる點を習ひ知れり、師魯が軍隊組織の說を述べ、攻守と勝敗との要件を述べたる所は、實に現今の利害を言ひ盡せり、又士民兵に訓練を加へて派遣の守備隊に代へ、其れにて邊疆の費用を減じ、戎狄を防禦するに就いて永久の計を爲さんと欲したれども、皆實行するに至らざる內、元昊は中國に服從して臣と稱し、西夏の遠征軍も警戒を弛むることゝなり、師魯も亦去つて罪を得たり、然して見れば天下の師魯を譽むるものは、其材能の點に於て未だ盡く知らざるなり、（況や忠節に於てをや）

**注解**　「敍燕息戍」敍燕篇は、燕と薊とを恢復して國家の藩屏を固くすべきことを論ぜしもの、息戍篇は、四方の屯戍を息め、更に士民を兵籍に編して、唐の府兵の法に擬せんことを請ひしもの、

**文法**　呂晩村云ふ、此段特に其要を擧げて、世惟だ其忠義を知らざるのみならず併せて其材能を知る能はざるを言ひ、層次を以て照應をなす、○賴山陽云ふ、直ちに材能に歸到して一結をなし、然る後臨終の事を言ひ、其大節を見はす、

初師魯在渭州、將吏有違其節度者、欲按軍法斬之、而不果、其後吏至京師、上書訟師魯以公使錢貸部將、貶崇信軍節度副

部署、坐城水洛、與邊將異議、徙知晉州、又知潞州、

段落　第三大段の第三小段なり、韓琦に知られしことを叙す、

講說　趙元昊反せしに因り、陝西には官賊の戰ひ起り、官軍の大將葛懷敏と云ふもの奏聞の上、師魯を擧げて經略判官とせり、師魯は此の如く懷敏の奏薦に因つて用ひられしと雖も、尤も經略史の韓公に深く知られたり、其後諸將の好水にて敗北するや、韓公は其責に任じ、官職を降されて秦州の知事となり、師魯も亦從つて濠州の通判となれり、程經て韓公の申し立てに由り、韓公の知事たる秦州に轉じて其地の通判となるを得、遷つて涇州の知事となり、又渭州の知事となり、涇原路の經略部署を兼ねたるが、水洛に城を築く件に就き、邊境を守る將軍と意見を異にせしとの咎にて、徙されて晉州の知事となり、又潞州の知事となりぬ、

注解　「韓公」名は琦、「敗於好水」慶歷元年、元昊の兵渭水に寇せしが、時に韓琦は按撫使として高平に至りし際なり、副總管任福、先鋒桑懌をして之を擊たしめたる處、伏兵に遇ひて大敗せしを謂ふ、好水は川の名、「邊將」劉滬を謂ふ、

爲政有惠愛、潞州人至今思之、累遷官至起居舍人直龍圖閣、

段落　第三大段の第四小段なり、惠政を叙す、

講說　師魯は潞州の知事として、其施政は人民に惠愛ありしかば、潞州の人は今に至る迄之を思へり、其後幾回となく官を經て、起居舍人直龍圖閣に至れり、

師魯當天下無事時、獨喜論兵、爲叙燕息戍二篇、行於世、自西兵起、凡五六歲、未嘗不在其間、故其論議益精密、而於西事尤習其詳、其爲兵制之說、述戰守勝敗之要、盡當今之利害、又欲

太子中允、

**段落**　第三大段の第一小段なり、先づ出身の次第を順叙す、

**講說**　師魯は、少年の時、進士及第に擧げられ、絳州正平縣の主簿、河南府戶曹參軍邵武軍の判官となり、書判拔萃に擧げられ、山南東道掌書記に遷り、伊陽縣の知事となれり、王文康公、其才を薦め、召し試みられて館閣校勘に充てられ、太子の中允に遷れり、

**注解**　「書判拔萃」書は寫字なり、判は判決なり、問題を與へて之を捌かしむ、拔萃は衆中より優等者を拔き取るの意、併せて選擧の科名なり、「王文康公」王曙字は晦叔、仁宗の時宰相たり、文康は其諡なり、

天章閣待制范公貶饒州、諫官御史不肯言、師魯上書言、仲淹臣之師友、願得俱貶、貶監郢州酒稅、又徙唐州、遭父喪、服除、復得太子中允、知河南縣、

**段落**　第三大段の第二小段なり、其氣節を叙す、

**講說**　天章閣の待制范公の饒州に左遷せられしとき諫官も御史も其不可を言ふものあらざりしかば、師魯は上書して言ふ、仲淹は臣の師友なれば、（獨り艱苦を嘗めしむるに忍びず、）何卒俱に貶せられたしと、因つて貶せられて郢州の酒稅を監督することゝなり、又唐州に徙りし處、父の喪に遇ひければ、無論官を去りしが、服除くや、又太子中允の官を得て河南縣に赴き、知事となれり、

趙元昊反、陝西用兵、大將葛懷敏奏起爲經略判官、師魯雖用懷敏辟、而尤爲經略使韓公所深知、其後諸將敗於好水、韓公降知秦州、師魯亦從通判濠州、久之韓公奏得通判秦州、遷知涇州、又知渭州、兼涇原路經略

るとは限らざるなり、

**文法**　文學、議論、材能は客にして、大節は主なり、

師魯爲文章、簡而有法、博學强記、通知古今、長於春秋、其與人言、是是非非、務窮盡道理乃已、不爲苟止而妄隨、而人亦罕能過也、遇事無難易、而勇於敢爲、其所以見稱於世者、亦所以取嫉於人、故其卒窮以死』

**段落**　第二大段なり、

**講説**　師魯の文章の作り工合は、簡潔にして法則あり、其學問博く記憶力强くして古今の事に通じ、尤も春秋を得意とせり、師魯が他人と議論するときは、是なるを是とし、非なるを非とし、出來得るだけ道理を窮め盡さゞれば承知せず、善い加減に中止し、又は理を曲げて人に隨ふことを爲さず、而して實際其相手たる側を視るも、是れ亦能く師魯の說に愈る人は罕なりき、師魯は如何なる事に出遇ふも、難しとか易しとか云ふ區別なく、押し切つて決行する勇氣を持てり、是れ彼が世人に稱せらるゝ所以なると同時に、人より嫉まれたる所以なり、人より嫉まれしが故に、結局窮困して死せり、

**文法**　段首より長於春秋に至るまでは文章に係り、其與人言より人罕能過也に至るまでは、議論に係り、遇事の二句は材能に係る、是れ前の「世之知師魯者」を承け、反つて凡人の稱する所の三項を取り細かに其平生を叙せしものにして、巧甚と謂ふべし、卒窮以死の句、一篇の張本、

師魯少擧進士及第、爲絳州正平縣主簿、河南府戶曹參軍、邵武軍判官、擧書判拔萃、遷山南東道掌書記、知伊陽縣、王文康公薦其才、召試充館閣校勘、遷

る點を擧ぐ、一篇の大綱なり、「師魯爲文章」より「故其卒窮以死」に至るまでを第二大段となす、文章、議論、材能を略叙す、「師魯少擧進士及第」より「累遷官至起居舍人直龍圖閣」に至るまでを第三大段となす、官歷を叙し、忠節と材能とを摘出す、「師魯當天下無事時」より「亦未必盡知之也」に至るまでを第四大段となす、世人の未だ知らざる材能を叙す、「初師魯在渭州」より「前一歲卒」に至るまでを第五大段となす、晩年を叙して忠節を結ぶ、「師魯凡十年間三貶官」より篇尾に至るまでを第六大段となす、其不遇の實を叙す、

**師魯、河南人、姓尹氏、諱洙、然天下之士識與レ不レ識、皆稱レ之曰二師魯一、**

**段落**　第一大段の第一小段なり、郷貫、姓諱を叙す、

**講說**　師魯は河南の人にして、姓は尹氏、諱を洙と曰へり、然るに天下中の士は、君と面識ある者と、なき者との別なく、何れも君を稱して師魯と曰へり、

**注解**　「師魯」尹洙の字なり、「然」名の洙を受く、「皆稱之曰師魯」第三人稱を用ふる場合に於ても猶ほ其人の名を稱せずして字を稱するは、尊敬するが爲に然るなり、

**文法**　賴山陽云ふ、此れ亦名稱より說き起す、

**蓋其名重二當世一、而世之知二師魯一者、或推二其文學一、或高二其議論一、或多二其材能一、至下其忠義之節、處二窮達一、臨二禍福一、無上レ愧二於古君子一、則天下之稱二師魯一者、未二必盡知一レ之、**

**段落**　第一大段の第二小段なり、其所長を擧ぐ、

**講說**　蓋し尹師魯の名は當世に重んぜられたるが、扨世間に於て師魯を知る人達は、或は其文學を推し、或は其議論を高しとし、或は其材能を人に愈れりとなせども、師魯が窮達の境遇に處し、禍福の機會に臨みて、古への君子にも愧づかしからざる忠義の節に至つては、天下に於て師魯を稱する者も、盡く之を知

**註解**　「瞻」見上ぐる、「邉々」前に出づ、「云」こゝにと訓ず、語助、「屯」易に震下坎上䷂を屯となす、難なり、「曰云云」孔子宋に適き、弟子と禮を大樹の下に習ひしとき、同國の司馬を勤むる桓魋と云ふもの、孔子を殺さんと欲して其樹を拔けり、弟子は速かに去るべしと申せしに、孔子は、天、德を予に生ず、桓魋それ予を如何んとの言あり、魯の平公と云ふ君、孟子を訪問あらんとせしを、氣に入りの臧倉妨害して、中止せしめし時、孟子の曰く、吾れの魯侯に遇はざるは天なり、臧氏の子、（倉を賤しめたる語）焉んぞ予をして遇はざらしめんやと、

**總　說**

凡そ碑文の法、事跡少き人を傳へんとするは他方面より筆を下さんことを要す、石徂徠は官位卑く事業乏しく、言ふべきものは區々の著作のみ、乃ち彼れが聖德の詩に因つて禍を得たることを把柄とし、以て一篇を織成し、其人品氣概、自ら其間に見はる、是れ意匠慘澹の處なり、

**纂　評**

○唐荊川評　此文、其變化を極む、

○劉夢得評　石守道、歐文忠と同年の進士、名相連り皆第一甲、國初、諸儒但だ傳注を守る、孫明復が春秋發微を著はし、稍や己れの意を出せしより、守道、之を師とす、慶歷聖德の詩を爲り、遂に卿相を臧否するに及び、孫明復之を聞いて曰く、天下の爲にする、當に此の如くなるべからず、禍必ず此より始まらんと、

○沈德潛評　位を略し德を稱するは、正に是れ先生を重んずる處、此れ史氏の書法なり、文も亦太山巖々の氣象あり、○正を秉り邪を嫉む、其剛勁の槪、以て想ひ見るべし、然れども含蘊深からず、卒に語言文字を以て禍を賈ひ、身後猶ほ謗餘を騰ぐるなり、孫明復の言は故と遠見あり、

# 尹師魯墓誌銘

**主意**　師魯の忠節なると、不遇にて死したることとを寫すに在り、

**段落**　凡そ六大段より成る、篇首より「未必盡知之」に至るまでを第一大段となす、人物の卓越した

て曰く、譏謗の氣焰も息みたれば、今こそ先生の光を世に出すことを得ん、何とぞ銘を作り下されたしと、余曰く、吾が詩に、君の道は自然と久しきに傳はるべしと云ふことを申さずや、吾が銘を用ふるの必要なからんと、逌等の曰く、仰は御尤もなれども、此銘の一條は魯人の願なれば、乃ち其銘を作れり、左の如し、

**文法**　雖然魯人之欲也は、第一大段の「魯人之志也」と相應じて結をなす、

徂徠之巖巖　與子之德兮
魯人之所瞻　汶水之湯湯
與子之道兮　逾遠而彌長
道之難行兮　孔孟亦云遑遑
一世之屯兮　萬世之光　曰
吾不有命兮　安在夫桓魋與
臧倉　自古聖賢皆然兮　噫
子雖毀其何傷

**讀方**　徂徠の巖々たる子の德と兮、魯人の瞻る所、汶水の湯々たる、子の道と兮、逾よ遠くして彌よ長し、道の行はれ難き兮、孔孟も亦云に遑々たり、一世の屯兮、萬世の光、曰く吾れ命あらざらんや兮、安んぞ夫の桓魋と臧倉とに在らん、古より聖賢皆然り兮、噫子毀らると雖も其れ何んぞ傷まん、

**講說**　徂徠の山の巖々と險しく聳てる姿は、君の高尙なる德と共に、魯人の仰ぎ見る所なり、又汶水の湯々として流るゝや、君の懷抱せる道と共に愈よ遠く愈よ長し、道の行はれざる一點に至つては、是れ獨り君に限りたる事に非ずして、昔し孔孟の聖賢すらも、亦兎角遑々として世をうろつかれたり、然れども斯の艱難は一代の艱難にして、反つて萬世の後までも光を輝す所以なり、故に孔子も、孟子も、吾れの遭遇には天命あらざらんや、何事も天命なり、吾れを不遇ならしむる力は、何とて桓魋と臧倉との小人輩に在らんやと、古より聖賢は皆此の如くなり、噫實にも君は毀らると雖も、何ぞ憂ふることあらん、

方待次於徂徠、以慶歷五年七月某日卒於家、享年四十有一、友人廬陵歐陽修哭之以詩、以謂待彼謗燄熄、然後先生之道明矣、

**段落**　第六大段の第二小段なり、卒、哭を叙す、

**講説**　先生が遷任の命を徂徠山の草廬にて待ちつゝある間に、慶歷五年七月某日を以て家に卒す、享年四十有一なりき、友人なる廬陵の歐陽修は詩を作つて先生を哭し、以爲へらく、彼の中傷的の氣燄の消ゆる時を待つて、先生の主義は明かなるべしと、

**文法**　己れの哭詩を引いて時世を見はす、何等の感慨ぞ、

先生既歿、妻子凍餒不自勝、今丞相韓公、與河陽富公、分俸田以活之、後二十一年、其家始克葬先生於某所、

**段落**　第六大段の第三小段なり、遺族と葬とを叙す、

**讀方**　先生歿せし後、其妻子は飢寒にて、堪へ難き苦境に在りしを、現丞相の韓公は河陽の富公と、俸田を分つて生活を得しめたり、先生の歿後二十一年に至り、其家は始めて克く先生を某所に葬れり、

**注解**　「富公」富弼なり、

將葬、其子師訥、與其門人姜潛、杜默、徐遁等、來告曰、謗燄熄矣、可以發先生之光矣、敢請銘、某曰、吾詩不云乎、子道自能久也、何以必吾銘、遁等曰、雖然魯人之欲也、乃爲之銘曰、

**段落**　第六大段の第四小段なり、銘を乞ふを叙す、

**講説**　將に葬らんとするに臨み、先生の子の訥と、門人なる姜潛、杜默、徐遁の三人と、余の處へ來り告げ

す、

講說　其云ふ所の議論に曰く、學とは仁義を爲すことを學ぶなり、惟だ忠なればこそ、能く世のため人のために己れの身を忘るゝなれ、惟だ自ら信ずるに篤きものにして、始めて仁義を力行することを得るなりと、先生は此の言を以て之を自身の上に行ふと同時に、又他人に向つて是の言を敎へたり、謂はゆる堯舜、禹、湯、文、武、周公、孔子、孟軻、揚雄、韓愈氏の敎は、未だ嘗て一日たりとも口に言ひ出でざることあらず、天下の士と與に何れも周公孔子主義の人となつて、其君をば堯舜の如き君に仕立て、其民をば堯舜の如き民に仕立てんと思ふの念は、是れ亦一日の僅の間と雖も心の中に忘れしことあらず、

註解　「時文」楊億などの作る文體にして、四六の俗調を指す、

至其違世驚衆、人或笑之、則曰、吾非狂癡者也、是以君子察其行而信其言、推其用心而哀其志、

段落　第五大段の第四小段なり、

講說　先生が世俗に違ひ衆人を驚かせし事に就き、或は之を笑ふものあるときは、先生、余は狂人痴漢にあらずと云へり、是を以て世の君子は先生の行を察して其言を信じ、先生の心底を推して其理想を哀めり、

先生直講歲餘、杜祁公薦之天子、拜太子中允、今丞相韓公又薦之、乃直集賢院、又歲餘、始去太學、通判濮州、

段落　第六大段の第一小段なり、官歷を補敘す、

講說　先生は直講たること一年餘にして、杜祁公〔名は衍〕之を天子に薦め、太子中允に拜せり、現在の宰相韓公〔名は琦〕又之を薦め、之がため直集賢院となり、又一年餘にして始めて太學を去り、濮州の通判となれり、

の先生に從つて業を受くる者益す衆く、太學の盛んとなりしは先生より始まれり、

其所レ爲文章、曰二某集一者若干卷、曰二某集一者若干卷、其斥二佛老時文一、則有二怪說中國論一、曰レ去二此三者一、然後可三以有二爲、其戒二姦臣宦女一、則有二唐鑑一、曰吾非レ爲二一世監一也、其餘喜怒哀樂、必見二於文一、其辭博辨雄偉、而憂思深遠、

段落　第五大段の第二小段なり、文章と立敎とを敍す、

講說　其作りし所の文章は、何集と曰ふもの若干卷、又何集と曰ふもの若干卷あり、文章の中にて佛敎と老子敎と時文とを排斥せしものには怪說中國論あり其主意に曰く、佛、老、時文の三者を除いて、然る後始めて事を爲すを得べしと、文章の中にて姦臣や宮仕の女を排斥せしものには唐鑑あり、其主意に曰く、是れ唯だ唐一代の手本にとて作りしに非ずと、此外喜怒哀樂とも必ず文に見はれ、其文字は事博く筋立ち、勢ひ强くして逞しく、而も世道人心を憂ふるの念は深く且つ遠し、

其爲レ言曰、學者學レ爲二仁義一也、惟忠能忘二其身一、惟篤二於自信一者乃可三以力二行一也、以レ是行二於己一、亦以レ是敎二於人一、所レ謂堯舜禹湯文武周公孔子孟軻揚雄韓愈氏者、未三嘗一日不二レ誦二於口一、思下與二天下之士一、皆爲二周孔之徒一、以致二其君一爲二堯舜之君一、民爲中堯舜之民上、亦未三嘗一日少忘二於心一、

段落　第五大段の第三小段なり、志槪と篤行とを敍

**註解**　「慶歴聖德詩云々」慶歴三年に樞密使夏竦は其職を罷められ、杜衍、范仲淹、富弼、韓琦の諸賢、執政となる、是れ上句に謂はゆる進退二三大臣なり、又歐陽修、余靖、蔡襄、王素、諫官となる、是れ上句に謂はゆる増置諫官御史なり、「褒貶大臣分別邪正」とは、詩中に云ふあり、衆賢之進、如茅斯拔、大姦之去、如距斯脫と、茅はちがや、此草、根の廣がりたる者なれば、一本拔けば何本も附いて拔くるゆゑ、多くの賢人が一同に進むに譬へ、又距はけづめ、雞の距を取り去るときは他の雞を害すること出來ぬゆゑ、大姦の去るに譬へたるなり、衆賢とは杜、范、富、韓、歐陽、余、蔡、王等を指し、大奸とは夏竦を指す、「孫明復」名は復、明復は其字、太山に住するを以て太山先生と號す、官は直講に至る、「奸人作奇禍」夏竦は石徂徠を恨むること甚だしく、必ず之を報ぜんとせしかば、先づ徂徠の僞書を作るの準備として、竊かに己れの女奴に命じて徂徠の筆蹟を習はしめたり、扨徂徠が富弼に贈りたる書に伊周の語あり、是れ伊尹は殷の湯王を佐け、周公旦は周の成王を佐けたる故事を引き、富弼に責むるに此の如き大業を以てせしなり、然るに夏竦は女奴をして周の字を霍と改めしめ、此れを證として富弼に廢立の心ありと譏せり、蓋し伊周とあるときは輔佐の意に用ひられ、伊霍とあるときは廢立の意に用ひらる、霍は漢の霍光にて、昌邑王を廢せし人なり、而して伊尹も太甲を放ちたる事あるゆゑ、若し霍光と竝べて引かるゝときは廢立の典據に外ならず夏竦は又徂徠が弼の爲に作りたる廢立の詔を僞草して、上聞に達せり、

**文法**　此の段は、第二大段の作爲文章の數語と相應す、

先生自閑居徂徠、後官於南京、嘗以經術教授、及在太學、益以師道自居、門人弟子從之者甚衆、太學之興、自先生始、

**段落**　第五大段の第一小段なり、師道を叙す、

**講說**　先生初め徂徠山に閑居せしより以後、南京に於て官に就き、嘗て經術を以て人に敎授せしが、太學に在るに及んで益す師道を以て自ら居り、門人弟子

に代つて蜀に於ける官吏となりしが、卽ち嘉州軍事判官の職なり、已にして父母の喪に遇ひ官を辭し去る、垢だらけの面をなし、跣足のまゝ徂徠山の下に、自ら手を下して耕作をなし、五代の間葬らずしてありし者の葬式を營みしこと七十に及び、父母の服濟みければ、召されて國子監直講に入れり、

**注解**　「推官」觀察使、防團使等の屬官なり、「內外艱」母の喪を內艱と曰ひ、父の喪を外艱と曰ふ、「國子監直講」大學敎授なり、

是時兵討元昊、久無功、海內重困、天子奮然思欲振起威德、而進退二三大臣、增置諫官御史、所以求治之意甚銳、先生躍然喜曰、此盛事也、雅頌吾職、其可已乎、乃作慶歷聖德詩、以褒貶大臣、分別邪正、累數百言、詩出、太山孫明復曰、子禍始於此矣、明復先生之師友也、其後所謂奸人作奇禍者、乃詩之所斥也、

**段落**　第四大段なり、

**講說**　是の時官軍は趙元昊の征討に從事すること已に久しかりしが、何等の功を奏せずして全國非常に困窮せり、天子は奮然と思召し立ち給ひ、其威德を振起せんとて二三大臣の更迭を行ひ、諫官御史を增員せられ、太平を致さんとの叡慮甚だ鋭かりき、先生は此有樣を見、躍り起つばかりに喜んで曰く、此は實に御立派なる事なり、雅頌を作つて御盛德を述べ奉るは吾が職分なり、何とて已むことを得べきと、乃ち慶歷聖德詩を作り、以て大臣を褒貶し、邪正を分別し、其長きこと數百字を累ねたり、其詩世に出でたる處、太山の孫明復と云ふ人、先生に謂ひけるは、君の禍ひは此れより始まらんと、明復は先生の師たり友たる人なり、其後前に謂へる所の先生に對して奇禍をなせし者は、乃ち此の詩に於て排斥したる人物なりき、

**注解**　「擠」推なり、排なり、墜なり、「繇」由る、「勇過於孟軻」孟軻は即ち孟子、孟子公孫丑篇に丑の語あり曰く、夫子過孟賁遠矣と、夫子は孟子を指す、孟賁は古の勇士の名なり、又揚子方言に、或問勇、曰軻也、勇於義而果於德、不以貧富貴賤死生動其心於勇也其庶幾乎とあり、是れ勇に就いて孟子を引く所なり、

**文法**　吾言用の數語は、徂徠の一生の大節を盡すに足る、賴山陽評して云ふ、歐公人の平昔大節を叙するに於て、往々確然移易すべからず、是れ昌黎に過ぐるに似たりと、○作爲文章は、下文に見ゆる聖德詩の影子なり、但し詩は文の一體なるが故に、亦文章を以て之を稱することあり、○世俗頗駭其言は禍を取るの本を叙せしなり、

先生世爲農家、父諱丙、始以仕進、官至太常博士、

**段落**　第三大段の第一小段なり、家系を叙す、

**講說**　先生は代々農家にて、父は諱を丙と曰ひ、始めて仕官の身となり、其官は太常博士に至れり、

先生年二十二擧進士甲科、爲鄆州觀察推官、南京留守推官、御史臺辟主簿、未至、以上書論赦、罷不召、秩滿遷某軍節度掌書記、代其父官於蜀、爲嘉州軍事判官、丁內外艱、去官垢面跣足、躬耕徂徠之下、葬其五世未葬者七十喪、服除、召入國子監直講、

**段落**　第三大段の第二小段なり、履歷を叙す、

**講說**　先生年二十二の時進士試驗の甲科に擧げられ鄆州觀察推官南京留守推官となれり、御史臺より主簿の役に召出せし處、未だ至らざる以前に上書して赦罪の事を論じたる廉を以て罷めて召さず、推官の在職年限滿ちしかば、某軍の節度掌書記に遷り、又父

惡之、相與出力、必擠之死、先生安然不惑不變曰、吾道固如是、吾勇過孟軻矣、不幸遇疾以卒、既卒、而姦人有欲以奇禍中傷大臣者、猶指先生以起事、謂其詐死而北走契丹矣、請發棺以驗、賴天子仁聖、察其誕、得不發棺而保全其妻子、

**段落**　第二大段なり、

**講說**　先生容貌は重々しくして氣力は完全に、學問は手堅くして志想は廣大なり、田畠の間に在りと雖も天下の憂を忘れずして、常に思ふやう、如何なる時代なりとも事業の爲されぬことなく、之を爲す以上、突止められざることなし、男子苟くも政事を執るべき位に在らざるときは、其言論を行はれしむべし、吾が言ふ所の意見用ひられて、功德利益天下に施さるゝことなれば、必ずしも己れ自身が實行者となるに及ばず、若し又吾が言ふ所の意見用ひられざるときは、縱令禍を蒙り咎を得て一命を失ふに至るとも悔いずと先生が或事件に出遇ひて亢奮し、之が爲に文章を作るや、飽くまで古今の治亂成敗を列擧し、以て當世の人の賢愚善惡を差付に指示し、是を是とし非を非として忌み憚る所なかりければ、世俗は頗る其言の無遠慮なるに駭けり、是に由つて非難の聲喧しく、小人は尤も先生を惡み、相與に力瘤を入れて是非とも死に推し落さんとしたれども、先生は泰然として利害に惑ふこともなく持說を變ずることもなくして曰ふやう、吾が主義は固より是の如し、吾が勇は孟軻に過ぎたりと、其後不幸にして疾に遇うて卒せし處、卒せし後、姦人は奇禍を以て大臣を中傷せんと欲せしものあり、猶ほ先生を標的に用ひて事を起さんとし、先生は詐り死して、北の方契丹に走れりと謂ひ、棺を發いて試驗せんと請ふに至れり、されど天子が仁慈聖智に在し、彼等の言ふ所の事は妄誕なりと明察ありし御蔭にて、棺を發くなく、妻子も亦無事なることを得たり、

先生非隱者也、其仕嘗位於朝矣、魯之人不稱其官、而稱其德、以爲徂徠魯之望、先生魯人之所尊、故因其所居山、以配其有德之稱、曰徂徠先生者、魯人之志也、』

**段落**　第一大段なり、

**講說**　徂徠先生姓は石氏、名は介字は守道、兗州奉符の人なり、徂徠と云ふは元魯の東山の名、先生は(東山を以て名となすと雖も)隱者に非ず、其仕官せし時は朝廷に於て位を有せしとあり、然るに魯の人は先生の官をば稱せずして先生の德を稱することゆゑ、先生と曰ふ、余は徂徠山が望祭を行はるべき資格を有する魯の山にして、先生は魯人の推尊せる人なる所より、其住ひたる山に因みて其有德の稱なる先生の二字を配して、徂徠先生と曰ひたるは、實に魯人の願ふ所なり、

**注解**　「徂徠」ニ名尤來山、「望」遙拜に因つて山川を祭るを望と曰ふ、書經の舜典に云ふ、柴望秩山川と、

**文法**　起手先づ徂徠先生の四字より筆を着けて、先生の地望、德望ともに名稱の上より已に自ら函蓋せり、是れ議論に叙事を夾むの法なり、

先生貌厚而氣完、學篤而志大、雖在畎畝、不忘天下之憂、以爲時無不可爲、爲之無不至、不在其位、則行其言、吾言用功利施於天下、不必出乎已、吾言不用、雖獲禍咎、至死而不悔、其遇事發憤、作爲文章、極陳古今治亂成敗、以指切當世賢愚善惡、是是非非、無所諱忌、世俗頗駭其言、繇是謗議喧然、而小人尤嫉

頻繁なりしかば、終に成功を打崩せり、彼等強ち成功を惡みしに非ず、偏へに公を傾けんとせしなり、然るに傾かず危からざりしは天子の明に因りてなり、存生中には顯榮の位あり、歿しては贈官、謚號の賜あり書して子孫に傳はり、君寵は後世に及ぶ、凡百の有位者は斯の朝廷の優遇に鑒み、勵んで怠るなかるべし、

**總　說**

詳にすべき點と略すべき點とを分ち、范公の大節のみを敍したる處、是れ此篇の特色なり、

**纂　評**

○沈德潛評　公、天下を平治するに志あり、而して屢ば起り屢ば仆る、小人之を妬嫉するもの衆きを以てなり、天子之を知る深きに非んば、幾と始終を保全する能はず矣、銘詞中益す其旨を露す、限りなき惋惜、限りなき徘徊、讀む者をして言外に於て之を得しむ、

○義田、窮族を贍す、亦事の本に敦きもの、而して文中未だ及ばず、公天下に施すもの大なるを以て、一族を濟ふは姑く旃を舍くなり、此れ歐公重輕を識り、能く裁割の處、

# 巻十三（歐陽修著）

## 徂徠石先生墓誌銘

**主意**　石先生の德望を傳ふるに在り、

**段落**　凡べて六大段となす、篇首より「魯人之志也」に至るまでを第一大段となす、德望を敍す、「先生貌厚而氣完」より「得不發棺而保全其妻子」に至るまでを第二大段となす、一生の大概を敍す、「先生世爲農家」より「召入國子監直講」に至るまでを第三大段となす、世系、官歷を敍す、「是時兵討元昊無功」より「乃詩之所斥也」に至るまでを第四大段となす、禍を招きたる源因を敍す、「先生自閒居徂徠」より「而哀其志」に至るまでを第五大段となす、實行を歷敍す、「先生直講歲餘」より篇尾に至るまでを第六大段となす、官位を補出し、卒、葬を歷敍す、

徂徠先生、姓石氏、名介、字守道、兗州奉符人也、徂徠魯東山、而

藏二其子孫一 寵及二後世一 惟百有位可二勸無一レ怠

**讀方**　范、吳越に於ける、世實に陪臣、俶、山川を納れ、其士民に及ぶ、范始めて北に來る、中間幾(ホト)んと息む、公奮つて躬よりす、時と偕(トモ)に逢ふ、事、罪功あり、言、違從あり、豈に公必ず能くせんや、天子公を用ひ、其れ艱其れ勞、其初終を一にす、夏童邊に跳る、吏の怠安に乘ず、帝、公に命じて往かしめ、彼の驕頑を問ふ、聽順せざるあれば、其穴根を鋤す、公居る三年、怯勇隳完、兒憐獸擾(ナ)、卒に來り臣たらしむ、夏人、廷に在り、其事方に議す、帝、公を趣(ウナガ)し來り、以て予が治を就せと、公拜稽首、茲れ惟れ艱(カタ)いかな、初は其難きにあらず、其の之を終ふるに在り、群言營々、卒(ツヒ)に成るに壞(ヤブ)る、其成を惡(ニク)むにあらず、惟れ公是れ傾く、傾かず危(アヤフ)からず、天子の明、存、顯榮あり、歿、贈謚(シ)あり、其子孫に藏す、寵、後世に及ぶ、惟れ百有位、勸んで怠るなかるべし、

**講說**　范氏は、吳越の國に於て代々實に其陪臣なりしが、吳越王の俶が其國土山川と人民とを宋の朝廷に納(イ)るゝに及び、范氏も始めて北に來れり、是より公に至るまでの間は殆と中絕に近かりしが、公は奮つて其躬より家を興し、用ひらるべき時世に遭遇せしが、其事業には功とせらるゝあり、罪とせらるゝあり其言論には反對せられたるあり、贊成せられたるあり、是れは何として公が成功を必する所ならんや、天子は公を用ひしが、公の艱苦勤勞は始めより終りに至るまで一の如くなりき、夏の豎子元昊は邊疆に跳梁して、官吏の怠惰安逸なるに乘ぜり、帝は公に命じて往かしめ、彼れの驕頑なる國賊の罪を問はる、若し王命に順(シタガ)はざるときは、彼の根據地を一掃せよとの事なりき、公は出征地に居ること三年なりしが、怯なるものも勇となり、隳(ヤブ)れるものは完全となり、其敵に於けるや、小兒の如くに之を憐み獸類の如くに之を擾(ナ)らし、卒に來つて朝廷の臣たらしめぬ、夏人の使朝廷に在つて方に降服の事を議しつゝあるに、帝は公を促して都に歸らしめ、余が內地の政を成就せしめよとの事なり、公は拜稽首して言上すらく、茲(コ)は誠に難きことなり、初めは謂はゆる難きに非ず、難きは能く有終の美を成すに在りと、然れに群小人の非難

處士、里閭田野の人より、外は夷狄に至るまで其名字を知らざるものなく、而も好んで公の事跡を話すものの甚だ衆し、

及其世次官爵誌於墓、譜於家、藏於有司者皆不論、著其繫天下家國之大者、亦公之志也歟、

銘曰、

**段落**　第七大段の第三小段なり、本篇に於ける材料取舍の大方針を叙す、

**講説**　公の家系、官爵等、已に墓誌に記せられ、家譜に載せられ、有司に藏するものに至つては皆略して論ぜず、此には天下國家の大事に係ることを著す、是れ亦公の志ならんか、銘は左の如し、

范於吳越　世實陪臣　儼納山川　及其士民　范始來北中間幾息　公奮自躬　與時偕逢　事有罪功　言有違從豈公必能　天子用公　其艱其勞　一其初終　夏童跳邊乘吏怠安　帝命公往　問彼驕頑　有不聽順　鋤其穴根公居三年　怯勇隳完　兒憐獸擾　卒俾來臣　夏人在廷其事方議　帝趣公來　以就予治　公拜稽首　茲惟艱哉初非其難　在其終之　群言營營　卒壞於成　匪惡其成惟公是傾　不傾不危　天子之明　存有顯榮　殁有增謚

一日、以其遺表無所請、使就問其家所欲、贈以兵部尚書、所以哀恤之甚厚。

段落　第七大段の第一小段なり、病卒を敍す、

講説　此の時夏人は已に臣と稱し、慮るべき者もなきゆゑ、公は之に因り病を申し立てゝ鄧州の知事たらんことを請ひ、鄧を守ること三年にして杭州に知たらんことを求め、又青州に徙りしが、此時病益す重れり、公は又潁州に知たらんを求め、轎にて徐に至り遂に恢復するの期なくして薨せり、享年六十四、公の病中、天子は薬を賜うて御見舞あり、薨ずるに及んで一日の廢朝を仰せ出されぬ、公の遺表に何等志願の次第もなかりしかば、勅使を其家に遣はして家族の願を聞き取らせ給ひ、兵部尚書の贈官あり、哀恤の御手宛甚だ厚かりき、

公爲人外和内剛、樂善汎愛、喪其母時尚貧、終身非賓客、食不重肉、臨財好施、意豁如也、及退而視其私、妻子僅給衣食、其爲政、所至民多立祠畫像、其行己臨事、自山林處士、里閭田野之人、外至夷狄、莫不知其名字、而樂道其事者甚衆。

段落　第七大段の第二小段なり、人となりを敍す、

講説　公の人となりは、外面は和平に内面は手剛く、善行を樂み、汎く人を愛せり、公が母を喪ひし時は尚ほ貧なりけるが、後に至りても當時を忘れず、終身、客にてもなき時は食事に二種とは肉を用ひたることなく、又金錢上の事に掛けては人に施與することを好み、其心打開け、毫も惜む所あらず、退いて其内方を視るに及んでは、妻子の如きも僅かに衣食を給するのみにて、餘裕とてはあらざりしなり、其政治の爲方はと云ふに、至る所、人民多く祠を立てゝ像を畫く其己れを行ひ事に臨みし效果はと云ふに、山林の

安んじたる弊害を改革するは一朝一夕の能く成功すべきにあらずと、既にして再び親翰の詔を賜ひ、天下の事を書出せよとの催促あり、又天章閣を開き、召見して坐を賜ひ、紙筆を授けて意見を御前に書き上げしむ、公は恐縮して席を避け、退出の後、時下宜しく先んずべきもの十數事を書き竝べて、之を上れり、其中天下に詔して學校を興し士を取り、其教育と云ひ人材と云ひ、德行を先にして文辭を專らにせず、磨勘例遷の制度を革めて、能力あるものと無能力者とを別ち、任子の數を減じて、無用の官を除き、農桑の發達、如何に因つて地方長官の成績檢定となす等の事は方に實行せられしが、磨勘、任子の法は僥倖の人人皆便とせざりければ、一同之を口に出だして彼れ此れ不平を唱へ、而して公を嫉むものは亦外に公を非難するものあるを幸ひとして、喜んで之を助けたり、會ま邊地より外患の奏ありしかば、公は直ちに行かんことを請へり、乃ち公を以て河東陝西の宣撫使となしたり、公至れば則ち復た邊を守らんことを願ひ出でければ、立ちどころに資政殿の學士に拜し、邠州に知事とし、陝西四路の安撫使を兼ね、其政治を主ること纔かに一年にして官を罷められたるが、有司は一々奏聞して、公が前に施行する所を罷めて故の通となし、公の非難者は遂に危險なる事を以て公に中て、之を陷れんとしたれども、幸ひに主上が其忠を察し給ひ聽かれざりしため免れぬ、

**注解**　「磨勘例遷」眞宗の時、官吏進級の事を調査する役所を磨勘院と曰ひ、後に審官院と改む、公奏議して曰く、今文資「文官のこと」三年一遷、武職五年一遷、之を磨勘と曰ふ、内外を限らず、勞逸を問はず、賢不肖竝び進む、此れ豈に堯舜の幽明を黜陟するの意ならんやと、「任子」父に由つて子の官を得るを任子と曰ふ、「臚」あぐるなり、

是ノ時夏人已ニ稱ス臣ト、公因テ以テ疾ヲ請フ
鄧州ヲ、守ルコト鄧ヲ三歲、求ム知ランコトヲ杭州ヲ、又徙ル
青州ニ、公益病ム、又求ム知ランコトヲ潁州ヲ、肩舁ニテ
至リ徐ニ、遂ニ不起タ、享ルコト年六十有四、方リ
公之病ムニ、上賜ヒ藥ヲ存問ス、既ニ薨ズ、輟メ朝ヲ

之、公歎曰、上之用我者至矣、然事有先後、而革弊於久安、非朝夕可也、既而上再賜手詔、趣使條天下事、又開天章閣、召見賜坐、授以紙筆、使疏於前、公惶恐避席、始退而條列時所宜先者十數事上之、其詔天下興學取士、先德行、不專文辭、革磨勘例遷、以別能否、減任子之數、而除濫官、用農桑考課守宰等事、方施行、而磨勘任子之法、僥倖之人皆不便、因相與騰口、而嫉公者、亦幸外有言、喜爲之佐佑、會

邊奏有警、公卽請行、乃以公爲河東陝西宣撫使、至則上書願復守邊、卽拜資政殿學士、知邠州、兼陝西四路安撫使、其知政事、纔一歲而罷、有司悉奏罷公前所施行、而復其故、言者遂以危事中之、賴上察其忠不聽、

**段落**　第五大段の第二小段なり、相となる本末を叙す、

**講説**　慶曆三年の春、朝廷より樞密副使として公を召されしが、公は五たび辭退に及びしかども聞届けられざりければ、始めて出立せり、既に都に至りし後數月にして參知政事となれり、天子に進見する毎に、天子は必ず公に太平を致すべきことを責め給ふ、公は因つて歎じて曰く、主上の我れを用ひ給ふ所以のものは至極せり、然れども事に先後あり、久しく慣れ

るに公の部署せし所は、只だ僅かに其手に入墨せしに過ぎず、公の此地を去り兵も除隊となるに至り、彼等は黥を免れたる爲に復び民となることを得たり、公は兩路に於て既に熟羌を得て用となし、之をして邊を守らしめ、因つて屯兵を徙して食に內地に就かしめ、斯くて西人の輜重輸送に於ける勞苦を弛めたり、其施設せし所は、去りし後、人皆之を有難しとなし與に其法を守り、敢て變せざるもの、今に至つて尤も多し、

**注解**　「刺手」手のみに黥するなり、「饋輓」糧食の輸送なり、

自公坐呂公貶、群士大夫、各持二公曲直、呂公患之、凡直公者、皆指爲黨、或坐竄逐、及呂公復相、公亦再起被用、於是二公驩然相約、戮力平賊、天下之士、皆以此多二公、然朋黨之論、遂起而不能止、上既賢公可大用、故卒置群議而用之、』

**段落**　第五大段の第一小段なり、

**講說**　公が坐せられ呂公が貶せられしより、多數の士大夫は各二公に就いて曲直の論を主持せしかば、呂公之を患へ、凡そ公を直とするものは皆指して黨となし、或は此事の關係にて逐斥せられたり、呂公が復た相たるに及び、公も亦再び起つて用ひられき、是に於て二公は心睦しく相約し、力を合せ賊を平げんとせり、天下の士は此點を以て二公を勝れたる人物とせり、然れども朋黨の論は遂に起つて、止むる能はざりき、天子は既に公の賢にして大に用ふべきことを知り給ひしかば、卒に衆議に頓着なく之を用ひ給へり、

慶歷三年春、召爲樞密副使、五讓不許、乃就道、既至數月、以爲參知政事、每進見、必以太平責

屛人撤衞、與語不疑、公居三歲、士勇邊實、恩信大洽、乃決策謀取横山、復靈武、而元昊數遣使稱臣請和、上亦召公歸矣、

**段落**　第四大段の第二小段なり、恩威並び行はれしことを叙す、

**講說**　公の將吏を待遇する仕方は、必ず彼等をして法を畏るゝと共に己れを愛せしめ、自身が朝廷より賜はりし物品は、皆上意の名義を以て諸將に分ち與へ、銘々に其恩を朝廷に謝せしめたり、又諸蕃の質子は其出入を自由にして拘束を加へざりしと雖も、一人も逃れたるもの無かりき、羌蕃の酋長の面會に來りし時など、之を寢室に召び、家人を屛け警衞を撤し相與に語り合ひて疑はざりき、公居ること三歲にして兵士は勇み邊備は完全せり、因つて横山を取り靈武を恢復せんと欲したる處、元昊は屢ば使を遣し臣と稱して和を請ひ、天子も亦公を召して都に還らしめ給ひたり、

**注解**　「賚」たまもの、「質」人質となりし子、「臥內」寢臥用の內房「横山靈武」此の土地は趙元昊の力を協せて中國に抗せし處、

**文法**　矣の字、自ら其任用の竟らざることを惜むの意あり、

初西人籍其鄕兵者、十數萬、既而黥以爲軍、惟公所部、但刺其手、公去兵罷、獨得復爲民、其於兩路、既得熟羌爲用、使以守邊、因徙屯兵、就食內地、而紓西人饋輓之勞、其所施設、去而人德之、與守其法、不敢變者、至今尤多、

**段落**　第四大段の第三小段なり、補叙、

**講說**　初め西夏の人は、其土兵を軍籍に記入せしこと十數萬に及びしが、軈て之に入墨して軍とせり、然

順に城を築きて要害に據り、賊の土地を奪つて之を耕せり、又細腰、胡蘆に城を城けり、是に於て明珠、滅臧等の大族は何れも賊を去つて中國の用をなせり、邊疆の制度久しく崩れ弛みしより、兵と將と互に相識らざるが如き不都合を生ぜしが、公は始めて延州の兵を分つて大將となし、訓練は平均に行亙つて整頓なせしかば、諸將は皆此方法を用ひ、以て手本とせり、此の如くなりしかば、公の在る所は賊も憚つて敢て犯さゞりしが、世人は、一旦公が敵に遇ひ變に應ずる手際は如何あらんかとて疑へり、公が大順の城を作りし時に方り、俄かに兵を引いて出でけるに、諸將は何處に往くこととなるかを知らざりき、其れより柔遠に至り、始めて號令を發して行先きの地點を告げ、往いて城を築かしむ、工事の用具に至つては大小となく畢く備具せしかども、軍中に於ては初めより知らざりしなり、賊は此れを妨げんとて二萬騎を以て來り攻めたる處、公は諸將を戒めけるやう、戰ひの結果、賊敗走すとも、追擊して河を過ぐる勿れと、賊て賊は果して走りしが、官軍は初めより訓令ありしことなれば、追擊者は河を渡らざりき、然るに河の向側には果して伏兵ありしなり、されど官軍の長追せざりしため、計啗ひ違ひしゆゑ、徒らに引き去れり、是に於て諸將何れも公に服して、及ぶべからずとなす、

**注解**　「營田」屯田と云ふが如し、「熟羌」羌は夷種なり、熟は熟蠻の熟、久しく謂はゆる中國に住み狎れたる者、「明珠滅臧」羌の二族、「邊制」邊陲防備の兵制なり、

**文法**　應變爲如何の一句より、大順築城の用意と伏を察せしことゝを抽き來り、而して大順に城を築くの一事は、持重の一例として已に延州の靑澗、承平、永平の廢棄と類叙せし所なれば、是に至つて詳說たると同時に應變の方を見せしが如き、文法尤も愛すべし、

公待將吏、必使畏法而愛己、所得賜賚、皆以上意分賜諸將、使自爲謝、諸蕃質子、縱其出入、無一人逃者、蕃酋來見、召之臥內、

れり、未だ足掛二箇月にもならざるに從つて慶州に知たり、既にして四路に帥を置き、公を以て環慶路經略安撫招討使、兵馬都部署となし、諫議大夫、樞密直學士に累遷せり、

**注解**　「新失大將」趙元昊の延州を侵せしとき、副總管劉平石元孫の戰死せしことを謂ふ、

公爲將務持重、不急近功小利、於延州築靑澗城、墾營田、復承平永平廢寨、熟羌歸業者數萬戶、於慶州城大順、以據要害、奪賊地而耕之、又城細腰胡蘆、於是明珠滅臧等大族、皆去賊爲中國用、自邊制久隳、至兵與將常不相識、公始分延州兵爲大將、訓練齊整、諸路皆用以爲法、

公之所在、賊不敢犯、人或疑公見敵應變爲如何、至其城大順也、一旦引兵出、諸將不知所向、軍至柔遠、始號令告其地處、使往築城、至於版築之用、大小畢具、而軍中初不知、賊以騎二萬來爭、公戒諸將、戰而賊走、追勿過河、已而賊果走、追者不渡、而河外果有伏、賊失計、乃引去、於是諸將皆服公爲不可及、

**段落**　第四大段の第二小段也、持重と應變とを叙す、

**講說**　公は將となるや、持重を務めて、目前の功や瑣細の利を急がず、其事實を擧げんに、延州に於て靑澗城を築き、營田を開墾し、承平、永平の廢寨を修復し、熟羌の業に歸するもの數萬戶に及ぶ、慶州に於て大

を献じて曰く、人に任ずるに各其材を以てして凡百の職皆修まる、堯舜の治も此外にあらずと、因つて人材の昇任轉任の遲速順序を擧げて曰く、此くすれば公となすべく、此くすれば私となすべし、亦以て察せざるべからずと、是に由り呂丞相は怒り、天子の御前にて交論するに至れり、公は之に對する辨駁を求めしが、其語強く當りしため罪せられて職を落され、饒州の知事となり、明年呂公も亦罷められ、公は潤州に徙り、又越州に徙れり、而して趙元昊、河西に反するや、天子は復た呂公を相とせり、其結果、公を以て陝西經略安撫副使となし、龍圖閣直學士に遷さる、

**注解**　「郭皇后廢」是れ宰相呂夷簡の勸めに因るなり范との相容れざる張本なり、「呂丞相」即ち夷簡、

是時新失大將、延州危、公請自守鄜延捍賊、乃知延州、元昊遣人遺書以求和、公以謂無事請和難信、且書有僭號不可以聞、乃自爲書、告以逆順成敗之說、甚辨、坐擅復書、奪一官、知耀州、未踰月、徙知慶州、既而四路置帥、以公爲環慶路經略安撫招討使、兵馬都部署、累遷諫議大夫、樞密直學士、

**段落**　第五大段の第一小段なり、將となるに至れる始末を叙す、

**講說**　此時新たに官軍の大將を失ひ、延州危かりければ、公は鄜延を守つて賊を禦ぎたき由を願ひしかば、延州の知事となされぬ、賊首趙元昊は人を遣はし書狀を贈つて和を求めたるに、公は彼れが何事もなきに突然和を請ふは信じ難く、且つ書狀の中に僭號ありしを以て上聞に達すべからざるものと思ひしかば、自ら書を爲り、告ぐるに、順なれば成り、逆なれば敗るゝの理を以てし、甚だ筋あり、然るに勝手に返書を遣はせし罪に坐して一官を奪はれ、耀州に知とな

閤爭、不能得、貶知睦州、又徙蘇州、歲餘、即拜禮部員外郎、天章閣待制、召還、益論時政闕失、而大臣權倖多忌惡之、居數月、以公知開封府、開封素號難治、公治有聲、事日益簡、暇則益取古今治亂安危、爲上開說、又爲百官圖以獻、曰任人各以其材、而百職修、堯舜之治、不過此也、因指其遷進遲速次序曰、如此而可以爲公、可以爲私、亦不可以不察、由是呂丞相怒、至交論上前、公求對辨、語切、坐落職知饒州、明年、呂公亦罷、公徙潤州、又徙越州、而趙元昊反河西、上復召相呂公、乃以公爲陝西經略安撫副使、遷龍圖閣直學士、

**段落**　第四大段の第二小段となす、范呂の間隙を叙す、

**講說**　是の歲大旱魃にして蝗蟲の害あり、公は使を奉しで東南地方を安撫し、使命を畢つて還るや、會ま郭皇后廢位の事あり、公は諫官御史を率ゐ、閤下に伏して諫爭したれども、目的を達せず、貶せられて睦州の知事となり、又蘇州に徙され、一年餘を經て禮部員外郎天章閣待制に拜して召還せられしが、益す政治の闕失を論せしかば、大臣や、權力あり寵幸を得たる人々は之を忌み惡み、居ること數月にして公を開封府の知事たらしめたり、開封府は素より治め難き地にて有名なりしに、公の政治は評判善く、事務も日に益す減少に及べり、公は暇あれば、即ち古今の治亂安危を取つて天子の爲に論列し、又百官の圖を作り、之

時事、欲深治之、公獨以謂太后受託先帝、保佑聖躬、始終十年、未見過失、宜掩其小故、以全大德、初太后有遺命、立楊太妃代爲太后、公諫曰、太后母號也、自古無代立者、由是罷其册命、

**段落**　第四大段の第一小段なり、

**講說**　天聖中に晏丞相が公をば文學の職に推薦せし結果、大理寺丞を以て秘閣校理となりしが、或る問題に就いて意見を上言せしため章獻太后の御意に忤ひ中央より逐はれて河中府の通判となされつ、然るに程過ぎて主上は公の忠を思召され、召して右司諫に拜せり、太后が朝に臨み政を聽くの時に當り、冬至の日に百官を前殿に會し、天子自ら之を率ゐて太后に祝儀を陳べられんとて、其れ其れ役割まで已に定まりし處、公は上疏して言ふやう、天子は北面することなし、其上後世君主の權を弱くして母后の權を強くするの端を開く次第なれば不可なりと、之が爲め其事も中止となりぬ、又上書して太后が政事を天子に還されんことを請ひたれども、右は何等の沙汰も蒙らざりき、太后の崩後に至り、意見を言上する者、天子の御氣に入らんとて、太后の時の失錯を求めて嚴しく之を調査せんと欲せしに、公は獨り以爲へらく、太后は先帝の遺託を受けて陛下の御身を保んじ佑け給ひしこと、始めより終りに至るまで十年の間、未だ過失あるを見ず、されば宜しく瑣細なる過失の如きは縱令有りとすとも之を掩うて、其大なる德を全うすべきなりと、初め太后は、楊太妃を立て、代つて太后と爲すべしとの遺命ありしが、公は諫めて曰く、太后は母號なり、古へより代つて立つものなしと、是に由つて楊太妃を册立することを止めたり、

**注解**　「晏丞相」前篇の碑文の主人公なる晏殊なり、太后眞宗の后なり、「册命」皇太后に立つる所の式文なり、

是歲大旱蝗、奉使安撫東南、使還、會郭皇后廢、率諫官御史、伏

其事上遇人、一以自信、不擇利害爲趨舍、其所有爲、必盡其方、曰、爲之自我者、當如是、其成與否、有不在我者、雖聖賢不能必、吾豈苟哉、』

**段落**　第三大段なり、

**講說**　公は少きときより大なる主義あり、富貴貧賤、毀譽、憂樂等に就いては一も其心を動かさず、慨然として天下を治むるに志あり、常に自ら稱して曰く、士たるものは當に天下の憂に先きだつて憂へ、天下の樂に後れて樂むべきなりと、公の上に事へ、又人に對するや、專ら己れの可なりと信じたる所を實行し、利に就き害を避くるが如きことを爲さず、何事によらず爲す所あれば、必ず其方法を盡して曰く、我が分内にて爲す所のものは當然斯くすべし、其成功と否とは我れに關せざるものあり、「天なり」聖賢と雖も必成を期し難ければ是非に及ばず、我れは吾が力の及ぶ限りを盡すべきのみ、豈に苟もなすべけんやと、

**注解**　「歡戚」歡は歡樂、戚は哀戚とて哀み痛む、「趨舍」利の方に趨き、害になることを舍くなり「自我者」自天者に對して之を言へるなり、

天聖中、晏丞相薦公文學、以大理寺丞爲秘閣校理、以言事忤章獻太后旨、通判河中府、久之上記其忠、召拜右司諫、當太后臨朝聽政時、以至日大會前殿、上將率百官爲壽、有司已具、公上疏言、天子無北面、且開後世弱人主以强母后之漸、其事遂已、又上書請還政天子、不報、及太后崩、言事者希旨、多求太后

六經之旨、爲文章、論說必本仁義、祥符八年、擧進士、禮部選第一、遂中乙科、爲廣德軍司理參軍、始歸迎其母以養、及公既貴、天子贈公曾祖蘇州糧料判官諱夢齡爲太保、祖秘書監諱贊時爲太傅、考諱墉爲太師、妣謝氏爲吳國夫人、

**段落**　第二大段なり、

**講說**　公諱は仲淹、字は希文五代の頃、代々蘇州に住し、吳越に事へしが、太宗皇帝の時、吳越は其版圖を朝廷に献納し、公の父は、吳越王たりし錢俶に從つて京師に朝し、後武寧軍の掌書記にて卒せり、公は生れて二歲の時に孤兒となりしが、母夫人は家貧しくして依り掛るべき親戚等のなき所より、長山の朱氏に再嫁せり、公は生長の後其家が代々祿秩ある格式なることを知つて、感泣し去つて南都に往き、或る學舍に入りたるが、一室を掃ひ、晝夜講誦を怠らず、其起居飮食は人の堪へざる所なるに、公は自ら己れを責めて益す苦めり、斯くてあること五年にして大に六經の旨に通じ、文章を爲るに、其論說は必ず仁義に本づけり、祥符八年に進士に擧げられ、禮部の試驗には第一等に選ばれしが廷試に至り乙科に中り、廣德軍の司理參軍となり、始めて故郷に歸り、母を迎へて養へり、公既に貴人となるに及び、天子は、公の曾祖なる蘇州糧料判官諱は夢齡に贈位あつて太保となし、祖の秘書監諱は贊時を太傅となし、考諱は墉を太師となし、妣謝氏を吳國夫人とせり、

**注解**　「祥符」眞宗の年號、

公少有大節、於富貴貧賤毀譽歡戚、不一動其心、而慨然有志於天下、常自稱曰、士當先天下之憂而憂、後天下之樂而樂也、

**主意**　公が天下に志ありしことを叙するに在り、

**段落**　凡そ七大段より成る、篇首より「葬於河南尹樊里之萬安山下」に至るまでを第一大段となす、官階、卒、葬を叙す、「公諱仲淹」より「爲呉國夫人」に至るまでを第二大段となす、少時及び家世を叙す、「公少有大節」より「吾豈苟哉」に至るまでを第三大段となす、公の本領を叙す、「天聖中」より「遷龍圖閣直學士」に至るまでを第四大段となす、立朝の大節を叙す、「是時新失大將」より「不敢變者至今尤多」に至るまでを第五大段となす、將略を叙す、「自公坐呂公貶」より「賴上察其忠不聽」に至るまでを第六大段となす、相業を叙す、「是時人已稱臣」より篇尾に至るまでを第七大段となす、晩年と平生とを叙す、

皇祐四年五月甲子、資政殿學士尚書戸部侍郎汝南文正公薨於徐州、以其年十有二月壬申、葬於河南尹樊里之萬安山下、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　皇祐四年五月甲子、資政殿學士、尚書戸部侍郎、汝南文正公は徐州に薨ず、其年十二月壬申を以て、河南尹樊里の萬安山の下に葬る、

**注解**　「皇祐」仁宗の年號、

公諱仲淹、字希文、五代之際、世家蘇州、事呉越、太宗皇帝時、呉越獻其地、公之皇考從錢俶朝京師、後爲武寧軍掌書記以卒、公生二歲而孤、母夫人貧無依、再適長山朱氏、既長知其世家、感泣、去之南都、入學舍、掃一室、晝夜講誦、其起居飮食、人所不堪、而公自刻益苦、居五年、大通

は春秋の時代に在り、晏氏其名を諸侯に顯はす、又左傳には桓子の名を載す、其子の嬰は孔子に稱せられたり、其後世に聞えずなりぬ、亡びざれども、唯だ存すると云ふのみなりき、然るに光を放つに至りたるは公より始まり、其名譽大に振へり、而して公の名譽を振ひたるは實に天子の宰相たりしに由る、天子の宣ふやう、抑も予が父帝の眞宗は偏へに名臣多く、之が爲め隆盛の域に至りぬ、汝の初めて朕に事へたるは、王家の臣、東宮の屬にてありき、其れより終に予の宰相となれるが、始終汝の一身を以て我が德をば輔けて、國家に功勞ありと、又公が疾に罹つて地方なる洛に在り、其處より都に歸り來るや、天子の宣ふやう、汝此に留まれ、汝は予が昔し學びたる所の人にして、凡そ今朝廷に居る群臣、汝ほど舊きものなし、汝を予に與へたるは誰なるかと云へば、則ち予が聖考〔父〕なり、此の老臣も今は已に世に在らず、誰か我が老臣たるものぞ、何を以て之に贈るべき、司空侍中の位こそ然るべし、禮は斯く鄭重になせども、予が愛情の念は何の窮まる所かあらん、篆體にて書きたる文字あつて、其碑の上部に在り、天子の褒し給ふ所なり更に又史臣にも詔を下され、銘を作つて其事を述べ、永く後世に明かならしむ、

注解　「有姜」齊は姜姓、太公望呂尚の後、「桓子」左傳襄公十七年、桓子の事を載す、「嬰稱於邱」晏嬰、字は平仲、齊の靈公、莊公、景公に事へて相となる、邱は孔子の名丘の本字を諱みて邑を添へたるなり、論語公冶長篇に曰く、「晏平仲善與人交、久而人敬之」、「天子曰」仁宗なり、「聖考」眞宗、「有篆」舊學之碑の四字を賜へることを謂ふ、

纂評

○沈德潛評　通體、舊學より意を作す、晏元獻甚だ顯功なし、然れども能く衆賢をして朝廷を聚らしむ、則ち賢を薦め國を爲むるの功、泯ぼすべからざるなり、詔を奉じ文を撰す、自ら應に端重醇正、雅頌の遺を得べし、

## 資政殿學士戶部侍郎文正范公神道碑銘

春秋一 晏顯二諸侯一 傳載二桓子一 嬰稱二於邱一 其後無レ聞 不レ亡 僅存 有レ煒自レ公 厥聲以振 公之顯レ聲 實相二天子一 天子曰噫 予考眞宗 唯多二名臣一 以臻二盛隆一 汝初事レ我 王官東宮 以暨レ相レ予 始卒一躬 輔レ我以レ德 有レ勞二於邦一 公疾在レ外 來歸自レ洛 天子曰留 汝予舊學 凡今在レ庭 莫レ如二汝舊一 孰以畀レ予 惟予聖考 今既亡矣 孰爲二我老一 何以贈レ之 司空侍中 禮則有レ加 予思何窮 有レ篆其文 在二其碑首一 天子之褒 史臣有レ詔 銘以述レ之 永昭二其後一

**讀方** 有姜の裔、齊、晏氏となる、齊、春秋に在り、晏、諸侯に顯はれ、傳、桓子を載す、嬰、邱に稱せらる、其後聞ゆるなし、亡びず僅に存す、煒あり公よりす、厥聲以て振ふ、公の聲を顯はす、實に天子に相たり、天子曰く噫、予が考眞宗、唯だ名臣多し、以て盛隆に臻る、汝初め我れに事ふる、王官東宮、以て予に相たるに暨ぶ、始卒一躬、我を輔くるに德を以てし、邦に勞あり、公疾んで外に在り、來歸、洛よりす、天子曰く留まれと、汝予が舊學、凡そ今の在庭、汝の舊に若くはなし、孰か以て予に畀ふる、惟れ予が聖考、今既に亡し矣、孰か我が老となる、何を以て之に贈る、司空侍中、禮則加はるあり、予が思ひ何ぞ窮らん、篆あり其文、其碑首に在り、天子の褒、史臣、詔あり、銘以て之を述べ、永く其後を昭にす、

**講說** 有姜氏の後胤は、齊に於ては晏氏となれり、齊

尚書令超之女、封榮國夫人、子八人、長曰居厚、大理評事、早卒、次承裕、尚書屯田員外郎、宣禮贊善大夫、崇讓、著作佐郎、明遠祇德、皆大理評事、幾道傅正、皆太常寺太祝、女六人、長適戶部侍郎同中書門下平章事富弼、次適禮部侍郎三司使楊察、其四尚幼、孫十有三人、公既樂善而稱爲知人、士之顯於朝者、多公所薦達、至擇其女之所從、又得二人者、如此、可謂賢也已、銘曰、

**段落**　第十二大段なり、

**講說**　公は最初に李氏を娶る、是は工部侍郎虛己の女、次に娶りたるは孟氏、屯田員外郎虛舟の女、鉅鹿郡の夫人に封ぜらる、次は王氏、太師尚書令超の女、榮國夫人に封ぜらる、子八人あり、長男を居厚と曰ひ大理評事たり、早く卒す、次は承裕、尚書屯田員外郎たり、次の宣禮は贊善大夫、次の崇讓は著作佐郎、次の明遠と祇德との二人は共に大理評事、又幾道、傅正の二人は皆太常寺太祝たり、女子は六人にて、長は戶部侍郎同中書門下平章事富弼に嫁し、次は禮部侍郎三司使楊察に嫁す、殘りの四人は尚ほ幼なり、孫は十三人あり、公は善を樂みし人なるが上に人を知ると稱せらる、士の朝廷に於て顯貴の地位に登りたるものは、公の薦めて手引せし者多く、其女子の嫁先きを擇ぶに至つても、亦富弼、楊察の二人を得たること已に述べたるが如し、實に賢なりと謂ふべきなり、銘は左の如し、

**文法**　諸碑、大臣の文は、每に結處に於て巧を見る、

有姜之裔　齊爲晏氏、　齊在

**段落**　第十大段となす、

**講說**　公は享年六十五歲なりき、少きより學問に志篤く、其病の危篤なる時に於ても猶ほ手に書物を放たず、文集二百四十卷あり、嘗て勅を奉じて上訓及び眞宗實錄を修め、又古今の文章を集類して集選二百卷とせり、

公爲政敏、而務以簡便其民、其於家嚴、子弟之見有時、事寡姊孝順、未嘗爲子弟求恩澤、其在陳州、上問宰相曰、晏某居外、未嘗有所請、其亦有所欲耶、宰相以告公、公自爲表、問起居而已、故其薨也、天子尤哀悼之、賜予加等、以其子承裕爲崇文院檢討、孫及甥之未官者九人、皆命以官、

**段落**　第十一大段なり、

**講說**　公は政治を行ふこと敏なるに拘らず、務めて手輕の方針を取つて人民に便利なるやうに取料れり其家に於ける萬事は嚴格にして、子弟の目通するにも一定の時あり、寡となりし姊に事へて孝順なりき、嘗て己れの子弟の爲に恩澤を求めたることあらず、其陳州に在りしとき、天子は宰相に問ひ給ふやう、晏某は地方に居るも何等朕に請ふ所なし、其れとしても何か矢張り欲する所あるかと、宰相睿旨の在る所を公に告げけるに、公は自ら表を作つて天子の起居を伺へるのみ、一言も請願する所なし、故に其薨ずるや、天子は尤も之を哀悼し給ひて格外の恩賜あり、其子の承裕をば崇文院の檢討となし、孫及び甥の未だ官に就かざりし者九人、何れも官爵を拜命せり、

公初娶李氏、工部侍郎盧己之女、次孟氏、屯田員外郎盧舟之女、封鉅鹿郡夫人、次王氏、太師

一時の賢人多き有樣に至れり、時に天子已に西夏征討の事を厭ひ、天下の困弊を憫み給ひ、奮然として志願を立て、衆くの人材に因り改革を遂げんとし給ひ、數ば大臣に詔して天下の事を條陳せしめ、之を施行しつゝありしに、小人等にして權力あり寵倖を得るものは、此改革を以て己れに不利なるものとせり、されば明年の秋、公が或る事情により罷めらるゝことゝなり、范仲淹等も相次いで朝廷を去りしため、改革の事は遂に立消えとなりぬ、

**注解**「孔道輔」字は原魯、孔子四十五世の孫、仁宗に事へ、位は御史中丞に至る、

**文法**　此段賢を進めたることを叙し、末尾に至り、殊に公の進退が人材の聚散に關するを示す、

公既罷、以工部尚書知潁州、徙知陳州、又徙許州、三遷戸部尚書、拜觀文殿大學士、知永興軍、充一路都部署安撫使、徙知河南府、兼西京留守、累進階至開府儀同三司、勳上柱國爵臨淄公、食邑萬二千戸、實封三千七百戸」、

**段落**　第九大段となす、

**講說**　公既に宰相を罷められ、工部尚書を以て潁州の知事となり、陳州の知事に徙り、轉じて戸部尚書となり、觀文殿大學士に拜し、永興軍に知たり、其れより一路都部署安撫使に充てられ、徙つて河南府の知事となり、西京の留守を兼ね、累りに階を進め、開府儀同三司、勳上柱國、臨淄公に至る、食邑一萬二千戸、實封三千七百戸、

公享年六十有五、自少篤學、至其病亟、猶手不釋卷、有文集二百四十卷、嘗奉勅修上訓及眞宗實錄、又集類古今文章、爲集選二百卷」

兼ね、慶歷三年三月遂に刑部尙書を以て相位に居り、集賢殿大學士に充て、樞密使を兼ねたり、公の復た召用せられし後、趙元昊反せしため征討軍は陜西に出で、天下軍事の爲に疲弊せり、公は幾度となく利害の策を立て、監軍を罷めんことを請ひ、兼ねて陣營の圖を以て諸將に授け、敵に應じて攻守を爲さしめ、及び財用出入の要を制せしが、皆筋目あり、天子は一々之を施行なし給ひ、宮禁より率先して天下に及び、錢財、賦税の職は悉く有司に歸し、卒に能く謀計を以て元昊を臣とし、我が規律に從はしめ、是に於て其王號を還せり、

公爲人剛簡、遇人必以誠、雖處富貴如寒士、罇酒相對歡如也、得一善稱之如己出、當世知名之士、如范仲淹、孔道輔等、皆出其門、及爲相、益務進賢材、當公居相府時、范仲淹韓琦富弼皆進用、至於臺閣多一時之賢、天子既厭西兵、憫天下困弊、奮然有意、遂欲因群材以更始、數詔大臣條天下事方施行、而小人權倖皆不便、明年秋會公以事罷、而仲淹等相次、亦皆去事遂已』

**段落**　第八大段なり、

**講說**　公は人となり手強くして手輕く、人を遇するには必ず誠を以てし富貴に處ると雖も貧困の士の如く、差向ひに酒など酌み交して愉快氣なり、人の一つの善事にても、聞き込むときは宛も己れ自身が善事を爲したるが如く、當世に於て名を知られたる范仲淹、孔道輔等の如きは、皆其門に出でたり、宰相となるに及び、益す務めて賢材を進め、公の相府に居る時に當り、范仲淹、韓琦、富弼等皆進用せられ、臺閣の中

五代より以來天下到る處の學校廢絶せしが、其興りしことは公より始まれり、召して御史中丞に拜せられ、兵部侍郎、兼秘書監資政殿の學士、翰林侍讀學士に改められ、天聖八年に於ける禮部の貢擧を主管し、明年三司使となり、復た樞密副使となる、未だ拜せざるに參知政事に改められ、尙書左丞に遷さる、太后が太廟に謁見の時、袞冕を服し給へと請ふものあり、太后以て公に問ふ、公は周官の后服を以て對へき、

**注解**　「章獻明肅太后」眞宗の后の尊謚號、

太后崩、大臣執政者皆罷、以公爲禮部尙書、知亳州、徙知陳州、遷刑部尙書、復召爲御史中丞、又爲三司使、知樞密院事、拜樞密使、再加檢校太尉同中書門下平章事、慶歷三年三月、遂以刑部尙書、居相位、充集賢殿大學士兼樞密使、自公復召用、而趙元昊反、師出陝西、天下弊於兵、公數建利害、請罷監軍、兼以陳圖授諸將、使得應敵爲攻守、及制財用出入之要、皆有法、天子悉爲施行、自宮禁先、以率天下、而財賦之職、悉歸有司、卒能以謀臣元昊、使聽約束、乃還其王號、

**段落**　第七大段なり、

**講說**　太后崩ず、政を執る所の大臣皆罷めらる、公を以て禮部尙書とし、亳州の知事とせしが、從つて陳州の知事となり、刑部尙書に遷り、復た中央に召されて御史中丞となり、又三司使となり、知樞密院事となり、樞密使に拜し、再び檢校太尉同中書門下平章事を

乾興元年、拜右諫議大夫、兼侍讀學士、遷給事中景靈宮副使、判吏部流內銓、以易侍講崇政殿、遷禮部侍郎、知審官院、爲樞密副使、遷刑部侍郎、上疏論張耆不可爲樞密使、由是忤太后旨、坐以笏擊其僕、誤折其齒、罷留守南京、大興學校、以敎諸生、自五代以來、天下學廢、興自公始、召拜御史中丞、改兵部侍郎、兼秘書監資政殿學士、翰林侍讀學士、知天聖八年禮部貢擧、明年爲三司使、復爲樞密副使、未拜改參知政事、遷尙書左丞、太后謁太廟、有請服袞冕者、太后以問公、公以周官后服對、』

**段落** 第六大段なり、

**講說** 初め眞宗は章獻明肅太后に遺詔して、假りに軍國の事を聽かしめたり、宰相丁謂と樞密使曹利用とは、各單獨にて謁見の上、事を奏せんと欲せしが、群臣中敢て此問題を決するものなし、公は建言すらく群臣事を太后に奏するものは、簾を垂れて之を聽き、皆御目見えを爲すことを得ざるべしと、議遂に定まる、乾興元年右諫議大夫、兼侍讀學士に拜せられ、給事中、景靈宮副使、判吏部流內銓に遷され、易を以て崇政殿に侍講とし、禮部侍郞、知審官院に遷され、樞密副使となり、刑部侍郞に遷され、上疏して張耆を樞密使となすべからざる事を論せしが、是に由つて太后の旨に忤ひ、笏にて其僕を擊ち、誤つて其齒を折きたる罪に坐し、罷められて南京の留守となれり、公の南京に至るや、大に學校を興して諸生を敎へたり、

館に遷さる、今の天子皇太子たりしとき、戸部員外郎を以て太子の舍人に充て、金紫を賜ひ、知制誥、判集賢院たり、翰林學士に遷され、景靈宮の判官に充てらる、太子の左庶子、兼判太常寺、知禮儀院たり、

**注解**　「出身」前に出づ、「秘閣」秘書を藏する處にして、秘書省に屬す、「太常寺奉令郎」朝廷に於ける謁見、會合及び祭祀等の禮を掌る官なり、「著作佐郎」國史編輯を佐くる官、「丁父憂」父の喪に遇ふを言ふ、「太淸宮」老子を祭れる宮殿、「銀魚」に銀魚袋と曰ふ、銀を以て製せる魚形の袋なり、禮服の帶に垂るゝもの、「金紫」金印紫綬、

**文法**　眞宗召見の事は第二大段の第二小段に記せし所を詳說したるものにして、半は逆敍法を用ひたり、

公既以道德文章、佐佑東宮、眞宗有所諮訪、多以方寸小紙、細書問之、由是參與機密、有所對、必以其藁進、示不洩、其後悉閱眞宗閣中遺書、得公所進藁類爲八十卷、藏之禁中、人莫之見也、

**段落**　第五大段なり、

**講說**　公が道德文章を以て東宮を輔佐することゝなつてより、眞宗より何事か御諮詢ある場合には多く一寸四方位の小紙を用ひ、之に細書して問はれたり、公は是に由つて機密に參與し、對ふる所ある每に必ず其草藁の儘差出せしが、右は洩さゞることを示す爲なり、其後悉く眞宗閣中の遺書を閱し、公が進むる所の草稿を得て八十卷となし、之を禁中に藏せり、是は見る人なかりき、

初眞宗遺詔章獻明肅太后、權聽軍國事、宰相丁謂、樞密使曹利用、各欲獨見奏事、無敢決其議者、公建言、群臣奏事太后者、垂簾聽之、皆毋得見、議遂定、

父憂、去官、已而眞宗思之、卽其家起復、命淮南發運使、具舟送至京師、從祀太淸宮、賜緋衣銀魚、同判太常禮院、又丁母憂、求去官服喪、不許、今天子始封昇王、公以選爲府記室參軍、再遷左正言直史館、今天子爲皇太子、以戸部員外郎、充太子舍人、賜金紫、知制誥、判集賢院、遷翰林學士、充景靈宮判官、太子左庶子兼判太常寺、知禮儀院』

**段落**　第四大段なり、

**講說**　公は生年僅か四歳にして學問を知り、文章を爲りしかば、其鄕里にては之を神童と稱せり、故の宰相張文節公が江西を安撫せし時、公の事を聞き知つて朝廷に奏聞せし處、眞宗は召見あり、既に進士出身を賜ひし後、二日を經て又御前に召し、詩賦論の三科を試み給ふ、公徐ろに申し上げて曰く、此の御題の賦は臣以前に自身之を習ひたることありとて、敢て隱さゞりければ、眞宗は益す珍らしき童子とて之を稱し給ひ、因つて他の題を出し給ひけり、斯くて秘書省の正字として之を秘閣に置き、悉く秘書を讀むことを得しめ、故の僕射陳文信公に命じて、其學問の指導者とし給へり、翌年公は其作りし所の文を献じ、召して中書に試みられ、太常寺奉禮郎に遷さる、太山封祀に就き、特旨を以て光祿寺の丞に遷され、數月にして集賢校理の職に充てられ、明年著作佐郎に遷さる、父の喪に遇ひ官を去りし後、眞宗は之を思ひ出でゝ使を其家に派して服を免じ、淮南の發運使に命じ、舟を準備して京師に送らしむ、公は天子に從つて太淸宮を祀り、緋衣銀魚を賜ひ、同判太常禮院たり、又母の喪に遇ひ、官を去つて喪を勤めんことを願ひたれども、許されず、今の天子始めて昇王に封ぜられし時、公は選拔に當り、府記室參軍となり、再び左正言直史

封秦國公、自曾祖以下、皆用公貴、累贈開府儀同三司、太師中書令、兼尚書令、曾祖妣張氏、陳國太夫人、祖妣傅氏、許國太夫人、妣吳氏、唐國太夫人、

**段落**　第三大段なり、

**講說**　公諱は殊、字は同叔、姓は晏氏、其代々の順序は或は明白に或は不分明に、其居所も移轉常なかりき、故に其高祖の、諱は墉が唐の咸通中に進士に擧げられ、卒に江西に於て官吏となりしより、籍を高安に置けり、其後三代は聞えざりしが、曾祖諱は延昌は、又籍を臨川に徙す、祖諱は郢は英國公に追封せられ、考諱は固は秦國公に追封せられ、曾祖より以下、皆公の關係にて貴くなり、開府儀同三司、太師中書令、兼尚書令を累贈す、曾祖母は張氏にて、此は陳國太夫人を贈られ、祖母は傅氏にて、許國太夫人を贈られ、母は吳氏にて、唐國太夫人を贈らる、

**注解**　「咸通」唐の懿宗の年號、

公生七歲知學問、爲文章、鄉里號爲神童、故丞相張文節公、安撫江西、得公以聞、眞宗召見、既賜出身、後二日、又召試詩賦論、公徐啓曰、臣嘗私習此賦、不敢隱、眞宗益嗟異之、因試以他題、以爲秘書省正字、置之秘閣、使得悉讀秘書、命故僕射陳文僖公、視其學、明年獻其所爲文、召試中書、遷太常寺奉禮郎、封祀太山、推恩遷光祿寺丞、數月充集賢校理、明年遷著作佐郎、丁

「館閣」昭文館、史館、進賢館等の類を指す、

逮陛下養德東宮、先帝選用臣屬、即以公遺陛下、由王官宮臣、卒登宰相、凡所以輔道聖德、憂勤國家、有舊有勞、自始至卒、五十餘年、公既薨、而先帝之名臣、與陛下東宮之舊人、皆無在者、宜其褒寵優異、比公甘盤、臣修幸得執筆史官、奉明詔、謹昧死上臨淄公事、

**段落**　第二大段の第三小段なり、東宮以來の舊功臣なるを言ふ、

**講說**　陛下尙ほ聖德を東宮に於て養ひ給ふ折、先帝は陛下の爲に臣屬の者を選擇し給ひ、卽ち公を以て陛下に遣らせらる、公は王官宮臣より卒に宰相にまで立身し、凡そ聖德を輔道し國家に憂勤する所以は舊くもあり、勞もあり、始めより終りに至るまで五十餘年、公既に薨じて、先帝の名臣と陛下東宮の舊人と、共に何れも在るものなし、其褒寵特別にして、公を甘盤に比し給ふは尤もなり、臣修幸ひに筆を史官に執ることを得、明詔を奉じ、謹んで死罪を冒して臨淄公の事を上る、

**注解**　「王官宮臣」王府の官、東宮の臣、「甘盤」殷の高宗の師なり、書經說命に舊學於甘盤の語あり「陛下」仁宗を謂ふ、「先帝」眞宗、

曰、公諱殊、字同叔、姓晏氏、其世次晦顯、從遷不常、自其高祖諱墉、唐咸通中擧進士、卒官江西、始著籍於高安、其後三世不顯、曾祖諱延昌、又徙其籍於臨川、祖諱郢、追封英國公、考諱固、追

に對して下と曰ふ碑面なり、

臣修伏讀國史、見眞宗皇帝時、天下無事、天子方推讓功德、祠祀天地山川、講禮樂、以文頌聲、而儒學文章儁賢偉異之人出、

段落　第二大段の第一小段なり、學者の出でたる時代なるを言ふ、

講說　臣修伏して國史を讀み、眞宗皇帝の時を見るに、天下事なく、天子方に功德を推し讓りて吾が物と爲し給はず、天地山川を祀り、禮樂を講じ、以て雅頌の如き功德を褒むるの樂を文り、而して儒學文章を以て人に賢り人に異なりたる士出でたり、

公世家江西之臨川、年始十四、一日起田里、進見天子、時方親閱天下貢士、會廷中者千餘人、與夫宮臣衛官、擁列闌䙆、公不動聲氣、操筆爲文辭、立成以獻、天子嘉賞、賜同進士出身、遂登館閣、掌書命、以文章爲天下所宗、

段落　第二大段の第二小段なり、文章を以て榮任に就きしことを敍す、

講說　公は世江西の臨川に住し、年十四歲になりける時、田舍より起つて天子の御前に出でたり、時に天子は親ら天下の貢士を試驗あり、廷中に會せしもの千餘人あり、他の宮官若しくは守衛吏と、整列して圍形を造り見張りしかども、公は何等平生と異なりたる氣色なく、筆を操つて文辭を作り、而も立ちどころに成り、之を天子に献せし處、天子嘉賞あらせられ、同進士出身を賜ひ、遂に館閣に登り、詔勅等の文案を掌り、文章を以て天下に宗主として尊ばるゝに至れり、

注解　「閱」試驗の事、「同進士出身」進士及第の次を進士出身となし、進士出身の次を同進士出身となす、

吾君、即馳奏曰、臣疾少閒、行愈矣、乃止、其月丁亥以公薨聞、天子震悼亟臨其喪、以不即見公爲恨、贈公司空兼侍中、謚曰元獻、有司請輟視朝一日、詔特輟二日、以其年三月癸酉、葬公於許州陽翟縣麥秀鄕之北原、既葬、賜其墓隧之碑首、曰舊學之碑、既又敕史臣修、考次公事、具書於碑下、

**段落**　第一大段なり、

**講説**　至和元年六月、觀文殿大學士、行兵部尚書、西京留守臨淄公は病氣のため京師に歸りし處、病氣少しく快方に赴きければ、入朝して謁見せり、天子曰く扨も予が舊と敎へを受けたる臣なりと、乃ち留めて邇英閣に侍講たらしめ、詔して五日に一たび前殿に朝すること、なれり、翌年の正月に發病して朝する能はず、太醫に勅命ありて病狀を視せしめ給ふ、有司の者道路を掃除し、天子將に其家に行幸あるべしとの沙汰聞えければ、公歎じて曰く、吾が不行屆の結果、病氣に因つて吾が君に御苦勞を掛けたりと、直ちに使を馳せて奏して曰く、臣が疾も少しく怠りたれば、次第に愈え申さんと、是に因つて臨幸は中止となれり、然るに其月丁亥、公の薨去の事を上聞に達するや、天子非常に哀悼あらせられ、至急に其喪に臨み、公の生存中に見ざりしことを以て恨みとす、公に司空兼侍中を贈り、謚して元獻と曰へり、有司は一日の廢朝を仰せ出されんことを請ひしに、詔して特に朝を廢すること二日に及び、其年の三月癸酉を以て、公を許州陽翟縣の麥秀鄕の北原に葬る、葬り了りし後、其墓道に建つる碑の上部に御筆を賜ひて、舊學之碑と云ひき、軈て又史臣修に勅し、公の事を調査次第して悉しく碑の下に書せしむ、

**注解**　「無狀」狀すべき善事なきなり、「亟」速かになり、「輟」やむる、「墓隧」墓穴、「碑首」篆額、「碑下」碑首

# 觀文殿大學士行兵部尙書西京留守贈司空兼侍中晏公神道碑銘

**主意**　天子の舊と學問を受け給ふ所にして宰相となり功ありしことを表するに在り、

**段落**　凡そ十二大段より成る、篇首より「具書於碑下」に至るまでを第一大段となす、敕撰の由を敍す「臣修伏讀國史」より「謹昧死上臨淄公事」に至るまでを第二大段となす、生涯の概略を敍す、「曰公諱殊」より「唐國大夫人」に至るまでを第三大段となす、家系を敍す、「公生七歲」より「知禮儀院」に至るまでを第四大段となす、官歷を敍す、「公旣以道德文章佐佑東宮」より「人莫之見也」に至るまでを第五大段となす、機務に參したることを敍す、「初眞宗」より「公以周官后服對」に至るまでを第六大段となす、太后に忤ひしことを敍す、「太后崩」より「還其王號」に至るまでを第七大段となす、宰相となりしことを敍す、「公爲人剛簡」より「事遂已」に至るまでを第八大段となす、賢を進めしことを敍す、「公旣罷」より「實封三千七百戶」に至るまでを第九大段となす、相を罷めたる後の事實を敍す、「公享年六十有五」より「爲集選二百卷」に至るまでを第十大段となす、年壽及び著書を敍す、「公爲政敏」より「皆命以官」に至るまでを第十一大段となす、淸廉を敍す、「公初娶李氏」より篇尾に至るまでを第十二大段となす、家族を敍す、

至和元年六月、觀文殿大學士、行兵部尙書、西京留守臨淄公、以疾歸於京師、八月疾少間、入見、天子曰、噫予舊學之臣也、乃留侍講邇英閣、詔五日一朝前殿、明年正月疾作、不能朝、敕太醫朝夕往視、有司除道將幸其家、公歎曰、吾無狀、乃以疾病憂

用あり、夷狄はと問へば武器を包みて平和なりき、其卿士はと問へば百官各其職を務めたり、其庶民はと問へば田を耕し布を織りて衣食に安んぜり、相に賞罰の事あれば、功は當り罪は明かなり、相に黜陟の事あれば、惟だ能否如何を標準として一點の私なし、萬物に就いて其權衡を執り輕重なからしむれば、萬物之れ平かなり、君に事ふる者は公に限らず、併し何として能く公の如く何處までも信なるものあらん、宰相たる者は公に限らず、併し何人か能く終りあること公の如きものぞ、公は位に在つて薨ぜられしが、其位は太尉と云ふ崇き位なり、天子は孝心に在し、淸廟に來つて祭をなし、聖考なる眞宗に神饌を供し給ふ、公は眞宗の時の元老なるを以て、天子は之を記念あらせられ、公の功に報ゆるの隆なることは、春秋眞宗の祭に從つて享せられ、萬年の久しきも窮まることなし、今歌詩を作爲して廟の樂工に告げ、之を神樂に上せしむ、

**注解** 「烈々」功業の盛なる貌、「翼々」莊重の貌、「配食」ともまつり、「蓍龜」蓍は草名、物を占ふに用ふ、之を用ふる占法を筮と曰ふ、龜は其甲を火に灼き、裂狀に由り吉凶を定む、之を卜と曰ふ、「褭」つと入りにする、「孝思」思は語助にして義なし、「淸廟」太廟、「諗」告ぐるなり、

## 纂評

○茅鹿門評 詔して元勳の文を撰す、當に此の如くなるべし、盛世君臣の際、掌の如し、

○沈德潛評 每段中各綱目あり、通體中大綱目あり、此れ大將兵に將とし、大匠宮を作るの法なり、端莊肅穆亦江漢烝民の氣象を得たり、○其中に就いて賢を薦むる一事、人を樹つる所以、子孫黎民を保つ所以のもの此に在り、文中首として之に及ぶ、彼の身大臣となつて祿位を保全し、一人を引かざるもの、獨り中に媿づるなからんや、○文正、生平、惟だ天書を諫めず、白壁の玷となす、然れども疾革るとき已に己が失を顯言す矣、宋朝に在り、應に大人物たるべし、○歐文を錄する者、祇だ友朋の志銘に及び碑版大文倶に遺さるゝなり、此れ及び晏元獻、范文正等の篇を存し、學者をして楷式する所を知らしむ、

魏公配食、公相眞宗、不言以躬、時有大事、事有大疑、匪卜匪筮、公爲蓍龜、公在相位、終日如默、問其夷狄、包裹兵革、問其卿士、百工以職、問其庶民、耕織衣食、相有賞罰、功當罪明、相有黜升、惟否惟能、執其權衡、萬物之平、孰不事君、胡能必信、孰不爲相、其誰有終、公薨於位、太尉之崇、天子孝思、來薦淸廟、侑我聖考、維時元老、天子念公、報公之隆、春秋從享、萬祀無窮、作爲歌詩、以諗廟工、

**讀方**　烈々たる魏公、我が眞宗に相たり、眞廟翼々、魏公配食す、公、眞宗に相たる、言はず躬を以てす、時、大事あり、事、大疑あり、卜にあらず筮にあらず、公、蓍龜たり、公、相位に在り、終日默するが如し、其夷狄を問へば、兵革を包裹し、其卿士を問へば、百工職を以てす、其庶民を問へば、耕織衣食す、相、賞罰あり、功當り罪明か、相、黜升あり、惟だ否惟だ能、其權衡を執り、萬物之れ平か、孰か君に事へざらん、胡ぞ能く必ず信、孰か相たらざらん、其れ誰か終ある、公、位に薨ず、太尉の崇、天子孝あり、來つて淸廟に薦め、我が聖考に侑む、惟れ時の元老、天子、公を念ふ、公に報ずるの隆なる、春秋從つて享す、萬祀窮りなし、歌詩を作爲し、以て廟工に諗ぐ、

**講說**　功烈ある魏公は我が眞宗の宰相たり、眞宗の廟は翼々として莊嚴なるが、公は此廟の末社として與に祭らる、公が眞宗の宰相たるや、口に言はずして躬に實行せり、時に大事あり、又事に大なる疑問あるとき、之を決すべきものは卜にもあらず、筮にもあらずして、公實に蓍となり龜となつて之を定む、公は宰相の位に在り、終日默するが如くなれども大なる作

德顯名尊、生而俱享其榮、歿而長配於廟、可謂有始有卒、如明詔所褒、昔者烝民江漢、推大臣下之事、所以見任賢使能之功、雖曰山甫穆公之詩、實歌宣王之德也』

**段落**　第十一大段の第一小段なり、公の德を頌して君德に歸す、

**講說**　臣修曰く、景德、祥符の際は盛んなることなりき、公の相たる所以を觀るにつけても、先帝の公を用ひ給へる所以のものは至極せりと謂ふべし、是を以て君は明に臣は賢に、德顯はれ名尊し、生れては俱に其榮を享け、歿しては長く廟に合祭せらる、始めあり終りあり、明詔に褒してあるが如し、昔し烝民、江漢の詩に臣下の事を稱揚せしは、時の君主卽ち周の宣王の賢に任じ能を使ひし功を見はす所以、山甫、穆公の詩とは云ふもの丶、實に宣王の德を歌へるなり、

**注解**　「景德祥符」眞宗の年號、「烝民江漢」俱に詩經の篇名、烝民は尹吉甫の仲山甫を送るの詩、江漢は穆公平淮の功を美する詩なり、

臣謹考國史實錄、至於縉紳故老之傳、得公終始之節、而錄其可紀者、輒爲銘詩、以彰先帝之明、以稱聖恩褒顯王氏、流澤子孫、與宋無極之意、銘曰、

**段落**　第十一段の第二小段なり、作銘の主意を言ふ、

**講說**　臣謹んで國史、實錄を考へ、縉紳、故老の傳に至り、公が始めあり終あるの節を得て、其紀すべきものを記して銘を作り、先帝の明を彰はし、以て聖恩が王氏を褒め顯はし、德澤を子孫に流し、宋と極りなきの意を稱す、銘は左の如し、

**文法**　正に詔を奉じ文を作るの體に合す、

烈烈魏公、相我眞宗、眞廟翼翼、

十四人』、

段落　第九大段なり、

講說　公は趙氏を娶り、此は榮國夫人に封ぜらる、公に後るゝこと五年にして卒す、子は男三人、長男を司封郎中雍と曰ひ、次を贊善大夫沖と曰ひ、次を素と曰ふ、女は四人にして、長女は太子太傅韓億に嫁し、次は兵部員外郎直集賢院蘇耆に嫁し、次は右正言范令孫に嫁し、次は龍圖閣直學士兵部郎中呂公弼に嫁す、諸孫十四人あり、

公事寡嫂謹、與其弟旭友悌尤篤、任以家事、一無所問、而務以儉約率勵子弟、使在富貴不知爲驕侈、兄子睦欲舉進士、公曰、吾常以太盛爲懼、其可與寒士爭進、至其薨也、子素猶未官、遺表不求恩澤、有文集二十卷、乾興元年、詔配享眞宗廟庭』、

段落　第十大段なり、

講說　公は寡婦となりし兄嫁に事ふること甚だ殷勤なりき、其弟旭とは友愛の情尤も篤く、家事は一切此の弟に任せ、一も問ふ所なし、而して常に儉約を以て子弟を勵まし、富貴に在りながら驕奢をなすことを知らざらしめたり、兄の子の睦と云ふもの、進士に擧げられんことを求めしに、公の曰く、吾は平生餘りに盛んなることを以て戒となす、汝は我が家族を以て、豈に貧困の士と爭ひ進んで進士に擧げらるべけんやと、其薨するに至り、子素は猶ほ官に就かざりしが、公は遺表を上り、恩澤を求めざりき、文集二十卷あり乾興元年に眞宗の廟庭に合祭せらるゝことゝなりぬ、

臣修曰、景德祥符之際盛矣、觀公之所以相、而先帝之所以用公者、可謂至哉、是以君明臣賢、

藥賜之、疾亟、遽幸其第、賜以白金五千兩、辭不受、以天禧元年九月癸酉薨於家、享年六十有一、眞宗臨哭、輟視朝三日、發哀於苑中、其子弟門人故吏、皆被恩澤、即以其年十一月庚申、葬公於開封府開封縣新里鄉大邊村、

**段落**　第八大段の第二小段なり、病、薨、葬を叙す、

**講說**　公は屢ば病を以て辭職を請ひしかば、眞宗も已むを得ず公を太尉に拜し、侍中を兼ねしめ、五日の間に一たび入朝して政治を視察し、軍國の大事出來するときは、何時たりとも登閣して評決に與ることとす、公は益す恐縮に及び、因つて臥したるまゝ引き籠り、疾を申し立てゝ懇辭せしかば、眞宗は改めて册書を以て太尉、玉清昭應宮使に拜せり、公の病に罹りしより、使者の見舞に赴くこと日に大抵三四回を重ね、眞宗手づから藥を調合して之を賜ひ、危篤に及ぶや急に其邸に行幸あり、白金五千兩を賜ひしかども辭して受けざりき、天禧元年九月癸酉を以て家に薨ぜしが、享年六十一、眞宗臨御して哭禮を行はれ、三日間廢朝ありて、哀を御苑の中に發せられき、其子弟、門人、故吏に至るまで皆恩澤を蒙むり、即ち其年の十一月庚申を以て、公を開封府開封縣新里鄉大邊村に葬れり、

公娶趙氏、封榮國夫人、後公五年卒、子男三人、長曰司封郎中雍、次曰贊善大夫沖、次曰素、女四人、長適太子太傅韓億、次適兵部員外郎直集賢院蘇耆、次適右正言范令孫、次適龍圖閣直學士兵部郎中呂公弼、諸孫

發覺せざるを幸ひとして人のみを罪すべけんやと、眞宗も之を聞いて心解けたり、公は中書に至り、悉く以前卜者の家より得たる所の往復文書を焚き棄てたり、既にして眞宗は罪を赦せしを後悔し、復た使を馳せて其文書を取らしめんとせしに、公の曰く、臣は既に之を焼き棄てたりと、是に由り免るゝことを得たる者衆し、

**注解**　「日者」時日の吉凶などを占ふもの、

公累官至太保、以病求罷、入見滋福殿、眞宗曰、朕方以大事託卿、而卿病如此、因命皇太子、拜公、公言皇太子盛德、必任陛下事、因薦可爲大臣者十餘人、其後不至宰相者、李及凌策二人而已、然亦皆爲名臣、

**段落**　第八大段の第一小段なり、罷を求むることを敍す、

**講說**　公は官職を歷任して太保に至り、疾を申し立てゝ免官を請ひ、滋福殿に於て天子に謁見せしが、眞宗曰く、朕は方に大事を以て卿に託するに、卿の病此の如きは殘念なりと、因つて皇太子に命じて公を拜せしむ、公言ふ、皇太子は盛德あれば、陛下の事に任へ給ふべしと、因つて大臣となるべき者十餘人を薦めしが、其後十人の中、宰相に至らざりしものは李及び凌策の二人のみなりき、然れども此の人々も亦名臣となれり、

公屢以病請、眞宗不得已、拜公太尉、兼侍中、五日一朝視事、遇軍國大事、不以時入參決、公益惶恐、因臥不起、以疾懇辭、册拜太尉玉淸昭應宮使、自公病、使者存問、日常三四、眞宗手自和

臣等も皆上表して罪を待てるに、今更反つて咎を人に歸せば、何を以て信を示さんや、且つ縦令火本の罪迹ありとすとも、焉んぞ天の譴責に非ざることを知らんやと、是に由つて連坐に當るもの皆免れぬ、

**注解**　「以罪己詔天下」天譴となすなり、

日者上書言宮禁事、坐誅、籍其家、得朝士所與往還、占問吉凶之説、眞宗怒、欲付御史問狀、公曰、此人之常情、且語不及朝廷、不足罪、眞宗怒不解、公因自取常所占問之書、進曰、臣少賤時不免爲此、必以爲罪、願并臣付獄、眞宗曰、此事已發、何可免、公曰、臣爲宰相執國法、豈可自爲之、幸於不發、而以罪人、眞宗意解、公至中書、悉焚所得書、既而眞宗悔、復馳取之、公曰臣已焚之矣、由是獲免者衆』

**段落**　第七大段の第三小段なり、目の二、

**講説**　卜者あり、上書して宮中の事を言ふ者あつて、之が爲に誅せられしが、其家を沒收せし時、彼が朝廷の諸紳士と往復し、諸紳士が吉凶を占問する所の説を得たり、眞宗怒り、御史に付して狀を問はんと欲せり、公曰く、此の如く事の吉凶を懸念して之を占ふが如きは人の常情にして、其上其語の朝廷に關係なき以上、罪するに足らずと、然れども眞宗の怒は猶ほ解けざりしかは、公は自身に平生占問せし所の書を取り、進んで曰く、臣の年若くして微賤なりし時は、亦此れを爲すことを免れざりき、此事が到底罪となることなれば、願くは臣をも併せて裁判に付せられたしと、眞宗曰く此事已に發覺せし以上、彼等に限つては何として免るゝを得んと、公曰く、臣は宰相として國法を守ることなれば、何とて自分之を爲しながら、

き、眞宗此事を公に語つて曰く、承規は此辭令を待つて瞑目せんとするなれば許し遣したしと、公は飽くまで不可となして曰く、他日若し樞密使たらんとする者あらば如何なし給ふべきやと、遂に沙汰已みとなりぬ、今に至るまで內臣は留後以上の官たるを得ざる規制なり、

**注解**　「內臣」宦官のこと、「留後」臨時節度使と云ふが如し、

**文法**　以上、其深沈の處を寫す、

公任事久、人有謗公於上者、公輒引咎、未嘗自辯、至人有過失、雖人主盛怒、可辯者辯之、必得而後已、

**段落**　第七大段の第一小段なり、綱領、

**講說**　公は政事を擔任すること久しかりしかば、隨つて公を謗つて天子に言ふ者あり、此場合には公每も引いて己れの咎となし、未だ嘗て辨白せしことあらず、然るに人の過失あるに至つては、人主如何に立腹甚しきも辯ずべき者は之を辯じ、必ず目的を達して後已む、

榮王宮火、延前殿、有言非天災、請置獄劾火事、當坐死者百餘人、公獨請見曰、始失火時、陛下以罪己詔天下、而臣等皆上章待罪、今反歸咎於人、何以示信、且火雖有迹、寧知非天譴邪、由是當坐者皆免、

**段落**　第七大段の第二小段なり、目の一、

**講說**　榮王の宮燒けて前殿まで延燒せり、或る人是は天災に非ずとて、裁判を開き失火の罪を正さんことを請ふ者出で來り、連累にて死罪に當るもの百餘人あり、公獨り謁見を請うて曰く、始め出火せし時、陛下は己れを罪する由をば天下に詔し給ひ、而して

明近頃新たに平和の誓ひを納れながら敢て約束に違ふことゆゑ、詔書を以て其罪を責め給はんことこそ願はしけれと、眞宗は公に處置を問はれしに、公は請うて有司に命じ、粟百萬斛を京師に準備し、徳明に京師に來つて取るべしとの詔を下し給へと、眞宗は大に喜び、其議に從はれけるが、徳明は詔書を得、慚ぢ且つ拜して曰く、朝廷に人あり（與し易からず）と、

**大中祥符中、天下大蝗、眞宗使人於野得死蝗、以示大臣、明日他宰相有袖死蝗以進者、曰蝗實死矣、請示於朝、率百官賀、公獨以爲不可、後數日方奏事、飛蝗蔽天、眞宗顧公曰、使百官方賀、而蝗如此、豈不爲天下笑邪、**

**段落**　第六大段の第四小段なり、目の三、

**講說**　大中祥符中、天下何れの地も大蝗害なりき、眞宗は人を野外に遣はし、死したる蝗を取り來らしめて之を大臣に示せり、〔蝗害を耻ぢて其消滅を希ふに由り、斯くなせしなり、〕翌日他の宰相、死したる蝗を懷中して差出すものあつて曰く、蝗は實に死せり、請ふ廣く朝廷に示し、百官を率ゐて賀し奉らんと、公は獨り之を不可とせしが、後數日丁度事を奏しつゝある時、飛蝗群つて天を蔽ひしかば、眞宗、公を顧みて曰く、百官をして賀せしめつゝある時に方つて蝗が此の如くならんには、何と天下の爲に笑はれずやと、

**宦官劉承規以忠謹得幸、病且死、求爲節度使、眞宗以語公曰、承規待此以瞑目、公執以爲不可曰、他日將有求爲樞密使者、奈何、至今内臣官不過留後、**

**段落**　第六大段の第五小段なり、目の四、

**講說**　宦官劉承規は忠謹を以て君寵を得たるが、病んで將に死せんとせし時、節度使たらんことを求め

に由つて朝廷の士は公の薦めたる者多きこと知られぬ、

文法　相臣は賢を薦むるを重んず、故に先づ之を叙す、

公與人寡言笑、其語雖簡、而能以理屈人、默然終日、無能窺其際、及奏事上前、群臣異同、公徐一言以定、

段落　第六大段の第一小段なり、綱領、

講説　公は人の相手となつて言笑すること少く、其語は簡略なりと雖も能く理を以て人を屈す、默然たること終日、能く其心中を窺ふものなし、事を天子の御前に奏するに及び、群臣の議論區々として一致せざるに當り、公一言すれば其れにて決定す、

今上爲皇太子、太子諭徳見公、稱太子學書有法、公曰、諭徳之職止於是邪、

段落　第六大段の第二小段なり、目の一、

講説　今上帝の皇太子に在せし時、或る太子諭徳は公に遇ひて、太子が習字を學ばるゝに法あつて、善く筋に叶へることを稱せしかば、公曰く、諭徳の職は其れだけにて濟むやと、

注解　「太子諭徳」太子輔導の職なり、

趙德明言民饑、求糧百萬斛、大臣皆曰、德明新納誓而敢違、以詔書責之、眞宗以問公、公請勅有司、具粟百萬於京師、詔德明來取、眞宗大喜、德明得詔書、慚且拜曰、朝廷有人、

段落　第六大段の第三小段なり、目の二、

講説　趙德明は人民の饑ゑたることを申し立てゝ糧食百萬斛を求めたるとき、大臣は何れも言ふやう、德

人々は、公が推擧せしと云ふことを知るものなし、寇準は樞密使たりしが、其罷めらるゝ時、人を公の許に遣はし、私的交渉を試み、使相たらんことを求めたり、公は大に驚いて曰く、宰相と云ひ將軍と云ふが如き任務は、何として求むることを得んや、且つ予は私の囑託を受けずと、寇準は深く之を恨みけり、已にして制旨出でたる處、準を武勝軍の節度使、同中書門下平章事に除せり、準は御前に涕泣して曰く、陛下臣を知るに非ずんば、何とて斯る恩命を得んやと、眞宗は具さに公が準を薦めたる顚末を言ひければ、準も始めて媿ぢ、且つ謝したりとぞ、

**注解**　「寇準」眞宗の將、謂はゆる寇萊公、

故參知政事李穆子行簡有賢行、以將作監丞居於家、眞宗召見慰勞之、遷太子中允、初遣使者召、不知其所止、眞宗命至中書問王某、然後人知行簡公所薦也、

**段落**　第五大段の第二小段なり、薦引の二、

**講說**　故の參知事李穆の子の行簡は賢德の行あり、將作監丞の職を以て家に居れり、眞宗召見して之を慰勞し、太子中允に遷せり、初め使者を遣はして召されしとき、使者は行簡の何れの地に居るかを知らざりし處、眞宗は、中書に至り王某に問へと命じ給へり、斯くて人々始めて行簡を薦めしは公なることを知りぬ、

公自知制誥至爲相、薦士尤多、其後公薨、史官修眞宗實錄、得內出奏章、乃知朝廷之士、多公所薦者、

**段落**　第五大段の第三小段なり、薦引の總括、

**講說**　公は知制誥の時より宰相たるに至るまで士を薦めたること尤も多かりき、後公薨じ、史官が眞宗實錄を修めし時、宮内より出でたる奏章を得たるが、是

亦誓約を納れて、河西の故地を守らんことを願へり、斯く契丹と西夏と、二邊境の軍隊は解散して用ひざることゝなりしを以て、眞宗は遂に無事を以て天下を治めんと欲せり、公の考へにては、宋興りしより今や三世に當り、太祖、太宗の立てたる法則は具さに存在し、模範に缺くる所なしと、故に其宰相たるや、務めて先例を行ひ改造することなく、能者を進め不能者を退け、賞罰必ず當れり、眞宗は久しきを經るに隨つて益す之を信じ、言ふ所聽かれざるなく、他の宰相大臣と雖も、何事か請ふ所あれば眞宗必ず曰く、王某は如何に思ふと、事の大小となく、公が言ふ所あるに非ざれば決定せず、公は宰相の位に在ること十餘年、外には夷狄の心配もなく、兵革も不用に歸し、海内は富み榮え、百官有司各其職を得たり、故に天下今に至るまでも稱して賢宰相となす、

**注解**　「趙德明」西夏なる張元昊の父、

**文法**　眞宗坐して太平を享け、及び王公輔佐の成效を擧げ、太平無爲、君臣一德の氣象を寫し出す、賢宰相の三字、先づ一贊を作り、後文を蓋す、

公於レ用レ人、不レ以二名譽一、必求二其實一、苟賢且材矣、必久二其官一、衆以爲レ宜二其職一、然後遷、其所二薦引一、人未二嘗知一、寇準爲二樞密使一、當レ罷、使二人私一レ公、求レ爲二使相一、公大驚曰、將相之任、豈可レ求耶、且吾不レ受二私請一、準深恨レ之、已而制出、除二準武勝軍節度使、同中書門下平章事一、準入見涕泣曰、非二陛下知一レ臣、何以如レ此、眞宗具道二公所三以薦レ準者上、準始媿歎以爲レ不レ可レ及、

**段落**　第五大段の第一小段なり、薦引の一、

**講説**　公は人を用ふる上に於て、名譽を以て取舍を定めず、必ず其實を求め、苟くも賢にして能力あれば、必ず長く其官に居らしめ、衆人が何々の職に宜しと言ふに至り、始めて轉任せしむ、而して其推擧せし

宗幸澶州、雍王元份留守東京、得暴疾、命公馳自行在、代元份留守、二年遷尚書左丞、三年拜工部尚書、同中書門下平章事、集賢殿大學士、監修國史、

**段落**　第四大段の第三小段なり、宰相に任ぜらるゝ遷路を叙す、

**講説**　咸平三年に又禮部の貢擧を掌りしが、居ること數日にして給事中に拜し、知樞密院事たり、明年工部侍郎參知政事を以て再び刑部侍郎に遷る、景德元年に至り、契丹我が國邊を犯し、眞宗は澶州に幸し、雍王元份は東京の留守たりしが、急病に罹りければ、公に命じ、行在所より馳せ、元份に代つて留守となれり、二年尚書左丞に遷り、三年工部尚書、同中書門下平章事、集賢殿大學士に拜し、國史を監修せり、

**文法**　代元份留守は、謂はゆる大事に任ずるなり、

是時契丹初請盟、趙德明亦納誓約、願守河西故地、二邊兵罷不用、眞宗遂欲以無事治天下、公以謂宋興三世、祖宗之法具在、故其爲相、務行故事、愼所改作、進退能否、賞罰必當、眞宗久而益信之、所言無不聽、雖他宰相大臣、有所請、必曰、王某以謂如何、事無大小、非公所言、不決、公在相位十餘年、外無夷狄之虞、兵革不用、海內富實、群工百司、各得其職、故天下至今稱爲賢宰相、

**段落**　第四大段の第四小段なり、相業を叙す、

**講説**　是の時契丹初めて和議を請ひ、叛臣趙德明も

審官院、通進銀臺封駁事となす、

**注解**　「太平興國」太宗の年號、「王禹偁」字は元之、太宗、眞宗に事へ、官知制誥に至る、「銀場」銀鑛なり、「文苑英華」書名、太宗の群臣に命じて編せしめたるもの、凡一千巻なり、「知制誥」唐の開元の初、他官を以て詔勅冊命を掌る、之を知制誥と曰ふ、「流内銓」九品官の內と云ふ義、「封駁事」詔敕の實行し難きものを封還するの職、

公爲人嚴重、能任大事、避遠權勢、不可干以私、由是眞宗益知其賢、

**段落**　第四大段の第一小段なり、平生を總叙す、

**講說**　公の人となり嚴格厚重にして、能く大事に任ず、而して其公平なるや、權力勢利を避けて之に遠ざかり、私を以て此人を左右することと出來ず、是に由つて眞宗は益す公の賢なることを知りぬ、

**文法**　公爲人の語、平生を括す、

錢若水名能知人、常稱公曰、眞宰相器也、若水爲樞密副使、罷、召對苑中、問誰可大用者、若水言公可、眞宗曰、吾固已知之矣、

**段落**　第四大段の第二小段なり、其宰相の器なるを言ふ、

**講說**　錢若水は人を知るの能力あることを以て名ありしが、平生公を稱して眞の宰相の器なりと曰へり、若水樞密副使となつて官を罷めたるとき、御苑の中に召されて謁見の際、大に任用すべき者は誰なりやとの御諮詢に對し、若水は公こそ大に用ふべしと奏しけるが、眞宗は、朕固より之を知ると宣へり、

**注解**　「若水」官、樞密院事に至る、

咸平三年、又知禮部貢擧、居數日拜給事中、知樞密院事、明年以工部侍郎參知政事、再遷刑部侍郎、景德元年、契丹犯邊、眞

縣、監潭州銀場、再遷著作佐郎、與編文苑英華、遷殿中丞、通判鄭濠二州、王禹偁薦其材、任轉運使、驛召至京師、辭不受、獻其所爲文章、得試直史館、遷右正言知制誥、知淳化三年禮部貢擧、遷虞部員外郎、同判吏部流內銓、知考課院、右諫議大夫趙昌言參知政事、公以壻避嫌、求解職、太宗嘉之、改禮部郎中集賢殿修撰、昌言罷、復知制誥、仍兼修撰判院事、召賜金紫、久之遷兵部郎中、居職、眞宗即位、拜中書舍人、數日召爲翰林學士、知審官院、通進銀臺封駁事、」

**段落**　第三大段なり、

**講說**　公は少時より學を好み、文采あり、太平興國五年、進士及第を以て大理評事となり、平江縣の知事となり、潭州の銀山を監督し、再び著作佐郎に遷り、文苑英華の編纂に與り、殿の中丞に遷り、鄭州、濠州に通判となれり、王禹偁其才能を推薦して、轉運使に任ず、宿次を以て京師に召されたれども辭して受けず、其作る所の文章を獻じて直史館に試みらるゝことを得たり、右正言知制誥に遷り、淳化三年の禮部貢擧の主任となり、虞部員外郎、同判吏部流內銓に遷り、考課院の主任となりしが、適ま右諫議大夫趙昌言、參知政事の位に在り、公は其壻なるより嫌疑を避けて解職を求めし處太宗之を嘉納あり、禮部郎中集賢殿の修撰に改めらる、昌言の官を罷むるや、復び知制誥となり、仍ほ修撰判院事を兼ね、召して金紫を賜へり、之を久しうして兵部郎中に遷り、職に居る、眞宗位に即き、中書舍人に拜せらる、數日召して翰林學士、知

無罪、故世多稱王氏有陰德、公之皇考亦自植三槐於庭、曰、吾之後世必有爲三公者、此其所以志也、』

**段落**　第二大段なり、

**講說**　臣修謹んで按ずるに、故の推誠保順同德守正翊戴功臣、開府儀同三司、守太尉、充玉淸昭應宮使、上柱國、大原郡開國公、贈太師尙書令、兼中書令、追封魏國公は諡して文正王公と曰ふ、諱は旦、字は子明、大名の莘の人なり、皇曾祖諱は言、滑州黎陽の令を勤め死後に許國公を贈らる、皇祖諱は徹、左拾遺を勤め、死後魯國公を贈らる、父君は諱を祜と曰ひ、尙書兵部侍郎を勤め、死後晉國公を贈らる、皆太師尙書令兼中書令を累贈せらる、曾祖母は姚氏にて、封號は魯國夫人祖母は田氏にて、封號秦國夫人、母は任氏にて、徐國夫人、邊氏は秦國夫人、公の父君は文章を以て漢周の際に顯はれ、太祖太宗の時までも生存して之に事へ名臣となれり、嘗て杜重威を論して漢に反することなからしめ、又盧多遜が趙普を害せんとせし謀を拒み、一家百人の生命を保證して、符彥卿の罪なきことを明かにせしことあり、故に世間は多く王氏の陰德あることを稱せり、公の父君も亦自ら三槐を庭に植ゑて曰ふ、吾が後世に必ず三公となるものあるべし、此槐は其記念となす所のものなりと、

**注解**　「推誠保順」功臣の榮號なり、「開府儀同三司」官名にして、宰相の拜する所に係る、「守太尉」守の義、韓文の注に出づ、「充玉淸昭應宮使」道教の祀事を掌るの官なり、「漢周」五代最後の二朝の名、「杜重威」漢の時歸德の節度使たりしが、朝命を拒みたるため征討せらる、「盧多遜」太宗の時宰相たり、「明符彥卿無罪」魏州の節度使符彥卿に關する蜚語あり、上に聞す、祜は魏に至り、彥卿の家僮二人の、勢を挾んで恣橫なりし罪を按じて之を處分し、歸朝の後太祖に向つて彥卿の異志なきを保せり、「百口」家屬全體を曰ふ、

公少好學有文、太平興國五年進士及第、爲大理評事、知平江

出、明日有レ詔二史館修撰歐陽修一曰、王旦墓碑未レ立、汝可二以銘一』

**段落**　第一大段の第二小段なり、敕を奉じ銘を撰ぶことを叙す、

**講說**　天子の宣ふやう、扨も汝の父旦は我が文考眞宗に事へ、其德に叶ひ其心を一にして無事に勤め終り、始めあり終りあり、誠に德の全き元老と謂ふべし汝素此の意味を以て碑を刻せよと、素は拜稽首して退出に及べり、其翌日史館修撰歐陽修に詔あつて曰く、王旦の墓未だ立たず、汝之が銘を作れと、

**注解**　「文考」父帝の尊稱なり、

**文法**　體制莊重の處を見るべし、

臣修謹按、故推誠保順同德守正翊戴功臣、開府儀同三司、守太尉充玉清昭應宮使、上柱國大原郡開國公、贈太師尚書令兼中書令、追封魏國公、謚曰二文正王公、諱旦、字子明、大名莘人也、皇曾祖諱言、滑州黎陽令、追二封許國公、皇祖諱徹、左拾遺、追二封魯國公、皇考諱祜、尚書兵部侍郎、追二封晉國公、皆累二贈太師尚書令兼中書令、曾祖妣姚氏、魯國夫人、曾妣田氏、秦國夫人、妣任氏、徐國夫人、邊氏、秦國夫人、公之皇考、以二文章一自顯二漢周之際、逮二事太祖太宗、爲二名臣、嘗諭二杜重威、使レ無レ反レ漢、拒二盧多遜害二趙普一之謀、以二百口一明二符彥卿

第九大段となす、封子を叙す、「公事寡嫂謹」より「詔配享眞宗廟庭」に至るまでを第十大段となす、逸事を叙す、「臣修曰」より篇尾に至るまでを第十一大段となす、贊頌、

至和二年、七月乙未、樞密直學士右諫議大夫王素、奏事殿中、已而泣且言曰、臣之先臣旦、相眞宗皇帝十有八年、今臣素又得待罪侍從之臣、惟是先臣之訓、其遺業餘烈、臣實無似、不能顯大、而墓碑至今無辭以刻、惟陛下哀憐、不忘先帝之臣、以假寵於王氏、而勗其子孫、

**段落**　第一大段の第一小段なり、建碑の請願を叙す、

**講説**　至和二年七月乙未の日に於て、樞密直學士右諫議大夫なる王素は職事を殿中に奏しけるが、右畢つて啼泣しつゝ言上しけるは、臣の先代旦は眞宗皇帝に宰相として御奉公せしこと十八年の久しき及びぬ、今臣素も侍從の臣として罪を待つも偏へに先代の訓誨に由る次第なり、然るに先代が後に傳へたる事業功烈に至つては、臣不肖にして之を顯はし大にすることを能はず、而して墓碑も今に至るまで刻すべき文辭あらず、惟だ陛下は哀憐を垂れ給うて先帝の用ひ給ひし臣下を忘れず、寵光を王氏に假して子孫の勵となし給はんことを祈ると、

**注解**　「至和」仁宗の年號、「待罪」失錯を覺悟にてと云ふ意、官途にあるものゝ謙辭なり、「先帝之臣」父旦のこと、「假寵」寵は天子の特權なるがゆゑに假し給はれと云ふなり、

天子曰、嗚呼惟汝父旦、事我文考眞宗、叶德一心、克終其位、有始有卒、其可謂全德元老矣、汝素以是刻於碑、素拜稽首泣而

韓氏の文と道とは萬世の共に尊ぶ所、天下の共に傳へて所藏する所(にして余の私有すべきに非ず、又珍らしきものにもあらざれど)余は此本に於て特に吾家の舊物なるを以て、尤も大切に思ふなり、

**文法** 山陽云ふ、結語は通篇の精神匯する所、是れ畫龍點睛法なり、

**總説**

此篇は支那文學史の一材料として觀るべく、宋代古文の盛衰此に因つて明かなり、

**纂評**

○沈德潛評 孟子の後、韓子其緒を繼ぐ、韓子の後、歐陽子其緒を繼ぐ、故に韓子盛に孟子を稱し、歐陽子盛に韓子を稱す、得力の自る所を忘れざるなり、今人八家の粗を得るあれば、卽ち八家の短を力攻す、吾れ其何の心なるを知らず、噫、目前に急々たらず、必ず異日に成すあり、書を讀み道を求むる、皆然らざるなし、歐公特に此篇に於て發出す、

# 太尉文正王公神道碑銘

**主意** 公が有德の元老なることを證するに在り、

**段落** 凡そ十一段より成る、篇首より「汝可以銘」に至るまでを第一大段となす、其子の敕を請ふより詔を奉じ銘を撰むことを叙す、「臣修謹案」より「此其所以志也」に至るまでを第二大段となす、本身封謚を掲げ、先世の官封を歷叙す、「公少好學」より「通進銀臺封駁事」に至るまでを第三大段となす歷仕の官爵を叙す、「公爲人嚴重」より「故天下至今稱爲賢宰相」に至るまでを第四大段となす、相業を總叙す、「公於用人」より「多公所薦者」に至るまでを第五大段となす、其賢を薦むるを叙す、「公與人寡言笑」より「官不過留後」に至るまでを第六大段となす、事機を決斷するを叙す、「公任事久」より「由是獲免者衆」に至るまでを第七大段となす、人の爲に寃を辯ずるを叙す、「公累官至太保」より「葬公於開封府開封縣新里鄕大邊村」に至るまでを第八大段となす、疾を引き休を乞ひ及び卒葬日期を叙す、「公娶趙氏」より「諸孫十四人」に至るまでを

干勢利之用哉、亦志乎久而已矣、故予之仕、於進不爲喜、退不爲懼者、蓋其志先定而所學者宜然也』

段落　第四大段の第二小段なり、

講說　予が始めて韓文を得たるは、其世に埋れ人に棄てられつゝありし時に當り、予は無論韓文が時の流行を追つて勢利を取るに足らざるを知れり、斯かる次第なるに就いて之を學びしとすれば、則ち予の爲す所のものは豈に名利を急ぎ勢利を求むる爲の手段ならんや、亦韓公其人の如くに久遠に志すに外ならず、故に予は仕官に於て進むも喜となさず、退くも懼れとなさゞる者は、但し己れの志す所先づ確定して學ぶ所よりするも宜しく此くあるべければなり、

文法　文字の久遠より進んで本領に入る、是れ推開法なり、

集本出於蜀、文字刻畫、頗精於今世俗本、而脫繆猶多、凡三十年間、聞人有善本者、必求而改正之、其最後卷缺不足、今不復補者、重增其故也、予家藏書萬卷、獨昌黎先生集爲舊物也、嗚呼韓氏之文之道、萬世所共尊、天下所共傳而有也、予於此本、特以其舊物而尤惜之』

段落　第五大段なり、

講說　此集は本と蜀より出でたるが、文字の雕刻は今日の俗本よりも精良なり、然れども誤謬は猶ほ多かりき、因つて凡そ三十年の間、善本を所持する人ありと聞けば必らず求めて改正せり、其最後の卷は缺本なれども今更之を補はざるは、其原本より增さんことを如何と思へばなり、余の家は書を藏すること萬卷に及べども獨り昌黎先生の集は舊物なり、扨も

に在り、遂に相與に古文を作れり、因つて己が藏せし韓昌黎集を出して破損の箇所を繕ひ、他人の所にある古本を求め、之と照し合せて字句の異同を定めたり、其後天下の學者も亦次第に古文に赴きて、韓文は遂に世に流行し、今に及ぶまで蓋し三十餘年なり、學者は韓文に非れば學ばず、盛なりと謂ふべし、

**注解** 「官於洛陽」西京留推官に補せられしこと、宋は汴に都し、洛陽を稱して西京となす、

嗚呼道固有行於遠而止於近、有忽於往而貴於今者、非惟世俗好惡之使然、亦其理有當然者、昔孔孟惶惶於一時而師法於千萬世、韓氏之文沒而不見者二百年、而後大施於今、此又非特好惡之所上下、蓋其久而愈明、不可磨滅、雖蔽於暫而終耀於無窮者、其道當然也、

**段落** 第四大段の第一小段なり、

**講說** 扨も道は固より遠き時代に行はれて近きに止まることあり、往時に忽にせられて現時に貴ばるゝ者あり、是は惟だ世俗の好き嫌ひに因つて斯くなるのみに非ず、亦其理の然るべきものあるなり、昔し孔孟は一時うろうろとして其所を得ざりしかども、千萬世に師法となれり、韓氏の文は堙沒して世に見はれざりしこと二百年にも及び、然る後大に今に施す、此れ又特に好惡の上下する所に非ず、蓋し其久しうして愈よ明かにして磨滅すべからず、暫時に蔽はると雖も、終に無窮に輝くものは、其道當に然るべし、

**注解** 「惶々」皇々に同じ、

予之始得於韓也、當其沈沒棄廢之時、予固知其不足以追時好而取勢利、於是就而學之則予之所爲者、豈所以急名利而

暇學、徒時々獨念于予心、以謂方從進士、干祿以養親、苟得祿矣、當盡力於斯文、以償其素志、

段落　第二大段なり、

講説　是の時天下の學者は如何にと視れば、楊劉二氏の作は、號して時文とせられ、其堪能なるものは進士の及第を得、名聲を擅にして當世に榮譽を誇る者のみにて、未だ韓文を言ふものあらざりき、予も亦丁度進士に擧げられ、禮部の受驗に必要なる詩賦を專習し、年十七の時、州にて試驗せられたれども、有司に退けられぬ、因つて所藏の韓文を取つて復び之を閱するや、喟然として歎じて曰く、學者は當に是に至つて止むべきのみと、因つて何故に時人は韓文を持囃さゞるかと怪みしものゝ、自身を顧みるに、我さへ未だ學ぶに暇あらず、時々獨り己が心に記憶を想ひ起すのみ、考ふらく、今は進士の業を事とし、俸祿を得ることを求めて親を養ふ最中なれば是非なけれども、苟も祿を得ば、當に力を斯の文に盡して平素の志願を償ふべしと、

注解　「楊劉」宋初楊億、劉筠の二人、聲律の體を襲ひ、一時の文柄を操り、號して時文となす、

文法　學者當至于是而止耳の一句、是れ韓歐合拍の處、

後七年、擧進士及第、官於洛陽、而尹師魯之徒皆在、遂相與作爲古文、因出所藏昌黎集而補綴之、求人家所有舊本而校定之、其後天下學者亦漸趨於古、而韓文遂行於世、至於今蓋三十餘年矣、學者非韓不學也、可謂盛矣、

段落　第三大段なり、

講説　後七年を過ぎて予は進士に擧げられ、及第の結果、洛陽にて官途に就けり、而して尹師魯の徒皆此

吾家又貧、無藏書、州南有大姓李氏者、其子堯輔頗好學、予爲兒童時多遊其家、見其敝筐貯故書在壁間、發而視之、得唐昌黎先生文集六卷、脱略顚倒無次序、因乞李氏以歸、讀之、見其言深厚而雄博、然予猶少未能悉究其義、徒見其浩然無涯若可愛、

**段落**　第一大段なり、

**講説**　予少かりし時漢東に住居せしが、漢東は片田舍にて學者なく、吾が家は又貧しくして藏書なく、(學問の便宜あらざりしが)州の南に李氏と云へる大家あり、其子の堯輔は頗る學を好めり、予の童兒にてありし折、屢ば其家に遊びしに、或時古本を容れたる敝れ箱が壁の間に在るを認め、開き見たる處、唐の昌黎先生文集六卷を得たり、然るに脱帳あり顚倒あつて順序なかりしかば、其儘李氏に乞うて歸り、之を讀んで其言ふ所の意義深厚にして文辭雄博なるに心附きたれども、予が猶ほ年若なりしため、一々其道理を究むること能はず、徒らに其ひろびろとして限界なく、愛すべきやうに思はれしのみ、

**注解**　「漢東」湖北の隨州、

是時天下學者楊劉之作、號爲時文、能者取科第、擅名聲、以誇榮當世、未嘗有道韓文者、予亦方擧進士、以禮部詩賦爲事、年十有七、試於州、爲有司所黜、因取所藏韓氏之文復閲之、則喟然歎曰、學者當至于是而止耳、因怪時人之不道、而顧己亦未

靈暴矣哉、』

**段落**　第四大段なり、

**講說**　蓋し聞く所に依れば、天地間に在る陰陽の氣は、怒るとき衝突して風霆となり、兩者が甚だしく調和を缺くときは凝つて雹となると、方今歲の時候は且つ久しく旱魃にして、陰氣は潛みて興らず、壯陽のみ專ら働き、剛に偏し燥に失する時なれば、自然陰陽の不調和より凝結して雹となりしものと疑はる、何と丁度民の自然災ひをなせしと出會ひたるものか、若し然らずして喑嗚叱咤し、風を走らし霆をして擊たしめたりとすれば、侯の威靈も何と暴なることかな、（然樣なる道理は萬々之れなし）

**注解**　「喑嗚叱咤」喑嗚は怒氣胸に塞かつて言ふ能はざるなり、叱咤は怒聲、

一　總　說

事の、文と共に傳ふるに足らず、

纂　評

○唐荊川評　文三百字に過ぎずして十餘轉摺、愈よ出でゝ愈よ奇、文の最も妙なるものなり、

○沈德潛評　辨折鋒快、眞に乃ち武事に比す、此の如くならざれば、以て愚民の惑を破るに足らず、

# 記舊本韓文後

**解題**　韓文とは唐の韓退之の文集なり、

**主意**　自家の舊物なるが故に愛惜すべしと云ふに在り、

**段落**　凡そ五大段となす、篇首より「若可愛」に至るまでを第一大段となす、漢文を得たることを敍す、「是時天下學者」より「以償其素志」に至るまでを第二大段となす、韓文を學ばんとするの志定まりたることを敍す、「後七年」より「可謂盛矣」に至るまでを第三大段とす、漢文の流行を敍す、「嗚呼道固有行於遠而止於近」より「而所學者宜然也」に至るまでを第四大段となす、韓文の久しうして愈よ明なることを以て自ら期するを言ふ、「集本出於蜀」より篇尾に至るまでを第五大段となす、特に舊本に就いて言ふ、

予少家漢東、漢東僻陋無學者、

に出す次第なり、されば死後神となつても聰明正直にして、靈驗あるべき筈なり、

**注解** 「參乘」乘車の方、尊者左に居り、御者中に居り、參乘者右に居り、以て傾倒に備ふ、「沛公事危」鴻門の會を指す、「足有過人者」有足過人者の誤なるべし、

**文法** 聰明正直遺靈等の字、後を起す、

然當盜之傳及腹中、獨不能保其心腹腎腸哉、而反貽怒於無罪之民、以騁其恣睢、何哉、豈生能萬人敵、而死不能庇一躬邪、豈其靈不神於禦盜、而反神於平民、以駭其耳目邪、風霆雨雹、天之所以震耀威罰有司者、而侯又得以濫用之邪、

**段落** 第三大段なり、

**講說** 然れども猥藉者が像の腹中に及を刺込みし時に方り、己が心腹腎腸をも保つこと出來ざりしか、然るに反つて怒りを無罪の人民に持行きて、其亂暴を逞しうすとは何事ぞや、何と生きて居る間は能く萬人に敵したれども、死しては己が一つの身體をも庇ふこと能はざるか、何と其靈は猥藉者を防ぐには靈驗なく、而も反つて平民には靈驗あつて其耳目を駭かすか、風霆雨雹の變は天が有司を脅し罰する爲なるに、侯は又之をも勝手氣儘に使用するを得るか、

**注解** 「傳」挿なり、「恣睢」怒視なり、橫暴なり、

**文法** 此段は詰辯に入り、逐層撲擊、筆鋒快利、

蓋聞陰陽之氣、怒則薄而爲風霆、其不和之甚者、凝結而爲雹、方今歲且久旱、伏陰不興、壯陽剛燥、疑有不和而凝結者、豈其適會民之自災也邪、不然則喑嗚叱咤、使風馳霆擊、則侯之威

舞陽、剖符、傳封、與漢長久、禮所謂有功德於民、則祀之者歟』

段落　第二大段の第一小段なり、樊侯の祭らるべき功德あるを言ふ、

講說　余は思ふ、樊侯は元來狗殺を業とせし人なるが、軍功を立てゝ沛公劉邦を佐け、皇帝とならしむるに至り、其賞として位は諸侯となり、領地は舞陽を所有し、受領の符を剖き、封土を傳へて、漢の天下と共に長久なりき、是れ禮に謂はゆる民に功德あれば之を祀ると云へるものにやあらん、

注解　「符」封土を與へたることを證する割印にして一半は朝廷に留め、一半は受領者に付す、「禮」禮記の祭法篇、

舞陽距鄭既不遠、又漢楚常苦戰滎陽京索間、亦侯平生提戈斬級、所立功處、故廟而食之、宜矣』

段落　第二大段の第二小段なり、廟の處宜しきを得たるを言ふ、

講說　舞陽は鄭の地を離るゝこと遠からざるが上に、昔し漢楚は常に滎陽京索間に苦戰せし其場處なると同時に、侯が平生戈を提げて首級を斬り功を立てたる處なれば、此に廟を立てゝ、侯の靈魂を祭らるゝは適當の事なり、

方侯之參乘沛公、事危鴻門、振目一顧、使羽失氣、其勇力足有過人者、故後世言雄武、稱樊將軍、宜其聰明正直有遺靈矣』

段落　第二大段の第三小段なり、遺靈あるべきを言ふ、

講說　侯が沛公の參乘として同車せし時に方り、事の行懸り甚だ鴻門に危かりしに、侯が目を張つて一たび顧みし時は、流石暴惡なる項羽も、爲に氣を失ひ膽を冷せり、卽ち其勇力は人に過ぎたる程のものあり、故に後世雄武の話出づれば必ず樊將軍を引合ひ

記を作るの意、德勝の戰、己れ奇を用ひて勝を取るの見と相合するに因り、之を借りて發揮す、精采倍す加はる、是を神來の候となす、

## 樊侯廟災記

**解題**　樊侯とは、漢の勇將樊噲なり、噲は舞陽侯に封ぜられたるが故に侯と曰ふ、後世祠を建て丶祭られしに、或時其神像に暴行をなせし者あり、而して適ま天變あり、此文は其始末を記せし者なるが、其實議論文にして、變體と謂はざるを得ず、是れ動機に因つて然るなり、

**動機**　愚民の惑を解くに在り、

**主意**　天變は神靈の怒に出でたるに非ずと云ふに在り、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「侯怒而爲之也」に至るまでを第一大段となす、事實を記す、「余謂樊侯本以屠狗立軍功」より「有遺靈矣」に至るまでを第二大段となす、人として武あり、神として靈あるを曰ふ、「然當盜之傳及腹中」より「又得以濫用之邪」に至るまでを第三大段となす、疑惑を敍す、「蓋聞陰陽之氣」より篇尾に至るまでを第四大段となす、想像を敍す、

鄭之盜有入樊侯廟、刳神象之腹者、既而大風雨雹、近鄭之田、麥苗皆死、人咸駭曰、侯怒而爲之也、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　鄭の狼藉者あつて樊侯の廟に入り、神像の腹を剜れり、軈て大風吹き起りて雹を降らしければ、鄭に近き所の田地は、其麥の苗皆枯れ死せり、人皆駭いて曰ひけるは、此災ひは侯が狼藉者の所行を怒つて之を爲したるなりと、

余謂樊侯本以屠狗立軍功、佐沛公至成皇帝、位爲列侯、邑食

一滯筆なし、

畫已百餘年矣、完之復可百年、然公之不泯者、不繫乎畫之存不存也、而予尤區區如此者、蓋其希慕之至焉耳、讀其書、尙想乎其人、況得拜其像識其面目、不忍見其壞也、畫既完、因書予所得者于後、而歸其人使藏之、

**段落**　第五大段の第二小段なり、畫像を保全する所以を言ふ、

**講說**　畫は已に百年を經たり、之を完うせし以上、復た百年ばかりは保たるべし、然れども公の泯ぶると泯びざるとは畫の存亡に因らず、(別に獨立不朽なるものあり)然るに余が尤も區々として心に懸る此の如きは、蓋し我が彥章を慕ふ心が絕頂に達せし故に外ならず、凡そ其人の著はせし書を讀むときは、其人は斯くやあらんと、人をして想像せしむるものなり、況や其像を拜して其容貌を識るを得るに於ては、益す慕はざるを得ず、從つて其畫像の破損を見るに忍びざるなり、畫の手入も已に完了せしかば、因つて余の得たる逸事を後に書き加へ、之を持主に歸して收藏せしむ、

**文法**　末段は謂はゆる迂餘の筆にして、此公の獨擅なり、

## 總說

此れ韓退之の張中丞傳後序、柳子厚の段太尉逸事狀と、鼎峙すべきものなり、而して風韵より言へば、此文最も勝る、

## 纂評

○茅鹿門評　敍事を以て議論を行ふ、其感慨の處情多し、

○沈德潛評　唐荊川云ふ、文凡そ五段、一段是れ總べて其畧を敍し、二段是れ其能く節を全うするを言ふ、三段是れ其事を辨じ、四段是れ其善く奇を出だすを言ひ、五段は是れ寺中畫像の事、通篇、忠節善戰を以て兩項に分つ、然れども痕迹を見ず、

る處にあらず、因つて公の傳を讀む毎に、其人を想見せずんばあらず、

**文法**　及讀公家傳に至り、復た彥章に入る、是れ文章の續法なり、然以下又斷、每讀其傳は又續、

後二年、予復來通判州事、歲之正月、過俗所謂鐵槍寺者、又得公畫象而拜焉、歲久磨滅、隱隱可見、亟命工完理之、而不敢有加焉、懼失其眞也、公尤善用槍、當時號王鐵槍、公死已百年、至今俗猶以名其寺、童兒牧豎、皆知王鐵槍之爲良將也、一槍之勇、同時豈無、而公獨不朽者、豈其忠義之節使然歟。

**段落**　第五大段の第一小段なり、王鐵槍の名より其忠義を贊す、

**講說**　後二年、予は復び州の通判となり、歲の正月に俗に鐵槍寺と稱する寺を過ぎ、又公の畫像を得て之に拜せり、然るに年月已に久しきため磨滅に及び、僅かに認むることを得、速かに職工に命じ修復に及びしが、原形には手を入れざりき、是れ其眞面目を失はんことを恐れたるが故なり、公は尤も善く槍を使ひ、當時王鐵槍と呼ばれぬ、公死せしより最早百年にもなれるが、今日に至るまでも世俗は猶ほ此を以て寺の名となし、童兒や牛飼に至るまで何れも王鐵槍が良將なりしことを知るなり、一本の槍を使ふ良將の如きは、世間何とて之れなからん、然るに公一人に限り其名の不朽なるは、何と其忠義の節の然らしむるにてはなきか、

**注解**　「通判」書記官長の如き官なり、「隱々」かすかなり、

**文法**　此段畫像の事に及ぶ、卽ち本題に入りしなり、而して畫像は鐵槍寺に得たるが故に、其寺名なる鐵槍の來由を敍して彥章の勇を掲げ「一槍之勇」を以て之を脫却し、其忠義を掲ぐ、行文手に觸れ情を生じ、

取勝之議、而歎邊將屢失其機、時人聞予說者、或笑以爲狂、或忽若不聞、雖予亦惑不能自信、

**段落**　第四大段の第二小段なり、己れの意見が彥章と符合する者あることを言ふ、

**講說**　今國家泰平にして、兵を罷むること四十年なりしに、一朝元昊叛亂を企て、軍を敗り將を殺し、已に四五年も引續きながら、攻むるか守るかと云へる作戰計畫すらも未だ決せず、余は嘗て己れ獨り奇を用ひ勝を取るの意見を持し、國疆の將が屢ば機を失ふことを歎せり、然るに世人の予が說を聞くもの、或は笑つて狂となし、或は輕忽に付して聞かざるが如し、予自身と雖も亦惑うて自ら確信する能はず、

**注解**　「元昊」元昊帝と稱し、國號を夏と曰ひ、慶歷の初、屢ば入寇す、

**文法**　彥章の事、此に至つて忽ち遮斷せらる、是を文章の斷法と曰ふ、○梅亭云ふ、上の德勝の戰ひより抽出別叙、忽ち時事に按入し、以て相映發す、淋漓感嘆、本題に在つて借托たり、作者に在つて本意たり、

及讀公家傳、至於德勝之捷、乃知古之名將必出於奇、然後能勝、然非審於爲計者、不能出奇、奇在速、速在果、此天下偉男子之所爲、非拘牽常等之士可到也、每讀其傳、未嘗不想見其人、

**段落**　第四大段の第三小段なり、奇を出すに因つて彥章を贊す、

**講說**　然るに公の家傳を讀むに及び、德勝の戰ひを記せし處に至り、始めて昔の名將は必ず奇道に出でたればこそ能く勝を得たる事を知れり、奇と曰へば別に難事とも思はれざらんが、計を爲す點に於て明白なる人に非ざれば、決して奇を出す能はず、奇は速なるに在り、速なるは果斷に在り、此れ天下偉男子の爲す所にして、普通の計算に拘泥するもの丶能く到

れたりと、又言へるは、公に五人の子あり、其二は公と同じく節義に死せりと、以上は皆舊來の歴史に之れなし、又言ふ、公は滑に在りけるが、讒言を以て自ら京師に歸れり、然るに舊史には之を召すとあり、是の時梁兵は盡く段凝に屬し、京師に在りたる羸弱の兵は數千に滿たず、公は近衞五百人を率ゐて鄆州に之きしかども、兵の寡きため中都にて敗れたり、然るに史に五千を率ゐて往くとあるも亦皆是に非ず、

**注解**　「敬翔」梁の宰相、「末帝」太祖の第三子、諱は友貞、「段凝」梁の將にして、後に唐に降る、「保鑾」鑾輿の兵、

**文法**　記德勝之戰尤詳の一句は後の叙論を孕む、

公之攻德勝也、初受命於帝前、期以三日破敵、梁之將相聞者皆竊笑、及破南城、果三日、是時莊宗在魏、聞公復用、料公必速攻、自魏馳馬來救、已不及矣、莊宗之善料、公之善出奇、何其神哉、

**段落**　第四大段の第一小段なり、公の善く戰に臨んで奇を出すを叙す、

**講說**　公の德勝を攻めし時は、初め征討の命を梁帝の御前に受け、三日を限つて敵を破るべしと奏しけるが、梁の諸將中之を聞きしものは皆竊かに之を笑へり、然るに南城を破るに及び、果して三日なりき、是の時敵國なる唐の莊宗は魏に在りしが、公が再び梁にて任用せられしと聞き、速かに攻め來らんことは必定なりと豫測せしかば、魏より馬を走らせ、來つて南城を救はんとせしかども、落城の後にて間に合はざりき、莊宗の善く料りたると、公の奇を出せしとは、何ぞ神妙なるや、

**文法**　德勝は前に應ず、

今國家罷兵四十年、一旦元昊反、敗軍殺將、連四五年、而攻守之計、至今未決、予嘗獨持用奇

**段落**　第二大段の第二小段なり、主を擧ぐ、

**講說**　公は本來武人にして學問なく、書を知らず、從つて其語は質朴なり、平生常に人に謂ひけるは、豹は死して皮を留め、人は死して名を留むと、蓋し公の義勇忠臣は天性に出で、此の如くなりしなり、予歐陽修は、五代の事を記せる書に於て竊かに善なるものを善とし惡なるものを惡とするの志あり、公の傳記に至つては初めより感憤して歎息せざることあらず、然るに惜むべきことには、舊來の歷史は殘缺省略にして、公の事實を完全に盡す能はず、

**注解**　「質」木地の儘なること、文飾なきなり、

**文法**　舊史殘略の一句は下半篇の文字を生出す、

康定元年、予以節度判官來此、求於滑人、得公之孫睿所錄家傳、頗多於舊史、其記德勝之戰甚詳、又言敬翔怒末帝不肯用公、欲自經於帝前、公因用笏畫山川、爲御史彈而見廢、又言公五子、其二同公死節、此皆舊史無之、又云、公在滑以讒自歸於京師、而史云召之、是時梁兵盡屬段凝、京師羸兵、不滿數千、公得保鑾五百人之鄆州、以力寡敗於中都、而史云將五千以往者、亦皆非也、」

**段落**　第三大段なり、

**講說**　康定元年に予は節度判官の職を以て此に來り滑の人に求めて、公の孫なる睿の錄したる家傳を得たる處、其事實は頗る舊史より多く、就中德勝の戰を記すること尤も詳かなり、其外に言へるは、敬翔は末帝の肯て公を用ひざるを怒り、帝の御前にて自ら縊れんと欲せり、公は因つて笏を以て山川を畫き、戰地の形勢を奏せしが、御史の爲に彈劾せられて罷めら

其志は成らざりきとは云へ、結局忠義の爲に死せしが、公が已に死したる後、梁も亦亡びぬ、悲しいかな、

**注解**　「乾化」梁の太祖の年號、「莊宗」五代後唐の主、諱存勗、本姓は朱邪氏、沙陀の人、李姓を冒す、「卒死以忠」中都の敗、彦章傷重く、馬踣れて擒にせらる、莊宗之を活かさんと欲す、謝して曰く、臣、梁の恩を受く、死に非ざれば報ずる能はずと、又明宗をして往いて諭さしむ、曰く、我れ豈に苟くも活するものならんやと、遂に殺さる、

**文法**　智勇忠の三字を以て一篇の眼目とし、以下錯綜して分應す、〇卒死以忠は、卽ち前に謂はゆる以身死國、〇公既死而梁亦亡矣の句、既の字、而の字、亦の字、皆彦章の生死が梁の興亡に繫る所以を示すに足る、一の矣の字、嗚咽の聲あり、

五代終始纔五十年、而更十有三君、五易國而八姓、士之不幸而出乎其時、能不汙其身、得全其節者鮮矣、』

**段落**　第二大段の第一小段なり、客を引く、

**講說**　五代は始めより終りに至るまで纔かに五十年に過ぎざるに、其間十三君を更歷し、五たび國號を易へて、君主は八姓に及ぶ、斯く興亡の頻繁なる世なれば、士の不幸にも其時に出でたるものは、能く己が身を汚すことなく、其節操を全うするを得たるもの少かりしなり、

**注解**　「五十年」梁の開平元年より後周の恭帝建隆元年に至るまで、凡そ五十四年なり、「十有三君」五國八姓」後梁は一姓二君、後唐は三姓四君、後晋は一姓二君、後漢は一姓二君、後周は二姓三君、

公本武人、不知書、其語質、平生嘗謂人曰、豹死留皮、人死留名、蓋其義勇忠信出於天性、而然、予於五代書、竊有善善惡惡之志、至於公傳、未嘗不感憤歎息、惜乎舊史殘略、不能備公之事、』

壽張人也、事梁爲宣義軍節度使、以身死國、葬於鄭州之管城、晉天福二年、始贈太師、

**段落**　第一大段の第一小段なり、里爵卒贈を掲ぐ、

**講説**　太師王公は諱を彥章と曰ひ、字は子明、鄆州の壽張の人なり、梁朝に仕へて宣義軍の節度使となり、其身をば國の爲に殺せり、遺骸は之を鄭州の管城に葬り、晉の天福二年始めて之に太師の位を贈れり、

**注解**　「晉」後晉の石敬塘、汴州に都す、是の年天福二年なり、

**文法**　以身死國の四字は一篇の骨子、

公在梁以智勇聞、晉之爭數百戰、其爲勇將多矣、而晉人獨畏彥章、自乾化後、常與晉戰、屢困莊宗於河上、及梁末年、小人趙巖等用事、梁之大臣老將、多以讒不見信、皆怒而有怠心、而梁亦盡失河北、事勢已去、諸將多懷顧望、獨公奮然自必、不少屈懈、志雖不就、卒死以忠、公既死而梁亦亡矣、悲夫、

**段落**　第一大段の第二小段なり、履歷を撮敍す、

**講説**　公は梁に在つて智勇の聞えあり、梁と晉と、爭ひは數百戰に及び、其間には勇將と謂はれし人も多かりき、而して敵國なる晉人は、獨り彥章をぞ畏れける、乾化の後より常に晉と戰ひ、屢ば河上に於て梁の君なる莊宗を辛き目に逢はせたり、梁の末年に及び、小人趙巖等政治を擅にし、梁の大臣老將は、多く彼等の讒言の爲に信任せられず、皆怒つて心も怠り勝となり、斯くて梁も亦盡く其領有せし河北の地を失ひ、事の成行は已に過ぎて恢復の見込なく、諸將も多く旗色を見て態度曖昧なりし處、獨り公は奮然として、是非とも志を達せんと少しも屈し弛むことなく、

總說

景を叙するは中段に若くはなく、情を寫すは末段に若くはなし、其格法の奇なる點は、高梅亭之を盡す、

纂評

○商侯評　坡公淩虛臺記は、盛に由つて逆め其衰を料り、歐公東園記、與に因つて其廢を追憶す、俯仰の間、同一感慨にして文字變化、意到り景新なり、奇絕と謂ふべし、

○高梅亭評　首段眞州東園を點出し、末段、記の字に歸到す、中二段、子春の口中に就き圖畫內の景物及び記を須ふる所以の故を指點し、實を虛に寓し、虛處皆實、別に一種の章法を開く、

○沈德潛評　韓公新修滕王閣記、絕えて景を著けず、一は則ち已れ未だ遊ぶに及ばず、一は則ち前人の賦記序中に備見するなり、此れ圖畫中に於て已に嘗て景を寫す、然れども只だ子春の語に就いて物象を指點す、故に面目各異にして神理自ら合ふ、是を善く前人を學ぶと謂ふ、

# 王彦章畫像記

**解題**　王彦章は、五代の時の梁に仕へたる忠勇の將なり、

**動機**　王彦章の德勝の戰に於ける奇謀に因つて、己が元昊の亂に進めたる良策の用ひられざりし事を慰むるに在り、

**主意**　逸事を表出するに在り、

**段落**　凡そ五大段となす、篇首より「而梁亦亡矣悲夫」に至るまでを第一大段となす、一生の大略を叙す、「五代始終纔五十年」より「不能備公之事」に至るまでを第二大段となす、其節を全うせしことを叙す、「康定元年」より「而史云將五千以往者亦皆非也」に至るまでを第三大段となす、逸事を叙す、「公之攻德勝也」より「未嘗不想見其人」に至るまでを第四大段となす、其能く戰爭に奇を出すを言ふ、「後二年」より篇尾に至るまでを第五大段となす、寺中畫像の事を叙す、

太師王公諱彦章、字子明、鄆州

士、無日而不來、而吾三人者、有時而皆去也、豈不眷眷於是哉、不爲之記、則後孰知其自吾三人者始也』

**段落**　第三大段なり、

**講説**　子春又曰く、此の眞州は天下の中心にして、四方の賓客の往來する處なるが、吾れ其往來する者と此園にて遊び樂む、何とて獨り吾が三人に私して專有するものならんや、然り而して池や臺は日に益す新に、草や樹木は日に益す茂り、四方の士の來らぬ日とてはなし、然るに吾が三人の者は、或る時機に到れば皆去らねばならぬ次第なり、されば何と是の園に眷々と心殘りせざらんや、若し之が記文を作らざれば、後に至り孰か此園が吾が三人の者より始まりしことを知らうぞやと、

**文法**　而吾三人者有時而皆去也の一句を着けて、文始めて情あり、

予以謂三君子之材、賢足以相濟、而又協於其職、知所後先、使上下給足、而東南六路之人、無辛苦愁怨之聲、然後休其餘閒、又與四方之賢士大夫共樂於此、是皆可嘉也、乃爲之書』

**段落**　第四大段なり、

**講説**　予思ふに、三君子の人物は其賢なること何れも事の成功を得るに足るが上に、三君子は其職務の點に一致し、州政上何事を先にし何事を後にすべきかを辨知し、先づ上下兩つながら缺乏することなからしめ、而して東南六路の人民は之が爲に辛苦愁怨の聲なく、然る後其餘の手すきなる時のみに休息をなし、又四方の賢士大夫と此に樂むことは、是れ皆嘉すべき次第なり、因つて之が爲に記す、

**注解**　「協」合ふなり、「六路」江南、淮南、浙東、浙西、荆、湖南北なり、

**文法**　鹿門云ふ、此の如く結束、方に是なりと、

奥深く閑靜なる趣は遠き音響に反應して淸風を生ずるは今日の景なるが、此れは以前頽れたる垣、半分埋れたる堀、又は荒れたる空地の處なり、好き季節や祝日などに、州人の男女ども唱歌しつゝ管絃を奏するは今日の景なるが、此れは以前は風雨晦冥にして鼪鼯など鳴き居たる處なり、斯く昔と變りたる土地と爲したるに於ては、吾輩實際與つて力ありしなり、

**注解**　「芙蕖」蓮なり、「芰荷」芰は菱、荷は亦た蓮「芷」香草、「的歷」ちらちら輝く貌、「佳花美木」佳美の花木、「甍」屋棟、「桷」榱、「鼪鼯」いたち、「嗥」なく、

**文法**　古今の變を叙するに逆筆を用ひたる處、自ら凡ならず、

凡圖之所レ載、蓋其一二之略也、若乃升二於高一、以望二江山之遠近一、嬉二於水一、而逐二魚鳥之浮沈一、其物象意趣、登臨之樂、覽者各自得焉、凡工之所レ不レ能レ畫者、吾亦不レ能レ言也、其爲レ我書二其大概一焉』、

**段落**　第二大段の第三小段なり、園の眞情景に至つては言語圖畫の寫す能はざる所なるを言ふ、

**講説**　凡そ圖に載せたる所は、蓋し其一二の大概なり、若し高き處に登つて江山の遠近を望み、水上に樂んで魚鳥の浮沈を見盡すが如き、其景致と云ひ、意趣と云ひ、登臨の樂と云ひ、覽るもの各自得する所にして、畫にもかけず、凡そ畫工の畫く能はざることは吾れと雖も亦言ふこと出來ず、兎も角我が爲に園の大概を記し給はれと、

**注解**　「一二之略」圖内には止だ有る所の形を畫くを得、形中變動の趣と、無形の形、香味、陰暗光影、風聲の類の如きを畫く能はず、故に一二の略と曰ふ、

又曰、眞、天下之衝也、四方之賓客往來者、吾與レ之共樂二于此一、豈獨私二吾三人一者哉、然而池臺日益以新、草樹日益以茂、四方之

日、園之廣百畝、而流水横其前、清池浸其右、高臺起其北、臺吾望以拂雲之亭、池吾俯以澄虚之閣、水吾泛以畫舫之舟、敞其中、以爲清讌之堂、闢其後、以爲射賓之圃、

**段落**　第二大段の第一小段なり、園の大勢を記す、

**講說**　此歳の秋八月に、三人の中の許子春は其職務用にて京都に赴きけるが、其時謂はゆる東園を圖面に認め、予の家に來り、之を示し說明するやう、園の廣さは百歩にして、前には一條の流水横に連なり、右には清池あつて之を浸し、北には高臺の高く立てるあり、臺は吾れ拂雲の亭を設けて眺望に供し、池は澄虚の閣を築いて之を見おろし、水は畫舫の舟を泛べて之に遊ぶ、又園の中央をば廣く明けて宴會堂となし、園の後部を切り開きて大弓場となせりと、

芙蕖芰荷之的歷、幽蘭白芷之芬芳、與夫佳花美木、列植而交陰、此前日之蒼煙白露而荆棘也、高甍巨桷、水光日景、動搖而下上、其寬閑深靚、可以答遠響而生清風、此前日之頹垣斷塹而荒墟也、嘉時令節、州人士女、嘯歌而管絃、此前日之晦冥風雨鼪鼯鳥獸之嘷音也、吾於是信有力焉、

**段落**　第二大段の第二小段なり、園の今昔を較敍す、

**講說**　蓮の花、菱の花の白く鮮かなる、幽蘭、白芷等の匂ひ香しきと、夫の見事なる花木が植ゑ並びて木の蔭を交ふるは今日の景なるが、此れは以前は蒼き烟のたなびき、白露を含みし荊棘の叢りし處なり、高き甍や大なる桷が水光日影と相映じ上下に動搖し、

# 眞州東園記

**解題**　眞州は揚州の儀眞縣なり、揚州は古より園亭を以て勝り、杭州の湖山、蘇州の城市と、鼎足を成す、

**主意**　園は施許馬の三氏より始まれりと云ふに在り、

**段落**　四大段より成る、篇首より「而日往遊焉」に至るまでを第一大段となす、三人が園を作りたることを叙す、「歳秋八月」より「其爲我書其大概焉」に至るまでを第二大段となす、園の景色を記す、「又曰」より「則後孰知其自吾三人者始也」に至るまでを第三大段となす、記文を要する所以を叙す、「予以謂三君子之材賢足以相濟」より篇尾に至るまでを第四大段となす、記すべき價値あることを言ふ、

眞爲州當東南之水會、故爲江淮兩淛荊湖發運使之治所、龍圖閣直學士施君正臣、侍御史許君子春之爲使也、得監察御史裏行馬君仲塗、爲其判官、三人者、樂其相得之懽、而因其暇日、得州之監軍廢營、以作東園、而日往遊焉、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　眞は東南の河川交叉點に當れる州なるが故に江淮兩淛荊湖發運使の役所の在る所なり、龍圖閣直學士施君正臣、侍御史許君子春が發運使となるや、監察御史裏行の馬君仲塗を得て役所の判官となせしが、此三人は互に仲好き事を以て樂みとし、其公事の暇ありし折、州の監軍の營所の目下廢れつゝあるを手に入れ、此に東園を作り、日々往いて遊びけり、

**注解**　「水會」諸水路の集中地なり、「兩淛」淛は浙に同じ、「判官」屬官のこと、

歳秋八月、子春以其職事走京師、圖其所謂東園者、來以示予

木雲煙之杳靄、出沒於空曠有無之間、而可以備詩人之登高寫離騷之極目者、宜其覽者自得之、至於亭屢廢興、或自有記、或不必究其詳者、皆不復道也、

**段落**　第四大段なり、

**讀方**　其左右山川の勝勢と、夫の草木雲煙の杳靄、空曠有無の間に出沒して、以て詩人の登高に備へ、離騷の極目を寫すべき者との若き、宜しく其覽者之を自得すべし、亭屢ば廢興するに至つては、或は自ら記あり、或は必ず其詳を究めざるもの、皆復た道はざるなり、

**講說**　此地の左右に見ゆる山川の勝れたる有樣と、夫の草木、雲煙などの、遠くかすみ、廣々として、有るか無きかと思はるゝ眼界中に出沒し、詩人の高きに登つて句を咏ずる資料を供し、離騷的悲觀者が其遠望の情感を寫すの對象たる風景の如きは、遊覽者の自ら認識するに若くはなし、又亭の屢ば廢興せし始末に至つても、或は別に記錄したる者あれば新たに記するに及ばず、或は記文なくとも、其詳細を研究する必要なきことは更に言はざるなり、

**注解**　「勝勢」形勝形勢、「空曠」見通して際りなきこと、「離騷」屈原の著せし所、此にては屈原流の人世悲觀者を謂ふ、

**文法**　終りに亦景色を以て之を結び、起處と相應ず、

**總說**

此れ變體と雖も、其韵致に至つては有美堂記に減せず、

**纂評**

○高梅亭評　元凱は陪賓、叔子は正賓、光祿は主たり、蓋し山は羊杜二人の山たり、亭は叔子一人の亭たり、亭を修むるは則ち史光祿現今の事なり、方に是れ峴山亭の文字法、方に是れ重ねて峴山亭を修する文字法なり、感慨風流、文情緜渺、

○沈德潛評　跌宕多姿、○史光祿は是れ主意、然れども只だ澹々着筆を用ひ、叔子を廻繞す、俗下人の文字に別、

め難く、之が爲め我が處に來られ、記文の依賴あり、

**注解**　「熙寧」神宗の年號、「光祿卿」大膳職なり、「襄陽」峴山は此府の所轄地なり、

**文法**　叔子元凱の名と竝に久遠に傳へんとするは是れ史氏の名譽癖にして、作者の文中に諷規を寄する所以なるが、此を襄人の情願なるが如くに叙し出だしたるは、其筆を婉にして疵を藏せし處なり、

余謂君知㆑慕㆓叔子之風㆒而襲㆓其遺迹㆒、則其爲㆑人與㆓其志之所㆒㆑存者可㆑知矣、襄人愛㆑君而安㆓樂之㆒如㆑此、則君之爲㆓政於襄㆒者又可㆑知矣、此襄人之所㆑欲㆑書也、

**段落**　第三大段の第三小段なり、暗に叔子を以て史氏に望む、

**讀方**　余謂ふ、君叔子の風を慕ふを知つて、其遺迹を襲ふ、則ち其人となりと、其志の存する所の者と知るべし矣、襄人君を愛して之を安樂する此の如し、則ち君の政を襄に爲すもの、又知るべし矣、此れ襄人の書せんを欲する所なり、

**講説**　余は思ふ、君叔子の風を慕うて其遺跡を引繼ぐことを知らるゝからは、其人となりと、其志の存する所のことゝは推し測らるゝなり、又襄の人民が君を愛して其政治に安堵すること此の如くなるからは君の襄に於ける政治の仕方も亦推し測らる、此れ襄人の記して傳へんと欲する理由なり、

**文法**　此れ一篇の主意歸宿の處、蓋し史氏の人品甚だ高からず、其政治も亦甚だ稱すべきものなし、然るに可知の二字を以て之を擧げ、而も人をして想うて得しむるに止まり、一諛辭を用ひず、遂に襄人の記せんと欲する所を以て之を證するの具とす、老練の至りなり、○此處單に叔子を説きたるは、前に於思叔子也尤深の一句を以て叔子を側重せしに應ず、○梅亭云ふ、後半亭を修するに就き光祿を美す、即ち光祿を美するものを以て叔子に應ず、光祿主たり、叔子又賓たり、

若其左右山川之勝勢、與夫草

**講説**　此山に以前より亭ありけるが、世に傳へて叔子の遊び休める所となせり、されば亭が屢ば荒れて復た修復せらるゝ所以は、後世の人が叔子の名を慕うて其人を思ふもの多きためなり、

熙寧元年、余友人史君中輝、以光祿卿、來守襄陽、明年因亭之舊、廣而新之、既周以回廊之壯、又大其後軒、使與亭相稱、君知名當世、所至有聲、襄人安其政、而樂從其遊也、因以君之官、名其後軒、爲光祿堂、又欲紀其事於石、以與叔子元凱之名、並傳於久遠、君皆不能止也、乃來以記屬於予、

**段落**　第三大段の第二小段なり、亭の再興を記す、

**讀方**　熙寧元年、余が友人史君中輝光祿卿を以て來つて襄陽を守る、明年亭の舊に由り、廣めて之を新にし、既に周らすに回廊の壯を以てし、又其後軒を大にし、亭と相稱はしむ、君名を當世に知られ、至る所聲あり、襄人其政に安んじ、而して其れに從つて遊ぶを樂むなり、因つて君の官を以て其後軒に名づけ、光祿堂となし、又其事を石に紀し、以て叔子元凱の名と竝に久遠に傳へんと欲す、君皆止むる能はざるなり、乃ち來つて記を以て予に屬す、

**講説**　熙寧元年、余が友人史君字は中輝は、光祿卿を以て都より來り、襄陽の守となれり、其翌年に亭の舊の構造のまゝに新らしく取り弘げ、立派なる回廊を周圍に廻せし上、後方に在る軒をも大きくなし、亭と釣り合ふやうにせり、君は其名を當世に知られ、何處に之きて役人となるも好評あり、君が襄を治むることゝなるや、襄の人民は君の政治に安んじ、身に餘裕ある所より、君に附隨して遊ぶことを樂めり、因つて君の官を以て亭の後軒に名づけ、光祿堂と曰ひ、其上斯く爲したる事を石に紀し、以て叔子、元凱の名と竝びに永遠の後まで傳へんと欲せり、君は何れも差止

喜ぶの甚しくして、過つて無窮の慮をなすか、將た自ら待つもの厚うして、思ふ所のもの遠きか、

**講說**　傳へて言ふ、叔子或る時玆の山に登り、痛ましき面持をなして其部下に語るやう、此山は古も今も變りなく常に存在すれども、前の世の人士は何れも最早湮滅して其名も聞えずなりぬ（人世ははかなき者）と、因つて己れの身を思ひ比べて深く悲哀に沈みし由、彼れは己れも亦其名の傳はらざるべきことを悲みたるなれども、玆の山が反つて自身の爲に名の著はるゝことをば知らざりしなり、又杜元凱の方は己れの功を二個の石に彫り附け、其石の一は之を玆の山の上に置き、一は之を漢水の深みへ投げ入れて、山が谷となり谷が山となるとも差支なきやうに爲したるが是は世に陵谷の變遷あることを知れども、石とて時に因り磨滅することあるを知らざるなり、（即ち今日より視れば、二子の爲せし所、何れも無意味を免れず）何と二子ともに自ら名譽を好むことの甚しき爲に過つて際限もなき考へを爲したるか、其れとも自ら己れを待つこと厚くして思ふ所永遠なるの致す所か、（恐らくは後者なるべし）

**注解**　「厲」厲僚、「陵谷有變」杜預、功を立てし後、從容として無事なりしかば、思ひを經籍に潛め、春秋左氏傳集解を著せり、常に言ふ、高岸谷となり、深谷陵となると、二碑に刻して其勳績を記し、一は萬山の下に沈め、一は峴山の上に立てゝ曰く、焉んぞ此後陵の谷たり谷の陵たらざるを知らんやと、

**文法**　然獨不知は、後世の名は生前の能く料る所に非ざるを言ひ、而不知石云云は、名の久しく傳はる所以は自ら在るあり、石の恃むべきに非ざるを言ふ、○將自待の一轉は作者の慣手段にして、一讀餘韻あり、

山故有亭、世傳以爲叔子之所遊止也、故其屢廢而復興者、由後世慕其名、而思其人者多也、

**段落**　第三大段の第一小段なり、亭の緣起興廢を敍す、

**讀方**　山故と亭あり、世傳へて以て叔子の遊止する所となすなり、故に其屢ば廢して復た興るもの、後世其名を慕うて其人を思ふもの多きに由るなり、

其名を後世に垂れて長く朽ちざるべきほどの實績あり、唯だ余は頗る疑つて思ふやう、二子が反つて自身後世の名を得ることに熱中せしは何故ぞやと、

**注解**　「以荊州爲重」荊州を重鎭とせしなり、羊祜此に鎭將として、吳の將陸杭と對陣し、祜の死するや杜預之に代る、「流風餘韻」遺風遺德、俗に云ふ名殘、「江漢」長江と漢水、「藹然」深厚の貌、「於思叔子也尤深」晉の武帝吳を滅し、羊祜南夏を鎭し、征南大將軍南城侯に累進す、祜山水を樂み、風景每に必ず峴山に造り、置酒言詠、終日倦まず、襄陽の百姓祜が平生遊憩の所に於て碑を建て、廟を立つ、其碑を望むもの流涕せざるなし、杜預因つて墮淚碑と名づく、

**文法**　此段文調悠揚、須らく誦して之を玩ぶべし、〇而於思叔子の一句、主客の別を分つ、〇予頗疑の句は波瀾にして、下段此より生ず、

傳言、叔子嘗登茲山、慨然語其屬、以謂此山常在、而前世之士、皆已湮滅於無聞、因自顧而悲傷、獨不知茲山待已而名著也、元凱銘功於二石、一置茲山之上、一投漢水之淵、是知陵谷有變、而不知石有時而磨滅也、豈皆自喜其名之甚、而過爲無窮之慮歟、將自待者厚而所思者遠歟、

**段落**　第二大段の第二小段なり、二子の不朽を求むる所以を斷ず、

**讀方**　傳に言ふ、叔子嘗て茲山に登り、慨然其屬に語り、以て謂ふ、此山常に在り、而して前世の士皆已に聞くなきに湮滅すと、因つて自ら顧みて悲傷す、然れども獨り茲山己れを待つて名著はるゝを知らざるなり、元凱、功を二石に銘じ、一は茲山の上に置き、一は漢水の淵に投ず、是れ陵谷變あるを知つて、石時あつて磨滅するを知らざるなり、豈に皆自ら其名を

**注解** 「漢」漢水なり、「隱然」俗に云ふコンモリ、「羊祜杜預」羊杜ともに晉の將、

**文法** 前半は峴山に就て人を寫す、即ち其人を寫すを以て峴山を寫す、叔子主たり、元凱客たり、○山陽云ふ、起處、眺望より叙起、大に是れ色あり、

方晉與吳以兵爭、常倚荊州以爲重、而二子相嗣於此、遂以平吳、而成晉業、其功烈已蓋於當世矣、至於流風餘韻、藹然被於江漢之間者、至今人猶思之、而於思叔子也尤深、蓋元凱以其功、而叔子以其仁、二子所爲雖不同、然皆足以垂於不朽、予頗疑其反自汲汲於後世之名者何哉、

**段落** 第二大段の第一小段なり、二子の名は固より不朽なるべく、自ら求むるを待たざるを論ず、

**讀方** 晉、吳と兵を以て爭ふに方り、常に荊州に倚つて以て重しとなす、而して二子此に相繼ぎ、遂に以て吳を平げて晉業を成す、其功烈已に當世を蓋ふ矣、流風餘韻、藹然として江漢の間に被るものに至つては、今に至るまで人猶ほ之を思ふ、而して叔子を思ふに於てや尤も深し、蓋し元凱は其功を以てし、叔子は其仁を以てす、二子爲す所同じからずと雖も、然れども皆以て不朽に垂るゝに足る、予頗る疑ふ、其反つて自ら後世の名に汲々たるものは何ぞやと、

**講說** 晉と吳と、武力を以て爭ひし時に方り、常に荊州に倚り、此をば太切の地となせしが、羊杜の二子は相繼で此處の守將となり、遂に吳を平定して晉の一統の業を成せり、其偉功は、何と云ふも當世を蓋ひき、二子の名殘が江漢の地方にタップリと布き亙ることに至つては、今日に及ぶまでも人猶ほ之を思ふことなるが、就中羊祜叔子を思ふ方尤も深し、但し杜元凱の思はるゝは其功に因り、叔子の思はるゝは其仁に因り、二子の爲す所は同じからざれども、何れも

如き、叙景數語ならずして錢塘の風景目底に在るが如し、眞に古今有數の文、范文正の岳陽樓記、徒に藻葩を費すを覺ゆ矣、

## 峴山亭記

**解題**　山は湖北襄陽府の城南に在り、

**動機**　此亭を再興したる史光祿を諷して、叔子、元凱と同じく傳はるべき實效を擧げしむるに在り、

**主意**　亭の再興は、後人が叔子を慕ふ結果なりと云ふに在り、

**段落**　凡そ四大段となす、篇首より「羊祜叔子杜預元凱是已」に至るまでを第一大段となす、峴山の著名なるは此に緣故ある人物に由るを言ふ、「方晉與呉以兵爭」より「而所思者遠歟」に至るまでを第二大段となす、羊杜二人は千古必傳の自信あるを言ふ、「山故有亭」より「此襄人之所欲書也」に至るまでを第三大段となす、史光祿の亭を修したる事實と其動機とを叙す、「若其左右山川之勝勢」より篇尾に至るまでを第四大段となす、記文の常套を省略する所以を補叙す、

峴山臨漢上、望之隱然、蓋諸山之小者、而其名特著於荊州者、豈非以其人哉、其人謂誰、羊祜叔子、杜預元凱、是已』、

**段落**　第一大段なり、

**讀方**　峴山、漢上に臨む、之を望む隱然、蓋し諸山の小なるもの、而して其名特に荊州に著るゝもの、豈に其人を以てにあらずや、其人誰をか謂ふ、羊祜叔子、杜預元凱是れのみ、

**講說**　峴山は漢水の岸邊を下目に見下して居り、外より之を望むときは小高く見ゆ、但し多くの山の中にて小さき部類なるに、其れにも拘らず其名の荊州に於て特別人に知らるゝ譯は、何と之に緣あるの爲に非ざるか、其れに相違なし、其人とは誰のことなるや、そは羊祜字は叔子、杜預字は元凱こそ、即ち其人なれ、

ば梅公が非常に此堂を愛して忘れかぬるも尤もなる事どもなり、

**文法** 梅亭云ふ、末段錢塘に就いて勢を統べ、直ちに有美堂に到る、是れ主中の主、兼美を收め盡す、第三層たり、○又云ふ、泛に地勢を擧げ、金陵、錢塘に折落する一層、切に二邦を較し、金陵より錢塘を折出する二層、錢塘の全勢より有美堂に折到する三層、其實只だ不得兼者多の一句を完うするなり、○獨の字又主中の客を脫卸して主中の主に入る斡旋の文字○宜乎の二句首段を顧み、收め得て洩らさず、

**梅公、清愼好學君子也、視其所好、可以知其人焉、**

**段落** 第六大段なり、

**講說** 梅公は潔白謹愼にして、學問を好む所の紳士なり、其好む所を視れば、其人品知らるゝなり、

**文法** 其人を叙する所、何等の簡筆、凡人をして之を作らしめば、稱揚滿幅、呶々として多言を費すならん、

## 總說

此篇稍議論を雜ふと雖も勃窣の弊なきが故に、讀み去り讀み來つて、其議論なるを覺えず、初めに天下の地、奇秀繁華を兼ぬる者なきを言ひ、東南の諸勝中、他處を排し去つて金陵、錢塘を揭出し、又金陵を排して獨り錢塘を標出し、其內に於て又有美堂の兩者を兼ぬるを言ふ、間架尤も妙なり、而して金陵の荒廢と錢塘の繁榮とを寫す、風雨凄々春光融々の想ひあり、一幅の內、悲歡竝び見はる、

## 纂評

○唐荊川評　九重の臺を層ぬるが如く、一層は一層より高し、眞に是れ奇絕、

○茅鹿門評　胸次清曠、古今を洗絕す、

○呂晚村評　二評を合し、方に是の文の工を盡す、唯だ其筆古今に妙、故に能く多く曲折を作し、而して層累の迹なし、

○沈德潛評　賜書の榮に傲らず、梅公の品を贊せず、獨り都會の繁華、湖山の明麗より意を着く、他處兼ぬる能はざるもの、而して此れ獨り之を兼ぬるを見る、逐層脫卸、累ぬる置丸の如し、筆下亦復た烟雲繚繞、

○賴山陽評　文の畫意あるもの、多く獲難し、此文の

德潛云ふ、予嘗て吳山に登り、西眺す、湖波澄泓、金碧繡繪、東、江流を望めば、銀潮馬の如く、浩淼際なし、而して下は則ち紅塵四合、萬家の烟火、之を襟帶間に收む、身を圖畫に置くが如し、此文を讀む、人をして昔遊を追憶せしむるなり、〇獨の字、前の惟の字と、文の斡旋の處、

而臨是邦者、必皆朝廷公卿大臣、若天子之侍從、又有四方遊士爲之賓客、故喜占形勝、治亭榭、相與極遊覽之娛、然其於所取、有得於此者、必有遺於彼、

**段落**　第五大段の第一小段なり、錢塘の亭榭中に於ても亦一方に偏するものあるを言ふ、

**講說**　而して中央政府より此邦に下つて地方官となる者は、必ず皆朝廷の公卿大臣か、然らざれば天子の侍從にして、此外其賓客としては、四方より遊歷の人士あり、されば何れも兎角形勝の地を占め、亭樹等を設備して、游覽の樂を極むることとなるが、彼等の擇びたる所のものも、一方に得る所あれば必ず一方に缺くる所あり、

**注解**　「此」「彼」山水と城邑となり、

**文法**　而の字は一大轉捩をなす、〇此一小段は主中の客、

獨所謂有美堂者、山水登臨之美、人物邑居之繁、一寓目而盡得之、蓋錢塘兼有天下之美、而斯堂者、又盡得錢塘之美焉、宜乎公之甚愛而難忘也、

**段落**　第五大段の第二小段なり、有美堂は錢塘の內に於て又二者を兼得するを言ふ、

**講說**　然るに獨り前に述べたる有美堂は、山水登臨の美觀と人物邑居の繁華と兩つながら一覽の下に皆之を得らるゝなり、蓋し錢塘は天下の美を兼ね有して、斯の堂は又盡く錢塘の美を得たるものなり、され

ため其君は誅せられぬ、今其江山は依然として存すれども、頽れたる垣と廢れたる趾とのみにて、見渡せば淋しき烟の立ち掩ひ、野草の地に滿つあり、此有樣を見るもの、之が爲に足を留め悲まざるものなし、

**注解**　「金陵以後服見誅」南唐の李氏、金陵に都し、宋の太祖に亡ぼさる、「躊躇」立戻る、「悽愴」哀れ深く感ずること、

**文法**　金陵は客なり、此一小段は客を脫卸する處なり、○梅亭云ふ、二邦に就いて較論し、金陵より折れて錢塘に入り、賓より主に入る、極めて錢塘兼ね得るの盛なるを寫す、是れ第二層、○江山の數句、多言を費さずして、古跡の荒涼たる有樣、宛も目前に見るが如し、

獨錢塘自五代時、知尊中國、效臣順、及其亡也、頓首請命、不煩干戈、今其民幸富完安樂、又其俗習工巧、邑屋華麗、蓋十餘萬家、環以湖山、左右映帶、而閩商海賈、風帆浪舶、出入於江濤浩渺、煙雲杳靄之間、可謂盛矣、』

**段落**　第四大段の第二小段なり、錢塘が山水都會兼得の事を獨占するを言ふ、

**講說**　錢塘のみは五代の時より中國を尊敬すべきことを知つて、臣下從順の節を致し、其亡ぶる時となりても亦頓首して朝廷の指圖を請ひ、干戈を煩さずして屈服し、從つて戰爭の禍ひにも罹らざりければ、其民は幸ひに富足安樂なる上、俗習は工藝を能くし、市中の家屋など、華麗にして、戶數凡そ十餘萬軒あり、湖水と青山と其周圍を取卷き、左右互に相映寫し、而して福建其他海外より來れる商賈の船舶が風に帆を揚げ浪を開きて、江水の廣々と連り雲烟の遙かにかすめる間に出入する景勝は、盛なりと謂ふべし、

**注解**　「知尊中國」五代の時、錢鏐、吳越の王となりしが、其孫錢俶は、宋の太平興國中其領せる三州の地を獻じ、淮海國王に封せらる、第十三卷東坡の表忠觀碑を參看すべし、「閩」今の福建、

**文法**　其筆の雅麗にして豐腴なるを見るべし、○沈

**段落**　第三大段の第一小段なり、山水の美あつて都會の樂みなき處、

**講說**　今彼の人の稱する羅浮山、天台山と云ひ、衡岳と云ひ、廬阜と云ひ、洞庭湖の廣き、峽の險なる、東南の地方に於て奇偉秀絕の評ある處は、皆下等の州、小部落、又は片田舍にて、未開なる地に在り、此の如き地は、薄命の人士又は配流せられたる官吏などの樂む所なり、

**注解**　「衡嶽」五岳の中の南岳、「廬阜」廬山のこと、「洞庭」湖名、「三峽」田秀才を送るの序に注す、

**文法**　下州小邑云々は上の寬閑之野寂寞之鄉に應ず

若乃四方之所聚、百貨之所交、物盛人衆、爲一都會、而又能兼有山水之美、以資富貴之娛者、惟金陵錢塘、

**段落**　第三大段の第二小段なり、金陵、錢塘此の二者を兼ぬるを言ふ、

**講說**　若し四方の人の集まる所、種々なる貨物の交る所、物質は盛んにして人口は衆く、一都會をなしながら、又能く山水の美を兼ね、富貴の樂を供給する處に至つては、惟だ金陵と錢塘とのみ、

**文法**　梅亭云ふ、此段は得て兼ねざる上に就いて轉到し得、兼ねて天下の勝槪より金陵錢塘に折落し、賓主總擧す、第一層たり、

然二邦皆僭竊於亂世、及聖宋受命、海內爲一、金陵以後服見誅、今其江山雖在、而頹垣廢址、荒煙野草、過而覽者、莫不爲之躊躇、而悽愴、

**段落**　第四大段の第一小段なり、金陵は富貴の點を缺くに至りしを言ふ、

**講說**　斯く此の兩地は山水都會を兼ねたる處なれども、二國とも皆亂世の時代には、此に據りし者、位を僭し王號を竊み居たるが、我が聖朝の宋が天命を受け、海內一となるに及び、金陵の方は服從の遲かりし

焉、覽人物之盛麗、夸都邑之雄富者、必據乎四達之衝、舟車之會、而後足焉、蓋彼放心於物外、而此娛意於繁華、二者各有適焉、然其爲樂、不得而兼也、』

**段落**　第二大段なり、

**講說**　斯く屢ば飜ろに記文を催促に及びければ、余は之が爲に曰ふやう、一體天下の極めて美なる景色と尤も樂しき情とを總べて之を覽るに、如何にしても兼ぬることの出來ざるもの多し、故に山水に遊んで眺望の美を窮むるには、必ず廣くして閑靜の野原か、物淋しき地方に往きてこそ得らるゝなれ、又賑かなる景氣や立派なる物を見物し、都會の廣大と殷富とに夸らんとするものは、是非とも四方の中心點にして舟車等の交通機關の輻輳する所に居を占めて、始めて滿足することとなり、蓋し彼の山水の方は心を世事の外に自由にすべく、都會の方は心を繁華に娛ましむべし、此の二つは各心に叶ふ所あれども、其樂みの性質は兼ねられざるものなり、

**注解**　「登臨」高きに登り、卑きに臨むなり、登は山に係り、臨は水に係る、

**文法**　夫舉天下之至美云々は是れ本編の立案にして、抽象的に着想せる處なるが、淸人曹份は、之を評して句弱しと云へり、然るに吾が賴山陽は又、此れをば歐文の佳處を知らざる者として駁論せり、蓋し溫藉と云ふは可なるも、薄弱と云ふは不可なり、○樂の字、美の字は字眼なり、○錢塘の樂美を兼ぬることを言はんとし、先づ其得て兼ぬべからざるを言ふ、是れ文訣なり、

今夫所謂羅浮天台、衡嶽廬阜、洞庭之廣、三峽之險、號爲東南奇偉秀絕者、乃皆在乎下州小邑僻陋之邦、此幽潛之士、窮愁放逐之所樂也、』

吏部郎中梅公、出守於杭、於其行也、天子寵之以詩、於是始作有美之堂、蓋取賜詩之首章而名之、以爲杭人之榮、

**段落**　第一大段の第一小段なり、堂を建てたると、之に名を附けたる理由とを擧げて之を示す、

**講說**　嘉祐二年に龍圖閣直學士尙書吏部郎中梅公は、中央政府より出でゝ地方官に轉じ、杭州の守となれり、其出發の際、天子は特旨を以て御製の詩を賜へり、されば愈々赴任するや有美と云へる堂を作れり、有美とは但し賜はりたる詩の始めの章にある語を取つて之に名づけたるにて、梅公は斯く名を附けて以て杭州人の譽れとせり、

**注解**　「嘉祐」仁宗の年號、「龍圖閣」眞宗の初年に建てたるものにして、内に太宗の宸翰及び御製を藏す、「直學士」六品官にして、顧問なり「梅公」名は摯、「賜詩之首章」地有湖山美、東南第一州の句あり、

然公之甚愛斯堂也、雖去而不忘、今年自金陵遣人走京師、命予誌之、其請至六七而不倦、

**段落**　第一大段の第二小段なり、記文の囑を受けたることを言ふ、

**講說**　此の如くにして公が非常に此堂を愛することは、杭州を去りし後と雖も忘れざる程にて、今年金陵より人を京師に馳せ、予に此堂を記することを命じ、其請求は已に六七度に及べども倦まざるほどの熱心なり、

**注解**　「金陵」南京なり、

**文法**　首段は叙事を以て伏線とせり、即ち學士郎中は後の公卿侍從の線を伏し、杭と金陵とは中間の都會山川兼備の線を伏す、

予乃爲之言曰、夫舉天下之至美與其樂、有不得而兼焉者多矣、故窮山水登臨之美者、必之乎寬閑之野、寂寞之鄉、而後得

ある以上は、書せざるわけにゆかぬなり、因つて之が爲に書すること此の如し、

**文法**　一宜書は第二大段を收め、二宜書は第三大段を收め、三宜書は第一大段を收む、

### 總説

此篇は、「吾滕侯之所」爲也を以て全局を領し、以下、層々應答を以て敍事を綜る、是れ一格なり、曰く願有「所」記、曰く可「以書」矣、曰く所「以慮而欲」有」紀「於後」也と、前後相應じて文の骨格をなし、末段に至り、記を變じて書となし、三宜書を列擧し、乃爲」之書を以て結ぶ、是れ着目すべき處なり、

### 纂評

○沈德潛評　范文正公、岳陽樓記を作つて云ふ、滕子京、郡に謫守するの明年、政通じ人和し、百廢具に興る、則ち隄を建つる其一なり、篇中、嘗て之を顯用して功未だ就るに及ばず、退いて一州を守る云々、其之を小用して未だ其材を竟へざるを惜むの意あり、然れども施設する所に隨ひ、利、民物に及ぶ、其人亦以て傳ふるに足る矣、敍事簡老、波瀾動宕、通體、一平直の筆なし、是を高文となす、

## 有美堂記

**主意**　此堂は天下の美と樂とを兼ぬる處なりと云ふに在り、

**段落**　凡そ六大段より成る、篇首より「其請至六七而不倦」に至るまでを第一大段となす、堂の縁起並に記文の請求を敍す、「予乃爲之言曰」より「然其爲樂不得而兼也」に至るまでを第二大段となす、美樂の二者を兼ぬる處の罕なるを言ふ、「今夫所謂羅浮天台」より「惟金陵錢塘」に至るまでを第三大段となす、實地に就いて兼ぬる處と兼ねざる處とを較論す、「然二邦皆僭竊於亂世」より「可謂盛矣」に至るまでを第四大段となす、錢塘の獨り美樂を兼ねたる處なるを言ふ、「而臨是邦者」より「宜乎公之甚愛而難忘也」に至るまでを第五大段となす、有美堂が又錢塘の內に於て美樂を兼ぬるを言ふ、「梅公」より篇尾に至るまでを第六大段となす、主人たる梅公其人の人格を敍す、

嘉祐二年龍圖閣直學士、尙書

心を知りなば、則ち今日に至るまでも人民に其賜を受くべき筈にて、天下中に何とて遺利あらんや、此れ滕侯が氣遣ひの餘り、後の爲に記し置かんとする所以なり、

**文法**　前段の幸久不朽の句は、自ら本段を胚胎す、○此一議論あつて、文始めて周匝なり、

滕侯志大材高、名聞當世、方朝廷用兵急人之時、嘗顯用之、而功未及就、退守一州、無所用心、略施其餘、以利及物、

**段落**　第四大段の第一小段なり、此事業は滕侯の餘力なるを言ふ、

**講說**　滕侯は志大にして材高く、其名は當世に知れ亙れり、以前朝廷が兵を用ひ、人物の要求切迫せる時に方り、滕侯を貴顯の位地に登用せしことありしかども、未だ十分功を立てざる内に退いて一州を守ることゝなり、心を用ふる程のこともなく、ザット餘力を以て利益を事に及ぼせしのみ、

夫慮熟謀審、力不勞而功倍、作事可以爲後法、一宜書、不苟一時之譽、思爲利於無窮、而告來者以不廢、二宜書、岳之民人、與湖中之往來者、皆欲爲滕侯紀、三宜書、以三宜書、不可以不書、乃爲之書、

**段落**　第四大段の第二小段なり。總結、

**講說**　夫れ思慮行屆き、計畫明確にして、勞するとなく功績は反つて二倍に當り、事業の仕方、後の法となすべきは、宜しく記すべきの第一理由なり、一時の名譽を苟もせずして無窮に利益を傳へんことを思ひ、怠廢せざるべきことを來者に告ぐるは、宜しく書すべきの第二理由なり、岳の人民と湖中の往來する者と、何れも滕侯の爲に記せんと欲するは、宜しく記すべきの第三理由なり、斯く宜しく書すべき理由三箇條

こと多し、夫れ僅かに百歩ばかりの隄防を以て、天下に於て此上もなき險阻にして測り知られざる危險を防ぎ、其民を惠んで荆、潭、黔、蜀の如き他郷の旅人に及び、凡そ湖中に往來するものは、遠近の人を論せず、皆其利を蒙ることゝなれり、

且岳陽、四會之衝、舟之來而止者、日凡有幾、使隄土石幸久不朽、則滕侯之惠利於人物、可以數計哉、

段落　第二大段の　第二小段なり、其利の遠なるを言ふ、

講説　且つ岳陽は四方より會合の中心點なれば、此に來つて碇泊する所の船舶は凡そ幾艘あるべき、極めて夥しきことなり、此の夥しき船舶が皆安便を得る次第ゆゑ、隄の土石が幸ひに朽ちずして永久に保存するを得ば、滕侯の人と物とに及ぼす恩惠利益は、數を以て計ること出來べきや、決して計る能はざるなり、

夫事不患於不成、而患於易壞、蓋作者未始不欲其久存、而繼者嘗至於怠廢、自古賢智之士、爲其民捍患興利、其遺迹往往而在、使其繼者皆知始作之心、則民到於今受其賜、天下豈有遺利乎、此滕侯之所以慮而欲有紀於後也、

段落　第三大段なり、

講説　夫れ事は成らざるを患へずして、其壞れ易きを患へとす、但し創立者は始めより其永遠に維持せられんことを欲せざるはなし、然るに繼續者は常に怠つて廢れしむるは、惜むべきことなり、古より賢人智者が其民の爲に患を防ぎ利を興したる其遺跡は、往々に存在せる者あり、若し其後の人が皆創立者の

則ち曰く、長さ一千尺、高さ三十尺、厚さは之に二尺を加へ、三十二尺となし、其上を殺ぎ、厚さの三分の二卽ち二十一尺强を得たり、人民の力を用ひたること萬有五千五百人にして、時を費さずして成れりと、

**注解**「大小之制」拵へ方の大小、

問其始作之謀、曰、州以事上轉運使、轉運使擇其吏之能者、行視可否、凡三反覆而又上於朝廷、決之三司、然後曰可、而皆不能易吾侯之議也、曰、此君子之作也、可以書矣、」

**段落**　第一大段の第五小段なり、經畫の手續を敍す、

**講說**　初めて之を作りし時の計畫を尋ぬれば、則ち曰く、州は此事業の企てを轉運使に上申し、轉運使は又所屬の役人中の腕利を擇び、巡行の上可否を視察せしめしが凡そ三たび往復の後朝廷に上陳し、三司をして決せしむることゝなり、然る後に裁可あり、而も皆吾が滕侯の意見を更むることは出來ざりきと、余は之を聞いて曰く、此は流石に君子の事業なれば、之を書するに足ると、

**注解**「轉運使」錢穀運漕の事を掌る官なり、「三司」漢の世、司空、司徒、大尉を以て三司となす、宋は鹽鐵使、度支使、戸部使を謂ふ、

蓋慮於民也深、則其謀始也精、故能用力少而爲功多、夫以百步之隄、禦天下至險不測之虞、惠其民而及於荊潭黔蜀、凡往來湖中、無遠邇之人、皆蒙其利焉、」

**段落**　第二大段の第一小段なり、其利の大なるを言ふ、

**講說**　蓋し民の爲に思慮を講ずること深ければ、從つて何の事業に拘はらず、其創立の計畫たる、精しきものなり、其結果、力を用ふること少くして功をなす

段落　第一大段の第二小段なり、隄の起工、命名者を記す、

講說　此隄に就き、之を作り又之に名を附けたるは何人なるかと尋ね見れば、客の言に、吾が滕侯の爲せし所なりと、

問其所以作之利害、曰、洞庭天下之至險、而岳陽荊潭黔蜀四會之衝也、昔舟之往來湖中者、至無所寓、則皆泊南津、其有事吉州者、遠且勞、而又常以風波之恐、覆溺之虞、今舟之至者、皆泊隄下、有事於州者、近且無患、

段落　第一大段の第三小段なり、築隄の利益を敘す、

講說　其作りし動機たる利害の點を尋ぬれば、則ち曰く、洞庭は天下に於て此上もなき險阻なる處にして、岳陽は荊、潭、黔、蜀の人々四方より集まる中心點なり、然るに昔は湖中を往來する者、此に至つて舟を寄すべき處もなければ南の波戸場に泊することとなるが、吉州に用事あるものは遠廻りにして且つ勞力多く、而して又常に風波の恐れや沈沒の懸念ありき、然るに今は此隄の出來たる爲め、舟の此に至れるものは皆隄の下に宿することゝなりたれば、州に用事あるものも近くなりて其上危險なし、

注解　「所以作之利害」作れば如何なる利あり、作らざれば如何なる害ありやとの意、重きは利の字に在り、「荊潭黔蜀」四州の名、

問其大小之制、用人之力、曰、長一千尺、高三十尺、厚加二尺、而殺其上、得厚三分之二、用民力萬有五千五百工、而不踰時以成、

段落　第一大段の第四小段なり、工事を敘す、

講說　其規模の大小と用ひたる手間とを尋ぬれば、

外に隱然、
○賴山陽評　古跡を憑弔す、悽愴悲涼の意多し、而して此文本朝創業の跡を叙し、北宋全盛の氣象を畫き出し、紙上瑞雲祥烟あるが如し、是れ古今一種出色の文字、

## 偃虹隄記

**解題**　偃虹とは、横臥になりたる虹なり、隄の形の此に似たるより名づけしものなり、

**主意**　力を用ふること少くして功をなすこと多しと云ふに在り、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「可以書矣」に至るまでを第一大段となす、築隄を記す、「蓋廬於民也深」より「可以數計哉」に至るまでを第二大段となす、其功績を論ず、「夫事不患於不成」より「欲有紀於後也」に至るまでを第三大段となす、後人に對する希望を叙す、「滕侯志大材高」より篇末に至る迄を第四大段となす、記を作る所を叙す、

有自岳陽至者、以滕侯之書洞庭之圖來告曰、願有所記、予發書按圖、自岳陽門西距金雞之右、其外隱然隆高以長者曰偃虹隄、

**段落**　第一大段の第一小段なり、先づ隄の名と位置とを掲ぐ、

**講說**　岳陽より當地に參りし者あり、滕侯の書と洞庭の圖とを携へ來り、告げて曰ふやう、何卒如何樣なりとも記し給はれと、予は其書狀を開き、又其圖を調べ見たる處、岳陽門より西の方金雞山の右に至る迄其外面コンモリと持ち上りて長き者を偃虹隄と曰ふ、

**注解**　「滕侯」名は宗諒、字は子京、岳州巴陵郡の守たり、侯は猶ほ君と云ふが如し、五爵の侯にあらず、「距」至るなり、「隱然」高まれる貌、

問其作而名者、曰吾滕侯之所爲也、

其風俗之美、使民知所以安此豐年之樂者、幸生無事之時也、

**段落**　第三大段の第二小段なり、豐樂を說明す、

**讀方**　又其民、其歲物の豐成を樂んで、予と遊ぶを喜ぶを幸とするなり、因つて爲に其山川に本づき、其風俗の美を道ひ、民をして、此豐年の樂に安んずる所以の者は、幸に無事の時に生れたるを知らしむる也、

**講說**　其上に滁の人民が其歲の物成が豐かなるを樂み、予と共に遊ぶことを喜ぶを目出度きことゝ思ふなり、因つて彼等の爲に、其山川の歷史地理に本づき滁の風俗の美なるを言ひ、民をして、此豐年の樂に安んずる所以は、幸ひにも泰平無事の時に生れたる故なることを知らしむるなり、

**文法**　豐樂の二字は、此處に至り正面より發揮せらる、○喜與予遊は往遊其間に應じ、本其山川は考其山川に應じ、風俗之美は安於畎畝衣食に應じ、無事之時は天下之平久矣に應ず、

夫宣上恩德、以與民共樂、刺史之事也、遂書以名其亭焉、

**段落**　第三大段の第三小段なり、亭に名づくることを敍し、併せて全篇の結となす、

**讀方**　夫れ上の恩德を宣べ以て民と共に樂むは刺史の事なり、遂に書して以て其亭に名づく、

**講說**　夫れ上の恩德を宣布し、人民と共に樂むは、刺史の事なり、遂に書して其亭に名づけぬ、

**文法**　樓迂齋云ふ、功を己れに歸せずして、功を上に歸す、最も體を得となす、

### 總　說

其主意は則ち民と樂みを同じうするなり、其體裁は則ち朝廷の恩澤を頌するなり、其結構は則ち昔日の禍亂を以て今日の泰平を形すなり、其敍事優遊迫らず、感慨の處山靑うして水長し、一唱三嘆、絕世の文調、

### 纂　評

○沈德潛評　一亭を記して、唐より宋に及ぶ上下數百年の治亂、群雄眞主の廢興、一々目に在り、何等の識力、中間、休息生息一段、仁宗の、元氣を滋培し、養ふに雨風を以てするを見る、子孫、更張を用ひず、言

て、人民の力を休ませて蕃殖せしめ、大切に保護を與ふること、百年の久しきに及べる結果なるが、孰か能く之を知るものあらんや、

**注解**　「江淮」川の名にして、江は卽ち揚子江、「休養」戰爭等の艱苦を脫せしめ、生活を得しむること、「生息」死亡を免れしめて增殖を得しむること、「涵煦」涵は水にて浸す、煦は日光にて暖むること、卽ち恩澤の深く心地よく入ること、

**文法**　中段は、豐樂の正旨が天下太平に在ることを寫す、而して豐樂の自つて來る所を推原すれば、則ち上の功德に歸す、立言體と謂ふべく、妙は、泰平を說かんとするに反つて干戈用武の地より說き入り、一段の憑弔感慨を層出す、限りなき文情、

修之來ㇾ此、樂二其地僻而事簡一、又愛二其俗之安閑一、旣得二斯泉於山谷之閒一、乃日與二滁人一仰而望ㇾ山、俯而聽ㇾ泉、掇二幽芳一而蔭二喬木一、風霜冰雪、刻露淸秀、四時之景、無ㇾ不ㇾ可ㇾ愛、

**段落**　第三大段の第一小段なり、己れの樂を敍す、

**讀方**　修の此に來る、其地僻にして事簡なるを樂み、又其俗の安閑を愛す、旣に斯泉を山谷の閒に得、乃ち日に滁人と、仰いで山を望み俯して泉を聽き、幽芳を掇つて喬木に蔭す、風霜冰雪、刻露淸秀、四時の景、愛すべからざるなし、

**講說**　修の此州に來るや、土地の僻なるが爲に事務の簡略なることを樂み、又其風俗の平穩なることを愛せしが、斯の泉を山谷の間に得たるに因り、日に滁人と仰いでは、山を望み俯しては泉を聽き、春は閑雅にして香氣ある花を折り草を摘み、夏は喬木の蔭に憩ひて涼を納れ、秋には風霜あり、冬には氷雪あり、山々は、空澄み木の葉も落ちて其形暴露し、氣淸く色秀づ、四時の景色、一として愛すべからざるなし、

**注解**　「掇」とると訓ず、

又幸下其民樂二其歲物之豐成一、而喜中與ㇾ予遊上也、因爲本二其山川一、道二

爭ふ、所在敵國たる者、何ぞ勝げて數ふべけん、宋天命を受くるに及び、聖人出でゝ四海一、嚮の險阻を憑恃する、剗削消磨、百年の間、漠然として徒に山高くして水淸きを見る、其事を問はんと欲して遺老盡く、

**講說**　己れ嘗て此古戰場の山川を研究し、之に關する記錄や地圖を取調べ、高き場所に登つて淸流の關を望み、皇甫暉、姚鳳の虜となりし場所は何處ぞと探し求めんと欲したるも、之を尋ね問ふべき故老は、何れも死に絕えて生存する者なかりき、思へば天下の泰平なること已に久しきことよ、唐の政が亂れしより海內は分裂し、此處彼處に豪傑同時に起つて爭ひ、何處も敵國たるもの、何とて數へ切れんや、然るに宋が天より天下を取るべき命運を受けしより、聖人世に出でゝ四海統一せられ、以前に險阻に倚賴したる者も刪り去られて消え失せ、百年の間、漠然として空しく山の高く水の淸きが目に入るのみ、當時の事を問はんと欲するに、故老は已に盡き果てゝ問ふべき由もなし、

**文法**　自唐失其政云々は、上句を承けて天下の泰平となりし所以を推原して、功を宋朝に歸せしなり、◎漠然の一句は、文家の詠歎法なり、◎故老皆無在者と遺老盡矣とは相復せり、此れ此文の微瑕なるが如し、

## 今滁介ニ於江淮之間一、舟車商賈、四方賓客之所レ不レ至、民生不レ見ニ外事一、而安ニ於畎畝衣食一、以樂レ生送レ死、而孰知ニ上之功德休養生息涵煦百年之深一也』

**段落**　第二大段の第三小段なり、豐樂を以て泰平の德澤に歸す、

**讀方**　今滁、江淮の間に介す、舟車商賈、四方賓客の至らざる所、民生れて外事を見ず、而して、畎畝衣食に安んじ、以て生を樂み死を送る、而して孰か上の功德、休養生息、涵煦百年の久しきを知らんや、

**講說**　今滁の地は江水と、淮水との中間に挾まれ、舟車に由つて往來する商賈や、四方の賓客などの至らざる所にして、人民は生れて外事を見ず、田畝生活に安んじ、生を樂み死を送る、此れ一に上の功德にし

也、昔太祖皇帝嘗以二周師一破二李景兵十五萬於清流山下一、生二擒其將皇甫暉姚鳳於滁東門之外一、遂以平レ滁、』

**段落**　第二大段の第一小段なり、太祖の滁州を平定せし武功を叙す、

**讀方**　滁、五代干戈の際に於て武を用ふるの地なり、昔し太祖皇帝、嘗て周師を以て李景の兵十五萬を清流山下に破り、其將皇甫暉、姚鳳を滁の東門の外に生擒し、遂に以て滁を平ぐ、

**講説**　滁は五代干戈の際、即ち兵亂時代には戰爭の地にてありき、昔し太祖皇帝は、嘗て周の軍隊を率ゐて、李景の兵十五萬を清流山の麓に破り、彼れの將軍なる皇甫暉、姚鳳の二人を滁の東門の外に於て生きながら虜にし、遂に其勢を以て滁を平定し給ひぬ、

**注解**　「李景」南唐王なり、「以周師」周は五代最後の國、宋の太祖は初め周の將たり、

修嘗考二其山川一、按二其圖記一、升レ高以望二清流之關一、欲レ求二暉鳳就レ擒之所一、而故老皆無二在者一、蓋天下之平久矣、自三唐失二其政一、海內分裂、豪傑並起而爭、所レ在爲二敵國一者、何可レ勝レ數、及三宋受二天命一、聖人出而四海一、嚮之憑二恃險阻一、剗削消磨、百年之間、漠然徒見二山高而水清一、欲レ問二其事一、而遺老盡矣、』

**段落**　第二大段の第二小段なり、宋朝泰平の久しきを言ふ、

**讀方**　修嘗て其山川を考へ、圖記を按じ、高きに升り以て清流の關を望み、暉鳳擒に就くの所を求めんと欲す、而して故老皆在る者なし、蓋し天下の平かなる久し、唐其政を失ひしより海內分裂、豪傑竝び起つて

修既治レ滁之明年、夏、始飲二滁水一而甘、問二諸滁人一、得二於州南百歩之近一、其上豐山聳然而特立、下則幽谷、窈然而深藏、中有二清泉一、滃然而仰出、俯仰左右、顧而樂レ之、於レ是疏レ泉鑿レ石、闢レ地以爲レ亭、而與二滁人一往二遊其間一、

**段落**　第一大段なり、

**讀方**　修既に滁を治むるの明年、始めて滁水を飲んで甘しとす、諸を滁人に問ひ、州南百歩の近きに得、其上豐山聳然として特立、下は則ち幽谷、窈然として深藏、中に清泉あり、滃然として仰ぎ出づ、俯仰左右、顧みて之を樂む、是に於て泉を疏し石を鑿ち、地を闢き以て亭を爲り、而して滁人と往いて其間に遊ぶ、

**講說**　吾れ歐陽修既に滁を治むることゝなりし其翌年の夏、始めて滁水を飲んで甘き水なりと思ひしが、其所在地をば滁人に尋ねたる結果、州城の南に當り、僅か百歩ばかりの近き處に於て探り當れり、其上には豐山が聳然として獨立し、下は卽ち幽谷なるが、窈然と奥まりて深く引窪み、其中に清泉ありダブ〱として仰きに湧き出でつゝあり、天地を俯仰し左右を望見し、振回りて其處の景色を樂めり、是に於て泉を引き石を鑿ち、地を開いて亭を作り、斯くて滁人と往いて其間に遊べり、

**注解**　「滁」安徽に屬す、「特立」他の山と接續せざるを謂ふ「窈然」深邃の貌、「滃然」涌き出づる貌、

**文法**　亭を作りしことを記せんとして、滁水を飲んで之を甘しとし、遂に其所在地を求めしことより緩々と叙し起す處、姿態あり、○晩村云ふ、起處便ち優遊、豐樂の意あり、○梅亭云ふ、先づ叙の景に就き亭を作るを叙出す、豐樂の二字を點出すと雖も尚ほ是れ徑を借る、豐樂の本旨に非ず、○豐樂の二字は一篇の眼目、「豐山」の豐と、「顧而樂之」の樂の字、已に其字面を見る、

滁於二五代干戈之際一、用レ武之地

し、李侯のなごりを詩に詠ぜば、何と美ならずや、故に學校の創立に際し辭を石に刻して、之を廡に立てゝ余の希望の實現せらるゝを待つ、

**注解**　「歸榮」榮譽を荷うて歸るなり、吉は作者の故鄕、「道德明秀」道を知ること明かに、德を修むること秀づるなり、「羸」音るゐ疲れ、弱し、「負荷」勞働を謂ふ、「耆老」禮記曲禮に、六十を耆と曰ふ、「獻酬」杯の遣り取り、

**文法**　梅亭云ふ、末段、上の久と漸とを以て成を觀るの意を承け、宦遊歸老を融合し、一種の化行はれ俗美なる氣象を寫し出だし、通篇を總收す、風味樸茂、○此段、王政の成るを寫すなり、

### 總　說

古今學校を記する者、此を以て第一とす、

### 纂　評

○沈德潛評　唐の天寶兵亂以後、學校久しく廢す、宋の仁宗の時に至り、范文正公の言を納れ、天下始めて學を建つるを得、入手自ら應に此一段の文字あるべし、次に學を立つるを敍す、次に王政の成るを說き、己れの其成を觀るを樂むを幷す、渾厚朴茂、我が漢京を弘む、歐文諸記中、極めて典則を推す、

○儲同人評　是れ公、桑梓の學記、天子立學致治の盛を贊揚し、而して學の大成を以てし、其鄕の吏を勗め、其鄕の人に望む、董醇賈茂兼ねて之あり、後に作者あるも、其右に出づるなし、

## 豐樂亭記

**解題**　亭は滁州の城南なる瑯琊山の谷間に在り、作者が反對黨の爲に陷れられ、知制誥より左遷せられて滁州の知事と爲りし時、作りし所なり、

**主意**　豐年の樂は泰平の賜なりと云ふに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「而與滁人往遊其間」に至るまでを第一大段となす、亭の緣起を敍す、「滁於五代干戈之際」より「而孰知上之功德休養生息涵煦百年之深也」に至るまでを第二大段となす、宋朝の泰平を開きしことを言ふ、「修之來此」より篇尾に至るまでを第三大段となす、泰平の樂を敍して其源因を示す、

を以て後人に望みを厲せざるを得ざるを云ふ、

**講説**　今州縣の吏たる者は、何れも久しく其職に居りて自身教化を實現する能はず、されば李侯の功績は學校設立の時までに止まつて、其成功を待つの暇あらざるべし、惟だ惟だ李侯の後任として此吉州の知事たる人は、天子の詔を忽にし、心弛みて中止すること勿れ、

幸予他日因得歸榮故鄉、而謁於學門、將見吉之士皆道德明秀、而可爲公卿、問於其俗、而婚喪飲食、皆中禮節、入於其里、而長幼相孝慈於其家、行於其郊、而少者扶其羸老、壯者代其負荷於道路、然後樂學之道成、而得時從先生耆老、席於衆賓之後、聽鄉樂之歌、飲獻酬之酒、以詩頌天子太平之功、而周覽學舍、思詠李侯之遺愛、不亦美哉、故於其始成也、刻辭於石、而立諸其廡以俟』

**段落**　第四大段なり、

**講説**　幸ひにして予他日故郷に錦を飾ることを得たる時を機會に學校を訪問せば、定めて吉州の士が何れも道德明秀にして公卿となるの資格あり、而して結婚、喪式、飲食の仕方に至るまで何れも禮節に中り、其里に入るときは、銘々其家に於て長者は慈に幼者は孝に、其郊外を散歩せんに、年若き者は足弱の年寄を扶け、壯年の者は年寄に代つて物を負ひつ荷ひつ道路を往來することを見るなるべし、斯くて後學校の道の成就するを樂み、時に先輩や故老に從ひ衆賓の末席に連り、鄉樂の歌を聽き獻酬の酒を飲み、詩を以て天子太平の功を頌して遺る所なく學校を參看

ごそかなる上、壯大にして華麗なれども、人は以て侈れりとせず、既に成つて來り學ぶ者常に三百餘人、

**注解**　「甓」仰きに据うる煉瓦、「堂筵齋講」大講堂と教室、「閎燿」廣濶にして華麗なること、

予世家於吉、而濫官於朝、進不能贊揚天子之盛美、退不得與諸生揖讓乎其中、然予聞教學之法、本於人性、磨揉遷革、使趨於善、其勉於人者勤、其入於人者漸、善教者以不倦之意、須遲久之功、至於禮讓興行、而風俗純美、然後爲學之成、

**段落**　第三大段の第一小段なり、教育の効の時日を要するを言ふ、

**講說**　余が家は代々吉州に仕するに拘はらず、余は濫りに朝廷に仕官することとなるが、進んでは天子の盛德美擧を贊揚する能はず、退いては諸生と共に學校の中に揖讓すること能はず、然れども余の聞く所に據れば、教學の法は人性に本づくものなれば、其粗なるを磨き其曲れるを矯め、善に遷り惡を革め、皆善に趨かしめ、人を勵ますことは力を用ひ、人に泌み込ましむることは漸を以てし、倦まざるの意を以て長き間の功を待ち、禮讓興り行はれて風俗純粹美善となるに及び、始めて之を學校の成功となすなり、

**文法**　本段は、教學の法、久しきを待つて成るを言ひ、段中の李侯速去に對して下段を起す、

今州縣之吏、不得久其職、而躬親於教化也、故李侯之績、及於學之立、而不及待其成、惟後之人毋廢慢天子之詔、而怠以中止、

**段落**　第三大段の第二小段なり、李侯の速かに去る

州舊有夫子廟、在城之西北、今知州事李侯寛之至也、謀與州人遷而大之、以爲學舍、事方上請而詔已下、學遂以成、

**段落**　第二大段の第三小段なり、設立の容易なりし事情を言ふ、

**講説**　吉州には以前孔夫子の廟あつて、其場處は城の西北に在り、現任の知州事たる李侯寛の始めて來任するや、州の人民と謀り、此廟を他へ移して、之を擴張し學舍に爲さんとて、其事は上申中なりし處、適ま建學の詔下りければ、前より計畫ありしことゝて、吉州の學は遂に成れり、

**文法**　李の功を補叙せしなり、

李侯治吉、敏而有方、其作學也、吉之士、率其私錢一百五十萬、以助、用人之力、積二萬二千工、而人不以爲勞、其良材堅甓之用、凡二十二萬三千五百、而人不以爲多、學有堂筵齋講、有藏書之閣、有賓客之位、有遊息之亭、嚴嚴翼翼、壯偉閎耀、而人不以爲侈、既成而來學者、常三百餘人、

**段落**　第二大段の第四小段なり、學校の工事と規模とを叙す、

**講説**　李侯の吉州を治むるや、敏にして手段あり、吉州の士は其私錢百五十萬を出資して之を助け、人夫の勞力を用ふること二萬二千人分を積みたれども、人は以て勞苦とせず、其良き木材と堅き煉瓦との用數は二十二萬三千五百個に及びたれども、人は以て多しとせず、學校には堂筵齋講堂の室あり、又藏書の閣あり、賓客の位あり、游息の亭あり、いかめしくお

**注解**　「吏課」官吏の仕事、「徼塞」國境なり、西北にあるものを謂ふ、

**文法**　首段、天子が政治の要を諮詢ありしことより說き入りし所以は、是れ當時學校の設立せられし原因にして、唯だ漠然と文勢を寛にせんとて斯くなししにはあらざるなり、

學校王政之本也、古者致治之盛衰、視其學之興廢、記曰、國有學、遂有序、黨有庠、家有塾、此三代極盛之時、大備之制也、

**段落**　第二大段の第一小段なり、學校と王政との關係を擧ぐ、

**講說**　學校は王政の根本なり、古代に於て治平を致すの盛衰は、其學校の興廢を視て之を知る、記に曰く、國に學あり、遂に序あり、黨に庠あり、家に塾ありと、此れは夏殷周三代の極めて盛なりし時代、大に完備せし制度なり、

**注解**　「記」禮記を謂ふ、學記篇の語、「國」國都を謂ふ、「遂」「序」「黨」「庠」一萬二千五百家を遂とし、五百家を黨とす、學記には術に序ありに作る、

宋興蓋八十四年、而天下之學始克大立、豈非盛美之事須其久而後至於大備歟、是以詔下之日、臣民喜幸、而奔走就事者、以後爲羞、其年十月、吉州之學成、

**段落**　第二大段の第二小段なり、吉州の學校成立せしことを敍す、

**講說**　宋興りしより玆に八十四年を經て、天下に於ける學校始めて能く大に成立せり、何と盛美なる事は長き日月を待つて始めて大備に至る者にてはなきか、是を以て學校設立の詔下るや、臣民は皆喜び祝ひ、奔走して工事に從事し、後るゝを以て羞とせり、此の如き狀況を以て其年十月に至り、吉州の學校成れり、

「幸予他日因得榮故郷」より篇尾に至る迄を第四大段となす、學校成功の情態を豫想して之を記す、

慶歷三年秋、天子開天章閣、召政事之臣八人、問治天下、其要有幾、施於今者、宜何先、使出而書以對、八人者皆震恐失措、俯伏頓首言、此非愚臣所宜及、惟陛下所欲爲、則天下幸甚、

**段落**　第一大段の第一小段なり、天子の政化に心を致すを叙す、

**講説**　慶歷三年の秋、天子は命じて天章閣を開かせ、政事の臣八人を召し、問はるゝやう、天下を治むるには其要點幾件ありや、現今に施行すべきものは何れを先にすべきやと、退出の上書面を以て對へよとの事なり、八人の者は皆震ひ恐れて身の置き處を失ひ、地に俯伏し頓首して言上すらく、此御下問に對へ奉ることは愚臣の及ぶ所に非ず、惟だ陛下の爲さんと思召す儘に遊ばさば、天下の幸ひ甚しと、

**注解**　「慶歷」仁宗の年號、「天章閣」宋朝會要に云ふ、眞宗天禧五年二月、龍圖閣の北に於て天章閣を起し、眞宗の御製を奉安すと、

於是詔書屢下、勸農桑、責吏課、擧賢才、其明年三月、遂詔天下皆立學、置學官之員、然後海隅徼塞、四方萬里之外、莫不皆有學、嗚呼盛矣、

**段落**　第一大段の第二小段なり、學校の普及を叙す、

**講説**　是に於て詔書屢ば下り、農業養蠶を奬勵し、官吏の功課を責め、賢才の士を擧ぐる等、天下を治むるの要件着々實行せられしが、其明年三月、遂に天下に詔して何の地にも學校を立てしめ、其教職員を置かしむ、斯くて後東南は海隅に至るまで、西北は徼塞に至るまで、四方萬里の外に至るまで皆學校あらざる處なきに至れり、扨も盛なることよ、

**段落**　第三大段の第一小段なり、琴の益あるを言ふ、

**講說**　予が友楊君は學問を好み文藻あり、屢ば進士を以て擧げられしも志を得ず、廕の出身にて劍浦の地に尉官となり、區々として都より東南數千里の外に在り、されば其心中には無論不平あるなり、其上少年の頃より多病なる處、南方には醫藥少く、風俗、飲食は中國の如くに宜しからず、楊君今多病の身を以て且つ不平の心を持ちながら宜しからざる風俗の處に居るとすれば、何として鬱々と永く生存せんや、然らば其心を平にして其疾を養はんと欲せんか、琴より益を得るならんか、

**注解**　「廕調」廕は父兄の功勞に因り官に拜するなり、調は選の意、

故予作二琴說一以贈二其行一、且邀二道滋一、酌レ酒進レ琴以爲レ別、』

**段落**　第三大段の第二小段なり、送別を叙す、

**講說**　故に予は琴の說を作りて餞別とし、且つ道滋を邀へ、酒を酌み琴を奏して別の式を行ふ、

**注解**　「道滋」第三者の名なり、

**文法**　末段は、昌黎の王秀才を送る序より脱化す、

**纂評**

○沈德潛評　琴の理亡ぶ矣、今の琴聲は古の俗樂なり、此文及び伯牙の水仙操を誦すれば、人をして身を上古に置かしむ、

# 卷十二（歐陽修著）

## 吉州學記

**解題**　吉州は江西省の吉安府なり、學は學校なり、

**主意**　學校の成功は風俗の純美に在りと云ふに歸す、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「嗚呼盛矣」に至るまでを第一大段となす、天下學校の盛なるを叙す、「學校王政之本也」より「而來學者常三百餘人」に至るまでを第二大段となす、學校設立の事を叙す、「予世家於吉」より「而怠以中止」に至るまでを第三大段となす、學校の執るべき方針を言ふ、

**注解**　「羽」亦五聲の一、「操絃」操はとる、手にするなり、「雍々」やはらぐ貌、「舜與文王孔子之遺音」舜に南風の詩あり、文王に拘幽操あり、孔子に猗蘭操あり、皆琴曲なり、「伯奇」伯奇は尹吉甫の子なるが、讒にして逐はれ、悲んで履霜操を作る、

**文法**　疊句を用ふる、昌黎の石處士を送る序と同法、

○山陽云ふ、琴聲を狀する處、昌黎の詩に及ばず、

喜怒哀樂動人心深、而純古淡泊、與夫堯舜三代之言語、孔子之文章、易之憂患、詩之怨刺、無以異其能聽之以耳、應之以手、取其和者、道其湮鬱、寫其幽思、則感人之際、亦有至者焉、

**段落**　第二大段の第二小段なり、琴の效力を叙す、

**講説**　琴が喜怒哀樂ともに人を感動すること必ず深く、極めて古風にして淡泊なること、夫の堯舜三代の言語や、孔子の文章や、易の憂患、詩の怨刺と其働きを異にする所なし、されば耳にて聽き手にて加減し、其調子の工合宜き所を取り、其塞ぎたる氣分を疏通し、其奥に籠りたる情思を寫すときは、人を感ずるの點に於て亦至極せるものあり、

**注解**　「易の憂患」繋辭に云ふ、易を作るもの其れ憂患あるかと、「詩之怨刺」鄭風、衞風、王風の如きを云ふ、刺は譏るなり、

予友楊君好學有文、累以進士擧、不得志、及從蔭調、爲尉於劍浦、區區在東南數千里外、是其心固有不平者、且少又多疾、而南方少醫藥、風俗飲食異宜、以多疾之體、有不平之心、居異宜之俗、其能鬱鬱以久乎、然欲平其心以養其疾、於琴亦將有得焉、

予嘗有幽憂之疾、退而閑居、不能治也、既而學琴於友人孫道滋、受宮聲數引、久而樂之、不知疾之在其體也、

**段落**　第一大段なり、

**講説**　予嘗て幽鬱の疾ありしかば、世間より引籠りて閑靜の生活を爲し見たれども、愈すこと能はざりき、其後友人の孫道滋に就いて琴を學び、宮聲に屬する數曲の傳授を受けしが、久しくなるほど面白みを覺え終には身に病氣のあることをも忘るゝに至りぬ、

**注解**　「幽憂」氣のふさぐこと、「宮」五聲の一、「引」尙ほ曲と云ふが如し、

夫琴之爲技小矣、及其至也、大者爲宮、細者爲羽、操絃驟作、忽然變之、急者悽然以促、緩者舒然以和、如崩崖裂石、高山出泉、而風雨夜至也、如怨夫寡婦之歎息、雌雄雍雍之相鳴也、其憂深思遠、則舜與文王孔子之遺音也、悲愁感憤、則伯奇孤子、屈原忠臣之所歎也、

**段落**　第二大段の第一小段なり、琴聲を寫す、

**講説**　夫れ琴は技藝として小なる者に過ぎず、然れども其至極の處に至れば、音の大なる者は宮の調となり、音の細なる者は羽の調となり、絃に手を宛てゝ彈き始め、忽ちに其調子を變ずるときは、急なる調子は悽然と哀れにして促り、緩なる調子は舒びやかにして和ぎ、或は崖の崩れ石の裂くる音の如く、高山より泉の迸るが如く、而して又風雨の夜至るが如く、又獨身の男子や寡婦の歎息するが如く、鳥の雌雄が仲能く互に鳴き合ふが如く、其憂へ深く思遠きは舜と文王、孔子との遺されたる音にして、悲愁感憤は孤子なる伯奇や忠臣の屈原の歎せし所なり、

**段落**　第五大段なり、

**讀方**　王師蜀を伐つ時に當り、兵、兩道に出づ、一は鳳州より以て入り、一は歸州より以て忠萬以西を取る今の經る所は皆王師嚮に武を用ふる所の處、其山川を覽し、以て慨然として賦すべし、

**講說**　王師が蜀を伐ちに向ひし時、其軍は兩道より出でしが、一軍は鳳州より蜀に入り、一軍は歸州より忠萬以西を取れり、今文初の經由する所の道は何れも其昔王師が武を用ひて戰功を奏せし場處なれば、文初は其山川を見物せば祖先の武名を想ひ出し、己れ今日の境遇と對照し、慨然たる感情を起して詩を賦するの價値あり、

**注解**　「王師伐蜀」太祖の蜀を伐つ、王全斌は鳳州より入る、曹彬は忠州より入る、

**文法**　首段に太祖の蜀を擧げたることを揭げ、田氏の祖先を呼び起ししが、其れより文初の境遇又は寧親の事若しくは夷陵の地勢等に及び、征蜀の談は暫く中絶に及びし處、末段に至り忽ち起首と廻合して局を結ぶ、是れ文章の續法にして結構極めて奇なり、

**總　說**

此は歐文中に於て簡潔に屬する者なり、

**纂　評**

○沈德潛評　宋祖蜀を平ぐるより說き入る、閒々事を叙するに似たり、後忽ち借りて收拾をなす、親を寧する意に於て隱躍の間に在り、布置高絕、

## 送楊寘序

**解題**　楊寘、其鄉貫字號を審かにせず、歐陽修の友なり、

**主意**　楊に琴を以て不平を慰めんことを勸むるに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「不知疾之在其體也」に至るまでを第一大段となす、作者自身が琴を以て幽鬱の疾を忘れし經驗を叙す、「夫琴之爲技小矣」より「亦有至者焉」に至るまでを第二大段となす、琴の幽鬱を除くべきを言ふ、「予友楊君」より篇尾に至るまでを第三大段となす、琴を勸むるの志を叙す、

**講說**　文初は、文辭と云ひ學業と云ひ通達敏慧にして其人となりは手厚く且つ潔白なれば、歡迎すべき人格なり、此歲の仲春に、荊南の地より西方なる萬州に赴いて、其父母の安否を問はんとし、途中の事とて舟を夷陵に繫げり、予は之と高きに登つて遠方を望み、遂に東山に遊び、綠蘿溪を窺ひ、盤石の上に坐せり、文初は此景色を愛し、留まること五六日に及んで始めて去れり、

夷陵者、其地志云、北有二夷山一以爲レ名、或曰、巴峽之險、至二此地一始平夷、蓋今文初所レ見、尚未レ爲二山川之勝一者、由レ此而上、泝二江湍一入二三峽一險怪奇絕、乃可レ愛也、

**段落**　第四大段なり、

**讀方**　夷陵は、其地志に云ふ、北に夷山あり、以て名となすと、或は曰く、巴峽の險、此地に至り始めて平夷、蓋し今文初見る所、尚ほ未だ山川の勝たらざるもの、此れよりして上り、江湍に泝つて三峽に入れば、險怪奇絕、乃ち愛すべきなり、

**講說**　夷陵と云ふ處は、其地志に、北に夷山あるが故に夷を以て名となすと、一說には巴峽の險が此處に來ると始めて平夷となるが故に名づけたりと、今文初の見る處は尚ほ未だ山川の勝地とはなさゞるものなり、此處より次第に上流に向ひ江水の瀨になりたる處を泝つて、謂はゆる三峽の中に入るときは、險阻にして奇景なれば始めて愛すべし、

**注解**　「三峽」西陵峽、歸鄕峽、巫峽なり、

**文法**　山陽云ふ、夷陵者云々、酷だ史遷に肖たり、明人喜んで此等の處を摹倣して、痕跡宛然、○此段は前後の過渡をなす、

當三王師伐二蜀時、兵出二兩道一一自二鳳州一以入、一自二歸州一以取二忠萬一以西、今之所レ經、皆王師嚮所レ用武處、覽二其山川一可三以慨然而賦二矣、

レ用二其武一、士君子爭以二文儒一進、故文初將家子、反衣二白衣一、從二鄕進士一、擧二於有司一、彼此一時、亦各遭二其勢一而然也、』

段落　第二大段なり、

讀方　田氏、功、史官に書せられ、祿家に世にす、今に至つて絶えず、天下已に定まるに及び、將率其武を用ふる所なく、士君子爭うて文儒を以て進む、故に文初は將家の子、反つて白衣を衣、鄕進士に從ひ、有司に擧げらる、彼此一時、亦各其勢に遭うて然るなり、

講說　田氏は、其功は史官に由つて記錄せられ、其俸祿は代々其家に傳はり、今に至つて絶えず、天下の已に平定せし以來は、將帥も武力の用ひ場所なきため、武官の出身を望むものなく、士君子は我れも我れもと文儒を以て立身す、故に文初は將家の子なるにも拘らず反つて平民の服たる白衣を着て、其鄕の進士に從つて有司に擧げられぬ、祖先の武を以て立身せしも、昔の時世、文初の文を以て立身するも今の時世にして、是れと云ふも各其勢ひに遭遇して此の如くなるなり、

注解　「率」帥に同じ、

文法　山陽云ふ、全篇議論を着けずして、中間忽ち時世の異同に感ず、是れ關渉せざる中の關渉、是れ老歐の獨擅、韓蘇諸公及ばざるなり、

文初辭業通敏、爲レ人敦潔可レ喜、歲之仲春、自二荊南一西拜二其親於萬州一、維二舟夷陵一、予與レ之登レ高以遠望、遂遊二東山一、窺二綠蘿溪一、坐二盤石一、文初愛レ之、留數日乃去、』

段落　第三大段なり、

讀方　文初辭業通敏、人となり敦潔喜ぶべし、歲の仲春荊南より西其親を萬州に拜し、舟を夷陵に維ぐ、予之と高きに登り、以て遠望す、遂に東山に遊ぶ、綠蘿溪を窺ひ、盤石に坐す、文初之を愛し、留まる數日乃ち去る、

は土地最も大なる者にて、周の世宗の英雄すら、三度も淮上に出征して江南の主たる李氏を攻め亡す能はざりしなり、而して蜀も亦地勢の險なるを恃みて要害となし、秦隴山南の各地、皆彼れの爲に侵奪せられぬ、然るに荊人の如きは手出しも出來ずして峽中に歸り、敢て西方を窺うて己が昔の領土を爭はざりし程なり、蜀と江南の優勢なる此の如くなりしに、我が大祖皇帝が天命を受け天子とならるゝに及び、兵を用ふること僅か一萬にも足らずして、此兩國を擧ぐること、一郡一縣の吏を處分すると同樣に手輕く濟みぬ、何と云ふスバラシキことかな、

**注解**　「五代」梁唐晉漢周、「十三四」南漢、北漢、南唐、後蜀、荊南、岐、吳、蜀、閩、楚、吳越、湖南、契丹、後梁、「建隆」宋の太祖の年號、「李氏」國號を南唐と曰ふ、「蜀」後蜀なり、其主を孟氏と曰ふ、「七國」南漢、北漢、南唐、吳、越、荊南、湖南、「至淮上」周の世宗は、顯德三年四年五年と相續いて出征す、「峽」謂はゆる三峽の地、兩山、水を夾むを峽と曰ふ、「荊人」荊南の高氏、「故地」秦隴山南を指す、

**文法**　首段は、文初の祖先が蜀に功ありしを以て論を立つ、秀才の家世を叙するに突然として天下分合の事を說く、起法最も奇、

當此時文初之祖、從諸將、西平成都、及南攻金陵、功最多、於時語名將者稱田氏、

**段落**　第一大段の第二小段なり、田氏の功を叙す、

**讀方**　此の時に當り、文初の祖、諸將を從へ、西のかた成都を平げ、及び南のかた金陵を攻め、功最も多し、時に名將を語るもの田氏と稱す、

**講說**　此の時に當り、文初の先祖は諸將を引率して、西は蜀の成都を平げ、又南は江南の金陵を攻めて、其武功最も高かりしかば、名將の話が出づるときは人必ず田氏を稱せり、

**注解**　「成都」蜀主の都する所、「金陵」江南の都、今の南京、

田氏功書史官、祿世於家、至今而不絕、及天下已定、將率無所

**主意**　田生が祖先の功を立てたる遺跡を過ぎて感慨に堪へざるべしと云ふに在り、

**段落**　凡そ五大段より成る、篇首より「於時語名將者稱田氏」に至るまでを第一大段となす、田氏祖先の武功を叙す、「田氏功書史官」より「亦各遭其勢而然也」に至るまでを第二大段となす、文初の儒生たることを叙す、「文初辭業通敏」より「留數日乃去」に至るまでを第三大段となす、歸着を叙す、「夷陵者」より「乃可愛也」に至るまでを第四大段となす、二人會見の地勢を叙して下段を起す、「當王師伐蜀時」より篇尾に至るまでを第五大段となす、田生を激厲して祖功を繼ぐ所以を思はしむ、

五代之初、天下分爲十三四、及建隆之際、或滅或微、其在者猶七國、而蜀與江南地最大、以周世宗之雄、三至淮上不能擧李氏、而蜀亦恃險爲阻、秦隴山南皆被侵奪、而荊人縮手歸峽、不敢西窺以爭故地、及大祖受天命、用兵不過萬人、擧兩國如一郡縣吏、何其偉歟、

**段落**　第一大段の第一小段なり、蜀、江南の敵が險に據つて平げ難きを叙す、

**讀方**　五代の初、天下分れて十三四となる、建隆の際に及び、或は滅び或は微、其在る者猶ほ七國、而して蜀と江南と地最も大、周の世宗の雄を以て三たび淮上に至り、李氏を擧ぐる能はず、而して蜀亦險を恃んで阻となし、秦隴山南皆侵奪せられ、而して荊人手を縮め峽に歸り、敢て西窺以て故地を爭はず、大祖天命を受くるに及び、兵を用ふる萬人に過ぎず、兩國が擧ぐる一郡縣吏の如し、何ぞ其れ偉なるや、

**講説**　五代の初めに於ては、天下は分裂して十三四となり、建隆の際となつては、此の十三四箇國は滅亡せしもあり衰微せしものありしが、其中存在する者猶ほ七箇國ありき、而して七國中に於て蜀と江南と

徒勞なるが故に皆悲むべきなり、

東陽徐生、少從余學爲文章、稍稍見稱於人、既去而與群士、試於禮部、得高第、由是知名、其文辭日進、如水涌而山出、予欲摧其盛氣而勉其思也、故於其歸、告以是言、然予固亦喜爲文辭者、亦因以自警焉、

**段落**　第四大段なり、

**講說**　東陽の徐生は、少時より余に就いて文章を作ることを學び、次第に人より稱せらるゝに至れり、後去つて多くの士と共に禮部の試驗に應じ、優等の及第を得たり、是に由つて名を知られしが、其文辭は日に進み、水の涌くが如く山の出づるが如き勢ひあり、予は其文章に熱中せる意氣を摧いて其修身の考へを勵まさんことを欲するが故に、其歸るに就き、是の言をば告ぐるなり、然れども予も固より好んで文章を爲るものなるを以て、獨り生を戒むるのみならず、此に因つて自身をも警戒せんとてなり、

**總說**

三不朽の輕重を論ずる、極めて平凡なり、然れども作者感慨の在る處は、立言の比較的に輕きに非ずして、其泯滅し易くして不朽を得難きに在り、是れ其文人たる地位よりして自ら然り、末段自己を補ひ入れたるは、後人の爲に無數の法門を開く、

**纂評**

○**沈德潛評**　先づ三不朽を以て竝び提し、後に言事輕たり、修身獨り重きを說き、後更に言尤も輕たるを說き、直ちに文章家に向つて一針砭を下す、文情感喟、獻欷、最も人を動かすに足る、

## 送田晝秀才寧親萬州序

**解題**　田晝、字は文初、田況の從子、寧親とは親の安否を問ふなり、

著者其人の數は數へ難き程なるに、散亡に歸し磨滅に及び百中に一二も存するものなし、

**注解**　「班固藝文志」漢書の中に在り、凡べて十篇、「四庫」唐は四庫を分つて書を集む、即ち經、史、子、集是れなり、甲乙丙丁を以て次となす、

**文法**　以下直ちに言の恃むに足らざるを謂ふ、

予竊悲其人文章麗矣、言語工矣、無異草木榮華之飄風、鳥獸好音之過耳也、方其用心與力之勞、亦何異衆人之汲汲營營而忽焉以死者、雖有遲有速、而卒與三者同歸於泯滅、

**段落**　第三大段の第二小段なり、論評、

**講説**　余は窃かに悲むなり、其人の文章は美麗とするも、言語は工とするも、草木の花の時めきたる花房の風に飄り、鳥獸の好き鳴き聲の耳を過ぐると異なるなし、其心と力とを用ふるの骨折れる時に方り、亦何として衆人の汲々營々として忽ちに死する者と異ならん、遲きことあり速かなることありと雖も、唯だ時日の問題にして最後は前の三者と同樣に泯滅に歸す、

**注解**　「汲々」休息せざる貌、「營々」往來の貌、「三者」草木、鳥獸、衆人、

**文法**　此處、起首の草木鳥獸衆人と相應じて毫も痕跡なし、○立言の恃むに足らざるを論ずる、限りなき感慨あり、

夫言之不可恃也、蓋如此、今之學者、莫不慕古聖賢之不朽、而勤一世以盡心於文字間者、皆可悲也、

**段落**　第三大段の第三小段なり、立言を恃む者を戒む、

**講説**　夫れ言文の恃み難きは、先づは此の如し、則ち今の學者、何れも古聖賢の不朽を慕はざる者なし、然るに一生骨を折つて心を文字の間に盡す者は、誠に

**文法**　事の言より重きを示す、

孔子弟子、有能政事者矣、有能言語者矣、若顏回者在陋巷、曲肱饑臥而已、其群居則默然終日如愚人、然自當時群弟子皆推尊之、以爲不敢望而及、而後世更百千歲、亦未有能及之者、其不朽而存者、固不待施於事、況於言乎、

**段落**　第二大段の第三小段なり、古人を引いて不朽の言に待たざるを言ふ、

**講說**　孔子の弟子中には政事を能くせし人ありき、言語を能くせし人ありき、されど顏回の若きもの陋巷に在り、肱を曲げて饑臥せしのみ、其他の同輩と共に居るときは默然たること終日、宛も愚人同然なり、然れども當時の群弟子を始めとして何人も皆之を推尊して、敢て望むも及ばざることゝ考へぬ、而して後世百年千年を經て、亦能く顏回に及ぶものあらず、然らば則ち其不朽なるものは固より事業に施すを待たず、況や言文などをや、

**注解**　「史記」此には春秋を謂ふ、春秋は魯の史記なればなり、「政治言語」論語先進篇に云ふ、德行には顏淵、閔子騫、冉伯牛、仲弓、言語には宰我、子貢、政事には冉有、季路と、

予讀班固藝文志、唐四庫書目、見其所列、自三代秦漢以來著書之士、多者至百餘篇、少者猶三四十篇、其人不可勝數、而散亡磨滅、百不一二存焉、

**段落**　第三大段の第一小段なり、事實、

**講說**　予は班固の藝文志及び唐の四庫書目を讀み、其中に列する所を見るに三代秦漢以來書を著せし人は著述の多きは百餘篇、少きも猶ほ三四十篇にして、

者、雖死而不朽、逾遠而彌存也』、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　物として草木鳥獸、人として衆人、右は生ける次第は異なれども死とては則ち同じく、一に腐ち消えて泯滅するに歸するのみ、然るに衆人の中に聖賢と云ふものあり、是れとて無論其間に生きもし死にもすれども、獨り草木や鳥獸や衆人に異ることは、是れは死すと雖も朽つることなく、遠くなればなるほど彌よ存するなり、

**注解**　「澌」水流、

其所以爲聖賢者、修之於身、施之於事、見之於言、是三者、所以能不朽而存也』、

**段落**　第二大段の第一小段なり、綱領、

**講說**　聖賢の聖賢たる所以は、道を身に修め、道を事に施し、道を言に見はすに在り、以上の三者は能く朽ち果てずして存する所以なり、

修於身者、無所不獲、施於事者有得有不得焉、其見於言者、則又有能有不能也、施於事矣、不見於言可也、自詩書史記所傳、其人豈必皆能言之士哉、修於身矣、而不施於事、不見於於言可也』、

**段落**　第二大段の第二小段なり、修身の重きを言ふ、

**講說**　身に修むることは志の如何にあるものなれば、遂げられざるなし、事に施すことは時機境遇の關係あれば、得るあり、得ざるあり、其言論に見はるゝ者に至つては、其人の能あり、不能あり、苟も事實に施す以上は、言論に見はさずとも可なり、詩經、書經、史記の傳ふる所を始めとして、其中の人物、豈に皆能言の士のみならんや、身に修むとせよ、事業に施さゞるも言文に見はさゞるも亦可なり、

**段落**　第五大段の第二小段なり、對へ、

**講説**　予對へて云ふ、余は吾が好みの古物を十分滿足する程集めて老の友とすれば可なり、（散らざるべしとも思はざれば、散らさゞるべしとも思はず）試みに君に問ふべきか、象犀珠玉の集まりたるものは果して散ぜざるか、（是れ固より散ずべし）余は此古器物を以て彼の貴重品に見替へざるなり、

**文法**　通篇、聚まれば乃ち以て散ずるの意を言ひて結となす、○山陽云ふ、常山の蛇勢と、

**纂評**

○沈德潛評　前に天下聚め難きの物なきを說き、後に天下散ぜざるの物なきを說く、古を好むの識、達人の見と、竝び行はれて悖らず、○蘭亭殉葬、殊に至情となす、結意を讀むに及んで、又爽然自ら失す矣、

## 送徐無黨南歸序

**解題**　南歸とは、徐生本と南人にして、今其鄕に歸るなり、

**動機**　徐生をして修身に力を用ひしめんとするに在り、

**主意**　文章恃むに足らずと云ふに在り、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「逾遠而彌存也」に至るまでを第一大段となす、聖賢の不朽なることを論ず、「其所以爲聖賢者」より「況於言乎」に至るまでを第二大段となす、三不朽の中に於て言〔文章〕尤も輕きことを論ず、「予讀班固藝文志」より「皆可悲也」に至るまでを第三大段となす、文を文章に專にするの不可を言ふ、「東陽徐生」より篇末に至るまでを第四大段となす、序を作る所以を言ふ、

草木鳥獸之爲物、衆人之爲人、其爲生雖異、而爲死則同、一歸於腐壞澌盡泯滅而已、而衆人之中、有聖賢者、固亦生且死於其間、而獨異於草木鳥獸衆人

謂聚多而終必散、乃撮其大要、別爲錄目、因幷載夫可與史傳正其闕謬者、以傳後學、庶益於多聞、』

**段落**　第四大段なり、

**講說**　夫れ力は好むには及ばず、好むは專一なるには及ばず、余は天性專にして、古を嗜み、凡そ世人の貪る所のものは、皆此れに就いて何等の欲望なし、故に己が好む所を古物に專らにすることを得たり、之を好むこと已に篤ければ、縱令力は未だ足らずとも猶ほ能く之を致す、故に上は周の穆王より以來、下は秦、漢、隋、唐、五代を更て、外は四海九州の名山大澤、小路の窮りたる崖や人跡の絶えたる谷、荒れたる林、破れたる塚、神仙や化物や不思議なる傳來の物に至るまで、皆有らざるなく、以て集古錄を作りしが、寫し取りては眞を失ふべしと思ふが故に、其石摺の本により、軸仕立として之を藏し、卷や帙の順序はあれども時世の先後はなし、蓋し取ること多くして未だ已まず、故に得るが儘に之を錄したる次第なり、又聚まること多くとも終には必ず散ずべしと思ひしかば、其大要を撮みて別に目錄を作り、因つて之と共に史傳の闕けたる處誤まれる處を正すべき者を載せて後學に傳へ、多聞に益せんことを希へり、

**注解**　「顓」專に同じ、「撮」つまむ、「與史傳」與は爲にと訓す、

或譏余曰、物多則其勢難聚、聚久而無不散、何必區區於是哉、』

**段落**　第五大段の第一小段なり、問、

**講說**　或人は余を譏つて曰く、物多きときは、其結果として聚まり難きものなり、又聚まりたりとて、久しく過ぎては散亂せざるものなし、何ぞ區々として聚むることに務めんやと、

予對曰、足吾所好玩而老焉可也、象犀金玉之聚、其能果不散乎、予固未能以此而易彼也、』

何れも手近に在つて人を去ること遠からず、其之を取る者とても禍ひなし、然るに風霜に打たれ兵火に燒かれ、或は埋もれ、或は磨滅し、山の崖や草叢などに放棄せられ、是れ迄拾ひ上げられざるは、世の好事者の少きに由るなり、幸ひにして之を好む者ありとも其力不十分なるため、僅かに其一二を得るまでにて此等をして聚らしむること能はざるなり、

**注解**　「湯盤」殷の始王成湯の盤なり、銘に曰く、苟日新、日日新、又日新と、「孔鼎」孔悝の鼎、「岐陽之鼓」岐陽とは岐山の南、此れは謂はゆる石鼓なり、其文は唐人盛んに之を稱す、韋應物は以爲へらく、周の文王の鼓にして、宣王の時詩を刻すと、韓愈は、直ちに以て宣王の鼓となす、「岱山」石刻、李斯の篆文、「鄒嶧」上に同じ、「桓碑」郵亭の表なり、四角にして大木を建て、貫くに方板を以てす、名づけて桓と曰ふ、縣の治むる所を表す、「彝器」宗廟の禮器、「古文」謂はゆる蝌斗文字、「籀文」周の宣王の太史籀作る、「篆」秦の李斯作る、「分」八分なり、

**文法**　山陽云ふ、此に至つて前面無用語皆用あるを知る、○去人不遠は前の遠且難に應じ、取之無禍は多死禍如此に應ず、

夫力莫如好、好莫如一、予性顓而嗜古、凡世人之所貪者、皆無欲於其間、故得一其所好於斯、好之已篤、則力雖未足、猶能致之、故上自周穆王以來、下更秦漢隋唐五代、外至四海九州、名山大澤、窮崖絶谷、荒林破塚、神僊鬼物詭怪所傳、莫不皆有、以爲集古錄、以謂傳寫失眞、故因其石本、軸而藏之、有卷帙次第、而無時世之先後、蓋其取多而未已、故隨其所得而錄之、又以

兼ね集めて所有するなり、凡そ物は好む上に力ありさへせば、至らざることなきなり、

**注解** 「絙」索なり、「蛟」鮫なり、「礦」金の石中にあるなり、「餓」ほしいひ、「璣」小珠、又珠の圓からざるもの、

**文法** 山陽云ふ、無用の處に於て精采を着く、是れ文章家の手段、

湯盤孔鼎、岐陽之鼓、岱山鄒嶧、會稽之刻石、與夫漢魏已來、聖君賢士、桓碑彝器、銘詩序記、下至古文籒篆分隸諸家之字書、皆三代以來至寶、怪奇偉麗、工妙可喜之物、其去人不遠、其取之無禍、然而風霜兵火、湮沒磨滅、散棄於山崖墟莽之間、未嘗收拾者、由世之好者少也、幸而有好之者、又其力或不足、故僅得其一二、而不能使其聚也、

**段落** 第三大段なり、

**讀方** 湯盤、孔鼎、岐陽の鼓、岱山、鄒嶧、會稽の刻石、夫の漢魏已來の聖君賢士、桓碑彝器、銘詩序記と、下は、古文籒篆分隸、諸家の字書に至るまで、皆三代以來の至寶、怪奇偉麗、工妙喜ぶべきの物、其人を去る遠からず、其之を取る禍なし、然り而して風霜兵火、湮沒磨滅、山崖墟莽の間に散棄し、未だ嘗て收拾せざるもの、世の好むもの少きに由るなり、幸にして之を好むものありとも、又其力或は足らず、故に僅に其一二を得て、其をして聚らしむる能はざるなり、

**講說** 湯王の盤や孔悝の鼎、岐陽の皷、岱山、鄒嶧山、會稽山の石碑と、夫の漢魏已來聖君賢士の桓碑や彝器や銘詩序記より、下は古文、籒文、篆書、八分、隸書と、諸家の字書とは、皆三代以來の至寶にして、珍奇と云ひ立派と云ひ手際と云ひ、喜ぶべきの物なるが、

譯、乃至乎中國、珠出南海、常生深淵、採者腰組而入水、形色非人、往往不出、則下飽蛟魚、金礦於山、鑿深而穴遠、篝火餱糧而後進、其崖崩窟塞、則遂葬於其中者、率常數十百人、其遠且難、而又多死禍、常如此、然而金玉珠璣世常兼聚而有也、凡物好之而有力、則無不至也、

**段落**　第二大段なり、

**讀方**　象犀虎豹、蠻夷山海人を殺すの獸、然れども其齒角皮革、聚めて有すべきなり、玉、崑崙流沙萬里の外に出で、十餘譯を經、乃ち中國に至る、珠、南海に出で、常に深淵に生ず、採るもの組を腰にして水に入る形色人に非ず、往々出でず、則ち下、蛟魚を飽かしむ、金、山に礦す、鑿深くして穴遠し、火を篝し、糧を餱して後進む、其崖崩れ窟塞れば、則ち遂に其中に葬らるゝもの、率ね常に數十百人、其遠く且つ難うして又死禍多き、常に此の如し、然り而して金玉珠璣は、世常に兼聚して有するなり、凡そ物之を好んで力あれば、則ち至らざるなきなり、

**講說**　象や犀や虎豹の如きは蠻夷の山海に住して、人を殺す所の獸なり、されど其齒や角や皮や革やは聚めて所有すること出來るなり、玉は崑崙、流沙など、中國より萬里の外に產するものにて、十餘の譯語を經て始めて中國に至る、珠は南海に出で、生ずる所は常に深淵なり、之を採る者は繩を腰に着けて水中に入ることとなるが、其形と云ひ色と云ひ、迚も人間とは見えず、往々出でずして蛟の餌となることあり、金は山の礦に在り、掘り下ぐること深くして、穴は遠く横に出で、篝火を燒き餱を辨當として進み入る、若し崖崩れ穴塞るときは遂に其中に葬らるゝもの、率ね常に數百人に及ぶ、此等の物が出づる所遠くして求むること難く、其上命を失ふ禍多きことは常に此の如し、此の如くなるにも拘らず、金玉珠璣は世間常に

非ずと雖も、而も說を立てゝ正に乖かざるを見る、則ち彼の術中猶ほ取るべきあるを見るなり、末一語仍ほ入道の自然に歸し、幷に養生を以て撇去す、則ち仙を學ぶの妄、言を待たず矣、

# 集古錄目序

**解題** 歐陽修、古物を好み、集めたる所頗る多し、修又其目錄を作り、自ら之に序せしなり、

**主意** 其藏する所の古物は嗜好の篤きに因り蒐集することを得たりと云ふに在り、

**段落** 凡そ五大段より成る、篇首より「有不能致之」に至るまでを第一大段となす、大意を揭ぐ、「象犀虎豹」より「則無不至也」に至るまでを第二大段となす、物の好む所に聚まるを言ふ、「湯盤孔鼎」より「不能使其聚也」に至るまでを第三大段となす、好と力と足らざれば聚まらざるを言ふ、「夫力莫如好」より「庶益於多聞」に至るまでを第四大段となす、己が專門に嗜好したる爲め集め得たるを言ふ、「或譏予曰」より篇尾に至るまでを第五大段となす、主客並び收む、

物常聚於所好、而常得於有力之彊、有力而不好、好之而無力、雖近且易、有不能致之、

**段落** 第一大段なり、

**講說** 物は何に拘らず好む人の許に集まり、而も常に力の強き者の手に得らる、若し力あれども好まず、之を好めども力なきときは、手近に在り、且つ容易に得らるべしと雖も、之を致す能はず、

**文法** 物常聚於所好の一句は、名語として千古に傳稱せらる、〇林西仲云ふ、聚の字、好の字、是れ一篇の主腦、

象犀虎豹、蠻夷山海殺人之獸、然其齒角皮革可聚而有也、玉出崑崙流沙萬里之外、經十餘

欲レ求レ生而反害ニ其生一者上、可レ不レ哀哉、矧以ニ我翫好之餘一、拯ニ世人之謬惑一、何惜而不レ爲、乃爲刪ニ正諸家之異一、一以ニ永和石本一爲レ定、其難レ曉之言、略爲ニ注解一、庶幾不レ爲レ訛謬之說、惑レ世以害レ生、是亦不レ爲レ無レ益、若ニ大雅君子一則豈取ニ於此一、』

**段落**　第四大段なり、

**讀方**　是に於て喟然歎じて曰く、吾れ世を曉すに仙なきを以てして、人の學ぶ者を止めんと欲す、吾が力顧みて未だ能はざる也、吾れ世人、奇怪訛舛の書を執り、生を求めんと欲して反つて其生を害する者を視る、哀まざるべけんや、矧や我が翫好の餘を以て世人の謬惑を拯ふ、何を惜んで爲さゞらん、乃ち爲に諸家の異を删正し、一に永和石本を以て定となす、其曉し難きの言は略ぼ注解をなす、庶幾はくは訛謬の說、世を惑はし、以て生を害するを爲さゞるを、是れ亦益なしとなさず、大雅君子の如きは則ち豈に此に取らんや、

**講說**　是に於て大息をつき嘆じて曰く、吾れ世人に仙人のなきことを說明して、之を學ぶ者を止めんと欲すれども、吾が力にては何分未だ能はず、吾れ世人が奇怪誤謬の書を執り、長生を求めんと欲して反つて其健康を害する者を視る、哀まざるべけんや、況や我が物好きの娯みの餘りを以て世人の惑ひを救ふに何を惜んで爲さゞらんや、乃ち爲に諸家の異本を删正して、一に永和石本を以て標準とし、其曉し難きの言は略ぼ注解をなす、間違ひたる說の爲に世を惑はされ、健康を害せられざることを希ふ、是れも亦益なしとせず、大雅の君子は豈に此に取る所あらんや、

**注解**　「大雅」正しきなり、

**文法**　大雅君子は上智に應ず、

纂評

○沈德潛評　黃庭の正旨、乃ち內養を談じて稍理に近し、神怪に惑はされざる者、處々道の自然を以て說入す、而して妄意生を貪るを以て反襯す、道の本旨に

す、

**講說**　故に上智は之を自然に任せ、其次は內を養うて以て病を却け、最も下等なる仕方は無闇に考へて命を貪る、

**文法**　上智は上の聖智に應ず、最高の一層なり、養內は題の正面、卽ち黃庭經の方術、最下は仙を學ぶものにして、首段に排斥の意を掲げたるもの、

世傳黃庭經者、魏晉間道士養生之書也、其說專於養內、多奇怪、故其傳之久、則易爲訛舛、今家家異本、莫可考正、無仙子既甚好古、家多集錄古書文字、以爲玩好之娛、有黃庭經石本者、迺永和十三年晉人所書、其文頗簡、以較今世俗所傳者、獨爲有理、疑得其眞、

**段落**　第三大段なり、

**講說**　世に黃庭經と云ふ書を傳へ來れるが、右は魏晉時代の道士の養生書なり、其說は內を養ふに專らにして、不思議の事多し、世間に傳はれること久しければ、兎角誤謬あり、今家々の本皆異なるが故に、考へ正すべき由なし、無仙子は從來甚だ古物を好み、家に多く古書古文字を集め、物好きの慰みとなすことなるが、其中に黃庭經の石本あり、卽ち永和十三年に晉人の書せし所にして、其文は非常に簡潔なり、之を今世俗に傳はれる本と比較するに、此れのみ理有りと思はる、恐らくは原本の眞を得たるものならん、

**注解**　「訛舛」訛は謬なり、舛は錯亂なり、「石本」石摺、「迺」乃に同じ、

**文法**　玩好は後を伏す、

於是喟然歎曰、吾欲曉世以無仙而止人之學者、吾力顧未能也、吾視世人執奇怪訛舛之書、

**文法**　眞西山云ふ、有道無仙の四字は一篇の底柱、

後世貪生之徒、爲養生之術者、無所不至、至茹草木、服金石、吸日月之精光、

**段落**　第二大段の第二小段なり、服食を事とするの養生術を擧ぐ、卽ち下道、

**講說**　後世に至り長生を貪る徒の養生術を行ふ方は何事にても遍く行き亙らざる所なく、草木を食ひ、鑛物を呑み、日月の精氣や光線を吸ふに至る、

**注解**　「茹草木」茹は食ふ、菓や芝を食するの類、「服金石」水銀、丹砂を錬つて服するの類、服は服藥の服、「吸日月之精光」今日の新鮮なる空氣を吸ふの類か、

又有以謂此外物不足恃、而反求諸內者、於是息慮絕欲、錬精氣、勤吐納、專於內守、以養其神、其術雖本於貪生、及其至也、尙或可以全形而却病、猶愈於肆欲稱情、以害其生者、是謂養內之術、

**段落**　第二大段の第三小段なり、養內の養生術を擧ぐ、卽ち中道、

**講說**　又此等の外物は恃むに足らずと思惟して、之を心の內に立戻りて求むるものあり、之が爲に思慮を息め、情慾を絕ち、精氣を錬り、呼吸法を勤め、自主的自守的の方法を專らにして其精神を養ふ、其術は亦長生を貪ることに源因すれども、其至極の境に達する曉は、尙ほ形を全くして病を却くることを得、欲を逞しうし情を遂げて、其健康生命を害するよりはマダシモなり、是を內を養ふの術と曰ふ、

**注解**　「稱」かなふ、

故上智任之自然、其次養內以却病、最下者妄意而貪生、

**段落**　第二大段の第四小段なり、養生の三道を概括

仁人也、勞其形者長年、安其樂者短命、蓋命有長短、稟之於天、非人力之所能爲也、惟不自戕賊、而各盡其天年、則二人之所同也、此所謂以自然之道、養自然之生、

**段落**　第二大段の第一小段なり、自然の道を以て自然の生を養ふの養生術を擧ぐ即ち上道、

**講說**　無仙子は議論を立てゝ曰く、昔より道あれども仙はなし、然るに後世の人は道あることを知りながら其道を得ず、仙なきを知らずして妄りに仙を學ぶ、此れこそ我が哀む所なり、道とは自然の道なり、生きて必ず死するとも亦自然の理なり、此の自然の道を以て自然の命を養ひ、己れと健康を害し生命を短縮することなく、其天年を盡すは、此れ昔より聖智あるものゝ皆同一なる仕方なり、禹は天下中を巡行し、四種類の乘り物に乘つて、幾百と云ふ河川の水を治めたるが如き、其肉體を勞したりと謂ふべし、然るに其壽命は百歳なりき、又顔子は蕭然とシメヤカにムサクルシキ横町に臥し、一簞の飯と一瓢の飲み物のみにて、外は物に誘はれず、内は心に動く所なく、此上もなき快樂と謂ふべし、然るに其壽命は三十歳に及ばざりき、此の二人は古への仁人なり、然る所其形を勞せし禹は長生して、其樂みに安んじたる顏回は短命なりしが如き、理外の事あり、蓋し命に長きと短きとあるは天より受けたる者にして、人力にて長短を自由になす能はず、惟だ己れと我が健康を害せずして、各其天年を盡せしに至つては、二人共に同じき點なり、此れ謂はゆる自然の道を以て自然の生を養ふものなり、

**注解**　「戕賊」傷害する、「天閼」命を遏め縮むる、「走」行くに同じ、「四載」水に舟、陸に車、山に檋、泥に橇、「稟」うく、「簞食瓢飲」論語雍也篇に、子曰く、賢なる哉回や、一簞の食、一瓢の飲、陋巷に在り、人其憂に堪へず、回や其樂を改めず、賢なるかな回やとあり、「簞」竹製の飯器、「三十」其實三十二歳なれども、大數を擧げたるなり、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「以警世人之學仙者也」に至るまでを第一大段となす、先づ大意を掲ぐ、「其爲言曰」より「最下妄意而貪生」に至るまでを第二大段となす、養生の道に三等あるを叙す、「世傳黃庭經者」より「疑得其眞」に至るまでを第三大段となす、黃庭經の性質と石本の眞を得たる者なることを言ふ、「於是喟然歎曰」より篇尾に至るまでを第四大段となす、删正する所以を論ず、

無仙子者不知爲何人也、無姓名、無爵里、世莫得而名之、其自號爲無仙子者、以警世人之學仙者也、

段落　第一大段なり、

講説　無仙子と云ふ人あるが、何人なるか知り難し、此人姓名もなく、爵里もなく、世間も殆ど名の附け方なし、彼が自ら無仙子と稱したるは、斯く名を附けて世人の仙を學ぶものを警めんとの考へなり、

注解　「無仙子」假りに作りたる人物にて、暗に作者自身を謂ひしなり、

文法　警世の二字は是れ眼目、

其爲言曰、自古有道無仙、而後世之人、知有道而不得其道、不知無仙而妄學仙、此我之所哀也、道者自然之道也、生而必死、亦自然之理也、以自然之道、養自然之生、不自戕賊夭閼、而盡其天年、此自古聖智之所同也、禹走天下、乘四載、治百川、可謂勞其形矣、而壽百年、顏子蕭然臥於陋巷、簞食瓢飲、外不誘於物、内不動於心、可謂至樂矣、而年不及三十、斯二人者、皆古之

**講説**　扨も予は老いんとす、今方に淮潁の間に於て田地を買ひ、隱居の準備をなす所なり、夏は竹の席に涼風を掬し、冬は茅葺（カヤブキ）の檐（ノキ）にて日に當り、睡餘に枕を支へて昔日に於ける平生の仕宦出處の事など念ひ、翰林の役所を振向（フリカヘ）り見れば、宛も天上に在るやうなり、因つて遺稿を閲して其中に載せたる職官や氏名を見つけ、其人の盛衰や前後や、誰が存在し誰が死亡せしと云ふことを比較するときは、榮寵は虚名にて笑咄（ワラヒバナシ）の種なることを知るに足り、又田夫野老に向つて己が出世せしことを誇るに足らんと云ふのみ、

**注解**　「淮潁」二水の名、「玉堂」翰林院を指す、「噱」大笑なり、

**文法**　山陽云ふ、嗚呼の一句は全神を振起す、○又云ふ、「顧瞻如在天上」は官を戀ふるに似たり、讀んで一噱に資し田夫野老に誇るに至れば、則ち泥土官を視るを知るなり、文當に此の如く曲折低徊すべし、乃ち誦すべし、

**總説**

最後の一段、情味限りなし、是を文の風韻と曰ふ、

**纂評**

○沈德潛評　翰林文章なし、宋代已に然り、應用常格に牽かる、然らざるを得ざるなり、抑揚顧眄、絶世の文情、末段、鹿門、俗韻を以て之を貶す、殊に未だ允ならずとなす、○予れ翰林學士たる一年、起居に任ずる四年、時聖明に際し、靑詞齋表の作なきを喜ぶ、今院吏掌る所、日を以て之を次するもの、遺略なきなり、惟だ懸車以後、玉堂天上の感なからず、歐公の作を讀み、之が爲に憮然、

# 刪正黄庭經序

**解題**　黄庭經、本名は黄庭內景經にして、一卷あり、道家の經典なり、刪正とは、種々の異本あるを、作者が、永和本に依り、疵を刪り誤を正せしなり、

**動機**　好古心の餘を以て世人の迷信を救はんとするに在り、

**主意**　黄庭は內養の術を説くが故に、他の迷信的養生法に比すれば理あるを以て、刪正の價値ありと云ふに在り、

況や其上朝廷より內宮禁に及び、下蠻夷海外に曁ぶまで、事載せざるなく、而して時政記日曆、起居郎舍人と略して起せざる所あり、未だ必ず斯に取るあらずんばあらず、

**講說**　然れども今の文士は尤も翰林を以て榮譽の地位となす、予既に職を罷めし後、院吏は予が當直の時作りし草稿を取り、日の前後に從つて順序を立て、四百餘篇を得たり、因つて棄つるにも忍びず、況や上は朝廷より、內は宮中に及び、下は蠻夷海外に及ぶまで事として載せざるはなく、其上時政記と日曆、其他起居郎舍人とが略して記せざる所あるものは、斯の集に取る所なしとも限らず、（則ち強ち棄つるにも及ばざるか）

**注解**　「院吏」翰林院の吏、「時政記」宰相の朝夕に政を議せし語、及び君臣の間奏對の語なり、「日曆」時政記及び起居注により潤色して之を爲すもの、「起居郎舍人」起居注を掌る吏、

**嗚呼予且老矣、方買田淮潁之間、若夫涼竹簟之暑風、曝茆簷之冬日、睡餘支枕、念昔平生仕宦出處、顧瞻玉堂、如在天上、因覽遺稿、見其所載職官名氏、以較其人盛衰先後、孰在孰亡、足以知榮寵爲虛名、而資笑談之一噱也、亦因以誇於田夫野老云爾、**

**段落**　第五大段なり、

**讀方**　嗚呼予れ且つ老ゆ矣、方に田を淮潁の間に買ふ、若し夫れ竹簟の暑風に涼し、茆簷の冬日に曝し、睡餘枕を支へ、昔の平生仕宦出處を念ひ、玉堂を顧瞻するに天上に在るが如し、因つて遺稿を覽、其載する所の職官名氏を見、以て其人の盛衰先後、孰か在る孰か亡ぶるを較すれば、以て榮寵の虛名たるを知つて、笑談の一噱に資するに足るなり、亦因つて以て田夫野老に誇ると云爾、

常格、卑弱不レ振、宜可レ羞也』、

段落　第三大段なり、

讀方　予翰林に在る六年、中間二三大臣に拜進す、皆適に直に當らず、而して天下無事、四夷和好、兵革用ひず、凡そ朝廷の文、指麾號令、訓戒約束する所以、事に因るに非ざるよりは以て發明するなし、矧や予れ中年早く衰へ、意思零落、工に非ざるの作を以て、又遇うて以て發する所なし焉、其應用に屑々、常格に拘牽し、卑弱振はず宜なり羞づべきや、

講説　予れ翰林に勤務せしこと六箇年なるが、其間に二三大臣の拜命あり、然るに丁度當直の順番に非ざりしかば、制なり誥なりを起草するの機會なく、而して天下は無事にして四方の夷は中國と和好なりしかば、干戈を用ひず、凡そ朝廷より指圖をなし、命令を下し、訓戒し、取締る所の文は、故事先例により、外は發することなきに、況や余は中年の時最早衰弱に及び、思想も缺乏となれり、唯だすらも工みにあらぬ文なるに、新機軸を出すべき事件にも出會せず、間に合はする事にこせつき、一定の形式に引廻され、其文卑弱にして勢振はず、我と自身に羞かしく覺ゆるも當然なり、

注解　「予在翰林」慶暦三年、作者始めて知制誥となる、「直」當番、「發明」明の字は衍とすべし、「屑々」こせこせ、「應用」一時の用に應ずる、

然今文士尤以二翰林一爲二榮選一、予既罷レ職、院吏取二予直草一、以レ日次レ之、得二四百餘篇一、因不レ忍レ棄、況其上自二朝廷一、內及二宮禁一、下暨二蠻夷海外一、事無レ不レ載、而時政記日曆、與二起居郎舍人一、有レ所二略而不一レ紀、未二必不一レ有レ取二於斯一焉』、

段落　第四大段なり、

讀方　然れども今文士尤も翰林を以て榮選となす、予れ既に職を罷む、院吏予が直草を取り、日を以て之を次し、四百餘篇を得たり、因つて棄つるに忍びず、

今學士所レ作文章多矣、於二青詞齋文一、必用二老子浮屠之說一、祈禳秘祝、往往近二於家人里巷之事一、而制誥取二便於宣讀一、嘗拘以二世俗所一レ謂四六之文一、其類多如レ此、然則果可レ謂二之文章一者與、

**段落**　第二大段なり、

**讀方**　今學士作る所の文章多し矣、青詞齋文に至つては必ず老子浮屠の說を用ひ、祈禳秘祝、往々家人里巷の事に近し、而して制誥便を宣讀に取る、嘗て拘するに世俗謂はゆる四六の文を以てす、其類多く此の如し、然らば則ち果して之を文章と謂ふべきや、

**講說**　今の學士の作る所の文章は、其體多きことなり、其中の青詞、齋文に至つては是非とも老子や佛の說を用ひ、祈禱まじなひなど往々民家村里の所爲に近く、而して制誥は讀み上ぐるに便利なることを主とし、常に口調の善き、謂はゆる四六文に拘泥す、故に翰林學士の作る所の文章は多しと雖も、其類は多く此の如し、然らば則ち果して文章と謂ふを得るか、（文章とは謂はれまじ、）

**注解**　「青詞」道敎の廟宇にて太上老君に薦告する文にて、青藤の紙に朱字もて寫す、「齋文」祭文のこと、「祈禳」福を求め禍をはらふ、「秘祝」まじなひ、「四六」六朝時代の文體、四字と六字を以て句となす、

**文法**　果可謂之文章者與の句、辭は疑にして意は斷ず、婉にして力あり、

予在二翰林一六年、中間拜二進二三大臣一、皆適不レ當レ直、而天下無事、四夷和好、兵革不レ用、凡朝廷之文、所下以指二麾號令一、訓戒約束上、自非レ因レ事、無三以發二明一、矧予中年早衰、意思零落、以二非レ工之作一、又無下所レ遇以發上レ焉、其屑二屑應用一、拘二牽

手に成りたる內制の諸篇を集め、自ら之に序せしなり、

**動機**　仕官の紀念となすべきに在り、

**主意**　文存するに足らずと雖も、實錄として存すべき者ありと云ふに在り、

**段落**　凡そ五大段より成る、篇首より「自負以爲至論」に至るまでを第一大段となす、翰林學士の文才を要するを言ふ、「今學士所作文章多矣」より「然則果可謂之文章者與」に至るまでを第二大段となす、翰林學士の文章觀るに足らざるを言ふ、「予在翰林」より「宜可羞也」に至るまでを第三大段となす、己れの文亦拙なるを言ふ、「然今文士尤以翰林爲榮選」より「未必不有取於斯焉」に至るまでを第四大段となす、記載の取るべきを言ふ、「嗚呼予且老矣」より篇尾に至るまでを第五大段となす、餘波なり、

昔錢思公嘗以謂、朝廷之官、雖二宰相之重一、皆可下雜以二他才一處上レ之、惟翰林學士非二文章一不可、思公自言爲二此語一、頗取二怒於達官一、然亦自負以爲二至論一、』

**段落**　第一大段なり、

**讀方**　昔し錢思公嘗て以謂へらく、朝廷の官、宰相の重きと雖も、皆雜ふるに他才を以て之に處るべし、惟だ翰林學士、文章に非ざれば不可と、思公自ら言つて此語をなす、頗る怒を達官に取る、然れども亦自負して以て至論となす、

**講說**　昔し錢思公は嘗て謂へらく、朝廷の官を觀るに、宰相の如き重き官職と雖も、皆他の才能を雜へて其地位に處ることを得べし、惟だ翰林學士は、文章の才ある者に非ざれば處るべからずと、錢思公自身の居る翰林に就いて此語をなせしため、頗る顯官の怒りを受けぬ、然れども思公は自負して至極の議論となせり、

**文法**　將に今學士の作る所、文章と謂ふに足らざることを言はんとす、乃ち先づ翰林の文才ある者に非ざれば不可なるを論ず、

合ふやうにと、

**注解**　「斂」をさむ、

**文法**　仍ほ曼卿に帶應して結をなす、

嗟夫惟儼既不用於世、其材莫見於時、若考其筆墨馳騁、文章贍逸之能、可以見其志矣、

**段落**　第四大段の第二小段なり、文に因つて彼れの志を見るべきを言ふ、

**講説**　扨も惟儼は世に用ひられざりしかば、隨つて其器量も世に見はるゝこと無かりしかども、若し其筆墨の自由に伸びて文章の豐富なる能力を參考せば彼れの志を見ることを得ん、

**文法**　惟儼の志は用世に在り、而して用世の志は其文に在りとの意を結ぶ、

——總説

中段、惟儼の意中を揣つて豪語を寫す處、傳神の筆と謂ふべし、志氣の雄卓と妄りに人と交らざるの氣象と、紙上に躍然たる者あり、其文を敍する處、僅かに末段の數語に過ぎず、而して尚ほ志の字を帶ぶ、主意を結び得て滿足、

纂評

○高梅亭評　此篇、不妄交人及び有用世之志を以て主となす、惟だ其志大、故に必ず當世の賢豪を求め肯て妄りに交らざるなり、中段、其志大言大なるを寫す、此れを以て其坐人を誚る、亦安んぞ肯て妄りに交り、賢不肖をして混ぜしめんや、

○沈德潛評　同じく是れ曼卿を借りて引となす、而して秘演が文を序する、死生聚散を以て筆を著し、惟儼の文を序する、其用世の志あるを以て筆を著す、機局變化、略ぼ相似ず、○序中略ぼ傳體を帶ぶ、又是れ一格、

# 内制集序

**解題**　内制とは、凡そ制・誥・詔・勅・諭・批・答・口宣齋表・靑詞・赦書・國書等を謂ふ、皆翰林學士の掌る所なり、作者嘗て翰林に在り、官を退きし後、己が

講說　惟儼酒に醉ふときは右の議論を以て、座の人を惡口するに、彼等も亦口返答を爲して云ふ、世を棄てゝ己れの主義を守るが如きことは古人の容易とせし所なるが、之に反して其身を奮ひ興して時世に應じ、是非とも功業を成さんとするは、聖賢と雖も亦之を難しとせり、周公と孔子と窮達の異なる所以は此に在り、今御坊は僧侶となつて老い、世に用ひられず窮達と云ふが如き世間的の途を踐まず全く別物なるに反つて古への事跡が已に斯くありとて今人にも然せよと責むるか、(然樣な權利はあるまじ)

注解「窮亨」亨は通ずるなり、

然惟儼雖傲乎退偃於一室、天下之務、當世之利病、與之言、終日不厭、惜其將老也已、

段落　第三大段の第三小段なり、惟儼の用ふべきを言ふ、

講說　然るに惟儼は、傲然と一室の中に引込み居るとは云へ、天下の問題と現代の利害とは常に念頭に掛り、之と其事を語るときは終日の永きも厭はず、只だ惜むべきことには、彼れは將に老い朽ちんとするなり、

注解「傲」倨なり、威張る、

文法　妄りに人を罵るに非ざるを示す、

曼卿死、惟儼亦買地京師之東、以謀其終、乃斂平生所爲文數百篇示余曰、曼卿之死、既已表其墓、願爲我序其文、及我之見也、

段落　第四大段の第一小段なり、序を作者に求めしことを敍す、

講說　曼卿の死するや、惟儼も世をあぢきなく思ひて京師の東に土地を買ひ、死仕度をなし、因つて平生爲りし所の文數百篇を取揃へ、予に示して曰ふやう、曼卿死せし時君には其墓表を作られたり、何卒我が爲に吾が文の序を書き賜はれ、而も生存中見る間に

寺と曰ふ、

**文法**　賢者顧我の句を束ね、下段遂に交る所の賢士に就いて論を立つ、

然嘗竊怪平生所交、皆當世賢傑、未見卓卓著功業如古人可記者、因謂世所稱賢才、若不笞兵走萬里、立功海外、則當佐天子、號令賞罰於明堂、苟皆不用、則絕寵辱、遺世俗、自高不屈、尙安能酣豢於富貴而無爲哉、

**段落**　第三大段の第一小段なり、惟儼の意中を叙す、

**講說**　然れども惟儼の嘗て竊かに怪みしは、其平生交れる所の人は皆當世の賢人豪傑なるに、卓々と人にすぐれたる功業を著すこと、古人の如きものなきは如何にと、因つて以爲へらく、世に賢人才士と稱せらるゝ人は、若し兵士に鞭打つて萬里の遠きに出陣して功を海外に立てずんば、則ち當に天子を佐け、明堂の上に賞罰を號令すべし、苟も皆用ひられざるときは、寵辱の念を絕ち、世俗を超脫し、自ら高尙に構へて屈せざるが宜し、其れに何として富貴に飼はれて爲すことなきや、

**文法**　梅亭云ふ、將たらざれば卽ち當に相たるべし、其餘碌々、固より緇流〔僧〕に隱るゝに若かざるなり、惟儼の言此の如し、

醉則以此誚其坐人、人亦復之以謂遺世自守、古人之所易、若奮身逢時、欲必就功業、此雖聖賢難之、周孔所以窮達異也、今子老於浮圖、不見用於世、而幸不踐窮亨之途、乃以古事之已然、而責今人之必然邪、

**段落**　第三大段の第二小段なり、反對者の言を叙す、

交り最も親しかりき、曼卿は人に對し善惡智愚の差別なく必ず皆歡心を盡して交れり、然るに惟儼の方は賢士に非ざる者と交際せず、其意に叶はざることあれば、貴賤となく一切逐ひ返し振り棄てゝ少しも顧みず、曼卿の無差別なる愛と惟儼の窮屈なると、方針は異なれども、其れに拘らず其交情に至つては何等の隔なかりき、

**注解**　「介」特なり、又堅確、拔けざるを介と曰ふ、

**文法**　曼卿を引いて客とせしは、相類することを主として言ふにあらず、反つて曼卿の無制限を以て惟儼の狷介なるを形はさんが爲に外ならず、〇汪武曹云ふ、三十餘年は、卽ち將に老いんとする意を含む、〇山陽云ふ、秘演の序、千轉萬折して後題に入る、此れは則ち單刀直入、

曼卿嘗曰、君子泛愛而親仁、惟儼曰不然、吾所以不交妄人、故能得天下士、若賢不肖混、則賢者安肯顧我哉、以此一時賢士、多從其遊、居相國浮屠、不出其戶十五年、士嘗遊其室者、禮之惟恐不至、及去爲公卿貴人、未始一往干之、

**段落**　第二大段なり、

**講說**　曼卿嘗て曰く、君子は誰れ彼れとなく之を愛して、其内の仁者に親むべきなりと、惟儼は云ふ、然らず、吾れ無闇なる人に交らざればこそ、天下の賢士を得たるなれ、若し賢不肖を混合せんには、賢者は何とて我れを顧みんやと、惟儼が斯く賢者を擇びしかば、一時の賢士彼れに從つて遊ぶもの多かりき、相國寺に居り、其門戶を出でざること十五年に及べり、士の嘗て其室に遊びし者は、惟儼を禮して偏へに至らざらんことを恐れぬ、然るに此輩が去つて公卿貴人たるに及び、未だ一たびも往いて依賴などせしことあらず、

**注解**　「相國浮屠」浮屠は玆に寺を謂ふ、相國寺は唐の中宗の建立せしものにて、宋の太宗改めて大相國

纂評

○茅鹿門評　慷慨嗚咽の音多く、之を讀むに擊筑を聞くもの丶如し、蓋し秘演は曼卿と遊び、歐陽公は曼卿に於て秘演を識る、秘演を愛すと雖も、亦之に狎るるは此を以てなり、篇中命意最も曠にして逸、司馬子長の神髓を得たり、

○沈德潛評　己れより曼卿を引出し、曼卿より秘演を引出す、浮屠人の爲に序を作る、自ら應に己が身分を留むべきなり、盛衰死生の感、嗚咽に勝へず、

## 釋惟儼文集序

**主意**　惟儼が用世の志あつて用ひられざるは惜むべしと云ふに在り、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「而交合無所間」に至るまでを第一大段となす、曼卿との交情を叙す、「曼卿嘗曰」より「未始一往干之」に至るまでを第二大段となす、賢士の多く之と交るを言ふ、「然嘗竊怪平生所交皆當世賢傑」より「惜其將老也已」に至るまでを第三大段となす、其大志と大言とを叙す、「曼卿死」より篇末に至るまでを第四大段となす、其文章に因つて志を見るべきを言ふ、

惟儼姓魏氏、杭州人、少遊京師、三十餘年、雖學於佛、而通儒術、喜爲辭章、與吾亡友曼卿交最善、曼卿遇人無所擇、必皆盡其所懽、惟儼非賢士不交、有不可其意、無貴賤、一切閉拒絕去不少顧、曼卿之兼愛、惟儼之介、所趨雖異、而交合無所間、

**段落**　第一大段なり、

**講説**　惟儼は其姓魏氏にて、杭州の人なり、少時より京師に遊ぶこと三十餘年に及ぶ、佛を學べりと雖も而も儒術に通じ、喜んで辭章を作り、吾が亡友曼卿と

上は世に用ひらるべきにあらず、唯だ其詩のみは世に行はるべきに、是れすら無性にして惜し氣もなく散佚するに任せて、整理もなさゞりき、已に老いたる後、其詩を入れたる嚢の口を開きたるに、尙ほ三四百篇を得たり、何れも喜ぶに足るほどの佳作なり、

**注解**　「浩然」廣大の貌、「胠」開く、

**文法**　智謀非常之士無所用其能に應ず、○此一小段、秘演の詩に說き入る、此れ本篇の正面なり、

曼卿死、秘演漠然無所向、聞東南多山水、其巓崖崛嵂、江濤洶涌甚可壯也、遂欲往遊焉、足以知其老而志在也、於其將行、爲敍其詩、因道其盛時、以悲其衰、

**段落**　第五大段なり、

**讀方**　曼卿死す、秘演漠然向ふ所なし、東南山水多く、其巓崖崛嵂、江濤洶涌、甚だ壯とすべしと聞くや、遂に往いて遊ばんと欲す焉、以て其老いて志あるを知るに足るなり、其將に行かんとするに於て、爲に其詩に敍し、因つて其盛時を道ひ、以て其衰を悲む、

**講說**　曼卿の死せしより秘演は手持無沙汰となり、何の樂もなく、東南には山水多く、其頂上は高く聳え江水の波濤は湧き立つが如く、非常に壯觀なりと聞き、往いて其地に遊ばんと欲す、是れを見ても秘演が老いたりと雖も其たくましき志の尙ほ存することを知るべし、今其出立せんとするに際し、秘演の爲に其詩の序を作ることゝなれるが、因つて其盛んなりし時の事を言ひ、其衰へたるを悲む、

**注解**　「漠然」茫然と云ふが如し、「崛嵂」特起高峻の貌、

**文法**　道其盛時の一語、通體を結ぶ、

## 總　說

凡そ交遊の存沒、死生、盛衰の感を敍するもの、此篇の如く淋漓たるものなし、眞に歐陽氏獨絕の神伎なり、故に山陽云ふ、古今第一等の集序、韓蘇集中、皆之れなしと、其神味を掬すれば、此言の溢美に非ざるを知る、但し盛衰の二字を以て字眼となすは伶官傳の後序に同じと雖も、彼此各其妙あり、

**段落**　第三大段の第二小段なり、其衰を言ふ、

**讀方**　十年の間、秘演、北、河を渡り、東、濟鄆に之き、合ふ所なし、困じて歸る、曼卿已に死す、秘隱も亦老病、嗟夫二人のもの、予乃ち其盛衰を見る、則ち余も亦將に老いんとす矣、

**講說**　然るに其れより十年の間に、變れば變るものにて、秘演は北方に向ひて黃河を渡り、東へ轉じて濟鄆に往きしが、何處に於ても意に合ふことなく、困窮して歸り來りぬ、今曼卿は最早死亡に及び、秘演も老ゆると共に病身となりぬ、扨も此の二人の者に就いては、予其盛んなる時を見しが、又其衰へたる時をも見たりとすれば、余とても將に老い果てんとするにこそ、

**文法**　此一段、主客を合說して盛衰の變を叙し、遂に客中の客たる自己を以て盛衰を結び去る、予乃見其盛衰は仍ほ客觀に屬す、然るに余亦の句に因って忽ち主觀となる、妙甚し、○沈德潛云ふ、兩行中、盛衰を寫し盡す、俯仰頓挫、並に自己を插入す、字句中、激楚の聲あり、○山陽云ふ、余亦將老矣の一句、文情絕えんと欲す、○老の字は篇首の少の字と相應じて、限りなき態あり、

夫曼卿詩辭淸絕、尤稱二秘演之作一、以爲雅健有二詩人之意一、秘演狀貌雄絕、其胸中浩然、既習二於佛一、無レ所レ用、獨其詩可レ行二於世一、而懶不二自惜一、已老胠二其橐一、尙得二三四百篇一、皆可レ喜者、

**段落**　第四大段なり、

**讀方**　夫れ曼卿詩辭淸絕、尤も秘演の作を稱し、以爲へらく、雅健、詩人の意ありと、秘演狀貌雄絕、其胸中浩然、既に佛を習ふ、用ふる所なし、獨り其詩世に行はるべし、而して懶自ら惜まず、已に老いて其橐を胠く、尙は三四百篇を得たり、皆喜ぶべきもの、

**講說**　夫れ曼卿の詩辭は淸絕なり、彼れ尤も秘演の作を稱し、意正しく力强く、詩經中にある詩人の意ありと云へり、秘演は狀貌武張り、胸中は浩然として廣大なる人なり、斯る奇男子なれど、佛門に歸依せし以

隱於浮屠、皆奇男子也、然喜爲歌詩以自娯、當其極飲大醉、歌唫笑呼、以適天下之樂、何其壯也、一時賢士皆願從其遊、予亦時至其室、

**段落**　第三大段の第一小段なり、其盛を言ふ、

**讀方**　浮屠秘演は曼卿と交最も久し、亦能く世俗を遺外にし、氣節を以て相高ぶる、二人懽然、間する所なし、曼卿は酒に隱れ、秘演は浮屠に隱る、皆奇男子なり、然れども喜んで歌詩を爲り、以て自ら娯む、其極飲大醉に當り、歌唫笑呼、以て天下の樂に適す、何ぞ其壯なるや、一時の賢士、其れに從ひ遊ぶを願ふ、予も亦時に其室に至る、

**講說**　浮屠秘演は曼卿と交際せること最も久し、是も亦曼卿の如く世俗を脫出し、意氣と節操とを以て各世に高しとせり、此二人は懽然と仲善くして、隔てなかりしが、曼卿は酒に身を隱し、秘演は浮屠に身を隱し、隱遁の方面こそ異なれ、共に奇男子なり、斯く出世間的なれども、二人とも喜んで歌詩を作つて自ら娯み、其酒を飲むこと十二分にして大醉に及ぶや、或は歌ひ或は吟じ、或は笑ひ叫び、天下無二の快樂とせり、如何に壯なりし事ぞ、一時の賢士、何れも此二人の仲間となつて遊ぶことを願ひ、余も亦時には秘演の室に至りしことあり、

**注解**　「浮屠」佛なり、卽ち又僧を謂ふ、

**文法**　然喜爲歌詩の然の字を玩味するときは、詩の餘事なるを見るべし、蓋し作者の意、秘演の奇士なるを傳ふるに在り、詩集の如きは借題の具たるに過ぎざればなり、○何其壯也は後の盛字を伏す、○奇男子の奇の字着眼すべし、○予亦時至其室は、作者、文中に於て客中の客を占むる處、

十年之間、秘演北渡河、東之濟鄆、無所合、困而歸、曼卿已死、秘演亦老病、嗟夫二人者、予乃見其盛衰、則余亦將老矣、

人、廓然有大志、時人不能用其材、曼卿亦不屈以求合、無所放其意、則往往從布衣野老、酣嬉淋漓、顛倒而不厭、予疑所謂伏而不見者、庶幾狎而得之、故嘗喜從曼卿遊、欲因以陰求天下奇士、

**段落**　第二大段なり、

**讀方**　其後吾が亡友石曼卿を得たり、曼卿、人となり廓然大志あり、時人其材を用ふる能はず、曼卿も亦屈して以て合ふを求めず、其意を放つ所なし、則ち往々布衣野老に從ひ、酣嬉淋漓、顛倒して厭はず、予謂はゆる伏して見はれざる者と疑ふ、狎れて之を得んを庶幾ふ、故に嘗て曼卿に從つて遊ぶを喜ぶ、因つて以て天下の奇士を求めんと欲す、

**講說**　其後予は吾が友石曼卿を得たるが、曼卿は人となり、ガラリとして大なる志あり、然るに世人は曼卿の器量を用ふること能はず、曼卿自身も亦己れを屈して世に合ふことを求めず、其氣分を晴らす所なきときは、往々處士や田舍の年寄などを伴侶となし、酒興溢るゝばかりに樂みを盡し、醉ひ倒れても構はざりき、予は謂はゆる、伏し隱れて世に見はれざる人もやと之を疑ひしかば、懇意となつて之を得んことを希へり、故に喜んで曼卿に從つて遊びしが、曼卿を手蔓として陰に天下の奇士を求むるの意ありしなり、

**注解**　「廓然」大なり、空なり、開なり、「酣嬉淋漓」酒を飲み歡樂を極め、散々に醉ふこと、

**文法**　後の隱於酒と極飲大歌との一段の案を伏す、○欲因以陰求天下奇士の句は客より主に移るの過脈にして、結んで結ばざるが如く、文に餘勢あり、

浮屠秘演者、與曼卿交最久、亦能遺外世俗、以氣節相高、二人懽然無所間、曼卿隱於酒、秘演

ものと思はる、然るときは其切れ殘りの草稿と雖も尙ほ惜むべきものなり、況や後世に垂れて永遠に傳ふべき大文章に於てをや、故に余は、聖兪や子美の歿せしとき、既に其墓穴の銘を作り、又其文集の部類分けをなして之に序し、其言の尤も感情的にして殷勤なるは此れが爲めなり、

**注解**　「連蹇」進むことを得ざる貌、「壙」墓穴なり、「殷勤」ねんごろ、

**文法**　交遊中より同じく患難に罹れる人物を抽き出して文章を逼り出し、卽ち文章の傳ふべき上に就いて感慨を寄す、蓋し江鄰幾も亦蘇子美に坐して落職せし人にして、又文集あり、故に憂患網羅の句、垂世行遠の句の如き、皆江の爲に設けたるものなれども、尙ほ未だ江其人を點出せず、之と同種類なる蘇梅二子を以て之が影子とし引子とせしは、寛局緩筆の妙あり、

陳留、江君鄰幾、常與聖兪子美遊、而又與聖兪同時以卒、余既誌而銘之、後十有五年、來守淮西、又於其家、得其文集而序之、」

**段落**　第三大段の第一小段なり、墓銘を作り、文集に序することを言ふ、是れ本篇の入題なり、

**講說**　陳留の江君鄰幾は、平生聖兪、子美と交際せしが、又聖兪と時を同じうして卒せり、余は既に其墓誌を作りし上に銘をも作れり、其後十五年を經、余は來つて此淮西を守ること、なりたるが、又彼れの家に於て其文集を得て之に序せり、

鄰幾毅然仁厚君子也、雖知名於時、仕宦久而不進、晚而朝廷方將用之、未及而卒、」

**段落**　第三大段の第二小段なり、不遇を叙す、

**講說**　鄰幾は毅然として氣象の確かに手强き仁厚の君子なり、其名は世間に知られきと雖も、其官途の運拙く、久しく程經しかども一向昇進せざりき、又晚年に及び、朝廷は丁度之を登用せんとせし處、未だ其運

二十人、又有余不及銘、與雖銘而非交且舊者、皆不與焉、嗚呼何其多也、不獨善人君子難得易失、而交游零落如此、反顧身世死生盛衰之際、又可悲夫』

**段落**　第一大段の第二小段なり、朋友の銘を作りしことを實叙し、且つ朋友衰凋の感を言ふ、

**講説**　蓋し尹師魯の亡びしより今に及ぶまで二十五年の間に、朋友は引續いて死亡し、之が爲に銘を作るに至りし者二十人に達せり、此外亡友の中にても余が銘を作るに及ばざりし者と、銘は作りたれども、其本人は交友にも舊識にも非ざるものあり、此等は二十人の中には數へず、扨も朋友の死亡せるもの何として然樣多數なるや、唯だ善人君子の得難くして失ひ易きのみならず、交遊の盡きて淋しくなること此の如し、吾人が人世に於ける生死や盛衰の轉機を反顧すれば、又悲むべきことにこそ、

**注解**　「善人君子」前の名卿鉅公、

而其間又有不幸罹憂患、觸網羅、至困阨流離以死、與夫仕宦連蹇、志不獲伸而歿、獨其文章尚見於世者、則又可哀也歟、然則雖其殘篇斷稿、猶爲可惜、況其可以垂世而行遠也、故余於聖俞子美之歿、既已銘其壙、又類集其文而序之、其言尤感切而殷勤者以此也』

**段落**　第二大段なり、

**講説**　而して其間には又不幸にして災厄に遇ひ、法網に觸れ、困窮流浪して死するものと、仕宦の行き艱みに志も伸ぶることを得ずして沒し、唯だ其作りし文章のみ世に見はるゝ者とあり、則ち一層悲むべき

# 江鄰幾文集序

**解題**　江鄰幾、名は休復、官は刑部郎中修起居注に至る、

**主意**　交游の零落を悲むに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「又可悲夫」に至るまでを第一大段となす、「而其間又有」より「而殷勤者以此也」に至るまでを第二大段となす、亡友の文章の愛惜すべきを言ふ、「陳留江君鄰幾」より篇尾に至るまでを第三大段となす、江の人物學藝を叙ぶ、

余竊不自揆、少習爲銘章、因得論次當世賢士大夫功行、自明道景祐以來、名卿鉅公、往往見於余文矣、至於朋友故舊、平居握手言笑、意氣偉然、可謂一時之盛、而方從其遊、遽哭其死、遂銘其藏者、是可歎也、

**段落**　第一大段の第一小段なり、朋友の銘を作りしことを虚叙す、

**講説**　余竊かに自己の才力をも量らずして少時より銘文を作ることを習ひ覺えしより、因つて當世の賢士大夫の功勞行跡を叙述することを得たるが、明道、景祐より以來、名卿鉅公は往々予が文中に見ゆるなり、朋友や舊知や、平日手を握り合つて語りつ笑ひつ意氣のスバラシカリしが如きは、一時の盛と謂ふべし、然るに彼等と遊びつゝあるに忽ち其死を哭し、其れに續いて其墓の銘を作ることゝなる、是れ歎ずべきなり、

**註解**　「揆」量る、「銘章」墓に刻する銘文、「明道景祐」仁宗の年號、「名卿鉅公」名位高き公卿、「銘其藏」藏は墓なり、墓碑銘を作ること、

**文法**　梅亭云ふ、首段、銘章より引入る、

蓋自尹師魯之亡、逮今二十五年之間、相繼而歿、爲之銘者、至

其家、得其遺稿千餘篇、并舊所藏、掇其尤者六百七十七篇、爲一十五卷、嗚呼吾於聖兪詩論之詳矣、故不復云、

**講說**　余が此序を作りしより十五年の後に、聖兪は疾にて都に卒せり、予は之を哭して、又其墓銘の選文も終りしかば、彼れの家族に索めて遺稿千餘篇を得たり、以前より藏する所の詩とを併せて、其中の傑作を拔き取り、六百七十七篇を十五卷に纒めぬ、扨ゝ聖兪の詩に就いては之を論じたること詳かなれば、復た云はずして已む、

**總　說**

詩人窮に非ずして、窮者詩を能くするなりとは、先づ作者の胸中に湧き出でたる飜案の思想にして、之を梅聖兪に適應して能く此の名文を作り出だせり、蘇、梅、詩を以て名を齊しうして、又倶に窮人たり、今歐公兩つながら之が集序を作り、竝に其窮を道はざるに非ず、而して其立案構思と云ひ、歩趨起落と云ひ、一も重複せず、花明柳暗、各其趣きに富めり、

沈德潛の說取るべし、曰く、「其後十五年」以下を本文の外に驅除せしに就いては序が生時の作たるを知るなり、結處、其後十五年聖兪卒于京師云云と、他時序の後に補書せしを知るなり、細玩自ら明か、

**纂　評**

○浦二田評　蘇序は、文の高きに因り、以て其廢の厄を傷み、梅序、反つて窮久しきを惜んで、以て其詩の工を剔す、慨同じく意別なり、

○高梅亭評　成語善く飜じ、平蹊善く轉ず、只だ窮而後工の一句、往復應に慨すべし、古人の絕調、後人之を襲ふと雖も、漸く熟徑を成す、然れども展卷之を讀む、往復已む能はず、彌よ其新なるを覺ゆるなり、

○沈德潛評　窮而後工と、作爲雅頌以歌詠功德云云と、後人之を襲ひ、已に熟徑を成す矣、歐公の文を讀むに及び、彌よ其新を見る、往復容與、一片神行を以て襲ふ者徒に其貌を得るなり、

るべき詩を作り、宗廟朝廷の堂々たる有様を咏ずるに反して、蟲魚物類の如き博物界の題目を咏じ、羈愁感歎の言を發するや、是非もなし、然るに世人は徒に聖兪の詩に工みなるを喜ぶのみにて、其困窮は今已に久しくなり、將に老い果てんとするを知らず、如何に惜まずしてあらるべき、

**註解**「雅頌」詩經に載せられたる詩體中の二種、雅は朝廷に關する詩にして、宴饗、征伐等を咏じたるもの、頌は宗廟の樂歌、「淸廟」淸肅なるより稱す、宗廟の事、

**文法**　世人が聖兪を知る處に就いて、其聖兪の窮に益なく、其窮人の辭を以て自ら老ゆるを致すを嘆ず、但だ聖兪の爲に用ひられざるを惜むのみならず、亦國家の爲に用ふるに及ばざるを惜む、限りなき感慨あり、○山陽云ふ、世徒云云は、唯だ冒頭の意に照應するのみならず、其窮之久而將老の一句、筆底に淚あり、

聖兪詩既多、不自收拾、其妻之兄子謝景初、懼其多而易失也、取其自洛陽至於吳興以來所作、次爲十卷、予嘗嗜聖兪詩、而患不能盡得之、遽喜謝氏之能類次也、輒序而藏之、

**段落**　第三大段なり、

**講說**　聖兪の詩は多きが上に、自身取纏めを爲さゞりしかば、其妻の兄の子なる謝景初は、其多きため散失せんことを氣遣ひしかば、集中に於て洛陽より吳興に至りし以來作りし所を取り、順序を立てゝ十卷とせり、余は聖兪の詩を嗜好して、全體の手に入れ難きを患ひ居りたる事ゆゑ、今思ひがけなくも謝氏が能く之を編次せしに遇ひて、之を喜ばしく思ふにより、兎も角序して之を藏し置くなり、

**附記**

其後十五年、聖兪以疾卒於京師、余既哭而銘之、因索於

純粹にして雜ならず、間に合せ主義を以て世人に歡迎せらるゝことを求めず、世人は徒に聖兪の詩を知るのみにて、彼れが學問、文章を知らざりき、然れども其は兎に角、當時賢人と愚人との差別なく、苟も詩の話をなす者は必ず聖兪を引合ひに出だすことなり聖兪自身も亦己が志を得ざる點をば詩に發することを樂みとせり、故に平生作りし所のもの、尤も多きは詩に在り、世人は既に聖兪の詩人なるを知りしも、未だ之を上に薦めし者あらず、昔王文康公は嘗て其詩を見て嘆じて曰はれけるは、二百年以來此の如き作なしと、斯く公は聖兪の詩を知ること深かりしとは云へ亦薦め果せざりき、

**註解**　「王文康公」王曙、字は晦叔、仁宗の朝に宰相たり、

**文法**　林西仲云ふ、人の聖兪に求むるに就き、轉じて聖兪の詩を爲るを樂むに入る、兩意合發、重きを本題に歸す、其實是れ上文の客意を撇開するの妙訣、○詩人たることを叙する間に文を能くする一事を補叙せし處は、極めて敏筆なり、○未有薦於上者と曰ひ、亦不果薦也と曰ふ、已に惜むべき意を發露して餘りあり、

若使其幸得用於朝廷、作爲雅頌、以歌詠大宋之功德、薦之淸廟、而追商周魯頌之作者、豈不偉歟、奈何使其老不得志、而爲窮者之詩、乃徒發於蟲魚物類、羈愁感歎之言、世徒喜其工、不知其窮之久而將老也、可不惜哉、

**段落**　第二大段の第三小段なり、其窮を嘆ず、

**講說**　若し聖兪が幸ひにして朝廷に用ひらるゝことを得て、雅頌體の詩を作りて大宋の功德を賦し出だし、之を宗廟に薦めて商周二代の頌と魯國の頌との作者に繼ぎなば、何と立派なる事にあらずや、夫れに何事ぞ、老年に至るまでも志を得ずして困窮者の作

擧進士、輙抑於有司、困於州縣、凡十餘年、年今五十、猶從辟書爲人之佐、鬱其所蓄、不得奮見於事業、

**段落**　第二大段の第一小段なり、其身の窮せしことを叙す、

**講説**　予が友梅聖兪は、若き時、蔭補の出身に由つて吏となり、引繼いで進士に擧げられし處、毎も有司の爲に阻まれ、州縣吏の如き卑き位地に困むこと凡そ十餘年、今は五十歳にもなれるに、猶ほ書記の役にて人の屬官となり、己れの蘊蓄する所を閉ぢ込めて事業の上に奮ひ見はすことを得ざりき、

**註解**　「辟書」書記の役、「蔭補」蔭は庇なり、父祖の功勞を以て官に叙するを謂ふ、

其家宛陵、幼習於詩、自爲童子、出語已驚其長老、既長學乎六經仁義之説、其爲文章、簡古純粹、不求苟悦於世、世之人徒知其詩而已、然時無賢愚、語詩者必求之聖兪、聖兪亦自以其不得志者、樂於詩而發之、故其平生所作、於詩尤多、世既知之矣、而未有薦於上者、昔王文康公嘗見而歎曰、二百年無此作矣、雖知之深、亦不果薦也、

**段落**　第二大段の第二小段なり、其の詩の工みなりしことを叙す、

**講説**　聖兪の家は宛陵に在り、幼き時已に詩を學習し、童子にてありし頃より、其作りたる文句は早や先輩や故老を驚かせし程なり、既に成人の後六經の仁義の説を學び、其作れる文章は簡古にして俗ならず、

**段落**　第一大段の第一小段なり、名作は窮人に在るを言ふ、

**講説**　予は世人の言ふ所を聞くに、詩人には立身出世する者少くして不遇困窮の者多しと、何と然ることあらんや、蓋し世に傳ふる所の詩は多く古の窮人の辭に出でたるものなり、名作の爲に窮せしに非ず、

凡士之蘊其所有而不得施於世者、多喜自放於山巓山涯之外、見蟲魚草木風雲鳥獸之狀、類往往探其奇怪、内有憂思感憤之鬱積、其興於怨刺、以道羈臣寡婦之所歎、而寫人情之難言、蓋愈窮則愈工、然則非詩之能窮人、殆窮者而後工也、

**段落**　第一大段の第二小段なり、詩人窮して後其作の工なるを論ず、

**講説**　凡そ士の、其有せる學識なり才能なりを心の底に蓄へながら、之を世に施すことを得ざる者は、多く喜んで山巓水涯の外に氣儘の生涯を送り、蟲魚草木風雲鳥獸の狀を見て往々其奇怪の狀を探り、心の内に憂慮や感憤の積んで洩れざることあれば、世を怨み政を刺る精神に亢奮し、左遷の官吏や寡婦などの嘆ずる所を述べて、人情の言ひ難き所を寫すに至る、故に自ら工みならざるを得ず、蓋し愈よ窮すれば愈よ工みなり、然りとすれば詩が人を窮せしむる力あるに非ずして、窮する人こそ詩に工みなるのみ、

**註解**　「羈臣」羈旅の臣、卽ち貶所に在る人なり、「刺」そしる、

**文法**　初め世俗の語を借り、翻入して議を發す、窮の字は是れ一篇の眼目、○梅亭云ふ、首段只だ窮而後工の四字を爲す、妙は詩人少達多窮及び詩能窮人に就いて翻出す、○商侯云ふ、惟だ窮、故に工、惟だ工、故に傳はる、傳詩多く古窮人の詞に出づる所以、

予友梅聖兪、少以蔭補爲吏、累

も保全を蒙り、今竝に榮譽寵幸の地位に列し、子美と同時に酒を飲み罪を得たるの人と雖も、其多くは一時の豪傑なりしが、皆取り用ひられ、進んで朝廷の上に顯れ居るに、子美のみ、不幸にも死して在らず、豈に其天命に非ずや、悲しきことにこそ、

**文法**　意不在子美也の句より又末段の感慨を發生す一層の悲酸を覺ゆ、

### 總　說

此れより以下連篇皆傑作にして、歐文特色の在る所なり、山陽云ふ、集序、八家中に於て、故に當に老歐を推して第一とすべし、其感慨俯仰、徘徊往復、神來に出で、筆墨の痕跡なし、尤も妙、議論を着けざるに在りと、洵に此言の如し、

### 纂　評

○沈德潛評　公、蘇梅二公を哭する詩、黃河一千年一たび清く、岐山の鳴鳳再鳴せざるに比す、傾倒至る矣序中極めて文あり命なきを言ふ、徘徊惋惜、後人をして之を讀ましむ、猶ほ悲風四に起るを覺ゆ、

○儲同人評　能文と不遇とを以て兩意夾說、唏噓流涕、典則森然、

## 梅聖俞詩集序

**解題**　梅聖俞、名は堯臣、詩を以て蘇子美と名を齊しうす、

**主意**　梅の詩に工みにして身窮せしことを悲むに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「殆窮者而後工也」に至るまでを第一大段となす、窮者の詩に工みなることを論ず、「予友梅聖俞」より「可不惜哉」に至るまでを第二大段となす、梅の詩の工みなることを頌して其身の窮することを慨す、「聖俞詩既多」より「輒序而藏之」に至るまでを第三大段となす、序を作る所以を言ふ、「其後十五年」より以下は元來此序の末に附記したる者をば何人かが併せて一となしたるにて、本文に入るべきものにあらず、

予聞世謂詩人少達而多窮、夫豈然哉、蓋世所傳詩者、多出於古窮人之辭也、

れず、特立の士と謂ふべきなり、

**注解**　「趨舍」取舍と云ふが如し、流行を謂ふ、

**文法**　美を子美の身上に歸す、

子美官至大理評事、集賢校理、而廢、後爲湖州長史以卒、享年四十有一、其狀貌奇偉、望之昻然、而即之溫溫、久而愈可愛慕、其材雖高、而人亦不甚嫉忌、其擊而去之者、意不在子美也、

**段落**　第四大段の第一小段なり、其官位性行を叙す、

**講說**　子美は其官大理評事、集賢校理までに至つて廢せられ、後湖州の刺史となつて沒せり、其年は四十一歲なりき、子美の狀貌は奇偉にして、之を望めば昻然と高く見ゆれども、之に就くときは溫々として柔和に、久しく經れば經るほど愈よ親しく覺ゆ、其才能は高きも人は甚だ忌み惡まず、其攻擊して之を退けたるは、其目的は子美に在らず、敵本主義なりしなり、

**注解**　「意不在子美」反つて敵黨の意は、杜衍、范仲淹を除くに在りしなり、

賴天子聰明仁聖、凡當時所指名而排斥二三大臣而下、欲以子美爲根而累之者、皆蒙保全、今並列於榮寵、雖與子美同時飮酒得罪之人、多一時之豪俊、亦被收采、進顯於朝廷、而子美獨不幸死矣、豈非其命也、悲夫、

**段落**　第四大段の第二小段なり、子美の不幸に不幸を重ねたるを言ふ、

**講說**　仕合せにも天子の聰明仁聖に在らせらるゝより、凡そ當時反對黨が子美を根據として連累に入れんと、指名の上排斥に及びたる二三の大臣以下、何れ

反在其後、天聖之間、予舉進士於有司、見時學者、務以言語聲偶摘裂、號爲時文、以相誇尚、而子美獨與其兄才翁、及穆參軍伯長、作爲古詞詩雜文、時人頗共非笑之、而子美不顧也、

**段落**　第三段の第一小段なり、子美の特立を叙す、

**講說**　子美の年齢は余よりも少し、然るに余が古文を學びたるは反つて子美より後なりき、天聖の間、予が有司により進士に擧げられし頃、見たる處にては時の學者は務めて言語の聲偶摘裂なる文體を用ひ、之を名づけて時文と曰ひ、互に誇り尚べり、而るに子美は獨り其兄の才翁及び穆參軍の伯長と古體の歌詩雜文を作れり、時好に投せぬことゝて世人は皆之を謗り笑ひしかども、子美は一向心に懸けざりき、

**注解**　「天聖」仁宗卽位の年號、「聲偶摘裂」聲は押韻と調聲、調聲とは平上去入の四聲を叶へるなり、偶は對語なり、摘裂は經史の句を拔き集め、古人の語を切り取つて用ふるなり、「穆參軍伯長」參軍なる穆伯長なり、伯長は字にて、名を修と曰ふ、宋代古文家の先驅として知らる、

其後天子患時文之弊、下詔書、諷勉學者以近古、由是其風漸息、而學者稍趨於古焉、獨子美爲於擧世不爲之時、其始終自守、不牽世俗趨舍、可謂特立之士也、

**段落**　第三大段の第二小段なり、子美の特立を賛す、

**講說**　其後天子は時文の弊を患ひ給ひて詔書を下され、學者を諭し奬めて、次第に古文の文體に近づかしめ給ひしかば、是れより時文の風も追々と下火となり、學者は古文の方へ向へり、然るに子美は、世間中、古文を作らざる時に於て已に之を作り、其始めより終りに至るまで自ら古文を守り、世俗の好尚に牽か

を言ふ、

**講説**　古へより治世は少く亂世は多し、然るに幸に時世が治まると思へば、文章が或は純粹なる能はず、或は時代後れとなつて、文章の盛運が政治の盛運に遇はず、何故に治世と文章との相遇ふことは斯くも困難なるや、何と其人を得易からざる爲にあらずや、苟も其人ありとして、又幸ひに治世に間に合ひたりとすれば、實に稀有の事なれば、世人は如何にして之が爲に貴重愛惜せざるを得べき、

**文法**　純粹の句は唐の太宗に當り、遲久の句は韓李に當る、○極めて文運を振興するの難きを言ひ、愈よ子美の惜むべきを見はす、○鹿門云ふ、一步の議論を放潤す、

嗟吾子美以一酒食之過、至廢爲民、而流落以死、此其可以歎息流涕、而爲當世仁人君子之職位、宜與國家樂育賢材者惜也』

**段落**　第二大段の第三小段なり、子美の惜むべきを言ふ、

**講説**　扨も吾が蘇子美に於ては、タッタ酒食の過失により廢せられて平民となり、其上落ちぶれて死するに至れり、此れ實に歎息流涕して、世の仁人君子の職務地位上、國家の爲に賢才を發達せしむることを樂むべき人の爲に惜むべきことなり、

**注解**「一酒食之過」時に子美、進奏院の職を兼ねたるが、院中の神事に紙錢を賣つて宴會費となすの例なるが、子美も例に依り諸名流に臨會を請ひたるとき、李定の列席せんとせしを子美拒絶せしため、李定及び王拱辰の彈劾を受け、除名の上、民となされぬ、

**文法**　山陽云ふ、世の治亂、文の盛衰を論じ、而して子美の遇合に歸す、情文相生ず、神なるかな技や、○呂晩村云ふ、此段、其文章、世運の盛衰に關するを以て、國家の爲に惜む、○嗟以下の四十九字、一氣に讀むべし、此の如きを長句と曰ふ、

子美之齒少於予、而予學古文、

而怪唐太宗致治幾乎三王之盛、而文章不能革五代之餘習、後百有餘年、韓李之徒出、然後元和之文、始復於古、唐衰兵亂、又百餘年而聖宋興、天下一定、而晏然無事、又幾百年、而古文始盛於今、

**段落**　第二大段の第一小段なり、文昌の世の遇ひ難きを言ふ、

**講說**　吾れ嘗て前代に於ける文章竝に政治の盛衰を研究して不審に思ひしは、唐の太宗が太平を致せしことは夏商周三代の盛んなる有樣にも似たる程なるに、文章の方は五代の餘習を改むる能はざりし事なりき、斯くて太宗の後百有餘年を經て韓李の徒出で、此に始めて元和の文は古への正體に復せり、既にして唐衰へて兵亂の世となり、其れより百餘年にして我が聖宋興り、天下一に定まつて晏然と太平無事となる、後又百年ばかり過ぎて古文始めて今日に盛んなり、

**注解**「政理」理は治なり、「幾」ちかしと訓ず、「五代之餘習」五代とは宋齊梁陳隋なり、其文は對偶を用ふ、太宗の帝範を著すや、亦此文體を襲用す、「韓李」韓は韓愈、李は名は翺、字は習之、韓の門人、孫樵字は可之と、古文を以て竝稱せられ、孫李の名あり、「元和」憲宗の年號、「晏然」安樂の貌、

自古治時少而亂時多、幸時治矣、文章或不能純粹、或遲久而不相及、何其難之若是歟、豈非難得其人歟、苟一有其人、又幸而及出於治世、世其可不爲之貴重而愛惜之歟、

**段落**　第二大段の第二小段なり、人と文運との關係

し、而して公に告げて曰く、斯の文は金玉なり、糞土に棄擲埋沒すとも銷蝕する能はず、其一時に遺さる、必ず收めて之を後世に寶とする者あり、其埋沒して未だ出でずと雖も、其精氣光怪已に能く自ら常に發見して、物亦揜ふ能はざるなり、故に其擯斥摧挫流離窮厄の時に方り、文章已に自ら天下に行はる、其怨家仇人及び嘗て能く力を出して之を死に擠する者と雖も、其文章に至つては、則ち少毀して之を揜蔽する能はざるなり、凡そ人の情、近きを忽にして遠きを貴ぶ子美今世に屈する、猶ほ此の若し、其後世に伸ぶる、宜しく如何なるべき、今其れ恨無かるべし、

**講說**　子美は杜公の壻なれば、其遺稿も杜氏にありたるなり、余は遂に子美の集をば杜氏に戻し、斯くて公に告げて曰く、斯の文章は金玉のやうなる物なり、縱令投げ棄てられ、糞土の中に埋るとも、銷失朽腐することなく、一時或は放棄せらるゝとも、後世に至り必ず取り上げて之を寶とする者あり、其埋沒して未だ世に出でざる間と雖も、其純潔の氣と不思議の光りとは、已に能く自然と發見して人に知られ、他物も之を掩ひ隱すこと出來ず、故に其人が擯斥摧挫の虐待を受け、流離窮厄の境遇に在る時と雖も、其文章の方は已に自然と天下に行はれ、其怨家仇人、其他以前骨折つて子美を死地に落し込みたる人とても、子美の文章に至つては、少なくとも之に傷つけ之を押し隱すこと能はず、凡べて人情は近き世の事を輕視し遠き世の事を貴ぶ例なれば、後世にさへ生命あれば可なり、今子美は、其身今世に屈するすら、其文章の行はるゝこと猶ほ此の如し、則ち後世に伸ぶるの程度は如何なるべき（其盛んなること、想ふに餘あり、）されば公に於ても恨み給ふことなかるべしと、

**注解**　「銷蝕」蝕は腐つてボロ〳〵なること、「揜」掩なり、「擯斥」押しのけらるゝなり、「摧挫」打ちくだかれ、叩き潰さる、「流離」おちぶる、「擠」突き落すなり、

**文法**　其見遺於一時の句、雖其埋沒而未出の句、雖其怨家仇人の句、凡べて三層、忽近而貴遠の句に歸到し子美屈於今世の句を呼び起す、文に曲折あり、公其可無恨の一語、終に杜公を脫せず、○梅亭云ふ、首段文章遇合、双提統領す、通篇の大意、

## 予嘗考前世文章政理之盛衰、

人君子之職位宜與國家樂育賢材者惜也」に至るまでを第二大段となす、子美の人物を惜むの意を叙す、「子美之齒少於予」より「可謂特立之士也」に至るまでを第三大段となす、子美の人物を叙す、「子美官至大理評事」より篇尾に至るまでを第四大段となす、子美の遭遇を叙し、感慨を以て之を收む、

予友蘇子美之亡後四年、始得其平生文章遺稿於太子太傅杜公之家、而集錄之、以爲十卷、

**段落**　第一大段の第一小段なり、遺稿を叙す、

**講說**　余が友なる蘇子美の死亡せし後四年を經て、始めて其平生作りたる文章の遺稿を太子太傅杜公の家に得たり、因つて之を集め寫して十卷とせり、

**注解**　「杜公」名は衍、

子美杜氏壻也、遂以其集歸之、而告於公曰、斯文金玉也、棄擲埋沒糞土、不能銷蝕、其見遺於一時、必有收而寶之於後世者、雖其埋沒而未出、其精氣光怪已能自常發見而物亦不能揜也、故方其擯斥摧挫、流離窮厄之時、文章已自行於天下、雖其怨家仇人、及嘗能出力而擠之死者、至其文章、則不能少毀而揜蔽之也、凡人之情、忽近而貴遠、子美屈於今世、猶若此、其伸於後世、宜如何也、公其可無恨、

**段落**　第一大段の第二小段なり、仇敵と雖も其文章を如何ともする能はざりしを言ふ、

**讀方**　子美は杜氏の壻なり、遂に其集を以て之に歸

信也決矣、

**段落**　第三大段なり、

**講說**　是に由つて論ずれば、堯が舜を得たる時に當り、堯の年は八十六、舜の年は三十なりき、此れを以て推して上れば、是れ堯は年五十七歲の時巳に四世の元孫の生れて一歲なるを見たる譯なり、舜が試攝の地位に在り及び帝位に在りし間を通じて八十二年而して禹の壽は百年なりき、禹の此の百年の間を推して上れば、禹が卽位竝に舜の喪に居りし時を通じて十三年、又舜の朝に在ること八十二年、通じて九十五年なり、則ち舜が攝試の初年に當つては禹纔かに六歲なれば、是れ舜は元孫となり、年三十の時に四世の高祖が生れて六歲なるを見たることゝなる、舜が堯の二女を娶りたるに至つては、圖に據つて見るに、此の二女、舜の曾祖姑に當る、古は遠く世異なるが故に今と同じからざるあるべしと雖も、然れども人倫の理は萬世の常道なれば、必ず此れ程に錯亂顚倒せじ、然らば則ち諸家の世次壽數長短の說は、聖人の經典に載せざる所のものは皆信ずるに足らざるや決せり、

**注解**　「元孫」元は原本に玄に作る、淸祖の諱玄曄の玄を避けて元に作りしなり、

纂評

○**沈德潛評**　前序の未だ言はざる所を補ふ、讀んで後幅に至り、人をして啞然失笑せしむ、

## 蘇氏文集序

**解題**　蘇氏、名は舜欽、字は子美、少にして大志あり、好んで古文を作る、范仲淹の薦に因り集賢校理となる、後吳中に寓して詩歌に豪放し、梅聖兪と名を齊しうす、

**主意**　子美の生前に志を得ざりしを悲み、身後の文の傳はるべきを保するに在り、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「公其可無恨」に至るまでを第一大段となす、子美の、身、當世に屈して、名、後世に伸ぶるを言ふ、「予嘗考前世文章政理之盛衰」より「此其可以歎息流涕而爲當世仁

崩、方舜在位三十三年、命禹攝政、凡十七年而舜崩、禹服舜喪三年畢、乃卽位、在位十年而崩」、

**段落**　第二大段なり、

**講說**　書經及び諸說に據るに云ふ、堯の壽は百十六歳、舜の壽は百十二歳、禹の壽は百歳、堯は年十六の時帝位に卽き、在位七十年、卽ち八十六歳の時始めて舜を得て、之を試み、二年を過ぎて政を攝せしむ、時に舜の年三十年、試用は攝政の位に居りしことゝ通じて三十年を過ぎて堯崩せり、舜は堯の喪を服し、三年の喪を畢り、始めて位に卽き、在位五十年にして崩せり、舜が在位の三十三年に方り、禹に命じて政を攝せしめ、凡そ十七年にして舜崩じ、禹が舜の三年の喪を畢つて此に位に卽き、在位十年にして崩せり、

由是言之、當堯得舜之時、堯年八十六、舜年三十、以此推而上之、則是堯年五十七、已見四世之元孫生一歳矣、舜居試攝及在位、通八十二年、而禹壽百年、以禹百年之間、推而上之、禹卽位及居舜喪、通十三年、又在舜朝八十二年、通九十五年、則當舜攝試之初年、禹纔六歳、是舜爲元孫、年三十時、見四世之高祖方生六歳矣、至於舜娶堯二女、據圖爲曾祖姑、雖古遠世異、與今容有不同、然人倫之理、乃萬世之常道、必不錯亂顚倒之如此、然則諸家世次壽數長短之說、聖經之所不著者、皆不足

# 後序

**解題**　帝王世次圖の後序なり、

**主意**　專ら堯舜禹に關する誤を示すに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「而尤乖戾不能合也」に至るまでを第一大段となす、大意を揭ぐ「據書及諸說」より「在位十年而崩」に至るまでを第二大段となす、案なり、「由是言之」より篇尾に至るまでを第三大段となす、論なり、

予既略論帝王世次、而見本紀之失、猶謂文武與紂、相去十五六世、其繆較然不疑、而堯舜禹之世、相去不遠、尚冀其理有可通、乃復以尚書孟子孔安國皇甫謐諸書、參考其壽數長短、而尤乖戾不能合也、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　予既に略帝王の世次を論じて史記本紀の失を見はしたるが、尙ほ考へしは、文王、武王と殷の紂王と、本紀に據れば十五六代も相去ることゆゑ、其繆りは明白にして疑ひなけれども、堯舜禹の世は相去ること遠からざれば、若しや其理の通ずることもやと、多少の希望ありしかば、乃ち復た尙書、孟子、孔安國、皇甫謐の諸書により、其壽命の長短を參考せしに、尤も喰ひ違うて合ふこと出來ざりき、

據書及諸說云、堯壽一百一十六歲、舜壽一百一十二歲、禹壽百歲、堯年十六卽位、在位七十年、年八十六、始得舜而試之、二年、乃使攝政、時舜年三十、居試攝通三十年而堯崩、舜服堯喪三年畢、乃卽位、在位五十年而

となりしなり、何ぞ其れ繆れるや、

**注解** 「大戴禮」漢儒戴德、古禮樂の諸書を集むると一百八十篇、刪定して八十五篇となし、大戴と名づく、今本は僅かに四十篇なり、「世本」古史官の手に成り、黄帝以來、王、諸侯、卿、大夫の系氏名號を記す、

嗚呼堯舜禹湯文武之道、百王之取法也、其盛德大業、見於行事、而後世所欲知者、孔子皆已論著之矣、其久遠難明之事、後世不必知、不知不害爲君子者、孔子皆不道也、夫孔子所以爲聖人者、其智知所取捨皆如此』

**段落** 第四大段なり、

**講説** 扨も堯舜禹湯文武の道は、百王の模範を取る所なり、此群聖王の盛德大業は其行事の上に見はれ、而も後世知らんと欲する所の者は、孔子皆已に之を論著せり、其時代久遠にして明白になし難きものは、是非とも知らんとせず、知らざるも君子たるに差支へなきものは、孔子言はれざりしなり、夫れ孔子が聖人たる所以は、其智の取舍する所を知る、此の如くなればなり、

**文法** 上の取舍を知らざるに對して孔子を出だし、反映を以て結となす、

## 總説

今日より言へば迂僻の論なるも、當時に在つては極めて平正の論なりしなり、而して其文の平正なる、論旨に合す、

## 纂評

○沈德潛評 書を刪り、唐虞より斷つは、此れ孔子の愼なり、司馬遷、戰國秦漢間の說と孔子刪定の六經とを雜采し、合して書を成す、文觀るべしと雖も、而も牴牾特に甚し、蘇允明、錦繡繪穀錯へて之を紉するの譏りある所以なり、文、杜佑の通典に本づいて、詳切之を著す、此種の文絕だ關係あり、

**講說**　孔子の學問を以てすらも、溯つて前世を述ぶるに堯舜に止まり、其大體のみを著して其以前を言はざりき、司馬遷は遠く孔子の後に出でながら、反つて昔の處黃帝以來を述べ、又其世數の順序を詳細に示せり、彼れは己れの力をも量らずして勝を務めしなれば、其間違ひの多きも尤も千萬なり、

遷所作本紀、出於大戴禮、世本諸書、今依其說圖而考之、堯舜夏商周、皆同出於黃帝、堯之崩也、下傳其四世孫舜、舜之崩也、復上傳其四世祖禹、而舜禹皆壽百歲、稷契於高辛爲子、乃同父異母之兄弟、今以其世次而下之、湯與王季同世、湯下傳十六世而爲紂、王季下傳一世而爲文王、二世而爲武王、是文王以十五世祖、臣事十五世孫紂、而武王以十四世祖、伐十四世孫而代之王、何其繆哉、

**段落**　第三大段なり、

**講說**　司馬遷が作りし所の本紀は、其出處、大戴禮、世本等の書に在り、今其說に從ひ圖を作つて之を考究するに、堯舜も夏商周の祖先も皆黃帝より出でたり、堯の崩ずるや、其の四世の孫なる舜に傳へ、舜の崩ずるや、復た上に溯り、其四世の祖なる禹に傳へ、而して舜禹ともに百歲の壽を保てり、稷、契は、高辛氏よりすれば子に當る、乃ち此二人は同父異母の兄弟なり、今其世次を以て下の方に數へ見るときは、湯と王季と同世の人なり、然るに湯は下へ十六世を傳へて紂となり、王季は下の方へ一世を傳へて文王となり、二世を傳へて武王となる、是れ文王は十五世の祖を以て十五世の孫なる紂に臣事し、而して武王は十四世の祖を以て十四世の孫を伐ち、之に代つて王

僞、至有博學好奇之士、務多聞
以爲勝者、於是盡集諸說而論
次、初無所擇、而惟恐遺之也、如
司馬遷之史記是矣、』

段落　第二大段の第一小段なり、孔子沒後異說の行はれしを言ふ、

講說　孔子已に沒せしより異端の說復た興りしが、此時周室も亦益す衰亂に赴きて戰國時代に接續し、秦に至りては遂に書を焚き、先王の道も中絕に及べり、漢興りし以後、程立つて詩、書等の古典少しづゝ世に出で來りしもの丶、完全ならず、此の王道中絕の際に當り、奇書や異說や方に充滿して、盛に行はれ、其言ふ所は反つて往々孔子の流派に托して世の信用を取る、然るに學者は既に詩、書の詳かなるものをば見ることなく、而も盛に行はれつゝある異說を習ひ傳ふる處、世に疑ひを質すべき聖人もなきゆゑ、自ら眞僞の取舍に就き、何れを眞として取り何れを僞として捨つべきかを知らず、偶ま博學にして奇を好む人にして、多聞を務めて人に過ぎたりとなす者出づるに至る、此の如き考へを抱く所より、盡く諸說を集めて論次し初めより確實なるものを擇びもせず、唯だ一にても遺漏あらんことを恐る、司馬遷の史記の如きは其例なり、

注解　「詩書稍出而不完」漢の惠帝の時、挾書の律とて、書籍を藏することを禁制する法律を廢止せしかば、古典も次第に出づることゝなり、文帝の時、晁錯は伏生(名は勝)に就き、尙書二十九篇を受く、其後魯の恭王、孔子壁中より尙書、論語等を得たり、

文法　如司馬遷の一句、下に說き入る、

以孔子之學、上述前世、止於堯
舜、著其大略而不道其前、遷遠
出孔子之後、而乃上述黃帝以
來、又詳悉其世次、其不量力而
務勝、宜其失之多也、』

段落　第二大段の第二小段なり、遷の失を斷ず、

不明、而異端之說並起、孔子患之、乃脩正詩書史記、以止紛亂之說、而欲其傳之信也、故略其遠而詳其近、於書斷自唐虞以來、著其大事可以爲世法者、而已、至於三皇五帝君臣世次、皆未嘗道者、以其世遠而愼所不知也、』

**段落**　第一大段の第二小段なり、孔子の愼を叙す、

**講說**　孔子の時に方り、周室衰へて學問廢れ、先王の道明かならずして聖人の道に異りたる諸學說竝び起りしかば、孔子之を患へ、其結果、詩經、書經及び史記を脩正して無統一の說を止めたるが、猶ほ其確實なる事實の傳はらんことを欲する所より、遠き時代を略して近き時代を詳かにし、書經に於ては唐虞より以來を切り取り、其大事中、世の法則となすべき者を書上に著せしのみ、三皇、五帝の君臣世次に至つては未だ嘗て言はざる者は、其時代の遠きを以て知らざる所を愼むなり、

**注解**　「史記」春秋を謂ふ、「三皇五帝」異說あり、史記には、伏犧、女媧、神農を三皇となし、黃帝、顓頊、帝嚳、唐堯、虞舜を五帝とす、

孔子既沒、異端之說復興、周室亦益衰亂、接乎戰國、秦遂焚書、先王之道中絕、漢興久之、詩書稍出而不完、當王道中絕之際、奇書異說、方充斥而盛行、其言往往反自托於孔子之徒、以取信於時、學者既不備見詩書之詳、而習傳盛行之異說、世無聖人以爲質、而不自知其取捨眞

○沈德潛評　文境少しく平、然れども道を論ずる切近、以て高遠に鶩せて虚無に入る者を鍼砭するに足る、乃ち近今の學者、人倫日用を舍て丶太極太虚を談ず、三尺の童子皆然り、此れ亦渺茫の漸なり、安んぞ歐公の如きもの起つて之を鍼砭するを得んや、

## 帝王世次圖序

**解題**　帝王世次は史記に載する所なり、其圖を歐陽修自ら製して、之が序を作りしなり、

**主意**　學者は孔子を信じ、司馬遷の記を取るべからずと云ふに在り、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「愼所不知也」に至るまでを第一大段となす、孔子の知らざる所を愼みしを言ふ、「孔子既沒」より「宜其失之多也」に至るまでを第二大段となす、司馬遷の擇ぶ所なきを言ふ、「遷所作本紀」より「何其繆哉」に至るまでを第三大段となす、史記の繆れる例を擧ぐ「嗚呼」より篇尾に至るまでを第四大段となす、孔子に從ふべきを言ふ、

堯舜禹湯文武、此六君子者、可謂顯人矣、而後世猶失其傳者、豈非以其遠也哉、是故君子之學、不窮遠以爲能、而闕其不知、愼所傳以惑世也、

**段落**　第一大段の第一小段なり、知らざる所を闕くべきを言ふ、

**講説**　堯舜禹湯文武、此の六君子は世に顯はれたる人と謂ふべし、然るに後世猶ほ其傳を失ひ、詳かなる事實の傳はらざるは、何と其時世の遠きが爲にあらずや、是の故に君子の學は遠き時代を窮むることを能事となさず、其知らざる所を闕くは、之を傳ふれば、其結果世を惑はすに至るべきを愼むなり、

**文法**　鹿門云ふ、起し得て卓然、

方孔子時、周衰學廢、先王之道

及、而一本乎大中、故能亘萬世可行而不變也、今以謂不足爲、而務高遠之爲勝、以廣誕者無用之說、是非學者之所盡心也、宜少下其高而近其遠、以及乎中、則庶乎至矣、』

**段落**　第三大段の第三小段なり、

**講說**　今日學者は深く此の知り易くして近切なる道に本づかず、反つて空論家の言を樂み、太古の時代に於ける混沌たる狀態を思ひ、無形をば至極の道と心得居れり、夫れ道は高下遠近の差別なく、賢者は之を能くし、不賢者は之を入れて至ることを得しめ、或は過ぎ或は及ばざる事なく、一に大中に本づくが故に、萬世の久しき間に亘り行きて變ぜざることを得るなり、然るに今は此れをば爲すに足らずと思ひ、高遠を務むるを勝るとなし、以て空論家の無用なる說を廣む、是れ學者の心を盡す所に非ず、宜しく其高尙なる點を引下げ其過遠なる處を近接せしめて、中に及ぶべし、則ち道に至るに庶し、

凡僕之所論者、皆陳言淺語、如足下之多聞博學、不宜爲足下道之也、然某之所以云者、本欲損足下高遠而俯就之、則安敢務爲奇言、以自高耶、幸足下少思焉、』

**段落**　第四大段なり、

**講說**　凡そ僕の論ずる所のものは、皆有り來りの而も淺近なる語なり、足下の如きは多聞博學の人なれば、足下の爲に言ふには不適當なり、然るに尙ほ云ふ所以は、足下の高遠を減じて足下が下向となり、卑近の方に就かんことを欲するなれば、何とて己れ務めて奇言をなし、自ら高尙となすことあらん、（是れ陳言、淺語なる所以）足下幸ひに少しく考へられよ、

纂評

惟孟軻最知道、然其言不過於教人樹桑麻、畜雞豚、以謂養生送死、爲王道之本、夫二典之文、豈不爲文、孟軻之言道、豈不爲道、而其事乃世人之甚易知而近者、蓋切於事實而已、

**段落**　第三大段の第二小段なり、堯舜孔孟の道の近切なるを言ふ、

**講說**　唐虞の道は百王の首たり、仲尼の嘆美せられし語にも蕩々乎たりとあり、此は高く深く濶大にして、名づくべきやうなき意味なり、彼の堯典が其道を述べ、炳然と火の如く明なるに及び、後世をして尊崇仰望するも及ぶ能はざらしむ、其道の嚴なることは天の如し、然らば書經の文たる、豈に高尚ならずや、然れども其事迹は、九族を親しむこと、百姓を平ぐること、洪水の害を憂ふること、何人を任用すべきかを臣下に問ひしこと、女を以て舜に妻せしこと、竝に山川を祀りしこと、諸侯を見たること、律度を齊しうせしこと、權衡を謹みしこと、臣下を使ひしこと、四罪を誅放せし事等に過ぎず、孔子の後に於ては惟だ孟軻最も道を知れり、然るに其言ふ所は、人に桑や麻を植ゑ、雞や豚を飼ふ事を敎へたるに過ぎず、斯くて生者を養ひ死者を見送ることを以て王道の本とせり、夫れ二典の文は何として文と爲さゞらん、孟軻の言へる道は何として道と爲さゞらん、文と曰ひ道と曰ひ、其は世人の甚だ知り易くして手近なるが、但し事實に切なる外はあらず、

**注解**　「仲尼之歎」論語泰伯篇の語、「蕩々乎」廣遠の貌、「二典」堯典、舜典、「四罪」共工、驩兜、三苗、鯀等の四凶、

今學者不深本之、乃樂誕者之言、思混沌於古初、以無形爲至道、夫道者無有高下遠近、使賢者能之、愚者可勉而至、無過不

道其前者、豈不能耶、蓋以其漸遠而難彰、不可以信後世也、今生於孔子之絶後、而反欲求堯舜之已前、世所謂務高言而鮮事實者也、

**段落**　第三大段の第一小段なり、遠を取るを言ふ、

**講説**　夫れ謂はゆる近きを捨てゝ遠きを取ると云ふことは左の如し、孔子は昔し周の世に生れ、堯舜を去ること遠かりしかども、今日堯舜を去るの遠きとは、何れが遠きぞや、無論今日の方が遠く、孔子の方が近かりしなり、然るに孔子は書經を刪りしとき、堯舜より斷ち切りて其以前の事を言はず、孔子の謂はゆる學は堯舜を祖述すと曰はる、孔子の如き聖智と勤學とを以て堯舜以前を言はざるものは、何と出來ざるが爲ならんや、其時代遠ざかるに從つて明白になし難く、後世に確實の事を傳ふべからざるを以てなり、然るに今孔子の歿せられたる以後に生れながら、反つて堯舜以前を求めんと欲するは、謂はゆる高言を務めて事實鮮きものなり、

**注解**　「生周之世」孔子の生れしは周の靈王二十一年なり、「祖述云々」中庸に云ふ、孔子祖述堯舜、憲章文武と、祖述とは、之を根本として其道を繼ぎ傳ふるなり、

唐虞之道、爲百王首、仲尼之歎曰、蕩々乎、謂高深閎大而不可名也、及夫二典述之炳然、使後世尊崇仰望不可及、其嚴若天、然則書之言豈不高耶、然其事不過於親九族、平百姓、憂水患、問臣下誰可任、以女妻舜、及祀山川、見諸侯、齊律度、謹權衡、使臣下誅放四罪而已、孔子之後

春秋に卽位を書せざりしは卽ち隱公の本懷を遂げしめたるなり、然れども此れを以て正道とは爲さゞりき、「傳者曰」春秋穀梁傳なり、穀梁赤の作る所、傳とは猶ほ注と云ふが如し、信は伸なり、正道は揚げて之を伸せども、邪道は推して伸しめず、「齊侯遷衞」春秋僖公二年の事實なり、是は狄人、衞を侵して其君を逐ふや、齊の桓公、楚邱の城を築いて衞を封ぜり、此れを春秋に書して城楚邱と、「與其仁云々」桓公が衞を楚邱に移せしは仁なり、然れども元來諸侯を封ずるは天子の事なり、然るを桓公の之を行ひしは專擅を免れず、「傳者曰」亦穀梁傳なり、「仁不勝道」廣義に從へば仁卽ち道なれども、狹義に據れば仁は恩惠の意なれば、道に合ふときあり、合はざるときあり、

堯舜禹之書皆曰若稽古、傳說曰、事不師古、匪說攸聞、仲尼曰、吾好古、敏以求之者、凡此所謂古者、其事乃君臣上下、禮樂刑法之事、又豈如誕者之言者耶、此君子之所學也、

**段落**　第二大段の第三小段なり、古其物を說明す、

**講說**　堯舜禹(三聖人)の書には、何れも「若に古を稽ふ」と曰ひ、傳說も、何事によらず過去を師とせざるは臣說の聞かざる所なりと曰ひ、仲尼は、吾れ古を好み、敏速を手段として之を求むと曰はれぬ、茲に古と稱せるは、其事は實に君臣上下、禮樂刑法の事にて、何と空論者の言の如きものならんや、此れこそ君子の學ぶ所なれ、

**注解**　「若」こゝにと訓ず、「稽」考なり、此語、書經の堯典、舜典に出づ、「傳說」殷の高宗の賢相、此語は書經の說命篇に出づ、「仲尼曰」論語述而篇の語、

夫所謂捨近取遠云者、孔子昔生周之世、去堯舜遠、孰與今去堯舜遠也、孔子刪書、斷自堯典、而不道其前、其所謂學、則曰祖述堯舜、如孔子之聖且勤、而弗

孔子之言道、曰、道不遠人、言中庸者曰、率性之謂道、又曰、可離非道也、春秋之爲書也、以成隱讓而不正之、傳者曰、春秋信道不信邪、謂隱未能蹈道、齊侯遷衛、書城楚邱、與其仁、不與其專封、傳者曰、仁不勝道、凡此所謂道者、乃聖人之道也、此履之於身、施之於事、而可得者也、豈如誕者之言者耶。

**段落**　第二大段の第二小段なり、道其物を說明す、

**講說**　孔子の道に就いて語らるゝや曰く、道は決して人に遠からず、人間日常の事より懸離れたるものに非ずと、又中庸に就いて語る者曰く、人の生れつきに順ふことを道と名づくと、又曰く、離すことの出來得るものは道に非ずと、春秋と云へる書に於ては、隱公の位を讓らんとする志を成せども、之を正しとはせず、是に於て之が傳を作りし者の言に、春秋は道を信せども邪を信さずと、是は隱公が未だ道を蹈む能はざるを指せるなり、齊侯が衛を國替せしときの事を、春秋には楚邱に城くと書きぬ、是れ齊侯の仁には贊成せしかども、其擅に諸侯を封せし事には贊成せざりしなり、故に之が傳を作りし者の言に、仁は道に勝たずと言へり、凡そ此に謂はゆる道とは即ち聖人の道なり、聖人の道は、之を身に履み行くも之を事に施爲するも、爲せば則ち得べきものなり、何として空論家の言の如く、法り難く、行ひ難きものならんや、

**注解**　「孔子之言道」中庸に出づ、「言中庸者」子思を謂ふ、中庸は子思の著、「率性之謂道」中庸に曰く、天命之謂性、率性之謂道と、天の賦するより命と曰ひ人の受くるより性と曰ふ、生れつきにて、一毫の僞りなき處、「成隱讓」魯の隱公は桓公の庶兄なり、桓公年尚ほ少なるが爲に位を攝したるが、即位の禮を行はず、他日桓公の成長を待つて之に位を讓らんとせり、

より、益す足下が學を好み甚だ志ある人なることを知りぬ、さはさりながら足下が三皇太古の道を述べらるゝは、近き今を捨て遠き昔を取り、高言に力を入れて事實鮮きが如き、少しく缺典なり、

**注解** 「援」引く、「剪剔齊整」剪は削るなり、殺ぐなり、剔は骨を解くなり、「分殺駁冗」殺は錯なり、混なり、駁は不純、冗は餘計、

君子之於學也、務爲道、爲道必求知古、知古明道、而後履之以身、施之於事、而又見於文章而發之、以信後世、其道周公孔子孟軻之徒、常履而行之者是也、其文章則六經所載、至今而取信者是也、其道易知而可法、其言易明而可行、及誕者言之、乃以混蒙虛無爲道、洪荒廣略爲古、其道難法、其言難行、

**段落** 第二大段の第一小段なり、君子の道と誕者の言とを比較す、

**講說** 君子の學問をなす目的は、道を修むることを務め、道を修むるには必ず古を知るを求む、古を知り道を明かにして後、身を以て之を履み、之を事に施し又文章に於て之を發し、後世より信ずべき跡形を殘し置く、其道は周公、孔子、孟軻の徒が常に實踐して躬行せしもの是れなり、其文章は則ち六經に載する所、今日に至るまでも信を取るもの是れなり、其道は知り易くして手本となすこと出來、其言は明かにし易くして行ふこと出來得るなり、然るに妄誕者が之を說くに及んでは、混蒙虛無を以て道となし、洪荒廣略を以て古となし、其道は手本となし難く、其言は行ひ難し、

**注解** 「誕」妄りに大言をなすなり、荀子に、言を易くするを誕と曰ふとあり、「混蒙虛無」混は混同なり、蒙は陰闇なり、虛を以て實となし、無を以て有となす、則ち老佛の道なり、「洪荒廣略」荒は空なり、廣略は邈然として際なき意にして上古草昧の時を謂ふ、

歸つて之を求むれば、餘師あるものか、

## 與張秀才第二書

**解題**　秀才の名字、鄕貫未だ審ならず、

**動機**　張秀才の、高言を務めて事實鮮きを戒む、

**主意**　道は切實なるに廣誕を務むるは學者の分を失ふと云ふに在り、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「此少過也」に至るまでを第一大段となす、大意を掲ぐ「君子之於學也」より「此君子所學也」に至るまでを第二大段となす、道の實用的なるを言ふ、「夫所謂捨近而取遠云者」より「則庶乎至矣」に至るまでを第三大段となす、近を捨て遠を取るの不可を言ふ、「凡僕之所論者」より篇尾に至るまでを第四大段となす、挨拶の語を以て結ぶ、

前日去後、復取前所貺古今雜文十數篇、反覆讀之、若大節賦樂古太古曲等篇、言尤高而志極大、尋足下之意、豈非閔世病俗、究古明道、欲援今以復之古、而翦剔齊整、凡今之分殽駁冗者歟、然後益知足下之好學甚有志者也、然而述三皇太古之道、捨近取遠、務高言而鮮事實、此少過也、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　前日御歸りの後、復もや先頃下されたる古今の雜文十數篇を取り、繰返して之を讀みたるに、御作の内にて大節賦、樂古、太古曲等の篇の若きは、言辭尤も高尙にして、目的此上もなく大なりき、試みに足下の意を尋ね見るに、何と世を憫み時を患へ、今日を昔に引戻して、有らゆる今日の錯亂と冗溢とを削り整へんとせらるゝにてはなきか、此の如き次第なる

者實、中充實則發爲文者輝光、施於事者果毅、三代兩漢之學不過此也』

**段落**　第三大段の第二小段なり、經を師とすべきを勸む、

**講說**　竊かに思ふに、足下の交游の中にて能く足下の爲に才を稱し美を譽むるもの少からざるに、今足下皆之を捨て、態々遠方の僕に向つて問はるゝに因り、始めて足下が其至らざる所を求めて得んと欲するを知る、右は古への君子の心を用ふると同一なり、是を以て之を言ひ、敢て隱さず、左の如し、夫れ世師なき以上、學者は當に經を師とすべし、經を師とするには是非とも其意を求め、其意を得れば則ち心定まる、心定まれば則ち道純なり、道純なれば則ち中に充つる所の者豐滿なり、中充實すれば、則ち發して文となるもの輝光あり、事業に施すもの手强し、三代、兩漢の學とて此上に出づることなきなり、

**文法**　是れ一篇の主意、

足下患世未有合者、而不棄其愚、將某以爲合、故敢道此、未知於足下之意合否』

**段落**　第三大段の第三小段となす、結束、

**講說**　足下は世間の中にて未だ己れの意に合ふものなきを患へ、僕の愚なるをも棄てず、僕を以て合へりと思召さるゝが故に、敢て以上の言を述ぶ、如何のものにや、足下の意に於て合ふや否や、

## 總　說

學者當師經は古來文士の常談、決して珍とするに足らず、唯だ這老の口より出づれば則ち新なるを覺ゆるのみ、

## 纂　評

○沈德潛評　經在れば則ち聖人あり、故に當に經を師とすべし、然れども第だ墨守して其義蘊を求めざれば、拘執迂闊にして用ふる所を知らざるに終る、經なきと略ぼ相同じきなり、公一々指點す、翅に倉を傾け囷を倒にして之を出すのみならず、倘し謂はゆる

足下所爲文、用意甚高、卓然有不顧世俗之心、直欲自到於古人、今世之人用心如足下者有幾、是則鄉曲之中、能爲足下之師者謂誰、交游之間、能發足下之議論者謂誰、學不師則守不一、議論不博、則無所發明而究其源、足下之言高趣遠甚善、然所守未一、而議論未精、此其病也、

**段落**　第三大段の第一小段なり、無擇の師なき弊を言ふ、

**講説**　足下作る所の文は、其用意甚だ高く、卓然と人に抜き出で、世俗の毀譽を顧みざるの心あり、一直線に古人の地位に到らんと欲す、今世の士中、心を用ふる、足下のやうなる人は果して幾何かある、さすれば鄉曲の中に於て足下の師となるべきものとは誰を指すぞ、交游の間能く足下の議論を發する者とは誰を指すぞ、學問に師とする者なければ其操守一ならず、議論博からざれば發明の上其本源を研究する所なし、足下の文章高うして趣向の遠大なるは甚だ善し、然れども其操守の一ならずして議論の未だ精ならざる點は、此れこそ足下の病なれ、

**注解**　「鄉曲」猶ほ鄉黨と云ふが如し、

竊惟足下之交游、能爲足下稱才譽美者不少、今皆捨之、遠而見及、乃知足下是欲求其不至、此古君子之用心也、是以言之不敢隱、夫世無師矣、學者當師經、師經必先求其意、意得則心定、心定則道純、道純則充於中

**注解** 「嚴師」師を尊重し、弟子の之に對する關係嚴格なること、

後世師法漸壞、而今世無師、則學者不尊嚴、故自輕其道、輕之則不能至、不至則不能篤信、信不篤、則不知所守、守不固則有所畏而物可移、是故學者惟俯仰徇時以希祿利爲急、至於忘本趨末、流而不返、夫以不信不固之心、守不至之學、雖欲果於自用、莫知其所以用之之道、又況有祿利之誘、刑禍之懼、以遷之哉、此足下所謂志古師道之士、世所鮮而未有合者、由此也、』

**段落** 第二大段の第二小段なり、後世師を嚴にせざる惡結果を擧ぐ、

**講説** 後世師の法則次第に破壞し、而して今世は師なし、則ち學者尊嚴ならず、故に自ら其道を輕んず、之を輕んずれば則ち至極の處に達する能はず、至極の處に達する能はざれば則ち篤く信ずる能はず、信篤からざるときは則ち守る所を知らず、守る所固からざれば則ち心に懼るゝ所あり、外物は之を移すことを得べし、是の故に學者は俯すも仰ぐも時世次第、利祿を獲得することを以て急務となし、本を忘れて末に趨き、往きたるまゝ水の流れと一般に故の處に返らざるものあり、夫れ信せず固からざるの心を以て未熟の學を守るとすれば、自ら用ふるに勇氣あらんと欲すとも其用ふるの道を知るものなし、又況や、祿利の誘惑あり、刑禍の恐懼あつて、其心を移すをや、此れ足下が今日に於て古に志し道を師とするの士は世間の缺乏する所にして、未だ志の合ひたる者あらずと謂はるゝ其原因は此にあるなり、

**注解** 「徇」したがふ、

**文法** 古を說く處正說、今を說く處反說、

以て、己れの平生爲す所の事は、之を言ひ立てゝ人に信ぜらるゝ程にもあらず、然るに尙ほ人より彼れ此れ尋ねられたる事あり、固より問ふ價値なき愚物ゆゑ、未だ嘗て人の問に答へたる事あらず、今足下卒然と御尋ねに及べるを以て、之がため愧ぢ懼れ、何と申して宜しきかを知らず、（御答への致し方なきなり）然りと雖も數百里の遠路なるに拘らず、使者をば吾が門まで遣されたるは、如何にも御奇特の思召と云ひ、丁寧の御挨拶と云ひ、何として御答へ申さゞらんや、

**注解**　「一通」猶ほ一篇と云ふが如し、書の首末全きを通と曰ふ、「諭」問ふなり、謙稱して諭と曰ふ、

某聞古之學者必嚴其師、師嚴然後道尊、道尊然後篤敬、篤敬然後能自守、能自守然後果於用、果於用然後不畏而不遷、三代之衰、學校廢、至兩漢、師道尙存、故其學者各守其經以自用、是以漢之政理文章、與其當時之事、後世莫及者、其所從來深矣、

**段落**　第二大段の第一小段なり、古へ師を嚴にしたる好結果を擧ぐ、

**講說**　僕の聞けるに、昔の學者は必ず其師を嚴にせり、師嚴と云ふことあつて始めて道尊し、道尊しと云ふことあつて始めて篤敬、篤敬と云ふことあつて始めて能く其道を守る、能く其道を守ると云ふことあつて始めて其學問を實用に押し貫く、其學問を實際に押し貫くと云ふことあつて始めて物に畏れず、心を移さざるを得、三代の衰ふると共に學校は廢されたりと雖も、兩漢に至るまでも師道は尙ほ存在せり、故に其學者は各其經學を守つて自ら之を實際に用ひたり、是の理由を以て漢の政治文章と其當時の事とは、後世及ぶ者なかりき、是れ其原因が深かりければなり、

此れ歐文中に在つて可もなく不可もなし、

纂評

○沈德潛評　道足らざれば則ち文に溺る、孔孟を引いて以て證す、道に足るもの、文を求めずして文自ら至るを見はすなり、夫れ道足らずして强言す、且つ不可、况や文と道とを裂いて之を二にするをや、難工可喜、易悅自足の二語を讀めば、之が爲に爽然たり、

## 答祖擇之書

**解題**　擇之、名は無擇、

**主意**　學者當に經を師とすべしと云ふに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「何敢不報」に至るまでを第一大段となす、答書を作る所以を敍す、「某聞」より「未有合者由此也」に至るまでを第二大段となす、師を嚴にすべきを言ふ、「足下所爲文」より篇尾に至るまでを第三大段となす、經を師とすべきを言ふ、

修啓、秀才人至、蒙示書一通、並詩賦雜文兩册、諭之曰、一覽以爲如何、某既陋、不足以辱好學者之問、又其少賤而長窮、其素所爲、未有足稱以取信於人、亦嘗有人問者、以不足問之愚、而未嘗答人之問、足下卒然及之、是以愧懼不知所言、雖然不遠數百里、走使者以及門、意厚禮勤、何敢不報、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　修申す、貴君秀才の使者來り、書簡一通並に詩賦と雜文兩册とを御示し下され、一覽の上如何思ふやとの御尋ねなり、某は淺陋なる以上、學問を好まるゝ人々の問を辱くするに足らず、又修の少きときは卑賤なりし處に、人となるに及びては又窮困なるを

軒序、不能縱橫高下皆如意者、道未足也、若道之充焉、雖行乎天地入於淵泉、無不之也、」

**段落**　第二大段の第三小段なり、後人の道足らざるを言ふ、

**講說**　然るに後世の學者は徒らに古代の文の傳はれるを見て思ふやう、學問は文章の外あらずと、故に愈よ力を文章に用ふるほど愈よ至らず、此れ足下が一日中室內に立籠つて文を作るも、意の如くに其筆を縱橫自在ならしむること出來ずと謂はるゝ所にして其實道が未だ足らざるが故なり、若し道が果して充つるならんか、上は天地の高き、下は淵泉の深きに入らんとすとも、之かれざる所なし、

**注解**　「軒序」東西牆、之を軒序と曰ふ、

「足下之文、浩乎霈然、可謂善矣、而又志於爲道、猶自以爲未廣、若不止焉、孟荀可至而不難也、」

**段落**　第三大段の第一小段なり、吳克を勗む、

**講說**　足下の文は浩乎として大に、沛然として勢ひあり、立派と謂ふべし、其上叉道を修むることに志し、自ら未だ廣からずと考へ、小成に安んぜざるが故に、若し此まゝ止まざるときは孟、荀の地位にも至るべく、而も然程力を要せざるなり、

修學道而不至者、然幸不甘於所悅而溺於所止、因吾子之能不自止、叉以勵修之少進焉、幸甚幸甚、」

**段落**　第三大段の第二小段なり、自ら勗む、

**講說**　修は道を學ぶと雖も未だ至らざる者なり、さればとて己れの滿足する所に甘んじて止まる所に溺れず、尙ほ進取の志あれば、足下の能く自ら止まざることに因り、更に修の少しく進むことを勵まし下さらば幸ひ甚し、

**文法**　易悅而自足の句に反應す、

## 總說

文法　此れ痛く文人の爲に針砭を下す、

昔孔子老而歸魯、六經之作、數年之頃耳、然讀易者如無春秋、讀書者如無詩、何其用功少而至於至也、聖人之文雖不可及、然大抵道勝者文不難而自至也、故孟子皇皇不暇著書、荀卿蓋亦晚而有作、若子雲仲淹、方勉焉以模言語、此道未足、而彊言者也。

段落　第二大段の第二小段なり、道充つれば文至るを言ふ、

講說　昔し孔子、老いて後、生國の魯に歸られ、六經の述作は其れより數年の頃のみ、固より文を修むるに暇あるべき理なし、然るに易を讀む者は易に心醉して春秋なきが如く、書を讀む者は書に心醉して詩なきが如し、何とて其力を用ふることは少きに至極の處に達したるや、聖人の文は及ぶことならざれども、然れども大抵道の勝れる者は、文に困苦せずして自然頂點に達するなり、故に孟子は旅行中にウロウロとして書を著すに暇あらず、荀卿も考へ見れば晚年に至つて始めて著書あり、楊子雲、王仲淹などは務めて古人の言語を模したるが、此等は道の未だ十分ならざるに强ひて言論を發するものなり、

注解　「孔子老而歸魯」魯の哀公十一年冬、孔子衞より魯に反る、年六十九、哀公十六年四月卒す、其間僅に數年なり、「六經之作」孔子、詩を刪り、書を序し、易を傳し、樂を正しうす、其自ら著せしものは春秋のみ、六經皆其手に成りたるに非ず、今六經の作とあるは大概に之を言へるのみ、「皇々」まごつく貌、「子雲」漢の楊雄の字、「仲淹」隋の王通の字、著す所文中子あり、

後之惑者、徒見前世之文傳、以爲學者文而已、故力愈勤而愈不至、此足下所謂終日不出於

先輩學精文雄、其施於時、又非特假譽爲重、借力而後進者也、然而惠然見臨、若有所責、得非急於謀道、不擇其人而問焉者歟』

段落　第一大段の第三小段なり、來意を推斷す、

講說　君に於ては其學醇深にして文章雄健なれば、其之を時世に施すも、又特に他人の譽を假りて重きをなし、力を借りて後に進む者にあらず、然り而して懇情を以て臨まれ、小生に向つて責むる所あるが如し、道の事を相談せんとて取急がるゝまゝ、其人を擇ばずして問ふに非ざるを得んや、(如何にも然なり)

文法　先づ道の字を出す、

夫學者未始不爲道、而至者鮮焉、非道之於人遠也、學者有所溺焉耳、蓋文之爲言、難工而可喜、易悅而自足、世之學者、往往溺之、一有工焉、則曰、吾學足矣、甚者至棄百事、不關於心、曰、吾文士也、職於文而已、此其所以至之鮮也』

段落　第二大段の第一小段なり、文に溺るゝが爲め道を失ふを言ふ、

講說　夫れ世の學者初めより道の爲に學ばざることあらず、然るに道に至るものは實際少きなり、道其物と人との距離が遠きが爲に至る能はざるに非ず、學者が溺るゝ所あつて、其方に心を奪はるゝが爲のみ、蓋し文の言辭たる、喜ぶべき程工みには作り惡き癖に、兎角滿足して自分免許になるものなり、因つて世の學者も往々之に溺れ、適に工みなる文の一つも出來れば、則ち吾が學問は是れにて十分なりと曰ひ、甚しきに至つては百事を捨置いて心に留めず、吾は文士なれば文を職とするのみと曰ふに至る、此れ道に至る者の少き所以なり、

示書及文三篇、發而讀之、浩乎若千萬言之多、及少定而視焉、纔數百言爾、非夫辭豐意雄、霈然有不可禦之勢、何以至此、然猶自患倀倀莫有開之使前者、此好學之謙言也、

**段落**　第一大段の第一小段なり、彼れの能文を稱して其進取に及ぶ、

**講說**　修頓首して先輩吳君の足下に白す、先頃有難くも貴簡竝に高文三篇を示し賜はりしかば開いて之を讀みたるに、浩乎として千萬字も多くある樣に覺えたるが、少しく落着いて善く視れば、僅かに五六百字に過ぎざりき、是れ文辭が豐富にして意思が雄健に、沛然として禦ぐべからざるの勢ひあるに非ざれば、如何にして此に至らんや、然るに其れにても自身は猶ほ路に迷ふものゝ如く往く先を開いて進めくるるものなきを患へ居らるゝは、此れ足下が學を好み給ふよりの謙遜語なり、

**注解**　「先輩」唐代より、鄕貢進士を先輩と曰ふ、「浩乎」大なる貌、「霈」沛に同じ、水の盛に流るゝ貌、「倀々」禮記に、瞽者無相、倀々乎其何之の語あり、行く所を知らざるなり、

修材不足用於時、仕不足榮於世、其毀譽不足輕重、氣力不足動人、世之欲假譽以爲重、借力而後進者、奚取於修焉、

**段落**　第一大段の第二小段なり、己れの問を受くる資格なきを言ふ、

**講說**　修の才能は時に用ひらるゝに足らず、仕官の地位は世に榮ありとなすに足らず、修の一毀一譽は其人其事の輕重をなすに足らず、氣力は人を左右するに足らず、されば世間に於て人より譽められて己れの價値を附け、人の力を借り其御蔭にて進まんと欲する者は、修に何の取る所あらんや、（彼等の役に立たざる者なり、）

纂評

○儲同人評　直ちに希文を詆るに、自ら其諫めざるを飾るを以てす、公、義中に激し、髮冠を指す所以なり、怒罵の文、辭氣砢磊、平かならず、而して文章仍ほ法度あり、

○沈德潛評　此れ石守道の四賢一不肖の詩、由つて作る所なり、（宋名臣言行錄に云ふ、范仲淹、貶せられて饒州に知たり、余靖、上疏論救す、尹洙、與に同じく貶せられんことを請ふ、歐陽修、書を移し、司諫高若訥を責め、皆坐貶せらる、蔡君謨、四賢一不肖の詩を作り、以て其事を紀す、四賢は仲淹、余靖、尹洙、歐陽修を謂ふ、不肖は若訥を斥すなり、其詩都下に播く、士人爭うて之を寫し、書を鬻くもの之を市り、頗る厚利を得と、此に石守道となすは、評者考を失すと、）稜角峭厲、略ぼ委曲なし、中に憤激し、遏抑する能はざるものあるか、而して歐公も亦貶斥せらる矣、○公是の年只三十歲、氣盛、故に言々憤激、含蓄に暇あらず、

○賴山陽評　文含蓄すべきものあり、發露すべきものあり、必ず含蓄を以て貴となすは、文を知らざる論のみ、

○又評　當面指白唾罵の文、古今來第一快絶の書牘なり、

## 答呉克秀才書

解題　克、字は仲卿、建州蒲城の人なり、神宗の時、官宰相に至る、歐陽修の長子、其女を娶る、秀才は進士の通稱、

動機　呉の道を舍てゝ専ら文を事とするを諷するに在り、

主意　道勝れば文至ると云ふに在り、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「得非急於謀道不擇其人而問焉者歟」に至るまでを第一大段となす、彼れの文を稱して之を道に誘ふ、「夫學者未始不爲道」より「無不之也」に至るまでを第二大段となす、文の道に本づくべきを言ふ、「足下之文」より篇尾に至るまでを第三大段となす、自他共に道に勉むべきを言ふ、

修頓首白先輩呉君足下、前辱

が一言せんことを望むものは、直ちに足下を見棄てて賢者として責めざるは、餘りに氣の毒なればなり、

若猶以謂希文不賢而當逐、則予今所言如此、乃是朋邪之人爾、願足下直攜此書於朝、使正予罪而誅之、使天下皆釋然知希文之當逐、亦諫臣之一効也、

**段落**　第六大段の第二小段なり、己が責任を以て論ずることを言ふ、

**講說**　斯く足下の一言を望むに拘らず、足下猶ほ希文は不賢なれば當然黜くべしと思ふならば、余が議論前述の如くなる以上、余は姦邪の徒黨にこそ、願はくは足下此書を朝廷に持出し、余の罪を正して之を誅せしめ、天下をして希文の逐ふべき理由をば成る程と合點せしめよ、是も亦諫臣の一の効能なるべし、

**文法**　山陽云ふ、以上其痛罵を極め、以下稍之を弛む、已にして又大に一語を張り、己が身を出して之に當り、全勢を振起す、

前日足下在安道家、召予往論希文之事、時坐有他客、不能盡所懷、故輒布區區、伏惟幸察、不宣、

**段落**　第六大段の第三小段なり、書を與ふる所以を言ふ、

**講說**　前日足下、安道の家に在り、予を召び寄せて希文の事件を議論ありしが、其の時坐に他の客あつて、十分意中を述ぶること出來ざりしゆゑ、今兎も角區々の心を述ぶ、伏して思ふに幸察し給へ、不宣、

## 總　說

此種の文は、餘憤を洩すとせば固より妨げずと雖も、若し他の意思を飜さんと欲する者ならしめば、殆ど無效と謂はざるを得ず、何となれば、之を受くる者豈に激せずして止まんや、果せるかな、此書を以て上聞し、作者之が爲めに夷陵の令に遷さる、蓋し公青年の作に屬するが故に、勢ひ自ら然り、

昨日安道貶官、師魯待罪、足下猶能以面目見士大夫、出入朝中稱諫官、是足下不復知人間有羞恥事爾』、

段落　第五大段の第三小段なり、高の恥を知らざるを罵る、

講說　昨日安道は官を貶せられ、師魯は罪を待つ（是れ皆希文の事に就き其職を盡して然るなり）然るに足下は猶ほ能く其顔を以て士大夫を見て、朝廷に出入して、己れは諫官なりと云へたものなり、是れ足下は世の中に羞恥なるものある事を知らざるなり、

注解　「安道」師魯」余靖字は安道、集賢殿の校理なりしが、范の事件を諫爭して、貶せられて筠州の酒税を監す、尹洙、字は師魯、館閣校勘たりしが、亦貶せらる、

文法　梅亭云ふ、直言詆斥、説いて不復知人間有羞恥事に至り、司諫身を容るゝ地なし矣、

所可惜者、聖朝有事、諫官不言、而使他人言之、書在史册、他日爲朝廷羞者足下也』

段落　第五大段の第四小段なり、朝廷の恥辱なるを言ふ、

講說　足下は言ふに足らねども、惜むべき所は、聖朝に言ふべき事件あるに言ふべき諫官之を言はず、他人をして之を言はしめ、其事實は史册の中に書き留められて末代まで殘ることなり、卽ち他日朝廷の羞をなすものは足下なり、

春秋之法、責賢者備、今某區區望足下之能一言者、不忍便絕足下、而不以賢者責也』

段落　第六大段の第一小段なり、全く棄てざるの意を叙して改心を望む、

講說　春秋の法は賢者に向つて完全を望むことなるが、今拙者の如きも之と同じく區々として猶は足下

**文法**　幾個の邪字を連用す、妙は疑辭を爲して之に問ふに在り、○況今之人の一句、殊に妙、

伏以今皇帝卽位已來、進用諫臣、容納言論、如曹修古劉越、雖歿猶被褒稱、今希文與孔道輔、皆自諫諍擢用、足下幸生此時、遇納諫之聖主如此、猶不敢一言何也、

**段落**　第五大段の第一小段なり、君主諫めを納るゝに反つて諫めざるを詰る、

**講說**　伏して思ひみるに、今上皇帝位に卽き給ひし以來、諫臣を登庸し諫言を採用し給ひ、曹修古、劉越の如きは歿せし後までも褒稱を被り、現在希文並に孔道輔は皆諫言に由つて擢用せられたる程なり、足下幸ひに此の時に生れ、諫言を納れ給ふ所の聖主に遇ひ奉ること此の如くなるに、其れにても尙ほ一言諫めざるは何の道理ぞや、

**注解**　「今皇帝」仁宗を謂ふ、

前日又聞、御史臺牓朝堂、戒百官、不得越職言事、是可言者惟諫臣耳、若足下又遂不言、是天下無得言者也、足下在其位而不言、便當去之、無妨他人之堪其任者也、

**段落**　第五大段の第二小段なり、去らずして賢路を妨ぐるを詰る、

**講說**　前日又聞込みたることあり、御史臺より朝堂に掲示し、何人も己れの職を越え、政事上の意見を言ふを得ざる旨を百官に警戒せりと、斯くなる以上、言ふを得る者は唯だ諫臣のみ、然るに諫臣も言はざるときは、天下中言ふを得るものなきこととなる、足下諫臣の位に居りながら言はざる程なれば、直ちに位を退くべし、其倚子を塞げて他の適任者の進路を妨害する勿れ、

**文法**　希文の賢と不賢とに就き、兩邊より推駁し、其諫めざるの咎を飾る能はざるを見はす、不賢なりとするも亦責を免れずとせば、高司諫たるもの全く走路なしと謂ふべし、

昔漢殺蕭望之與王章、計其當時之議、必不肯明言殺賢者也、必以石顯王鳳爲忠臣、望之與章爲不賢而被罪也、今足下視石顯王鳳果忠邪、望之與章果不賢邪、當時亦有諫臣、必不肯自言畏禍而不諫、亦必曰當誅而不足諫也、今足下視之、果當誅邪、是直可欺當時之人、而不可欺後世也、今足下又欲欺今人、而不懼後世之不可欺邪、況今之人未可欺也、

**段落**　第四大段なり、

**講說**　昔し漢の時、蕭望之と王章とを殺したる事ありしが、今想像を試むるに、其當時の議論とても明白に賢者を殺すべしと曰はざるに相違なく、石顯、王鳳を忠臣となし、望之と章とを不賢者として罪を被らせしに定まれり、今足下より石顯、王鳳を視るときは果して忠臣なるか、望之と章とは果して不賢なるか、當時に於ても亦諫臣にてありながら之を論ずる意思なき輩ありしならん、此輩は己れ禍を畏れて諫めずにありながら、蕭、王の罪は誅すべければ諫むるに足らずと曰ひたるに相違なし、今足下より之を視れば、蕭、王の二人は果して誅すべきか、（流石に誅すべしとは思はれまじ）然るに彼れ之を誅すべしと曰ふ、是れ僅に當時の人を欺くべけれども、後世を欺くべからず、（是れ善き手本なるに）足下又今人を欺かんと欲して、後世の欺くべからざることを懼れざるか、況や今の人とて中々欺くわけにゆかぬをや、

待制、日々備顧問、今班行中無與比者、是天子驟用不賢之人、夫使天子待不賢以爲賢、是聽明有所未盡、足下身爲司諫、乃耳目之官、當其驟用之時、何不一爲天子辨其不賢、反默默無一語、待其自敗、然後隨而非之、若果賢邪、則今日天子與宰相、以忤意逐賢人、足下不得不言、是則足下以希文爲賢、亦不免責、以爲不賢、亦不免責、大抵罪在默默爾、

**段落**　第三大段なり、

**講說**　且つ希文果して不賢なるか（自ら一議論あり）彼れ三四年來、大理寺の丞より前行員外郎に至り、待制となつて日々天子の顧問に備はり、今同列の中に於て之と與に肩を竝ぶる者なし、是れ天子が速急に不賢の人を用ひ給へるなり、夫れ天子が不賢人を賢者として待遇せらるゝやうにては、天子の御聰明未だ十分に及ばざる所ある次第なり、然るに足下は其身司諫の職に居ることなれば、實際天子の聰明を補ふべき耳目たるの官に之れ無きや、希文が俄かに登庸せらるゝ時に當り、何故一たび天子の爲に彼の不賢なることを辨論せず、反つて默々として一言もなく、其自然失敗するを待ち、斯に始めて其尾に附して之れを非とするや、若し又希文果して賢なるか、今日天子と宰相とが心に忤ひたりとて賢人を逐ひ出す次第なれば、足下は諫官として之を論ぜざるを得ず、然らば則ち足下希文を以て賢となすも亦責を免れず、不賢となすも亦責を免れず、之を要するに足下の罪は默々として一言せざるに在り、

**注解**　「前行員外郎」六部の內、吏部、兵部を前行と曰ふ、

能、而不責以必能也、今乃不然、反昂然自得、了無愧畏、便毀其賢、以爲當黜、庶乎飾己不言之過、夫力所不敢爲、乃愚者之不逮、以智文其過、此君子之賊也、」

**段落**　第二大段の第二小段なり、其希文を譏つて己が諫めざりしことを飾るの罪を責む、

**講説**　夫れ人の性手剛くして果斷なると、怯懦にして軟弱なるとは、天より受けたる性質卽ち生れ付きなれば、無理に改むることゝ出來ず、故に聖人と雖も天性出來ざることをば、必ず出來させよとて人を責むることとなし、今足下は家に老母あり、之を養ふ爲には自然官位を惜まざるを得ず、一方には飢寒に陷るを懼れ、一方には利祿に後ろ髮を引かれ、一たび宰相に忤つて刑禍に近づかざるが如きは、是れ庸人の常情にして、一の働きなき諫官と云ふまでにて別に害のあるわけにあらねば、君子と雖も亦足下の不能を憫然と思ひ、出來ざる事をば强ひて爲せとは言はざるべし、然るに今は然にあらず、反つて氣位高くして得意となり、少しも愧ぢ畏るゝ所なく、兎角希文の如き賢者を誹謗して黜くべしと曰ふは、自己が諫めざる所の過を飾る氣味なり、夫れ己が力の上に於て押し切つて出來ざるなれば、是は愚者の屆かぬにて致方なけれども、智を以て過失を飾るに至つては君子の賊なり、（赦すべからず）

**注解**　「昂然」昂は擧、首を擧ぐる貌、

**文法**　前に知非君子也と曰ひ、此に至り君子之賊也と曰ふ、斷じ得て更に厲し、○山陽云ふ、後段の餘地を留めず、口を開けば便ち本意を發露し、讀者をして後將に何を言はんとするかを疑はしむ、然れども後面を讀むに及び、乃ち更に滾々、是れ歐公の獨擅、正に老蘇の謂はゆる意盡き語極まり、急言竭論して容與簡易なるものなり、

且希文果不賢耶、自三四年來、從大理寺丞、至前行員外郎、作

人予始聞之、疑是戲言、及見師魯、亦說足下深非希文所爲、然後其疑遂決、希文平生剛正好學、通古今、其立朝有本末、天下所共知、今又以言事、觸宰相得罪、足下既不能爲辨其非辜、又畏有識者之責己、遂隨而詆之、以爲當黜、是可怪也、

**段落**　第二大段の第一小段なり、希文の寃を辨ぜず、又之を譏ることを責む、

**講說**　前日范希文が官を貶せられし後、足下と安道の家にて面會せし處、足下は希文の人物を譏りしが、予は之を聞きたる當初、常談にあらざるやと疑へり、師魯に遇うて見れば、彼れも亦足下が深く希文の所爲を非とする由を物語れり、斯くて余の疑ひも遂に決せり、希文は平生剛正、學問を好み、古今に通じ、其朝廷に立てる行動は本とあり末あり、天下の共に知る所なるに、今又政治上の意見を述べたるを以て、宰相の怒に觸れて罪を得たるなり、足下の希文の爲に其寃罪を辨ずる能はざるが上に、識者の己れを責めんことを畏れ、遂に其罪を得たる尾に附いて之を惡口し、黜けらるゝが當然なりとなすは奇怪至極なり、

**注解**　「范希文」即ち前篇の范司諫なり、郭皇后の廢せられんとする時、之を諫めたる爲め、宰相呂夷簡に忤ひ、饒州に左遷せらる、「安道」余靖の字、

夫人之性、剛果懦軟、稟之於天、不可勉強、雖聖人、亦不以不能責人之必能、今足下家有老母、身惜官位、懼飢寒而顧利祿、不敢一忤宰相以近刑禍、此庸人之常情、不過作一不才諫官爾、雖朝廷君子、亦將閔足下之不

うになすを得ざるなり、

自足下爲諫官來、始得相識、侃然正色、論前世事、歷歷可聽、褒貶是非、無一謬說、噫持此辯以示人、孰不愛之、雖予亦疑足下眞君子也、』

段落　第一大段の第四小段なり、最後に反對の疑ひを抱きしを敍す、

講說　然るに足下が諫官となられしより以來、始めて面識を得たる所、足下が心強く顏色を正し前代の事を論ぜらるゝ點は、筋目立ちて聽取るべき價直あり、人物の褒貶是非に至つても一の誤りたる說あらず、此の辯を持して人に示す以上、何人か之を愛せざらん、予と雖も亦足下を君子なるかと疑へり、

注解　「侃然」剛直なり、「歷々」はつきりと、

是予自聞足下之名、及相識、凡十有四年而三疑之、今者推其實迹而較之、然後決知足下非君子也、』

段落　第一大段の第五小段なり、三疑を結び、決案を下す、

講說　右の如く、予は足下の名を識りたるより、相識るに及ぶまで、凡そ十有四年の間に於て、三たび足下を疑へり、然る處今度足下の實迹を推し究めて前後を比較し、玆に始めて足下が君子に非ざることを知れり、

文法　後に於て將に他を責めんとするが故に、先づ三疑を設け、遠く引き徐ろに入る、是れ文家の訣、然れども以上甚だ緊要ならずして、文境も亦平衍なり、後世宋の曾南豐、明の王遵嵒等、動もすれば此等の處を學びて冗長に陷る、

前日范希文貶官、後與足下相見於安道家、足下詆誚希文爲

其後更十一年、予再至京師、足下已爲御史裏行、然猶未暇一識足下之面、但時時於予友尹師魯、問足下之賢否、而師魯說足下正直有學問、君子人也、予猶疑之、

**段落**　第一大段の第二小段なり、次いで疑ひしことを叙す、

**講説**　其後十一年を經て、僕二度目に出京せし時は、足下已に御史裏行の官となり居られき、然れども僕は猶ほ一度も拜顏を得る機會なく、但だ時々友人の尹師魯の所に於て足下の賢否を尋ねたる事ありしが彼れは足下が正直なる上に學問あり、君子人なる由を物語れりしが、斯くても僕は猶ほ疑ひて信ぜざりき、

**注解**　「御史裏行」唐の太宗始めて此官を置き、馬周より始まる、初め馬周、布衣を以て事に任ず、太宗詔して監察御史裏に於て行はしめたるが、是より官名となれり、

夫正直者、不可屈曲、有學問者、必能辨是非、以不可屈之節、有能辨是非之明、又爲言事之官、而俯仰默默、無異衆人、是果賢者耶、此不得使予之不疑也、

**段落**　第一大段の第三小段なり、疑ふべき理由を叙す、

**講説**　一體正直なる人は折曲げること出來ず、學問ある人は必ず是非を見分くること出來るものなり、（若し尹師魯の言を信せば）司諫は屈すること出來ざる骨を有するが上に、能く是非を見分くるの眼力あり、其上に政事を議論する役人たり、然るに上を向くも下を向くも默々として無言なる有樣は衆人と異なる所なし、果して賢者なるか、（恐らくは賢者となし難からん）此の如き次第なれば、僕をして疑はざるや

君子之賊也」に至るまでを第二大段となす、罪案を叙す、「且希文果不賢耶」より「大抵罪在默々術」に至るまでを第三大段となす、何れの點より論ずるも默々の責を免れざるを言ふ、「昔漢殺蕭望之與王章」より「況今之人未可欺也」に至るまでを第四大段となす、其罪の飾るべからざるを言ふ、「伏以今皇帝即位已來」より「他日爲朝廷羞者足下也」に至るまでを第五大段となす、朝廷の耻辱なるを言ふ、「春秋之法責賢者備」より篇尾に至るまでを第六大段となす、一縷の希望を寄す、

修頓首再拜白司諫足下、某年十七時、家隨州、見天聖二年進士及第榜、始識足下姓名、是時予年少、未與人接、又居遠方、但聞今宋舍人兄弟、與葉道卿鄭天休數人者、以文學大有名、號稱得人、而足下廁其間、獨無卓々可道說者、予固疑足下不知何如人也、

**段落**　第一大段の第一小段なり、初めて疑ひしことを叙す、

**講説**　修頓首再拜して司諫の足下に申す、拙者年十七の時隨州に住ひけるが、天聖二年に於ける進士試驗及第の人名を揭示せる札を見、始めて足下の姓名を覺えき、其の頃僕は年若にて未だ餘り人と接したることなく、其上遠方に居りたることゝて、單に今の宋舍人兄弟が葉道卿、鄭天休數人の者と文學を以て大に名譽あり、此試驗にて人物出でたりとの評判を聞きたるのみ、然るに足下は此人々の仲間に雜り居りたれども、足下に限り人並過れて彼れ是れ持て囃すべきものなし、僕は足下を疑ひ、其如何なる人物なるやを知らざりき、

**注解**　「天聖」仁宗の年號、「宋舍人兄弟」宋祁、宋庠の二人、「廁」雜るなり、「道說」道は言なり、

つ洛の士大夫の執事に就いて抱ける惑を解かれなば幸ひ此の上もなし、

**文法**　所以見用は正議讜論に應ず、百世之譏は第二大段に應じ、洛士大夫之惑は第三大段に應ず、○重望は賀する意あり、○謝疊山云ふ、此一段人情を含む、范公之を見て又感動せん、

### 總説

責めて激せず、恕して縱たず、意能く周、筆能く達、歐陽氏の議論文、自ら餘子と異なり、

### 纂評

○朱晦菴評　歐公上司諫書、其中却自美麗、好處あり、及ぶべからざる處あり、却つて是れ闒冗意思なからず、蘇老泉上歐公書に云ふ、執事の文紆餘委備、往復百折、而して條達疏暢、間斷する所なく、氣盡き語極まり、急言竭論して容與簡易、艱難勞苦の態なし、此三者は皆斷然自ら一家の文をなすなり、

○呂東萊評　永叔此書、大むね平正、眼目筋骨あり、須らく看るべし、他の前後貫穿、錯綜抑揚の處、筆意最も高く、他人說き到らず、

○茅鹿門評　余を以て之を觀るに、爭臣論に勝る、

○儲同人評　前半極めて諫官の重きを言ひ、後半其待つあつて言ふを塞ぐ、

○沈德潛評　范公竟に諫むる能はざるにあらず、賢者に遇ひ、自ら之が備はるを責むるなり、文の往復曲折歩々相生じ、節々相引く、老泉の謂はゆる紆餘委備急言竭論するなきものか、

## 與高司諫書

**解題**　高、名は若訥、字は敏之、司諫は其官名なり、卒して文莊と諡す、勉學强記にして博く群籍に通じ、兼ねて曆學、醫書に明かなり、文集二十卷あり、

**動機**　范仲淹を救はんとするに在り、

**主意**　高司諫が范仲淹の罪なくして貶黜せらるゝを傍觀するのみならず、反つて之を譏りたることを責むるに在り、

**段落**　凡そ六大段より成る、篇首より「然後決知足下非君子也」に至るまでを第一大段となす、高司諫の君子に非ざるを斷ず、「前日范希文貶官」より「此

**段落**　第三大段の第四小段なり、決案、

**講説**　今天子御自身に諸の政治を執り給ひ、敎化と云ひ政の筋と云ひ清明なるが故に、無事の世なり（從つて言ふべき事もなかるべし）と雖も、千里の遠方より執事を召して是の諫官の職に任じ給へるは、何んと正議を聞いて善言を樂しむの思召にあらざらんや然るに今以て執事が何事か申述べられ、朝廷に正士あることを天下に知らしめ、吾が君に諫言を納れ給ふの明德あるを彰はししを聞かず、元來布衣韋帶の處士等が草深き處に詫しき住居をなし、坐して書史を誦するに當つては、常に用ひられざるを恨むことなるが、折角用ひらるゝ段となれば、又那の事は我が職にあらずとて敢て言はず、或は我が位猶ほ卑しければ言ふこと出來ずと言ふ、斯くて言ふことを得る場合となりては如何にと見れば、又曰く、我れは待ちつゝあるなりと、右の始末なれば、終に一人も言ふもののなきなり、何んと惜しむべき次第にあらずや、

**注解**　「親政」皇太后劉氏垂簾の政を行ひしが、其崩ずるに及び、帝始めて親ら政を聽く、「讜言」直言なり善言なり、「布衣韋帶」韋は柔皮なり、獸皮を帶となすは賤者の服裝、

**文法**　前小段を看よ、時事の闕失を言ふを憚るが故に、唐代の事を借りて之を形せり、故に今天子以下は輕々に掃ひ去る、雖爲無事は前の可謂多事矣に反應し、且つ含蓄あり、回護の筆なり、○非我職、我位卑は前の職司に係らずと諫官卑しとの二處に應じ、我有待は第三大段を改め、一毫の滲漏なし、坐誦書史は學古懷道に應ず、○本と范の爲に待つあるを惜むなるに、漠然として他人の事を言ふが如く、直接に范を指して言はず、是を婉曲と謂ふ、

伏惟執事思天子所以見用之意、懼君子百世之譏、一陳昌言、以塞重望、且解洛士大夫之惑、則幸甚幸甚』

**段落**　第四大段なり、

**講説**　伏して思ふに、執事に於て天子の任用あらせられたる所以の思召を思ひ、君子の百世の譏を懼れて、一たび善き議論を陳べて其の重き望みを叶へ、且

の事件に出遇ひたればこそ、一たび諫むることを得て、其結果免職となり、其責を塞ぎしのみ、此以前若し五年六年位に過ぎずして、遂に司業に轉任せしならんには、最後まで一言の諫爭もなさずして職を去る次第なり、何の取柄あらんや、今日に於て官職に居る者は、三年に一度轉任するが例なり、中には一二年のものあり、甚しきに至つては半年にして他の官に遷る、此の如くなれば、七年を待つなどは以ての外なり、

**注解** 「爭臣論」文、前に出づ、「陽城」徳宗貞元十一年判度支裴延齡、陸贄を譖す、諫議大夫陽城は諸諫官を率ゐて闕に伏し、延齡の姦佞なることを論ず、時に延齡將に宰相たらんとし、事旦夕に在り、城曰く、若し延齡を以て相となさば、當に白麻を取つて之を壞つべしと、庭上に慟哭せり、城は之が爲に國子司業に左遷せらる、「麻」詔勅を寫す紙なり、「授受失宜」節度使(藩鎭)隨意に其職を授受し、朝命に由らざるを謂ふ、「羅」つらなる、

**文法** 此段務めて待つあるの謬見なるを論破す、其中、何所取哉に至る迄は城の待つあるを駁し、非可以待乎七年也に至るまでは今の尤も待つべからざるを說く、〇今之居官の數句なければ陽城論となり、范司諫に切ならず、

今天子躬親庶政、化理清明、雖為無事、然自千里詔執事而拜是官者、豈不欲聞正議而樂讜言乎、今未聞有所言說、使天下知朝廷有正士、而彰吾君有納諫之明也、夫布衣韋帶之士、窮居草茅、坐誦書史、常恨不見用、及用也又曰、彼非我職、不敢言、或曰、我位猶卑、不得言、得言矣又曰、我有待、是終無一人言也、可不惜哉、』

多猜忌、進任小人、於此之時、豈無一事可言、而須七年耶、當時之事、豈無急於沮延齡論陸贄兩事耶、謂宜朝拜官而夕奏疏也、幸而城爲諫官七年、適遇延齡陸贄事、一諫而罷、以塞其責、向使止五年六年而遂遷司業、是終無一言而去也、何所取哉、今之居官者、率三歲而一遷、或一二歲、甚者半歲而一遷也、此又非可以待乎七年也、

**段落**　第三大段の第二小段なり、陽城の故事を引いて待つべからざるを諷す、

**講說**　昔し唐の韓退之は、爭臣論と云ふ一篇の文を作り、諫議大夫の陽城が極諫する能はざることを譏りしかども、陽城は最後に諫言せしことを以て顯はれたり、故に世人皆城が諫めざりしは、要するに機會を待つ爲に斯く延引せしのみ、然るに退之は陽城の心中を識らずして妄りに譏れりと謂ふ、我れ歐陽修は獨り然樣に考へず、其故は、退之が論を作る當時は城が諫議大夫となりてより已に五年を經たる折なり後又二年を過ぎし頃、始めて陸贄の事を朝廷の上に爭論し、及び裴延齡の相となることに反對して詔書の麻を裂かんとしたると、僅かに二箇條のみ、德宗の時に當っては天下多時と謂ふも差支なし、官職の授受其宜しきを失ひ、叛亂の將帥、强勢なる臣下、天下に竝び居れり、其上德宗は猜忌多くして小人を登庸信任せしにても、之を知るべし、此の時に當つて何んと一言の言ふべき事件なくして、七年の久しきを待たんや、當時の事件中、何んと延齡を喰ひ止め、陸贄を論辨する兩事より急務なるものなからんや、余は思ふ、陽城たるもの、午前に就職せば夕刻直ちに諫言の書を上奏すべきなり、幸ひにして城は諫官の職に居ること七年に及びぬれば、其間丁度延齡と陸贄と

るが、其才能あるを知る、范君の今度の御召は、御史とならざれば必ず諫官とならんと、辭令下るに及んで、其言の如く諫官となりぬ、此に至つて又相與に語つて曰く、我は范君を見識れるが、其賢なるを知る、他日天子の陛下に立ち、剛直なる辭と眞面目なる顔色とを以て、朝廷に天子と面と向ひて爭論する者ありと聞かば、必ず范君なるべしと、然るに執事が拜命せられしより今に至るまで、彼等は首を擧げ足を企てゝ、右の風聞あるべしとて待ち構へをるも、卒に未だ其風聞を聞かず、案に相違せしが故に、竊かに不思議に思へり、何んと洛の士大夫、前には能く料りたれども、後に料り能はずして見込違ひをなせしか、其れとも執事に於ては、時機を待つて爲す所あらんとする爲なるか、

**注解**「識知」識は外に係りて淺く、知は内に係りて深し、「洛」宋の都は汴にして、洛に近し、故に洛と曰ふ、「翹」擧ぐるなり、「企」足を爪立つ、「前後」前に料るとは諫官たるを料るなり、後に料るとは直言するを料るなり、

**文法**　此處は士大夫屬望の語を設け、以て其諫を諷す、而して洛の士大夫より說き起し、料の字を借りて跌入し、有待の二字を以て范の口實を塞ぐ、此の有待の二字より一の半篇を開く、又復、壓旋の筆なり、卒未の下、洛之士大夫云々の語を補へるは、故に搖曳の態を作せしものにて、前緊なれば、後必ず紆餘を以て之を救ふは、文の一訣なり、

昔韓退之作爭臣論、以譏陽城不能極諫、卒以諫顯、人皆謂城之不諫、蓋有待而然、退之不識其意而妄譏、修獨以謂不然、當退之作論時、城爲諫議大夫、已五年、後又二年、始廷論陸贄、及沮裴延齡作相、欲裂其麻、纔兩事耳、當德宗時、可謂多事矣、授受失宜、叛將强臣、羅列天下、又

譏りと何れが嚴しきかと云ふに）有司の法は一時に行はるゝも、君子の譏りは之を書物に載せて如何にも明白に、之を百代に傳へて消滅せざるが故に、寧ろ甚だ懼るべきなり、

**文法**　然宰相九卿以下の句は、客を撇脱して主に入る、

夫七品之官、任天下之責、懼百世之譏、豈不重邪、非材且賢者、不能爲也、』

**段落**　第二大段の第四小段なり、諫官の重くして、其資格は賢才を要するを言ふ、

**講說**　夫れ七品の微官とは云へ、天下の責に任じ、百世の譏りを懼るとせば、如何に重からずや、其の職此の如く重きが故に、才能あり且つ賢德ある者に非ざれば、務むる能はざる所なり、

**文法**　七品之官は第一大段に應じ、天下之責は第二大段の第二小段を結び、懼百世之譏は第三小段を結ぶ、而して材且賢の三字は下文を伏す、

近執事始被召於陳州、洛之士大夫相與語曰、我識范君、知其材也、其來不爲御史、必爲諫官、及命下果然、則又相與語曰、我識范君、知其賢也、他日聞有立天子陛下、直辭正色、面爭廷論者、非他人、必范君也、拜命以來、翹首企足、竚乎有聞、而卒未也、竊惑之、豈洛之士大夫能料於前、而不能料於後也、將執事有待而爲也、』

**段落**　第三大段の第一小段なり、疑案を揭ぐ、

**講說**　近頃執事は新に陳州より朝廷に召出さるゝや洛中の士大夫相與に語つて曰く、我は范君を見識れ

官は七品の官にて其地位卑しけれども、其意見の勢力に至つては宰相と同一なり、天子はいけぬと曰はるゝに宰相は然るべしと曰ひ、天子は然なりと曰はるゝに宰相は然樣にあらずと曰ひ、廟堂の上に坐して天子と可否を辨ずる者は宰相なり、又天子は尤もと曰はるゝに諫官は違へりと曰ひ、天子は是非ともに行はんと曰はるゝに諫官は決して行ふべからずと曰ひ、殿階の前に立ちて天子と是非を爭ふ者は諫官なり、宰相は地位尊くして其道を行ひ、諫官は地位卑くして其言を行ふ、而して其言ふ所行はるれば、卽ち其道も亦行はるゝなり、（故に宰相と同一の勢力なり。）

**文法**　天下之失得の句は第一段を承く、○懷道者の「道」は、一小段の「行其道」を承けて後を伏す、○宰相は客にして諫官は主、七品官より說き起して直ちに宰相に入り、乃ち此の如き議論を發出す、而して天子曰く云々、宰相曰く云々、天子曰く云々、諫官曰く云々は、主客竝行を以て「言行道亦行也」の一句を用ひて諫官の身上に轉じ去る、筆力萬鈞なり、是を大壓旋となす、

九卿百司郡縣之吏、各守一職者、任一職之責、宰相諫官繫天下之事、亦任天下之責、然宰相九卿而下失職者、受責於有司、諫官之失職也、取譏於君子、有司之法、行乎一時、君子之譏、著之簡册而昭明、垂之百世而不泯、甚可懼也、

**段落**　第二大段の第三小段なり、重きを諫官に歸す、

**講說**　九卿以下百官又は郡縣の諸役人の如く、各一の職を守るものは、其守る所の一職の責に任ずることなり、然るに宰相と諫官とに至つては天下の事に關係するを以て、之と同時に天下の責に任ず、（則ち諫官の責任は宰相と同じく重大なり）然れども宰相、九卿より以下は、有司より責を受くることなるに、諫官は君子より譏らるゝ次第なり、（有司の責と君子の

らば其封を越え、郡ならば其境を踰ゆるときは、管轄外の事とて、如何なる賢明なる郡守縣長と雖も行ふを得ず、何故となれば、其職に守〔分限〕あればなり、（中央の官に就いて言ふも）吏部の官は兵部の事務を取捌くを得ず、鴻臚の卿は光祿の事務を取捌くを得ず、其專務あればなり、

**注解**　「百執事」各種の役人と云ふが如し、「封」界なり、「吏部」文部官の敘任を掌る、「兵部」軍事を掌る、「鴻臚」外務部なり、「光祿」祭祀、宴會等を掌る、

**文法**　外面より兩段を說き來つて、諫官の大なるを映じ出す、

若天下之失得、生民之利害、社稷之大計、惟所見聞、而不繫職司者、獨宰相可行之、諫官可言之爾、故士學古懷道者、仕於時、不得為宰相、必為諫官、諫官雖卑、與宰相等、天子曰不可、宰相曰可、天子曰然、宰相曰不然、坐乎廟堂之上、與天子辨可否者宰相也、天子曰是、諫官曰非、天子曰必行、諫官曰必不可行、立殿階之前、與天子爭是非者諫官也、宰相尊行其道、諫官卑行其言、言行道亦行也、

**段落**　第二大段の第二小段なり、宰相、諫官は其職に範圍なきが故に、道を行ひ天下の事に任ずるに足るを言ふ、

**講說**　天下の得失の如き、人民の利害の如き、社稷の大計の如き、唯だ己れの見聞するまゝ、一職一司に拘らず無制限なるものは宰相と諫官とに限り、宰相は其意見を行ふを得、諫官は之を言ふことを得、されば古を學び道を抱く所の士は、世に出で朝廷に仕ふるに、宰相となることを得ざれば、必ず諫官となる、諫

**段落**　第一大段なり、

**講説**　前月の中に進奏院の官吏より發する報告を得たる處、其文に云ふ、執事は陳州より召されて禁闕に至り、司諫の官に拜命ありしと、取敢へず一通の書簡を認めて榮轉を賀せんと欲したれど、多用にて忙しきまゝ未だ御悦びを申すこと出來ず、夫れ司諫は、位地を言へば僅か七品官に過ぎず、執事としては、此官を得たりとて喜ぶべき事とせられまじ、然るに拙者に限り、區々として一たび賀せんと欲する所は他なし、實際考ふるに、諫官は、天下の得失と云ひ一時の輿論と云ひ、其一身の上に係り、極めて重大の關係あればなり、

**注解**　「前月中」文章軌範には、此上に「月日具官謹齋戒拜書司諫學士執事」の十五字あり、從ふべし、「進奏吏報」進奏は院の名なり、唐の大曆十二年、諸道に勅し、舊置上都留侯院竝に官、改めて上都進奏院と曰ふ、給事中に隷し、詔勅及び三省、樞密院の宣劄、六曹、寺監、百司の符牒を受けて、諸路に頒布するを掌る、「自陳州」天聖七年、范仲淹は太后に還政を請ひしため、中央政府を逐はれて河中府の通判に貶せられ、尋いで陳州に移されしが、明道二年太后崩ずるに及び、仁宗召して右司諫とす、「卒々」急遽の貌、

**文法**　先づ賀書を呈するの遲延を謝し、次に賀するに足る所以を言ふ、蓋し自己の問報より說き起し、賀の字より下文に跌入するが故に、緩々として甚だ力を費さず、○天下の二句は實に一篇の大綱領を成す、

今世之官、自九卿百執事、外至一郡縣吏、非無貴官大職可以行其道也、然縣越其封、郡逾其境、雖賢守長不得行、以其有守也、吏部之官、不得理兵部、鴻臚之卿、不得理光祿、以其有司也』、

**段落**　第二大段の第一小段なり、他の官職は皆權限あるを言ふ、

**講説**　今世の官は、九卿以下百官より、京外に於ては一郡一縣の地方官吏に至るまで、己れの主義を行ふに足る所の貴官大職なきにはあらず、然れども縣な

て人情に近づかずと爲すは常とすべからざるに縁る恐らくは後世口を藉し、以て其名を好むの擧を行ふなり、子產、乘輿人を濟す、孟子、其惠にして政を爲すを知らざるを謂ふ、正に是れ此意、〇四を縱つこと、後漢の戴封巳に之を行ふ、唐の太宗に始まらざるなり、戴封は獨行傳中に在り、

通鑑に云ふ、貞觀二年、上曰く、婦人、深宮に幽閉す誠に愍むべしとなす、灑掃の餘、亦何の用ふる所、宜しく皆之を出だし、伉儷を求むるに任すべしと、前後出だす所三千餘人、

## 卷十一（歐陽修著）

## 上范司諫書

**解題**　范司諫、名は仲淹、字は希文、仁宗の時右司諫に拜し、後參政に至る、謚して文正と曰ふ、宋朝名賢の一人にして、岳陽樓記の作者として廣く人に知らる、

**主意**　范の諫言する所なく、其道を行ふ能はざるを責むるに在り、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「一時之公議繫焉」に至るまでを第一大段となす、上書する理由を擧げて一篇の主意を揭ぐ、「今世之官」より「非材且賢者不能爲也」に至るまでを第二大段となす、諫官の重要なることを逑べて前段の意を說明す、「近執事始被召於陳州」より「可不惜哉」に至るまでを第三大段となす、范の君を諫めず、從つて其道を得ざるを責む、「伏惟執事」より篇尾に至るまでを第四大段となす前段を收拾して賀するに足るの意を寓す、

前月中、得進奏吏報、云、自陳州召至闕、拜司諫、卽欲爲一書以賀、多事卒卒未能也、司諫七品官爾、於執事得之不爲喜、而獨區區欲一賀者、誠以諫官者天下之得失、一時之公議繫焉、

可ㇾ爲ㇾ常者、其聖人之法乎』、

**段落**　第三大段の第二小段なり、縱囚の常法に非ざるを言ふ、

**講說**　彼の囚人を放つて、其れが歸り來りし時に赦すが如き事は、偶然一度位は爲すも可なり、若し屢ば之を行ふときは、人を殺したる罪人も皆赦されて殺されざることゝなる、是れ天下の常法となすべけんや、常となすべからざる者は、何として聖人の法ならんや、

**文法**　常法の二字を提出す、縱囚の失、顯然見るべし、

是以堯舜三王之治、必本於人情、不ㇾ立ㇾ異以爲ㇾ高、不ㇾ逆ㇾ情以干ㇾ譽』、

**段落**　第三大段の第三小段なり、標準たる聖人の治を點出す、

**講說**　是を以て堯舜三王の政治は必ず人情に本づき特に異なることを爲して高尙となさず、人情に逆つて名譽を求めず、

**文法**　譽の字は名の換字なり、○三王は禹湯文なり、

## 總　說

胸中先づ結末の二句あり、論據已に定まる、然るに人情に近からざるより說き入り、而して此名を求むる一語を以て破的とし、論據反つて置いて下に在り、全篇の鎭重たる所以、必無より不可常を生じ、不可常より聖人の法に非ざるを生じ、遂に堯舜三王に引き入れ、其政治を以て結穴とす、謂はゆる壁立千仞の勢あり、

## 纂　評

○謝疊山評　文に氣力あり、光燄あり、之を熟讀せば人の才氣を發すべく、立論に善し、

○呂東萊評　文最も緊、曲折辨論人を驚かす險語、精神聚まる處、詞盡きて意未だ盡きず、此篇反覆血脈あり、

○茅鹿門評　文章紆餘婉曲、事理を說き盡し、人情を曲盡する、唯だ歐公之を得、

○沈德潛評　怨女三千放出ㇾ宮、死囚四百來歸ㇾ獄、（白樂天の樂府中の句）此れ太宗威德の事、而して歐公以

赦しくれるならんと思うて復た來るは、是れ上の心を害するなり、吾れ是に於て上下双方相賊害して此の名譽を成したりと見受く、何とて恩德を施すの信義を知るのと云ふことあらんや、

**注解**　「賊」不正に解釋するなり、人の心情を探つて取ること、猶ほ盜の如きを以て言ふ、

不然太宗施德於天下、於玆六年矣、不能使小人不爲極惡大罪、而一日之恩、能使視死如歸而存信義、此又不通之論也、

**段落**　第二大段の第四小段なり、反說、

**講說**　若し名を好むとせざれば理窟の合はぬ處あり太宗恩德を天下に施すこと玆に六年の久しきになりぬ、然るに小人をして極惡大罪を爲さゞらしむること出來ず、然るに僅か一日の恩により、彼の死囚をして死を視ること歸するが如くにして、信義を心の中に存在せしむること出來得べしとは、受取れぬ議論なり、

**注解**　「一日之恩」縱囚を指す、

然則何爲而可、曰、縱而來歸、殺之無赦、而又縱之、而又來、則可知爲恩德之致爾、然此必無之事也、

**段落**　第三大段の第一小段なり、假りに處置を設く、

**講說**　然らば如何にせば可ならん、曰く縱つて彼等歸り來らば、之を殺して一人も赦すことなく、又別の囚人を放ち、其囚人又前と同じく來りしならば、恩德の結果たることを知るべきも、此れは決してなきことなり、

若夫縱而來歸、而赦之、可偶一爲之爾、若屢爲之、則殺人者皆不死、是可爲天下之常法乎、不

蓋恩德入人之深、而移人之速、有如是者矣、

段落　第二大段の第一小段なり、辨疏を設けて下文を起す、

講說　或人曰く、罪大に惡極まるものは誠に小人に相違なし、然れども上より恩德を以て之に臨むの結果、小人を變化して君子たらしむることを得るなり、（卽ち死刑を犯せし大罪人も歸宅の恩典に因つて心を改め、約を違へずして死に就くことゝなる）蓋し恩德の人に泌み込む深く、人を移し變ふるの速かなる、此場合の如きものあるべし、

曰太宗之爲此、所以求此名也、然安知夫縱之去也、不意其必來以冀免、所以縱之乎、又安知夫被縱而去也、不意其自歸而必獲免、所以復來乎、

段落　第二大段の第二小段なり、太宗の名を求むる心事を解剖す、

講說　曰く、太宗が死囚を解放せしは、此の恩德云々の名譽を求めんが爲なり、足下は兎角言はるゝと雖も、太宗が囚人を放ちし時、囚人が約束の如くに再來せば罪を赦さるべきかとて必ず來るならんと豫測の結果、之を放ちたるやも知れず、又放たれて去りし囚徒の方に於ても、己が自ら歸つて死に就かば免るゝことあらんとて、復び來りしやも知れず、

夫意其必來而縱之、是上賊下之情也、意其必免而復來、是下賊上之心也、吾見上下交相賊以成此名也、烏有所謂施恩德與夫知信義哉、

段落　第二大段の第三小段なり、斷、

講說　夫れ囚徒が免罪を僥倖し、必ず來るべしと思うて之を放つは、是れ下情を害するなり、太宗が必ず

も旅人が吾が家に歸るが如く平然たるに至つては、君子中に於て尤も難き所なり、

**注解**　「入」支那律にて罪を重くするを入と曰ふ、

**文法**　先づ君子小人の二柱を立つ、而して君子を客とし、小人を主とす、

方唐太宗之六年、錄大辟囚三百餘人、縱使還家、約其自歸以就死、是以君子之難能、期小人之尤者、以必能也、其囚及期而卒自歸無後者、是君子之所難而小人之所易也、此豈近於人情、

**段落**　第一大段の第二小段なり、太宗の行爲を律するに前の虚論を以てし、其人情に近づかざるを斷ず、

**講説**　唐の太宗の六年に當り、死罪の囚人三百人を取調べ、之を解放して各自宅に還らしめ、自ら歸り來つて死に就くべきを約せり、右は君子にても爲し難きことを以て、小人の尤なるものに是非になせよと責むるなり、又其罪囚が約束の期日に至るや、己れより進んで牢獄に歸り往き、敢て後れたる者なかりしと云ふことゝなるが、右は僥倖を求めざる君子は爲し難しとする所にして、僥倖を求むる小人の易しとする所なり、此の如き何として人情に近からん、不自然の至りなり、

**注解**　「唐太宗六年」資治通鑑に云ふ、貞觀六年十二月辛未、帝親ら繫囚を錄し、死すべき者を見て之を閔み、縱つて家に歸らしめ、期するに來秋來つて死に就くを以てし、仍つて天下の死囚に勅し、皆縱遣し、期に至り來つて京師に詣らしむ、七年九月去歲縱つ所、天下の死囚凡そ二百九十人、皆期の如く自ら朝堂に詣り、一人も亡匿する者なし、上皆之を赦す、「大辟」死罪、

**文法**　人情一句、末段を伏す、

或曰、罪大惡極、誠小人矣、及施恩德以臨之、可使變而爲君子、

○沈德潛評　反々覆々、小人朋なく、君子朋あるを說き、末に人君能く君子小人を辨ずるに歸到す、人君能く辨じ、但だ其君子小人を問ひ、其黨不黨を問はざるを見るなり、諫院進むる所の文なるに因り、故に格、方嚴に近し、○漢の桓帝の時、黨部二百餘人獄に下り、後又之を禁錮す、靈帝の時、李膺、范滂等百餘人を殺し、獻帝に至つて獄巳に解す矣、文中偶誤引す、

## 縱囚論

**解題**　囚人を解放するを縱囚と曰ふ、本文に審かなり、

**動機**　唐の太宗の爲す所、中道に非ざるを示すに在り、

**主意**　太宗の人情に近からざるを言ふに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「此豈近於人情哉」に至るまでを第一大段となす、太宗の人情に近づかざるを言ふ、「或曰」より「此又不通之論」に至るまでを第二大段となす、太宗の名を求むる所以を論ず、「然則何爲而可」より篇尾に至るまでを第三大段となす、處置を論ず、

信義行於君子、而刑戮施於小人、刑入於死者、乃罪大惡極、此又小人之尤甚者也、寧以義死、不苟幸生、而視死如歸、此又君子之尤難者也、

**段落**　第一大段の第一小段なり、君子小人の情狀を臚論す、

**講說**　信義は君子の上に行はるゝ事にして、刑戮は小人の身に加へらるゝものなり、小人は刑罰を加へらるゝとは云へ、其死刑に入る者に至つては罪は大に惡は極まる者なるが故に、此れは又小人中に於て尤も甚しき部類なり、君子は信義の行はるゝものとは云へ、合義の死と不義の生と竝び立ち、之を選擇せざるべからざる場合に、イッソ義に由つて一命を抛つとも僥倖を以て免るゝことを希はず、死を視ること、宛

人、共爲一朋、自古爲朋之多且大莫如周、然周用此以興者、善人雖多而不厭也』

**段落**　第三大段の第三小段なり、周を收む、

**講說**　周の武王の世に於ては、其國の臣三千人を擧りて共に一團の朋となれり、古へより朋を作るの多くして且つ大なるもの、周の如きはあらず、然れども周が此に由つて興りし所以は、善人は何程多いとも、厭はざる證據とすべし、

**文法**　善人の句、稍弱を嫌ふ、

夫興亡治亂之迹、爲人君者、可以鑑矣』

**段落**　第三大段の第四小段なり、治亂興亡を結ぶ、

**講說**　扨も前に述べたるが如き、天下國家の治まり又は亂れ、興り又は亡びたる跡方は、世の人君たるもの、以て手本とするに足れり、

**文法**　前の二小段を以て君子小人を結び、此一小段を以て治亂興亡を結ぶ、文法極めて精密、

**總說**

反對黨已に朋黨を以て君子を陷れんとす、今君子の朋黨に非ざることを辨せんとせば、卽ち彼れ益す之に乘ずべし、是に於て敢て朋黨の名を避けず、進んで「小人無朋」と曰ひ、以て彼れの膽を破る、凡そ論文必ず此等の警策なかるべからず、以下唯だ君子小人の朋たる眞僞を論じ、前代の治亂興亡を擧げて人主の鑑戒に供するのみにて、一言時事に涉らず、眞に老成の見、老成の筆と謂ふべし、末段前世の事迹を收拾する處、一順一逆にして文勢板ならず、

**纂評**

○呂東萊評　議論人の意表に出づ、大凡文を作る妙處、直ちに神解に臻る、朋黨論に至つては風骨俱に全し、

○茅鹿門評　忠言讜論、千古人君の疑を破る、大率劉向が昌陵を諫むる疏に類せり、

○顧廻瀾評　歐廬陵朋黨論、法至嚴にして語至易、至嚴は君子小人を別つ所以、至易は忠誠剛正を見はす所以、歐公の文、前儒未だ有らざる所なり、

王溥、趙崇、王贊等を貶す、其餘皆指して浮薄となし、貶逐虚日なく、縉紳一空、「此輩云々」君子黨は、平生己れの潔白なるを、小人の汚行に對して自ら清流と稱せり、故に今小人は其語を用ひて甘心せしなり、清流云々は李振の言、其實行は朱全忠の手に在り、處は白馬驛なり、

夫前世之主、能使人々異心、不爲朋、莫如紂、能禁絶善人爲朋、莫如漢獻帝、能誅戮清流之朋、莫如唐昭宗之世、然皆亂亡其國、

**段落**　第三大段の第一小段なり、漢唐を收む、

**講説**　夫れ今より前代の君主中、能く一人一人其心を異にして、朋たらざらしめたるは紂に如くものなし、能く善人の朋を禁絶するは漢の獻帝に如くはなし、能く清流の朋を誅戮するは唐の昭宗の世に如くはなし、然れども皆其國を亂せり、

更相稱美推讓而不自疑、莫如舜之二十二臣、舜亦不疑而皆用之、然而後世不誚舜爲二十二人朋黨所欺、而稱舜爲聰明之聖者、以其能辨君子與小人也、

**段落**　第三大段の第二小段なり、舜を收む、

**講説**　互に德を褒め譽れを讓つて自ら疑はざるは舜の二十二人に如くはなし、舜も亦疑ふことなく、皆之を用ひたり、然るに斯くても後世舜が二十二人の朋黨に欺かれたりとて、惡しく言ふものあらず、反つて舜を稱して聰明の聖となすものは、舜が能く君子と小人とを辨じたればなり、

**注解**　「聖」一本に主に作る、從ふべし、

**文法**　主意を結ぶ、

周武王之世、擧其國之臣三千

一大朋、而周用以興。

**段落**　第二大段の第三小段なり、朋なくして亡び、朋あつて興りし例、

**講説**　書に曰く、紂に臣下億萬の多數あるも、一人一人心を異にするが故に億萬の心あり、周は僅かに三千人の臣ありしも皆心を一にせり、紂の時億萬人各心を異にすとせば、朋に非ずと謂ひ得るなり、（論者は朋黨を危めども）紂は此れを以て國を亡ぼせり、周の武王の臣は三千人凝結して一大朋をなし、周は因つて興れり、

**注解**　「書曰」泰誓篇にあり、

**文法**　上に治まりし例二箇條を擧げたれば、此には興亡を竝べ擧げて變化を取れり、

後漢獻帝時、盡取天下名士囚禁之、目爲黨人。及黄巾賊起、漢室大亂、後方悔悟、盡解黨人而釋之、然已無救矣。

**段落**　第二大段の第四小段なり、

**講説**　後漢の献帝の時、盡く天下の名士を執へて之を禁錮し、名指して黨人と曰ひき、黄巾の賊起るに及び、漢朝大に亂れけるが、斯くて始めて悔悟し、盡く黨人の禁錮を解いて之を自由にせしが、而も最早時後れにて、其亂を救ふ能はざりき、

**注解**　「黄巾賊」鉅鹿の張角、妖術を敎へて兵を擧ぐ、其衆十萬、皆黄色の頭巾を着く、

唐之晩年、漸起朋黨之論。及昭宗時、盡殺朝之名士、咸投之黄河、曰、此輩清流、可投濁流。而唐遂亡矣。

**段落**　第二大段の第五小段なり、例前に同じ、

**講説**　唐の晩年に漸く朋黨の論を生ぜしが、昭宗の時に及び、盡く朝廷の名士を殺し、或は之を黄河に投じて曰く、此輩は清流の士なれば、濁流に投じて然るべしと、而して唐は遂に亡びぬ、

**注解**　「昭宗時」天祐二年、裴樞、崔遠、獨孤損、陸扆、

**文法**　退小人の句、上を結び、用君子の句、下を起す、

堯之時、小人共工驩兜等四人爲一朋、君子八元八凱十六人爲一朋、舜佐堯退四凶小人之朋、而進元凱君子之朋、堯之時天下大治、

**段落**　第二大段の第一小段なり、小人黨を退け、君子黨を用ひて治まるの例、

**講說**　堯の時、小人なる共工、驩兜等四人は一組の朋となり、君子なる八元八凱十六人又一組の朋たり、舜、堯を佐け、四凶小人の朋を退け、八元八凱君子の朋を用ひけるが、之が爲め堯の時天下大に治まりぬ、

**注解**　「四人」共工、驩兜に三苗と鯀とを加へて四人とす、謂はゆる四凶、「八元八凱」伯奮、仲堪、叔獻、季仲、伯虎、仲熊、叔豹、季貍を八元とし、蒼舒、隤敱、檮戭、大臨、尨隆、庭堅、仲容、叔達を八凱とす、元は善なり、凱は和なり、

及舜自爲天子、而皐夔稷契等二十二人、並列於朝、更相稱美、更相推讓、凡二十二人爲一朋、而舜皆用之、天下亦大治、

**段落**　第二大段の第二小段なり、君子黨を進めて天下大に治まるの例、

**講說**　舜が自身天子となるに及び、皐、夔、稷、契の二十二人並に朝廷に列し、互に褒め合ひ互に讓り合ひ、凡そ二十二人一朋となりしが、舜は皆之を用ひ、天下亦大に治まれり、

**文法**　舜の時には小人の朋なし、故に小人を退くるを言はず、

書曰、紂有臣億萬、惟億萬心、周有臣三千、惟一心、紂之時、億萬人各異心、可謂不爲朋矣、然紂以亡國、周武王之臣三千人爲

時、暫相黨引以爲朋者僞也、及其見利而爭先、或利盡而交疎、則反相賊害、雖其兄弟親戚、不能相保、故臣謂小人無朋、其暫爲朋者僞也、」

**段落**　第一大段の第三小段なり、小人の朋は僞なるを言ふ、

**講說**　然れども臣の考へに據れば、小人には朋なく、只だ君子にのみ之あり、其理由は何ぞや、小人の好む所は利慾なり、貪る所は貨財なり、彼等の利を同じうするの時に當つて暫くの間相團結し、相引援して朋となることは僞なり、彼等が利を見ては先を爭ひ、或は利盡きて交際疎くなる場合となれば今までの親密なるに引きかへ、互に殺し合ふ、其人の兄弟親戚と雖も全うする能はず、故に臣謂ふ、小人には朋なく、其暫く朋たるものは僞なりと、

君子則不然、所守者道義、所行者忠信、所惜者名節、以之修身、則同道而相益、以之事國、則同心而共濟、終始如一、此君子之朋也、」

**段落**　第一大段の第四小段なり、君子の朋の眞なるを言ふ、

**講說**　君子は則ち然らず、守る所の者は道義、行ふ所の者は忠信、惜む所の者は名節、之を以て身を修むるときは道を同じうして互に益し、之を以て國に事ふるときは心を同じうして共に成し、終始一の如く、毎もかはらぬは君子の朋なり、

故爲人君者、但當退小人之僞朋、用君子之眞朋、則天下治矣、」

**段落**　第一大段の第五小段なり、處置を言ふ、

**講說**　故に人君たる者は、但だ當に小人の僞朋を退け、君子の眞朋を用ふべし、さすれば天下治まるべし、

韓琦、范仲淹を以て執政に任じ、諫官の員を增し、天下の名士を用ふ、公は、余靖、王素、蔡襄と諫官となり、盡く弊政を革めんと欲せしに、群小人悅ばず首として館職の名士十三人を擊ちしかば、杜衍、富弼等安んぜず、相繼いで朝を去る、小人等目するに朋黨を以てし、之を陷ること甚だ多し、公此論を作つて進めしかば、仁宗感悟せしと云ふ、

**動機**　諸君子の災厄を救ふに在り、

**主意**　朋黨に君子的あり、小人的あり、必ず惡名に非ず、唯だ宜しく其性質を辨ずべしと云ふに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「則天下治矣」に至るまでを第一大段となす、虛論を以て君子小人の別つべきを說く、「堯之時」より「而唐遂亡矣」に至るまでを第二大段となす、君子小人兩黨の歷史を擧ぐ、「夫前世之主」より篇尾に至るまでを第三大段となす、前段の故事に就き論斷を下す、

臣聞朋黨之說、自古有之、惟幸人君辨其君子小人而已』

**段落**　第一大段の第一小段なり、全篇の綱領、

**講說**　臣の聞く所によれば、朋黨の說は古より之れあり、珍らしき問題にあらず、唯だ人君が其君子の朋黨なるか小人の朋黨なるかを辨別するを仕合せとするのみ、

**注解**　「其」朋黨、

大凡君子與君子、以同道爲朋、小人與小人、以同利爲朋、此自然之理』

**段落**　第一大段の第二小段なり、辨別の標準として朋黨の動機を說く、

**講說**　大凡君子と君子とは主義の同じきを以て朋となり、小人と小人とは利の同じきを以て朋となる、是れ自然の理なり、

**注解**　「自然之理」然もあるべきことゝ云ふが如し、

然臣謂、小人無朋、惟君子則有之、其故何哉、小人所好者祿利也、所貪者財貨也、當其同利之

如是、是可盡信乎」、

**段落**　第四大段の第三小段なり、第三難、

**講說**　難者曰く、三子の說は其臆測より出でたる說にあらず、其師より傳へられたる所此の如きなり、（然るに之を否定する以上）傳へられし說は皆信ずべからざるか、曰く、傳聞は何ぞ一概に信ずべけんや、其一例を示さんに、公羊、穀梁の二氏は、春秋に尹氏卒すとある尹氏をば正卿とし、左氏は隱公の母とす、即ち一は男子となすに、一は婦人となすなり、傳へられたる說は蓋し此の如く異なる以上、盡く信ずべけんや、信ぜられず、

**注解**　「公羊云々」公羊傳に云ふ、尹氏とは何ぞ、天子の大夫なり、其尹氏と稱するは何ぞ、貶、曷爲れぞ貶する、正卿を譏ると、穀梁傳に云ふ、尹氏とは何ぞや、天子の大夫なり、外大夫卒とせず、此れ何を以て之を卒とするや、「左氏云々」經に云ふ、夏四月辛卯、君氏卒すと、尹を君に作る、傳に云ふ、聲子なり、諸侯に赴げず、寢に反哭せず、姑に祔せず、故に薨と曰はず、夫人と稱せず、故に葬を言はず、姓を書せず、公の爲の故に君氏と曰ふと、

### 總說

此文の口角、戰國策に類す、是れ韓柳の未だ至らざる所を開いて、三蘇の先を導く、是れ歐公たる所以、

### 纂評

○沈德潛評　前半は趙盾實に君を弑するを論じ、後半は許の世子藥を嘗めざるに非ざるを論じ、首篇趙盾、許の世子二事を申解す、筆鋒の到る處、葛藤を斬盡し、亂賊を既死に誅す、此文あり焉、○賈充、成濟の高貴鄕公を弑するを觀る、則ち刄を操る者二人と雖も、而も君を弑する者實に司馬昭なり、然らば則ち夷皐の弑、趙穿は賈充、成濟たり、趙盾は司馬昭たり、就令歸つて賊を討ずとも、亦其首惡の罪を恕するを得ず矣、論を作る、須らく直ちに其心を刺すべし、方に痛快となす、

## 朋黨論

**解題**　朋黨とは同志の結合を謂ふ、公の諫院に在つて作る所なり、蓋し仁宗の慶曆三年、杜衍、富弼、

賊なることを知らしむるのみにて、藥の嘗むべきことを知らしめずして終るなり、則ち敎訓は未だ人に垂るゝこと能はざるに、早や人を大惡に陷る、聖人の敎を垂るゝは、是の如く迂ならざるなり、果して止を責むと曰はんか、聖人は是の如く刻ならざるなり、

難者曰、然則盾曷爲復見於經、許悼公曷爲書葬、曰、弑君之臣不見經、此自三子說爾、果聖人法乎、悼公之葬、且安知其不討賊而書葬也、自止以弑見經、後四年、吳敗許師、又十有八年、當定公之四年、許男始見於經、而不名、許之書於經者略矣、止之事迹不可得而知也、

**段落**　第四大段の第二小段なり、第二難、

**講說**　難者曰く、然らば則ち盾は何故に二度と經文に見えたる、許の悼公は何故に葬を書せる、曰く、君を弑せし臣が經に見えずとは、此れ本と三子の說に過ぎず、果して聖人の法ならんや、又悼公の葬を書せしに就いては、何とて賊を討ち其れに因つて葬を書せしに非ざるを知らん、止が弑虐の事を以て經に見えしより後四年、吳は許の師を敗り、又十有八年を過ぎて定公の四年に當り、許男始めて經に見えたるが、只男とのみにて、其名を載せず、許の經に書せられたることは甚だ略なり、止が事迹は知ることを得ず、

難者曰、三子之說、非其臆出也、其得於所傳如此、然則所傳者皆不可信乎、曰傳聞何可盡信、公羊穀梁以尹氏卒爲正卿、左氏以尹氏卒爲隱母、一以爲男子、一以爲婦人、得於所傳者蓋

せよ）刀を持つて父を殺したる者とは罪科を殊にすべし、況や自身藥を進めたる孝行の子を以て、反つて親殺しの者と同罪となす法あらんや、是れ庸吏すら之れ爲さゞるなり、

**注解**　「嘗藥」親病むときは、子藥を嘗むとは、禮記の文なり、「蔽之」八家文には此二字なし、此二字なきときは意全からず、今本集に因て之を補ふ、

然則許世子止、實不嘗藥、則孔子決不書曰弑君、孔子書爲弑君、則止決非不嘗藥、

**段落**　第三大段の第二小段なり、此れ許止實に父を弑するを斷ず、

**講說**　然らば則ち世子止が實に藥を嘗めざりしのみなれば、孔子決して君を弑すとは書せじ、孔子が書して君を弑すとなす以上、決して藥を嘗めざるに非ず、

難者曰、聖人借止以垂教爾、對曰不然、夫所謂借止以垂教者、不過欲人之知嘗藥耳、聖人一言、明以告人、則萬世法也、何必加孝子以大惡之名、而嘗藥之事、卒不見於文、使後世但知止爲弑君、而莫知藥之當嘗也、教未可垂、而已陷人於大惡矣、聖人垂教、不如是之迂也、果曰責止、不如是之刻也、

**段落**　第四大段の第一小段なり、第一難、

**講說**　難者曰く、是れ聖人が止を借りて以て教を垂るゝに過ぎずと、對へて曰く、夫れ謂はゆる止を借りて教を垂るゝものは、人の藥を嘗むることを欲するに過ぎざるのみ、聖人が一言を以て明かに人に告げば、則ち萬世の法なり、何ぞ必ず孝子に大惡の名を加ふることあらんや、而して藥を嘗むるの事、卒に文中に見えず、されば後世をして單に止が君を弑したる

弑せしぞ、曰く、孔子の書せし所が本當なり、卽ち趙盾が其君を弑せしなり、

**注解** 「矯激」矯は僞なり、激は過ぐるなり、切なり、

**文法** 前數小段、斷ぜんと欲して斷ぜず、此に至り忽ち問答の語をなし、一語斷定、筆斷鐵の如し、

今有一人焉、父病、躬進藥而不嘗、又有一人焉、父病而不躬進藥、而二父皆死、又有一人焉、操刄而殺其父、使吏治之、是三人者其罪同乎、曰雖庸吏猶知其不可同也、躬藥而不知嘗者、有愛父之孝心、而不習於禮、是可哀也、無罪之人爾、不躬藥者、誠不孝矣、雖無愛親之心、然未有殺父之意、使善治獄者蔽之、猶當與操刄殊科、況以躬藥之孝、反與操刄同其罪乎、此庸吏之不爲也、』

**段落** 第三大段の第一小段なり、比喩、

**講說** 今茲に一人あり、父病氣に罹りけるに、自身藥を煎じて之を進めたれども、毒見せず、又一人あり、是れは父病みたれど自身藥を進めず、而して此二人ともに其父は死せり、又別に一人あり、是は刄物を持つて其父を弑せり、扨法官に之を判決せしめしに、此の三人の者は皆同罪となすべきか、曰く、平凡の法官と雖も猶ほ同罪となすべからざるを知らん、(何となれば)自身藥を進めたれども毒見することを知らざりしものは、父を愛するの孝心あるに拘らず藥を嘗むべしと云ふ禮を知らざる者なれば、是れ憐むべき人なり、無罪の人に過ぎず、自身藥を進めざりし者は誠に不孝なり、但し親を愛する心なしとは云へ、流石に父を殺すの意あらず、裁判の上手なる人をして之を判決せしめば、(固より不孝の罪をば免れざるにも

倖に免るゝを得ず、又盾の疑はしき形迹は辨ずるを得ると共に、賊を討たざりし罪も亦免るゝを得ず、此の如くなれば是非善惡明かなり、今惡をなす者免るゝを得て、疑似の人は反つて大惡に陥る、此れ決して事實に非ざるを知る、

**文法**　沈德潛云ふ、意として到らざるなく、筆曲にして達す、潮水上るとき、浦漵瀠港皆滿つるが如し、

若曰盾不討賊、有幸弑之心、與自弑同、故寧舍穿而罪盾、此乃逆詐用情之吏、矯激之爲爾、非孔子忠恕、春秋以王道治人之法也、孔子患舊史是非錯亂、而善惡不明、所以修春秋、就令舊史如此、如其肯從而不正之乎、其肯從而稱美、又敎之以越境逃惡乎、是可知其繆傳也、問者曰、然則夷皐孰弑之、曰孔子所書是矣、趙盾弑其君也、

**段落**　第二大段の第四小段なり、趙盾の結論、

**講說**　若し盾の賊を討たざりしは、靈公の弑せられたるを善き仕合せと思ふ心あり、則ち自ら手を下して弑せしと同樣なれば、寧ろ本人の穿を置いて盾を罪せしなりと曰はゞ、是れこそ人を見れば詐僞者と思ひ、己れ勝手の考へを用ふる役人などの無理無體の仕方のみ、孔子の忠恕の道、竝に春秋が王道を以て人を治むるの法にあらず、孔子は舊來の歴史が是非錯亂して善惡明かならざるを患へ、之が爲に春秋を作られたるなれば、縱令舊史に此の如く書きたりとて、何ぞ之に盲從して正さゞることあらん、何とて之に盲從して趙盾を稱美し、其上に境を越えさへせば罪を逃れしならんなどゝ、之に敎ふる道理あらん、此の如くなるゆゑ其事の繆傳なるを知るべきなり、問ふ者曰く、貴說の如くならんには、夷皐は何人が之を

疑似者有所辯明、所謂是非之公也、據三子之說、初靈公欲殺盾、盾走而免、穿盾族也、遂弑、而盾不討、其迹涉於與弑矣、此疑似難明之事、聖人尤當求情責實以明白之、使盾果有弑心乎、則自然罪在盾矣、不得曰爲法受惡而稱其賢也、使果無弑心乎、則當爲之辨明、必先正穿之惡、使罪有所歸、然後責盾縱賊、則穿之大惡、不可幸而免、盾之疑似之迹獲辯、而不討之責、亦不得辭、如此則是非善惡明矣、今爲惡者獲免、而疑似之人、陷於大惡、此決知其不然也、』

**段落**　第二大段の第三小段なり、左氏、孔子の言を載するを駁す、

**講說**　春秋の法に於ては、惡をなす者をして幸ひに免るゝことを得ざらしめ、罪の疑はしき者をして辨明する所あらしむ、是れ謂はゆる是非の公なり、三子の說に據るに、初め靈公は盾を殺さんとせしに、盾走つて免る、穿は盾の族なり、遂に靈公を弑せしかども盾は之を討たざりしが故に、其形跡は弑虐の事に關係せしが如き風あり、此れ疑はしく明かにし難き事なれば、聖人は尤も當に情を求め實を責めて、之を明白にするを至當とす、若し盾が實際靈公を弑する心ありしならんには、則ち當然其罪は盾に在り、法の爲に惡を受くと謂つて、彼れの賢を稱すべからず、實際弑心なかりしとせんか、之が爲に辨明し、是非とも先づ穿の惡を正し、弑虐の罪の責任者を定め、斯くて後盾が賊を見逃すの罪を責めなば、則ち穿の大惡は僥

せざりしを以て、之が爲に弑虐と云ふ大惡を盾に加へたるなり、其後盾が實際の弑者に非ざるを以て、又復び經に見えて盾の無罪なるを明かにすと、是れ謂はゆる容易に加へて容易に赦すものに外ならず、盾に弑心なかりしとするか、何として大惡を盾に加ふべけんや、又盾が賊を討たざりしかば、其情責むべきより之に大惡を加ふべきか、此點にて言へば、其後頑然變ずる所なく、遂に賊を討ちしことあらず、過を改めて自ら贖はざる以上、何すれぞ遽かに赦して無罪の人に同じからしむる、其進退に於ける何れも不可なり、此の如きは春秋の主意に非ざるなり、

**注解**　「趙盾」左傳宣公二年に出づ、曰く、趙穿靈公を弑す、趙盾正卿たり、亡げて境を越えず、入つて賊を討せず、太史書して曰く、趙盾其君を弑すと、以て朝に視す云々、仲尼曰く、董狐古の良史なり、書法隱さず、趙宣子古の良大夫なり、法の爲に惡を受く、惜しいかな境を越ゆれば乃ち免るゝを、

趙穿弑レ君、大惡也、盾不レ討レ賊、不レ能二爲レ君復一レ讎、而失二刑於下一、二者輕重、不レ較可レ知、就使下盾爲レ可レ責、然穿爲レ得レ免也、今免二首罪一爲二善人一、使三無辜者受二大惡一、此決知二其不一レ然也、

**段落**　第二大段の第二小段なり、趙穿實弑にして盾の弑に非ざる一説を駁す、

**講説**　趙穿の君を弑せしは大惡なり、而して盾の方は賊を討たず、主君の爲に讎を復せずして、配下の罪人を取逃したるなり、此の二者の孰れか輕く孰れか重きかは、比較せずとも知るを得ることなり、縱令ひ盾が責むべきにせよ、さりとて本人たる穿は何として免るゝを得んや、今首罪を免じて善人となし、無罪の者に大惡の名を受けしむるが如きは、決して事實上然らざるを知る、

**注解**　「趙穿弑君」晉公、趙盾に酒を飲ましめ、甲を伏せて將に之を攻めんとす、提彌明之に死す、乙丑、趙穿、靈公を桃園に攻む、

春秋之法、使下爲レ惡者不レ得二幸免一、

に至るまでを第三大段となす、許の世子止に就いて辨ず、「難者曰」より篇尾に至るまでを第四大段となす補論なり、

弑逆大惡也、其爲罪也莫贖、其爲人也不容、其在法也無赦、法施於人、雖小必愼、況擧大法而加大惡乎、既輒加之、又輒赦之、則自侮其法、而人不畏、春秋用法、不如是之輕易也、」

**段落**　第一大段なり、

**講說**　弑逆の罪は大罪なり、罪としては贖ふものなく、人としては容さず、其法に於ては赦すなし、法を人に施すには、小なる法と雖も之を愼む必要あり、況や大法を擧げて大惡に加ふるに於てをや、今容易に大法を加へながら又容易に之を赦すことあらんか、自ら其法を侮つて人畏れず、春秋法を用ふる、是の如く輕々しからざるなり、

**文法**　輒の字、侮の字、破的の文字なり、

「三子說春秋書、趙盾以不討賊、故加之大惡、既而以盾非實弑、則又復見於經、以明盾之無罪、是輒加之而輒赦之爾、以盾爲無弑心乎、其可輕以大惡加之、以盾不討賊、情可責而宜加之乎、則其後頑然未嘗討賊、既不改過以自贖、何爲遽赦、使同無罪之人、其於進退皆不可、此非春秋意也、」

**段落**　第二大段の第一小段なり、盾が賊を討せず、而して實弑に非ずとの一說を駁す、

**講說**　三子の春秋の書を說くや、曰く、趙盾は賊を討

時も亦知るべからず、孔子が二百年の後より當時の遺書を得て之を修め給ひし節、其知らざる所を闕いて書かれざりしは、確實なる所を傳へんが爲なり、

**難者又曰、謂爲攝者、左氏耳、公羊穀梁皆以爲假立以待桓也、故得以假稱公、予曰凡魯之事出於己、擧魯之人聽於己、生稱曰公、死書曰薨、何從而知其假、**

**段落**　第三大段の第二小段なり、二難二解、

**講説**　難者又曰く、隱の事を謂つて攝となすものは左氏のみ、公羊氏、穀梁氏は皆以爲へらく、假りに立ちて桓公の生長を待ちしなり、故に假りに公と稱するを得と、余曰く、凡て魯國の政事己れ〔隱〕に出で、魯の人民を擧げて命を己れ〔隱〕に聽き、經文に、生ける間は公と書し、死すれば薨と書す、何に由つて其假りに立ちしを知るやと、

**文法**　末段、兩難兩解をなして局を收む、第一層は首篇の尾に應じ解をなし、第二層は攝となすの餘波を假り、一幷に駁し去る、〇山陽云ふ、一結老辣、三篇中是を第一とす、

**總　説**

老泉の春秋論に愈る、

**纂　評**

〇沈德潛評　總て公と書するを以て憑とし、其決して攝政に非ざるを斷ず、用筆の辣、何ぞ啻に斧以て之を斮くのみならん、

## 春秋論下

**主意**　趙盾と許の世子止とに就き、經の從ふべく傳の信ずべからざるを言ふ、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「不如是之輕易也」に至るまでを第一大段となす、春秋は妄りに弑虐の罪を加除せざるを言ふ、「三子說春秋書」より「趙盾弑其君也」に至るまでを第二大段とす、趙盾に就て辨ず、「今有一人焉」より「止決非不嘗藥」

今說春秋者、皆以名字氏族予奪為輕重、故曰、一字為褒貶、且公之為字、豈不重於名字氏族乎、孔子於名字氏族、不妄以加人、其肯以公妄加於人而沒其實乎、以此而言、隱實為攝、則孔子決不書曰公、孔子書為公、則隱決非攝』

**段落**　第二大段の第四小段なり、謹嚴を說く、

**講說**　今春秋を說く者は、皆名字なり、氏族なりを、與へて書き、奪つて削ることを以て輕重をなす、故に春秋は一字にて褒貶をなすと曰ふ、(是れ名字氏族すら大切なること此の如し、)且つ公と云ふ字は、如何にも名字氏族より重からずや、孔子は名字氏族に於ては妄りに人に加へず、其れに何とて公を以て妄りに人に加へて、其實(攝にして公に非ず)を沒せんや、此の論理に因つて言へば、隱が若し事實上攝にてありしならば、孔子は決して書して公と曰はず、孔子が書して公となす以上、隱は決して攝に非ず、公なり、

**注解**　「褒貶」褒は美なり、譽なり、貶は損なり、減なり、

**文法**　再び公の字に就き、一層の比例を加へ、以て其攝に非らざることを明かにす○隱實為攝の四語は一篇の斷案なり、

難者曰、然則何為不書即位、曰、惠公之終、不見其事、則隱之始立、亦不可知、孔子從二百年後、得其遺書而修之、闕其所不知、所以傳信也』

**段落**　第三大段の第一小段なり、一難一解、

**講說**　難ずる者曰く、然らば則ち(隱にして公たらば)何故に即位を書せざると、答へて曰く、惠公の薨去に就いて經文に其事見えず、則ち隱公始めて立ちし

「有其名耳、使其名實皆在己、則何從而知其攝也、故息姑之攝與不攝、惟在爲公與不爲公、別嫌明微、繫此而已、」

**段落**　第二大段の第二小段なり、嫌を別ち微を明かにするを說く、

**講說**　息姑の攝せし有樣と云へば、外交に於ては列國の會盟、軍事に於ては征伐の如き大事、又は刑罰、祭祀なり、皆己が手より出で、魯國人民の全體、皆己れの命令に服從せり、其正しき君にあらざる處幾くかある、（一も之なきに非ずや）惟だ君と云ふ名稱を有せざるまでなり、若し其の名實皆己れにあらば、何に由つて其攝なるを知るべけん、故に息姑の攝と不攝との分るゝ點は唯だ公たると公たらざるとに在り、嫌を別ち微を明かにするは此の點に存在す、

**注解**　「別嫌明微」攝すると攝せざるとの疑似を別け君たるを欲すると欲せざるとの隱微を明かにす、

「且其有讓桓之志、未及行而見殺、其生也、志不克伸、其死也、被虛名而違本意、則息姑之恨、何申於後世乎、其甚高之節、難明之善、亦何望於春秋乎、」

**段落**　第二大段の第三小段なり、專ら微を明かにするを說く、

**講說**　且つ息姑は桓公に讓らんとするの志あり、然るに未だ之を實行するに至らずして殺されぬ、其生ける時は讓位の志伸ぶること出來ず、其死するや、公と云へる虛名を被つて本意に違へり、則ち息姑の恨、何ぞ後世に申びんや、其非常に高き節操と明かになし難き善行ある人も、爭で春秋に望を屬するを得んや、

**注解**　「讓桓之志」桓公、名は軌、惠公の子、隱公の弟、「見殺」左傳隱公十一年十一月、羽父、賊をして公を寪氏に弑せしむ、

其實、而善惡不明如此、則孔子之意疎而春秋繆矣、』

**段落**　第一大段の第三小段なり、反面より攝と否とを論ず、

**講説**　夫れ攝とは臣が君の爲すべきことを行ふの名稱なり、殷の伊尹、周の周公竝に周の共和時代の臣は嘗て攝をなせり、而して商〔殷〕周の人之を王と謂ひしことを聞かず、若し息姑が實は攝なるに、其稱號眞正の君に違ふことなきときは名分正しからずして是非の區別立たず、一體攝とは、其人の心に君となることを欲せず、唯だ身體のみ假りに君の爲すべき事を行ふ意味にして、其實際君にはあらず、而も今春秋に書して公と曰ふ、則ち右は息姑〔隱公〕心に君たるを欲せず、事實に君とならざるに、孔子が之に君の名を加へ、息姑の本心に違ひ、誣ふるに君と云ふ虚名を以てし、攝と云ふ其實善を沒するものなり、其れ心情をも求めず、其事實をも責めず、而して善惡明かならざること此の如きは、孔子の意は疎漏にして、春秋の義は誤れるものなり、（然れども豈に然らんや、）

**注解**　「息姑」隱公の名なり、

**文法**　傳の攝と稱し、經の公と稱するに就いて、以て之を駁す、乃ち公の字を以て攝の字を破るなり、

春秋辭有同異、尤謹嚴而簡約、所以別嫌明微、愼重而取信、其餘是非善惡難明之際、聖人所盡心也、』

**段落**　第二大段の第一小段なり、綱領、

**講説**　春秋、辭に同異あり、尤も謹嚴にして簡約なるは、是れ嫌疑を區別し、微隱を明白にし、愼重にして證據を取る所以、其他是非善惡の明かになし難き場合は、聖人の心を盡し給ふ所なり、

**注解**　「同異」異なり、

息姑之攝也、會盟征伐、賞刑祭祀、皆出於己、擧魯之人、皆聽命於己、其不爲正君者幾何、惟不

世、而懷讓國之高節、孔子得之於經、宜如何而別白之、宜如何而褒顯之、其肯沒其攝位之實、而雷同衆說、誣以爲公乎、

**段落**　第一大段の第二小段なり、正面より攝と否とを論ず、

**講說**　周の衰へし以來、臣は君を弑し、子は父を弑し諸侯の國内に於て互ひ互ひに屠り合ひ殺し合ひて君の位を爭ふもの、天下何れの國も皆然り、此の時に當り、玆に一人あり、其人は能く廉潔を好んで禮讓を知り、國を爭へる亂世の上に立ちながら國を讓るの高節を懷くとせんに、孔子が此の如き人を經の中に得られきとすれば、如何に之を拔き出して示さるべき、如何に褒め稱へて天下に發表せらるべき、想ひ見るに餘りあり、然るに何とて見す見す其位を攝したるの事實を沒し、衆人の說に雷同して、攝を誣ひて公と爲すことあらんや、

**注解**　「自周衰以來」春秋時代を指す、「宜如何云々」隱公果して攝ならんには、孔子必ず其讓德を沒せざるべしとの事なり、

**文法**　是れ讓國の非を辨ずるものにして、攝の字、公の字、下文の議論を開出す、

所謂攝者、臣行君事之名也、伊尹周公共和之臣嘗攝矣、不聞商周之人謂之王也、使息姑實攝而稱號無異於正君、則名分不正、而是非不別、夫攝者、心不欲爲君、而身假行君事、雖行君事、而其實非君也、今書曰公、則是息姑心不欲之、實不爲之、而孔子加之、失其本心、誣以虛名、而沒其實善、夫不求其情、不責

此篇先づ其端を發す、篇末暢論せず、下の二篇の地を留むるなり、子瞻（蘇東坡の字）の正統論三篇、作法亦然り、

○浦二田評　信孔子而篤の五字、宗旨を揭出し、後に難者の言を綴り、不了絲を以て提綱勢をなす、篇法奇、

○賴山陽評　春秋論三篇、竝に雄辨確論、古今を壓倒す、此れに非ずんば以て歐公たるなし、

## 春秋論中

**主意**　隱公の攝に非ざることを辨するに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「孔子之意疎而春秋繆矣」に至るまでを第一大段となす、春秋の目的上より左氏の妄を辨ず、「春秋辭有同異」より「則隱決非攝」に至るまでを第二大段となす、春秋の性質上より左氏の妄を辨ず、「難者曰」より篇尾に至るまでを第三大段となす、難問を設けて前論の足らざる處を補ふ、

孔子何爲而修春秋、正名以定分、求情而責實、別是非、明善惡、此春秋之所以作也、

**段落**　第一大段の第一小段なり、綱領、

**講説**　孔子は如何なる次第にて春秋を修め給へるか蓋し名義を正して分限を定め、心情を求めて事實を責め、事の是非を別つこと、人の善惡を明かにする等、此れ春秋の作られたる原因なり、

**注解**　「正名定分」名は上下階級の實體、君臣、父子の如き是れなり、名を以て其實を表するが故に名と曰ふ、分は權利義務の限程なり、「求情而責實」或る人の或る行爲に就いては、其內心の如何を求めて其實行に見はれたる事を責む、

自周衰以來、臣弒君、子弒父、諸侯之國相屠戮而爭爲君者、天下皆是也、當是之時、有一人焉、能好廉而知讓、立乎爭國之亂

得知弑君非盾也、君弑賊不討則不書葬、而許悼公書葬、此傳得知世子止之非實弑也、經文隱矣、傳曲而暢之、學者以謂三子說、聖人之深意也、是以從之耳、非捨孔子而信三子也、予曰、然則妄意聖人而惑學者、三子之過而已、使學者必信乎三子、予不能奪、使其惟是之求、則予不得不爲之辨、

**段落**　第三大段の第二小段なり、二難二解、

**講說**　彼れ曰く、其前後を推して之を知る、其上傳ふる所あつて得るなり、國君は必ず位に卽くことなるに、隱公は卽位を書かず、此れ傳が其攝なることを知るを得たる所以なり、君を弑するものは二度と經に見えず、此れ傳が君を弑せしは盾に非ざることを知るを得たる所以なり、君弑されたるとき、賊を討たざれば葬を書せざるに、許の悼公には葬を書す、此れ傳が世子止が實弑に非ざるを知るを得たる所以なり、經文は隱れて表面に見はれざるを、傳は詳かにして之を延ぶ、學者は三子の說を聖人の深意なりと思へり、是れを以て之に從ふのみ、孔子を捨てゝ三子を信ずる次第にあらずと、余の曰く、然りとすれば妄りに聖人を推し測つて學者を惑はすの段、三子の過に外ならず、學者が是非とも三子を信ずとならば余も其志を奪ふ能はざれども、若し正當なることを求めんとならば、余は之が爲に辨ぜざる能はず、

**文法**　使其惟是之求の一句は下二篇を開く、

## 總說

前半は虛にして其槩を言ひ、後半は實にして彼れの說を擧げて之を辨ず、然れども且つ深く辨ぜざるものは、中下の二篇あるを以てなり、

## 纂評

○沈德潛評　經に從つて傳を舍つ、三篇一意にして、

聞而易惑也、予非敢曰不惑、然信於孔子而篤者也、經之所書、予所信也、經所不言、予不知也、』

**段落**　第二大段の第二小段なり、前例に就いて己れの獨り經を信ずるを言ふ、

**講説**　右の如く學者が經を捨てゝ傳に從ふものは如何なる次第ぞや、但し經は簡にして平直、傳は新にして奇、簡直の方は耳を悦ばすの言なく、新奇の方は喜ぶべき論なり、是の理由を以て學者は三子の言を聞くを樂んで、傳の文字に惑ひ易きなり、余自身は敢て惑はずと言ふにはあらず、然れども孔子を信じ、而も其程度は篤きものなり、經の書する所は余の信ずる所なり、經の言はざる所は予知らざるなり、

**文法**　不知也の三字、尤も妙、

難者曰、子之言有激而云爾、夫三子者、皆學乎聖人而傳所以述經也、經文隱而意深、三子者從而發之、故經有不言、傳得而詳爾、非爲二說也、予曰、經所不書、三子者何從而知其然也、』

**段落**　第三大段の第一小段なり、一難一解、

**講説**　難ずるものあつて曰ふ、足下の言は何か激する所あつて云ふのみ、夫の三子は何れも聖人を學びたる人にして、其傳は經を述ぶる所のものなり、經は文隱れて意深し、故に三子は其れに就いて之を發せしものなれば、經に言はざる所を傳に詳かにするを得るのみ、二說をなす次第にはあらず、予曰ふ、經に書せざる所を、三人の者は何に因つて其然るを知るや、

曰、推其前後而知之、且其有所傳而得也、國君必卽位、而隱不書卽位、此傳得知其攝也、弑君者、不復見經、而盾復見經、此傳

弑其君買、三子者曰、非弑之也、買病死而止不嘗藥耳、學者不從孔子信爲弑君、而從三子信爲不嘗藥』

**段落**　第二大段の第一小段なり、經を捨てゝ傳に從ふの例證、

**講說**　經文は、魯の隱公の事に於て書して、公、邾の儀父と蔑に盟ふと曰ひ、其卒するや、又書して公薨ずと曰ひ、孔子は始めより終りに至るまで之を公と稱せり、然るに三子者は、公に非ずして攝なりと曰ふ、斯くて學者は孔子が之を公と謂へるには從はず、反つて三子に從つて之を攝と曰ふ、又晉の靈公の事に於ては、孔子書して趙盾其君夷皐を弑すと曰ふに、三子者は曰く、君を弑せしは趙盾に非ず、趙穿なりと、斯くて學者は、孔子に從ひ君を弑せし者の趙盾なるを信せず、反つて趙穿となす、其許の悼公の事に於ける孔子は書して許の世子止其君買を弑すと曰ふに、三子者は曰ふ、弑せしにはあらず、買は病死したるにて太子の止は唯だ藥を嘗めざりしまでなりと、

**注解**　「公及邾儀父盟於蔑」隱公元年、「其卒也」十有一年冬十有一月壬辰公薨、「謂之攝」左傳、惠公薨、是以隱公立奉之、杜注に、隱公は繼室の子、當に世を嗣ぐべし、禎祥の故を以て、追うて父の志を成す、桓尙ほ少なるが爲に、是を以て立てゝ太子となし、國人を帥ゐて之を奉ず、「趙盾云々」宣公二年秋九月乙丑、晉趙盾弑其君夷皐「是趙穿也」傳に曰く、趙穿、弑靈公、趙盾爲正卿、亡不越境入不討賊、故董狐書曰趙盾弑其君「許世子云々」昭公十九年夏五月、「不嘗藥耳」傳に曰く、許悼公瘧、五月戊辰飮太子止之藥卒、太子奔晉、書曰弑其君、君子曰、盡心力以事君、舍藥物可也、

**文法**　二段三事を提示す、是れ三篇の總案、三個の孔子の書法論旨を標す、三個の學者不從は駁頭を揭ぐ、

其捨經而從傳者何哉、經簡而直、傳新而奇、簡直無悅耳之言、新奇多可喜之論、是以學者樂

は擧世の人が誰も皆右の筈なるを知る、然るに奇怪なるは、春秋を學ぶ者に限つて是の定則に異れり、

**文法**　空に憑つて起る勢あり、〇其一に從ひ其人に從ふ兩層は論旨を虛領し、君子に從ひ聖人に從ふ兩層は主意を掲明す、〇學春秋一句、下を起す、

孔子聖人也、萬世取信一人而已、若公羊高穀梁赤左邱明三子者、博學而多聞矣、其傳不能無失者也、孔子之於經、三子之於傳、有所不同、則學者寧捨經而從傳、不信孔子、而信三子、甚矣其惑也、

**段落**　第一大段の第二小段なり、實冐、

**講說**　孔子は聖人なり、萬世の後までも信を取り證據とするは一人のみ、公羊高や穀梁赤や左邱明三子者の如きは、博學にして多聞の君子なり、卽ち其傳ふる事は前にも言へる如く失なき能はざるものなり、扨孔子の經に書かれたる事と三子の傳に於て述ぶる所の事と同一ならざる場合あり、此時に至れば學者寧ろ經を捨てゝ傳に從ひ、孔子を信ぜずして三子を信ず、甚しきかな學者の惑へるや、

經於魯隱公之事、書曰、公及邾儀父盟於蔑、其卒也、書曰、公薨、孔子始終謂之公、三子者曰、非公也、是攝也、學者不從孔子謂之公、而從三子謂之攝、其於晉靈公之事、孔子書曰、趙盾弒其君夷皐、三子者曰、非趙盾也、是趙穿也、學者不從孔子信爲趙盾、而從三子信爲趙穿、其於許悼公之事、孔子書曰、許世子止

# 春秋論上

**解題**　春秋と三傳との間に相違の處あるより、經文を擁護するが爲に作る所なり、

**主意**　經を舍いて三傳を信ずるは惑へることを論ずるに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「甚哉其惑也」に至るまでを第一大段となす、大意を揭ぐ、「經於魯隱公之事書曰」より「經書不言予不知也」に至るまでを第二大段となす、經傳の同異を列擧して經の信ずべきに歸す、「難者曰子之言有激而云爾」より篇尾に至るまでを第三大段となす、三傳の過を詳論す、

事有不幸出於久遠而傳乎二說、則奚從、曰從其一之可信者、然則安知可信者而從之、曰從其人而信之可也、衆人之說如彼、君子之說如此、則捨衆人而從君子、君子博學而多聞矣、然其傳不能無失也、君子之說如彼、聖人之說如此、則捨君子而從聖人、此擧世之人皆知其然、而學春秋者、獨異乎是、

**段落**　第一大段の第一小段なり、虛冒、

**講說**　今若し不幸にして極めて遠き古代に起り、而も二樣の說を傳ふる事實あらば、孰れに從ふべきか、曰く其中の一說にして信ずべきものに從はん、然らば何に由り信ずべき者なることを知つて之に從ふべき、曰く其說を立てたる人の如何に從つて之を信ずる可なり、衆人の說が右と云ひ君子の說が左と云はゞ、衆人を捨てゝ君子に從はん、君子は博學の上に多聞なれば固より衆人の上に在り、されども其傳ふる所に誤りなきこと能はず、君子の說が右と云ひ聖人の說が左と云はゞ、君子を捨てゝ聖人に從はん、此事

士知禮義者、尙能不爲之屈、使天下皆知禮義、則勝之矣、此自然之勢也、

段落　第六大段なり、

講說　今身の長八尺もある大丈夫が甲を被り戈を荷ひ、勇氣三軍を蓋ふものありとせんに、斯く雄々しきにも似ず佛を見れば則ち拜し、又佛の說を聞けば畏れ慕ふ誠ある ものは何んぞや、彼れ誠に壯大美貌なれども心中は茫然として何等の取り守る所なきが故に此の如きなり、之に反して一個の人、身の長は小さく而も意氣地なく、進退臆病なるものありとせんに、斯く弱々しきにも似ず佛の事を口にするものあるを聞くときは義心色に形はれ、之が爲に屈せざるのみならず、更に逐ひ拂つて來らざらしめんとするは何ぞや、彼れ他の仔細あるに非ず、學問明かにして禮義熟し、中心守る所あるが故に之に勝つなり、然らば則ち禮義は佛に勝つの本なり、今一介の士と雖も禮義を知れば尙ほ能く佛に屈せずとせば、若し天下中盡く禮義を知らば之に勝つべし、此れ自然の勢なり、

注解　「眇然」微なり、

総說

此れ韓退之の原道と共に排佛の二大論文たり、

纂評

○呂東萊評　之を讀む、人をして委靡せしめ易し、然り而して筆力皆藏して裏面に在り了る、

○高梅亭評　禮義、佛に勝つの本たり、卽ち韓公謂はゆる先王の道を明かにして之を道くなり、明切委備、二篇應に合看すべし、

○沈德潛評　昌黎原道篇、但だ佛の聖道に謬るを言ふ、而して之に勝つ所以の處、篇末先王の道を明にして以て之を道く、只だ補足の語をなす、謂はゆる意を含み未だ申びざるなり、此れは禮義佛に勝つの本たるを透發す、論尤も切實文尤も密密矣、韓歐の二篇故と應に合看すべし、

○賴山陽評　封建論亦勢の字を以て起り、勢の字を以て結ぶ、然れども此篇と霄壤の異あるもの、彼れ險此れ夷、彼れ奇此れ平、彼れ横此れ直、彼れ逆此れ順、讀む者當に此等に於て文法を悟るべし、

然則將奈何、曰莫若修其本以勝之、昔戰國之時、楊墨交亂、孟子患之、而專言仁義、故仁義之說勝則楊墨之學廢、漢之時、百家並起、董生患之、而退修孔氏、故孔氏之道明而百家息、此所謂修其本以勝之之効也、

**段落**　第五大段なり、佛を去るには其本を修むべきを言ふ、

**講說**　然らば則ち如何にせんとす、曰く、其本を修めて之に勝つに若くはなし、昔し周末戰國の時、楊子、墨子の道交も天下を亂せり、孟子之を患へて專ら仁義を說きたるが、仁義の說勝ちたる結果、楊墨の學廢れたり、漢の文帝の時、百家の學並び起りけるが、董生之を患へしかども、（進んで彼を攻めんとせず）退いて孔氏の道を修めたり、故に孔氏の道明かにして百家の說閉塞せり、右は謂はゆる其本を修めて以て之に勝つの效驗なり、

**注解**　「董生」董仲舒を謂ふ

**文法**　修其本の一句、篇中の主腦たり、

今八尺之夫、被甲荷戟、勇蓋三軍、然而見佛則拜、聞佛之說則有畏慕之誠者何也、彼誠壯佼、其中心茫然無所守而然也、一介之士、眇然柔懦、進退畏怯、然而聞有道佛者、則義形於色、非徒不爲之屈、又欲驅而絕之者何也、彼無他焉、學問明而禮義熟、中心有所守、以勝之也、然則禮義者勝佛之本也、今一介之

而牽之、則民不得不從而歸矣、

段落　第四大段の第二小段なり、佛の入る所以を説く、

講說　夫れ姦民本業なくして餘力あるときは、邪僻の行ひをなさんことを思ひ、良民とても、禮義を見ざれば趨くべき標準を知ることなし、佛は此時に於て其隙に乘じて、方に其大袈裟なる妄誕の説を吹き立て、人民を引附くるが故に、人民從つて歸せざるを得ず、

又況王公大人往々倡而崇之曰、佛是眞可歸依者、然則吾民何疑而不歸焉、

段落　第四大段の第三小段なり、佛の入る所以の他因を補敍す、

講說　又況んや王公大人往々倡へて崇んで曰く、佛是れ眞に歸依すべきものなりと、此の如くなる以上、吾が民何を疑つて歸せざるを得ん、

幸而有一不惑者、方艴然而怒曰、佛何爲者、吾將操戈而逐之、又曰吾將有說以排之、夫千歲之患、徧於天下、豈一人一日之可爲、民之沈酣入於骨髓、非口舌之可勝、

段落　第四大段の第四小段なり、佛を去るの方を失ふを言ふ、

講說　幸ひにして一人佛に惑はざる者あれば、方に艴然と充血せし顏色をなして曰く、佛は何者ぞ、吾れ戈を操つて之を逐ひ拂はんと、又曰く、吾れは道理を論して之を退くべしと、夫れ千年も久しきに亙り、而も天下に徧き患なれば、一人の力一日の間位にて如何とも爲すことを得んや、又人民は佛法に沈醉惑溺して、深く骨身までも沁みわたりたる以上、區々たる口舌にて勝を制すべき所にあらず、

之法而王道中絶、後之有天下者不能勉強、其爲治之具不備、防民之漸不周、佛於此時、乘間而出、千有餘歲之間、佛之來者日益衆、吾之所爲者日益壞、井田最先廢而兼并游惰之姦起、其後所謂蒐狩婚姻喪祭郷射之禮、凡所以教民之具、相次而盡廢、然後民之姦者、有暇而爲他、其良者泯然不見禮義之及已。

**段落**　第四大段の第一小段なり、王政の闕を叙す、

**講説**　周の衰ふるに乘じ、秦天下を併せ、盡く三代聖人の法を去りしより、王道中絶せしが、後の天下を有つもの勉強する能はず、其民を治むるの具は備はらず、民を防ぐの次第遍からず、佛は此時に於て我が間隙に乘じて出でたるが、爾來千有餘年の間、佛の來るもの日に益す衆きに吾の爲す所の王道は日に益す壞れ、就中井田最も先づ廢れて、土地兼并、游民怠惰等の姦起れり、其後謂はゆる蒐狩、婚姻、喪祭、郷射の禮等、凡そ人民を教ふるに用ふる所の機關は次第次第に廢れたるが、斯くて後人民の中に於て姦惡なるものゝ、閑暇あるまゝに他事をなし、其良民と雖も禮義は跡形もなくなりて、己れに及ぶものあるを見ず、

**注解**　「井田」商、井田の制をなし、六百三十畝の地を以て、畫して九區とし、區ごとに七十畝、中を公田とす、其外八家各一區を授け、但だ其力を借りて以て公田を助耕せしめ、復た其私田を税せず、

**文法**　此段謂はゆる氣虚なり、

夫姦民有餘力、則思爲邪僻、良民不見禮義、則莫知所趨、佛於此時、乘其隙、方皷其雄誕之說

も如何にして斯くも備はれるや、

**注解** 「天子之郊」四郊の虞庠、卽ち天子の學なり、

蓋堯舜三代之爲政、如此、其慮民之意甚精、治民之具甚備、防民之術甚周、誘民之道甚篤、行之以勤、而被於物者洽、浸之以漸、而入於人者深、故民之生也不用力乎南畝、則從事於禮樂之際、不在其家、則在乎庠序之間、耳聞目見、無非仁義、樂而趨之、不知其倦、終身不見異物、人奚暇夫外慕哉、故曰雖有佛無由而入者、謂有此具也、

**段落** 第三大段の第五小段なり、王政の效を言ふ、

**講說** 蓋し堯舜三代の政は此の如く、其人民の爲に計畫するの意は甚だ精しく、民を治むるの機關は甚だ備はり、民を制限するの術は甚だ周到に、民を誘ふの道は甚だ篤し、之を行ふ仕方は勤勉なるが故に、物に被る利益洽く、之を注ぎこむ仕方は漸進なれば、其人心に入ること深し、されば民たるもの、其生ける時に當り力を南畝に用ふるか、さもなくば禮樂の際に從事し、其家に在るか、さもなくば庠序の間に在り、耳に聞く所、目に見る所、仁義に非ざるはなく、樂んで其方に趨き、自ら倦むことを知らず、終身中國にて見慣れたる以外の物を見ず、又奚んぞ彼の外物を慕ふに暇あらんや、故に佛ありとも入るべき由なしと曰ひたるは、此機關ありとの意味に外ならず、

**注解** 「庠序」般に序と曰ひ、周に庠と曰ふ、鄕學なり「不在其家則」寺に對して言ふ、

**文法** 句法整然、意思暢明の處、原道に類す、〇故曰の句束住、

及周之衰、秦幷天下、盡去三代

儀喪祭の禮を作り、飲食群聚の事あるに因り、其儀鄉射の禮を作る、徒に其亂を防ぐのみならず、之を敎へて尊卑長幼等の如き凡そ人の大倫を知らしむるなり、

**注解** 「牲牢」牛羊豕各一を牲牢と曰ふ、「弦匏俎豆」弦は管絃の絃と同じ、匏は八音の一にして、倶に樂器なり、俎豆は木を以て之を造る、「蒐狩」春獵を蒐と曰ひ、冬獵を狩と曰ふ、「鄉射之禮」禮記に鄉飲酒射義あり、曰く、古は諸侯の射や必ず先づ燕禮を行ふ、卿大夫士の射や必ず先づ鄉飲酒を行ふ、君臣の義を明かにし、長幼の序を明かにする所以なり、

故凡養生送死之道、皆因其欲、而爲之制、飾之物采而文焉、所以悅之、使其易趨也、順其情性而節焉、所以防之、使其不過也』

**段落** 第三大段の第三小段なり、制の欲を利用するを言ふ、

**講說** 故に凡そ生を養ひ死を送るの道は、皆人民の欲に因つて之が制を作りしものにて、禮式用の器具を飾つて之を華にするは、人民の心を滿足せしめて、其方に赴き易からしむる所以なり、人民の情性に從つて限度を立つるは、其締りをなして過度ならしめざる所以なり、

然猶懼其末也、又爲立學以講明之、故上自天子之郊、下至鄉黨、莫不有學、擇民之聰明者而習焉、使相告語而誘勸其愚惰、嗚呼何其備也』

**段落** 第三大段の第四小段なり、敎育を言ふ、

**講說** 然れども猶ほ其十分ならざるを懼るゝ所あり學校を建てゝ以て其禮を研究せしむ、故に上は天子の郊より下は鄉黨に及ぶまで、學校あらざるはなし、人民の聰明なるものを擇んで習はしめ、此等の者をして他の鄉人に語り告げて、其愚惰を勸誘せしむ、扨

之法、籍天下之人、計其口而皆授之田、凡人之力能勝耕者、莫不有田而耕之、斂以什一、差其征賦、以督其不勤、使天下之人力、皆盡於南畝而不暇乎其他、

**段落**　第三大段の第一小段なり、民に產を授くるを言ふ、

**講說**　昔し堯舜三代の爲せし政治は、井田の法を設定し、天下の人の戸籍を編み、其人口を計つて皆之に田を配分し、凡そ人民の耕作に堪ふる力ある者は所有の田地あつて、之を耕さゞるはなし、政府の收税は其十分の一を取り、其征賦の差等を立てゝ勤めざる者を督厲し、天下の人力をして盡く田畝に竭し、其他を顧るの暇なからしむ、

然又懼其勞且怠、而入於邪僻也、於是爲制、牲牢酒醴、以養其體、弦匏俎豆、以悅其耳目、於其不耕休力之時、而教之以禮、故因其田獵而爲蒐狩之禮、因其嫁娶而爲婚姻之禮、因其死葬而爲喪祭之禮、因其飲食群聚而爲鄉射之禮、非徒以防其亂、又因而教之、使知尊卑長幼凡人之大倫也、

**段落**　第三大段の第二小段なり、禮を制するを言ふ、

**講說**　然れども又人民が勞働の餘り怠惰となつて、邪僻の道に入ることを懼るゝより、之が爲に仕組を立て、牲牢酒醴の飲食を以て其身體を養ひ、弦匏俎豆を以て其耳目を悅ばしめ、彼等が耕作せずして勞働を休むる時に於て之に禮を敎ふるなり、故に田獵の事あるに因り、其儘蒐狩の禮を作り、嫁娶の事あるに因り、其儘婚姻の禮を作り、死葬の事あるに因り、其

固已久矣、堯舜三代之際、王政修明、禮義之敎、充於天下、於此之時、雖有佛、無由而入、及三代衰、王政闕、禮義廢、後二百餘年、而佛至乎中國、由是言之、佛所以爲吾患者、乘其闕廢之時而來、此其受患之本也、補其闕、修其廢、使王政明而禮義充、則雖有佛、無所施於吾民矣、此亦自然之勢也、

**段落**　第二大段なり、

**講說**　佛は夷狄たり、中國を去ること最も遠くして、此地に佛のあるは固より已に久し、堯舜三代の際、王政も修まり明かにして、禮義の敎天下に充滿せり、此の時に當り、佛ありと雖も入るべき由もなし、夏殷周三代の衰ふるに及び、王政は闕けて禮義廢し、其れより二百餘年を經て佛中國に入れり、是に由つて之を言へば、佛が吾が中國の患をなす所以のものは、吾が王政闕け禮義の廢れたる時に乘じて來りしが、此れぞ中國が佛法の害を受けたる本なれ、其闕けたるを補ひ其廢れたるを修め、王政明かにして禮義充ちなば、佛ありと雖も吾が人民に施す所なし、此れ亦自然の勢なり、

**注解**　「爲夷狄」印度の人なるを以て言ふ、「有佛固已久矣」漢書、霍去病、焉支山を過ぎ、休屠王天を祭る金人を得て歸る、帝之を甘泉宮に置くと、顏師古云ふ今佛像是れ其遺法、或は曰く、秦の時沙門室利房等至る、始皇以て異となし、之を囚ふ、夜金人あり、戶を破つて以て出づ、佛徒云ふ、「釋迦の生るゝ、周の穆王の時を以てす、或は春秋莊公二年とす、「王制闕禮義廢」秦漢の際を指す、「後二百年」漢高位に卽きしより永平八年に至る、凡そ二百七十年、

**文法**　此受患之本也の一句、本の字を反點す、

昔堯舜三代之爲政、設爲井田

は方法を失する爲なるを言ふ、

**講說**　佛法が中國の害をなすこと千餘歲に及べるが、其間人より立勝りたる所あつて佛に惑はず、而して力ある士は、之を除くことを欲せざる者なし、以前已に除きたることはあれども復た大に集まり、之を攻むれば暫時破るとは云へ、反つて愈よ堅固となり、之を撲てば、未だ滅せざる內に愈よ烈しくなり、手を着くべからざるに至る、されば到底除くこと叶はざるか、（恐らくは然らず）但し是れと云ふも其方法を知らざるが爲なり、

**注解**　「佛法云々」後漢明帝の永平八年佛法始めて支那に入り、摩騰、竺法蘭等、四十二章經及び釋迦の立像を以て東都に至る、宋の仁宗の時を去る、凡そ千有餘年なり、

**文法**　是果不可去邪の一問を設け文始めて徑直ならず、

夫醫者之於疾也、必推其病之所自來、而治其受病之處、病之中人、乘乎氣虛而入焉、則善醫者、不攻其疾、而務養其氣、氣實則疾去、是自然之効也、故救天下之患者、亦必推其患之所自來、而治其受患之處、

**段落**　第一大段の第二小段なり、譬を以て方法を說く、

**講說**　一體醫者が病氣に對する仕方は、必ず其病の源因を推して其患部の治療をなすなり、蓋し病が人に害をなすや、其人の元氣の虛なるに乘じて入る、されば醫者の上手なる者は、其疾を攻めずして成るべく其元氣を養ふ、元氣充實すれば病去る、此れ自然の效驗なり、故に天下の患を救ふ者も、亦必ず其患の由つて來る所を推し究めて、其患を受くる部分を治む、

**文法**　正意より喩意に揷入し、又喩意より正意に引入す、

佛爲夷狄、去中國最遠、而有佛

○沈德潜評　前三段人情を洞悉し、後三段利害を究析す、總て必ず奇策を求め、必し難きの功を立てざるを以てす、眞に老成經國の論、○武侯、魏延が子午谷に出づる議に從はざるも亦然り、

## 本論中

**解題**　此篇は佛法に勝つの根本を論ずる者なるが故に、本論と曰ふ、元來上中下三篇あり、此れ其中篇なるを以て中と曰ふなり、

**動機**　佛を排するに在り、

**主意**　佛に勝つの本は禮儀に在りと云ふに在り、

**段落**　凡そ六大段より成る、篇首より「而治其受患之處」に至るまでを第一大段となす、虛提を以て通篇の大旨を掲ぐ、「佛爲夷狄」より「此亦自然之勢也」に至るまでを第二大段となす、實提なり、禮儀充つれば則ち佛なく、禮儀廢すれば則ち佛至るを言ふ、通篇の大局已に定まる、「昔堯舜三代之爲政」より「謂有此具也」に至るまでを第三大段となす、禮儀充つれば則ち佛由つて入るなく、禮儀の充つるは王政の修まるに在るを言ふ、「及周之衰」より「非口舌之可勝」に至るまでを第四大段となす、禮儀廢すれば則ち佛間に乘じて來る、禮儀の廢も亦王政修まらざるの故に由るを言ふ、「然則將奈何」より「以勝之之効也」に至るまでを第五大段となす病を去るの方は其本を修めて以て之に勝つを言ふ「今八尺之夫」より篇尾に至るまでを第六大段となす、佛に勝る所以を論ず、即ち通篇の結收、

佛法爲中國患千餘歲、世之卓然不惑而有力者、莫不欲去之、已嘗去矣、而復大集、攻之暫破而愈堅、撲之未滅而愈熾、終至於無可奈何、是果不可去邪、蓋亦未知其方也、

**段落**　第一大段の第一小段なり、佛を破る能はざる

等、不用、選一二精幹之臣、與河北轉運使副、及恩冀州官吏、相度隄防、併力修治、則今河之水、必不至爲大患、且河水天災、非人力可回、惟當順導防捍之、而已、不必求奇策、立難必之功、以爲小人僥冀恩賞之資也、況功必不成、後悔無及者乎、臣言狂愚、惟陛下裁擇、』

**段落**　第四大段の第二小段なり、處分を言ふ、

**講說**　伏して乞ふ、聖慈なる陛下、特に宰相に御諭あつて更に利害を調査せしめられ、速かに六塔の工事を中止し、李仲昌等を交迭せしめて用ふることなく、一二能力ある適任の臣下を選び、河北轉運使副及び恩冀二州の官吏と隄防を檢査し、力を併せて手を入れなば、今の河の水は大患を爲すに至らざるべし、且つ河水の害の如きは天災にして、人力にて回復すべきに非ざれば、只々其勢に順ひて之を防ぐより外なし、無理に奇策を求め、期し難きの功を立てゝ、小人が恩賞を僥倖するの資となさゞるべし、況や工事は不成功に定まり、後悔すとも及ばざるをや、臣が言は狂妄にして計は迂愚なれども、惟だ陛下御取舍なし給はんことを、

**注解**　「幹」任ふるなり、

## 總說

歐公の說は、河に泥沙堆を成して河床昂起するときは、水必ず快流せず、其結果、上流必ず決すべし、故に宜しく其注する所に因り隄防を增築し、其下流を疏し、浚つて海に排泄せしめば、決溢の患なからんと、其說は第二狀に盡したれども、功を希ふもの六塔說を立て、國力地理を顧みざるが故に、復た患害に就いて之を極言す、前半は奇策なきを以て朝議者を排し、後は又奇策なきを以て自說を張る、其格法の奇、意料の外に在り、

## 纂評

本より泥土高くして、水流れ悪しく、従つて商胡決するとて今復水を逐ひ遣つて其方に注ぐやうなる事あつては、必ず横道に流れて溢れ散らん、即ち澶より海に至る二千餘里の間、隄埽は到底修むること叶はず、之を修むとも成り難く、又水害を防ぐ能はず、此等の事甚だ多し、士たる者、智愚の別なく皆共に知る所なり、臣が言を待たずして十分に理會するなり、

臣前未奉使契丹時、已嘗具言故道六塔、皆不可爲、惟治堤順水爲得計、及奉使往來河北、詢於知水者、其說皆然、雖恩冀之人、今被災患者、亦知六塔不便、皆願且治恩冀隄防爲是、下情如此、誰爲上通、臣既知其詳、豈敢自默、

**段落**　第四大段の第一小段なり、恩冀說は人民の希望なるを言ふ、

**講說**　臣以前未だ使節の任を受けて契丹に赴かざりし時、已に故道案も六塔案も共に實行すべからず、唯だ隄防を治め水勢に從ふのみが得策なる由を十分に具申せしが、其後使を奉じて河北に往來するに及び、水利に精しき人に尋ねし處、其說は皆同樣なりき、現に恩冀の人にて目下災ひに逢ひつゝある者と雖も、亦六塔の不便なるを知り、何れも恩冀の隄防を治むる方案の是認せられんことを願へり、下民の心情此の如くなれども、之を上聞に達する人ありや、又之れなきなり、臣は其仔細を知る以上、豈に自ら默せんや、

**文法**　梅亭云ふ、此れ己れ持する所の論を以て之を士人の言に徵し、以て其爽はざるを驗し、正に以て其說を大臣に信にし、小人に惑はざらしむるなり、

伏乞聖慈、特諭宰臣、使更審利害、速罷六塔之役、差替李仲昌

爲害而無涯者也、今爲國誤計者、本欲除一患、而反就三患、此臣所不諭也』

**段落**　第三大段の第三小段なり、六塔說、

**講說**　今六塔の河口を開く計畫は、已に上下の約束ありとは云ふもの丶、元來全く大河の正流を塞ぐことなれば、其工事たる小ならず、又六塔の河筋を開き、二千餘里に亘れる隄防を治め、一縣兩鎭を移すに就き、其工費を計るに、又商胡を塞ぐ費用より大なること數倍にして、之がため公私の困弊するの程度は、計るに堪へざる程なり、是れ一患なり、幸ひにして塞ぎ得とするも、水が六塔に入りて東に向ひ、四方に溢れなば、濱棣德博と齊州の界とは、咸な其害を被るに至る、此の五州の地は元來富裕と稱せられ、北河の一路は經濟を此に仰ぐことなるに、今水を引いて之に注がば、惟だ五州の民が田產を破壞するのみならず、河北の一路は見す見す貧虛となる、是れ二患なり、三五年間に五州は疲弊に及び、河水は注ぎ溢れ、久しき內には又泥底高くなり、流行澁り滯らば、上流必ず決すべし、是れ三患なり、謂はゆる害をなして涯なきものなり、今國の爲に誤れる設計をなすもの、元來一患を除かんとするなるに、反つて三患を作るは臣の解せざる所なり、

**文法**　此は正駁の處なり、六塔の說は當時奇策となす所なり、

至如六塔不能容大河、橫隴故道、本以高淤難行而商胡決、今復驅而注之、必橫流而散溢、自澶至海二千餘里、堤埽不可卒修、修之雖成、又不能捍水、如此等事甚多、士無愚智皆所共知、不待臣言而後悉也』

**段落**　第三大段の第四小段なり、三說を總收す、

**講說**　六塔は大河を容るゝ能はず、又橫隴の故道は

堤修、埽功料浩大、勞人廢物、困弊公私、此一患也、幸而商胡可塞、故道復歸、高淤難行、不過一二年間、上流必決、此二患而速者也、

**落段**　第三大段の第三小段なり、故道説、

**講説**　今商胡の口を塞ぎ、水を故の筋に歸らしめんが爲に、堤を治め埽を修むる、其手間と材料とは洪大なれば、人を勞し物を費し、公私の困窮を來す、此れ一患なり、縱令幸ひにして商胡塞ぐことを得、故道復歸すとも、泥の高くなれる儘水は流れ難ければ、一二年を過ぎずして上流決するに相違なし、此れ二患にして速かなるものなり、

**文法**　此は陪説にして、卽ち前狀に駁せし所、横隴を開き故道に復するの案是れなり、此處復た擧げて、六塔の尤も害あることを形起するなり、

今六塔河口、雖云已有上下約、然全塞大河正流、爲功不小、又開六塔河道、治二千餘里隄防、移一縣兩鎭、計其功費、又大於塞商胡數倍、其爲困弊公私、不可勝計、此一患也、幸而可塞、水入六塔而東、橫流散溢、濱棣德博與齊州之界、咸被其害、此五州者素號富饒、河北一路、財用所仰、今引水注之、不惟五州之民破壞田產、河北一路坐見貧虛、此二患也、三五年間、五州凋弊、河流注溢、久又淤高、流行梗澁、則上流必決、此三患也、所謂

較するに若くはなし）今河の已に溢れ出でたる流勢に順つて恩冀の二州に隄防を修むる方法は、其患一にして遲く、商胡を塞ぎ止めて故の川筋に復せしむる方針は、其患二にして速かなり、六塔を開いて今の河を囘らす方針は、其患三にして害をなすと限際なし、

**文法**　此に又三柱を立つ、一は本旨、一は陪說、一は正駁、本旨は恩冀隄防說是れなり、

自河決橫隴以來、大名金堤埽、歲々增治、及商胡再決、而金堤益大加功、獨恩冀之間、自商胡決後、議者貪建塞河之策、未嘗留意於隄防、是以今河水勢浸溢、今若專意併力於恩冀之間、謹治隄防、則河患可禦、不至大害、所謂其患一者、十數年間、今河上流淤塞、則上流必有決處、此一患而遲者也、

**段落**　第三大段の第二小段なり、恩冀說、

**講說**　河の橫隴にて決せし以來、大名府の金隄埽は年々修復を增せし處、商胡再び決するに及び、金隄は益す大に工事を施せり、惟だ恩冀二州の間のみは、商胡の決せし後、議者が河を塞ぐの策を建てたる爲め、一向隄防に注意せざりき、此の理由により、今の河は水勢溢れて害をなすなり、されば今若し一圖に心力を恩冀の間に注ぎ、謹んで隄防を整理せば、河の患防ぐことを得て大害に至るまじ、是れ謂はゆる其患一なるものなり、但し今より數十年を經る間には、今の河の上流泥溜つて塞がるべし、此の時に至らば、上流に必ず決する處あるべし、此れ患一のみにて且つ遲き仕方なり、

**注解**　「大名」府名、「金隄埽」堅固なるより金と云ふ、埽は猶ほバンドと云ふが如し、

今欲塞商胡口、使水歸故道、治

**段落**　第二大段の第三小段なり、奇策行ふべからず、

**講說**　且つ苟も一事を爲さんと欲せば、其利害を知り輕重を權らんことを欲す、已むを得ず縱令十分の見込なき事ながら爲さゞるを得ざる場合に、害の少く患の輕きものを擇んで之を爲すが如きは、明智の士に非ざる以上能はざる所なり、況や水を治むるには元來奇策なく、地勢を察し隄防を注意し、水勢の趨く所に順ふ外なし、彼の大洪水を治めたる聖人禹王と雖も、亦此の如くなるに過ぎず、夫れ奇策は、大利ならざれば大害の者なり、普通の計畫の如きは、大利なき替りには亦大害に至らず、故に此計畫は明智の士にて善く利を擇ぶものゝ爲す所なり、今六塔を修めよと言ふものは奇策なり、然れども終に成り難くして、害をなす愈よ大ならん、水勢に順ひ隄防を治めよと言ふものは常談なり、然れども大利なきと共に亦大害なし、知らず、國の爲に計るものは何れを擇ぶべきや、若し利害は豫め知り難しとて、偏へに多人數を集め大工事を興し、民を勞し國を困しめ、奇策を試みて成功を僥倖するに至つては、執政の臣と雖も亦肯て爲さゞるべし、

**文法**　奇策なきを解する處に於て反つて其主意を點じ來る、文法奇變なりと謂ふべし、

臣前已言二河利害一甚詳、而未レ蒙二採聽一、今復略陳二其大要一、惟陛下詔二計議之臣一擇レ之、臣謂河水未三始不レ爲レ患、今順二已決之流一、治二隄防於恩冀一者、其患一而遲、塞二商胡一復二故道一者、其患二而速、開二六塔一以回二今河一者、其患三而無レ涯、

**段落**　第三大段の第一小段なり、利害論の提綱、

**講說**　臣以前已に十分河の利害を言上し、非常に綿密なりき、然るに今日に至れども未だ御聽屆を蒙らず、乃ち今復た略ぼ其大要を上陳に及ぶ、惟だ陛下、謀議の任にある臣下に詔して、之を擇ばしめ給へ、臣の考へにては、河水は始めより害を爲さゞることあらず、（何れにしても害を免れざれば、其害の多少を比

**段落**　第二大段の第一小段なり、大臣畏るべからず、小人畏るべからず、

**講説**　斯く衆人の敢て言はざる所なるに拘らず、臣今獨り押して言上する次第は、臣の考へに、大臣は仲昌に私するの心あるに非ず、一圖に利を興し害を除かんと欲するに過ぎず、若し果して原案の爲に水害が一層大なるを知らば、何として心を飜さゞるの理あらん、（則ち大臣は畏るゝに足らず）又小人が自己の立場より彼れ此れ後日に仇をなすことを顧みるが如きは、臣の少しも懸念せざる所なり、（小人亦畏るるに足らず）、

**文法**　臣今獨言を以て忽ち自己に接入し、反つて上の三柱に轉ず、前は是れ衆人敢て言はざるの故、此れは是れ己れ敢て言ふ所以の故、主文を束ね併せて、後の三柱の論根を伏す、

且事欲知利害權重輕、有不得已、則擇其害少而患輕者爲之、此非明智之士不能也、況治水本無奇策、相地勢、謹隄防、順水勢之所趨、爾雖大禹不過此也、夫所謂奇策者、不大利則大害、若循常之計、雖無大利、亦不至大害、此明智之士、善擇利者之所爲也、今言修六塔者奇策也、然終不可成、而爲害愈大、言順水治隄者常談也、然無大利、亦無大害、不知爲國計者、欲何所擇哉、若謂利害不可必、但聚大衆、興大役、勞民困國、以試奇策、而僥倖於有成者、臣謂雖執政之臣、亦未必肯爲也、』

古無不患之河、直欲使河不爲患、若得河不爲患、雖竭人力、猶當爲之、況聞仲昌利口詭辯、謂費物少而用功不多、不得不信爲奇策、於是決意用之、今言者爲故道既不可復、六塔又不可修、詰其如何、則又無奇策以取勝、此所以雖知不便而罕肯言也、

**段落**　第一大段の第四小段なり、奇策なし、

**講説**　今執政の大臣は思慮を費すこと過度に流れ、古來害をなさゞる河なきことを考へず、直ちに河をして害を爲さゞらしめんと欲す、若し果して河の害を絶つことを得るならんには、人力の有る限りを盡すとも之を行ふが當然なるに、況や李仲昌の利口詭辯を聞くに、六塔の工事は費用も少く手間も多からずと謂ふに於てをや、（凡そ此れより結構なることなければ）信じて奇策と爲さゞるを得ず、是に於て之を用ふることに決心せし次第なり、然るに一方言者の方に在つては、故道は已に復すべからず、六塔又修むべからずと主張するが爲に、さらば如何にすべきかと詰らるゝときは、此外に勝を取るべき奇策とてはあらぬなり、是れ中外の臣が六塔を開くの不便を知ると雖も肯て言ふもの罕なる所以なり、

**文法**　以前の發端、夫の字を用ふ、此段は今の字を以て之に代へたり、

衆人所不敢言、而臣今獨敢言者、臣謂大臣非有私仲昌之心也、直欲興利除害爾、若果知其爲患愈大、豈有不囘者哉、至於顧小人之後患、則非臣之所慮也、

惡、今執政之臣、既用其議、必主其人、且自古未有無患之河、今河浸恩冀、目下之患雖小、然其患已形、回入六塔、將來之害必大、而其害未至、夫以利口小人、爲大臣所主、欲與之爭未形之害、勢必難奪、就使能奪其議、則言者猶須獨任恩冀爲患之責、使仲昌得以爲辭、大臣得以歸罪、此所以雖知不便、而罕敢言也、』

**段落**　第一大段の第三小段なり、小人を畏る、

**講說**　李仲昌は小人にて、語を巧みにして僞りを言ふが故に、衆人より共に惡まれ居る者なり、然れども執政の大臣が彼れの議を用ふる以上は、必ず其人を任用すべし、且つ古へより水害なきの河あらず、今黄河の水恩冀を浸せり、目下の患小なりと雖も、其患は已に形はる、若し此水回つて六塔に入らば、將來の害は必ず大ならん、されど今日の處にては其害未だ至らず、夫れ利口の小人なるが上に大臣に任用せられ居ることなれば、之と未だ實現せざるの害を爭はんとすとも其勢ひは彼れの理を奪ひ難し、縱令能く彼れの議を打破るとすとも、建言者は獨り恩冀水害の責に任ぜざるを得ず、然るときは仲昌には口實を與へ、大臣には罪を言者に歸することを得しむるなり、此れ中外の臣六塔を開くの不便を知ると雖も敢て言ふもの罕なる所以なり、

**注解**　「李仲昌」續通鑑綱目に云ふ、至和二年、李仲昌、六塔渠を穿つて橫隴の故道に入り、以て其勢を披かんを請ふ、富弼其策を是とし、詔して丁を發す、歐陽修上疏、其行はるべからざるを諫むと、

**文法**　此一層、思慮微に透る、

今執政之臣、用心太過、不思自

るに中央、地方の諸官、皆此計畫の便ならざることを知りながら、國家の爲に飽くまで其利害を論せんと決心する者あらざるは何故ぞや、推し測り見るに、前說三あり、一には大臣を畏る、二には小人を畏る、三には奇策なし、

**注解**　「故道」以前の川筋、

**文法**　梅亭云ふ、進言前に於て三柱を立つ、○山陽云ふ、公の奏狀、每々先づ提げ後應ず、蓋し此體、人主をして曉然たらしめ易きのみ、

今執政之臣、用心於河事亦勞矣、初欲試十萬人之役、以開故道、既又捨故道而修六塔、未及興役、遽又罷之、已而終爲言利者所勝、今又復修、然則其勢難於復止也、夫以執政大臣銳意主其事、而又有不可復止之勢、固非一人口舌可囘、此所以雖知不便而罕肯言也、

**段落**　第一大段の第二小段なり、大臣を畏る、

**講說**　今政權を執れる大臣等が心を河の事に用ふるは、兎も角勞苦せり、初めは試みに十萬人の工夫を役して橫隴の故道を開かんと欲し、軈て此の故道を棄てて六塔を修めしが、此方も未だ工事を起すに及ばずして俄かに又之を罷め、已にして結局利を言ふ者に勝利を占められ、今復た六塔を修むることゝなれり、されば其勢ひにては最早止み難し、夫れ執政大臣が熱心に其事を主張するが上に又再び止むべからざるの勢ある以上、一個人の言論位にて迚も引戻すべき所にあらず、此れ中外の臣が六塔を開くの不便なるを知ると雖も肯て言ふもの罕なる理由なり、

**文法**　此一節大臣を畏るゝを言ふなるに、利を言ふ者を嵌め込みたるは、歐公の眼光已に獻策の小人の上に在るを知るべし、

李仲昌小人、利口僞言、衆所共

に任ずべきとを說く、言々人を動かす、人君安んぞ霽顏之を受けざるを得ん、

## 論修河第三狀

**解題**　修河とは河水を治むることにして、河とは黄河是れなり、當時黄河の水、商胡と云ふ處にて隄防を破つて溢れ出で、恩冀に向つて横流せり、賈昌は朝廷に於て、河の破れ口を塞ぎ、横隴を開いて、以前の路に復すべき由を議せしが、數年を歷れども未だ決定に至らず、李仲昌は又六塔路を開くの議を建てたり、歐公の初狀は賈昌の說を駁し、第二狀は賈李兩人の議を併せ駁せしに、李仲昌は原案を固執せしかば、公更に此狀を上れり、

**動機**　六塔說を破るに在り、

**主意**　自然の勢に順ふべしと云ふに在り、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「此所以雖知不便而罕肯言也」に至るまでを第一大段となす、六塔論者の心術を論ず、「衆人所不敢言而臣今獨敢言者」より「臣謂雖執政之臣亦未必肯爲也」に至るまでを第二大段とす、自他の說の得失を較論す、「臣前已具言河利害甚詳」より「不待臣言而後悉也」に至るまでを第三大段となす、治隄の利なるを論ず、「臣前未奉使契丹時」より篇末に至るまでを第四大段となす、處置を論ず、

右臣伏見朝廷定議開修六塔河口、回水入横隴故道、此大事也、中外之臣、皆知不便、而未有肯爲國家極言其利害者何哉、蓋其說有三、一曰畏大臣、二曰畏小人、三曰無奇策、

**段落**　第一大段の第一小段なり、群臣が不贊成の意を公言せざる所以の大綱を擧ぐ、

**講說**　右臣伏して見るに、朝廷に於ては六塔の河口を開き修め、水勢を戻して横隴の舊道に入るべしとの原案は議定せらると、此れは實以て大問題なり、然

優渥なる恩禮あり、今仲淹四路の任務とても、亦輕きには之れなき事なり、然れども臣は偏へに願ふ、陛下衆人の讒言を排斥して委任あり、少しも疑ひ給ふことなく、其爲す所を十分に盡さしめ給はんには、猶ほ御利益あるべし、方今西北の二虜交も爭うて已まず、恰も是れ天が陛下に機會を與へて經營せしめらるゝ時なれば、謀臣たる弼と琦との如きは、何として之を閒散の地位に置くべけん、伏して望むらくは、陛下早く讒人の巧言を辨識して、特に謀計の任を加へ給へ、さすれば幸甚に堪へず、

**注解**　「四路」陝西の區畫にして、秦鳳、涇原、環慶、鄜延是れなり、「圖任」圖は謀なり、

臣自前歲、召入諫院、十月之內、七受聖恩、而致身兩制、方思君寵至深、未知報効之所、今群邪爭進讒巧、正士繼去朝廷、乃臣忘身報國之秋、豈可緘言而避罪、敢竭愚瞽、惟陛下擇之、

**段落**　第七大段なり、

**講說**　臣は前年より御召を蒙つて諫院に入り、其れより十箇月の內に七たび聖恩を受け、兩制に出仕することゝなれり、君寵の至つて深きを思ひ居るのみにて、未だ報効の所を知らず、然るに目下群邪の臣爭うて讒巧の言を進め、正義の士仲淹の如き、弼の如き、引繼いで朝廷を去る、此場合こそ、臣が身を忘れ國に報ずるの時なれ、何として沈默して罪を避くべけんや、押して暗愚の誠を盡して奏上す、惟だ陛下其是非を擇び給へ、

**總說**

凡そ人主に告ぐるの言は、一段之を聳動する處なかる可からず、此文に在つては「正士在朝」の數句是れ也、

**纂評**

○沈德潛評　異字を以て朋黨を破るは、則ち忠臣有不和之節」と云ひ、讓字を以て專權を破るは、則ち遲緩自疑作事不果」と云ふ、倶に一層を透過し說き來る、末幾かに四人の關係あると、國事の當に此の四人

謀臣不用、敵國之福也、今此數人一旦罷去、而使群邪相賀於內、四夷相賀於外、此臣所爲陛下惜之也、

**段落**　第六大段の第一小段なり、四人の去るは內外兩つながら害あるを言ふ、

**講說**　伏して思ふに、陛下睿哲聰明に在して、人を知るの聖智を有し給ふ、されば臣下の能不能は見透し給ひて、遺る所なし、故に千百の官吏公卿の中より、特に選み出して此數人を得給ひ、俄に拔擢あらせられき、夫れ正直の士の朝廷に在ることは群小人の忌む所にして、謀臣の用ひられざることは敵國に取つては幸福の至りなり、今此の正士謀臣たる數人の者、一朝罷免となり、而して其結果、內に於ては多數の邪臣外に於ては四方の夷狄、互に相賀すること丶なりしは、此れ臣が深く陛下の爲に惜む所なり、

**注解**　「辟」君なり、諸侯を辟と云ふ、此に在つては卽ち公卿なり、

**文法**　此の一小段は、利害上より君主の心を動かす處なり、

伏惟陛下聖德仁慈、保全忠善、退去之際、恩禮各優、今仲淹四路之任亦不輕矣、惟願陛下拒絶群謗、委任不疑、使盡其所爲、猶有裨補、方今西北二虜、交爭未已、正是天與陛下經營之時、如弼與琦、豈可置之間處、伏望陛下早辨讒巧、特加圖任、則不勝幸甚、

**段落**　第六大段の第二小段なり、四人の任用すべきを言ふ、

**講說**　伏して思ふに、陛下聖德仁慈に在すや、忠臣善人を保全し給ひ、四人の者退去の際に於て、それぐ

中國累年侵凌之患、感陛下不次進用之恩、故各自請行、力思雪恥、沿山傍海、不憚勤勞、欲使武備再修、國威復振、臣見弼等用心、本欲尊陛下威權、以禦四夷、未見其侵權而作過也、

**段落**　第五大段なり、

**講說**　兩路の宣撫使の一職に至つては、聖朝常に大臣を派遣するの先例なり、(されば大臣として行かんとするも至當の事なり、)況や中國の威は近年振はず、之に乘じて元昊は一方に叛逆を企て、其結果、天下中疲勞困窮に及べり、然るに北虜の契丹又中國の隙を機とし、盟約に背いて兵を動かし、其書面の辭は侮辱傲慢を極め、中に貴國祖宗云々の文句あるに至る、陛下は深く耻ぢ憤り給ふと雖も、奈何にせん邊防は其備へなく、未だ彼れと爭ふ譯にゆかざる爲め、意を枉げて和議を求め給ひしは、實に此上もなき御耻辱なり、弼等は我が中國が連年侵凌の患を見て心を傷ましむと共に、陛下が不次に登庸し給へる恩に感じ、報効に切なればこそ、各自ら使節として行かんを請ひ、飽くまで國辱を雪がんと思ひ、山に沿ひ海に傍うて旅行の苦勞をも憚らず、是れ中國の武備が再び修まり、國威が以前の通り振はんことを欲するに外ならず、臣より弼等の心底を見るに、本來陛下の威權を高め、斯くて四方の夷狄を禦がんと欲するにて、如何にするも權を侵し過を作るとは見えざるなり、

**注解**　「兩路」陝西と河東、「元昊」趙元昊なり、西夏の賊、

**文法**　弼等の虜に使せんとしたる事も、亦反對黨が專權の一例として攻擊せし所なるべし、然らずんば、此一段稍蛇足を免れず、

伏惟陛下睿哲聰明、有知人之聖、臣下能否、洞見不遺、故於千官百辟之中、特選得此數人、驟加擢用、夫正士在朝、群邪所忌、

出意見、但多擧祖宗故事、請陛下擇而行之、自古君臣相得、一言道合、遇事便行、臣方怪弼等蒙陛下如此堅意委任、督責丁寧、而猶遲緩自疑、作事不果、然小人巧譖、已曰專權者、豈不誣哉、』

**段落**　第四大段の第四小段なり、前小段に就いて論評を加ふ、

**講說**　范仲淹は深く世間の事に老練するを以て、何事に因らず一圖に改良し難きことを知れり、されば其陳述する所の事に於ても、目的は遠大の點に在り、而して多く迂濶緩慢なるが如し、彼れは但だ漸次を以て之を行ひ、久しき間に之をに遂げんと欲し、凡そ着手する以上は、何れも成功せんことを冀ふ、又富弼の性は鋭しと雖も、彼れとて自らは押して意見を出さず、多く祖宗の故事を擧げて、陛下に其中より御擇びあつて之を行ひ給はんことを請ふのみ、古より相應なる君臣出遭ひて、一言の下に主義合するときは、事の行ふべきものある毎に直ちに決行する次第なるに、今弼等は恭くも陛下此の如く大丈夫の御委任あり、督責し給ふことと又一方ならざるに、猶ほ遲延して自ら狐疑をなし、事を行ふに果斷ならざるは、餘りに不審と考ふる程なるに、小人等は巧みに讒言を放ち、專權と言ひ始めたるが如き、何んと誣妄にあらずや、

至如兩路宣撫、聖朝常遣大臣、況自中國之威、近年不振、故元昊叛逆一方、而勞困及於天下、北虜乘釁、違盟而動、其書辭侮慢、至有貴國祖宗之言、陛下憤耻雖深、但以邊防無備、未可與爭、屈意買和、莫大之辱、弼等見

に讓りけるが、讓ること切なるほど、陛下の之を用ひ給ふこと愈よ堅し、臣は但だ彼等の辭退が過度なるを見るのみにて、其權を好み位を貪るを見ざるなり、

**文法**　姦邪が忠良を陷るゝ術を抉摘すること、一言にして盡く、

及陛下堅不許辭、方敢受命、然猶未敢別有所爲、陛下見其皆未行事、乃特開天章、召而賜坐、授以紙筆、使其條事、然衆人避讓、不敢下筆、弼等亦不敢獨有所述、因此又煩聖慈、特出手詔、指定姓名、專責弼等、條列大事而行之、弼等遲回、又近一月、方敢略條數事、

**段落**　第四大段の第三小段なり、四人の權を行ふに躊躇するを言ふ、

**講說**　陛下堅く辭退を許し給はざるに及び、玆に始めて辭令を受けぬ、然れども猶ほ格別に是れぞと云つて施行する所あらざりき、陛下は彼等が一人として未だ事を行はざるを見給ひしかば、特に天章閣を開き、召して坐を賜ひ、之に紙筆を授けて意見を陳述せしめ給ひたり、然れども衆人は退讓して敢て筆を下さず、弼等も亦己れ獨り奏上する所あらざりき、之がため又も陛下の聖慈を煩はし、特に御親筆の詔を出して、誰某と姓名を指定し給ひ、專ら弼等を責めて、大事を陳述の上之を執行せしめ給ふ、然る處弼等は猶ほも遲延すること一箇月近く、僅かのこと押して數箇條の事を大槩に書き出せり、

仲淹深練世事、必知凡百難猛更張、故其所陳、志在遠大、而多若迂緩、但欲漸而行之以久、冀皆有功、弼性雖銳、然亦不敢自

以て言へば、衍等は實際、漢史に忠臣は一致せざるの、節ありとある處を得たりと思惟せらる、此の如くなるに小人が讒言して朋黨なりと云ふは、誣言なりと謂ふべし、

**注解** 「滕宗諒」字は子京、

臣聞有國之權、誠非臣下之得專也、然臣竊思、仲淹等自入兩府以來、不見其專權之迹、而但見其善避權也、

**段落** 第四大段の第一小段なり、四人の專權に非ざるを概言す、

**講說** 臣聞く、國を有つの權は天子に在りて、臣下の專らにすることを得べき所にあらず、(故に四人にして果して專權なりとせば、其罪宥すべからず)然れども臣竊かに思ふに、仲淹等が兩府に入りしより以來、其專權の形迹は見えずして、但だ反つて權を避けたる行ひ見ゆるのみ、

權者得名位則可行、故好權之臣必貪位、自陛下召琦與仲淹於陝西、琦等讓至五六、陛下亦五六召之、富弼三命學士、兩命樞密副使、每一命皆再三懇讓、讓者愈切、陛下用之愈堅、臣但見其避讓太繁、不見其好權貪位也、

**段落** 第四大段の第二小段なり、權を好み位を貪らざるを言ふ、

**講說** 權と云ふものは、爵位を得れば行ふことを得るものなり、故に權を好む所の臣は心ず位を貪る、然るに陛下が陝西より琦と仲淹とを召しゝ以來、二人とも讓つて五六回に及び、陛下も亦五六度之を召し給へり、富弼は三たび學士に命ぜられ、二たび樞密副使に命ぜられたるが、一度の辭令ごとに皆再三懇ろ

文法　一の異の字を以て朋黨を破る、

至、如、杜衍欲深罪滕宗諒、仲淹則力爭而寬之、仲淹謂契丹必攻河東、請急修邊備、富弼料以九事、力言契丹必不來、至如尹洙、亦號仲淹之黨、及爭水洛城事、韓琦則是尹洙而非劉滬、仲淹則是劉滬而非尹洙、此數事尤彰著、陛下素已知者、此四人者、可謂天下至公之賢也、平日閒居、則相稱美之不暇、爲國議事、則公言廷爭而不私、以此而言、臣見衍等眞得漢史所謂忠臣有不和之節、而小人讒爲朋黨、可謂誣矣、

**段落**　第三大段の第三小段なり、事實上より四人の朋黨せざるを證す、

**講說**　議事に於て不同意の場合多き實例を擧げんに、杜衍が深く滕宗諒を罪せんと欲せし時など、仲淹は一生懸命に反對して其罪を寬にし、仲淹が契丹の必ず河東を攻むることあるべしとの考へより、急に國彊の兵備を修めんと請ふや、富弼は九箇條の點より敵情を料り、契丹は必ず來るまじと言ひ張れり、尹洙などに至つても亦仲淹の黨と呼ばれしかども、水洛に築城の事を爭ふに及び、韓琦の方は尹洙を是として劉滬を非とし、仲淹の方は劉滬を是として尹洙を非とせり、此の五六條は、尤も明白なる事實にして、陛下の平素より已に知り給へる事なるが、實に此の四人は天下に於て公平此上なき賢人なり、彼等平日無事の折には互に譽め合ひて、暇あらざる程親密の間柄なれども、苟も國の爲に事を議するとなれば、則ち公然と論じ朝廷に爭うて、何等の私なし、此れを

講說　臣の量見にては、衍等四人には各大なる過失なくして一時盡く逐はれたるにて、弼と仲淹とは委任尤も深し、然るに忽ち離間に遭ひしは、必ず朋黨專權の說を以て上陛下の聰明を惑はすものあるべし、臣請ふ、試みに之を辨ぜん、

昔年仲淹、初以忠言讜論、聞於中外、天下賢士、爭相稱慕、當時姦臣、誣作朋黨、猶難辨明、自近日陛下擢此數人、並在兩府、察其臨事、可見其不爲朋黨也

段落　第三大段の第一小段なり、范仲淹を特敘す、

講說　先年范仲淹初め議論をなす事を以て、其名中外に聞え、天下の賢士爭うて相稱譽羨慕せしかば、當時の姦臣は誣ふるに朋黨を以てせしが、如何とも辨明し難き處、近頃陛下が此の數人を擢用し給ひしより、孰れも兩府に出仕せしとゆゑ、其事に臨むを察し給へば、彼等が朋黨をなさゞるを知り給ふべきなり、

注解　「讜論」讜は直言なり、「兩府」中書と樞密、

蓋衍爲人淸愼、而謹守規矩、仲淹則恢廓自信而不疑、琦則純信而質直、弼則明敏而果銳、四人爲性、既各不同、雖皆歸於盡忠、而其所見各異、故於議事、多不相從、

段落　第三大段の第二小段なり、性質上より四人の朋黨せざるを證す、

講說　蓋し杜衍は其人となり淸廉愼密にして、謹んで規律を守り、范仲淹は胸廣く、自ら信じて疑はず、韓琦は信實にして飾りなく、富弼は聰明にして果斷なり、此の四人の性質已に同じからざるを以て、倶に皆忠を盡すことに歸着すと雖も、見る所に至つては各異り、故に議事に於ては互に多く不賛成なり、

注解　「規矩」莊子に云ふ、圓者中規、方者中矩と、矩は曲り金、規はブンマハシ、「恢廓」豁大の貌、

不遠、欲廣陷良善、則不過指爲朋黨、欲動搖大臣、則必須誣以專權、其故何也、夫去一善人、而衆善人尚在、則未爲小人之利、欲盡去之、則善人少過、難爲一二求瑕、惟有指以爲朋、則可一時盡逐、至如大臣、已被知遇、而蒙信任、則難以他事動搖、惟有專權、是上之所惡、故須此說、方可傾之、

**段落**　第二大段の第二小段なり、朋黨、專權の二條は君子を誣ふる利器なることを虚叙す、

**講說**　臣は官職に備つて地方に在るが故に、政府の事は一々知らずと雖も、然れども竊かに見るに、古へより小人が忠臣良臣を讒害する所の說は餘り懸隔なし、卽ち廣く善人を陷れんと欲するときは、指して朋黨となすに過ぎず、又大臣を動搖せんと欲すれば、是非とも專權を誣ふるを必要とするなり、其故何となれば夫れ一善人を除けども衆善人が尙ほ存在する以上は、未だ小人の利にあらず、又盡く人を去らんと欲すれば、則ち善人には元來過失少きゆゑ一二の瑕を求むることも出來難ければ、惟だ指して朋黨とさへ言へば一時に盡く逐ひ出すことを得べきが故なり、大臣の如きは已に知遇を受け信任を蒙れば、他の事を以て動搖し難し、之を陷るには唯だ專權の一事あるのみ、專權は君主の惡む所なるゆゑ、專權の說を待つて始めて之を傾け得るなり、

臣料衍等四人、各無大過、而一時盡逐、弼與仲淹、委任尤深、而忽遭離間、必有以朋黨專權之說上惑聖聽者、臣請試辨之、

**段落**　第二大段の第三小段なり、朋黨專權の二條は亦諸忠臣を陷るの利器なるを言ふ、

權而作過也」に至るまでを第五大段となす、其志の嘉すべきを論ず、「伏惟陛下容哲聰明」より「則不勝幸甚」に至るまでを第六大段となす、處置を論ず、「臣自前歳召入諫院」より篇末に至るまでを第七大段となす、自己報國の志を言ふ、

臣聞士不忘身不爲忠、言不逆耳不爲諫、故臣不避群邪切齒之禍、敢干一人難犯之顏、惟賴聖明、幸加省察、

段落・第一大段なり、

講說　臣承るに、凡そ士たるもの、其身の利害生死を忘れざれば忠となし難く、言ふ所、聽く者の耳に逆はざれば諫めとなし難し、故に臣は多數の姦邪が臣に切齒して仇をなすの禍をも避けず、敢て犯し難き上御一人の龍顏を干す次第なり、唯だ陛下の聖明を恃み奉るのみ、幸に御推察を賜りたし、

注解　「切齒」齒を喰ひしばる、忿怒の狀なり、「一人」天子を指す、

臣伏見杜衍、韓琦、范仲淹、富弼等、皆是陛下素所委任之臣、一旦相繼罷黜、天下之士皆素知其可用之賢、而不聞其可罷之罪、

段落　第二大段の第一小段なり、先づ諸忠臣の免黜を叙す、

講說　臣伏して見るに、杜衍、韓琦、范仲淹、富弼等は、陛下が平素委任し給ふ所の臣下なるに、一旦引繼いで罷め退けられぬ、天下の士は素より彼等は任用を蒙るべき賢者なるを知れども、罷めらるべき罪あるを聞かず、

注解　「韓琦」字は稚圭、相州の人、忠獻と諡す、仁宗、英宗、神宗の三帝に相たり、「富弼」字は彥國、河南の人、文忠と諡し、位丞相に至り、神宗の廟庭に配享す、

臣雖供職在外、事不盡知、然臣竊見自古小人讒害忠賢、其說

あらず、言論の道を塞ぎ隔つるは國家の利となしかぬるなり、然るに介等は忠を盡し節を守るに未だ御憐察を蒙らざることなれば、何卒聖慈なる陛下に於かせられては特に介等を召還するの恩命を下され、彼等を朝廷に置いて、世の節を守り敢言するの士を勵まし給はんことを、果して然らば天下の幸ひ甚し、今取舍を仰ぐ、

**注解**　「雖未諦官」未は爲の誤、

総　說

唐介等の議論に就いて是非を言はざるは、阿黨の嫌ひを避くるなり、大臣を言ふの難きを說くは、人主の心を安からしむるなり、彼等立朝の本末を擧ぐるは、其信用を得しむるなり、用意周到の文と謂ふべし、

纂　評

○沈德潛評　大臣を言ふの難きを說かんと欲して、先づ人主を諫むるの易きを說く、蓋し明聖を以て君を待ち、君をして其言を聽いて入り易からしむるなり、又耳に逆ふの言と阿順とを以て忠佞を分別し、而して末に諸臣の顚跌悔いず、始終一節を以て、其妄りに大臣を論ずるに非ざるを明かにす、則ち唐介等の當に召還すべき、灼然明か矣、婉切紆回、事を論ずるもの、宜しく奉じて以て則となすべし、

# 論杜衍范仲淹等罷政事狀

**解題**　杜衍、字は世昌、越州の人にして正獻と諡す、仁宗の慶曆中樞密使たり、范仲淹、字は希文、文正と諡す、參知政事たり、俱に小人の讒間に罹り、朝廷より退けられたることあり、

**動機**　國家の爲に賢臣の去るを不利となすに在り

**主意**　杜衍、范仲淹等の復職を求むるに在り、

**段落**　凡そ七大段より成る、篇首より「幸加省察」に至るまでを第一大段となす、奏上の心底を述ぶ、「臣伏見杜衍韓琦」云々より「臣請試辨之」に至る迄を第二大段となす、先づ讒人の利器とする二個條を擧ぐ、「昔年仲淹」より「可謂誣矣」に至るまでを第三大段となす、朋黨の一件を辨ず、「臣聞有國之權」より「豈不誣哉」に至るまでを第四大段となす、專權の一條を辨ず、「至如雨路宣撫」より「未見其侵

論絳爲非、然則非相朋黨、非欲動搖大臣可明矣、固謂未可以此疑言事之臣也、』

**段落**　第六大段の第三小段なり、朋黨に非ざるを辨ず、

**講說**　此の四人の者の出處本末の事實此の如くなる以上、此れにて其人となりを知るべし、（彼等已に終始變せざるの士なり、公に殉し私を滅するの臣なる以上、）縱令其言ふ所は中らざるにせよ、其心情に於ては惡意ある次第にあらず、然るに反對論者の中には、御史諫官など好んで徒黨を組み、大臣を攻擊して勢力を張ると謂ふものあり、臣に於ては何分然にあらずと思ふ、何となれば、唐介、范師道の二人は絳と組合はずして、反つて他の御史諫官等と絳を論じて是にあらずとせり、然らば互に組合ふにもあらず、大臣を動搖するにもあらざることは明かにすべし、因つて臣は固より此點を以つて事を言ふの臣を疑ふべからずと考ふるなり、

況介等比者、雖未謫官、幸蒙陛下寬恩、各得爲郡、未至失所、其可惜者、斥逐諫臣、非朝廷美事、阻塞言路、不爲國家之利、而介等盡忠守節、未蒙憐察也、欲望聖慈、特賜召還介等、置之朝廷、以勸守節敢言之士、則天下幸甚、今取進止、』

**段落**　第六大段の第四小段なり、彼等を召還するは朝廷の爲に得策なるを言ふ、

**講說**　況や介等は左遷の官吏とは云へ、尙ほ幸ひに陛下の寬大なる恩惠を蒙り、各郡守たることを得たる儀なれば、位地を失ふまでには至らず、（されば彼等の方面に就いて言へば、餘り必要なけれども、）惟惜むべき所は、元來諫臣を放逐するは朝廷の美事に

大臣を論議せしため、罷められたり、此れに由れば、唐介の如き、以前に必死の場合を踏みたる例あるに懼れず、師道と抃とは、中頃に數年間升任の後るゝをも顧みず、言ふべき事に出遇へば必ず言ひ、罪を得とも悔いじ、蓋し此三人は、謂はゆる進むも退くも其節を一にして、始終變せざる所の士なり、

**注解**　「迹狀」事歴態度、「烟瘴」毒烟瘴霧のこと、病素なり、「樞臣」樞機に與るの臣、

**文法**　末段、殊に此三人の節操は由來明白にして、偶然に一時試用の人物と同じからざるを言ふ、此れ其正に用ふべき處、

至如王陶者、本出孤寒、只因韓絳薦擧、始得臺官、及絳爲中丞、陶不敢内顧私恩、與之諍議、絳終得罪、夫牽顧私恩、人之常情爾、斷恩以義、非知義之士不能也、以此言之、陶可謂徇公滅私之臣矣、

**段落**　第六大段の第二小段なり、王陶の公義を叙す、

**講説**　王陶に至つては元來微賤の出身なる處、偏へに韓絳の推擧に因り、始めて臺官を得たり、然るに絳が中丞となるに及び、陶は敢て己れを推擧し與れたる私恩を顧みず之と爭論に及び、之が爲め絳は終に罪を得たり、夫れ私の恩義に牽かるゝは人の常情なり、然るに公義を以て私恩を切り棄つることは、義を知るの士に非ざれば能はざる所なり、此れを以て之を言へば、王陶は公に殉し私を滅する臣下と謂ふを得るなり、

此四人者、出處本末之迹如此、可以知其爲人也、就使言雖不中、而其情必無他、議者或謂言事之臣、好相朋黨、動搖大臣、以作威勢、臣竊以謂不然、介與師道、不與絳爲黨、乃與諸臺諫共

しと、陛下若し此點を推して介等の言ふ所を察し給はゞ、彼等の心底如何なるかを知り給ふこと出來得べし、

**注解**「景祐」「至和」並に仁宗の年號なり、「春州」春は秦の誤、

**文法** 此段、今事を拍合し、又前事を援引し、以て大臣を言ふの難きを明かにす、即ち勢ひを趁うて介等に御入す、是れ上に應じ下を起す、

昨所罷黜臺諫五人、惟呂誨入臺未久、其他四人出處本末迹狀甚明、可以歷數也、唐介前因言文彥博、遠竄廣西烟瘴之地、賴陛下仁恕哀憐、移置湖南、得存性命、范師道趙抃並因言忤劉沆、罷臺職、守外郡、連延數年、然後復、今三人者又以言樞臣罷黜、然則介不以前蹈必死之地爲懼、師道與抃不以中滯進用數年爲戒、遇事必言、得罪不悔、蓋所謂進退一節始終不變之士也、

**段落** 第六大段の第一小段なり、唐介、趙抃、范師道の立朝を叙す、

**講說** 昨今官を罷められたる臺諫は五人なるが、其中呂誨一人のみは、御史となりしより未だ久しからず、其他の四人の出處の始末は、形迹甚だ明かなれば一々數へ擧ぐるを得べし、先づ唐介は前に文彥博を論じたるため、遠く廣西の如き毒氣ある土地に貶せられしが、陛下の仁恕哀憐なる思召により移して湖南に置かれ、生命を保つことを得たり、又范師道と趙抃との二人は、其議論が劉沆に忤ひしため、御史の職を罷めて地方の郡守となり、其儘數年の間長引き、辛うじて京師に戻りぬ、然るに今度此三人は又樞要の

注解　「與臣下」與は爲にと訓ず、

臣自立朝、耳目所記、景祐中范仲淹言宰相呂夷簡、貶知饒州、皇祐中唐介言宰相文彦博、貶春州別駕、至和初呉中復呂景初馬遵言宰相梁適、並罷職出外、其後趙抃范師道言宰相劉沆、亦罷職出外、前年韓絳言富弼、貶知蔡州、今又唐介等五人言陳旭、得罪、自范仲淹貶饒州後、至今凡二十年間、居臺諫者多矣、未聞有規諫人主而得罪者、臣故謂方今諫人主則易、言大臣則難、陛下若推此以察介等所言、則可知其用心矣、』

**段落**　第五大段の第二小段なり、大臣を言ふの難きを詳説す、

**講説**　臣朝廷に出仕せしより、耳目に見聞せし所にして記憶に存するものを擧ぐれば、景祐中に范仲淹が宰相の呂夷簡を論じたるため、貶せられて饒州の知事となりしことあり、皇祐中に唐介が宰相文彦博を論じて、春州の別駕に貶せられしことあり、至和の初に於て呉中復、呂景初、馬遵が宰相梁適を論じ、何れも職を罷められて地方に出されたることあり、其後趙抃、范師道の二人宰相劉沆を論じ、是も亦職を罷められて地方に出されぬ、前年韓絳は富弼を論じ、左遷せられて蔡州の知事となり、今又唐介等五人、陳旭の事を論じて罪を得たり、范仲淹饒州に貶せられしより後、今に至るまで凡そ二十年の間、御史諫官の職に居りしもの少からざることなり、然るに人君に諫言を上りしため罪を得たる者あるを聞かず、臣故に謂ふ、方今人主を諫むるは易く、大臣を言ふは則ち難

知臣下之情、則聽言易也、

段落　第四大段の第三小段なり、

講説　政事上の意見を言ふの官に至つては、各己が職務を擧げんとする所より、或は朝廷に立ち顏色を正しうして廷に顯言し、或は同僚と奏文を連ね連署して共に其事を論じ、言論一たび出づれば萬人の口に爭ひ傳へ、衆人の目にて共に視るが故に、私を成さんと欲すとも、其勢ひなすを得べからず、故に凡そ外廷に明言して人の知ることを畏れざるものは皆公平の言なり、然るに若し諫官等政事の得失を言ふべき職掌に非ず、又顯に言ふにあらず、或は秘密に奏して至尊の座右に留めんことを乞ひ、或は面言して天子の御心より出でたる樣にやられんを乞ひ、發議者の名を人に知らしむるを欲せざるものは、蓋し其言の不正に涉るを以て彈劾に逢ふを畏るゝが故に外ならず、されば凡そ陰に奏上する所あつて人の知るを畏るゝものは皆私の心を挾むの說なり、古へより人君たるもの能く此術を以て臣下の情を察するときは、則ち言をきくこと易し、

伏惟陛下仁聖寛慈、躬履勤儉、樂聞諫諍、容納直言、其於大臣、尤所優禮、常欲保全終始、思與臣下愛惜名節、尤愼重於進退、故臣謂方今言事者規切人主則易、欲言大臣則難、

段落　第五大段の第一小段なり、大臣を言ふの難きを略說す、

講説　伏して思ふに、陛下仁聖寛慈の御性質を以て御自身に勤儉を履行あり、臣下の諫言を聞くことを樂まれ、直言をば容納し給ひ、大臣に對し給ふ振合を見奉るに、尤も優渥なる禮遇を加へ給ふ所にして、常に彼等の功名を保全するの思召あり、臣下の爲に名譽と節操とを愛惜し給ふが故に、其進退に至つては非常に太切になし給ふ、故に臣考ふるに、方今政事を言ふ者は、人君を御戒め申すは易けれども、大臣の過失を言はんと欲するは則ち難し、

忠邪、辨二其言之公私一、則聽レ之易
也、

段落　第四大段の第一小段なり、諫の容るゝに難易あるを言ふ、

講說　古より人君が臣下の言論を聽くに於ても亦難きあり、易きあり、其如何は言を聽くの術を知るの外はあらず、夫れ忠臣と邪臣と目前に竝び進み、公論と私言と入れ替り耳に入る、此れ言論を聽くの困難なる理由なり、若し其人の忠なるか邪なるかを知り、其言の公なるか私なるかを分別するときは之を聽くこと容易なり、

凡言拙而直、逆レ耳違レ意、初聞若レ可レ惡者、此忠臣之言也、言婉而順、希レ旨合レ意、初聞若レ可レ喜者、邪臣之言也、

段落　第四大段の第二小段なり、忠邪の別を言ふ、

講說　凡そ其言拙なれども直くして、耳に逆ひ意に違ふものは、初め聞くときは好ましからぬやうなり、此の如きは忠臣の言なり、其言ヤサシクして柔順に、旨を希ひ意に合するもの、初めて聞けば好ましきやうなるは、此れ邪臣の言なり、

至二於言レ事之官一、各擧二其職一、或當朝正レ色、顯二言於廷一、或連章列署、共論二其言一、言一出則萬口爭傳、衆目共視、雖レ欲レ爲レ私、其勢不可、故凡明二言於外一、不レ畏二人知一者皆公言也、若非二其言職一、又不二敢顯言一、或密奏乞レ留中一、或面言乞レ出自二聖斷一、不レ欲二人知一言有二主名一者、蓋其言涉二傾邪一、懼レ遭二彈劾一、故凡陰有二所奏陳一而畏二人知一者、皆挾レ私之說也、自レ古人主能以二此術一

**段落**　第三大段の第一小段なり、諫言の難き場合を言ふ、

**講説**　臣竊かに考ふるに、古へより人臣たる者が君に諫言を申上ぐるに、難きことあり、易きことあり、右は何れも其時の如何に從つて相違あるの外なし、卽ち若し性質手荒く疑ひ深き君主は、己れ吾が過失を聽くことを欲せず、反つて臣下の過失を聞くことを樂しむものなり、斯く人主にして臣下の疵を探し求むることを好み、多く上に在つて疑ひを挿まば、大臣、下に在つて足を側て罪を得んを恐る、此時に於て人主を諫むるは難く、之に反して大臣の事を彼れ此れ論ずるは易し、

若寬仁恭儉之主、動遵禮法、自聞其失、則從諫如流、聞臣下之過、則務爲優容、以保全之、而爲大臣者、外秉國權、內有左右之助、言事者、未及見聽、而怨仇已結於其身、故於此時諫人主者易、言大臣者難、此不可不察也、

**段落**　第三大段の第二小段なり、諫言の易き場合を言ふ、

**講説**　寬仁恭儉の君主の如きは、其擧動常に禮法に從ひ、自ら其過失を聞くときは、諫言に從ふことの自然的なる、水の流るゝが如し、而して臣下の方の過失をなすときは、成るべく穩便の沙汰をなして之を保全す、而して大臣たるもの、外に於ては國家の政權を乘り、內に於ては左右近侍の助けあり、政事上の意見を言ふ者、其議論未だ採用せられざるに、深き怨みを受くるなり、故に此の時に於て人主を諫むるは易く、大臣を言ふは難し、右は察せねばならぬなり、

自古人主之聽言也、亦有難有易、在知其術而已、夫忠邪並進於前、而公論與私言、交入於耳、此所以聽之難也、若知其人之

益甚多、豈於是時頓然改節、故爲欺罔、上昧聖聰、在於人情、不宜有此、

段落　第二大段なり、

講説　臣此頃見るに、諫官なる唐介、臺官なる范師道等は陳旭の事件に就き議論する所ありしに因り御咎を蒙り、或は地方に出されて小郡を授かり、或は遠方に放逐せられたり、抑も陛下御即位より以來、諫諍の臣を擢用し言路を開廣し給ひ、意見を言上する者、或は中る者あり、或は中らざる者ありと雖も、陛下の聖慈に在せる、毎も厚き思召を以て寛容なし給ひしに、今回に限り一朝にして臺諫等引き連なりて朝廷より逐斥せられ、四方へ出されたるは、如何にも思ひ設けぬことなれば、御沙汰發布の日は中外皆驚き怪めり、臣は臺諫の言上せし所が是なりや非なりやを知らずとは申せ、但だ唐介、范師道等が皆久しく臺諫の職に在り、彼等が朝廷に立つての行動は本あり末あり、終始一の如く、前後輔益すること甚だ多かりし事のみは、臣の見る所なり、彼等此の如き人なれば、何として今此の陳旭の事に就き俄かに節を改め、殊更に僞りを中立てゝ御耳を昧し奉るべき、人情の上より見て此様なる筈なし、

注解　「臺官」御史なり、「聯翩」引き連なりて絶えざる貌、

文法　立朝各有本末は末段の伏線、○雖不知の三字、極めて婉曲なり、蓋し諫臣の言ふ所を回護せんか、阿黨の嫌ひを免れざるが故に其問題を避け、彼等の平素を以て之を救ふの地となす、用意の老錬を見る、

臣竊以謂自古人臣之進諫於其君者、有難有易、各因其時而已、若剛暴猜忌之君、不欲自聞其過、而樂聞臣下之過、人主好察、多疑於上、大臣側足、畏罪於下、於此之時、諫人主者難、而言大臣者易、

一、一」

段落　第一大段なり、

講說　臣は才能と云ひ知識と云ひ凡庸暗愚にして、衆人の中に碌々として取柄もなきに、陛下より一足飛びに拔擢を蒙り、御授け下されたる位地は樞府に在り、臣は此れに對して、御恩を報ずべきの道如何にして宜しかるべき、殆ど報ずる道なきほどなり、斯くて就職に及びしより、已に半年を踰えたるが、凡そ職務上大體に關する事は必ず衆議の協同を要する次第なれども、其外の事は日々順序を逐ひ書類を進呈する等、皆役人の常務なれば別に言ふべき筋なけれども、謀猷啓沃の一段サッパリ聞えざるに至つては、上は聖恩に負き下は淸議に愧づ、縱令人は責めずと雖も、臣に於て豈に自ら安んせんや、日夜種々心を費して愚慮を竭さんことを願ふ所以なり、苟も採用すべきものあらば、萬分の一にても採用あらんことを希ふ、

注解　「碌々」隨從の貌、「不次」順序を超ゆるなり、「樞府」樞密院の略稱、時に作者、副使たり、「謀猷」猷は道を謀るなり、「啓沃」書經の說命に云ふ、啓二乃心一沃二朕心一と、爾の心を啓き朕が心に沃げとの事にして、殷の高宗が其相傅說に命せし語なり、臣たるもの己れの心の有る限りを盡し、君の心中に注ぎ入るゝを謂ふ、「蕞爾」小なり、楊子法言に云ふ、日月を視て衆星の蕞を知るなりと、又無きなり、末なり、棄なり、周語に云ふ、民功を蕞せずと、「孤聖恩」孤は負く、

臣近見二諫官唐介、臺官范師道等、因レ言二陳旭事一得レ罪、或與二小郡一、或竄二遠方一、陛下自レ臨レ御以來、擢二用諍臣一、開二廣言路一、雖三言者時有二中否一、而聖慈每賜二優容一、一旦臺諫聯翩被レ逐、四出、命下之日、中外驚疑、臣雖レ不レ知二臺諫所一レ言是非一、但見唐介范師道、皆久在二言職一、其人立レ朝、各有二本末一、前後補

**解題**　宋の嘉祐六年四月、或は言ふ、樞密副使陳旭陰に宦者史志聰圭出寧に結び、大用を得、天章閣侍制知諫院唐介、右諫司趙抃、兵部員外郎兼侍御史知雜事范師道交章して言ふ、旭、諫官となり、貴戚及び知開封府に阿附し、恣に請託を行ふ、旭、奏辯す、上曰く、二府に除拜す、朕豈に內臣の預議を容れんや、介等言ひ已まず、當に兩つながら之を罷むべし、是に於て旭を出だし、定州に知たらしめ、介、洪州に知とし、師道、福州に知たり、今歐陽修、此等諫官の復官せしむべきを論ず、唐介、字は子方、仁宗、英宗、神宗に事へ、官、參政に至る、牽は引、復は還るなり、

**動機**　節を守り直言するの士を獎勵するに在り、

**主意**　諫臣を斥逐するは美事に非ずと云ふに在り、

**段落**　凡そ六大段より成る、篇首より「冀彼萬一」に至る迄を第一大段となす、上書する所以を敘す、「臣近見諫官唐介」より「在於人情不宜有此」に至るまでを第二大段となす、大意を敘す、「臣竊以謂」より「不可不察也」に至るまでを第三大段となす、諫をなすの難易を論ず、「自古人主」より「則聽言易也」に至るまでを第四大段となす、諫を容るゝの難易を論ず、「伏惟陛下」より「則可知其用心矣」に至るまでを第五大段となす、人主を諫むる易くして大臣を諫むる難きを論ず、「昨所罷黜」より篇末に至るまでを第六大段となす、五人の平素を言ふ、

臣材識庸暗、碌々於衆人中、蒙陛下不次拔擢、置在樞府、其於報効、自宜如何、而自居職以來、已逾半歲、凡事關大體、必須衆議之協同、其餘日逐進呈、皆是有司之常務、至於謀猷啓沃、蔑爾無聞、上孤聖恩、下愧淸議、人雖未責、臣豈自安、所以日夜思惟、願竭思慮、苟有可採、冀彼萬

學古勵行、而不本六經、欲學六經、而不去其詭異駁雜、欲望功化之成、不可得也、伏望聖慈、下臣之言、付外詳議、今取進止、」

**段落**　第三大段なり、

**講說**　臣の乞はんと欲する所は、特に名儒學官に詔を下し、悉く九經の疏を取り、其中に在る讖緯の文を刪り去り、學者等が怪異の言の爲に惑亂すること無からしむるに在り、斯くて後經義は純粹となり、統一となり、駁雜を受くる所なし、其勞力は甚だ少なれども其益は則ち多し、臣愚の考へによれば、學生をして古を學び行ひを勵まさしめんと欲しながら、六經に本づかず、六經を學ばんと欲しながら、其詭異駁雜の處を除かざれば、治功敎化の成らんことを望むとも得べからず、伏して望むらくは、聖慈なる陛下、臣の言を議案として下付あり、外廷の群臣に命じて詳議せしめ給はんことを、今進止を取る、

**總說**

此れ文章としては固より拙劣のものに非ざれども、又特に選に入るべきものに非ず、然るに之を收めたるは經學上に大關係あるを以てのみ、蓋し讖緯の書は由つて來ること一朝一夕に非ず、儒者多く迷信に汨沒するに當り、歐公の崛然として之を刪去せんとせしは、醇儒たる所以を見るに足る、

**纂評**

○沈德潛評　讖緯の學、王莽に起る、時に劉歆の徒相與に僞造して、又諸を孔子の言に託す、光武之を信じ、〔光武記に云ふ、宛人李通等、圖讖を以て光武に說く、〕曹褒之を宗とす、〔後漢人、通義十二篇を著す、〕群經、緯書傳へて有唐に至り、緯學の一科を廢せざる所以なり、歐公悉く刪除せんを請ふ、其功偉なり矣、樸茂簡老、言に枝葉なし、猶は漢京に近し、

## 論臺諫官唐介等宜早牽復劄子

尙書の傳を作る、箋と曰ひ、傳と曰ひ、注釋の異名に過ぎず、「芒昧」芒は茫に同じ、昧昏なり、

**文法**　數百年の間に於ける經學家の情態を叙する、僅に數十字にして足る、簡にして盡すと謂ふべし、

至唐太宗時、始詔名儒、撰定九經之疏、號爲正義、凡數百篇、自爾以來、著爲定論、凡不本正義者、謂之異端、則學者之宗師、百世之取信也、然其所載既博、所擇不精、多引讖緯之書、以相雜亂、怪奇詭僻、所謂非聖之書、異乎正義之名也、』

**段落**　第二大段の第二小段なり、唐以後に於ける經學の不純粹なるを言ふ、

**講說**　唐の太宗の時に至り、始めて有名なる儒者に命じて九經の疏を作らせ、其書の名を正義と曰へり、凡そ數百篇あり、斯くありしより以來、公表して定論とし、凡べて此の正義に本づかざる說は之を異端と謂へり、されば此書は學者の手本にして、百代信奉を受くべきものなり、然るに書中に載する所已に博き以上、自然說の擇び方も精密ならず、現に多く讖緯の書を引いて經文を混亂せしめ、奇怪邪僻のものなれば、謂はゆる非聖の書にして、正義と云へる書名と事實相違するものなり、

**注解**　「詔名儒」孔穎達等を指す、「自爾」自爾時の略なり、「異端」聖人の道に違へるもの、「非聖」聖人の道に害あり、

臣欲乞特詔名儒學官、悉取九經之疏、刪去讖緯之文、使學者不爲怪異之言惑亂、然後經義純一、無所駁雜、其用功至少、其爲益則多、臣愚以爲欲使士子

尙有師法、曁晉宋而下、師道漸亡、章句之篇、家藏私畜、其後各爲箋傳、附著經文、其說存亡、以時好惡、學者茫昧、莫知所歸、

**段落**　第二大段の第一小段なり、漢以後に於ける經說の無統一なるを言ふ、

**講說**　臣愚の考ふる所にては、士の根本とする所は六經に在り、然るに彼の無法なる秦の始皇が書を焚きたるより、聖人の道も中絶に及びぬ、漢朝興りて、消失散逸せる經書を取り拾ひたれども、其時存在せしものは已に幾くもなく、破本缺本など、家の壁より出でたることあり、而して生き殘りの老耄に就いて此等經書の口傳を得たれども、聖人の時代を去ること已に遠かりし事なれば、考證する由もなし、是に於て片寄りたる學をなし異なれる說をなす輩は、自ら一派を立つるに至れり、然れども甲より乙に乙より丙にと云ふが如く傳授に因るが故に、尙ほ師とし手本とする所あり、然るに晉宋以後に及んでは師道は全く亡び、章句の篇は家ごとに私に所藏し、傳授に由つて得たるものに非ず、其後各箋若しくは傳等の注釋を作り、經文に附着せしが、其說の存亡は其時の好き嫌に隨ひ、毫も標準とすべき者なきがゆゑに、學者は茫然と取り止めなく、歸着する所を知らず、

**注解**　「暴秦焚書」史記始皇三十四年、李斯請ふ、史官秦記に非ざるは皆之を燒かん、博士官の職とする所に非ずして天下敢て詩書百家の語を藏するものあらば、悉く雜へて之を燒かん、敢て詩書を偶語するものあらば棄市せん、古を以て今を非とするものは族せん、去らざる所のものは醫藥、卜筮、種樹の書と、「屋壁」漢の武帝の時、魯の恭王、孔子の舊宅を毀つて壁中より古文尙書を得たり、「餘齡昏耗」文帝の時、善く尙書に通ずる者を求めたる處、伏生を得たり、生、名は勝、濟南の人にして秦の博士たり、時に年九十餘、京師に來る能はず、帝因つて晁錯をして往いて之を受けしめたり、耗は不明の貌、又耄に同じ、「各作箋傳」廣雅に云ふ、箋は云なり、又書なりと、博物志に云ふ、聖人の制作を經と曰ひ、賢者の著述を傳と曰ふと、鄭玄字は康成、毛詩を注して箋と曰ふ、孔安國は

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「所以化民成俗之風」に至るまでを第一大段となす、功化の未だ成らざるを言ふ、「臣愚以謂」より「異乎正義之名也」に至るまでを第二大段となす、緯書の異端なるを言ふ、「臣欲乞特」より篇末に至るまでを第三大段となす、緯書を删るの效果を言ふ、

臣伏見國家近年以來、更定貢擧之科、以爲取士之法、建立學校、而勸養士之方、然士子文章未純、節行未篤、不稱朝廷勵賢興善之意、所以化民成俗之風、

段落　第一大段なり、

講説　臣伏して見るに、我が國家は近年以來、官吏の受驗科目を改正して人材登庸の法を立て、又學校を設立して人材養成の方を勸めつゝあり、然るに其甲斐もなく、學生の文章は未だ純正ならず、其品行も未だ篤實ならず、折角朝廷が賢才を奬勵し善人を引き擧げんとするの意思と、民を教化し風俗を成立せしむるの方針とに叶はず、

注解　「貢擧之科」周禮大司徒に、「邦國擧賢者於王」とあり、則ち貢擧の始めなり、其資格に就いては唐書薛登傳に、登は天授中上疏して曰く、漢世士を求むる、必ず其行を先にし、魏は放達を取り、晉は門閥を先にし、陳梁は士を薦むる、特に詞賦を尙ぶ云々、唐の天寶十三歲始めて詩賦を試む、宋神宗より專ら經術を以て士を取ると、又云ふ、唐の正觀八年、劉思玄始めて貢士をして雜文を試みしむ、「士子」學生、

臣愚以謂士之所本在乎六經、而自暴秦焚書、聖道中絶、漢興收拾亡逸、所存無幾、或殘編斷簡、出於屋壁、而餘齡昏眊、得其口傳、去聖既遠、莫可考證、偏學異說、因自名家、然而授受相傳、

瑞木の瑞とすべからざる所以より說いて他の奇物の進献を禁ずるに至る、直臣の言と謂ふべし、行文も明白通達にして、一の迂餘曲折を用ひず、是れ人主を諭(サト)すに道理を以てするの文にして、感情に訴ふるものに非ざるが爲なり、

纂評

○沈德潛評　歐公、蜀の王建世家論を作り、謂ふ、奇祥異瑞竝に五代に見はれ、而して又獨り蜀に盛、惑ふもの以て思ふべし焉と、此言最も警醒するに足る、箚中先づ寇賊紛起、未だ太平たらざるを言ひ、次に一歲の中天象災を告ぐ、又太平之道等の字を示すべからざるを言ふ、次に木文果して眞なりとも、亦祇(タ)だ太平の道と云ふ、人君當に道を修め、以て太平を致すべし、已に太平に臻(イタ)ると謂ひ、自ら豫怠を生ずるを得ざるを言ふなり、文、牛渚(シヨ)の變怪を燭するが如し、「晉書溫嶠(ケウ)傳に云ふ、牛渚磯に至る、水深く、測るべからず、世云ふ、其下怪物多しと、嶠遂に犀角を燬(ヤ)いて之を照らす、須臾水族火を覆ひ、奇形異狀、或は馬車に乘じ赤衣を著くるものあり、嶠其夜夢に、人己れに謂ひて曰く、君と幽明道別、何の意ぞ相照すと、」妖妄を造るもの、啻(タ)だ其魄を奪ふのみならず矣、人臣、君を引き道に當る、正に須らく此の如く侃(カン)直なるべし、

## 論刪(ケヅル)去九經正義中讖緯箚子

**解題**　九經とは詩經·書經·禮記·周禮·儀禮·易·春秋左氏傳·春秋公羊傳·春秋穀梁傳是れなり、讖は豫言書なり、未來記なり、經書に對して緯と曰ふ、緯は橫筋の絲、蓋し讖緯の書は、漢末王莽の時、劉歆(キン)等の僞造して孔子の名に託したるものなるが、光武の時、宛人李通等此れを挾んで說をなせり、爾來緯書は經書と倶に傳はり、唐を經て宋の世に至りしなり、然るに今歐陽修之を除かんとし、此の箚子を上る、

**動機**　治功教化の成らんことを欲するに在り、

**主意**　經義を純一にして駁雜を去るべしと云ふに在り、

賊が使を派せしを見ては直ちに戰ひを止むことを得べしと考へ、豫め太平を思ひ設けて次第に安逸の念を生ぜば、(後難畏るべきものあるが故に)此の瑞木こそ實に事を誤る妖木のみ、

**注解**　「得雪」謝惠連雪賦に云ふ、尺に盈つれば則ち瑞を豐年に呈すと、注、毛萇詩傳に曰く、豐年の冬必ず積雪あり、舊唐書に云ふ、武后久視二年、都城三月雪降る、鳳閣侍郎蘇味道以て瑞雪となす、「北虜」契丹を謂ふ、「西賊」西夏の叛臣趙元昊を指す、

臣見今年曾進芝草者、今又進瑞木、竊慮四方相效、爭造妖妄、其所進瑞木、伏乞更不宣示臣寮、仍乞速詔天下州軍、告以與兵累年、四海困敝、方當責己憂勞之際、凡有奇禽異獸草木之類、並不得進獻、所以彰示聖德、感勵臣民、取進止、

**段落**　第五大段なり、

**講說**　臣は今年芝草を献ぜし者ありたるを見しに、今又此の瑞木を献ずる者を見たる所より、窃かに慮る、各地方ともに此の眞似をなし、爭うて奇怪デタラメの物を造るものあらんことを、伏して乞ひ奉るは、今度献上の瑞木は、此上臣下に御示しなきことなり、尙ほ之に就いて願ひ奉るは、速に天下の州軍に詔を下し給ひて、兵を興せしより已に多年に及び、天下を擧げて困窮疲敝の有樣ゆゑ、今や己れを憂勞しつゝある時なれば、凡べて奇異なる禽獸草木ありとも一切献上を許さゞることを告示の一條なり、右は聖德を發表し臣民を感動せしむる所以なるが、謹んで御取舍を請ふ、

**注解**　「芝草」謂はゆる靈芝、王者仁慈なれば芝草生ずとの傳說あり、本草に云ふ靑黃赤白黑紫の六色ありと、「取進止」當時劄子の末に用ふる常例の語にして採用すると、却下すると、御意次第との義なり、

## 總說

則太平、失其道則危亂、臣視方今、但見其失、未見其得也、願陛下憂勤萬務、擧賢納善、常如近日不生逸豫、則三二歲間、漸期修理、

**段落**　第四大段の第一小段なり、天意を忖度す、

**講說**　臣又思ふ、若し木の文字が僞造に非ずして眞に天より生じたる者とすとも亦深き意あり、其文に止だ太平之道とあるは、其意推して知るべし、夫れ古より帝王が太平を致すには自ら其仕方あり、其仕方に叶へば太平なれど、其仕方を誤れば、危險喪亂となる、然るに臣目下の有樣を見るに、太平の道を失ふのみにて太平の道を得たる所は見當らず、願はくは陛下に於て萬幾の政務を憂ひ且つ勤め給ひ、賢者を登庸し善言を採用し、每も此頃の如くに遊ばされ、安逸娛樂の心を生じ給はざらば、二三年の間に漸次整理を期し申すべし、

**文法**　前已に僞造の理由を述べたるが、是に至り更に僞造ならざる場合を假定して鑒戒の意に引き入れたるは、更に一歩を進めたるものなり、

若以前賊張海等小衰、便謂後賊不足憂、以近京得雪、便謂天下大豐熟、見北虜未來、便謂必無事、見西賊通使、便謂可罷兵、指望太平、漸生安逸、則此瑞木乃誤事之妖木耳、

**段落**　第四大段の第二小段なり、太平を必然的として怠るの害を言ふ、

**講說**　之に反し、若し前に起りたる賊張海等の勢少しく衰へたるが爲に直ちに將來の賊も懸念するに足らざることと考へ、京師附近に降雪ありたる所より直ちに今年は大豐作なるべしと考へ、北虜が未だ來寇せざるを見ては直ちに天下無事なるべしと考へ、西

豈有纔出大兵之象、又出太平之道字、一歲之內、前後頓殊、豈非星象麗天、異不虛出、凡於戒懼、常合修省、而草木萬類、變化無常、不可信憑便生懈怠、

**段落**　第三大段なり、

**講說**　臣の承る所によれば、天の道は信を貴び、人に示す所僞りなし、臣遠く他の事を引いて之を證するにも當らず、只今年內の事にて試み見るに、去る夏秋の間に太白星天に橫はり、月を歷れども滅せず、太白星の金と歲星の木と相犯すこと、近く端門の處に在り、星占の術を以て之を調べ見るに、何れも天下に於て大兵亂の將に起らんとするの兆なり、何として大兵亂の兆を出すや否や又太平之道の字を出だし、同じ一年の內なるに前後頓に異なる筈あるべきや、則ち星象は天上に連り居る者なれば、其變異あるは只事に非ず、故に凡そ戒懼すべき現象あるときは、常に謹み氣を附くべし、之に反して草木其他萬種の物は變化常なきものなるを以て、其一時の現象に信頼して油斷すべからる儀には之れなきや、

**注解**　「驗」驗の俗字、「太白」金星の事、俗に謂はゆる明星、其日中に見はるゝを經天と曰ふ、「累月」月を重ぬ、「金木相掩」慶曆三年、太白、歲星を太微端門の右に犯す、太白は西方、金の精、歲星は東方、木の精、五行を人事に配當する上に於て木を德となし、金を刑とし、金の木を犯すは甚だ忌む所なり、掩は犯すと云ふが如し、「端門」南蕃中の二星を端門と曰ふ、「大兵將起之象」史記天官書に、歲星、太白と鬪ふ、其野に破軍ありとの語あり、「麗」列するなり、つらなると訓す、「異不虛出」異變は理由なくして出でずとて、其信憑すべきを示すなり、

臣又思、若使木文不僞、實是天生、則亦有深意、蓋其文止曰太平之道者、其意可推也、夫自古帝王致太平、皆自有道、得其道

九十人、州縣皇々、何以存濟、以臣觀之、乃是四海騷然、萬物失所、實未見太平之象、

**段落**　第二大段なり、

**講説**　臣の考へにては、前代に名づけて太平と曰ひし時世は、四海晏然と落ちつき、萬民其所を得たる時に限れり、然るに方今は果して此の如き實況ありや、見よ、前には西羌の叛逆未だ平定せざる患ひあり、後には北虜の增長無道にして隱伏せる禍ひあり、一患未だ亡びざるに一患已に萠せり、其上西方に於ては則ち瀘戎、南方に於ては則ち溯嶺など、凡そ四方の夷と疆を連ねたる箇處は一處として無事なるはなし、外部の形勢此の如くなるに內部はと見れば、百姓は困窮疲弊し盜賊は縱橫に狼藉を行ひ、昨は京西陝西より八九千人の兵を出だして賊數百人を捕へたれども、一時に根絶しをなす能はず、只僅かに追ひ散らせしまでなるが、却つて他處にて集合せしことなれば何の益にも立たざるなり、今張海は死したれども逵州の軍賊已に百人に近く、又使臣を殺し、其勢ひは少ならず、興州よりも又八九十人の賊ありと奏上す、此の情態なれば何れの州も皇々と落付かざる始末、如何にして之を助け救ふべき、臣より觀れば、實際四海物騷がしく萬民其所を失ひたる次第にて、未だ太平の模樣を見ず、

**注解**　「晏」安泰、「西羌」西夏の趙元昊、陝西、甘肅等十四州の地に據り、大夏皇帝と稱せり、「北虜」契丹、「張海」慶曆中の刧盜の名、「皇々」周章狼狽の貌、「萬物」萬民と云ふが如し、

**文法**　四海晏然萬物得所は祥瑞の實なり、乃ち先づ此二句を擧げ、時事の太平と相反する現象と對照せしめ、祥瑞の來るべき場合に非ざるを示す、

臣聞天道貴信、示人不欺、臣不敢遠引他事、只以今年內事驗之、昨夏秋之間、太白經天、累月不滅、金木相掩、近在端門、考於星占、皆是天下大兵將起之象、

す、瑞木の出づべき太平の實質なきを言ふ、「臣聞天道貴信」より「不可信憑便生懈怠」に至るまでを第三大段となす、草木の信憑すべき價値なきを言ふ、「臣又思」より「則此瑞木乃誤事之妖木耳」に至るまで第四大段となす、實利的の解釋をなすべきを言ふ、「臣見今年曾進芝草者」より篇末に至るまでを第五大段となす、處置を言ふ、

臣近聞澧州進柿木成文、有太平之道四字、其知州馮載本是武人不識事體、便爲祥瑞、以媚朝廷、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　臣近頃承り及ぶには、澧州より柿の木に自然文字の出來たるものを獻上せしが、太平之道と云ふ四字ありし由、此地の知州馮載は本來武人にて敎育もなきことゆゑ、事の體面をも見分けず、其まゝ祥瑞なりとて朝廷の機嫌を取りたるなり、

**文法**　爲の字と媚の字、已に其物に非ざることを示す、

臣謂前世號稱太平者、須是四海晏然、萬物得所、方今西羌叛逆、未平之患在前、北虜驕悖、藏伏之禍在後、一患未滅、一患已萌、加以西則瀘戎、南則湖嶺、凡與四夷連接、無一處無事、而又內則百姓困弊、盜賊縱橫、昨京西陝西出兵八九千人、捕數百之盜、不能一時翦滅、只是僅能潰散、然却於別處結集、今張海雖死、而達州軍賊、已近百人、又殺使臣、其勢不小、興州又奏八

ざるべし、

**注解**　「燭」明なり、「霈然」大なる貌、水の流るゝ貌、

**總說**

先づ三說の取るべからざるを論じ、然る後己が意を出だし、洗發して餘力を遺さず、自ら人をして首肯せしむるに足る、

**纂評**

○沈德潛評　服は降すべくして父母の名は改むべからず、此れ情理の至を酌んで移易すべきなき者なり、歐公議する所本と極めて平允、後張璁、桂萼、乃ち口を藉りて以て其干進の私を行はんと欲す、歐公果して其咎に任せんや、

明の武宗崩ず、嗣なし、憲宗の第四子興獻王祐杬の長子厚熜入りて位を嗣ぐ、是を世宗となす、乃ち興獻王を崇奉する典禮を議す、張璁、桂萼之を議す、

○皇伯無稽の說、父の名を易へ去つて其所生を薄うせんと欲す、故に歐公此議あり、張、桂議す、孝宗「武宗の父祐樘、憲宗の第三子」を稱し皇伯となすは、是れ專ら生む所を厚くして、太宗を中絶せしめんとす矣、蓋し興獻を尊んで帝となすは是なり、而して孝宗を中絶せんと欲す、是れ二小人の邪說なり、世を論ずる者此意を得て以て之を求めば、則ち濮安、興獻の典禮、以て折中すべし矣、○楊廷和諸公、興獻を改め叔となさんと欲す、亦偏に入る、歐公の議の平允なるに如かず、

## 論澧州瑞木乞不宣示外廷劄子

**解題**　本文自ら明なり、

**動機**　人主の祥瑞に誤られんことを恐るゝに在り、

**主意**　謂はゆる瑞木は瑞に非ず、妖なりと云ふに在り、

**段落**　凡そ五大段より成る、篇首より「以媚朝廷」に至るまでを第一大段となす、瑞木となすは進獻者の諛言なることを言ふ、「臣謂前世號稱太平者」より「未見太平之象」に至るまでを第二大段とな

られ、人倫の雜亂以上の次第なればなり、

**注解**　「從祖父」おほをぢ、父の從兄弟、「小功大功」倶に喪服の名なり、布の精粗により大小の名を分つ、精は小、粗は大、一に大紅、小紅と曰ふ、功は俗に謂はゆる工手間、大功は九月小功は三月、「宗懿等」濮王の子、

伏惟陛下聰明睿聖、理無不燭、今衆人之議如彼、中書之議如此、必將從衆乎、則衆議不見其可、欲違衆乎、則自古爲國、未有違衆而能擧事者、願陛下霈然下詔、明告中外、以皇伯無稽、決不可稱、而今所欲定者、正名號爾、至於立廟京師、干亂統紀之事、皆非朝廷本議、庶幾群疑可釋、若知如此、而猶以謂必稱皇伯、則雖孔孟復生、不能復爲之辨矣、」

**段落**　第七大段なり、

**講説**　伏して惟ふに陛下聰明睿聖に在すれば、物の理に於て能く照らし給はざるなし、（されば必ず聖斷を下し給ふ所あるべきが）現在衆人の議は彼の如く、中書の議は此の如し、（御取舍は如何あらせらるゝや）是非に多數の議に從はんとなし給ふか、多數の議は其可なるを見ず、さればとて多數の議に違はんとなし給ふか、古來國を治むるもの多數の意見に違ひて事を擧げたるものは未だ之れあらず、何卒陛下は沛然たる勢ひを以て詔を下し、皇伯は無稽なれば決して用ふべからず、今定めんと欲するものは惟だ濮王の名號を正すの一事に限り、廟を京師に立てゝ王統王紀を侵害するが如き事に至つては朝廷の本議にあらざることを明かになすならば、多分衆人の疑心も解くるならん、然れども萬一此の如き事情を知りながら猶は是非とも皇伯と稱せよと謂はゞ、其は孔孟が再び世に生れ出でたりとするも到底辨明出來

るなり、

子爲父母服、謂之正服、出爲人後者、爲本生父母齊衰期、謂之降服、又爲所後父斬衰三年、謂之義服、今若以本生父爲皇伯、則濮安懿王爲從祖父、反爲小功、而濮王夫人是本生嫡母也、反爲義服、自宗懿以下本生兄弟、於禮雖降、猶爲大功、是禮之齊衰期、今反爲小功、禮之正服今反爲義服、上於濮王父也、反服小功、於宗懿等兄弟也、反服大功、此自古所以不稱所生父爲伯父叔父者、稱之則禮制乖違、人倫錯亂如此也、

**段落**　第六大段の第二小段なり、皇伯と稱すべからざるを言ふ、

**講説**　子が父母の爲に服するをば正服と名づけ、他人の相續人となりしもの生みの父母の爲に齊衰の服を滿一年服するをば降服と名づく、又己が相續せし家の父の爲に斬衰の服を三箇年服するをば義服と名づく、若し生みの父を以て皇伯となさば、則ち濮安懿王は從祖父となつて、其服は小功となり、而して濮王夫人は本生の嫡母(生母に對する語、帝は庶子なるが故に、)なるに、反つて義服となる、宗懿より以下生家の兄弟は、禮に於て其服を降すも尚ほ大功を服することゝなる、是れ禮の齊衰を一周年服する方は今反つて小功となり、禮の正服は今反つて義服となる、主上は濮王との關係、濮王父なれども反つて小功を服し、宗懿等は兄弟なるに反つて大功を服す、此の如き不都合あればこそ、古より生みの父を伯父叔父とは稱せざる所以なれ、之を稱すれば禮の仕組は違反せ

許也、然安得無父而生之子以爲後乎、此聖人所以不諱無子者立人之子以爲後、亦不諱爲人後者、有父而生、蓋不欺天、不誣人也、故爲人後者、承其宗之重、任其子之事、而不得復歸於本宗、其所生父母、亦不得往與其事、至於喪服、降而抑之、一切可以義斷、惟其父母之名不易者、理不可易也、易之則欺天而誣人矣、

**段落**　第六大段の第一小段なり、父の名を改むべからざるを言ふ、

**講說**　夫れ他家の相續となるものは、被相續を以て父となす次第なり、然るに聖人が養父の外に其本生の父の名義を禮に存する所以は、無理に意味を造りたるにあらず、蓋し天地の始まれる以來、父なくして生れたる子あらず、父あつて生れたる以上は、其本生の父の名を諱み避くること出來まじき道理なり、夫れ子のなき者が一族の子を以て相續人となすことは禮に於て許す所なるが、父なくして生れたる子を手に入れて相續人となしたくとも、何とて得らるべき、されば聖人が子の無き者が他人の子を立てゝ相續人となすを諱むことなきと共に、他人の相續人となれる者が父あつて生れたることを諱まざる所以にして、此の如く事實を事實とせるは、天を欺かず人を誣ひざる仕方なり、故に他人の相續人となれるものは養家を守るべき重き義務を承け、養父に事ふべき子たるの職事に任じて、本家に復歸するを得ず、其實家の父母も亦其家事に干涉するを得ず、又養子の實父母に對する喪服に至つては、養父母より降して之を抑へ、凡そ一切の事皆義を以て之を斷ずるを得ることなるが、父母の名に限り之を易へざるものは、易ふること出來ざるなり、之を易ふれば天を欺き人を誣ふ

欲與之爭辨、而外庭群論、又不可家至而戶曉、是非之禮不辨、上下之情不通、此所以呶々而不止也』

**段落**　第五大段の第二小段なり、反覆中書の爲に辨ず、

**講說**　夫れ國號を去り、廟を京師に立て、皇室の祖宗の順次を亂るは、此れ誠に非難すべき事なれば、若し中書が果して此の如き議をなせしならば、臣等を指して姦邪となすも尤も千萬にして、人主にも手落の過を免れず、然るに如何にせん、陛下の思召は此れ迄には至らず、中書に於ても初めより此の如き議論はなかりしを、然るに事を論ずるもの事の本末をも尋ねず、過つて漢朝に於ける非とすべき故事を擧げて論據となし、外庭の臣下も又朝廷の本議の如何なるかを審かにせず、但だ兩制禮官等の云々するを見て、遂に中書は非禮を宗廟に加へ帝統を紊亂する意ありとし、實に兩制禮官等の言を尤もなりと思ひ、是が爲め衆人一樣に喧しく理窟を唱へて已まず、而して兩制禮官等は是非とも皇伯と稱すべしと云ふ無稽の說を成立せしめんが爲に、洪水の如き天災に引附け天子を脅迫し、逆にも中書の經を守り禮を執るの議を姦邪の議論とす、但し朝廷の考へには、事を言ふ所の臣兩制禮官等は待遇も手厚かるべき所より、之と爭論するを欲せず、而して外庭群臣の論も亦一軒一軒に尋ね往きて說明も出來かぬるため、是非の禮も區別立たず、上下の情も疏通せず、此れ彼等が呶々として已まざる所以なり、

**注解**　「朝廷」中書を指す、「呶々」讙聲なり、

夫爲人後者、既以所後爲父矣、而聖人又存其所生父名者、非曲爲之意也、蓋自有天地以來、未有無父而生之子也、既有父而生、則不可諱其所生矣、夫無子者得以宗子爲後、是禮之所

禮經有不改父名之義、方議名號猶未定、故尊崇之禮皆未及議、而言事者、便引漢去定陶國號立廟京師之事、厚誣朝廷、以爲干亂大統、何其過論也、

**段落**　第五大段の第一小段なり、決議に先ちて妄斷を下すの過を論ず、

**講說**　中書の議は本と左の如し、皇伯と稱するは無稽にして、禮經に判然父と云ふ名を改めざるの義理あるが故に、彼れ此れ名號の詮議中にして、今猶ほ決定するに至らず、從つて尊崇の禮も未だ議事に入らざるなり、然るに事を言ふもの、反つて漢朝が定陶の國號を去り廟を京師に立てたる例を引き、甚しく朝廷を誣ひ、帝統を侵害せしと曰ふは何たる過論ぞや、

夫去國號而立廟京師、以亂祖宗昭穆、此誠可非之事、若果爲此議、宜乎指臣等爲姦邪之臣、而人主有過擧之失矣、其如陛下之意、未常及此、而中書亦初無此議、而言事者不原本末、過引漢世可非之事、以爲說、而外庭之臣、又不審知朝廷本議如何、但見言事者云々、遂以爲欲加非禮、干亂統紀、信爲然也、是以衆口一辭、紛然不止、而言事者欲必遂其皇伯無稽之說、牽引天災、恐迫人主、而中書守經執禮之議、反指以爲姦邪之言、朝廷以言事之臣、禮當優容、不

國、師丹亦無所議、至其後立廟京師、欲去定陶、不繫以國、有進于漢統之過、丹遂大非之、故丹議云、定陶恭皇謚號、已前定議、不得復改、而但論立廟京師、爲不可爾、然則稱親置園、皆漢儒所許以爲應經義者、惟去其國號、立廟京師則不可爾、』

**段落**　第四大段の第二小段なり、漢哀の故事を引くの說を辨ず、

**講說**　定陶の恭王は初め但だ共皇と號し、其廟は本國に立てたるが、師丹も之に就いては兎角の議論あらざりしが、其後恭王の廟を京師に立て、定陶の名を去り、國號を附けざることを望むに至つては、漢朝の帝統を侵害するの過あるに由り、丹は大に之を非とせり、故に丹の意見に曰く、定陶恭王の謚は已に以前議決となりたる所なれば、今更に之を改むるを得ず、唯だ廟を京師に立つることを論じて不可とせしまでなり、然らば則ち本生を親と稱し、寢園を本國に置くことは、何れも漢儒が經書の主義に叶へりとなす者なり、但し國號を去り、廟を京師に立つるのみが不可なるなり、

**注解**　「定陶恭王」哀帝の父、定陶は其封ぜられたる都會の名、恭は謚、

今言事者不究朝廷本議何事、不尋漢臣所非者何事、此臣所謂不原本末也、』

**段落**　第四大段の第三小段なり、本段の結束なり、

**講說**　今此問題を論ずる人々は朝廷の議題は何事なるかを推し究めず、漢の群臣の非とせし所のものは何事なりしかを尋ね見ず、此れ臣が謂はゆる本末を研究せざるの論なり、

中書之議本謂稱皇伯。無稽而

是也、惟其立廟京師、亂漢祖宗昭穆、故晏等以謂兩統二父、非禮、宜毀也、

**段落**　第四大段の第一小段なり、漢宣の故事を引くの說を辨す、

**講說**　衆論の第三は漢の宣帝、哀帝の故事を引きたる者なるが、是に就いては臣謹んで漢書を案ずるに、宣帝の父を悼皇考と曰へり、但し初めは親と稱へ、諡して悼と曰ひ、單に陵田と靈殿とを置きたるのみ、其後親とありしを改めて皇考と稱せし上に、廟を京師に立てたり、但し皇考とは親の異名に過ぎずして、子が其父を稱する名なり、漢の儒者は初より皇考の稱をば不可とせざりしなり、然るに元帝より以後貢禹韋玄成等、始めて京師に立てたる廟を毀つべき建議をなし、爾來或は立て或は毀ちしこと一度二度に止らざりき、哀帝の時に至り、大司徒平晏等百四十七人は建白すらく、親に諡を附して悼と曰ひ、陵田を置きし事に限り、經書の原則に合へりと、是に由つて觀れば、彼等は宣帝が史皇孫即ち悼皇考を親と稱したるを非とせざりしなり、玆に經書の原則に合せりとは、儀禮に、人の後たるもの其父母の爲に報ずとある是れなり、唯だ其廟を京師に立てたる一事は漢の祖宗の昭穆の順序を亂ること﹅なるゆゑ、晏等は養實二人の父を双方とも正統に立つるは禮に非ざれば宜しく破壞すべしと曰ひたるなり、

**注解**　「皇考」亡父を考と曰ひ、亡母を妣と曰ふ、禮記に出づ、「奉邑」祭田なり、「寢園」廟陵なり、古へ宗廟は、前に廟を置き後に寢を置く、周の制度によれば王公は六寢にして、路〔大〕寢一、小寢五、又廟の前後を寢と曰ふ、詩經の小雅に云ふ、奕々寢廟と、注に廟中の神を安んずる所なりとあり、「昭穆」是れ宗廟位牌の順列にして、昭穆皆廟を以て數ふ、則ち天子は七廟、諸侯は五廟、七廟とは始祖及三昭三穆なり、左を昭となし、右を穆となす、

始祖　昭 穆　昭 穆　昭 穆

定陶恭王、初但號共皇、立廟本

其三引漢宣哀之事者、臣謹按漢書、宣帝父曰悼皇考、初稱親、謚曰悼、置奉邑寢園而已、其後改親稱皇考、而立廟京師、皇考者親之異名爾、皆子稱其父之名也、漢儒初不以爲非也、自元帝以後、貢禹韋玄成等、始建毀廟之議、數十年間毀立不一、至哀帝時、大司徒平晏等百四十七人奏議云、親謚曰悼、裁置奉邑、皆應經義、是不非宣帝稱史皇孫爲親也、所謂應經義者、即儀禮云、爲人後者、爲其父母報

未だ明白とならざる中は天罰の見はるゝ例なし、今回濮王問題の如きは、元來兩制禮官が經典に違ひ禮文を棄てゝ己が無稽の説を振廻して皇伯と云へる稱號を定めんと欲するに由り、中書の方にては如何にも施行し難かるべしとの疑念ありしかば、古今の典禮を取調べ、其結果明白なる證據ありたれども尚ほ大事を取り、自を信じ又は勝手にせず、方に改めて外廷に下付して、博く評議せしめたり、然るに陛下は急に詔を下して中止となし給ひ、有司をして氣永に典禮を研究せしめらる、實際臣下の注意深きこと此の如く、君主の控へ目にし給ふこと此の如く、君臣共に輕卒の相談をなし又は無法の行動を爲さゞるに、天が突然責め怒り、人を殺し物を害すとなすは、此れ臣が謂はゆる甚しく天を誣ふるものなり、又評議未だ決せず、其儘中止して評議に掛けず、然るに本生の父と養家の父を兩統に立てたるは祖宗を粗略にせしことなれば天災を招きたりと云ふは甚しく人を誣ひたるものなり、

**注解**　「闕政」政治の缺點、「天譴」譴は責むるなり、怒るなり、

此れ其施行し難き所以なり、

注解　「今議者」皇伯説の主張者を指す、

其二曰、簡宗廟、致水災者、臣伏以上天降災、皆主人事、故自古聖王逢災恐懼、多求闕政而修之、或自知過失而改悔之、庶幾以塞天譴、然皆須人事已著於下、則天譴爲形於上、今者濮王之議、本因兩制禮官、違經棄禮、用其無稽之臆説、欲定皇伯之稱、中書疑其未可施行、乃考古今典禮、雖有明據、亦未敢自信而自專、方更求下外廷博議。而陛下遽詔中罷、欲使有司徐求典禮、是則臣下愼重如此、人君謙畏如此、君臣不敢輕議妄擧、而天遽譴怒、殺人害物、此臣所謂厚誣天也、議猶未決、仍罷不議、而更謂兩統二父。以致天災者、厚誣人也、

段落　第三大段なり、

講説　衆説の第二は、宗廟を粗末にせしが爲め水災を招きたりと曰ふ、伏して思ふに、天より災を降すは皆人間の行爲が主たる原因をなせるなり、故に古より聖王と稱せられし人は、災ある場合には天意を畏れ、不行届きの政事なきかと探り求めて、見當れば之を正し、或は自ら己れの過失を知つて之を悔い改め、何卒して天の罰を塞ぎ止めんと企つる次第なり、然れども（天災發現の時機を察するの必要あり）何れの場合に於ても、人間の過失罪惡が下界に著明なるに至つて天の譴責も上に形を示すなれば、人間の過惡

若所謂稱皇伯者、考於六經無之、方今國朝見行典禮、及律令皆無之、自三代之後、秦漢以來諸帝、由藩邸入繼大統者、亦皆無之、可謂無稽之臆說矣」、

**段落**　第二大段の第二小段なり、皇伯と稱する說の據なきを言ふ、

**講說**　謂はゆる皇伯と稱する說に至つては、六經に就いて取調ぶるも之れなく、方今國朝現行の典禮及び律令にも皆之れなく、三代より以後の諸帝にして、藩邸より入りて天子の統を繼ぐ者に至つても亦皆之れなし、されば出處なき臆說と申すべきなり、

**注解**　「所謂」兩宮禮制の謂はゆるなり、「見行」現行なり、「藩邸」皇族は天子の藩屛たる處より、皇族の地位を指す、

夫儀禮者、聖人六經之文、開元禮者、有唐三百年所用之禮、開寶通禮者、聖宋百年所用之禮、五服年月及喪服令、亦皆祖宗累朝所定、方今天下共行之制、今議者皆棄而不用、直欲自用無稽之臆說、此所以不可施行也」、

**段落**　第二大段の第三小段なり、皇伯說は古今の典據を無視するを言ふ、

**講說**　夫れ儀禮は聖人の作られたる六經の文なり、開元禮は有唐三百年の間用ひたる所の禮なり、開寶通禮は我が聖宋が百年來實行せし所の禮なり、五服年月令及び喪服令等に至つても亦皆祖宗御歷代の定め給ひし所にして、方今天下の共に通用する制度なり、然るに今此問題を議するもの、皆此等の典據を棄てゝ用ひず、只管自己の無稽なる說を用ひんと欲す、

り、原推究するなり、

謹按儀禮喪服記曰、爲人後者、爲其父母報、報者齊衰期也、謂之降服、以明服可降、父母之名不可改也、又按開元開寶禮、國朝五服年月喪服令、皆云爲人後者、爲其所生父、齊衰不杖期、蓋以恩莫重於所生、故父母之名不可改、義莫重於所繼、故寧抑而降其服、此聖人所制之禮、著之六經、以爲萬世法者、是中書之義所據依也、

**段落**　第二大段の第一小段なり、中書の正議を掲ぐ、

**講説**　謹んで儀禮の喪服記を案ずるに、曰く他人の世嗣となるもの、其本生を父母の爲に報ゆるに齊衰期を以てし、之を名づけて降服と曰ふと、是れ服は降して差支なけれども、父母と云へる名は改むること能はざる次第を明かにせしものなり、又開元開寶禮並に國朝五服年月、喪服令を按ずるに、皆云ふ、他人の世嗣となりし者、其本生の父の爲に齊衰の服を着て杖かず、一周年の忌を行ふと、此等の規定の本意を考へ見るに、恩は本生の父母より重きものなければ、從つて父母の名は改むべからず、又義は養家より重きものなければ、寧ろ本生の方を抑へて其服を降せしのみ、右は聖人の制したる禮にして、之を六經に著して萬世の法となせしものなり、而して是れ中書省の意見の本づく所なり、

**注解**　「齊衰期」喪服中最も重きを斬衰とし、次を齊衰とす、期は一周年を謂ふ、「不杖」杖をつくは重くしてつかざるは輕し、「開元禮」唐の蕭嵩著す、百五十卷あり、「開寶禮」宋の溫叟劉著す、二百卷あり、「五服年月令」五等喪服の年月を定めたる法令なり、五等とは自己を中心として上は高祖に至り、下は玄孫に至り、旁ら族兄弟に至る、各五等なり、

とを請へるに、中書の議は、事體此上もなく大なれば宜しく十分に注意を加へ、何處までも典禮故實に合したる後、始めて施行すべしと云ふに在り、而も皇伯の稱は、經書歷史を取調べ見るに孰れも本づく所なきを以て、方に三省百官に議を下し、博く衆議を尋ね以て至當の禮を求めんとせしに、陛下には思召を枉げて親筆の詔を下し、此議を中止し給へり、然るに其れにても衆論紛然とし、今に止むときなし、臣の考ふる所にては、衆論多しと云へども、其主張は三種あるに過ぎず、

**注解**　「兩制禮官」翰林學士と中書舍人とを兩制となす、翰林は內勅を掌り、中書は外制を行ふ、「皇伯」天子の伯父君、「事體」事件の性質、「三省」尙書省、中書省、門下省、

其一曰宜稱皇伯者、是無稽之臆說也、其二曰簡宗廟致水災者、是厚誣天人之言也、其三曰不當用漢宣哀爲法、以干亂統紀者、是不原本末之論也、臣請爲陛下條列而辨之、

**段落**　第一大段の第二小段なり、先づ衆說を擧げて其失を斷ず、是れ大綱なり、

**講說**　衆說の第一は濮王を皇伯と稱すべしと曰ふ、右は全く不取調べの臆說なり、其二は宗廟を粗末にせしため天災を招けりと曰ふ、右は非常に天と神とに無實を言ひかけたる言なり、其三は漢の宣帝、哀帝などを例として國の大法を亂すべからずと曰ふ、右は事の本末を究めざるの論なり、臣は陛下の爲に逐一列擧して、此三說の誤れることを辨せんことを乞ふ、

**注解**　「宜稱皇伯」當時人の子として養はれし者が、其本生を稱して伯叔となせしは通習なり、「無稽」書經の大禹謨に、無稽之言勿聽の語あり、古を考へざるなり、「致水災」英宗の治平二年、大洪水あり、「誣」無きを以て有りとなすなり、「漢宣哀」漢の宣帝は史皇孫の子、武帝の曾孫なり、哀帝は定陶恭王の子、元帝の孫なり、成帝子なかりければ、立って太子となれ

伯と稱するが如きは典例に反すと、歐公時に參知政事を以て中書に在り、韓琦、曹公亮等と其說を同じうす、此れ當時上りし所のものなり、而して該問題は濮議と呼び、宋代に有名なる爭論として知らる、劄子、一名は榜子、表にもあらず狀にもあらざる者にして、疏の一種に屬す、

**動機**　翰林の說の誤を正すに在り、

**主意**　濮王は皇伯と稱すべからずと云ふに在り、

**段落**　凡そ七大段より成る、篇首より「臣請爲陛下條列而辨之」に至るまでを第一大段となす、衆論の三說、皆本末を知らざるの論なるを言ふ、「謹按儀禮喪服記曰」より「此所以不可施行也」に至るまでを第二大段となす、第一綱を駁す、「其二曰」より「厚誣人也」に至る迄を第三大段となす、第二綱を駁す、「其三引漢宣哀之事者」より「此臣所謂不原本末也」に至る迄を第四大段となす、第三綱を駁す、「中書之議本謂」より「此所以呶々而不止也」に至るまでを第五大段となす、第二綱第三綱に關する議論を反覆す、「夫爲人後者」より「人倫錯亂如此也」に至るまでを第六大段となす、主意を陳ぶ、「伏惟陛下聽明」より篇尾に至るまでを第七大段となす、處置を論ず、

臣伏見朝廷議濮安懿王典禮、兩制禮官、請稱皇伯、中書之議、以謂事體至大、理宜愼重、必合典故、方可施行、而皇伯之稱、考於經史、皆無所據、方欲下三省百官、博訪群議、以求其當、陛下屈意手詔中罷、而衆論紛然、至今不已、臣以爲衆論雖多、其說不過有三、

**段落**　第一大段の第一小段なり、問題の落着せざるを言ふ、

**講說**　臣伏して朝廷が濮の安懿王の事に關する典禮を議するを見るに、兩制禮官は王を皇伯と稱せんこ

王宮を衞らしめんと、太后曰く、年幾何ぞと、對へて曰く、十五歳矣と、太后曰く、丈夫も亦其少子を愛憐するかと、對へて曰く、婦人より甚しと、太后曰く、婦人異甚しと、對へて曰く、老臣竊かに以爲へらく媪の燕后を愛する、長安君に賢れりと、曰く君過てり矣、長安君の甚しきに若かずと、左師公曰く、父母の子を愛する、之が爲に深遠、媪の燕后を送るや其踵を持し、之が爲に泣く、其遠を念悲するや亦之を哀む矣、已に行く、思はざるに非ざるなり、祭祀必ず之を祝す、祝して曰く必ず反さしむる勿れと、豈に久長子孫あり、相繼いで王たるを計るに非ずや、太后曰く、然り、左師公曰く、今媪、長安君の位を尊んで、封ずるに膏腴の地を以てし、多く之に重器を與ふ、今に及んで國に功あらしめず、一旦山陵崩れば、長安君何を以て自ら趙に託せん、老臣以ふ、媪、長安君の爲に計るや短、故に以爲へらく、其愛燕后に若かずと、太后曰く、諾、君の使むる所を恣にす、是に於て長安君の爲に車百乘を約し、齊に質とす、齊兵乃ち出づ、

人臣言を進む、其君を折するに理を以てするよりは、君を動かすに情を以てするに如かず、蓋し情至れば、則ち理其中に存するなり、公主の出降を借りて引入す、萬幾の暇、與に親むべきなきを見はす、旋つて古の帝王未だ嘗て獨處せざるを引き、天倫の樂を以て之を欣動す、其言覺えず入り易きなり、奏疏の文、應に歐公を以て第一となすべし、○仁宗崩ず、年止だ五十、歐公疏するとき、上春秋正に盛にして之を言ふ、忌諱なきこと此の如し、是を一德の朝となす、

## 論議濮安懿王典禮箚子

**解題**　濮安懿王は名を允讓と曰ひ、商王元份の子にして眞宗の弟なり、仁宗久しく子なかりければ、王の第十三子宗實を養うて皇子とせり、仁宗崩じ、此皇子位に卽く、是を英宗となす、英宗は、王が己れの生父なるを以て之を追尊せんとし、議を群臣に下す、翰林學士王珪等は、皇伯と稱して名を稱せざるべしとの議を取り、中書の意見は之に異なり、本生の父母は到底父母の名を沒すべからず之を皇

ず、太子の位巳に久しき間空虚の儘なり、因つて此事に就き群臣屢ば言上に及びしと雖も、立太子の儀未だ決せず、臣が前に奏聞陳上せし所の主意は、是非とも宗室の御方を立てゝ太子となし給へと申すにあらず、兎も角養はれて皇子となし給はゞ、長の月日に其賢不肖をも御調べ出來、皇子の降誕を御待ちなさるゝことも出來得べしと云ふに在りき、今日に於て之を實行し給ふは偏に其機會なるかと存ず、臣の議論は無分別にして考案は愚なれば恐縮の次第、伏して嚴刑を待つ、

注解　「儲位」儲君の位、「大議」重大の問題と曰ふが如し、皇太子を選立のこと、「儲貳」貳は副、「伏俟斧鉞」斧鉞は人を誅する具、此れは刑罰を覺悟の上と言ふ意、上書の例言なり、

### 總説

立論の愼重にして老成なる點は、蔡九霞の説尤も善く之を道破せり、今其大意を摘すれば左の如し、凡そ古來、人君に向ひ立皇太子を主張するものは、大抵太子の國本なることを以て説を立て、逆め主上の後なきを料り、其心を傷め易く、在位の久しからざるを慮るが如きは、殊に其怒に觸れ易し、然るに歐陽公は家人の樂を以て仁宗を動かして、遽かに皇太子を定むることを要せず、且つ公主下降の機會に乘じて之を言へるが故に唐突ならず、蓋し歐文の和易なる、人君に言ふ上に於て尤も適當なるのみならず、自ら人主の肺腑に入り易し、此種の文に在つては百代の師範と曰ふも亦不可なるなし、

### 纂評

○乾隆帝評　仁宗の輕く嗣を擇ばざる、豈に一己の私の爲ならんや、然れども當日宰執臺諫侍從の臣、交章敦勸して、歐陽修の此文益す復た纏綿を致し、忠愛悱惻、抑も何ぞ社稷の臣の多きや、

○沈德潛評　儲同人云ふ、語肺腑に入る、左師の趙威后を動す所以なり、公主の出降を借りて引子となす、賤息舒祺の意と同じ、

趙策孝成王の段に曰く、趙太后新に事を用ふ、秦急に之を攻む、趙氏救を齊に求む、齊曰く、必ず長安君を以て質となさば兵乃ち出でんと、太后肯んぜず、左師公曰く、老臣賤息舒祺最も少、不肖にして臣衰ふ、竊かに之を愛憐す、願はくは黑衣の數を補ひ、

萬乘之尊、居外則無一人可親、居内則無一人得親、此臣之所以區々而欲言也、』

段落　第三大段の第二小段なり、天子の現に相手なきを言ふ、

講說　今陛下日に前後殿に御坐あり、有司の事を奏するも、往々天顏を仰ぎ見て退出に及ぶ、其甚だ幸なるもの、一二言の御語を承るを得、君臣の情通ぜず、上下の意接せず、其外朝廷に出仕の群臣と云ひ、儒者學者竝に侍從に列するものにて、一人も緩々と御側に親近せらるゝ者あるを聞かず、又外朝より入御あつて宮中に在すときは、御機嫌を伺ひ御食事に侍する者すらも朝夕に其人なし、右の如くなりとすれば、陛下は富に於て四海の廣き土地を有ち給ひ、御自身萬乘の尊位を享け給ひながら、外廷に在せば一人として親むべきものなく、内宮に在せば一人として親しくなされ得るものなし、是れ臣が區々として言はんと欲する所なり、

注解　「前後殿」前殿若しくは後殿、「瞻」みる、「德音」御辭、「從容」安なり、くつろぐ意、

文法　結末は主客双收の法なり、○無可親と曰ひ、無得親と曰ひ、人主の孤立を擧げて其感情を聳動し、立皇子の說に誘ひ入るゝなり、

伏惟陛下荷祖宗之業、承宗廟社稷之重、皇子未降、儲位久虛、群臣屢言、大議未決、臣前所奏陳、以謂、未必立爲儲貳、而且養爲子、既可以徐察其賢否、亦可以待皇子之降生、於今爲之亦其時也、臣言狂計愚、伏俟斧鉞、』

段落　第四大段なり、

講說　伏して考へみるに、陛下は祖宗の業を荷ひ、宗廟社稷の重任を繼ぎ給ふ、(太切の御位なれば、御世繼ぎも亦太切なり)然るに皇子未だ誕生あらせられ

樂也、多與宗室子弟、懽然相接如家人、計其一日之中、未嘗獨處也、

**段落**　第三大段の第一小段なり、古へは人君必ず相手ありしを言ふ、

**講説**　臣書史を考へ、竊かに下の事を見當れり、則ち古より帝王となりし人、其位は此上もなく尊しと曰ふと雖も、一人の相手もなく獨り居られしことなく、帝王が出でゝ外廷に居らるゝときは、百官が公然謁見して事務を奏聞するのみに止まらずして、必ず學士などが天子の御暇に書史を講義するあり、又左右侍從の輩が顧問に應じて御物語するあり、又天子が入御あつて奥殿に居らるゝときは宦官宮女などが左右にあるのみならず、平生休息寢臥せらるゝ折は、朝夕に太子が御機嫌を伺ひ御食事に侍するあり、其遊興娯樂せらるゝ折は、多く宗室の子弟と心置きなく相接すること家族同然にて、一日の間を積り見るに、一時たりとも獨りにて居られざるなり、

**注解**　「外」外朝とて、天子が百官の朝を受け、其奏聞を聞き給ふ處、「内」内宮、卽ち宮中、

**文法**　單に獨處せずと言はず、諸種の相手を舖陳して文の局面を廣くせるは謂はゆる展開法なり、而して外朝は客にして内宮は主なれども、此主の内に於て宦官宮妾は客にして太子は主なり、而して宦官宮妾より太子を逼り出せる處、手段の妙頗る見るべし、

今陛下、日御前後殿、百司奏事者、往々仰瞻天顏、而退、其甚幸者。得承一二言之德音、君臣之情不通、上下之意不接、其餘在廷之臣、儒學侍從之列、未聞一人從容親近於左右、入而居内、則至於問安侍膳、亦闕於朝夕、是則陛下富有四海之廣、躬享

き宮中に在し、何人か御話相手となるべき、何人か御機嫌を伺ひ奉るものぞ、誠に御淋しき次第なり、

**注解** 「兗國公主」兗國は公主の封爵、公主とは皇女の稱、「出降」李瑋に嫁せしを言ふ、人臣なれば降と曰ふ、「⿰忄尉」慰に同じ、「萬幾」書經の皐陶謨に、一日二日、萬幾無曠庶官の語あり、幾は事のきざし、政務を指す、「承顏色」父母の顏色を察して其思ふやうに爲すこと、

**文法** 公主の降嫁より說き入り、寂寞の情に想到する處、深く人情に訴へたる手段なり、

臣愚以謂宜因此時、出自聖意、於宗室之中、選材賢可喜者、錄以爲皇子、使其出入左右、問安侍膳、亦足以慰悅聖情、

**段落** 第二大段の第三小段なり、意見を直叙す、

**講說** 臣の淺墓なる考にしては、此の場合に乘じ、陛下御自身の思召より宗室の中に於て才德の御意に叶ひたる者を御選びの上、皇子に立て給ひ、其方に日々御側に出入して御機嫌を伺ひ、御食事に侍らし給ひなば、兎に角聖情を御滿足させ奉るに足りぬべし、

**注解** 「問安侍膳」禮記文王世子に云ふ、內侍の御者に問うて曰く、「文王、世子の時に問へるなり、」今日〔父君〕の安否何如んと、內豎〔宮中の司人〕曰く、安しと、文王乃ち喜ぶと、又曰く、食下膳とする所を問ふと、

臣考於書史、竊見自古帝王、雖曰至尊、未嘗獨處也、其出而居外也、不止百司公見奏事而已、必有儒臣學士、講論於問宴、又有左右侍從、顧問語言、其入而居內也、不止宦官宮妾在於左右而已、其平居燕寢也、則有太子問安侍膳於朝夕、其優遊宴

は云へ如何んせん、臣の愚切至極せるにも拘らず、御心未だ囘らず、臣に於て君を愛するの心に堪へざる所より、日夜區々として其事を思ひ詰め、再び譯のわからぬ意思を陳べんと存じたれども、如何なる場合を以て言ふべきか、不知案内なりき、

**注解**　「聖度」天子の度量、「包容」大目に見て咎めだてをせぬ、寛大の意、「群臣多言」仁宗、子なきに因り、太子を定めんことを請へるなり、「狂瞽」狂人と盲人、無分別と曰ふが如し、謙辭なり、

**文法**　皇嗣の事は卽ち前に言へる雜言者なり、○未知所以爲言は、然るに今や言をなす所以を見當りたりとの意を含み、此一小段を收むると共に下段を起すの句なり、

今者伏見兗國公主近已出降、臣因竊思。人之常道、莫親於父子之親、人之常情、亦莫樂於父子之樂、雖在聖哲、異於凡倫、其爲天性、於理則一、陛下嚮雖未有皇嗣、而尙有公子之愛、上慰聖顏、今既出降、漸疎左右、則陛下萬機之暇處深宮之中、誰可與語言、誰可承顏色、

**段落**　第二大段の第二小段なり、再陳の機會を得たる事情を擧ぐ、

**講說**　此頃伏して見るに、兗國公主は近日最早他に降嫁あらせられぬ、臣此事よりして竊かに思ふに、人に普通の道理として父子の親しきより親しきものなく、人の普通の情愛としても亦父子の樂みより樂しきはなし、陛下の如き聖哲の御方に於かせられては固より凡俗の等類とは異らせ給へども、其天性たる理に於ては同一なり、陛下は從前皇嗣はあらせられざりしかども尙ほ皇女の御愛あり、此皇女御機嫌を慰め奉りし處、今已に他に降嫁となり、日々御側より疎くならせられたる事なれば、陛下御政務の暇、奧深

言者、所以盡爲忠之心、況臣遭遇聖明、容納諫諍、言之未必不聽、其可默而不言、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　臣の承る所に據るに、天下の中に於て是ぞと限つて申し惡き問題を言ひ出づるものは、決して十が十採用せらるゝことは期し居らず、間違ひなく採用せらるゝ望みなしと知りながら尙ほ言はずして居られざる次第は、忠をなす所の心を盡さんが爲なり、況や臣は現在聖明なる陛下に出遇ひ奉り、陛下が善く臣下の諫言を聽容れ給ふ以上、言ひ惡き問題を言ひたりとて御採用を得ずとも限るまじ、されば何として申上げずに濟むべきや、

**注解**　「諍」救正なり、又死を以て諫むるなり、

**文法**　所以盡爲忠之心に至るまでは汎く一般の建白者に就いて言ひ、以下は專ら自己に就いて言ふ、〇容納諫諍の四字、主觀的なれば容納せらるゝ意にして、讀み方は語脈上より之に從ふを可とし、客觀的なれば容納すなり、蓋し漢文の結構としては客觀なることを知らざるべからず、則ち上に聖明の二字あると均し、是れ之を略したる形式なり、

臣伏見自去歲以來、群臣多言皇嗣之事、臣亦嘗因災異、竊有奏陳、雖聖度包容不加誅戮、而愚誠懇至天聽未回、臣實不勝愛君之心、日夜區々未嘗忘此、思欲再陳狂瞽、而未知所以爲言、

**段落**　第二大段の第一小段なり、一たび上書せし以來機會なかりしことを言ふ、

**講說**　臣伏して見るに、去年以來群臣中御世嗣の儀に就き意見を奏上せしもの多く、臣に於ても亦天變を申上げたる節竊かに建白致せしことあり、大御心その無禮を御見逃しあつて誅戮を加へ給はざりきと

に謁し、座中、雪の詩を賦す、云ふあり、主人與ニ國休一休戚、豈惟喜悅將ニ豐登一須ニ憐鐵甲冷徹一レ骨、四十餘萬屯邊兵と、夏夜嘆に曰く、念我荷一戈士、窮年守ニ邊疆一と、夏日嘆に曰く、浩盪想ニ幽薊一、王師安在哉と、王弇州は歐詩に服せず、其言に曰く、歐陽公自ら言ふ、廬山高、明妃曲は李杜作る能はざる所と、余は此れ公の言に非ざるなり、果して爾らば公は一夜郎王のみ、廬山高は僅かに玉川の淺近なるもの、紅顏勝人多薄命の二句、尋常閨閣、明妃を形容するに足らずと、

## 論レ選ニ皇子一疏

**解題**　宋の仁宗位に卽いて二十五年を經しかども未だ繼嗣なかりしかば、此疏を上りて皇子の選立を請ひたるなり、

疏とは條陳なり、猶ほ陳述書と曰ふが如し、通典に云ふ、諸王公國官皆臣と稱す、天朝に上る、皆陪臣と稱す、陳ずる所あれば皆上疏と曰ふと、宋史韓琦の傳に、前後七十餘疏とあり、蓋し宋以前は上書、表、啓等となし、趙普以來多く疏となす、

**動機**　儲君定まらざるときは他日內變あらんことを慮れるなり、

**主意**　宗室の中より才德ある者を選んで皇子となし、其孝養を受くべしと云ふに在り、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「其可默而不言」に至るまでを第一大段となす、忠心を盡すが爲に上疏に出づるを言ふ、「臣伏見自去歲以來」より「亦足以慰悅聖情」に至るまでを第二大段となす、已むを得ざる事情を陳べて皇子を選ぶの必要を言ふ、「臣考於書史」より「此臣所以區々而欲言也」に至るまでを第三大段となす、宮廷寂寞の情に訴へて己れの意見の容れらるべき理由を言ふ、「伏惟陛下荷祖宗之業」より篇尾に至るまでを第四大段となす、己れの意見は他日の爲に餘裕を存するが故に萬全の計なるを言ふ、

臣聞言ニ天下之難一レ言者、不三敢冀ニ必然之聽一、知レ未ニ必聽一而不レ可レ不

刻苦の致す所なり、歐の文を作るや、三多の說あり、曰く看多、做多、商量多と、又三上の說あり、曰く馬上、枕上、厠上と、其精苦此の如し、世に傳ふ、晩年自ら平生爲(ツク)りし所の文を竄定し、用意甚だ苦む、其夫人之を止めて曰く、何ぞ自ら苦む此の如くなるや、當に先生の嗔るを畏る丶かと、公笑つて曰く、先生の嗔るを畏れず、却つて後生の笑を怕(オソ)ると、彼の有名なる醉翁亭記の初藁は、起手先づ滁州の四面に山あることを說くに數十字を用ひたるが、最後には改定して只だ環滁皆山也の五字とせり、後世魏叔子、作文の法を論じて曰く、多作は多改に若かず、多改は多删に若かずと、是れ蓋し歐文より得來りたるものなり、永叔の翰林に在りし日、一日同僚と出遊せしに、奔馬あつて犬を踏み殺せり、歐は同行に謂つて曰く、試みに其事を書せと、同行書して曰く、有犬臥通衢、逸馬蹄而死之と、歐曰く、子をして史を修せしめば、萬卷も未だ已まずと、其人曰く、内翰は以て如何となすと、曰く、逸馬殺犬於道と、其簡を貴ぶこと此の如し、

永叔、文に於て自信殊に深し、曾て尹師魯の銘文を作るや、彼れが罪を政府に獲たるに就いて深く其寃を辨せず、但だ其文章の簡にして法あることを稱せしかば、或人以て盡さずと爲せしに永叔怒つて曰く、簡にして法ありとは惟だ春秋之に當るべし、修、師魯の文に於て薄からず、又其學を述べて古今に通知すと曰へり、此語若し其當るべき者を求むれば惟だ孔孟なり、然るに世の無識なるもの乃ち盡さずと云ふ、余の此文は亡友を慰むる所以のみ、豈小子輩を恤(ウレ)へんやと、

永叔は詩人としても亦蘇東坡以前に於ける唯一の大家にして、梅聖俞、蘇舜欽の二人之を羽翼して、宋詩の盛運を鼓吹す、蓋し歐は文に於て韓退之を學びしのみならず、詩に於ても亦韓退之を學び、氣格を以て主となせり、苕溪曰く、歐公詩を作る、蓋し自己の胸臆より出さんと欲し、前人を蹈襲せず、亦其才高きが故に、牽强の迹を見ずと、抑も其氣格を主とせるや、崑體を矯めんが爲に外ならず、廬山高の如き尤も其力量を發揮せしものにして、唐末五代より宋初に及べる纖弱の體此に至つて全く一變せり、而して其仁人君子の心を用ふる終食も忘るべからざる者、屢ば吟詠の間に發する、老杜と同じきものあり、嘗て執政

ば永叔を薦めたれども、仁宗未だ用ひざりしかば、他日復た薦めて曰く、韓愈は唐の名士、天下以て相たらんことを望んで竟に用ひられず、愈をして之を爲さしむとも未だ必ず唐に補ひあらじ、而して談者今に至るまで謗をなす、歐陽修は今の韓愈なり、陛下用ひずんば、臣恐らくは後人唐の如く謗必ず國に及ばんと、琦又永叔の墓志銘を作り、稱して曰く、漢の司馬遷沒せしより千年にして唐の韓愈出づ、愈の後又數百年にして公始めて之に繼ぐ、氣燄相薄り、適ま高下するなしと、

蘇老泉は其文を評して曰く、執事の文紆餘委備、往復百折して條達流暢、間斷する所なく、氣盡き語極まり急言竭論して容與簡易、艱難勞苦の態なしと、蘇東坡も亦曰く、大道を論ずるは韓愈に似たり、事を論ずるは陸贄に似たり、事を記するは司馬遷に似たり、詞賦は李白に似たりと、

歐陽永叔の奏疏は剴切にして、眞に君に告ぐるの體を得、其序記は情韻兩つながら絕し、一唱三嘆の妙あり、而して碑文の如き、韓の古奧なしと雖も巧雅なる處之に過ぎ、諸體一として佳ならざるはなし、

歐が韓柳以外に一幟を樹つる所以のものは其史筆に在り、唐書の如きは他人との合作に成りたるものなるが故に、十分其本領を發揮する能はざりしとは云へ、諸志論を觀れば尙ほ其識力を窺ふことを得べく、事は前より增し、文は舊より省けり、若し夫れ五代史に至りては全く其自撰に係り、其本色の存する所なるが、行文の妙、太史公以來未だ嘗て見ざる所、莊宗紀の三垂岡百年の歌より手に入る處尤も奇にして、死節傳及び周德威傳等皆其得意の作、殊に伶官傳敘論の一篇は、作者自ら史記の滑稽傳に降らずと爲せし所のものにて、五代史中第一の文字也と謂ふべし、其賦は、今日に膾炙するもの秋聲、蒼蠅の二篇あれども、當時の評に由れば、歐陽修は賦を能くせず、唯だ鳴蟬の賦のみ佳なりと云へり、凡そ和平の言は工なり難く、感慨の言は好なり易きものなるが、能く之を兼ねたる者は卽ち歐なり、吉州學記は和平にして工、豐樂亭記は感慨にして好、而して作者平生最も得意の作は醉翁亭記にして、首より尾に至るまで多く也の字を用ひたるは創體に屬するものなり、

古人の學藝に名ある者、固より天才に出づと雖も、亦

書類を取り反覆之を見て曲直の背馳せる點多きを知るに及び、慨然として天を仰ぎ嘆じて曰く、荒遠の小邑を以て且つ此の如し、天下固より知るべきのみと、此れより事に過ふ毎に敢て忽にせざりき、蓋し其幼時母之に謂つて曰く、汝の父吏となり、常に夜燭して官書を治め、屢ば廢して嘆ず、吾れ之を問へば則ち曰く、死獄なり、我れ其生を求むれども得ざるのみと、吾れ曰く、生求むべきかと、曰く、其生を求めて得ざるなれば、則ち死者、我れと皆恨なし、夫れ常に其生を求むとも尚ほ之を死に失す、而して世常に其死を求むるなりと、其平居他の子弟を教ふる、常に此語を用ふ、吾れ耳に熟せりと、永叔聞いて之を服膺す、即ち其刑獄に意を留めたる者は、天性愛憐の情あるに由ると雖も、一は庭訓の然らしめたる所なり、

永叔、士を喜び能を愛し、後進を奬引するに、及ばざるを恐るゝが如し、常に好んで孔北海の「坐上客常滿、樽中酒不空」の言を誦す、天下の士一たび其面を識るを得る者退いて人に誇り、以て榮となす、曾鞏、王安石、蘇洵父子の如き、布衣にして未だ人に知られざりし時、永叔之が爲に聲譽を延し、遂に世に顯はる、一日其子棐と詩文を論じ、蘇東坡に及ぶ、乃ち嘆じて曰く、汝吾が言を記せよ、三十年の後、世上の人更に我れを言はざるべしと、又梅聖俞に謂つて曰く、蘇軾の文を讀めば覺えず汗出づ、快なるかな快なるかな、老父當に此人を避け一頭地を放出すべしと、門下の士己れに負く者あれども、唯だ人の知り難きことを嘆息して士を好む者の戒となすのみにして、深く之を咎めざりき、

平生好古の癖あり、周漢以後の金石遺文の斷篇殘簡を掇拾して、異同を考訂し、之を集古錄と名づく、嘗て曰く、吾が集古錄一千卷、藏書一千卷、琴一張、棊一局あり、而して常に酒壺を置き、吾れ其間に老す、是を六一居士となすと、

唐詩宋文の四字は是れ實に二代の特長を道破したる語なるが、宋文の宋文たる所以は歐蘇に在り、而して歐が一代文章の冠冕たる所以は、其溫醇雅正、藹然として仁者の言、粹然として治世の音なるに由る、初め尹洙に從つて游び、古文を以て迭に相師友となり、遂に一世の文柄を執り、天下之を師尊せざるものなく、當時已に之を韓退之に比する者あるに至る、韓琦屢

讀學士に拜す、

其翰林に在ること八年、知つて言はざる所なし、水災に因り、上疏して儲貳を定むべきを言ふ、其後英宗の立つて太子となりしは此に原く、樞密副使より參知政事となる、其樞府に在るや、曾公亮と、天下の兵數、三路屯戍の多少、地理の遠近を調査し、更に圖籍を作り、凡そ邊防久しく屯戍を缺けるものは之を補ひ、其政府に在るや、韓琦と心を同じうして政を輔け、凡そ兵民官吏財利の要にして、中書省の當に知るべき所のものは、集めて總目となし、事ある每に敢て有司に求めずして足れり、

英宗已に立ち、疾を以て政を親らせず、皇太后朝に臨む、左右交も兩宮の隙を構す、永叔の言に因つて母子の情全きを得たり、英宗の父を濮王となす、帝之を追崇せんとす、有司の議は、宜しく皇伯と稱し、大國に封ずべしと云ふに在り、永叔は、服降すべく、父母の名廢すべからずとの論據に因つて之に反對す、（「論議濮安懿王典禮箚子」）然るに蔣之奇の說、己れと合せしを以て、薦めて御史となせしに、衆彼れを目して姦とせしかば、子奇之を病み、己れの潔白を表せんが爲に永叔を劾す、幸ひにして帝其寃を知つて之奇を黜けしが、永叔も亦力めて退かんことを求め、罷められて觀文殿學士、刑部尙書知亳州となり、明年兵部尙書知靑州に遷り、靑苗錢を論じたるに因り王安石に忤ひ、太子少師を以て致仕し、翌熙寧五年七月卒す、年六十六、太子太師を贈られ、文忠と諡す、

永叔は天性剛勁にして、義を見て必ず爲すの勇あり、如何なる危險前に在りと雖も、之が爲に顧みず、放逐流離、再三に至れども自若たり、而して其才は政治に適し、其志も亦政治に在り、學者見るを求むる每に、其言ふ所は未だ嘗て文章に及ばず、惟だ吏事を談せり、其說に曰く、文章は身を潤すに止まり、政治は以て物に及ぶべしと、凡そ歷任せし所の地方に於て、治績を見はさず、聲譽を求めず、寛簡にして擾れず、故に至る所、民皆之を便とせり、或人問うて曰く、政を爲すに寛簡にして事弛廢せざるは何ぞやと、永叔答へて曰く、縱を以て寛となし、略を以て簡となさば、則ち政事弛廢して民其弊を受く、吾が謂はゆる寛は苛をなさず、簡は繁をなさゞるのみと、夷陵に貶せられし時に方り、無聊の餘、從來己れの裁判せし事件の

兵の始めて亂をなすや、歸順せば殺さゞるべしとの言を以て彼等を招き、至れば則ち之を殺し、脅從の二千人は諸國に分隷せり、富弼、宣撫使となり、彼等が後來變を生ぜんことを恐れ、同日に之を殺さんとす、永叔と內黃に遇ひ、夜半人を屛(シリゾ)けて之を語る、永叔曰く、禍は已に降れる者を殺すより大なるはなし、況や脅從をや、既に朝命に非ず、若し一郡從はずんば、其變小ならじと、弼悟つて中止せり、

是時に方り、杜衍等相繼いで黨議を以て罷められ、中央政府を去りしかば、永叔慨然として上疏して曰く、杜衍、范仲淹、韓琦、富弼は、天下皆其用ふべきの賢あるを知つて、其罷むべきの罪あるを聞かず、古より小人の忠賢を讒害する、其說遠からず、廣く良善を陷れんと欲せば、指して朋黨となすに過ぎず、大臣を動搖せんと欲せば、必ず須らく誣ふるに專權を以てすべし、其故何ぞや、一善人去つて衆善人尙ほ在らば、則ち未だ小人の利とならず、盡く之を去らんと欲すれば、則ち善人過少し、一一に瑕を求め難し、唯だ指して以て黨となさば、則ち一時盡く逐ふべし、古より大臣已に主に知られ、而して信任を蒙むるが如くなるに至つては、則ち他事を以て動搖し難し、唯だ專權あり、是れ上の惡(ニク)む所、必ず此說を須(モチ)ひて方に之を傾くべし、正士朝に在るは群邪の忌む所、謀臣の用ひられざるは敵國の福(サイハヒ)なり、今此四人一旦罷め去り、而して群邪をして內に相賀し、四夷をして外に相賀せしむ、臣朝廷の爲に之を惜むと(「論杜衍范仲淹等罷政事狀」)、邪黨益す之を忌み、甥張氏の獄に由り其罪を羅織し、知滁(チヨ)州に貶し、楊州、潁(エイ)州に徙(ウツ)る、之を久しうして學士に復し、南京留守たり、

永叔地方に在ること十二年にして召さる、帝其髮の白きを見て、勞問甚だ至れり、群小其復た用ひられんことを畏れ、誣奏して知同州となせしも、吳充の論救に因つて免れ、翰林學士に遷り、勅を奉じて唐書を修む、已にして使を遼に奉ず、遼主其名を聞いて優禮を加ふ、

嘉祐二年貢擧を知す、(「試驗掛(カカリ)となる」)時に受驗者は險怪奇澁の文を作り、之を大學體と號せしが、永叔は痛く此體を排斥し、是の如き文を作る者は之を黜けしより、受驗の文章終に一變す、龍圖學士を加へられ開封府に知たり、唐書成るに及び、禮部侍郎兼翰林侍

として陝西に使するに當り、掌書記に採用せんとせしに、永叔笑つて辭して曰く、昔日の行動は豈に己れの利を謀る爲ならんや、其退くことを同じうするも、其進むことを同じうせざる可なりと、之を久しうして集賢校理に進み、更に知諫院となる、時に仁宗、大臣を交迭し、杜衍、富弼、韓琦、范仲淹等皆位に在り、諫官の員を増し、天下の名士を用ふ、永叔首として選中に在り、帝、諸大臣を延見する毎に政務を諮詢し、改張する所多かりしかば、小人之を不便とし、防遏を試みんとす、永叔、善人の必ず勝つ能はざるべきことを慮り、屢ば帝の爲に正邪の區別を辨せり、是より先、永叔が尹洙、余靖と范仲淹を救はんとせし爲め、朝廷を逐はるゝや、小人等は目して黨人とせしが、此より以後朋黨の論起り、君子を害せんと欲する者、必ず朋黨たることを以て論據となす、永叔是に於て「朋黨論」を作り、之を帝に進む、小人益す讎敵を以て之を視る、帝獨り其敢言を奬し、面り五品の服を賜ひ、侍臣を顧みて曰く、歐陽修の如き者何の處より得來るやと、起居注に拜し、遂に知制誥を授く、先例によれば必ず試みて後命ずることとなるに、帝は永叔を知り、特に詔して之に敍したり、未だ幾ならずして使を河東に奉じ、麟州を廢するの害を論ず、蓋し宋が西方に兵を用ひしより、論者は麟州を廢して糧食供給の費用と勞力とを省かんとするや、永叔之に反對して曰く、麟州は天險なれば廢すべからず、之を廢するときは河内郡縣の民皆居に安んぜず、其兵を分つて、河内の諸堡に駐せしむるに若かず、此の如くならば緩急以て應援するを得て、平時轉輸を省くべし、策に於て便となすと、是に由つて州は存することを得たり、又言ふ、忻代、岢嵐は禁地廢田多し、願はくは民をして之を耕すを得しめん、然らずんば將に敵の有とならんとすと、朝廷其議を下し、久しうして後行はる、歳に穀粟數百萬斛を得たり、凡そ河東の賦斂過重にして民の堪へざる所のもの、奏して十餘事を罷む、使命畢つて還るに及び、會ま保州の兵亂る、永叔を以て龍圖閣直學士河北都轉運使となす、已にして賊は平定せしが、大將李昭亮、通判馮博文、私に婦女を納れたることありしかば、永叔は博文を捕へて獄に繋ぎし處、昭亮は懼れて立ちどころに納れたる所の婦女を出せり、

# 卷十（歐陽修著）

## 著者の傳

歐陽修字は永叔、廬陵の人、自ら醉翁と號し、又六一居士と號す、四歲にして其父を喪ふ、母の鄭氏、節を守つて再嫁せず、親しく永叔に學問を敎へたるが、家貧にして文具を購ふ能はず、荻を以て筆に代へ、地に畫して書を學ぶに至る、幼にして敏悟人に過ぎ、書を讀めば輒ち誦を成せり、稍や長ずるに及んで業を叔父に受く、其隨州に在るや、其地の大家李堯輔に就いて書籍を借りけるが、敝筐中に韓退之の文集あることを發見し、之を讀んで竊かに慕ふ所あり、嘆じて曰く、學者當に是に至つて止むべしと、其文章の理想是に於てか定まれり、此の時に當り、宋興りしより已に百年に近かりしも、文章の體裁は尙ほ五代の餘習を受け、對偶を事として勢頗る振はず、楊億、劉筠の作を號して時文となし、爭うて之に倣ふ、蘇舜元、蘇舜欽、柳開、穆脩の輩は、古文を振作するに意ありしと雖も力足らず、卽ち永叔は文運革新の天命を帶びて生れたる者なり、然れども彼れ其初め對偶の文に於ても已に儕輩に絕出し、翰林學士胥公の如きは、其文を見て之を奇として曰く、子必ず世に名あらんと、遂に之を門下に館せしが、永叔は胥公に從つて、京師に之き、兩び國子監に試みられ、一たび禮部に試みられて、皆第一となり、西京の推官に任ぜられたり、

已にして中央政府に入り、館閣校勘となりしに、適〻范仲淹、政事上の意見を上りし結果、貶謫の事あり、廷臣の中、之を論救せし者多かりしかば、司諫高若訥のみは范仲淹の黜くべきことを言ひ、以て己れの諫めざりし過失を飾りしかば、永叔は憤激して之を責め口を極めて怒罵せしに、若訥は其書を天子に上り、永叔の無狀を訴へたるに因り、范仲淹、余靖、尹洙と共に貶せられて夷陵の令となる、此れ石守道の四賢一不肖の詩の動機を爲せり、四賢とは范余尹歐を謂ひ、一不肖とは若訥を指す、蓋し永叔時に三十歲、英氣の發する所、含蓄するに暇あらず、復た人間羞恥の事あるを知らずと謂ふに至る、本書中の「與高司諫書」卽ち是なり、

永叔が乾德の令に移りし後、范仲淹は武制節度判官

も年下なるに、二人の强賊を殺したる程なれば、何とて近づくべけんやと、

**注解**　「柳州」柳は郴の誤、「虚」墟に同じ、南越中、野市を稱して墟と曰ふ、「刼持反接」捉へて手を後に廻して縛るなり、「愿」誠實なり、「秦武陽」燕の太子丹、匕首を以て秦王を刺さんと欲す、燕國に勇士秦武陽と云ふものあり、年十三の時人を殺し、人敢て忤視せず、乃ち荊軻の副として秦に往かしむ、

纂　評

○沈德潛評　此れ事に卽き事を傳ふ、梓人、宋淸、郭橐駝諸傳、別に寄託するものと異なるなり、簡老明快、字々飛鳴す、詞令も亦復た工妙假令其れをして地圖を持し匕首を藏し殿に上らしむとも、必ず色を變じ步を失ひ、秦武陽の怯に同じきに至らず矣、我れ之を愛し之を畏る、

總　說

敍事の瑣細なる處に妙あり、最後に刼を行ふ者の口語を借りて一篇の賛語となせるは奇構なり、

兒、秦武陽より少きこと二歳にして、二豪を討殺す、豈に近づくべけんや、

講説　童兒なる寄は、柳州に於て薪を採り又は牧畜をなす者の子なり、或るとき出でゝ家畜を牧しつゝ薪を取り居けるに、二人の强賊出で來り、此童子を捉へて後ろ手に縛り上げ、口には布を以て猿轡をはめ、去つて四十里の路を遂え、野市の所に往いて之を賣るべき計畫なり、寄は小兒の泣眞似をなし、恐怖の有樣、全く普通の小兒の如くなりしかば、賊は心安く思ひ、向ひ合ひて酒を飲み始め、軈て酩酊に及びしが、一人は童子の賣口の方へ出かけ、一人は刄を道中に刺立てゝ打臥しぬ、童子はそつと彼れの熟睡を伺ひ、戒めの繩を刄に當て、力のあらん限り上下へ擦りて繩を切ることを得たれば、其儘刄を取つて臥せる賊を殺せり、然るに此處を逃れ去り未だ程も遠からぬに、以前己れの賣口の爲に出かけたる賊還り來り、童を見附けて大に駭き、之を殺さんとせしに、童は遽てゝ言ひ出づるやう、二人の共有物とせんより一人の有になす方宜しからずや、彼奴は我れに目を掛けくれざりし故之を殺せしまでなり、貴公誠に命を救ひ目を掛け給はらば、其れにて不都合なしと、賊は稍や暫く考へて心に思ふやう、此童子を殺すよりも賣る方がましなり、又賣つて利益を配分するよりも吾れ一人の物とするがましなり、善い顯梅に彼れを殺し、何よりの都合なりと、乃ち死したる賊の尸骸を始末し、童をつれて買手の所に至り、以前に增して緊しく縛りつけたり、夜半に至り、童子は自ら轉りて爐の處に達し、其中に身體を入れて繩を燒き切り、手を火傷したれども何とも思はず、復た刄を取つて賊を殺し、斯くて大いに呼ばはりしかば、市中皆驚けり、寄は曰ふ、我れは區氏の子なり、ボーイとなるべき理由なし、然るに賊二人にて我を取込めけるが、我れ幸ひ之を殺せり、何卒官府に申立てくれよと、此旨市の役人より州に訴へ、州より大府へ上申せり、大府は寄を召出し見るに、年のゆかぬおとなしき者なりき、刺史の顏証と云ふもの此童子を奇として、留めて小役人に使はんとせしかども承知せざりしかば、之に衣裳を與へ、更に護衛せしめて故鄕に還し遣りぬ、故鄕にて驅栫を行ふ者共、目を側めて恐怖し、童子の門を過ぐるものなく、皆言ふやう、此童子は秦武陽より二年

殺㆓市者㆒、因大號、一虛皆驚、童曰、我區氏兒也、不㆑當㆑爲㆑僮、賊二人得㆑我、我幸皆殺㆑之矣、願以聞㆓於官㆒、虛吏白㆓州㆒、州白㆓大府㆒、大府召視㆑兒、幼愿耳、刺史顏証奇㆑之、留爲㆓小吏㆒不㆑肯、與㆓衣裳㆒、吏護還㆓之鄕㆒、鄕之行㆓刼縛㆒者、側㆑目莫㆔敢過㆓其門㆒、皆曰、是兒少㆓秦武陽㆒二歲、而討㆓殺二豪㆒、豈可㆑近耶」、

**段落**　第二大段なり、

**讀方**　童寄は柳州蕘牧の兒なり、行いて牧し且つ蕘す、二豪賊刼持反接、其口を布嚢し、去つて四十里を逾え、虛所に之いて之を賣る、寄僞つて兒啼恐慄、兒の恒狀をなす、賊之を易る、對して酒を飲んで醉ふ、一人去つて市を爲し、一人臥して刄を道上に植つ、童微に其睡るを伺ひ、縛を以て刄に背し、力めて下上し、絶つを得たり、因つて刄を取り之を殺す、逃れて未だ遠きに及ばず、市するもの還る、僮を得大に駭く將に殺さんとす、童遽かに曰く、兩郎の僮たるは一郎の僮たるに孰若ぞや、彼れ我れを恩せざるなり、郎誠に完うして恩を與へらるれば、不可なる所なしと、市する者良や久しうして計つて曰く、其是の僮を殺さんよりは之を賣るに孰若ぞ、其賣つて分たんよりは吾れ專にするを得るに孰若れぞ、幸にして彼れを殺す、甚だ善しと、卽ち其尸を藏し、僮を持して主人の所に抵り、愈よ束縛する牢甚し、夜半童自ら轉じ、縛を以て爐火に就き、之を燒絶す、手に瘡すと雖も憚るなし、復た刄を取り市者を殺す、因つて大號し、一虛皆驚く、童曰く、我れ區氏の兒なり、僮となるべからず、賊二人我れを得、我れ幸に皆之を殺す矣、願はくは以て官に聞せよと、虛吏州に白す、州大府に白す、大府召して兒を視るに幼愿なるのみ、刺史顏証之を奇とし、留めて小吏となす、肯んぜず、衣裳を與へ、吏をして護して之を鄕に還さしむ、鄕の刼縛を行ふもの、目を側めて敢て其門を過ぎるなし、皆曰く、是の

てボーイにせらる、往來の眞中にて殺し合ふ如きは、土地の習となれり、而して己れ幸ひ奪掠を免れて大人となれば、又年弱の者を縛つて取り去るなり、役人は之を己が利益となし、苟も面倒なしにボーイを得らるゝなれば、彼れの爲す所に任せて干渉せず、之が爲め越中の戸口は次第に減少する有樣にして、誘拐を免るゝ者少きに、獨り童區寄のみは、十一歲の少年なるに拘らず能く相手に勝ちたるは、是れこそ不思議と云ふべけれ、桂部の從事杜周士と云ふもの、余の爲に其咄（ハナシ）をなせしことあり、

**注解**　「毀齒」說文に、男八月齒生じ、八歲にして齔（シン）、女七月齒生じ、七歲にして齔、齔は齒を毀つなりとあり、「覘」猶ほ計ると云ふが如し、「鉗梏」鉗は鐵製、梏は手かせ、「髽」長鬟、「幺」小なり、「漢官」粤（エツ）の蠻なるに對して、中國出張の官吏を謂ふ、

**文法**　以十一歲勝の勝字、上の力勝たざるに對す、

童寄者柳州蕘牧兒也、行牧且蕘、二豪賊刼持反接、布囊其口、去逾四十里、之虛所賣之、寄僞兒啼恐慄、爲兒恒狀、賊易之、對飮酒醉、一人去爲市、一人臥植及道上、童微伺其睡、以縛背刃、力下上得絕、因取刃殺之、逃未及遠、市者還、得僮大駭、將殺童、遽曰、爲兩郎僮、孰若爲一郎僮耶、彼不我恩也、郎誠見完與恩、無所不可、市者良久、計曰、與其殺是僮、孰若賣之、與其賣而分、孰若吾得專焉、幸而殺彼、甚善、卽藏其尸、持僮抵主人所、愈束縛牢甚、夜半童自轉、以縛卽爐火燒絕之、雖瘡手勿憚、復取刃

# 童區寄傳

**解題**　區晉えう姓なり、

**動機**　童子の奇を傳ふるに在り、

**段落**　凡そ二大段より成る、篇首より「桂部從事杜周士爲余言之」に至るまでを第一大段となす、叙論なり、「童寄者柳州蕘牧兒也」より篇尾に至るまでを第二大段となす、本傳なり、

柳先生曰、越人少恩、生男女必貨視之、自毀齒以上、父母鬻賣以覬其利、不足則盜取他室、束縛鉗梏之、至有鬚鬣者、力不勝、皆屈爲僮、當道相賊殺以爲俗、幸得壯大、則縛取幺弱者、漢官因爲己利、苟得僮、恣所爲不問、以是越中戶口滋耗、少得自脫、惟童區寄以十一歲勝、斯亦奇矣、桂部從事杜周士爲余言之、

**段落**　第一大段なり、

**讀方**　柳先生曰く、越人恩少し、男女を生む、必ず之を貨視し、毀齒より已上、父兄鬻賣以て其利を覬ふ、足らざれば則ち他室に盜取して、之を束縛鉗梏す、鬚鬣ある者も力勝たざれば、皆屈して僮となるに至る、道に當り相賊殺、以て俗となす、幸に壯大なるを得れば、則ち幺弱なる者を縛取す、漢官因つて己が利となす、苟も僮を得、爲す所を恣にして問はず、是を以て越中の戶口滋す耗し、自脫を得る少し、惟だ童區寄、十一歲を以て勝つ、斯れ亦奇矣、桂部の從事杜周士、余の爲に之を言ふ、

**講說**　柳先生曰く、越の人は恩愛の情少く、男子にても女子にても、之を生みたるときは商品と心得、齒の脫けかはれる後に至れば、父兄は之を賣つて利益を圖り、猶ほ足らざる節は、他人の家より盜み來り、縛りし上に手錠などを施し、已に成人して鬚など生え居るものと雖も、力づくにて敵はざるときは皆負け

所に似たる者少し、世の言草に市道交と曰ひて、輕薄の一名となし來れるが、必ずしも然らず、扨も清は商人卽ち市道の人なり、然るに世間能く報酬に對して清の如く氣永くなすものありや、幸にして萬一其人あらば、天下に於て困窮せるもの落ちぶれたる人、死亡せざる者多からん、さすれば市道の交も何として惡く言ふべけんや、

**注解**　「炎寒」盛衰榮枯に譬ふ、「市道交」利を以てする交り、「庶幾」もしあらばとの意、

**文法**　此の如き文調を跌宕頓挫と曰ふ、蓋し此の論贊全く市人の二字より感慨を發したるなり、

柳先生曰、清居市不爲市之道、然而居朝廷、居官府、居庠塾鄉黨、以士大夫自名者、反爭爲之不已、悲夫、然則清非獨異於市人也、』

**段落**　第二大段の第二小段なり、清の反つて士大夫に勝るを言ふ、

**講說**　柳先生曰く、清は市に居ると雖も市道の交をなさず、然るに之に反して朝廷に居り、官府に居り、庠塾鄉黨に居り、自ら士大夫なりと名乘るものは、爭つて市道の交をなして已まず、悲むべきことにこそ、是を以て觀るときは、清は獨り普通の市人に異なるのみならざるなり、（士大夫にも勝る、）

**文法**　前に或曰の一句あり、起にもあらず、結にもあらず、又忽ち自ら柳先生曰を呼んで、云々結處に至る、筆力豪傑の極、而も法度を脫せず、

### 總說

柳文の傳中に於て此れを第一とす、

### 纂評

○高梅亭評　事を借り慨を發し伏應玲瓏、筆姿頓挫、

○沈德潛評　一市字を以て限りなき感慨を發出す、後段は、太史公、親戚交遊の救視するなきを憤激するが如きなり、筆下亦跳脫、活龍虎の狀あり、

るに、謂我蚩妄者亦謬の語あるが爲に異樣の文となる、是れ腐を化して新となすの法にして、山陽頗る此點を稱せり、

清誠以是得大利、又不爲妄、執其道不廢、卒以富、求者益衆、其應益廣、或斥棄沈廢、親與交視之落然者、清不以怠遇其人、必與善藥如故、一旦復柄用、益厚報清、其遠取利皆類此』

**段落**　第一大段の第三小段なり、清の利を取ること遠き點に就き、客觀的に之を敍す、

**講說**　清は實に右の仕方を以て大利を得、別に無分別をなさず、其主義を守つて止めず、卒に之が爲に財產家となり、需用は益す多數となり、供給は益す廣く中に不幸にして人に棄てられ世に埋もり、親戚朋友も之に對して冷淡なるものも、清は決して其人を見くびることなく、必ず善き藥を與へ、以前と變らず、一旦其人昔に返つて威勢を得るときは、厚く清に禮をなせり、清の遠く利を取ること、皆此れに類す、

**注解**　「落然」目を着けぬこと、

**文法**　此處、力を極めて摹寫す、○斥棄沈廢云々は、暗に作者自身を寓せり、

吾觀今之交乎人者、炎而附、寒而棄、鮮有能類清之爲者、世之言、徒曰市道交、嗚呼清市人也、今之交有能望報如清之遠者乎、幸而庶幾、則天下之窮困廢辱得不死亡者衆矣、市道交豈可少耶、或曰清非市道人也』

**段落**　第二大段の第一小段なり、大なる市道交は重んずべき者あるを言ふ、

**講說**　吾れ今の世に於て人に交るものを看るに、勢ひあれば附き、衰ふれば棄てゝ顧みず、能く清の爲す

清聞レ之曰、清逐レ利以活二妻子一耳、非レ有レ道也、然謂二我蚩妄一者亦謬、清居レ藥四十年、所レ焚レ券者百數十人、或至二大官一、或連二數州一受二俸博一、其餽二遺清一者、相二屬於戶一、雖レ不レ能二立報一、而以レ賖死者千百、不レ害二清之爲一レ富也、清之取レ利遠、遠故大、豈若二小市人一哉、一不レ得レ直則怫然怒、再則罵而仇耳、彼之爲レ利、不二亦翦々一乎、吾見二蚩之有一レ在也、

**段落**　第一大段の第二小段なり、清の口を借り、其利を取る遠大にして、小市人と異なる所を叙す、

**講說**　清は此評を聞いて曰く、清は利益を逐うて妻子を生活せしむるのみ、有道者にはあらず、然れども我れを無分別と云へる評も亦謬れり、清が藥を商ふこと四十年、此の長き月日の間に證文を焚きたる相手百數十人もあり、中には大官となりしものあり、數州の地を支配して俸給を受くること大なるものあり、今日に及び、此等の人より清に使ひ物を贈り來ること、門戶に斷間なきほどなり、直ちに代價を拂はれざりしも我が藥の爲に死をたすかりしもの千百人あり、されど清が富を作る害とはならざるなり、清の利を取ることは氣長く永遠を期するが故に、大なる次第なり、何とて小商人の如くならんや、彼等は一たび價ひを取らざるときはむきになつて怒り、再度となれば罵つて敵とするに限る、彼れの利を圖るは、何とけちにあらずやと、人は我を愚なりと云へば、吾れより視れば別に愚なる人あるなり、

**注解**　「居藥」居は商ふ意、「餽遺」進物をなすなり、「賖」緩める、「翦々」劣なり、

**文法**　逐利以活妻子耳の句は、郭橐駝の傳なる知種樹而已の句の如く、敢て其れ以上の事に當らざる辭にして、此れのみならんには二篇とも一律を免れざ

者、亦皆樂就清求藥、冀速已、清皆樂然響應、雖不持錢者、皆與善藥、積券如山、未嘗詣取直、或不識、遙與券、清不爲辭、歲終、度不能報、輙焚券、終不復言、市人以其異、皆笑之、曰、清蚩妄人也、或曰、清其有道者歟。

**段落**　第一大段の第一小段なり、清の報を求めざるを叙す、

**講説**　宋清は長安西部の賣藥商人なり、常に善き藥を貯へ置けり、山澤などある邊土より來るものあれば、必ず宋清の家に手寄ることなるが、清は懇ろに之が宿をなしぬ、又長安の醫者は清の藥を買つて己れの處方に用ふれば、好結果を得るがゆゑに、造作なく流行す、因つて誰も皆清を譽む、其他素人の病氣に罹り、又は腫物など出來て難澁する者に至つても、亦清の處にて藥を求めたがるは、速かに愈えんことを希へばなり、清は樂んで直ちに之を引受け、錢を持たざる者なりとも之に善き藥を與へ、時貸の證文は積んで山の如くなるも、清は藥價の請求に赴きしことなく、時に因つては一面識のなき人より、證書一枚にて藥を申込むことあるも、清は決して之を拒まず、年末に至り買手が支拂ひ出來ずと見れば、直ちに證文を焚き棄て、一言も云はぬなり、市中の人は、清の風變りなる所より、之を笑ひ、彼れは無分別の男なりと曰へり、然るに或人は、否々清は多分有道の人なるやも知れずなど曰へり、

**注解**　「藥市」市は賣るなり、藥商と曰ふが如し、「山澤」遠隔なる僻地を謂ふ、「醫工」醫師、「疕瘍」頭瘡と身瘡、「已」病の治まるなり、「詣」いたる、「蚩」無知なり、

**文法**　首段は叙事の立案にして、市人の二字を一篇の眼目とし、併せて末段發議の根を伏す、善き藥を與へて報を望まざるも亦伏筆、○有道の字、直ちに下文を起し、前後の脈絡をなす、

かずとなす、

痕跡あるを免れず、故に山陽は、捕蛇者說の結法に如かずとなす、

纂評

○呂晚村評　此れ本と民を愛するの心あつて煩擾なるもの丶爲に之を言ふ、然れども世の官吏往々本と愛民の心なく、而して故に煩擾をなし、以て故事を粉飾す、此種亦須らく分別すべし、故に後段の若甚憐焉、放つて活句をなし、以て之を該す、誰か良工の苦心を識らん、

○沈德潛評　此れ民に勸めて其道を得ざるもの丶爲に言ふ、若し其民を戕虐する、根拳士易の一流の如き固より言を待たざる也、柳子の主意、蓋し蓋公、齊を治むる一邊に在り、○樹を養ふを問ひ、人を養ふ術を得、古帝王、芻蕘に詢ふ所以なり、○古人、私傳を立つる、每に史法、傳を立つるを得ずして、其人埋沒すべからざる者に於て、別に傳を立て丶以て之を表章す、柳子の郭橐駝、宋淸諸傳の如き、莊生の寓言に同じ、庸て例視する無かれ、

# 宋清傳

**解題**　此れも亦托傳に屬す、

**動機**　宗元の此文は永州に謫せられたる後に在り蓋し曩に宗元と交りしもの、宗元の罪を得るに及び、之を汲引することなく、熱に附し寒を棄つるの輕薄なる、宋淸に對して愧づべきものあり、是れ宗元が此傳を作つて之を諷せし所以なり、

**主意**　淸の、市に在つて、市の道をなさゞることを敍するに在り、

**段落**　凡そ二大段より成る、篇首より「其遠取利皆類此」に至るまでを第一大段となす、傳の本文なり「吾觀今之交乎人者」より以下を第二大段となす、論なり、

宋淸、長安西部藥市人也、居善藥、有自山澤來者、必歸宋淸氏、淸優主之、長安醫工得淸藥、輔其方、輒易讎、咸譽淸、疾病疕瘍

則ち吾が業者と其れ亦類するあるか、

**講說**　問ふ者云ふ、君の植木主義をば官府の政治に持行かば工合宜しかるべきやと、駝曰く、自分は植木の事を知るのみ、政事は吾が家業に非ざれば答へ申す限りにあらず、然れども吾れ鄉里に居り、人民の上に立つものを見たるに、好んで數多く命令を出だし、甚だ民を憐むやうなれども、結局人民の難儀となるなり、其次第を述べんに、朝となく夕となく役人共巡回しながら呼んで云ふ、官府の命令あり、汝の耕作を促し、汝の植藝を勵まし、汝の收穫を督す、汝の絲を繰れ、麻を織れ、子供を育てよ、家畜を發達せしめよと、鼓を鳴らし木を打つて人民を呼び集む、吾等下々の者は食事をも止めて役人を勞ひ、其れにても尙ほ暇なきほどなるに、外に何の餘裕あつて吾が生殖を蕃くし、吾が天性に安んずるを得んや、右の次第なれば皆病みもし且つ怠りもするなり、斯かる始末なれば、官府の政治も吾が家業とどうも同じ處あるかに思はると、

**注解**　「理」治なり、「勗」勉む、「縷」布絲、「飧饔」熟食、

**文法**　賴山陽云ふ、我知種樹而已、此句を得、便ち平々たらず、然らず、則ち梓人傳と同一の模樣、○俗吏の情弊、民間の疾苦を寫し出し、之を讀む人をして凄然たらしむ、韓文公の贈崔復州序と參觀すべし、

## 問者嘻曰、不亦善夫、吾問養樹得養人術、傳其事以爲官戒也、

**段落**　第四大段なり、

**讀方**　問ふもの嘻して曰く、亦善からずや、吾れ樹を養ふを問ひ、人を養ふ術を得たりと、其事を傳へ、以て官戒となすなり、

**講說**　問ひたる人感嘆して云ふ、何んと善きことにてはなきか、吾れは樹木を養ふことを問ひたるに、料らずも人を養ふの法を得たりと、此事を傳へて官人の戒となす、

**總說**

槖駝非能使木壽且孳也の一句は議論の由つて出づる所にして、能順木之天以致其性焉爾は木を養ふの術を說き盡したるものなり、中段正說反說の處、尤も敘事の妙を見る、結末の吾問養樹得養人術は、莊子、庖丁牛を解くの一段を學びたるものなれども、

往いて樣子を視、暮にも往いて撫で廻し、立去つても心殘りて振り向くなり、甚しきに至つては木の肌に爪を立て丶、生きて居るか枯れて居るかを驗し、木の本を搖りて根と土と善く着き居るか否かを觀る、之が爲め、木の性は日々に離る丶なり、されば之を愛すとは曰へど、其實は之が爲め木の性は日々に離る丶なり、されば之を愛すとは曰へど、其實は之を害し、之を憂ふと雖も、其實は之に讎をなすなり、彼等の仕方は此の如くなればこそ我れに及ばざるなれ、吾れ此外に何の得手あらんや、

**文法**　此れ反說、卽ち前の一小段の裏を言へるなり、

問者曰、以子之道移之官理可乎、駝曰、我知種樹而已、理非吾業也、然吾居鄉見長人者、好煩其令、若甚憐焉、而卒以禍、旦暮吏來而呼曰、官命促爾耕、勗爾植、督爾穫、蚤繰而緒、蚤織而縷、字而幼孩、遂而雞豚、鳴鼓而聚之、擊木而召之、吾小人輟飧饔以勞吏者、且不得暇、又何以蕃吾生而安吾性耶、故病且怠、若是則與吾業者其亦有類乎、

**段落**　第三大段なり、

**讀方**　問ふ者曰く、子の道を以て之を官理に移さば可ならんか、駝曰く、我れ種樹を知るのみ、理は吾が業に非ざるなり、然れども吾れ鄉に居り、人に長たる者を見るに、好んで其令を煩にし、甚だ憐むが若し焉、而して卒に以て禍す、旦暮吏來り呼んで曰く、官命あり、爾の耕を促し、爾の植を勗め、爾の穫を督す、蚤く而の緒を繰れ、蚤く而の縷を織れ、而の幼孩を字み而の雞豚を遂げしめよと、鼓を鳴らして之を聚め、木を擊つて之を召ぶ、小人飧饔を輟め以て吏者を勞ふ、且つ暇を得ず、又何を以て吾が生を蕃して吾が性を安んぜんや、故に病み且つ怠る、是の若くなれば、

らず、扱蒔うる時と云ふものは子を育つる樣になし、其儘手を着けざる有樣は棄てたる樣にす、此くすれば木の自然は全くして、其持前は遂げらるゝぞ、されば自分は木の生長を害せざるまでにて、能く之を發達せしむる譯にあらず、其實ることを制限せざるまでにて、能く早く繁殖せしむる譯にあらず、

**注解**　「莩」元來乳化を謂へども、此にては、「ふえる」「しげる」の意に用ふ、「舒」展なり、「築」根締をなすこと、「既然已」蔣注に從つて衍とすべし、然らざれば已の一字を削るべし、「蒔」種うるなり、

**文法**　勿動以下は順の字を解く、

他之植者則不然、根拳而土易、其培之也、若不過焉則不及、苟能有反是者、則又愛之太恩、憂之太勤、旦視而暮撫、已去而復顧、甚者爪其膚以驗其生枯、搖其本以觀其疏密、而木之性日以離矣、雖曰愛之、其實害之、雖曰憂之、其實讎之、故不我若也、吾又何能爲哉、

**段落**　第二大段の第二小段なり、他人は木の性に反して之を養ふを言ふ、

**讀方**　他の植うるもの則ち然らず、根拳して土易り、其之を培ふや、若し過ぎざる焉、則ち及ばず、苟も能く是に反するものあれば、則ち又之を愛する太だ恩、之を憂ふる太だ勤、旦に視て暮に撫し、已に去つて復た顧みる、甚しきもの其膚に爪し、以て其生枯を驗し其本を搖かし、以て其疏密を觀る、而して木の性日に以て離る矣、之を愛すと曰ふと雖も、其實之を害す、之を憂ふと曰ふと雖も、其實之を讎す、故に我れに若かざるなり、吾れ又何ぞ能く爲さんや、

**講說**　他の木を植うるものは斯くせざるなり、根はかゞまりて土は易り、其つちかふには、多過ぎざれば則ち足らず、苟も是に反して手の届くものあれば、又之を愛して恩を施し過ぎ、之を憂へて働き過ぎ、朝も

を爭ひ迎へて樹木の世話をなさしむ、此の駝の種うる所の樹は、從令他處へ移し植うるとも生きて太り茂り、善く實つて繁らざるなし、他の植木職は其仕方を窺ひ、眞似をなすものあれども、駝に及ぶものなし、

**注解**　「碩」大なり、

有問之、對曰、橐駝非能使木壽且孳也、能順木之天、以致其性焉爾、凡植木之性、其本欲舒、其培欲平、其土欲故、其築欲密、既然已勿動勿慮、去不復顧、其蒔也若子、其置也若棄、則其天者全而其性得矣、故吾不害其長而已、非有能碩茂之也、不抑耗其實而已、非有能蚤而蕃之也、

**段落**　第二大段の第一小段なり、己れは木の性に順つて之を養ふを言ふ、

**讀方**　之に問ふあれば對へて曰く、橐駝能く木をして壽且つ孳せしむるに非ざるなり、能く木の天に順ひ、以て其性を致す焉爾、凡そ樹木の性、其本舒びんを欲し、其培平かならんと欲し、其土故ならんを欲し、其築密ならんを欲す、「既然已」動かす勿れ慮る勿れ、去つて復た顧みず、其蒔うるや子の若く、其置くや棄つるが若し、則ち其天なる者全うして其性得る矣、故に吾れ其長を害せざるのみ、能く之を碩茂するあるに非ざるなり、其實を抑耗せざるのみ、能く蚤くして之を蕃くするに非ざるなり、

**講說**　駝に木の養ひ方を問ふものあれば、之に對へて曰く、橐駝は木の命を長くし、又は繁殖せしむることを能くする次第に非ず、只だ能く木の自然に順つて其の持前を遂げしむるのみ、今其心得を言はんに、根は窮屈にせずして十分に伸ばすを要し、土を培ふには凸凹なく、平均なるを要し、土は故きを要し、築くは密着を要す、斯くて動かしてはならず、氣にしてはならず、種ゑ終らば立去つて、後をも振り向くべか

養ふの道を叙す、「問者嘻曰」より篇尾に至るまでを第四大段となす、樹と人とを双收す、

郭橐駝不レ知二始何名一、病レ僂、隆然伏行、有下類二橐駝一者上、故郷人號二之駝一、駝聞レ之曰、甚善、名レ我固當、因捨二其名一、亦自謂二橐駝一云、

**段落**　第一大段の第一小段なり、姓氏を叙す、

**讀方**　郭橐駝、始め何の名たるを知らず、僂を病み、隆然伏行、橐駝に類するものあり、故に郷人之を駝と號す、駝之を聞いて曰く、甚だ善し、我れに名づくる固に當ると、因つて其名を捨て、亦自ら橐駝と謂ふと云ふ、

**講說**　郭橐駝は始め何と云ふ名にてありしや、審かならず、其人脊蟲の病にて、脊の處高くなりて、下を向きながら行く有様、駱駝に似たるものあり、故に土地の者共綽名して駝と呼べり、駝は之を聞いて云ふやう、甚だ結構なり、我れに名を附くること實際相應せりと、斯くて其本名を止め、彼れ自ら橐駝と稱せりとぞ、

**注解**　「僂」せむし、「固」まことに、

其郷曰二豐樂郷一、在二長安西一、駝業二種樹一、凡長安豪富人爲二觀游一、及賣レ果者、皆爭迎取養視、駝所レ種樹、或移徙、無レ不二活且碩茂蚤實以蕃一、他植者、雖二窺伺傚慕一、莫二能如一也、

**段落**　第一大段の第二小段なり、其業を叙す、

**讀方**　其郷を豐樂郷と曰ふ、長安の西に在り、駝種樹を業とす、凡そ長安の豪富人觀游をなし、及び果を賣る者、皆爭ひ迎へて養視を取る、駝種うる所の樹、或は移徙す、活且つ碩茂蚤實、以て蕃からざるなし、他の植うるもの窺伺傚慕すと雖も、能く如くなきなり、

**講說**　彼れ駝の郷を豐樂郷と曰ひ、其位置は長安の西に在り、駝は植木を業とせしが、凡そ長安に住める富豪の人等が遊山する時、並に果を賣るものは、皆駝

せしものにして、其大意は、宰相の道たる、自ら用ひずして人を用ふるに在ることを論ず、第二大段に於て三の歎の字を連下して梓人を讃美し、落して相道に入り、猶也の斷句を用ふること四箇處、相道と梓人と一致の點を列擧し、二段の末に至り、不亦謬歟の一句を增し、前數小段と趣を異にせしめて收束をなす處、勢ひあり、或曰以下、問答を設けたるため、文局更に活し、且つ主意より之を言ふも責任を補論せしものにして、結構始めて滿足す、

纂　評

○高梅亭評　間架峻整、結構精嚴、其正喻夾寫の處、尤も縈繞情あるを覺ゆ、末段別に一義を問ふ、是れ用舍行藏の道、是れ大臣、道を以て君に事へ、不可なれば則ち止むの身分、然れども只だ梓人に就いて說く、文法亦變ず、

○茅鹿門評　次序摹寫、井々構に入る、

○沈德潛評　儲同人云ふ、分明一篇の大臣論、梓人を借つて以て端を發す、賓より主に入る、觸れて之を長ずるの謂に非ざるなり、王弇州乃ち云ふ、梓人を形容する處、已に妙、只だ一語結束可なり、喋々已まず、複して厭ひ易しと、弇州の言の如くんば、是れ梓人の爲に傳を立てゝ相臣に觸類すと認煞す、厥の指を失へり、

結構精嚴、一懈筆なし、

## 種樹郭槖駝傳

**解題**　種樹とは樹を種うる者の意に用ふ、卽ち植木職なり、郭は其人の姓、槖駝は駱駝の事にして、此人の綽名なるが、綽名の由來は本文に在り、

**動機**　人を養ふの道は自然的なるべきを示すに在り、

**主意**　木を養ふの道は、其天に順ひ、其性を致すに在るを言ふ、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「莫能如也」に至るまでを第一大段となす、姓名と職業とを叙す、「有問之」より「吾又何能爲哉」に至るまでを第二大段となす、樹を養ふ道を叙す、「問者曰」より「其亦有類乎」に至るまでを第三大段となす、人を

るなり、其制量を喪ひ屈して守る能はざるなり、棟橈み屋壊るれば則ち曰く、我が罪に非ざるなりと、可ならんや、可ならんや、

**講説**　余は曰ふ、然に非ず、夫れ繩墨も法式通りに布き並べられ、規矩も法式通りに設備せられたる以上、高しとて之を下げて卑くせしむることならず、狹しとて之を張つて廣くすることならぬなり、故に我が〔梓人〕爲す通りにせば堅固なるべく、我が爲す通りにせずば破損せん、然るに主人たる者勝手に模様更をなすとせば、是れ堅固を止めて破損の方に行くことを樂むなり、斯かる時に方り、其術を取り收め其智を引き込め、呑氣に立退き、其道を屈せざるものならんには、是れ誠に良梓人なり、然るに若し或は其利得に迷ひ、恥を忍んで其仕事を捨つる能はず、其本式を失ひ、主人の意に屈して己れの法を守る能はずして、棟に撓みが出來、屋根が壊るれば、我が罪に非ずと曰はゞ、其れにて宜しかるべきか、其れにて宜しかるべきか、

**注解**　宰相たる者、其意見用ひられざる時は當に去るべく、去らずして國家に禍ひあらば、其責を免れざるべきことを譬へたるなり、

余謂梓人之道類㆓於相㆒、故書而藏㆑之、梓人蓋古之審㆓曲面勢㆒者、今謂㆓之都料匠㆒云、余所㆑遇者、楊氏、潛其名』、

**段落**　第四大段なり、

**讀方**　余謂ふ、梓人之道、相に類すと、故に書して之を藏す、梓人、蓋し古の曲面勢を審かにするもの、今之を都料匠と謂ふと云ふ、余の遇ふ所のものは、楊氏、潛は其名、

**講説**　余は梓人の道は宰相に類すと思ふが故に、其事を書き留めて、之を仕舞ひ置くなり、蓋し梓人とは古の局面勢を審かにする者にして、今日は之を都料匠と謂ふことなり、余が遇ひたる梓人は楊氏にて、潛と云ふ名なりき、

**注解**　「曲面勢」曲直、面背、形狀、

**總説**

此れ孟子の爲㆓巨室㆒必使㆔工師㆒求㆓大木㆒の章より脱化

智、牽二制梓人之慮一、奪二其世守一、而道謀是用、雖レ不レ能レ成レ功、豈其罪耶、亦在レ任レ之而已』、

**段落**　第三大段の第一小段なり、任用せざる者の過を言ふ、

**讀方**　或人曰く、彼の主として室を爲るもの、倘し或は其私智を發し、梓人の慮を牽制し、其世守を奪つて道謀是れ用ふ、功を成す能はずと雖も、豈に其罪ならんや、亦之に任ずるに在るのみ、

**講說**　或人曰ふ、彼の家屋を作る人が、若し己れ一個の智慧を出して大工の考へに世話を燒き、大工代々の職を取上げて無關係の人の意見を用ひんか、失敗は勿論の事なれば、成就せずと云ふも大工の罪ならんや、故に之を成就せしめんとならば、大工に一任する外はあらず、

**注解**　「主爲室者」人君に譬ふ、「梓人」宰相に譬ふ、

余曰不レ然、夫繩墨誠陳、規矩誠設、高者不レ可二抑而下一也、狹者不レ可二張而廣一也、由レ我則固、不レ由レ我則圮、彼將レ樂下去レ固而就上レ圮也、則卷二其術一、默二其智一、悠爾而去不レ屈二吾道一、是誠良梓人耳、其或嗜二其貨利一、忍而不レ能レ捨也、喪二其制量一、屈而不レ能レ守也、棟橈屋壞、則曰、非二我罪一也、可乎哉、可乎哉』、

**段落**　第三大段の第二小段なり、意見行はれざるに退かざるもの丶過を言ふ、

**讀方**　余曰く然らず、夫れ繩墨誠に陳じ、規矩誠に設く、高きもの抑して下すべからざるなり、狹きもの張つて廣うすべからざるなり、我れに由らば則ち固し、我に由らずんば則ち圮れん、彼れ將に固を去て圮に就くを樂まんとするなり、則ち其術を卷き其智を默し、悠爾として去り、吾が道を屈せず、是れ誠に良梓人のみ、其れ或は其貨利を嗜み、忍んで捨つる能はざ

已矣、其不知體要者反此、以恪勤爲公、以簿書爲尊、衒能矜名、親小勞、侵衆官、竊取六職百役之事、听々於府庭、而遺其大者遠者焉、所謂不通是道者也、猶梓人而不知繩墨之曲直、規矩之方圓、尋引之短長、姑奪衆工之斧斤刀鋸、以佐其藝、又不能備其工、以至敗績用而無所成也、不亦謬歟、

**段落**　第二大段の第七小段なり、反論、

**讀方**　大なるかな相や、是の道に通ずる者、謂はゆる相のみ矣、其體要を知らざるもの、此れに反す、恪勤を以て公となし、簿書を以て尊しとなし、能を衒ひ名に矜り、小勞を親らし衆官を侵し、六職百役の事を竊取し、府庭に听々として、其大なるもの遠なるものを遺す焉、謂はゆる是の道に通ぜざるものなり、猶ほ梓人にして繩墨の曲直、規矩の方圓、尋引の短長を知らず、姑く衆工の斧斤刀鋸を奪つて以て其藝を佐け、又其工を備ふる能はず、以て績用を敗つて成る所なきに至るが如きなり、亦謬ならずや、

**講說**　大なるかな宰相の事や、此の道理に通ずるものは、謂はゆる宰相是れなり、其の大體大要を知らざるものは、此れに反し、唯だ精勤することを以て公務と心得、帳簿文書を以て大切と心得、能を衒ひ名に誇り、小勞を親らし衆官を侵し、六部百官の職務を橫取し、役所の內に欣々然として、政治上遠大なる事を遺すが如きは、謂はゆる此の道に通ぜざるものなり、右は譬ふれば猶ほ梓人にてありながら繩墨の曲直も規矩の方圓も尋引の短長も理會せず、一寸多くの下手間の手に持てる道具を奪つて其仕事を手傳ひ、又職工を揃へ置かずして、勞力を無にし成工せざるが如し、何と間違ひたる次第ならずや、

**注解**　「是道」以上言ふ所、

或曰、彼主爲室者、儻或發其私

ふれども有難しと思はしめず、不能者は逐ひ退けて職を罷免すれども不平を抱かしめず、（是れ其人の適不適を以て標準となすが故なり）斯くて宰相其人は己れの才能を衒はず、其名譽に誇らず、瑣細なる務めを自身に行ふことなく、衆官の職事を犯さず、日に天下の英才と治國の大法を討論するは、猶ほ梓人が善く多の下手間を使ひこなして、自ら藝に誇らざるが如し、

**注解**　「由」用なり「衒」行き且つ賣るなり「伐」誇る、

夫然後相道得而萬國理矣、相道既得、萬國既理、天下擧首而望曰、吾相之功也、後之人循跡而慕曰、彼相之才也、士或談殷周之理者、曰伊傅周召、其百執事之勤勞而不得紀、猶梓人自名其功、而執用者不列也、

**段落**　第二大段の第六小段なり、類似の五、

**讀方**　夫れ然る後相道得て萬國理まる矣、相道既に得、萬國既に理まる、天下首を擧げて望んで曰はん、吾が相の功なりと、後の人跡に循つて慕うて曰はん、彼れ相の才なりと、士或は殷周の理を談ずる者、伊傅周召と曰ふ、其百執事の勤勞して記するを得ざる焉、猶ほ梓人自ら其功を名づけて、用を執るもの列せざるが如きなり、

**講說**　以上の如くにして後宰相の資格全く、萬國治まることゝ知るべし、宰相の資格全くして萬國治まる以上、天下の者は首を擧げ望みて曰はん、是れ吾が宰相の功なりと、後世の人は其跡に附き慕うて曰はん、彼は宰相の才なりと、士人が殷周の政治を談ずれば伊傅周召と曰ひ、其下に働ける百官の勤勞は反つて記されず、猶ほ梓人が自ら其功を掲げて、道具を執つて働きし者は名を列するを得ざるが如し、

**注解**　「伊傅周召」殷の伊尹、傅說、周の周公旦、召公奭、

大哉相乎、通是道者、所謂相而

其規則を統一にして整頓するは、猶ほ梓人に規矩繩墨等の機關あつて設計を定むるが如きなり、

擇天下之士、使稱其職、居天下之人、使安其業、視都知野、視野知國、視國知天下、其遠邇細大、可手據其圖而究焉、猶梓人畫宮於堵而績于成也、

段落　第二大段の第四小段なり、類似の三、

讀方　天下の士を擇び、其職に稱はしめ、天下の人を居き、其業に安んぜしむ、都を視て野を知り、野を視て國を知り、國を視て天下を知る、其遠邇細大、手其圖に據つて究むべし焉、猶ほ梓人宮を堵に畫いて成に績するが如きなり、

講說　天下の宰相たるもの、天下の士を擇んで各其職に稱はしめて、天下の民を据ゑて其業に安んぜしめ、己れは朝廷の外へ出でざれども、都の治まり工合を見て都外の情態を知り、都外の治まり工合を視て一國の情態を知り、一國の治まり工合を見て天下の情態を知り、土地の遠近に拘らず、事の大小となく、宰相は手に一枚の圖を指點して研究することを得るは、猶ほ梓人が建築の圖案を堵に畫いて成功を己れに收むるが如きなり、

能者進而由之、使無所德、不能者退而休之、亦莫敢慍、不衒能、不矜名、不親小勞、不侵衆官、日與天下之英才、討論其大經、猶梓人之善運衆工而不伐藝也、

段落　第二大段の第五小段なり、類似の四、

讀方　能者は進めて之を由ふれども、德とする所なからしむ、不能者は退けて之を休むれども、敢て慍るなし、能を衒せず、名に矜らず、小勞を親らせず、衆官を侵さず、日に天下の英才と其大經を討論す、猶ほ梓人の善く衆工を運して藝に伐らざるが如きなり、

講說　宰相の人を用ふるや、能者は引擧げて之を用

**讀方**　彼の天下を爲むる者人に本づく、其役を執るもの徒隷たり、鄕師里胥たり、其上は下士たり、又其上は中士たり、上士たり、又其上は大夫たり、卿たり、公たり、離れて六職となり、判れて百役となり、外四海に薄るまで方伯連率あり、郡に守あり、邑に宰あり、皆佐政あり、其下に胥吏あり、又其下皆嗇夫版尹あり、以て役に就く焉、猶ほ衆工の各伎を執り、以て力に食むあるが如きなり、

**講說**　彼の天下を治むる者は、先づ人間を第一とす、其勞動を事とするものを徒隷とし、鄕師、里胥とし、其上を下士となし、又其上を中士となし、上士となし、又其上を大夫となし、卿となし、公となし、分離的に言へば六職となり、區別的に言へば百役となり、外四海に至るまで、卽ち地方の機關としては方伯、連帥あり、郡に郡守あり、邑に邑宰あり、何れも皆佐政あり、其下に胥吏あり、又其下に嗇夫、版尹ありて仕事に就く、之を大工に譬ふれば、猶ほ多數の職工が己が伎を以て勞力に生活するが如し、

**注解**　「徒隷」人夫、「鄕師里胥」一鄕一里の長、「六職」吏戶兵禮刑工の六部、「判」分かるゝ、「薄」いたると訓ず、「方伯連率」率は帥に同じ、禮記王制に云ふ、千里の外、方伯を設くと、又云ふ、十國を連となす、連に帥ありと、旗頭の如きものを謂ふ、唐の時に在つては、藩鎭、節度使之に當る、「佐政」副官、「胥吏」雜務の屬官、「嗇夫版尹」嗇夫は訴訟、賦稅を掌り、版尹は戶籍を掌る、

## 彼佐天子相天下者、擧而加焉、指而使焉、條其綱紀而盈縮焉、齊其法制而整頓焉、猶梓人之有規矩繩墨以定制也、

**段落**　第二大段の第三小段なり、類似の二、

**讀方**　彼の天子を佐け天下に相たるもの、擧げて加ふ焉、指して使ふ焉、其綱紀を條して盈縮す焉、其法制を齊へて整頓す焉、猶ほ梓人の規矩繩墨あり、以て制を定むるが如きなり、

**講說**　彼の天子を輔佐し天下の宰相たる者は、才能を擧げて職を授け、指揮を與へて之を使役し、其取締り個條を立て、事の次第に因つて或は加へ或は減じ、

繼而歎曰、彼將捨二其手藝一專二其心智一、而能知二體要一者歟、吾聞勞レ心者役レ人、勞レ力者役二於人一、彼其勞レ心者歟、能者用而智者謀、彼其智者歟、是足レ爲下佐二天子一相二天下一法上矣、物莫レ近二乎此一也、

**段落**　第二大段の第一小段なり、抽象的に梓人を評し、前後の過渡となす、

**讀方**　繼いで歎じて曰く、彼れ將た其手藝を捨て其心智を專にして能く體要を知るものか、吾れ聞く、心を勞する者は人を役し、力を勞する者は人に役せらると、彼れは其れ心を勞するものか、能者用ひて智者謀る、彼れは其れ智者か、是れ天子を佐(タス)け天下に相たる法となすに足る矣、物此れより近きはなきなり、

**講說**　其れより右に就き嘆ずるやう、彼の梓人は恐らく手業(テワザ)を捨て心智を專にし、斯くて能く物の大體大要を辨ずる者なるが如し、吾れ聞く、心を勞するものは人を使ひ、力を勞するものは人に使はると、彼の梓人は心を勞するものなるが如し、藝能ある者は働き智慮ある者は考ふ、彼の梓人は智者なるが如し、是れ天子を佐け天下に相たる人の法となすに足る、凡そ物の喩へ、此れほど切實なるものなし、

彼爲二天下一者本二於人一、其執レ役者爲二徒隸一、爲二鄉師里胥一、其上爲二下士一、又其上爲二中士一、爲二上士一、又其上爲二大夫一、爲レ卿、爲レ公、離而爲二六職一、判而爲二百役一、外薄二四海一有二方伯連率一、郡有レ守、邑有レ宰、皆有二佐政一、其下有二胥吏一、又其下皆有二嗇夫版尹一、以就レ役焉、猶三衆工之各有二執レ伎以食一レ力也、

**段落**　第二大段の第二小段なり、類似の一、

て過ぐ焉、群材を委み、衆工を會む、或は斧斤を執り或は刀鋸を執り、皆環立之に嚮ふ、梓人左に引を持し右に杖を執つて中に處り、棟宇の任を量り木の能を視、其杖を擧揮して曰く斧せよと、彼の斧を執るもの皆奔つて右す、顧みて指して曰く鋸せよと彼の鋸を執るもの趨つて左す、俄にして斤者斲り、刀者削る、皆其色を視、其言を俟ち、敢て自ら斷ずるものなし、其任に勝へざるもの、怒つて之を退く、亦敢て慍るなし焉、宮を堵に畫く、盈尺にして曲さに其制を盡す、其毫釐を計つて大厦を構ふるに進退なし焉、既に成る、上棟に書して曰く、某年某月某日某建つと、則ち其姓氏なり、凡そ用を執るの工は列に在らず、余圜視大に駭く、然る後其術の工大なるを知る矣、

**講說**　其後京兆の尹が將に官署を飾らんとし、梓人に請負はしめたるとき、余は往いて立寄り見しに、普請場には澤山の材木を積み重ね、多數の下手間を召び集め、彼等の中には斧を持つ者もあれば鋸を持つ者もあり、皆梓人の周圍を取卷きて、之に向へり、梓人は左に物差を持ち右に杖を執り、己れは衆人の眞中に處り、棟の耐重力をつもり、材木の使ひ道を察し斯れならばと云ふ處にて其杖を一振振つて斧をと曰へば、彼の斧を執る者皆奔つて右に往き、顧みながら指して鋸をと曰へば、彼の鋸を執る者皆趨つて左に往く、俄かにして斧の方は切りかき始め、鋸の方は削り始む、何れも梓人の顏色を視、命令を待ち、敢て己が勝手に決斷するものなく、役に立たざる者は、梓人怒つて之を逐ひ遣るも亦不平を抱くものあらず、建築の圖案を垣に畫くに、僅か一尺計りの內に十分に設計を備へ、一毫一釐を計つて大建築を造營するに、伸び縮みなし、已に落成するや、上棟に書して何年何月幾日某建と書くに、其名前は卽ち梓人の姓氏なり、凡そ道具を手にして勞働せる職工は連名に乘らず、余は工場の有樣を巡回觀察して大に駭き、玆に彼れの術は實以て大に巧なることを知りぬ、

**注解**　「委」つむ、「宮」家屋と云ふが如し、「進退」出入り、「圜」めぐる、

**文法**　上棟云々は梓人が將に將たる伎倆あることを側寫せしものにして、古人も、其含蓄を極め、下文の張本たることを言へり、○然後の一句は、意に於て斷案なり、文に於て束住なり、

來ず、今に外の大工に頼まんと言ひ居りければ、余は甚だ之を笑ひ、扨も無能にして只祿を貪り金を取ることを好む者なりと、

**注解** 「封叔」名は瑾、柳宗元の姉夫、「里」行止の狹き橫町にして、一廓をなすもの、「欺」叩く、「傭」賃貸借の意、「隟」隙の字の轉訛、「尋引」尋は八尺、引は十丈、物の長短を度る具なり、「礱」砥石にして、古は大工之を用ひたるなり、「斲」音タク、けづる、玆には斧斤、又はカンナの如き名詞として用ふ、「就」なす、

**文法** 大工が自ら己が家具を治むる能はざるを叙する處、人の懷疑心を呼起して下文に注意せしむる所以にして、文家の蓄力法とは是を指すなり、沈德潛云ふ此れ文章の波折、爾らずんば便ち直遂を傷むと、

其後京兆尹將レ飾二官署一、余往過焉、委二群材一、會二衆工一、或執二斧斤一、或執二刀鋸一、皆環立嚮レ之、梓人左持レ引右執レ杖而中處焉、量二棟宇之任一、視二木之能一、擧二揮其杖一曰、斧、彼執レ斧者奔而右、顧而指曰、鋸、彼執レ鋸者趨而左、俄而斤者斲、刀者削、皆視二其色一、俟二其言一、莫二敢自斷者一、其不レ勝レ任者、怒而退レ之、亦莫二敢慍一焉、畫二宮於堵一、盈レ尺而曲盡二其制一、計二其毫氂一而構二大廈一、無二進退一焉、既成、書二於上棟一曰、某年某月某日某建、則其姓氏也、凡執レ用之工不レ在レ列、余園視大駭、然後知二其術之工大一矣、

**段落** 第一大段の第二小段なり、心智を專にし體要を知るを叙す、

**讀方** 其後京兆の尹將に官署を飾らんとす、余往い

尋引規矩繩墨、家不居礱斲之器、問其能、曰吾善度材、視棟宇之制、高深圓方短長之宜、吾指使而群工役焉、捨我衆莫能就一宇、故食於官府、吾受祿三倍、作於私家、吾收其直大半焉、他日入其室、其牀闕足而不能理、曰將求他工、余甚笑之、謂其無能而貪祿嗜貨者、

**段落**　第一大段の第一小段なり、梓人の手術なきを叙す、

**讀方**　裴封叔の第、光德里に在り、梓人あり其門を欵き、隙宇を傭して處らんを願ふ焉、職とする所、尋引規矩繩墨、家に礱斲の器を居かず、其能を問ふ、曰く吾れ善く材を度り、棟宇の制、高深圓方短長の宜しきを視、吾れ指使して群工役す焉、我を捨て衆能く一宇を就すなし、故に官府に食む、吾れ祿を受くる三倍、私家に作す、吾れ其直を收むる大半焉、他日其室に入る、其牀足を闕いて理むる能はず、曰く將に他の工を求めんとすと、余甚だ之を笑ふ、其無能にして祿を貪り貨を嗜むものと謂ふ、

**講說**　裴封叔の邸は光德里に在り、然るに或る日大工の棟梁其門を叩いて案內を求め、封叔の所有せる明家を借りて住ひたしと申込みぬ、彼れの職とする所は物差、定規、文まはし、水盛、墨繩を用ひることにして、家の內に、砥石、斧の如き、大工の器を貯へず、何か出來るかと問ふに彼れ答へて云ふ、能く材木を見立て、建築の仕組に隨ひ、高深方圓長短の適宜を見取り、自身は指圖をなして、衆くの下手間を働かすなり、此方を除け者としては、下手間多數なりとも一軒の家さへ滿足に造り上ぐること出來ず、故に官府の扶持を被るときは、吾れ下手間に三倍の祿を受け、又普通の家の仕事は、下手間全體の過半數に當る賃錢を受くるなりと、或る日彼れの室に入りたる處、其牀の足缺けてあり、然るに彼れは之を修復すること出

纂　評

○楚遲評　段太尉逸事狀は、昌黎、張中丞傳後に書する一篇に當るべし、然れども韓作俊逸、柳作縝密、

○沈德潛評　凡そ逸事三、一は其剛正を寫し、一は其慈惠を寫し、一は其淸節を寫す、段々生けるが如し、笏を以て賊を撃つに至つては、此れ命を致すの大節、人々共に喩る、史館の遺を慮らざるなり、後に劉昫、唐書を撰む、仍ほ上る所の狀を采らず、宋祁に至り、始めて之を補入す、

## 梓人傳

**解題**　梓は木の名なり、或は木王と稱す、此より轉用して、木を治むる器、卽ち大工道具を梓と曰ふ、梓人は大工の棟梁是なり、

**動機**　梓人を借りて宰相の道を論ずるに在り、篇末に「余謂梓人之道類於相」とあるに因つて之を見るべし、故に儲同人の如きは此文を評して一篇の大臣論と曰へり、但し梓人を相に喩ふること柳宗元に始まるに非ず、唐の太宗嘗て魏徵に謂つて曰く、金の鑛に在り、何ぞ貴ぶに足らん、鐵を冶して器となせば、人之を寶とす、朕方に自ら金に比し、卿を以て良匠となさんと、其實書經說命篇に見えたる高宗の語に本づく、

**主意**　棟梁の棟梁たる所以は、其手藝を捨て其心智を專にして能く體要を知るに在りと云ふの意なり、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「然後知其術之工大矣」に至るまでを第一大段となす、梓人が百工を用ふるの妙術を叙す、「繼而歎曰」より「不亦謬歟」に至るまでを第二大段となす、宰相が百官を用ふる法を叙す、「或曰彼主爲室者」より「可乎哉可乎哉」に至るまでを第三大段となす、責任を論ず、「余謂梓人之道類於相」より以下を第四大段とす、傳を作る所以を叙す、

裴封叔之第在二光德里一、有二梓人一欵二其門一、願下傭二隟宇一而處上焉、所レ職

嘗て岐周邠斄の間に出入し、眞定を過ぎ、北の方馬嶺に上り、亭鄣保戍を歷、竊に好んで老校退卒に問ふに能く其事を言ふ、太尉人となり姁々、常に首を低れ、手を拱し行歩す、言氣卑弱、未だ嘗て色を以て物を待たず、人之を視る、儒者なり、不可に遇へば必ず其志を達す、決して遇然なるものに非ず、州の刺史崔公の來るに會ふ、言信に行直、備に太尉の遺事を得たり、覆校疑ひなし、或は倘ほ逸墜して、未だ太史氏に集らざるを恐る、敢て狀を以て執事に私す、謹んで狀す、

**講説**　元和九年月日、永州の司馬員外置同正員外宗元、謹んで此狀を史館に上る、今日世の太尉の大節を稱する者、其間に多少出入［差異］ありと雖も、概ね彼れは武人にして、一時奮つて死を顧みず、之が爲に名譽を世間に得たるなりと、此輩は太尉の平生立てし所の志行が、以上述べたるが如くなるを知らざる者なり、宗元は嘗て岐周邠斄の間を出入し、眞定を過ぎて北は馬嶺に登り、障壁や城壘の跡を歷、己が好むまにまに老士官や除隊兵に問ひ見たるに、彼等能く太尉の事を言へり、太尉は人となり柔和にして、常に首を低れ手を拱きて歩行し、言語も謙遜にして勢ひなく、何事にも顔色を荒らげたることなし、人より之を視れば全く儒者なり、然れども心に叶はざる事に出遇へば、必ず其意志を貫く、此の如き人格なれば、其大節を立てたるも決して偶然にはあらず、會ま州の刺史崔公來れり、公は其言信にして行ひ直き人なるが、此人より詳かに太尉の逸事を聞き得たり、再三取調べたる處疑ひなき事實なれば、或は此事が倘ほ探し洩れとなつて、太史氏の手に集まらざるにやと、私に執事まで差出す、右謹んで狀せり、

**注解**　「亭障保戍」斥候臺、障壁、要塞、屯營、「覆校」打返して調ぶる、「逸墜」脱落と云ふが如し、「太史氏」史官、即ち記錄掛、

## 總　説

太尉が泚を擊つて殺されたる大節の始末は史館の記錄にあれども、其大節の本づく所の行事は世に知れざるが故に、特に狀中に見えたる三事を表出して、太尉の仁勇識力を證したるは絶頂の着眼にして、筆力の雄なる、亦柳文の傑作なり、末段太尉の狀貌言語を寫す、太史公の留侯傳、李廣傳、皆贊中に於て其形貌を寫すが如し、柳州、善く古人を學ぶものと謂ふべし、

るに及び、泚は强ひて大綾三百匹を送れり、太尉の壻の韋晤堅く辭退せしかども聽き入れざりしかば、已むを得ず之を受けぬ、斯くて都に到着せしに、太尉は其の泚より物を受けたるを聞き、大に怒つて云ふ、果して吾が言を用ひずと、晤は謝して曰く、如何んせん地位卑きゆゑ拒みきれざりしなりと、太尉曰く、然なり、されど到底吾が邸に置かじと、大綾をば司農の治事堂に持往きて、梁木の上に上げ置きけり、其後泚謀反し、太尉殺されたる時、吏は此事を泚に告げければ泚は取つて之を視るに、封印は故のまゝにてありしと、

**注解**　「司農」司農卿、

元和九年月日、永州司馬員外置同正員外宗元、謹上史館、今之稱太尉之大節者、出入以爲武人一時奮不慮死、以取名天下、不知太尉之所立如是、宗元

嘗出入岐周邠斄間、過眞定北上馬嶺、歷亭彰堡戍、竊好問老校退卒、能言其事、太尉爲人姁々、常低首拱手行步、言氣卑弱、未嘗以色待物、人視之儒者也、遇不可必達其志、決非偶然者、會州刺史崔公來、言信行直、備得太尉遺事、覆校無疑、或恐尙逸墜未集太史氏、敢以狀私於執事、謹狀、

**段落**　第四大段なり、

**讀方**　元和九年月日、永州司馬員外置同正員外宗元、謹んで史館に上る、今の太尉の大節を稱するもの、出入以爲へらく、武人一時奮つて死を慮らず、以て名を天下に取ると、太尉の立つ所是の如きを知らず、宗元

る所の大人なり、然るに汝は之を敬ふことを知らず、今段公は唯だ一匹の馬を所持するのみなるに、其れを棄賣にし穀物を買ひ、小作人に代つて汝の所に差出せり、汝は又之を取つて恥とも思はず、凡そ汝の人となり、天災に際して我慢を逞しうし、大人を犯し、無罪の人を打ち、又仁者の穀物を取り、其人をして外出するにも馬なき始末に至らしむ、汝何を以て天地に對せんとするか、然るに尚ほ奴隷の如き鄙むべき者に對しても愧づかしからずやと、諶は亂暴剛情の人なりしかども、流石に此言を聞いて大に愧ぢ入り、汗を流して食事も出來ず、我は終に段公に過ひ難しと、一夜恨死せんばかりなりき、

及太尉自涇州以司農徵、戒其族、過岐、朱泚幸致貨幣、愼勿納、及過泚固致大綾三百疋、太尉壻韋晤堅拒不得命、至都、太尉怒曰、果不用吾言、晤謝曰、處賤無以拒也、太尉曰、然終不以在吾第、以如司農治事堂、棲之梁木上、泚反、太尉終、吏以告泚、泚取視、其故封識具存、

**段落**　第三大段なり、

**讀方**　太尉涇州より司農を以て徵せらるゝに及び、其族を戒む、岐を過ぎ朱泚幸に貨幣を致さば、愼んで納るゝ勿れと、過ぐるに及び、泚固く大綾三百疋を致す、太尉の壻韋晤堅拒命を得ず、都に至る、太尉怒つて曰く果して吾が言を用ひずと、晤謝して曰く、賤に處るを以て拒むなきなりと、太尉曰く然り、終に以て吾が第に在らず、以て司農治事堂に如き、之を梁木上に棲ましむ、泚反し、太尉終ふ、吏以て泚に告ぐ、泚取つて視る、其故封識具さに存す、

**講說**　太尉が涇州の刺史より司農の役に召出されしとき、自身は家族より先きに京師へ出立せしが、家族に吩咐くるやう、岐を過ぐる時、萬一朱泚が贈物を送り來るとも決して受納する勿れと、然るに岐を過ぐ

後に食せり、又己れの乘馬を賣却して穀物を買ひ、此小作人に代つて納米を償ひ、人には知らしめざりき、

**注解**　「市」買ふ、

淮西寓軍帥尹少榮剛直士也、入見諶、大罵曰、汝誠人耶、涇州野如赭、人且飢死、而必得穀、又用大杖擊無罪者、段公仁信大人也、而汝不知敬、今段公唯一馬賤賣市穀入汝、汝又取不恥、凡爲人傲天災、犯大人、擊無罪者、又取仁者穀、使主人出無馬、汝將何以對天地、尚不愧奴隷耶、諶雖暴抗、然聞言則大愧、流汗不能食、曰我終不可以見段公、一夕自恨死』、

**段落**　第二大段の第二小段なり、焦令諶を愧死せしめたることを叙す、

**讀方**　淮西の寓軍の帥尹少榮は剛直の士なり、入つて諶を見、大に罵つて曰く、汝誠に人か、涇州の野赭の如し、人且に飢死せんとす、而して必ず穀を得、又大杖を用ひて無罪者を擊つ、段公は仁信の大人なり、而して汝敬するを知らず、今段公唯だ一馬、賤賣穀を市ひ汝に入る、汝又取つて恥ぢず、凡そ人となり、天災に傲り、大人を犯し、無罪の者を擊ち、又仁者の穀を取り、主人をして出づるに馬なからしむ、汝將た何を以て天地に對へん、尚ほ奴隷に愧ぢずやと、諶暴抗と雖も然れども言を聞き、卽ち大に愧ぢ、流汗食ふ能はず、曰く我れ終に以て段公を見るべからずと、一夕自ら恨死、

**講說**　淮西駐屯軍の尹少榮は剛直の士なりけるが、入つて諶に逢ひ、大に罵つて云ふ、汝は實際人間なりや、涇州の田野は枯れて赤肌の如く、人民は餓死せんとするに、汝飽くまで穀物を得んとし、又大なる杖を以て罪もなき人を打つは何事ぞ、段公は仁あり信あ

農者、然後食、取騎馬賣、市穀代償、使勿知、

**段落**　第二大段の第一小段なり、農夫を救ひたることを叙す、

**讀方**　是より先、太尉涇州に在り、營田の官たり、涇の大將焦令諶、人の田を取り、自ら占むる數十頃、農に給與して曰く、且つ熟せば、我に半を歸れと、是の歲大旱、野に草なし、農以て諶に告ぐ、諶曰く、我れ入數を知るのみ、旱を知らざるなりと、督責益す急、且に飢死せんとす、以て償ふなし、卽ち太尉に告ぐ、太尉の判狀辭甚だ巽、人をして來つて諶に諭せしむ、諶盛怒し、農者を召して曰く、我れ段某を畏れんや、何ぞ敢て我を言ふと、判を取り背上に鋪き、大杖を以て擊つこと二十、死になんなんとす、輿して庭中に來る、太尉大に泣いて曰く、乃ち我れ汝を困ましむと、卽ち自ら水を取り、血を洗ひ去る、裳を裂き瘡に衣せ、手づから善藥を注け、旦夕自ら農者に哺し、然る後食す騎馬を取つて賣り、穀を市ひ、代償し、知る勿らしむ、

**講說**　是より先き太尉涇州に在つて、營田官を勸めたることあり、涇の太將焦令諶と云ふもの、人の田を奪ひ取つて己れの所有に繰り更へ、其廣さ數十頃に及べり、諶は之を小作に預けて云ふやう、今に實らば半額を吾れに納めよと、然るに其年大旱にして、野に草すら枯れてなき程なりければ、勿論秋穫のあるべき理なし、小作人は其趣を諶に告げたる處、諶の曰く我れは何程取り得るかを知るのみ、旱は知らずとて、督責益す急なりき、小作人は飢えて死ぬ計りの有樣なれば、固より償ふべきやうなし、因つて營田官たる太尉に訴へ出づ、太尉の判決狀は甚だ穩かにして、特に人を以て諶を諭さしめたるに、諶は非常に怒り、小作人を呼び付け之に言ふやう、余は何とて段某を畏れんや、汝は何故我が事を彼れなどに訴へしやと、判決文を小作人の背に布き、其上より大なる杖にて打つこと二十に及び、殆んど息も絕えんとせり、家族にてもあらん、之を車に載せ、太尉の庭中まで持來る、太尉は大に泣いて曰く、反つて汝に辛き目を見せたりと、直ちに自ら水を取り、血を洗ひ落し、裳を引裂き傷口に繃帶を施し、手づから善き藥を附け遣し、朝に夕に自身先づ小作人に食事をなさしめ、己れは

ま命に從はんと、顧みて左右を叱して曰く、皆武裝を解き、散じて附屬の隊伍に還るべし、敢て騷ぐ者あらば死罪にすべしと、太尉は言ひ出づらく、自分は未だ晩餐を吃せざれば、何卒一寸粗飯を賜へと、斯くて食事を畢りける時又云ふやう、拙者病氣起りたれば、何卒門下に一宿したしと、因つて別當に、今日は歸り、明朝迎へに來るべしと命じ、遂に軍中に宿せり、晞は間違ひなきやうにと、夜衣服をも脫がず、番兵に命じ柝を打ち鳴らして太尉を護れり、軈て明朝太尉と共に孝德の所に往き、己れの不始末を謝し、過を改むべしと誓ひぬ、邠州は是に由り禍ひなきことを得たり、

**注解**　「當務始終」功名を全うして傷をつけぬやうに爲すべしとの意、「勳塞」郭子儀が唐の大亂を定めたる事、「倚」たのむ、「與存」與は語助に過ぎず、「火伍」唐の兵制に、五人を伍となし、伍二を火とす、「晡食」夕飯、「草具」粗末なる料理、「還臥軍中」還の字、本集に遂に作る、從ふべし、

**文法**　段末に孝德を點出せしは、結び得て滿足なり、

○吾戴吾頭の句、宋景文と云ふもの新唐書を修するや、一の吾を刪り、吾戴頭來矣に作る、殆ど語をなさず古の笑柄となる、

先是太尉在涇州爲營田官、涇大將焦令諶、取人田自占數十頃、給與農曰、且熟歸我半、是歲大旱、野無草、農以告諶、諶曰、吾知入數而已、不知旱也、督責益急、且饑死、無以償、卽告太尉、太尉判狀辭甚巽、使人來諭諶、諶盛怒、召農者曰、我畏段某耶、何敢言我、取判鋪背上、以大杖擊二十垂死、輿來庭中、太尉大泣曰、乃我困汝、卽自取水、洗去血、裂裳衣瘡、手注善藥、旦夕自哺

臥二軍中一、晞不レ解レ衣、戒二候卒一擊レ柝、衞二太尉一、旦俱至二孝德所一、謝二不能一、請レ改レ過、邠州由レ是無レ禍」。

**段落**　第一大段の第四小段なり、太尉の郭晞を屈するを叙す、

**讀方**　晞出で太尉を見る、太尉曰く、副元帥の勳天地に塞がる、當に始終を務むべし、今尚書卒を恣（ホシイマヽ）にし暴をなす、暴且に亂れんとす、天子の邊を亂る、誰にか罪を歸せんと欲す、罪且（マサ）に副元帥に及ばん、今邠人の惡子弟、貨を以て名を軍籍中に竄し、人を殺害す、是の如くにして止まずんば、幾く日か大に亂れざらん、大亂尚書より出づ、人皆曰はん、尚書副元帥を倚（タノ）み、士を戢（ヲサ）めずと、然らば則ち郭氏の功名、其與に存するもの幾何ぞと、言未だ畢らず、晞再拜して曰く、公幸に晞に敎ふるに道を以てす、恩甚だ大願はくは軍を奉じ以て從はんと、顧みて左右を叱して曰く、皆甲を解き、散じて火伍の中に還れ、敢て譁する者は死せんと、太尉曰く、吾れ未だ晡食せず、請ふ假に草具を設けよと、既に食して曰く、吾れ疾作（オコ）る、願はくは門下に留宿せん、馬を持する者に命ず、去つて旦日來れと、還つて軍中に臥す、晞衣を解かず、候卒を戒め柝（タク）を擊ち、太尉を衞（マモ）る、旦に俱に孝德の所に至り、不能を謝し、過を改めんと請ふ、邠州是れより禍なし、

**講說**　晞、內より出で太尉に面會せしに、太尉の曰く、尊父副元帥の功勳は天地に塞がる程偉大なれば、始めあり終りあるやう心を用ひざるべからず、今閣下兵卒の自由に任せて亂暴をなさしめ給ふが、亂暴の結果は動亂となるべし、天子の國疆動亂の有樣に至らば、其罪誰に歸すべきぞ、恐らくは尊父副元帥に波及すべし、今邠人の惡少年等金を使ひ、己が名を軍籍中に紛（マギ）れ入れ、恣に人を殺害するに非ずや、是の如くにして止まざれは、いつまでか大亂せずに有るべき、而して此大亂は閣下より出づることとなれば、世人は、閣下、尊父副元帥を笠に着（キ）て、兵士の取締をなさずと、果して然らば貴家の天地に塞がる功名も殘る所幾何ぞ、殆ど消滅を免れざらんと、其言未だ畢らざるに晞は再拜して曰ふやう、有難くも晞に道理を諭し下され、非常なる御恩惠なり、願はくは軍全體のま

及びしかば、孝德は震恐し、太尉を召して如何かせばやと問ふ、太尉の曰く、心配し給ふなかれ、僕何卒往いて軍隊に辯解せんと、孝德數十人の護衞を從はしめんとしたるに、太尉は盡く謝絶に及び、佩刀をも除き去り、年寄の跛(チンバ)一人を選び、之に馬を引かしめて晞の門下に至れり、武裝せし兵卒出で來りければ、太尉は笑ひながら門に入つて曰く、余の如き一人の老卒を殺すに鎧(ヨロヒ)沙汰とは何事ぞ、吾れは己が頭を戴せて來しぞ、斬らんと思へば何時にても斬らるゝものをと、武裝の兵士等其大膽に驚きぬ、因つて之に諭すやう、尙書實以て汝等に濟(ス)まぬ事をせしや、又は副元帥實以て汝等に濟まぬ事をせしや、濟まぬ事ありしならば格別、右樣の事あるべしとも思はざるに、何故亂暴なして郭氏に傷(キズ)をつけんとするや、吾が爲に來意を尙書に取次ぎ、我が言を聽くやうに取料(ハカ)らへと、

**注解**　「署」名を官吏姓名簿に記入するなり「注」さしつらぬく、「槊」長矛、「植」たつる、「甓」いざり、「若」汝なり、「尙書」郭晞、「副元帥」郭子儀、

晞出見㆓太尉㆒、太尉曰、副元帥勳塞㆓天地㆒、當㆑務㆓始終㆒、今尙書恣㆑卒爲㆑暴、暴且㆑亂、亂㆓天子邊㆒、欲㆘誰歸㆖罪、罪且㆑及㆓副元帥㆒、今邠人惡子弟以㆑貨竄㆓名軍籍中㆒殺㆓害人㆒、如是不㆑止、幾日不㆓大亂㆒、大亂由㆓尙書㆒出、人皆曰、尙書倚㆓副元帥㆒不㆑戢㆑士、然則郭氏功名其與存者幾何、言未㆑畢、晞再拜曰、公幸敎㆑晞以㆑道、恩甚大、願奉㆑軍以從、顧叱㆓左右㆒曰、皆解㆑甲散還㆓火伍中㆒、敢譁者死、太尉曰、吾未㆓哺食㆒、請假㆓設草具㆒、既食曰、吾疾作、願留㆓宿門下㆒、命㆓持㆑馬者㆒、去且日來、還

流溝中、太尉列卒、取十七人、皆斷頭注槊上、植市門外、晞一營大譟盡甲、孝德震恐、召太尉曰、將奈何、太尉曰、無傷也、請辭於軍、孝德使數十人從太尉、太尉盡辭去、解佩刀、選老躄者一人、持馬至晞門下、甲者出、太尉笑且入曰、殺一老卒何甲也、吾戴吾頭來矣、甲者愕、因諭曰、尙書固負若屬耶、副元帥固負若屬耶、奈何欲以亂敗郭氏、爲白尙書、出聽我言、

**段落**　第一大段の第三小段なり、亂兵を誅することを叙す、

**讀方**　既に署する一月、晞の軍士十七人、市に入り酒を取り、又刃を以て酒翁を刺し、釀器を壞ち、酒溝中に流る、太尉卒を列し、十七人を取へ、皆頭を斷じ、槊上に注け、市門の外に植つ、晞の一營大に譟ぎ、盡く甲す、孝德震恐す、太尉を召して曰く、將に如何んせんとす、太尉曰く、傷むなきなり、請ふ、軍に辭せんと、孝德數十人をして太尉に從はしむ、太尉盡く辭し去り、佩刀を解き、老躄なるもの一人を選び、馬を持ち晞の門下に至る、甲者出づ、太尉笑ひ且つ入りて曰く、一老卒を殺す、何ぞ甲するや、吾れ吾が頭を戴き來る矣と、甲者愕く、因つて諭して曰く、尙書固に若の屬に負くか、副元帥固に若の屬に負くか、如何んぞ以て郭氏を亂敗せんと欲する、爲に尙書に白し、出でゝ我が言を聽けと、

**講說**　已に就職するより一箇月を經たるとき、晞の兵士十七人市中に入り酒を奪ひ、又刃を以て酒屋の主人を殺し、其上釀器を破壞せしかば、酒は溝中に流れたり、太尉は卒を列ね、十七人を捕へて皆首を斬り、之を矛の上に掛け、市の門外に立てゝ觸れ示せり、晞の方にては之を見て一營大に騒ぎ、盡く武裝に

以二都虞候一命レ某者、能爲レ公已レ亂、使三公之人二不一レ得レ害、孝德曰、幸甚、如二太尉請一、

**段落**　第一大段の第二小段なり、太尉が亂兵を正さんが爲に都虞候となれる事を叙す、

**讀方**　邠寧の節度使白孝德、王の故を以て戚へて敢て言はず、太尉州より狀を以て府に白し、事を計らんを願ふ、至れば則ち曰く、天子、生人を以て公に分つて理めしむ、公、人の暴害を被るを見、因つて恬然たり、且に大に亂れんとす、若何ん、孝德曰く、願はくは敎を奉ぜんと、太尉曰く、某涇州を爲めて、甚だ適にして事少し、今人寇なく暴死し、以て天子の邊事を亂るに忍びず、公誠に都虞候を以て某に命ずる者ならば、能く公の爲に亂を已め、公の人をして害するを得ざらしめんと、孝德曰く、幸ひ甚しと、太尉の請の如くす、

**講説**　邠寧の節度使は白孝德と云ふ人なりしが、晞が汾陽王の子なる所より、王の關係を考へ、心配はせしものゝ敢て兎角を言はざりき、太尉は州より始末書を以て府に上申し、相談せんことを請へり、軈て府に至ると均しく孝德に言ひけるは、天子より人民を公に分ち托けて之を治めしめ給ふに、今人民が暴害を被るを見ながら、放任して恬然たるは何事ぞ、此の如き次第にては天下大に亂るならん、如何なし給ふやと、孝德曰く、何卒名案あらば敎へ給へと、太尉云ふ、僕は涇州の知事なれども、甚だ工合善く治まり無事なれば、少しく用を缺きても差支なし、今人民が何等敵の攻擊を受くるにもあらで無殘に命を失ひ、之が爲に天子の國疆が騷動するを見るに忍びず、公が、實際都虞候の職を僕に命じ給はば、公の爲に亂を止め、公の人民を害せられぬやうに爲さんと、孝德は仕合せ此上なしとて、太尉の請へるまゝに都虞候とせり、

**注解**　「都虞候」軍人の名簿を管し、訓練を掌る、

既署一月、晞軍士十七人、入レ市取レ酒、又以レ及刺二酒翁一、壞二釀器一、酒

貨竄名軍伍中、則肆志、吏不得問、日群行丐取于市、不嗛輒奮擊折人手足、椎釜鬲甕盎、盈道上、把臂徐去、至撞殺孕婦人、

**段落**　第一大段の第一小段なり、兵士の亂暴を叙す、

**讀方**　太尉始め涇州の刺史たり、時に汾陽王、副元帥を以て蒲に居る、王の子晞、尚書たり、行營節度使を領す、軍を邠州に寓し、士卒を縱つて無賴、邠人の偸嗜暴惡なる者、率ね貨を以て名を軍伍中に竄し、則ち志を肆にす、吏問ふを得ず、日に群行市に丐取し嗛らざれば輒ち奮擊して人の手足を折き、釜鬲甕盎を椎し、道上に盈ち、臂を把り徐に去り、孕婦人を撞殺するに至る、

**講說**　太尉は始め涇州の刺史たり、時に汾陽王は副元帥として蒲の地に居れり、王の子晞は尚書となつて行營節度使の職を帶び、兵を率ゐ邠州に駐屯せしが、兵士の亂暴に任せ、遣放の有様なりければ、邠人の貪慾暴虐の者は、往々金を使ひ、其名を軍籍に書き入れ、斯くて自由に惡事を働けり、然るに役人は之を取り正すことを得ざりしより、彼等は群を成して市中を橫行し、物品をネダリ取り、心に滿足せざれば、直ちに人を毆打して其手足を折り、又は釜鍋瓶盆等を打碎きて道路に投げ散らし、臂を把り合ひて徐ろに去り、甚しきは懷胎の婦人を突き殺すに至る、

**注解**　「涇州」陝西平涼府、「汾陽王」郭子儀、「蒲」河中、「竄」まぎれこむ、「嗛」足るなり、

**文法**　把臂徐去の四字は、群行して畏れざる狀を形容すること妙、

邠寧節度使白孝德以王故戚不敢言、太尉自州以狀白府願計事、至則曰、天子以生人分公理、公見人被暴害、因恬然、且大亂、若何、孝德曰、願奉教、太尉曰、某爲涇州、甚適少事、今不忍人無寇暴死、以亂天子邊事、公誠

繼嗣の一點を思慮するを以て未だ死にもやらず、僅かの命（イノチ）を取り繋ぎて、國の刑法を謹み居るなり、此の如き次第なれば、祭祀を主（ツカサド）る子孫なく、先君の立派なる德を忝めんことを恐れ、敢て特牲を用ひて昭かに墓前に告げ、萬里の外に泣き叫びて其辭を盡すと云ふ、

**注解**　「特牲」羊一匹をいふ、

**總說**

妙、末一段に在り、

**纂評**

○沈德潛評　子の父母に於ける、云ふ所の「欲報之德、昊天罔極」なり、天、贊頌すべけんや、表中、卽ち侍御史生平の著述を將て、層疊敍し去る、而して始進の正、法を守るの嚴、廉にして劌（ケイ）ならず、剛にして倨（オゴ）らず、倶に言下に於て之に遇ふ矣、後人、祖父の德業を述ぶる、處々先づ贊語を下す、全く立言の體を失ふ、

# 段太尉逸事狀

**解題**　此文は、作者永州に在るとき、刺史の崔氏より段太尉の逸事を得たるより、其狀を作つて之を史館に送りしものなり、逸事とは史館の記錄に洩れたる事迹を謂ふ、太段、名は秀實、字は成公、本と姑藏の人、太尉は贈官にして、謚を忠烈と曰へり、

**主意**　太尉の死節を掲ぐるに在り、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「邠州由是無禍」に至るまでを第一大段となす、太尉の剛直を敍す、「先是太尉在涇州」より「一夕自恨死」に至るまでを第二大段となす、太尉の慈惠を敍す、「及太尉自涇州以司農徵」より「其故封識具存」に至るまでを第三大段となす、太尉の廉潔を敍す、「元和九年」より篇尾に至るまでを第四大段となす、太尉の素養を敍す、

太尉始爲涇州刺史、時汾陽王以副元帥居蒲、王子晞爲尙書、領行營節度使、寓軍邠州、縱士卒無賴、邠人偷嗜暴惡者、卒以

故に二女の他へ嫁入れるときも、他姓の者は皆之を手本とせり、太夫人已に河東縣の太君に封ぜられしが、適ま朝廷に於ては興慶宮に太上皇后を冊立ありたる場合なり、既にして宗元が秩を降されて永州司馬となるや、膝下に奉侍せしが憂色を見たることなかりき、元和元年五月十五日永州の佛寺に終る、享年六十八、

**注解**「太夫人」宗元の母、「太君」婦人の爵、「太上皇后」憲宗の母、

嗚呼宗元不謹先君之教、以陷大禍、幸而緩於死、既不克成先君之寵贈、又無以寧太夫人之飲食、天殛薦酷、名在刑書、不得手開玄堂以奉安祔、罪惡益大、世無所容、尚顧嗣續、不敢即死、支綴氣息、以嚴邦刑、大懼祭祀之無主、以忝盛德、敢用特牲、昭告神道、號叫萬里、以畢其辭云、

**段落**　第五大段なり、

**讀方**　嗚呼宗元先君の教を謹まず、以て大禍に陷る、幸にして死を緩うす、既に先君の寵贈を成す克はず、又以て太夫人の飲食を寧んずるなし、天殛薦に酷、名刑書に在り、手に玄堂を開き、以て安祔を奉ずるを得ず、罪惡益す大、世容るゝ所なし、尚ほ嗣續を顧み、敢て死に即かず、氣息を支綴し、以て邦刑を嚴にす、大に祭祀の主なく、以て威德を忝むるを懼れ、敢て特牲を用ひ、昭かに神道に告げ、萬里に號叫し、以て其辭を畢ふと云ふ、

**講説**　扨々宗元は先君の教を大切にせずして大禍に陷り、罪人となりしが、幸にして一死を免れたるものの、斯く罪を得したため先君の贈位の事を遂ぐる能はず、又太夫人の飲食を安泰になすことならず、天罰は頻りに烈しく、姓名は罪人の名簿にのりたれば、手に祖先の廟を開いて母の骨を祔葬し難く、罪惡益す大にして世の中に容るべき餘地もなき程なれども、

是の歳五月十七日、親仁里の第に終る、享年五十五、七月某日、萬年縣の棲鳳原に葬る、

**講說**　貞元九年に宗元進士の第を得たるが、上は有司に問うて云ふ、朝士の子なるを以て冒進するものあるまじきやと、有司宗元の事を上聞せしに、上曰く、是れ曾て奸臣竇參に抗したるものか、然らば吾れ彼れが其子の爲に推擧を求めざることを知ると、是の歳の十月十七日に親仁里の第に終る、行年五十五、七月某日萬年縣の棲鳳原に葬る、

後十一年宗元由御史爲尙書郎、天子行慶於下、申命崇贈、而有司草創頗緩、會宗元得罪、遂寢不行』

**段落**　第三大段の第九小段なり、崇贈の事を敍す、

**講說**　後十一年、宗元が御史より尙書郎となり、天子、慶事の爲に恩典を行ひ給ふとき、重ねて先君の爲に贈位の命ありしに、有司の草案遲滯せし間に宗元罪を得しかば、遂に中止となつて行はれざりき、

太夫人范陽盧氏、某官某之女、實有全德、爲九族宗師、用柔明勤儉、以行其志、用圖史箴誡、以施其敎、故二女之歸他姓、皆爲表式、太夫人既授封河東縣太君、會冊太上皇后於興慶宮、既乃宗元貶秩爲永州司馬、奉侍溫凊、未嘗見憂、元和元年五月十五日終於州之佛寺、享年六十八』

**段落**　第四大段なり、

**講說**　太夫人なる范陽の盧氏は某官某の女にして、女の有らゆる德を備へ、九族の模範となり、柔順にして能く物を見分け、勤勞にして儉約なりしが、此れを以て其志を行ひ、圖書や女訓を用つて其敎を施せり、

書曰、守レ正爲レ心、疾レ惡不レ懼、先君捧以流涕曰、吾惟一子、愛甚、方下謫去至二藍田一訣上曰、吾目無レ涕、今而不レ知二衣之濡一也、抑有レ當レ我哉、作二喜霽之歌一、副レ職持レ憲、以正二經紀一、

**段落**　第三大段の第七小段なり、制書を記す、

**讀方**　居る三年、醜類殄に就く、侍御史に拜す、制書に曰く、正を守るを心となし惡を疾み懼れずと、先君捧じて以て流涕して曰く、吾れ惟だ一子、愛する甚し謫去藍田に至り訣るゝに方つて曰く吾が目涕なし而今衣の濡を知らざる也、抑も我に當るある哉、喜霽の歌を作る、職に副ひ憲を持し、以て經紀を正しうす、

**講說**　居ること三年にして惡人等誅に伏し、先君は侍御史に拜せられしが、其辭令書に曰く、正を守るを心となし、惡を疾み懼れずと、先君制書を捧げ落涙して曰く、吾れ惟だ一子あり、愛すること甚し、先きに謫去せられて藍田に至り、此一子と訣るゝに方り言ひけるは、吾が目には涕なし、然るに今は衣の濡ふを知らざるなり、抑も我が事に當るかなと、喜霽の歌を作れり、職に副ひ法を持し、以て紀律を正しうせり、

貞元九年宗元得二進士第一、上問二有司一曰、得レ無下以二朝士子一冒進者上乎、有司以聞、上曰、是故抗二奸臣竇參一者耶、吾知二其不レ爲レ子求レ擧矣、是歲五月十七日、終二於親仁里第一、享年五十五、七月某日、葬二於萬年縣棲鳳原一、

**段落**　第三大段の第八小段なり、死葬を敍す、

**讀方**　貞元九年、宗元進士の第を得たり、上、有司に問うて曰く、朝士の子を以て冐進するものなきを得んや、有司以て聞す、上曰く、是れ故奸臣竇參に抗するものか、吾れ其の子の爲に擧を求めざるを知る矣、

莫ニ敢言一、逾年卒中以ニ他事一貶ニ夔州司馬一、作ニ鷹鸇詩一、

**段落**　第三大段の第六小段なり、群冤を伸ばすを言ふ、

**讀方**　後數年、朝に登り眞となる、會ま宰相、憲府と比周、正士を誣陷し、以て私讎に校ゆ、登聞鼓を擊つて以て上に聞するあり、上先君に命じ、三司を總べて以て聽理せしむ、至れば則ち之を平反す、相たるもの敢て威を恃み以て欲を濟さず、長たるもの敢て私を懷いて以て間を請はず、群冤宥を獲、邪黨目を側む、封章密に獻じ、命を天子に歸し、遂に敢て言ふなし、逾年卒に中つるに他事を以てし、夔州の司馬に貶せられ、鷹鸇の詩を作る、

**講說**　數年の後、中央政府に入り、眞の侍御史となれり、〔從來は銜と云ひ、名義に止まりしなり〕會ま宰相は御史と組合ひ、正義の士を誣ひて罪に陷れ、私の怨を報いんとせしに、登聞鼓を打つて冤罪を上聞する者あり、天子、先君に命じ、三司の總裁とし、其事件を審理せしめたる處、君至れば直ちに公平の判決を與へたり、是に於て宰相も威を恃んで欲する所を遂げんとせず、長官も私意を挾んで依賴することならず、多數の冤罪者は皆宥さるゝことを得、邪黨の輩は皆目を側てゝ之を畏れぬ、此事件の始末は、封書となして密に天子に獻じ、其思召に任せ奉りしかば、何人も彼れ此れ言ふもの無かりしが、年を逾え卒に、公に中つるに他の罪を以てし、夔州の司馬に貶せられぬ、先君は時に鷹鸇の詩を作れり、

**注解**　「宰相云々」當時盧岳と云ふものゝ妻、家貲を分つ際、妾の生みたる子に及ばざりしかば、妾は之を官に訴へたり、御史盧佋は妾を罪せんと欲せしに、御史穆贊從はざりければ、佋は宰相竇參と共に天子に讒し、贊が賂を受けたることを誣ひ、之を獄に下せり、贊の弟賞と云ふもの、兄の冤を訴へしにより、天子、柳鎭及び李覯、楊瑀の三人に再審の命あり、其結果冤解く、「憲府」御史を云ふ、「比周」徒黨する、「登聞鼓」冤を訴へんとする者、之を打つて上聞に達す、「平反」不當の判決を反正になすこと、

居ニ三年一、醜類就レ殛、拜ニ侍御史一、制

調長安主簿、居德清君之喪、哀有過而禮不逾、爲士者咸服、服既除、吏部命爲太常博士、先君固曰、有尊老孤弱在吳、願爲宣城令、三辭而後獲、徙爲宣城、四年作閿鄉令、考績皆最、吏人懷思、立石頌德、遷殿中侍御史、爲鄂岳沔都團練判官、元戎大攘狡虜、增地進律、作夏口破虜頌、

**段落**　第三大段の第五小段なり、長安主簿より各地方官たりし時の事を言ふ、

**講說**　長安の主薄に轉じける時、其父德清君の喪に居りしが、哀情は過ぎたれども、さればとて禮を守り、限度を逾えざりしかば、士たる者皆感服に及べり、父の服已に除き、吏部より太常博士の任命あり、先君固く乞うて曰く、尊親族の老人並に孤弱の卑親族等皆吳に在ることゆゑ、宣城の令に任ぜられたしと、三たび太常博士を辭し、然る後請願を達することを得、宣城の令となり、四年にして閿鄉の令となり、考績皆第一たり、官吏人民懷き思ひ、碑石を立て德を頌せり、殿中侍御史に移り、鄂岳沔の都團練判官となり、王師大に狡黠なる夷狄を攘ひ、土地を增し、位階を進む、夏口破虜の頌を作れり、

**注解**　「調」選ぶ、「元戎」王師、

後數年、登朝爲眞、會宰相與憲府比周、誣陷正士、以校私讎、有擊登聞鼓、以聞於上、上命先君總三司以聽理、至則平反之、爲相者不敢恃威以濟欲、爲長者、不敢懷私以請間、群冤獲宥、邪黨側目、封章密献、歸命天子、遂

掌書奏、進大理評事、以爲刑法者軍旅之楨幹、斥候者邊鄙之視聽、不可以不具、作晉文公三罪議、守邊論、議事確直、勢不能容、

**段落**　第三大段の第三小段なり、一議一論を擧ぐ、

**講說**　左衞率府兵曹參軍の職を授けられしが、此時尙父汾陽王は朔方に居り、禮を備へて之を招き寄せ、左金吾衞倉曹參軍を授けられ、節度の推官となり、專ら書奏を掌り、大理評事に進めり、君以爲へらく、刑法は軍隊の基礎にして、斥候は邊鄙の耳目なれば、之を備へ置かざるべからずと、晉文公三罪議と守邊論との二篇を作れり、然るに其事を論ずる確直なりければ、勢ひ世に容れらるゝこと能はず、

**注解**　「楨幹」墻を築く版なり、

表爲晉州錄事參軍、晉之守故將也、少文而悍、酗嗜殺戮、吏莫敢與之爭、先君獨抗以理、無辜將死、常以身扞笞、箠拒不受命、守大怒、投几折簀、而無以奪焉、以爲自下繩上、其勢將殆、作泉竭木摧詩、終秉直以免於耻、

**段落**　第三大段の第四小段なり、

**講說**　上官の具申に因り、晉州錄事參軍となりしが、晉州の太守は元來武將なりければ、文學の素養少く、粗暴にして人を殺すことを好み、諸役人誰も之と爭ふものなかりき、然るに先君のみは理を以て之に對抗し、無罪にして殺されんとする者あるときは、常に身を以て笞や箠を防ぎ、拒んで命を受けず、之が爲に太守は怒つて、几を投じ簀を折りしことあり、然れども道理には打勝てざりき、先君の思はるゝやう、下より上の非を正すときは勢ひ危かるべしと、泉竭木摧の詩を作り、最後に至るまで直道を守り果せて耻を免れぬ、

を勸むべしと、三老五更の議、籍由の書を作り、齋沐以て献ず、道用を果さず、

講說　天寶の末年、經術の科を以て及第せしが、王安石の亂に遇ひ、德清君の夫人を守護し、家書を載せて、王屋山に隱れ、人目を忍んで食料を求め、深く山林に引籠りて業を修めたるが、此時避暑の賦を作れり、多くの從弟及び子孫を合せて、之が爲に春秋の左氏傳、易の王氏注を講じ、樂んで倦むことなく、斯くて其憂を忘れぬ、德清君喜んで曰ふ、是をば世を遯れて悶るなしと謂ひつべしと、其中兵亂も少しく鎭りければ、一族を擧げて吳に往きしが、生活を爲し難かりしかば、先君は獨り驢に乘つて、僕をも從へずして出で行きては慈善家を求め、食を給せんことを希へり、嘗て山澗を渡りけるに、水俄かに至り、爲に押し流されて、大壑に至つて止り、甚だ苦しまずして死を免れ、濡れまみれながら立去り、更に不平の色もなかりしが、看る者は哀み悼み、厚く待遇を加へたり、季王父なる六合君は、貴顯に抵抗せしため裁判所に死せしに、死後尚ほ其罪狀の取調べあり、先君は衣服を改めて步行し、四千里の路を遡え、政府に上申に及び、因つて其審問を免されぬ、其後先君以爲へらく、天子方に大なる禍亂を平げ、大號令に發し、是れより太平を致さんとするに、人は兵役に罹り、農は鋤鍬を棄てゝ畊すを得ざれば、宜しく時を以て大學を興し、耦畊をすゝむべしと、三老五更の議、籍田の書を作り、物忌して之を献せしが、其主義は遂に用ひられざりき、

注解　「天寶」玄宗の年號、「德清君」父察躬を謂ふ、德淸縣の令なりしを以て爾か云ふ、「子姓」子孫、「衎々」樂む貌、「遯世無悶」易の語、賢人君子の、時に遇はずして世より隱遁するも、天命に安んじて怨みざるを云ふ、「御」御者、「濡塗」ぬるゝ、「鞠」推し窮む、「平大難」安祿山の亂を平ぐるを云ふ「大號」詔なり、「耦耕」竝び耕す、「三老五更議」養老の禮、「籍田」天子自ら田を畊し、公卿之を助くるの禮、

授左衛率府兵曹參軍、尙父汾陽王居朔方、備禮延望、授左金吾衛倉曹參軍、爲節度推官、專

合二群從弟子姓一、講二春秋左氏易
王氏一、衎々無レ倦、以忘二其憂一、德清
君喜曰、玆謂二遯レ世無一レ悶矣、亂有
レ間、擧レ族如レ吳、無二以爲一レ食、先君獨
乘レ驢、無二僮御一、以出求二仁者一、冀三以
給レ食、嘗經二山澗一、水卒至、流抵二大
壑一、得二以無一レ苦、被二濡塗一以行無二慍
容一、觀者哀悼而致レ禮加焉、季王
父六合君、忤二貴臣一死二於吏舍一、猶
鞠二其狀一、先君改レ服徒行、逾二四千
里一告二於上一、由レ是貸二其問一、既而以
爲天子平二大難一、發二大號一、且レ致二太
平一、人罷二兵戎一、農去二耒耜一、宜下以レ時
興二太學一勸中耦耕上、作二三老五更議一、
籍田書一、齋沐以獻、道不レ果レ用一、

**段落**　第三大段の第二小段なり、内植外文を説明す、

**讀方**　天寶の末、經術高第す、亂に遇ひ、德淸君夫人を奉じ、家書を載せ、王屋山に隱る、間行以て食を求め、深處以て業を修む、避暑の賦を作る、群從弟子姓を合せて、春秋左氏、易の王氏を講じ、衎々(カン)倦むなく、以て其憂を忘る、德淸君喜んで曰く、玆れを世を遯(コ)れて悶(イキドホ)るなしと謂ふ矣、亂間あり、族を擧げて吳に如く、以て食をなすなし、先君獨り驢に乘り、僮御なく、以て出でゝ仁者を求め、以て食を給せんことを冀ふ、嘗て山澗を經て水卒(ニハカ)に至る、流れて大壑に抵(イタ)る、以て苦なきを得たり、濡塗を被つて以て行く、慍容なし、觀るもの哀悼して、禮を致すこと加はる、季王父六合君、貴臣に忤つて吏舍に死す、猶ほ其狀を鞠す、先君服を改めて徒行し、四千里を逾(コ)えて上に告ぐ、是に由り其問を貸(ユル)さる、既にして以爲らく、天子大難を平(マサ)げ、大號を發し、且に太平を致さんとす、人兵戎に罷り、農耒耜(シス)を去つ、宜しく時を以て太學を興し、耦耕

刺齊房蘭廓四州、曾伯祖諱爽、字子燕、唐中書令、曾祖諱子夏、徐州長史、祖諱從裕、滄州淸池令、皇考諱察躬、湖州德淸令、世德廉孝、颺於河滸、士之稱家風者歸焉、

段落　第二大段なり、

講說　先君諱は鎭、字は某、六代の祖諱は慶、後魏の侍中平齊公なりき、五代の祖諱は且、周の中書侍郎濟陰公なりき、高祖諱は楷、隋の時、齊房蘭廓の四州に刺史たり、曾伯祖諱は爽、字は子燕、唐の中書令たり、曾祖諱は子夏、徐州の長史たり、祖諱は從裕、滄州淸池の令たり、皇考諱は察躬、湖州德淸の令たり、代々德行あり、廉孝にして、其名河水の附近に揚り、士の階級の間に於て家風を譽むるものあるときは、其譽れ必ず柳氏に歸せり、

注解　「刺」俗の刺の字、「皇考」父なり、「河滸」柳氏は河東の族なるを以て言ふ、

先君之道、得詩之群、書之政、易之直方大、春秋之懲勸、以植於内而文於外、垂聲當時、

段落　第三大段の第一小段なり、大綱を提擧す、

講說　先君の道は、詩の交際的と書の政務と易の坤德と春秋の勸懲とを得、學問を内に蓄へて文藻を外に發し、名聲を當時に垂れたり、

注解　「詩之群」論語に詩可以群の語あり、多く人と交り、互に德を磨くの意、「書之政」書經は政治の書、「直方大」坤の六二の爻辭にして坤の三德なり、「春秋之懲勸」孔子の著はせし春秋の主意は、善を勸め惡を懲すに在り、「聲」俗に云ふ評判、

天寶末、經術高第、遇亂、奉德淸君夫人、載家書、隱王屋山、間行以求食、深處以修業、作避暑賦、

得、其功沒すべからざるなり、篇中、大中を明章する以下の一段、極めて學ぶ所の醇にして、春秋の體要を得るを言ふ矣、

## 先侍御史府君神道表

**解題**　府君とは官府の君と云ふが如く、無爵の者の敬稱にして、先府君とは即ち作者の父を謂ふ、侍御史は父の官職、神道は廟に至るの道、神道表は廟に至る道に建つる碑なり、

**主意**　學問文藻あるを謂ふ、

**段落**　凡そ五大段より成る、篇首より「刻茲石表」に至る迄を第一大段となす、表を作るの由を記す、「先君諱鎭」より「士之稱家風者歸焉」に至るまでを第二大段となす、世系を叙す、「先君之道」より「遂寢不行」に至る迄を第三大段となす、履歷を叙す、「太夫人」より「享年六十八」に至る迄を第四大段となす太夫人の事を叙す、「嗚呼」より篇尾に至るまでを第五大段となす、父母に謝するの辭を叙す、

嗚呼先君之墓、仲父殿中君誌焉、孤宗元不敢稱道先德、然而無以昭於外者、用敢悉取仲父之所陳、而繫其辭刻茲石表、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　扨も先君の墓は叔父なる殿中君が其誌を作りたることなれば、孤子宗元は敢て先君の德を述ぶるに及ばざれども、墓誌のみにては外間に明かにする由もなければ、仲父の陳べたる所を取り、其辭をかけて茲の石表に刻するなり、

**注解**　「仲父」叔父なり、「孤」父を喪へるもの〻自稱、「先德」先人の德、「誌」誌は墓の下に埋む、「無以昭於外」墓下に在るが爲め、世に知らしむるを得ざるを謂ふ、「所陳」即ち誌なり、「繫」附するなり、

先君諱鎭、字某、六代祖諱慶、後魏侍中平齊公、五代祖諱且、周中書侍郎濟陰公、高祖諱楷、隋

**文法**　山陽云ふ、著作の大旨を結了し、忽ち平生の官跡に轉じ、唯だ一語を用ひて轉下す、敏捷の極、亦陸の事業の經術に根するを見る也、文大に體を得たり、

嗚呼先生、道之存也、以書不及施於政、道之行也、以言不及覩其理、門人世儒、是以增慟、將葬、以先生爲能文聖人之書、通於後世、遂相與謚曰文通先生、後若干祀有學其書者、過其墓、哀其道之所由、乃作石以表碣、

**段落**　第五大段なり、

**講說**　扨も先生、道の存するは書を以て存し、政治に施すに及ばず、道の行はるゝは言を以て行はれ、其治績を目するに及ばず、門人竝に世の儒者は之を以て哀慟を增せしが、先生を葬らんとするに方り、先生が能く聖人の書を文章にて注解し、後世に解らしむるやうに爲したる所より、相與に謚して文通先生と曰へり、後若干年にして先生の著書を研究するものあつて、先生の墓を過ぎ、己が道の由る所の人の死を哀み、玆に石に刻して碣に表す、

**注解**　「理」治なり、

**總說**

此れ陸が春秋の注を作りし一事より着想し、專ら之れを以て骨子となし、更に他の行に及ばず、已に春秋の注を以て骨子となすが故に劈頭孔子を掲げ、注家の雜駁異同より主人公に歸入する處、尤も眼を着くべき處なり、山陽云ふ、陸文通先生の墓表なり、而して起處、孔子春秋を作る、千五百年を呼起す、何等の奇事、直讀六七行に至る、結んで曰ふ、甚し矣、聖人の知り難きやと、讀者をして何を以て墓表を爲るかを疑はしむ、忽ち吳郡人云々に接し、之を小結し、然る後其著作の由を詳叙し、讀者をして渙然たらしむ、

**纂評**

〇沈德潛評　峻整醇厚、〇唐以前春秋を說く者、倶に傳を信じて以て經を測る、啖助、趙匡及び陸質より、始めて經に據つて傳を核す、後宋儒、據依する所を

るに、先生の道を講ぜしことと二十年、書して之を留むることと又十餘年、其事業大に備り、出來上りたるは春秋集注十篇、辨疑七篇、微指二篇にして、大中の道を明白に次第し、公器を表面に發揮せしが、其道は生民を以て主となし、堯舜を以て標目となし、普遍廣大にして變化錯綜すと雖も、正の外に出でず、其法は文王、武王を以て首となし、周公を以て羽翼とし、揖讓升降と云ひ、好惡喜怒と曰ひ、如何なる場合にも物の理法に違はず、其書既に成るや、之をば世の聰明の士に授け、陳じて之を明かにせしむ、故に其書の世に出づるや、先生は巨儒として推されぬ、

**注解**　「制作之本」春秋を著はしたる本意、「大中」大にして漏さず、中にして偏せざること、「公器」天下通行の大義、「苞羅旁魄」苞は包に同じ、旁魄は長延の貌、「膠轕」交互なり、

用是爲天子爭臣、尚書郎國子博士給事中、皇太子侍讀、皆得其道、刺二州守、人知仁、永貞年、侍東宮、言其所學、爲古君臣圖、以獻、而道達乎上、是歲嗣天子踐祚而理、尊優師儒、先以疾聞、臨問加禮、某月日終於京師、某月日葬於某郡某里、

**段落**　第四大段なり、

**講說**　此の如く聖人の道に明かなるを以て天子の爭臣となり、又尚書郎國子博士、給事中、皇太子侍讀等を歷任せし處、皆其宜しきに叶ひ、二州の刺史となるや、人民も仁道を解するに至れり、永貞中東宮に侍して己れの學びたることを言上し、古の君臣の圖を作つて之を獻じ、是に由つて先生の抱負は睿聞に達せり、是の年嗣天子踐祚あり、天下を治めらるゝや、師儒を禮遇し給ひしが、先生は病氣の由を言上せしに、天子は親しく臨幸見舞あつて、禮を加へられたり、某月某日京師に終り、某月某日を以て某郡某里に葬る、

**注解**　「爭臣」諫臣、「二州」台州、信州「嗣天子」憲宗、

天水啖助泊趙匡、能知聖人之旨、故春秋之言及是而光明、使庸人小童皆可積學以入聖人之道、傳聖人之教、是其德豈不侈大矣哉、

段落　第二大段なり、

講說　吳郡の人にして、陸先生質と云ふものあり、此人は天水の啖助及び趙匡を師とし友とせしより、能く聖人の旨を知る、故に春秋の議論は是に至つて始めて明白となり、庸人小童と雖も皆學問を積んで聖人の道に入り、聖人の敎を傳ふることを得しめたるは、其恩德豈に多大ならずや、

注解　「天水」郡名、

先生字某、既讀書、得制作之本、而獲其師友、於是合古今、散同異、聯之以言、累之以文、蓋講道者二十年、書而志之者又十餘年、其事大備、爲春秋集注十篇、辨疑七篇、微指二篇、明章大中、發露公器、其道以生人爲主、以堯舜爲的、苞羅旁魄、膠輵下上、而不出于正、其法以文武爲首、以周公爲翼、揖讓升降、好惡喜怒、而不過乎物、既成以授世之聰明之士、使陳而明之、故其書出焉、而先生爲巨儒、

段落　第三大段なり、

講說　先生字は某、書を讀むことを知りし以來、孔子著述の本を得たる上に、其師とし友とすべき人を得たり、是に於て古今の說を合せ、其派の同異を別ち、爲に言を連ね文を累ねて著書を成せり、之を計算す

傳者五家、今用其三焉、秉觚牘、焦思慮、以爲讀注疏說者、百千人矣、攻訐狠怒、以辭氣相擊排冒沒者、其爲書、處則充棟宇、出則汗牛馬、或合而隱、或乖而顯、

**段落**　第一大段の第一小段なり、傳注の多きを言ふ、

**講說**　孔子、春秋を作りしより今に及ぶまで一千五百年、此間一家の名を以て春秋の傳を作りしもの五家あり、今や五家の中の三家を用ふ、世の學者、文具を手にし思慮を焦して論注疏說を作るもの、百千と云ふ多數に上り、其中には、自說を主張するため、互に疵など訐き合ひて怒り狂ひ、辭氣を荒立て、攻擊を加へ、是非を顧みざるものあり、而して彼等の著はせし書に至つては、家に置けば棟木を支へ外に持出すときは牛馬に汗を流さしむるほど大部なり、之を公平に視れば、或は孔子の意に合ひたる說にして世に隱れたるあり、孔子の意に背いて顯れたるあり、

**注解**　「五家」左氏、公羊氏、穀梁氏、鄒氏、夾氏、「三家」左、公、穀、「觚牘」木竹の札にして字を書すべきもの、「讀注疏說」讀の字、一本に論に作る、從ふべし、「狠」ねぢけいかる、

後之學者、窮老盡氣、左視右顧、莫得其本、則專其所學、以訾其所異、黨枯竹、護朽骨、以至於父子傷夷、君臣詆悖者、前世多有之、甚矣聖人之難知也、

**段落**　第一大段の第二小段なり、學者の黨爭を叙す、

**講說**　後の學者は、壽命のある限り氣力の堪ふる限り、左を視右を顧みて研究すれども、其本を得るものなし、因つて專ら己れの學びし所の說を固守し、己れと異る說をば謗り、古書に徒黨し、古人を辯護し、其極は、父子感情を害し、君臣衝突するに至るもの古代多く之あり、甚しいかな、聖人の知りがたきや、

有吳郡人陸先生質、以其師友

ずして其以前に卒去せられぬ、長原に墓あり、高祖、曾祖に父の神靈は此に附葬せり、今封叔も此に歸葬し、先祖左右に具はれり、孤子の銑、碑石を磨き、辭を海陬なる余に求めしかば、文を作つて其趺にのぼせ、道の隅に立てぬ、

**注解**　「惟裴之卿」堪の父敬、大理卿たり、「讎書宮闕」崇文館校書のことを謂ふ、「大弁」大法と云ふが如し、「史於柱下」殿中侍御史たるを謂ふ、「郎於會司」比部員外郎を謂ふ、「徼循」巡檢、「大比」戶口乃び財況の大調査、「施々」樂める貌、「賚」賜なり、「孤銑」孤子の銑、「祈」求む、「升」あぐる、「趺」墓の臺石、

### 總　說

強ひて詰屈聱牙の語をなす、是れ柳文の疵處、

### 纂　評

○沈德潛評　官爵を敘する後、生平を綜敘する一段、凡筆より出でば、人の緩急に赴き、目儕類を空しうし、聲音博奕を善くし、能く酒を行ひ歌舞して、性情和平、書禮を考据するに歸すと云ふに過ぎざるのみ、一たび點染鎔鍊を經て字々飛鳴し、讀む者をして裴封叔其人に千載の下に遇ふが如くならしむ、眞に神境なり、近代の名家、專ら王介甫淸淡の筆を學ぶ、索然與盡く矣、

# 陸文通先生墓表

**解題**　陸は姓、文通は謚なり、本名は淳憲宗の諱を避け、名を質と改む、

**主意**　文通の春秋に注したる功を述ぶるに在り、

**段落**　凡そ五大段より成る、篇首より「聖人之難知也」に至るまでを第一大段となす、春秋に通ずる者の少きを言ふ、「有吳郡人陸先生質」より「是其德豈不侈大矣哉」に至るまでを第二大段となす、主意を揭ぐ、「先生字某」より「而先生爲巨儒」に至るまでを第三大段となす、其學問を敘す、「用是爲天子爭臣」より「葬於某郡某里」に至るまでを第四大段となす、履歷を敘す、「嗚呼先生之存也」より篇尾に至るまでを第五大段となす、一篇の收結、

孔子作ニ春秋一千五百年、以レ名爲

宮闈に讎し、職を京に佐く、太常吏に命じ、能を以て秩を增す、儀を相け禮を考へ、大弁斯に畢る、工を鳩め伎を展べ、爰に聲律に備ふ、或は圖し或は書し、之を府室に藏む、柱下に史たり、會司に郎たり、徼循以て周、大比是れ宜し、金に牧となり、金人允に懷く、漢滸に溝防し、墊沃卒に移る、我が歳食を增し、其芋魁を易ふ、游手の間民、相顧みて聚り來る、徵して萬年となし、治都より劇、百務叙いで成り、談宴以て娛む、誰をか恤へ誰をか恃まん、悍吏に忍びず、胡ぞ其辭を巧にせる、章を按じ以て遂ぐ、道に由り循に斥けらる、施々三年、赦を更へて貲を進め、盧陵是れ遷る、人は曰ふ世德、慶に延ぶるに宜し、又曰く良能、力の宣ぶるに宜しと、朝に大賚あり、期に其還るを賜ふ、鬼神享けず、命隕つる前に在り、長原墓あり、高曾祖父、淑靈是れ祔す、封叔爰に歸し、左右惟れ具ふ、孤銑石を磨き、辭を海陬に祈む、遂に其趺を升ぐ、道の周に、

**講說**　鬱として香しき譽あるは、實に裴氏の卿たりし人なり、世々大官を勤め、相繼いで功名を輝かせしに、封叔は更に加ふる所あり、實に祖先以來の傑出なり、書を宮闕の中に校し、又京師に於て佐官となれり、太常より官を命ぜられ、才能あるを以て增俸を忝うし、儀式を相け禮典を取調べ、大法斯に完全となれり、樂工を集めて伎術を發展し、玆に聲律を備へ、或は圖に畫き或は書に傳へて、之を役所の室に藏せり、柱下に史となり、會司に郎となり、巡檢することと遍く、大比宜しきを得たり、金州に牧となるや、金人は允に懷き、漢水の岸に溝を掘り隄を築き、水漬の地も變じて耕地となり、後來芋を食ひ居りし者をして、普通の食を得しむるに至り、遊手の間民等、互に顧みて集り來れり、斯かる政績ありしかは、徵せられて萬年の令となり、政務は都よりも繁劇なりしに、凡百の公事、順序を以て遂行し、談話宴會をなして娛樂する程なり、誰をか恤へ誰をか恃まん、唯だ悍吏に忍びず、其怨を買ひたるが、彼れ何として其辭を巧にして讒言を逞しうせる、遂に律文に由つて其害心を遂げ、之が爲め道州より循州に斥けられ、施々として無事なりしこと三年、大赦を經て官階を進み、盧陵に是れ遷る、人は云ふ、代々の德により餘慶の長を延ぶるは當然なりと、又曰く、良吏能吏なれば力を宣ぶるに宜しと、朝に大恩典あり、其召還を期せしに、鬼神享け

文書を以て柳州に來り、其叔の宗元に告げて、墓の左に碣を立てんことを乞へり、乃ち泣いて之が銘を作る、銘に曰く、

有鬱其馨、惟裴之卿、世服大僚、仍燿烈名、封叔申之、實惟其英、讎書宮闈、佐職於京、太常命吏、以能增秩、相儀考禮、大弁斯畢、鳩工展伎、爰備聲律、或圖或書、藏之府室、史於柱下、郎於會司、徽循以周、大比是宜、作牧於金、金人允懷、溝防漢滸、墊沃卒移、增我歲食、易其芋魁、游手間民、相顧聚來、徵爲萬年、治劇於都、百務叙成、談宴以娛、誰恤誰恃、不忍悍吏、胡巧其辭、按章以遂、由道斥循、施々三年、更赦進資、廬陵是遷、人曰世德、宜慶於延、又曰良能、宜力之宣、朝有大賚、期賜其還、鬼神不享、命隕在前、長原有墓、高曾祖父、淑靈是祔、封叔爰歸、左右惟具、孤銑磨石、祈辭海陬、遂升其趺、於道之周、

**讀方**　鬱たる其馨あり、惟れ裴の卿、世大僚に服し、仍りに烈名を燿す、封叔之を申ぬ、實に惟れ其英、書を

を飲む甚だ少くして、紀謫に工なり、謠舞擊咢、纖屑促密、皆曲に節度に中る、而して終身酒氣を以て人に加へず、晝は人事に接し、夜は書を讀み禮を考へ、策牘を收捃し、未だ嘗て手を釋かず、是を以て諸公の間に重し、

**講說**　始め公は約束の堅きことを以て其名長安の中に聞え、人の危急を見ては奔つて之を救ひ、爲に財力を出すや甚だ手輕く、助を乞ふ者より言へば、宛も人の家に就いて水火を索むると一般、容易に得らるゝなり、生れつき快豁にして物に拘らず、進んで大官に交り、年齒品類の如何を問はず、同列を仲間に入れ、下僚を引寄せ、細大の別なく皆懇親を結べり、又博奕を好み、音樂を知り、自身は酒を飮むこと少けれども、酒令の實行は甚だ巧なりき、歌舞をなし鼓を打つに、極めて細かなる點までも皆曲さに規律に合し、而も終身酒の上にて人を陵ぎたることなし、晝は人事に接し、夜は書を讀み、禮を考へ、文書を取揃へ、未だ嘗て手を釋きたることなし、斯く勉强なりければ、諸公の間に重んぜられたり、

**注解**　「唯諾」人の事をうけがふなり、「開蕩」打ちひらく、「畢觀」觀は歡の誤、「擊咢」鼓を打つこと、「紀謫」宴會に於て規則違犯者を罰すること、「纖屑促密」音調の細くして急なること、

初娶范陽盧氏、無子、後夫人柳氏、德爲九族冠、生三男子、喪其二焉、貞元十六年某月日卒、祔於長安御宿之北原、家子銑奉柩、以明年月日克葬於墓、銑以文書來柳州、告其叔舅宗元、願碣於墓左、則涕爲之銘、其辭曰、

**段落**　第四大段なり、

**講說**　初め范陽の盧氏を娶りしが、此夫人には子なかりき、後の夫人柳氏は、其德九族中の第一に位せり、男子三人を擧げけるが、其中二人は死去せり、貞元十六年某月其日に卒し、長安御宿の北原に合葬す、家子銑柩を奉じ、明年月日を以て克く墓に葬れり、銑

來り、揚言恐喝するに煩褻の事を以てして曰く、三十萬を得ずんば、吾れ能く禍を爲さんと、公大に怒り、召して之を罵り、爲す所を恣にせしむ、吏巧に以て聞す、御史章を按じ獄を具す、再び道州循州に謫せられ、佐掾となる、赦に會ひ、吉州の長史に移量せらる、元和十二年七月日痁泄を病んで卒す、

**講説**　萬年縣の令に升進せしとき、輻輳せる劇務を取り運びて緒りを立て、公務無事に赴きしため、談話宴會を以て一日を過せしかば、人より之を視れば全く閒散の官職の如くなりき、會々金州の狡黠なる官吏來り、極めて煩はしき下劣の事を言ひ立て恐喝すらく、三十萬金を與へくれずんば汝の害をなすべしと、公は大に怒り、其人を面前に召寄せて之を罵り、勝手にすべしと言渡せり、然るに此の吏巧に言ひ拵へて上中に及びしかば、御史は法律の條章に據り罪狀を定めたるため、道州循州に謫せられ、佐掾となる、大赦に會ひ、吉州の長史に轉任となり、元和十二年七月日痁泄の病に罹つて卒せり、

**注解**　「叢劇」叢は群る、劇ははげし、「量移」左遷の罪狀を酌量して、京師に近き土地に轉ぜしむることなり、「痁泄」瘧、痢、

始公以唯諾聞長安中、奔人危急、輕出財力、如索水火、性開蕩、進交大官、不視齒類、挾同列、收下輩、細大畢觀、喜博奕、知聲音、飲酒甚少、而工於糺謫、諸舞擊咢、纖屑促密、皆曲中節度、而終身不以酒氣加人、晝接人事、夜讀書考禮、收摭策牘、未嘗釋手、以是重諸公間、

**段落**　第三大段なり、

**讀方**　始め公唯諾を以て長安の中に聞ゆ、人の危急に奔り、輕く財力を出だす、水火を索むるが如し、性開蕩、進んで大官に交り、齒類を視ず、同列を挾み、下輩を收め、細大畢く觀る、博奕を喜び、聲音を知り、酒

九月に至り新禮成りたれども、遂に之に因つて改めず、「掌綴」とり合す、「一切」猶ほ便宜と云ふが如し、「二陵」崇豐の二陵、

轉二殿中侍御史一、仍拜二尙書比部員外郞一、會校成要、期歲畢具、刺二金州一、決レ高施レ隟、去二人水禍一、渚茭原茅、闢成二稻粱一、

**段落**　第二大段の第三小段なり、侍御史竝に刺史たりし事を叙す、

**讀方**　殿中侍御史に轉じ、仍ほ尙書比部員外郞に拜す、會校成要、期歲畢く具はる、金州に刺たり、高を決し隟に施し、人の水禍を去く、渚茭原茅、闢けて稻粱となる、

**講說**　公は殿中侍御史に轉じたれども仍ほ又尙書比部員外郞に拜せしが、金穀の計算一年にして畢く具はれり、其れより金州の刺史となりしに地面の高き處を切崩し隙地を埋め、人民の爲に水害を除き、渚の茭、原の茅など、皆闢けて稻粱と化せり、

**注解**　「殿中侍御史」殿庭供奉の儀式を掌る職なり、「尙書比部」賦斂の檢察を掌る、「會校成要」月計を要と曰ひ、歲計を會と曰ふ、

陟二萬年令一、叢劇辦肅、談宴終レ日、人視レ之若レ居二冗官一、然、會金州猾吏來、揚言恐喝、以二煩褻事一曰、不レ得二三十萬一、吾能爲レ禍、公大怒、召罵レ之、恣レ所レ爲、吏巧以聞、御史按レ章、具レ獄、再謫二道州循州一、爲二佐椽一、會レ赦、量二移吉州長史一、元和十二年七月日病二痁泄一卒、

**段落**　第二大段の第四小段なり、萬年の令たりし事を叙す、

**讀方**　萬年の令に陟る、叢劇辦肅、談宴日を終ふ、人之を視れば冗官に居るが如く然り、會ま金州の猾吏

再以レ爲レ佐、離二紛尨一、導二滯塞一、闢二百執事一、條直顯遂、司空拱レ手以成、自二開元制禮一、諱二去國恤章一、累聖陵寢、皆因レ事擘綴、取二一切一乃止、有司卒無レ所レ徵、公乃撰二二陵集禮一、藏二之南閣一、

**段落**　第二大段の第二小段なり、杜公を佐けたることを叙す、

**讀方**　司空杜公聯（シキリ）に崇陵豐陵の禮儀に奉ず、再び以て佐となす、紛尨（バウ）をわかち、滯塞（ソク）を導き、百執事に關する、條直顯遂、司空手を拱し以て成る、開元禮を制するより國恤の章を諱去し、累世の陵寢、皆事に因り擘綴し、一切を取り乃ち已む、有司卒（ツヒ）に徵する所なし、公乃ち二陵の集禮を撰み、之を南閣に藏む、

**講說**　司空の杜公は、引續きて德宗順宗二帝の葬儀を勤務せしが、此の兩度とも裴公を以て佐官となせし處、裴公は亂雜を區別し、澁滯を疏通し、種々なる事務に關する點も一直線に解決し、長官の司空は手をこまぬきたるまゝ、公務は能く成立せり、開元年代に禮を制せしより、禮文中の國恤の章は、畏れ多しとて之を削り去りしかば、後來歷代天子の陵墓に關する事の如き、皆其事ある毎に彼れ此れ取合せ、一時の都合を取料（ハカ）らふに過ぎず、有司も確として典據とすべきものなかりき、是に於て裴公は此の不便を補はんが爲に二陵集禮と云へる一書を撰び、之を南閣に藏せり、

**注解**　「杜公」名は黃裳、貞元二十一年正月德宗崩せし時太常卿たりしが、平章事を以て禮儀使となり、十月德宗を崇陵に葬り、元和九年順宗の崩ずる、杜は又使となり、之を豐陵に葬る、「紛尨」尨は雜なり、「百執事」種々なる事務と云ふが如し、「條直」俗に云ふ筋が立つなり、「顯遂」目立ち運ぶなり、「諱去國恤」初め高宗の顯慶三年、長孫無忌等、修むる所の新禮を上り、中外に詔して之を行ふこととなりしに、許敬宗、李義府の二人は、豫め凶事に備ふるは臣子の言ふべき所に非ずとの說を立て、遂に國恤天子の喪一篇を焚（ヤ）くに至り、之が爲に凶禮は缺典となれり、後開元二十一年

し、

公由進士上第、校書崇文館、飭館事、修整左春坊、由是立署局、後參京兆軍事、按覆校巡、大尹恒得以取直、爲太常主簿、搜逖疑互、探抉遯隱、宿工老師、不得伏匿、皆來會堂下、耆股肱、役喉喙、以集樂事、作坐立二部伎圖、卿奇其績、奏超以爲丞、

**段落**　第二大段の第一小段なり、進士より丞たるに至るまでの事を叙す、

**讀方**　公、進士の上第より崇文館に校書たり、館事を飭(イマシ)めて左春坊を修整す、是に由り署局を立つ、後京兆の軍事に參し、按覆校巡す、大尹恒に以て直を取るを得、太常主簿となる、疑互を搜逖(テキ)し、遯隱を探抉す、宿工老師も伏匿を得ず、皆來つて堂下に會し、股肱をいたし喉喙(カイ)を役して、以て樂事をなす、坐立二部伎の圖を作る、卿其績を奇とし、奏し超えて以て丞となす、

**講說**　公は進士試驗の優等を經て崇文館の校書となり、館の事務を改正して左春坊を修整し、是に由つて別に署局を立てぬ、後京兆の軍事に參し、姦惡を調査して部下を巡察せしかば、京兆の尹も之が爲に公平を行ふことを得たり、尋いで太常主簿となり、疑はしく或は誤れる事件を探り正し、隱遁の君子を尋ね出し、舊(フル)き伶人、年寄れる樂師に至るまでも伏匿することを得ず、皆來つて堂下に會し、股肱の力を致し、部下を使役して音樂の事を成就し、坐伎立伎二部の圖を作りければ、太常卿其功績を奇とし、奏聞の上、飛び超えて丞に進めり、

**注解**　「校書」校書郎とて、書籍の校正整理を掌る職なり、「左春坊」東宮附屬の官坊、「按覆」審糺すること、「大尹」京兆尹なり、「疑互」疑事、互事、互事とは錯雜の事、「宿工老師」宿老工師と云ふが如し、工師は樂人を指す、「坐立二部」坐部と立部、音樂の部別、

司空杜公聯奉崇陵豐陵禮儀、

**講說**　忠を以て美事をなし、臣の道をば履行せり、君を諫めて死せしため、佞者も其惡を止むるに至る、史官は其事を錄し、石に記して臣の軌範となす、

**總　說**

山陽は此文も亦柳筆に非ずと爲せども、必ずしも然らず、恐らくは柳文の未だ至らざるもの、

**纂　評**

○沈德潛評　玄宗、裴耀卿、張九齡を罷めて、李林甫、牛仙客を相とす、此れ治亂の轉關なり、子諒、直諫を以て杖死す、子諒死して諫者人なし矣、乃ち玄宗過を悔ゆるを聞かず、而して後世褒封を加へず、碣を立て墓を表す、其れ已むべけんか、文中輕く一字を下さず、正直を表し、姦諛を誅す、居然たる史筆、

## 唐故萬年令裴府君墓碣

**解題**　裴墐（ハイキン）、子厚の姉の夫なり、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「實父」に至るまでを第一大段となす、家世を敘す、「公由進士上第校書崇文館」より「病痁泄卒」に至るまでを第二大段となす、履歷を敘す、「始公以唯諾聞長安中」より「垂諸公間」に至るまでを第三大段となす、性行を敘す、「初娶范陽盧氏」より篇尾に至るまでを第四大段となす、妻子を敘す、

**公諱墐、字封叔、河東聞喜人、太尉公諱行險、實高祖、侍中公諱光庭、實曾祖、刑部員外郎府君諱稹、實祖、大理卿府君諱儆、實父、**

**段落**　第一大段なり、

**講說**　公諱は墐、字は封叔、河東聞喜の人、太尉公諱は行險、是は實に公の高祖に當る、侍中公諱は光庭、實に公の曾祖に當る、刑部員外郎府君諱は稹、實に公の祖父に當る、大理卿府君諱は儆、實に父に當る、

**文法**　高祖諱行險爲太尉とあるべきを、先づ官名及び諱を掲げ、下に實高祖なるを言ふ、敘法奇とすべ

死すべき道を得しものと思はる、

公之徳之才、洽於傳聞、卒以不試、而獨申其節、猶能奮百代之上、以爲世軌、

段落　第三大段の第一小段なり、公の忠節、世の規範たるを言ふ、

講説　公の徳なり、公の才なり、世の傳聞に深く普及するに拘らず、一生政府に用ひられず、然れども其節を貫きし一事は、猶ほ能く百代の上に其名を與し、以て世の模範となれり、

第令生於定哀之間、則孔子不曰未見剛者、出於秦楚之後、則漢祖不曰安得猛士、而存不及興王之用、沒不遭聖人之歎、誠立志者之所悼也、故爲之銘、銘曰、

段落　第三大段の第二小段なり、主意を結ぶ、

講説　右は姑く置き、公をして魯の定公、哀公の間に生れしめたらんには、孔子も未だ剛者を見ずとは曰はれまじ、又秦楚の後に出でしめたらんには、漢の高祖も安んぞ猛士を得んと言はれまじ、然るに生存中は漢高の如き興王に用ひらるゝに至らず、死後に於ては孔子の如き聖人の嘆息に遭はざることは、志を立つるものゝ悼む所なり、故に之が銘を作る、銘は左の如し、

注解　「定哀」魯の二公の謚、「孔子曰」論語公冶長篇の語、「安得猛士」高祖の作りし大風歌の語、曰く安得猛士守四方と、

文法　剛者は徳に係り、猛士は才に係る、

忠爲美、道是履、諫而死、佞者止、史之志、石以紀、爲臣軌兮、

讀方　忠美をなす、道是れ履む、諫めて死し、佞者止む、史之れ志し、石以て記し、臣軌となす兮、

有唐貞臣汝南周氏、諱某、字某以諫死、葬於某、

段落　第一大段の第一小段なり、諫死を掲ぐ、

講說　有唐の貞臣なる汝南の周氏、其諱は某、字は某と曰へるが、諫言をなせしが、爲に死せり、遺骸は某の地に葬れり、

貞元十二年、柳宗元立碣於其墓左、

段落　第一大段の第二小段なり、碣を立つることを叙す、

講說　貞元十二年に、柳宗元、此人の爲に碣を其墓の左に立てぬ、

在天寶年、有以諂諛至相位、賢臣放退、公爲御史、抗言以白其事、得死於墀下、史臣書之、公之死而佞者始畏公議、

段落　第二大段の第一小段なり、諫死の結果を叙す、

講說　天寶の年間に於て、諂諛の手段に由り宰相の位に登りたるものあり、而して賢臣は彼れの爲に放ち退けられたるが、公は御史の職に在りければ、其非なることを主張して具申に及びし處、天子の怒に觸れ、墀下に於て殺されたり、然るに史官は之を書き留めたるを以て、公の忠死せしより佞者も始めて公議を畏れて謹むことゝなれり、

注解　「天寶」玄宗の年號、「墀」墀は塗なり、丹漆を以て塗るがゆゑに丹墀と稱す、

於呼、古之不得其死者衆矣、若公之死、志匡王國、氣震姦佞、動獲其所、斯蓋得其死者歟、

段落　第二大段の第二小段なり、其節に死したることを賛す、

講說　扨も古より死する道を得ざりし人多數なりき、然るに公の死に至つては、志は王國を匡し、氣は姦佞を恐れしめ、其行爲、適當の仕方に叶へり、蓋し

ず、人に因つて彰る、彼の蘭亭の如きも、右軍に遇はずんば、清湍にあれ修竹にあれ皆空山の中に埋沒せしならん、今此の茅亭や、閩山の間にはさまり、佳境も到るもの罕なれば、若し作る所を書せずんば、立派の跡を湮滅せしめん、是れ林や澗の址を遺す次第となるが故に、之を書き留むるなり、

**注解**　「蘭亭」王羲之嘗て同志と會稽山陰の蘭亭に宴集す、羲之自ら序を作る、其中云ふあり、此地に崇山峻嶺茂林修竹あり、又清流激湍左右に映帶し、引いて以て流觴曲水を爲る、

総　説

此れ子厚平生の文と全く其體を異にし、雅俗天淵、是を僞作となすは當れり、

纂　評

○沈德潛評　鮮秀刻露、情あり文あり、或は云ふ、此れ獨孤及の文、誤つて柳の集中に入るものと、豈に其風格少近に因るか、然れども柳寛は子厚が兄たり、仍ほ是れ柳作なること疑ひなし、

# 唐故御史周君碣

**解題**　蔣注に曰く、周君未だ詳ならず、張唐英云ふ、御史は必ず周子諒なり、唐史を按ずるに、開元二十四年、牛仙客を以て工部尙書同中書門下三品となす、子諒は牛仙客の非才を彈じ、讖書を引いて證となす、上怒る甚し、親しく詰問を加へ、左右に命じ殿庭に檏(ハク)し、絕えて復た蘇す、仍ほ之を朝堂に杖し、瀼洲に流す、藍田に至つて墀(チ)下に死す、又天寶の年に在るが如し、恐らくは或は誤なり、○碣(ケツ)は石碑の一種にして、碑頂圓きもの、

**動機**　忠貞の大節を明かにするに在り、

**主意**　存亡ともに不幸なりしは悼むべしと云ふに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「立碣於其墓左」に至るまでを第一大段となす、綱領を揭ぐ、「在天寶年」より「斯蓋得其死者」に至るまでを第二大段となす、諫死の功に就いて之を贊す、「公之德公之才」より篇尾に至るまでを第三大段とす、哀悼の意を述べて碑を立つる所以を叙す、

**段落**　第三大段なり、

**讀方**　歳辛卯に在り、我が仲兄、方牧の命を以て是の邦に試らる、夫れ其徳及ぶ故に信孚、信孚故に人和す、人和す故に政暇多し、是に由つて嘗て北山に徘徊し、以て勝概を寄す、乃ち墍り、乃ち塗つて我が宇する攸を作る、是に於て朝を崇へず、而して木工成るを告ぐ、風止み雨收り烟霞澄鮮なる毎に、輙ち角巾鹿裘、昆弟友生冠者五六人を率ゐて山椒を歩して登る焉、是に於てか手に絲桐を揮き、目還雲を送る、西山の爽氣、我が襟袖に在り、以て萬類を極む、攬るに掌に盈たず

**講說**　干支の辛卯に在る年、我が仲兄は方牧の命を以て職を是の邦に試みられしが、其德の及べるが故に信實自ら人心に入り、信實人心に入るが故に人和らぐ、人和らぐが故に政事に暇多し、是に由り嘗て此山に徘徊して勝概の情を寄せ、其家の修覆に着手し、壁などを塗り易へ、己れの居る所を造作し、朝を終へざるに木工は已に落成を告げぬ、風止み雨收まり烟霞の鮮なる毎に、角巾を蒙り鹿裘を被り、兄弟、友人、書生五六人を率ゐて、山頂に歩して登りぬ、是に於て手に琴絃を揮き、目に還雲を送り、西山の爽氣は我が襟や袖の中に在り、一目に萬類を極め、一握りにも足らざる心地す、

**注解**　「辛卯」元和六年、「墍」仰いで塗るなり、「宇」居るなり、「崇」終る、「冠者」若者、「孚」信の人に及ぶなり、「椒」山の巓なり、「絲桐」琴なり、「攬」とる、

夫美不自美、因人而彰、蘭亭也、不遭右軍、則清湍修竹、蕪沒於空山矣、是亭也、僻介閩嶺、佳境罕到、不書所作、使盛跡鬱湮、是貽林澗之媿、故志之、

**段落**　第四大段なり、

**讀方**　夫れ美自ら美ならず、人に因つて彰る、蘭亭や、右軍に遭はざれば、則ち清湍修竹、空山に蕪沒す矣、是の亭や閩嶺に僻介し、佳境、到る罕なり、作る所を書せざれば、盛跡をして鬱湮せしむ、是れ林澗の媿を貽さん、故に之を志す、

**講說**　夫れ如何に美なるものと雖も自ら美なる能は

翠詭狀、綺綰繡錯、蓋天鍾二秀於是一、不レ限二於遐裔一也、然以下壤接二荒服一、俗參中夷徼上、周王之馬迹不レ至、謝公之屐齒不レ及、巖徑蕭條、登探者以爲レ歎』

**段落**　第二大段なり、

**讀方**　是の山崒然、莽蒼の中に起る、馳奔雲矗、數十百里に亘り、尾荒陬に蟠り、首大溪に注ぐ、諸山來朝、勢星拱の若し、蒼翠詭狀、綺綰繡錯、蓋し天秀を是に鍾め、遐裔に限らざるなり、然れども壤荒服に接し俗夷徼に參するを以て、周王の馬迹至らず、謝公の屐齒及ばず、巖徑蕭條登探するもの以て歎をなす、

**講說**　此の馬退山は崒然と突立して、平野の中より起り、勢ひ飛ぶが如くに延びて、雲中に直立して數十百里に續き、此山脈の尾は邊鄙に蟠り、首は大溪に向ひ、諸山皆此の山脈に來朝し、勢ひは衆星が北辰に向ふが如く、蒼翠なる山の異態は綾の如くにからみ、繡取の如くに交はる、是れ蓋し天が此に秀麗の地に集め、遐裔なるが爲に例外として之を棄てざるなり、然れども土地が荒服に接し、俗が夷境に入込むを以て、周王の馬迹も至らず、謝公の屐齒も及ばず、巖徑は物淋しく、登り探るものは之が爲に嘆息せり、

歲在二辛卯一、我仲兄以二方牧之命一、試二於是邦一、夫其德及故信孚、信孚故人和、人和故政多レ暇、由レ是嘗徘二徊北山一、以寄二勝槩一、乃墍乃塗、作二我攸一レ宇、於レ是不レ崇レ朝、而木工告レ成、每二風止雨收、烟霞澄鮮一、輒角巾鹿裘、率二昆弟友生冠者五六人一、步二山椒一而登焉、於レ是乎揮二絲桐一、目二送還雲一、西山爽氣、在二我襟袖一、以極二萬類一、攬不レ盈レ掌』

# 邕州馬退山茅亭記

**解題**　邕州は廣西に在り、

**動機**　盛跡の堙滅を防ぐに在り、

**主意**　仲兄の政暇を以て勝概を樂みたることを示すに在り、

**段落**　四大段より成る、篇首より「昭其儉也」に至るまでを第一大段となす、茅亭を記す、「是山崒然」より「登探者以爲歎」に至るまでを第二大段となす、馬退山を記す、「歳在辛卯」より「攬不盈掌」に至るまでを第四大段となす、記を作る所以を記す、

冬十月、作新亭於馬退山之陽、因高邱之阻以面勢、無欂櫨節梲之華、不斲椽、不翦茨、不列牆、以白雲爲藩籬、碧山爲屏風、昭其儉也』

**段落**　第一段なり、

**讀方**　冬十月、新亭を馬退山の陽に作る、高邱の阻に因つて以て面勢す、欂櫨節梲の華なく椽を斲らず、茨を翦らず、牆を列ねず、白雲を以て藩籬となし、碧山を屏風となす、其儉を昭かにするなり、

**講說**　冬十月に新亭を馬退山の南に作り、高邱の險に因り、之に應じて結構を立て、欂櫨節梲の飾なく、椽を削らず、茨を切らず、牆を列ねず、白雲を以て其まゝ墻根となし、碧山を屏風とせり、右は其儉約なることを明にせしなり、

**注解**　「欂櫨」柱の上のウデ木、「節」斗がた、「梲」梁上の短柱、「茨」かやの類、「昭其儉也」左傳桓公二年臧哀伯の辭、「面勢」方面形勢、

**文法**　以白雲爲藩籬、碧山爲屏風の二句、初學より之を視れば甚だ巧妙なるが如し、然れども非常の俗調なり、然るに之を和歌に譯するときは雅となる、

是山崒然起於莽蒼之中、馳奔雲矗、亘數十百里、尾蟠荒陬、首注大溪、諸山來朝、勢若星拱、蒼

山は小なれども高く、其形は魚の立てたるが如く、多秭歸乃ち仙奕山の西に在り、山の西に穴あつて、仙奕に類す、其穴の東より入りて西北に出づ、靈泉は東趾の下に在り、山の麓之を圍む、泉は大きさ車のコシキに類し、雷の如き音をなして西に走ること二丈、洄あつて石澗に在り、之が爲め伏して見えず、綠青の魚及び鯽あり、又鯈多し、

**注解**「在多秭歸西」一本に在を亦に作る、之に從ふときは、歸の字の下を句とす、

**文法** 齋藤拙堂云ふ、多秭歸、立魚の字を用ゆる、地名の如し、殊に新奇なり、

雷山兩崖皆東西雷水出焉、蓄崕中曰雷塘、能出雲氣、作雷雨、變見有光、禱用狙魚豆彘、修形糈稌酒陰、虔則應、在立魚南、其間多美山、無名而深、峨山在野中、無麓、峨水出焉、東流入於潯水、

**段落** 第五大段なり、

**講說** 雷山の兩崖は、東西とも雷水流れ出づ、其崖中に蓄ふるを雷塘と曰ふ、能く雲氣を生じ雷雨を起し、變幻して光あり、雨を禱るには、狙に載せたる魚、豆に盛りたる豚ラカン、羹、米、稻、淨水等を用ひ、敬虔を盡せば感應あり、其地位は立魚の形をなせる山の南に在り、其間見事なる山あれども、名なくして深し、峨山は野中に在り、山の裾なく、峨水此山より出で、東流して潯に入る、

**注解**「形」鉶に同じ、羹を盛るの器名、

總說

此文の學ぶべき處は合敘分敘の法なり、若し同異多數の物を記するに此法を用ふれば、蕪雜を免るべし、

纂評

○沈德潛評 體は太史公の天官書に似、句は酈道元水經の注に似たり、零々雜々間架を立てず、聯絡照應を用ひず、眞に奇作なり、明の王守溪七十二峰の記、此意を得るに似たり、

## 鳥多秭歸、

**段落**　第三大段なり、

**講說**　又西なるを仙奕の山と曰ふ、山の西側は上ることを得、其上に穴あり、穴の中に屏もあり、室もあり、軒もあり、軒の下に浮石ありて、其結體は肺肝の如く、茄の房の如く下に釣り下がりたる者もあれば、或は下に固まりて、人の如く、鳥の如く、器物の如くなるもの甚だ衆し、東西に九十尺、南北は其半分を減ず、東へ登り、小穴に入ること二丈の奥に至れば、ガラリとして甚だ廣く、穴なきゆゑ眞暗なり、火を點じて之を視るに、高き處にてヤット軒まで見ゆ、皆流石の怪狀をなせるものなり、又屏南の室中より小穴に入り、三丈二尺ほど上り、始めて暗く、其れより大に明かなるを上室とす、上室より上れば穴あり、北に向つて穴を出づれば大なる野原を視下し、飛鳥も皆其背を見る次第なり、其始めて登る者、山上にて石枰を見當ることとなるが、其石は黑き膚にして赤き筋十八本あり、奕すべし、故に仙奕山と名づくるなり、山に樫や櫧や篔簹と云ふ竹多く、橐吾多く、此に棲む鳥には秭歸多し、

**注解**　「常有四尺」八尺を尋となし、尋に倍するを常となす、卽ち一丈六尺なり、之に四尺を加ふれば二丈を得、「廓然」打開けたる貌、「篔簹」竹の一種、節と節との間極めて長きもの、「橐吾」欵冬の一種、つはぶき「秭歸」ほとゝぎす、

**文法**　飛鳥皆視背の句は、其高きを形容す、

## 石魚之山全石、無大草木、山小而高、其形如立魚、在多秭歸西、有穴類仙奕、入其穴東、出其西北、靈泉在東趾下、有麓環之、泉大類轂、雷鳴西奔二十尺、有洄在石澗、因伏無所見、多綠青之魚及石鯽、多鯈、

**段落**　第四大段なり、

**講說**　石魚の山は悉皆石山にして、大なる草木なく

立不倚、北流潯水瀨下』、

段落　第二大段なり、

講說　北に二子山あり、道を挾んで聳え立てり、之を背石山と曰ふ、枝川が東へ流れて潯水に入り、潯水は枝川を受けつゝ北へ流れて、其れより東に向ひ、大壁の下に至つて盡く、其壁は龍壁と名づけ、下に立派なる石多し、硯となすを得、南の方水を渡れば山あり、是には裾なく、廣さ百尋、高さ五丈、下も上も一の如し、之を甑山と曰ふ、山の南は皆大山にして奇勝、又南且つ西なるを鴛鶴山と曰ふ、勢ひよく聳えて環り立ち、古の州の首府は、其地勢此山を負へり、坎の下に泉あり、常に盈ちて流るゝことなし、南に山あり、眞四角にして、高く屛に類する者を屛山と曰ひ、其西を四姥山と曰ふ、皆獨立して附屬する所なく、北流は潯水早瀨となつて下る、

注解　「背石山」東を桃竹と曰ひ、西を鵲兒と曰ふ、「絕」わたると訓ず、

文法　以上、水經注を學びたるものなり、

又西曰仙奕之山、山之西可上、其上有穴、穴有屛、有室、有宇、其宇下有流石、成形如肺肝、如茄房、或積於下、如人如禽、如器物、甚衆、東西九十尺、南北少半、東登入小穴、常有四尺、則廓然甚大、無竅、正黑、燭之高僅見其宇、皆流石怪狀、由屛南室中入小穴、倍常而上、始黑已而大明、爲上室、自上室而上、有穴、北出之、乃臨大野、飛鳥皆視其背、其始登者得石枰於上、黑肌而赤脈、十有八道可奕、故以云、其上多樫、多櫧、多篔簹之竹、多橐吾、其

# 柳州山水近治可遊者記

**解題**　柳州の山水中、首府附近に在つて遊覽するに足るものを擧げて、之を記せしなり、

**段落**　凡そ五大段より成る、篇首より「水涯」に至るまでを第一大段となす、地勢の總叙なり、「北有雙山」より「北流潯水瀨下」に至るまでを第二大段となす、諸山を合叙す、「又西曰仙奕之山」より「其鳥多秭歸」に至るまでを第三大段となす、西奕山を單叙す、「石魚之山全石」より「多儵」に至るまでを第四大段となす、石魚山を單叙す、「雷山兩崖」より篇尾に至るまでを第五大段となす、雷山を單叙し、深峨山を附記す、

古之州治、在潯水南山石間、今徙在水北、直平四十里、南北東西皆水涯、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　柳州昔時の首府は、潯水の南なる山石の間に在りしが、今は移つて潯水の北に在り、其地勢眞平なること四十里にして、東西南北とも皆水にして圍まれたる處なり、

**注解**　「涯」囘合なり、

北有雙山、夾道嶄然、曰背石山、有支川、東流入於潯水、潯水因是北而東、盡大壁下、其壁曰龍壁、其下多秀石、可硯、南絕水有山、無麓、廣百尋、高五丈、下上若一、曰甑山、山之南皆大山、多奇、又南且西曰駕鶴山、壯聳環立、古州治負焉、有泉在坎下、常盈而不流、南有山、正方而崇、類屛者曰屛山、其西曰四姥山、皆獨

の事をなすべきに非ず、さすれば造物は果してなきか、

**文法**　中州、夷狄云々は、暗に己れの廟堂に用ひられず、謫臣となつて永州に在るを言ふ、

或曰、以慰下夫賢而辱二於此一者上、或曰、其氣之靈、不レ爲二偉人一而獨爲二是物一、故楚之南少レ人而多レ石、是二者、余未レ信レ之、

**段落**　第二大段の第二小段なり、餘波を以て感慨を寫す、

**讀方**　或は曰く、以て夫の賢にして此に辱めらるゝ者を慰むと、或は曰く、其氣の靈偉人とならず、而して獨り是の物となる、故に楚の南人少くして石多しと、是の二者余未だ之を信せず、

**講說**　或人の說には、造物者が此の石城の奇觀を夷狄に設けたる所以は、世の賢人にてありながら此地に貶謫の辱めを受けたる人の心を慰めんが爲めなりと、又或人の說には、此地に於ける物質の靈妙その物が、偉人とならずして唯だ是の石となれるにて、之がため楚の南には人少くして石多しと、されど此二說とも余は未だ之を信せずと、

**文法**　二說を擧げて余未信之と云ひ、以て之を排斥するが如くなれども、其實、眞意は反つて此中に在り謂ゆる賢而辱者は作者の影子にして、獨爲是物は與に語るべき人なきを言ふなり、是れ文家が狡獪の伎倆に因つて人を眩する處にして、絕妙の結法と謂ふべく、淺人の解する所に非ず、

**總說**

議論側筆を用ひ、造物者の有無を說くや、信ずるが如く疑ふが如く、結末も又强ひて曖昧不了の語をなす、自ら哲理的趣味を帶ぶ、是れ韓退之に於て見るを得ざる所、柳の獨擅と謂ふべし、

**纂評**

○茅鹿門評　石の瑰瑋を借り、以て胸中の氣を吐く、

○沈德潛評　洸洋恣肆の文、善く莊子を學ぶ、故と是れ題を借り意を寫す、○此れ西山北出の一支、上の七篇と連屬せず、

えて下れば、二條の道あり、其中の一は西に向へり、此方は尋ね見るも何等發見する所なし、又其一は少しく北に向ひ、其れより東に行くと四丈に過ぎざるに、地斷えて川となる、積石あつて横さまに其切り岸に當り、其上は姫墻又は屋の棟の形をなし、其旁は砦の如く出張れり、門の如き處あり、之を窺ふに眞暗なり、小石を投げ入るれば、ドンと鳴つて水音を聞く、其響は一時張り上り、稍や暫くして始めて消ゆ、四方何處よりも上るべく、眺望は甚だ遠し、山に土なく、而も嘉き木や美しき竹を生じ、益す奇にして堅し、其石の排置の或は疎に或は密に、形狀の或は伏し或は仰ぐ、如何にしても無意味とは思はれず、智者が拵へたる者のやうに覺ゆるなり、

**注解**　「睨睥」城上の垣、「梁欐」屋棟、「堡塢」堡は小城、塢は小障、「激越」調子の張り揚ること、「疏數」數は密なり、

**文法**　睨睥、堡塢等の字面は、皆石城の名に因めり、○智者の一句は下說を起す、二田云ふ、物を狀し疑ひを設く、都べて城字より生出す、古人意を構へ文を爲る、泛設のものなし、便設便ち移掇すべし、感を諧を寓す、煞語を爲さず、故に超、

噫吾疑二造物者之有無一久矣、及レ是愈以爲二誠有一、又怪下其不レ爲二之於中州一、而列中是夷狄上、更二千百年一不レ得三一售二其伎一、是固勞而無レ用、神者儻不レ宜レ如レ是、則其果無乎、

**段落**　第二大段の第一小段なり、造物の有無を論ず、

**讀方**　噫吾れ造物者の有無を疑ふ久し、是に及び、愈よ以て誠に有りとなす、又其之を中州に爲らずして之を夷狄に列し、千百年を更て一も其伎を售ふるを得ざるを怪む、是れ固より勞して用なし神は儻しくは是の如くなるべからず、則ち其れ果して無きか、

**講說**　抑も余は造物者の有無を疑ふこと久しかりしが、此小石城山に遊ぶに及び、愈よ實際となせり、又造物が此山を中國に爲らずして此の夷狄に列し、千百年の年月を經て一たびも其伎を售ふることを得ざるを怪む、是れ固より勞して用なし、神は斯かる無益

# 小石城山記

**解題**　石城とは、石が自然に城の形を成したるを謂ふ、

**動機**　己が世に棄てられたる不平を洩すに在り、

**主意**　造物者は有れども無きが如しと云ふに在り、

**段落**　凡そ二大段より成る、篇首より「類智者所施設也」に至るまでを第一大段となす、叙事なり「噫吾疑造物者之有無久矣」より篇尾に至るまでを第二大段となす、議論なり、

自西山道口徑北、踰黄茅嶺而下、有二道、其一西出、尋之無所得、其一少北而東、不過四十丈、土斷而川分、有積石、橫當其垠、其上爲睥睨梁欐之形、其旁出堡塢、有若門焉、窺之正黑、投以小石、洞然有水聲、其響之激越良久乃已、環之可上、望甚遠、無土壤而生嘉樹美箭、益奇而堅、其疏數偃仰、類智者之所施設也、

**段落**　第一大段なり、

**讀方**　西山道口より北を徑し、黄茅嶺を踰えて下る、二道あり、其一は西出、之を尋ぬるに得る所なし、其一少しく北して東す、四十丈に過ぎず、土斷えて川分る、積石あり、橫に其垠に當る、其上は睥睨梁欐の形を爲す、其旁は堡塢を出だす、門の若くなるあり、之を窺へば正に黑し、投ずるに小石を以てす、洞然水聲あり、其響の激越、良や久しく乃ち已む、之を環り上るべし、望めば甚だ遠し、土壤なくして嘉樹美箭を生ず益す奇にして堅、其疏數偃仰、智者の施設する所に類するなり、

**講説**　西山の道口より北に小路を取り、黄茅嶺を踰

者、有能追余之踐履耶、得意之日與石渠同、

**段落**　第二大段なり、

**讀方**　古の人其れ此に樂むあるか、後の來者能く余の踐履を追ふあるか、得意の日石渠と同じ、

**講說**　昔の人にて此に樂みし人ありしや否や、後來の者能く余の跡を追ふ人ありや否や、恐らくは之なかるべし、則ち余の專有物なり、扨此れを得たるの日は、石渠を得たると同日なり、

**注解**　「踐履」履むを以て跡の意として用ふ、「得意之日」一本に意字なし、今之に從ふ、

由渴而來者、先石渠、後石澗、由百家瀨上而來者、先石澗、後石渠、澗之可窮者、皆出石城村東南、其間可樂者數焉、其上深山幽林逾峭險、道狹不可窮也、

**段落**　第三大段なり、

**讀方**　渴よりして來るもの、石渠を先にして石澗を後にす、百家瀨上よりして來るもの、石澗を先にし石渠を後にす、澗の窮むべきもの、皆石城村の東南に出づ、其間樂むべきもの數焉、其上深山幽林逾よ峭險、道狹く窮むべからざるなり、

**講說**　渴の方向より此に來る人は石渠を先にして石澗を後にし、百家瀨上の方向よりして來るものは石澗を先にして石渠を後にす、澗の探檢出來得るものは皆石城村の東南に出づ、其途中樂むべき景色數多あり、其上は深山幽林逾よ切り立ち、逾よ險阻に、道も狹ければ、窮むることならず、

## 總說

此篇の起法は、前諸篇と大に其趣を變ず、而して結末は更に絕特なり、

## 纂評

○沈德潛評　袁家渴、石渠二篇を連ね、倶に窮の字を以て線索となす、○柳州、山水に遊ぶ記の諸篇、次第あり聯絡あり、而して又顯然次第聯絡の跡を露はさず、後人に別つ所以、

土山之陰、民又橋焉、其水之大、倍石渠三之、亘石爲底、達于兩涯、若床若堂、若陳筵席、若限閫奥、水平布其上、流若織文、響若操琴、揭跣而往、折竹掃陳葉、排腐木、可羅胡床十八九居之、交絡之流、觸激之音、皆在床下、翠羽之木、龍鱗之石、均蔭其上、」

**段落**　第一大段なり、

**讀方**　石渠の事既に窮まる、橋の西北より上つて土山の陰に下る、民又橋す焉、其水の大、石渠に倍して之を三にす、亘石を底となし、兩涯に達す、床の若く堂の若く、筵席を陳ずるが若く、閫奥を限るが若し、水其上に平布し、流は文を織るが若く、響は琴を操るが若し、揭跣して往き、竹を折り陳葉を掃ひ腐木を排し胡床十八九を羅ねて之を居くべし、交絡の流、觸激の音、皆床下に在り、翠羽の木、龍鱗の石、均しく其上を蔭ふ、

**講說**　石渠の探檢既に盡きたれば、橋の西北より上つて土山の北方に下りし處、此にも土民共橋を架せり、其水の大きさは石渠に三倍し、底は石を布きつめ兩方の岸まで達したり、其狀、床の若く、堂の若く、筵席を陳べたるが若く、門や堂の仕切を立てたるが若し、水は其上に平布し、流は綾を織るが若く、響は琴を彈ずるが若し、衣を揭げ徒跣にて水を涉り、竹を折り落葉の積れるを掃ひ除け、立腐れの樹木を押し片附けし處、澗の上には胡床十八九を竝べて置き得る程なり、乃ち胡床を置きたるに、綾なす流、岸打つ水音、皆床下に在り、翠羽の如き木の葉、龍鱗の如き石は、均しく其上を蔽へり、

**注解**　「石渠之事」前篇に謂はゆる渠を蠲め、及び石を踰ゆる等の事、「亘石」石を布き亘す、「閫奥」門の閾と堂の奥、「交絡」織文の事、「觸激」操琴の事、「翠羽」かはせみの羽、

古之人其有樂乎此耶、後之來

易からしめたり、
**注解**　「攬」とる、「翳」立ちぐされ、「祟」聚むなり、「釃」わかつなり、

元和七年正月八日、蠲渠至大石、十月十九日、踰石得石泓小潭、渠之美於是始窮也、

**段落**　第三大段なり、
**讀方**　元和七年正月八日、渠を蠲めて大石に至り、十月十九日、石を踰え石泓小潭を得たり、渠の美是に於て始めて窮まるなり、
**講説**　元和七年正月八日に渠を掃除して大石に至り、十月十九日石を踰えて石泓小潭を得たるが、渠の美は是に於て始めて盡きぬ、
**文法**　徂徠云ふ、記既に畢り、又石泓小潭を得る月日を錄し、以て之を詳かにす、之を詳かにするは之を喜ぶ所以、

**總　說**

視之の八字亦雋句、

**纂　評**

○茅鹿門評　清冽、
○楚漣評　子厚の諸記、毎に一水一石を狀する處、亦其致を極む、故に人をして之を讀み、衣を解いて其境に盤礴せんと欲するが似からしむ、
○沈德潛評　視之既靜其聽始遠、袁家渴篇の、風を寫し、未だ及ばざる所を補ふ、通體俱に雋潔、

## 石澗記

**主意**　己れの獨り此澗を得たるを喜ぶ、
**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「均蔭其上」に至るまでを第一大段となす、澗の量を記す、「古之人其有樂於此耶」より「與石渠同」に至るまでを第二大段となす、感慨を記す、「由渴而來者」より篇尾に至るまでを第三大段となす、道路及び方向を記す、

石渠之事既窮、上由橋西北、下

たり、是れ主、是れに由り泓あり、潭の一路を存す、叙次して景を綴る、仍ほ風に似たり、

其側皆詭石怪木奇卉美箭、可列坐而庥焉、風搖其顚、韻動崖谷、視之既靜、其聽始遠、

段落　第一大段の第四小段なり、木石と風とを記す、

讀方　其側皆詭石怪木奇卉美箭列坐して庥すべし焉風其顚を搖かせば、韻、崖谷を動かす、之を視る既に靜か、其聽始めて遠し、

講說　其側には奇石あり、怪木あり、異りたる花あり、美麗なる矢竹あり、列坐して休息するに堪へたり、風來つて樹木の頂を搖るときは、其音崖や谷を震動す、視る視る中に樹木の動搖已に靜まれば、音も漸く遠くなる、

注解　「箭」竹の矢に作るべきもの、

文法　舟行若窮忽又無際と曰ひ、睨若無窮然卒入於濶と曰ひ、視之既靜其聽始遠と曰ふ、是等柳州の獨造、蓋し晉宋間の文字より悟入するなり、

予從州牧得之、攬去翳朽、決疏土石、既崇而焚、既釃而盈、惜其未始有傳焉者、故累記其所屬、遺之其人、書之其陽、俾後好事者求之得以易、

段落　第二大段なり、

讀方　予州牧に從つて之を得たり、翳朽を攬去し、土石を決疏す、既に崇めて焚き、既に釃つて盈つ、其未だ始めより傳ふるもの有らざるを惜む、故に其屬る所を累記し、之を其人に遺り、之を其陽に書せしめ、後の好事者をして之を求むるに以て易きを得しむ、

講說　予は州の刺史より之を得たるが、木の立ち腐れたるを取り去り、流れの邪魔をなせる土石を取りすかし、枯木は一まとめとして之を焚き、土石は分排して水を盈たせしが、此地の古來評判するものなきを惜むゆゑに、其見る所を累ね記し、之を其土地の人に遺り、水北に書せしめ、後の好事者をして之を求め

**講說**　渴より西南に行くこと百步に足らずして、石渠を發見せり、土人其上に橋を架せり、水は何となく奥行き深く、其鳴る音は、大かと思へば細く、細しと思へば大なり、渠の幅は、或は一尺足らず、又は二尺位、長さは十步內外あり、其流は大石に出合ひ、伏して其石の下より出づ、

**注解**　「幽々然」水源の遠きを形容せるなり、「咫尺」八寸を咫と曰ふ、

踰石而往、有石泓、菖蒲被之、青鮮環周、又折西行、旁陷巖石下、北墮小潭、

**段落**　第一大段の第二小段なり、石泓を記す、

**讀方**　石を踰えて往く、石泓あり、菖蒲之に被り、青鮮環周、又折れて西行、旁ら巖石の下に陷り、北小潭に墮つ、

**講說**　石を渡つて行けば石の水溜りあり、其上に菖蒲生ひかぶさり、目の醒むるやうなる青葉は四面を取り圍む、折れて西に行けば、一方巖石の下に陷り、北の方小潭に落ち込む、

**注解**　「泓」水の深處、

**文法**　山陽云ふ、鈷鉧潭より此に至る、水聲を叙する凡そ三次、愈よ出でゝ愈よ妙、乍ち大乍ち細、大奇狀なし、之を讀む、喜ぶべきを覺ゆ、世間の萬象一に清者の筆を經れば、便ち化して淸物となるなり、

潭幅員減百步、淸深多鯈魚、又北曲行紆餘、睨若無窮、然卒入於渴、

**段落**　第一大段の第三小段なり、潭を記す、

**讀方**　潭幅員百步に減ず、淸深鯈魚多し、又北に曲行紆餘し、睨するに窮りなきが若し、然れども卒に渴に入る、

**講說**　潭の幅員は百步より內なり、水淸くして深く、鯈多し、又北の方に曲りうねり行き、眺め見るに窮りなきが如くなれども、其末は流れて渴に入る、

**注解**　「鯈魚」一名鮂、又黑鰦、

**文法**　高梅亭云ふ、前に渴より逆行して上り、渠を得

來り、雜ふるに六朝の雋味を以てせしもの、山陽が之を評して、三都二京、連篇累牘此の數十字の采色絢爛人を動かすに若かずと云へるは、眞に然り、

纂　評

○高梅亭評　末段渦中の一小山を摘し、別に生趣を生ず、凡そ樹を記して草を記する、皆風の蓄勢をなす、

○儲同人評　或は謂ふ、賦に似たり、文選に熟精するに由つて之を得と、余曰く、非なり、賦家浮誇多し、先生諸記、一々天地の眞景、

○沈德潛評　水を記し、山を記し、樹を記し、草を記す、妙に入らざるなし、尤も風を記する一段に在り、共に九句、凡そ性情形勢、往來動定、一々具備す、化工と云ふべし、○王右丞が安知清流轉、忽與前山通は神來の句、舟行若窮の二語を讀む、故と應に之に勝るべし、

# 石渠記

**解題**　渠はみぞなり、

**主意**　前篇と略ぼ同じ、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「其聽始遠」に至るまでを第一大段となす、景を叙す「予從州牧得之」より「得以易」に至るまでを第二大段となす、情を叙す、「元和七年正月八日」より篇尾に至るまでを第三大段となす、渠を清めたる顚末を叙す、

自渴西南行、不能百步、得石渠、民橋其上、有泉幽々然、其鳴乍大乍細、渠之廣或咫尺、或倍尺、其長可十許步、其流抵大石、伏出其下、

**段落**　第一大段の第一小段なり、石渠を記す、

**讀方**　渴より西南に行く百步なる能はず、石渠を得、民其上に橋す、泉あり幽々然、其鳴る乍ち大乍ち細、渠の廣さ、或は咫尺、或は倍尺、其長さ十許步ばかり、其流大石に抵り、伏して其下に出づ、

**段落**　第二大段の第二小段なり、草木と風とを記す、

**讀方**　小山あり、水中に出づ、山皆美石、上に青叢を生じ、冬夏常に蔚然、其旁巖洞多く、其下白礫多く、其樹楓柟石楠楩櫧樟柚多く、草は則ち蘭芷、又異卉あり合歡に類して蔓生し、水石に轇轕す、風四山よりして下る毎に、大木を振動し衆草を掩苒す、紛紅駭綠、蓊葧たる香氣、衝濤旋瀨、退いて谿谷に貯へ、葴蓰を搖颺し、時と推移す、其大都此の如し、余以て其狀を窮むるなし、

**講說**　小山あつて水中より出づ、山は皆奇麗なる石にて、其上に青々したる草木を生じ、冬となく夏となく常に繁茂せり、其旁には嵓穴多く、其下には白き小石多し、其木の種類には楓柟石楠楩櫧樟柚あり、草の種類には蘭芷あり、又珍らしき花あり、是は合歡に類して蔓生なるが、小石に纏ひ附けり、風が四方の山々より吹き下す毎に、大木を振動し衆草を吹き靡かせ、紅綠紛々として亂れ搖き、湧くが如き香氣あり、又濤を衝き瀨を旋らして谿谷に押し戻し、花を吹き上げ吹き飜して、時と推し移る、其大略は右の如くなるが余は其狀を十分盡す能はず、

**注解**　「柟」くすの類、「石楠」しやくなげ、「楩」くすの類、「樟」くす、「櫧」かし、「轇轕」かぶさり、まとふ、「葴蓰」草木の花、

**文法**　唐荊川云ふ、此段、子虛の賦に類すと、

永之人未嘗遊焉、余得之、不敢專也、出而傳於世、其地世主袁氏、故以名焉、』

**段落**　第三大段なり、

**讀方**　永の人未だ嘗て遊ばず焉、余之を得る、敢て專にせざるなり、出だして世に傳ふ、其地は世袁氏を主とす、故に名づく、

**講說**　永州の人は是れまで此地に遊びたるものなし、余之を手に入れたれども敢て獨占せず、發表して世間に知らしむることゝせり、其地は世々袁氏の所有に係るが故に、袁を以て渇に名づけて袁家渇と云ふなり、

## 總　說

前半簡錬にして後半麗縟、其風を寫す處は騷賦より

平者深黑、峻者沸白、舟行若窮、忽又無際、』

段落　第二大段の第一小段なり、渴の名と狀とを記す、

讀方　楚越の間の方言、水の反流する者を謂ひて渴となす、音、衣褐の褐の如し、渴上南館高嶂と合し、下百家瀨と合す、其中重洲小溪、澄潭淺渚、間厠曲折、平かなるもの深黑、峻しきもの沸白、舟行窮まるが若く忽ち又際なし、

講說　楚越地方のナマリにては、水の戻つて流るゝを渴となす、渴の字は衣褐の褐の字と同音なり、渴の上は南館の高き險山と合し、下は百家瀨と合し、其中に重なれる洲、小さき谷川、澄める潭、淺き渚など、入り雜り折り曲り、水の平かに流るゝ處は深黑に、勢ひ凄じく流るゝ處は白き泡を沸かし、舟の行路、行き止るかと思へば忽ち又廣々となつて果しなし、

注解　「方言」謂はゆる國ナマリ、「褐」毛布のドテラ、「嶂」山の高くして險なるを嶂と云ふ、「南館」山名、

文法　方言を引き、渴音褐と書して可なるを、衣褐の褐の如しと一語を注せし處、極めて奇古なり、○舟行の八字は、沈德潛云ふ、已に一篇の遊記に抵ると、我が齋藤拙堂、尤も之を稱す、其梅谿遊記の「一棹中流、山水倶動」は、柳の此より脫化せしに外ならず、固より萬々及ぶべからざれども、唯だ形を模せずして神に倣ひたる一事は、後學の學ぶべき所なり、

有小山出水中、山皆美石、上生靑叢、冬夏常蔚然、其旁多巖洞、其下多白礫、其樹多楓柟石楠楩櫧樟柚、草則蘭芷、又有異卉、類合歡而蔓生、轇轕水石、毎風自四山而下、振動大木、掩苒衆草、紛紅駭綠、蓊葧香氣、衝濤旋瀨、退貯谿谷、搖颺葳蕤、與時推移、其大都如此、余無以窮其狀、』

記類推すべしと、沈評は、此地の所在を以て、後の二記と共に西山南路とす、
**動機**　己れの世に知られざるを慨す、
**主意**　此の無名の勝地を世に紹介すと云ふに在り
**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「幽麗奇處也」に至るまでを第一大段となす、渴の永州の水路に於て第一の勝地たるを言ふ、「楚越之間」より「余無以窮其狀」に至るまでを第二大段となす、渴を記す、「永之人未嘗遊焉」より篇尾に至るまでを第三大段となす、記を作る由を記す、

由冉溪西南、水行十里、山水之可取者五、莫若鈷鉧潭、由溪口而西、陸行可取者八九、莫若西山、由朝陽巖東南、水行至蕪江、可取者三、莫若袁家渴、皆永中幽麗奇處也』

**段落**　第一大段なり、
**讀方**　冉溪より西南、水行十里、山水の取るべきもの五、鈷鉧潭に若くはなし、溪口よりして西、陸行取るべきもの八九、西山に若くはなし、朝陽巖より東南、水行蕪江に至る、取るべきもの三、袁家渴に若くはなし、皆永中幽麗奇處なり、
**講說**　冉溪より西南へ水路の行程十里の間、山水の取るべきもの五あり、其中鈷鉧潭を第一とす、冉溪の口よりして西に當り、陸路の行程中取るべきもの八九あり、西山を第一とす、朝陽巖より東南の方、水行に由つて蕪江に至るまで取るべきもの三、袁家渴を第一とす、何れも永州の中に於て幽麗の奇處なり、
**文法**　首段、上の兩篇を承け、賓を以つて主に陪し、題目を點出す、

楚越之間方言、謂水之反流者爲渴、音如衣褐之褐、渴上與南館高嶂合、下與百家瀨合、其中重洲小溪、澄潭淺渚、間廁曲折、

段落　第一大段の第四小段なり、興趣を記す、

讀方　潭上に坐す、四面竹樹環合、寂寥人なし、神を凄うし骨を寒うす、悄愴幽邃、其境過淸なるを以て久居すべからず、乃ち之を記して去る、

講說　潭上に坐せしに、四面は竹や樹木取圍み、ヒツソリとして人跡なく、心淒ぐ感じ骨は寒く覺え、物淋しく奥深く、其土地の餘りに淸きため、久しく居ることは能はず、乃ち之を書き殘して立去れり、

文法　過淸の二字、一篇の主眼、

同遊者吳武陵龔古、余弟宗玄、隸而從者、崔氏二小生、曰恕己、曰奉壹、

段落　第二大段なり、

讀方　同遊者は吳武陵龔古、余が第宗玄、隸して從ふ者、崔氏の二小生、恕己と曰ひ、奉壹を曰ふ、

講說　余と共に游びたるは吳武陵龔古、竝に余が弟の宗玄、又隨行として從ひしは崔氏の二小生にして、一を恕己と曰ひ、一を奉壹と曰ふ、

注解　「崔氏」崔簡、

總　說

此文の起法は諸記の中に於て尤も妙なり、而して魚を寫せる數語は亦前に謂はゆる雋句に屬す、

纂　評

○儲同人評　處々藻繢、物々模寫、遺漏政に多し、後人山水園亭を記するもの、大に率然矣、小石潭止だ潭中の魚を記す、筆を一小物に著けて淸絕の景見はる、嗟乎是れ雅俗由つて判ずる所なり、

○楚遲評　多景なし、却つて寫し得て杳々冥々、忽々悠々、是れ絕妙小品文字、

○沈德潛評　潭中の魚を記する數語、動定俱に妙、後全く盡さざるに在り、故に意境彌よ深し、

## 袁家渴記

解題　渴は本文にあるが如く水の反流なり、蔣注に云ふ、袁家渴より小石城山に至る四記、皆同時の作、石渠に云ふ、元和七年十月十九日云々、則ち餘

**注解**　「佩環」士君子は佩とて腰に物を帶ぶ、多くは玉にて作り、環狀をなす、「冽」水淸きなり、「卷」拳なり、「坻嶼」小さき洲、「嵁」山の貌、「蒙絡」かぶさり、纏ひつく、「搖綴」動いて觸れ合ふ、「參差」長短不揃、「披拂」分開、

**文法**　徂徠云ふ、爲嵁爲巖は只是れ嵁巖の字を析す、坻嶼は是れ其の形のみ、其の它形容すべきなし、只是れ嵁巖、然れども是の如く語を造る、妙甚し、

潭中魚可二百許頭一、皆若二空遊無一レ所レ依、日光下徹、影布二石上一、怡然不レ動、俶爾遠逝、往來翕忽、似下與二遊者一相樂上、

**段落**　第一大段の第二小段なり、魚を記す、

**讀方**　潭中の魚百許頭ばかり、皆空遊依る所なきが如し、日光下徹、影石上に布き、怡然動かず、俶爾遠逝往來翕忽、遊者と相樂むに似たり、

**講說**　潭中の魚は凡そ百疋ばかり、何れも空間を遊泳して、何物にも依らざるが如く、日光下りて潭底までも透れば、魚の影、石上に布く、落ちつきて動かざるかと見れば、忽ち遠くに去る、其往來の早きこと、遊人と共に樂むに似たり、

潭西南而望、斗折蛇行、明滅可レ見、其岸勢犬牙差互、不レ可レ知二其源一、

**段落**　第一大段の第三小段なり、潭の遠望を記す、

**讀方**　潭、西南よりして望めば斗折蛇行、明滅見るべし、其岸勢、犬牙差互、其源を知るべからず、

**講說**　此潭は、西南の方角より之を望むときは、北斗の如く折れ、蛇の行くが如く曲り、草木の間に見え隱れして見ゆ、其岸の勢は犬の牙の如く喰ひ違ひ、其源の何處なるやら見分け難し、

**注解**　「斗折」北斗星の如く折れたる有樣、

坐二潭上一、四面竹樹環合、寂寥無レ人、凄レ神寒レ骨、悄愴幽邃、以二其境過淸一、不レ可二久居一、乃記レ之而去、

邱を灃鎬鄠杜の間に致すが如きなり、今是の州に謫せられ、世の大僇となり、庸夫詆訶を得、頻年調せられず、亦何ぞ農夫漁夫に陋められ、以て人に售るなきに異らんや、乃ち今玆の邱遭ふあり、而して己れ獨は遭ふなし、丘を賀するは自ら弔する所以、

○沈德潛評　結處忽ち感喟を發す、反覆曲折、此れ神來の候なり、記中亦一體を開く、

## 至小邱西小石潭記

**主意**　其地の過淸なるを言ふにあり、

**段落**　凡そ二大段より成る、篇首より「乃記之而去」に至るまでを第一大段となす、遊を記す、「同遊者」より以下を第二大段となす、同遊を記す、

從小邱西行百二十步、隔篁竹、聞水聲、如鳴佩環、心樂之、伐竹取道、下見小潭、水尤淸洌、全石以爲底、近岸卷石底以出、爲坻爲嶼爲嵁爲巖、靑樹翠蔓、蒙絡搖綴、參差披拂、

**段落**　第一大段の第一小段なり、潭、石、樹を寫す、

**讀方**　小邱より西行百二十步、篁竹を隔て水聲を聞く、佩環を鳴らすが如し、心之を樂む、竹を伐り道を取る、下、小潭を見る、水尤も淸洌、全石以て底となす、近岸卷石、底より以て出で、坻となり、嶼となり、嵁となり、巖となり、靑樹翠蔓、蒙絡搖綴、參差披拂、

**講說**　小邱より西に向つて行くこと百二十步、竹藪を隔てゝ水聲聞ゆ、チャラチャラとして腰に佩ぶる玉環の鳴ると一般、心に愉快を覺えぬ、其れより竹を伐つて道を開き、先方に進み出でけるに、下の方に小潭見ゆ、水尤も淸洌なり、潭の底は一枚石になり、岸に近き處には磈の石が底の方より出張り、其形は坻となり、嶼となり、嵁となり、巖となり、靑き樹木、翠の蔦葛など蔽ひかぶさり、互に綴ぢ合ひて動搖し、或は長く或は短く、バサバサと上下左右に分る、

之、是其果有遭乎、書於石、所以賀茲邱之遭也、

**段落**　第三大段なり、

**讀方**　噫茲の邱の勝を以て之を灃鎬鄠杜に致さば、則ち貴游の士爭ひ買ふもの、日に千金を増して愈よ得べからず、今是の州に棄つるや、農夫漁父過ぎて之を陋とす、賈四百、連歳售る能はず、而して我れ深源、克己と獨り之を得るを喜ぶ、是れ其れ果して遭ふあるか、石に書するは茲の邱の遭を賀する所以なり、

**講説**　扨も茲の邱の景色をば灃鎬鄠杜に持行きなば貴人若しくは遊客など爭ひ買はんとし、日に千金を増して競爭するに至り、愈よ得ること難し、然るに今是の州に棄てられたるより、農夫漁父等も通り過ぎながらツマラヌ處となし、價僅か四百文なれども幾年もかゝりて賣れず、而して我れは深源、克己の二人と、獨り之を得たるを喜ぶ、右は此邱が果して廻り合せよきにや、兎も角之を石に書するは茲の邱の廻り合せ善きを賀する所以なり、

**注解**　「灃鎬鄠杜」灃水は終南山に出でゝ渭に入り、鎬水は太乙西谷に出づ、武王の都を移す、此水に依つて鎬京と曰ふ、鄠は漢の縣、上林苑、杜は杜岐公の別墅、

**文法**　己れの不遇を悲むの意を言はずして邱の遇を賀すと曰ひ、反面より筆を著けたる處、漢文の常套にして又其特色なり、

**總説**

今此文の妙處を言はんに、初め石狀を記したるの簡にして奇なる、其一なり、嘉木立の三句、三字句を累用して、文勢勒住力ある、其二なり、或未能至焉と曰ひ、己れの此地を獨占せることを賀して、下段の怨憤と反映せしめたる、其三なり、末段の感慨淋漓たる、其四なり、

**纂評**

○林西仲評　子厚遊記、篇々妙に入るは必ず復た道はず、此作丘中の石を把り、既に之を售得するの後に及び、色々寫し得て生活、尤も得難しとなす、末段以て茲の邱の遭を賀し、題を借り、感慨、全く説いて自己身上に在り、蓋し子厚向に文を以て名京師に重し、諸公要人、皆我が門下に出でしめんと欲す、猶ほ茲の

溪之流、鳥獸魚之遨遊、擧熙々然廻巧獻伎、以效茲邱之下、枕席而臥、則淸泠之狀與目謀、瀯々之聲與耳謀、悠然而虛者與神謀、淵然而靜者與心謀、不匝旬而得異地者二、雖古好事之士、或未能至焉、

**段落**　第二大段の第二小段なり、邱の興趣を記す、

**讀方**　其中より以て望めば、則ち山の高き、雲の浮べる、溪の流るゝ、鳥獸魚の遨遊する、擧な熙々然巧を廻らし伎を獻じ、以て茲の邱の下に效す、枕席して臥せば、則ち淸泠の狀目と謀り、瀯々の聲耳と謀り、悠然として虛なるもの神と謀り、淵然として靜なるものは心と謀る、匝旬ならずして異地を得るもの二つ、古事を好むの士と雖も、或は未だ至る能はず焉、

**講說**　其邱の中より望むときは、山の高き樣、雲の浮べる樣、溪の流るゝ樣、鳥獸竝に魚の遊べる、何れも面白可笑しく巧をめぐらし伎を呈して、茲の邱の下に持出すなり、枕席を設けて臥すときは、淸く冷たき狀は目に適し、どん〳〵と鳴る水の音は耳に適し、大空の悠然として虛なるは精神に適し、深く靜まり反りたるは心氣に適せり、扨僅か十日を經ざるに珍らしき土地を得たること二箇所に及べるには、古の好事家と雖も叶はざる所なり、

**注解**　「熙々」和樂の貌、「廻巧獻伎」鳥獸及び魚類が種々樣々に飛翔遊泳して、自ら人の目を慰むるを言ふ、「瀯々」水回るなり、「謀」一致するなり、「匝旬」十日の一めぐり、

噫以茲邱之勝、致之灃鎬鄠杜、則貴游之士爭買者日增千金、而愈不可得、今棄是州也、農夫漁父過而陋之、賈四百、連歲不能售、而我與深源克己獨喜得

るものは熊羆の山に登るが如く、邱の大きさは一畝にも足らぬほど小さければ、一括して之を所有することを得、

**注解**　「偃蹇」威張る貌、「嶔」聳立の貌、

**文法**　西山を根據として筆を著く、乃ち脈絡を布くの手段なり、○八日の字は後文の伏案、○山陽云ふ、凡筆、必ず土中石ありと曰ひ、或は石上土ありと曰ふのみ、一たび柳州の筆を經れば、乃ち此の如く奇妙、

問其主、曰唐氏之棄地、貨而不售、問其價、曰止四百、余憐而售之、李深源元克己時同遊、皆大喜、出自意外、即更取器用、剷刈穢草、伐去惡木、烈火而焚之、嘉木立、美竹露、奇石顯、

**段落**　第二大段の第一小段なり、邱を得たる事情を記す、

**讀方**　其主を問へば、曰く唐氏の棄地、貨して售れず、其價を問ふ、曰く、止だ四百と、余憐んで之を售ふ、李深源元克己時に同遊し、皆大に喜び、意外より出づ、即ち更に器用を取り、穢草を剷刈し惡木を伐去し、火を烈して之を焚く、嘉木立ち、美竹露はれ、奇石顯はる、

**講說**　邱の持主を問ふに、唐氏の不用地にして、賣物なれども捌けざれる由、其價を問ふに、僅に四百文なりと云ふ、余は氣の毒と思ひて、之を買取りぬ、李深源、元克己の二人時に同遊しけるが、皆眞に意外の廉價なりとて、大に喜びくれたり、早速機械を取寄せ、穢しき草を刈り惡しき木を伐り、火を燃して燒き拂ひし處、嘉木立ちぬ、美竹見え始めぬ、奇石現出しぬ、

**注解**　「貨」賣物となり居るなり、「售之」售は元來賣出すなり、賣捌くなり、うると訓ず、然るに茲には之を售らしむの意よりして、我れより言を立てゝ買ふと訓じ、買取ることゝなる、「剷」剗に同じ、平にするなり、

**文法**　憐の字、後の感慨を生出す、

由其中以望、則山之高、雲之浮、

# 鈷鉧潭西小邱記

**動機**　己れの不遇を悲む、

**主意**　邱の知己に遇へるを賀す、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「可以籠而有之」に至るまでを第一大段となす、邱を記す、「問其主」より「或未能至焉」に至るまでを第二大段となす、邱を得たるを記す、「噫以茲邱之勝」より篇尾に至るまでを第三大段となす、感慨を記す、

得西山後八日、尋山口西北道二百步、又得鈷鉧潭西二十五步當湍而浚者爲魚梁、梁之上有邱焉、生竹樹、其石之突怒偃蹇、負土而出、爭爲奇狀者、殆不可數、其嶔然相累而下者、若牛馬之飲於溪、其衝然角列而上者、若熊羆之登於山、邱之小不能一畝、可以籠而有之、

**段落**　第一大段なり、

**讀方**　西山を得る後八日、山口西北の道を尋ぬる二百步、又鈷鉧潭の西二十五步、湍に當つて浚なる者を得、魚梁を爲る、梁の上邱あり焉、竹樹を生ず、其石の突怒偃蹇土を負うて出で、爭うて奇狀をなすもの、殆んど數ふべからず、其嶔然相累つて下るもの、牛馬の溪に飲むが如く、其衝然角列して上るもの、熊羆の山に登るが如く、邱の小一畝なる能はず、以て籠めて之を有すべし、

**講說**　西山を得たるより八日の後、山口の西北の道を尋ぬること二百步にして、又鈷鉧潭の西二十五步の距離に於て早瀬に當つて深き處を得て、梁を作れり、梁の上に邱ありて、竹生えたり、其石の突立して威猛く、土を負うて出で、爭うで奇狀をなすもの、殆ど數ふべからず、其中嶔然と切立ち、石と石と相累なつて下るものは牛馬の溪に臨んで水を飲むが如く、其中衝然と突き出でゝ角を列ねたるが如くにして上

秋觀レ月爲レ宜、於レ以見ニ天之高、氣之迥一、孰使ニ予樂レ居レ夷而忘ニ故土一者、非ニ茲潭一也歟、」

**段落**　第二大段なり、

**讀方**　其上居者あり、予の亟ば游ぶを以てや、一旦門を欵き來り告げて曰く、官租私劵の委積に勝たへず、既に山を芟りて居を更む、潭上の田を以て財に貿へ、以て禍を緩うせんを願ふと、余樂んで其言の如くす、則ち其臺を崇うし、其檻を延き、其水を高者に行り、之を潭に墜す、聲あり潨然、尤も中秋月を觀る與に宜しとなす、於に以て天の高く氣の迥なるを見る、孰か予をして夷に居るを樂んで故土を忘れしむるものぞ茲の潭に非ずや、

**講說**　其上に住居せる者ありけるが、余が幾度も此處に遊びけるを以て、或る日余の門を叩き、面會を求め、來り告ぐるやう、租稅負債の滯積に堪へかぬるゆゑ、既に山を伐り拂ひ住居を移さんとす、何卒潭の上にある田地を金に易へ、公私の禍を緩めたきとなるが、買ひ求められまじきやと、余は喜んで彼の願を聞届け、斯くて其臺を高く築き、其檻を延きのべ、其泉を高き處に持行きて、其れより潭へ落し込みたるに、其水音潨然と響き、尤も十五夜の月見に妙なり、此地に於て天の高きと氣の迥なることを眺望す、何物が余をして蠻地に住ひながら其れを樂みて故鄉をも打忘れしむるものぞ、是れ此潭の爲に非ずや、

**注解**　「亟」屢、「欵」叩く、「官租」租稅、「私劵」劵は證文、借金のこと、「高者」者は處と云ふが如し、「潨然」水聲、

**總說**

八記每篇必ず雋語あり、前篇の蒼然暮色、此篇の流沫成輪の如き是なり、結末亦尤も淸警無比、

**纂評**

○楚遲評　小景淸麗、盤石疎林、淸溪短棹の如し、

○沈德潛評　筆墨孤憂、

○賴山陽評　以下八篇乃ち柳州文中の神品、空前絕後なるもの、

段落　凡そ二大段より成る、篇首より「有泉懸焉」に至るまでを第一大段となす、景を記す、「其上有居者」より篇尾に至るまでを第二大段となす、情を叙す、

鈷鉧潭在西山西、其始蓋冉水、自南奔注、抵山石屈折東流、其典委勢峻、盪撃益暴、齧其涯、故旁廣而中深、畢至石乃止、流沫成輪、然後徐行、其清而平者且十畝、有樹環焉、有泉懸焉、

段落　第一大段なり、

讀方　鈷鉧潭、西山の西に在り、其始め蓋し冉水、南より奔注、山石に抵り屈折東流す、其典委勢峻く、盪撃益暴、其涯を齧む、故に旁廣にして中深、畢く石に至り乃ち止む、流沫輪を成し、然る後徐行す、其清にして平なるもの且に十畝ならんとす、樹あり環る焉、泉あり懸る焉、

講説　鈷鉧潭は前に掲げたる西山の西に在り、其水源は冉水なるが如し、此の冉水南より奔り注ぎて山石に打當り、之が爲に折りまがりて東の方へ流る、其末流は勢ひ鋭くして突撃すること益す暴く、崖の處を嚙み減らすため、四邊は廣がり中は深く、土は皆喰ひ取られ、石質の處にて止めり、水泡は渦を巻き、然る後勢ひ穩かに流れ去る、其清くして平かなる場處、十畝ほどもあるべし、樹木之を環り、瀑泉之に懸れり、

注解　「典委」一本に典を顛に作る、末流なり、

文法　流沫の句も亦作者の獨造、

其上有居者、以予之亟游也、一旦款門來告曰、不勝官租私券之委積、既芟山而更居、願以潭上田貿財以緩禍、余樂而如其言、則崇其臺、延其檻、行其泉於高者墜之潭、有聲潨然、尤與中

ても尚ほ歸ることを欲せず、心は游びに固着し、我が形體は脱蟬の如く直ちに造物と同化せり、斯くありしかば、吾が從前の遊は游ばざると同樣にして、游びと云ふべき游は今度より始まることを知りぬ、故に此の事の文を作り、之を書留め置く、是歳は元和四年なり、

**注解**　「悠々」遠き貌、「灝氣」淸らかなる空氣、「洋々」ひろびろしたる貌、「萬化」造物者と云ふが如し、

**文法**　暮色の句は、已に爛熟せる今日に於ては甚だ奇を覺えざれども、其實八字の內、他人の數十百言を包括し、謂はゆる筆に化工あるものなり、

**總　説**

此篇は實に八記の首領にして、居然たる名文なり、僇人惴々等の憂愁的字面は後段の與萬化冥合を反襯せしものにして、悲を以て始まり樂を以て終る、通篇始を字眼とし、先づ未始知西山之怪特と曰ひ、次に始指異之と曰ひ、終に嚮之未始游、游於是乎始と曰ふ、而して中間に兩個の然後知あり、一は始めて西山を得たるを寫し、一は始めて宴游を得たるを寫す、情景色味倶に具るの文なり、末段心凝形釋の數語は哲學的の意象を含み、韓退之の文に見ざる所、

**纂　評**

○唐荊川評　神色酣暢、

○林西仲評　句法、莊子より來る、又評、全く始得二字に在りて筆を著く、語々指畫の畫の如し、千歲よりして下之を讀む、身を其際に置くが如し、游中の三昧を得るに非ざれば、隻字を道ふ能はず、

○沈德潛評　始得の字より意を着くるは、人皆之を知る、蒼勁秀削、一に元化に歸す、人巧既に盡き、渾然たる天工矣、此篇、後の諸小記を領起す、

○賴山陽評　山に它奇なし、唯だ其登望佳なる耳、故に望む所の景勝上に於て力を着く、它記と自ら別、

## 鈷鉧潭記

**解題**　鈷鉧、音こまう、火熨なり、潭の形之に似たるより名となれり、

**主意**　蠻地にありながら故郷を思はざるは、一に此潭の樂みあるに由るを言ふ、

を縈らしたるは山、白きを繚ひたるは水なるが、天と相接して、四方何處も同一なり、是に於て此山の特に飛び抜けて高く、他の小山とは相手を爲さゞるを知りぬ、

**注解**　「法華」寺名、「榛莽」雜木のやぶ、「茷」草葉盛なる貌、「箕踞」兩足を伸べて、箕の如き狀をなすなり、「衽席」しきもの、「岈然」高き貌、「洼然」窪める貌、「攢」あつまる、「蹙」ちゞまる、「莫得遯隱」遯は逃る、隱れきれぬこと、「培塿」冢之を培と謂ひ、小冢之を塿と謂ふ、

**文法**　凡數州は、上の凡是州と相映ず、○高下の勢以下の九句、古今詩文、遠望の狀を寫すもの、此れより盡きたるは無く、此れより妙なるはなし、

悠々乎與灝氣俱、而莫得其涯、洋々乎與造物者游、而不知其所窮、引觴滿酌頹然就醉、不知日之入、蒼然暮色自遠而至、至無所見、而猶不欲歸、心凝形釋、與萬化冥合、然後知吾嚮之未始游、游於是乎始、故爲之文以志、是歲元和四年也、』

**段落**　第二大段の第二小段なり、情を敘す、

**讀方**　悠々乎として灝氣と俱にして、其涯を得るなく、洋々乎として造物者と游んで、其窮まる所を知らず、觴を引いて滿酌、頹然醉に就き、日の入るを知らず、蒼然たる暮色遠よりして至る、見る所なきに至つて猶ほ歸るを欲せず、心凝り形釋け、萬化と冥合す、然る後吾が嚮の未だ始めより游ばず、游び是に於てか始まるを知る、故に之が文を爲り、以て志す、是の歲元和四年なり、

**講說**　眺望の及ぶ所遙々として大氣と一となり、其限を知らず、心面白く造物者と游んで、其窮まる所を知らず、杯を引いて十分に酒を酌み、打倒るゝまでに醉ひ崩れて、太陽の入をも氣附かず、薄暗き暮合の色が遠方より段々と近づき、手元も見えぬまでになり

遊びたる山水も亦決して尋常に非ざることを敘し、特に重きを西山に歸す、

永州の八記は、毎々僇人の境遇より感を發せざるなし、此一段は、本篇の叙として視るべきのみならず、八記の總叙として視るべきものとす、

今年九月二十八日、因下坐ニ法華西亭一望中西山上、始指異レ之、遂命レ僕過ニ湘江一、緣ニ染溪一、斫ニ榛莽一、焚ニ茅茷一、窮ニ山之高一而止、攀援而登、箕踞而遨、則凡數州之土壤皆在ニ衽席之下一、其高下之勢、岈然洼然、如レ垤如レ穴、尺寸千里、攢蹙累積、莫レ得ニ遯隱一、縈レ青繚レ白、外與レ天際、四望如レ一、然後知下是山之特出、不中與ニ培塿一爲上レ類、

**段落**　第二大段の第一小段なり、景を敘す、

**讀方**　今年九月二十八日、法華の西亭に坐し、西山を望むに因り、始めて指して之を異とす、遂に僕に命じ湘江を過ぎ染溪に緣り、榛莽を斫り茅茷を焚き、山の高きを窮めて止む、攀援して登り、箕踞して遨す、則ち凡そ數州の土壤、皆衽席の下に在り、其高下の勢岈然洼然、垤の如く穴の如く、尺寸千里、攢蹙累積、遯隱を得るなし、青を縈らし白を繚ふ、外天と際し、四望一の如し、然る後是の山の特出培塿と類を爲さゞるを知る、

**講說**　今年九月二十八日、法華寺の西の亭に坐して此西山を望みし折、始めて指して、如何にも不思議の山なりと謂へり、遂に僕に命じて湘江を過ぎ染溪をつたひ、木立ちを斬り開き草むらを燒き拂ひ、山の絕頂までも此の如く一掃するに至れり、斯くて蔦葛などを手寄りて攀ぢ登り、足を投げ出して寬ぎけるが、凡そ數州の地は皆布物の下に見え、其高低の地勢は、一目して高きは岈然、低きは洼然、高きは蟻塚の如く低きは穴の如く、僅か一尺一寸の間に千里の遠景を込め、此等の景は集まり重なりて見えぬ所なく、青き

與其徒、上高山、入深林、窮廻溪、幽泉怪石、無遠不到、到則披草而坐、傾壺而醉、醉則更相枕以臥、意有所極、夢亦同趣、覺而起、起而歸、以爲凡是州之山有異態者、皆我有也、而未始知西山之怪特、

**段落**　第一大段なり、

**讀方**　余僇人となり、是の州に居るより恒に惴々その隟や則ち施々として行き、漫々として游び、日に其徒と高山に上り、深林に入り、廻溪を窮む、幽泉怪石、遠しとして到らざるなし、到れば則ち草を披いて坐し、壺を傾けて醉ふ、醉へば則ち更も相枕して以て臥す、意極まる所あれば夢も亦趣を同じうす、覺めて起き、起きて歸る、以爲へらく凡そ是の州の山異態あるもの皆我が有なりと、而して未だ始より西山の怪特を知らず、

**講説**　余が罪人となつて此の永州に居ること〻なりしより、惴々と心におぢて安き心もなかりしが、職務上閑暇あるときは徐々と出あるき、漫々と游び、日に己が仲間と高き山に上り、深き林に入り、迂回せる谷川を探檢し、人里を離れたる泉、又は面白き石ある處など、如何に遠くとも到らぬことなく、其處に到れば草を推し分けて坐し、酒壺を傾けて醉ひ、醉へば我も彼もと互に枕して打臥し、心持が已に十分滿足するときは自然夢も之と趣を同じうし、面白く覺ゆるなり、さて夢醒めては起き、起きては歸宅することに定まりぬ、斯く遊びに遊びけるゆゑ、自ら以爲へらく、凡そ永州の山にて少しく他と異なりたるものは皆我が所有となりぬと、然るに西山の怪奇特別なることは、始めより知らざりき、

**注解**　「僇」戮に同じ、「惴々」恐懼不安の貌、「隟」隙の字の異體、「施々」徐々なり、音い、「其」吾を客觀に稱する辭、

**文法**　此の一段は、始得の二字に對する反筆なり、將に西山の怪特を說き出さんとするが故に、先づ從前

死せし後は爼豆を供へて之を祭り、又神の爲に祠を立てぬ、後稍其祠を移して、村里に近き處に建立せり、今の祠は山陰溪水の上に在り、

**注解**　「世」世嗣の略、「黃虞」黃帝と舜、舜は有虞氏、黃帝八世の孫、「爼豆」神饌の器の名、

元和八年五月十六日、既歸爲記、以啓後之好遊者、

**段落**　第四大段なり、

**講說**　此遊は元和八年五月十六日のことなるが、已に家に歸りし後記を爲り、後世遊を好む人の爲に手引をなすこと此の如し、

総說

已に永州に入るや、其山水を記する、一種幽峭の氣あつて、他篇と同じからず、遊黃溪記の中、潭を寫し溪を寫す處、尤も形容の妙を得、末段「今祠在山陰溪水上」の一句、遙に上の祠之上兩山牆立云々を顧み、緊く結束あり、

纂評

○楚遲評　逐段點綴、詳略倶に法あり、

○沈德潛評　黃溪に遊ぶ、十餘里に過ぎず、却つて寫し得て千巖萬壑の如し、幽峭深邃平遠、境として備らざるなし、手に化工あり、畫筆に同じからず、

## 卷九（柳宗元著）

### 始得西山宴游記

**解題**　西山は永州府城の西瀟江の附近に在り始めて此勝地を發見し宴遊をなせし歡樂を記せし也、

**動機**　逆境を忘るゝ程の慰藉を得たるを喜べる也

**主意**　始めて眞の遊をなしたりと云ふに在り、

**段落**　凡そ二大段より成る、篇首より「而未始知西山之怪特」に至るまでを第一大段となす、平生山遊の樂の叙す、「今年九月二十八日」より篇尾に至るまでを第二大段となす、西山に遊びたる樂を叙す、

自余爲僇人居是州、恒惴慄、其隙也、則施々而行、漫々而游、日

り、南の方に去り、又行くこと百歩にして第二潭に至れば、石は何れも巍然と高く聳えて深き瀬に臨み、其狀、頦頷斷齶の如く、其下には大石羅列し、其上に坐して飮食することを得べし、鳥の首赤く翼黑く、鵠ほどの大さある鳥が、適ま東に向つて立ちつゝあるを見たり、是より又南に行くこと數里の間は、土地の景色皆一樣にはあれど、樹は益すす壯に石は益す痩せ、水音は何處も鏘然たり、又南の方一里にして大冥の川に至れば、山は舒びて平かに水は緩みて遠く、田畝等あり、以前黃神が尙ほ人として世に在りし頃、其地に居りしとぞ、

**注解**　「拒」距に同じ、さると訓ず、「駢植」駢はならぶ「黃神之上」神の字の下に祠を略せしなり、「揭水」揭は衣を揭ぐるなり、水を渡ること、「黛蓄膏渟」黛は眉を畫く墨にして、靑黑き色、膏は油、水が溜りて紺色をなし、澱める有樣を形容す、「沈々」ひそひそ、「頦頷斷齶」おとがひした、おとがひ、はぐき、あぎと、

傳者曰、黃神王姓、莽之世也、莽既死、神更號黃氏、逃來、擇其深峭者潛焉、始莽嘗曰、余黃虞之後也、故號其女曰黃皇室主、黃與王聲相邇、而又有本、其所以傳言者益驗、神既居是、民咸安焉、以爲有道、死乃俎豆之、爲立祠、後稍徙近乎民、今祠在山陰溪水上、

**段落**　第三大段なり、

**講説**　昔物語をなす者の言に、黃神は王と云ふ姓にて漢の王莽の世嗣なりしが、王莽已に死せし後、黃氏と號を更め、此地に逃げ來り、尤も奥深く險阻なる處を擇んで潛み居れりと、案ずるに莽は嘗て余は黃虞の子孫なりと曰へり、さればこそ其女を黃皇室主と呼べり、黃と王とは音聲近きが上に、其字は根據あることなれば、中傳の説益す證據あり、神は已に此に住しければ、民も安心して接近し、有道の人なりと思ひ

沈無レ聲、有二魚數百尾一、方來會二石下一、南去又行百步、至二第二潭一、石皆巍然臨二峻流一、若二頦頷斷齶一、其下大石離列、可二坐飲食一、有レ鳥赤首烏翼、大如レ鵠、方東嚮立、自レ是又南數里、地皆一狀、樹益壯、石益瘦、水鳴皆鏘然、又南一里、至二大冥之川一、山舒水緩、有二土田一、始黃神爲レ人時居二其地一、

**段落**　第二大段なり、

**讀方**　黃溪州治を距る七十里、東屯よりして行く六百步、黃神の祠に至る、祠の上、兩山牆立、丹碧の華葉駢植して山と升降す、其缺けたるもの、崖峭巖窟となる、水の中、皆小石平布す、黃神の上、水を揭する八十步、初潭に至る、最も奇麗、殆ど狀すべからず、其略、大甕を剖くが若し、側立千尺、溪水卽く焉、黛蓄膏渟、來る白虹の如く、沈々聲なし、魚數百尾あり、方に來つて石下に會す、南に去り又行く百步、第二潭に至る、石皆巍然峻流に臨む、頦頷斷齶の如し、其下大石離列、坐して飲食すべし、鳥あり、赤首烏翼、大さ鵠の如し、方に東嚮立つ、之れより又南數里、地皆一狀、樹益す壯、石益す瘦、水鳴つて皆鏘然、又南一里、大冥の川に至る、山舒水緩、土田あり、始め黃神、人となりしとき其地に居る、

**講說**　黃溪は州城を離るゝこと七十里なるが、其路筋は、東屯よりして行く六百步にして黃神の祠に至る、祠の上、兩山牆の如く立ち、丹色碧色の華や葉や竝び植り、山の高下に隨へり、又山の缺けたるは聳えたる崖となり、嵓穴となる、水中には小石が平に散き連なり、其れより黃神の祠の上の處にて、衣を揭げて渡ること八十步にして初潭に至れば、尤も奇麗にして、殆ど形容すべからず、其大略を言へば、大なる甕を剖りたるが如く、切り立つこと千尺計り、溪水之に落込むなり、其色は靑黑くして、油の淀めると一般、其流れ來るや一條の白虹の如く、沈々と靜かに音もせず、魚數百疋あり、丁度來つて石の下に集り居れ

北之晉、西適豳、東極吳、南至楚越之交、其間名山水而州者以百數、永最善。

段落　第一大段の第一小段なり、永州の勝、天下無双なるを言ふ、

講説　北の方は晉にゆき、西の方は豳にゆき、東は吳の果に及び、南は楚越の界に至るまで、其間山水に名ある州は百を以て數ふる程なるが、就中永州は最も善し、

注解　「晉」今の山西河南邊、「豳」今の陝西、「吳」今の江蘇浙邊、「楚越之交」兩廣地方、

文法　其間名山水而州者は、其間州而名山水者の變格なり、

環永之治百里、北至於浯溪、西至於湘之源、南至於瀧泉、東至於黃溪東屯、其間名山水而村者以百數、黃溪最善。

段落　第一大段の第二小段なり、黃溪の勝、永州無双なるを言ふ、

講説　永州の治城を取り圍み、凡そ百里四方の面積、東は浯溪に至り、西は湘の源に至り、南は瀧泉に至り東は黃溪、東屯に至るまで、其間山水に名ある村は百を以て數ふる程なるに、就中黃溪最も善し、

注解　「浯溪」湘水の南に在り、「湘」湘水なり、川名、「瀧泉」瀧は奔湍なり、

黃溪拒州治七十里、自東屯而行六百步、至黃神祠、祠之上兩山牆立、丹碧之華葉駢植、與山升降、其缺者爲崖峭巖窟、水之中皆小石平布、黃神之上、揭水八十步、至初潭、最奇麗、殆不可狀、其略若剖大甕、側立千尺、溪水卽焉、黛蓄膏渟、來若白虹、沈

**注解**　「瓌」偉なり、「洲」言家洲、「籍」典籍の籍の動詞用、

**總說**

起處緩々として說き來る處、自ら大家の手段、眺望の曠を寫せし一段、鍊句多し、而して與遊者偕來の一句は、作者の本色を見る、

**纂評**

○茅鹿門評　地の勝固より奇峭、文も亦之に稱ふ、

○楚遲評　筆勢沛然、寫し得て曠濶、此老の胸中、固より自ら丘壑を具ふるもの、

○沈德潛評　齊梁漢京、合して一手となす、

## 游黄溪記

**解題**　此れ永州九記の一にして、自餘の八記の神妙なるに及ばずと雖も、亦非凡の作と謂ふべし、茅坤云ふ子厚謫せらるゝ所、永州、柳州、大較五嶺以南、名山削壁、清泉怪石多し、而して子厚適ま文章の雋傑を以て玆の土に客たる者、之に久し、愚竊かに謂ふ、公山川と兩つながら相遭ふ、子厚の困且つ久に非ざれば、以て巖穴の奇を搜る能はず、巖穴の怪且つ幽に非ざれば、亦以て子厚の文を發するなし、予間々粤中を過ぎ、情を山水の間に恣にし、始めて子厚余を欺くに非ざるを信ず、而して且つ永柳以外、其他勝概猶ほ多く永柳に於て相頡頏し、且つ之に過ぐる者あつて、卒に傳ふるなきを恨む、抑も天地内特に才を遺して試を得ざらしむるのみならず、當に併せて名山絕壑にして自ら其奇の騷人墨客の文に炫するを得ざるものあるを見るべし、勝げて道ふべけんや、

**動機**　游歷家に告ぐるに在り、

**主意**　名勝として黄溪の地位を明かにす、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「黄溪最善」に至るまでを第一大段となす、黄溪の勝永州に冠し、從つて天下に冠たるを言ふ、「黄溪拒州治七十里」より「居其地」に至るまでを第二大段となす、黄溪を記す、「傳者曰」より「今祠在山陰溪水上」に至るまでを第三大段となす、黄神を記す、「元和八年」以下を第四大段となす、記を作る所以を記す、

辨口、莫能擧其上者、然則人之心目、其果有遼絶特殊而不可至者耶、』

段落　第五大段の第一小段なり、此の如き勝地を城市の中に得たるを賞す、

講説　亭の工事も已に終りしかば、此に宴會を開き、歡を極めて賀辭を陳べしが、皆曰く、昔より勝地を見落したる者は、必ず深山窮谷等人の至ること罕なる土地に於てなり、而して好事家が後に之を發見して、己れの功となすことは珍しからざれども、管轄廳の所在地に於て、而も市町の間に挾まれ、車輿なり歩騎なり朝夕に通行望見しながら、千百年經過するまでも誰一人奇として着目する者なく、一旦之を見當つるや遂に他邦の勝地に愈り、如何なる博物にして辯口ある人と雖も、能く此れ以上の勝地を探し得られずと云ふが如きは、古より未だあらざる所なり、此を以て觀れば、人の心なり目なり、他と懸隔し特別にして到底及ぶべからざる者あるが如く思はるゝなり、

注解　「直」あたる、「闤闠」市牆を闤と曰ひ、市門を闠と曰ふ、「朝過夕視」朝夕過視と云ふに同じ、互文なり、

文法　不騖遠不陵危に應ず、

蓋非桂山之靈、不足以瓌觀、非是洲之曠、不足以極視、非公之鑒、不能以獨得、噫造物者之設是久矣、而盡之於今、余其可以無籍乎』

段落　第五大段の第二小段なり、公の觀察力あることを稱揚す、

講説　但し桂山の超絶的に非ざれば眺望立派なるを得ず、北州の開豁なるに非ざれば十分遠方まで眺望するを得ず、我が公の觀察力あるに非ざれば獨り此の如き土地を發見するを得ず、扨も造物者が是の境を設けたるは久しきことなり、然るに今日に至り始めて其勝景を發揮し得たることなれば、吾れ如何にして記錄せずにあるべけんや、

者乎』、

段落　第四大段なり、

講說　此の如くなりしかば、工事を設計し材料を備具し極星を考へ方位を占ひ、南方に造れるを燕居の亭となし、長き軒端、垂れたる屋根組、簷下の廊、化粧室等、周圍に連つて一舍の如く、北方には高き軒あり千里の遠方をも見下すべく、左には高閣を浮べ、右には閒靜なる建築を列ね、水には舟を竝べて浮橋を設け、波の高低に従つて昇降す、斯くて灕山、龍宮を亭内に取込み、昔し大なりと思ひし所のもの皆此亭内に在り、太陽の扶桑より出づる、白雲の蒼梧に飛べる其他海の霞島の霧に至るまで皆來つて遊覽の材料を助け、其隙には屈曲せる溪上に月見の檻を高く構へ、竹篁の内に納涼の臺を出だし、晝の景其美を極むるが上に、夜の景色を添へ、列星は地上に垂れかゝつて散布し、清らかなる空氣は四面より人に迫り、奥深き趣は晝に比して千萬の變化あり、安期羡門と現象界の外に接するが如き心地す、されば凡そ眺望を以て天下に名高き亭臺と雖も、屈伏退讓して是の亭を崇拜せざるものあらんや、

注解　「經」經營、「庀」具なり、又治むるなり、「考極」極星を察するなり、「延宇」簷の長く開展せるなり、「垂阿」屋角の垂れたるもの、「浮」半空に在ることを形容せるなり、「比舟」比は排列なり、「梁」橋、「苞」つつむ、「灕山」一名象鼻山、「龍宮」古人は龍隱洞を指せしならんと云へり、「扶桑」東海の地名、「蒼梧」山名、「抗」あぐると訓す、「風榭」臺の木あるを榭と曰ふ、或は云ふ、屋あるを榭と曰ふと、高處は風多きが故に風の字を加ふ、「顥氣」太空の爽なる氣、「安期羡門」倶に仙人の名、

文法　具體的に首段を説明す、

既成以燕、歡極而賀、咸曰、昔之遺勝概者、必於深山窮谷、人罕能至、而好事者、後得以爲己功、未有直治城、挾闤闠、車輿歩騎、朝過夕視、訖千百年、莫或異顧、一旦得之、遂出於他邦、雖博物

**講說**　元和十二年、御史中丞なる裴公來つて茲の邦に臨み、二十七州の諸軍州の事を都督せしに、盜賊遁れ姦曲革り、德惠布き施し、滿一箇年にして政治行屆けり、而して天子が淮夷を平げ河朔を定め、其事を諸侯に告げたる時に當り、恰も公は慶ヶ下に施したる際なりければ、部下を集會し、茲の亭に登つて樂めり、眺望は飽くまで長けれど、惜しいかな前の一方は人家に妨げられて見えず、是に於て厚く居民に立退費を與へて明地に移轉せしめ、惡木を伐り深草を刈り、前後隈なく指圖せし結果、心舒び目先は行渡り忽焉と身が浮び揚り、雲氣を見下すが如く、萬山は內に向ひ重江は險口を束ね、山は嵐氣を連ね江は日光を含み、彼方を顧み此方を望むに一々宜しからざるなく、平生未見の景色忽に皆發見せしかば、此等の景色は飛舞奔走して、遊者と共に來りしかと思はるゝ程なり、

**注解**　「裴公」裴公立、「茲邦」桂州、「淮夷」淮西の反賊吳元濟を斥す、「河朔」河北、「攸長」攸は、本集に悠に作る、從ふべし、「甿」民なり、「欹」欹る、「施視」施は、諸本旋に作る、從ふべし、

**文法**　妙は以爲の一句に在り、

乃經工庀材、考極相方、南爲燕亭、延宇垂阿、步簷更衣、周若一舍、北有崇軒、以臨千里、左浮飛閣、右列閒館、比舟爲梁、與波昇降、苞灕山、含龍宮、昔之所大、蓄在亭內、日出扶桑、雲飛蒼梧、海霞島霧、來助游物、其隙則抗月檻於廻溪、出風榭於篁中、晝極其美、又益以夜、列星下布、顥氣廻合、邃然萬變、若與安期羨門接於物外、則凡名觀游於天下者、有不屈伏退讓、以推高是亭

山を環らし江を回らし、四方面とも一様にして各奇秀を爭ひ、甲乙なき景色に至つては、遍く天下を遊歷して見るも唯だ此地のみ之あるなり、

注解　「鶩」はせ、

桂州多靈山、發地峭堅、林立四野、署之左曰灕水、水之中曰訾氏之洲、凡嶠南之山川、達於海上、於是畢出、而古今莫能知、

段落　第二大段なり、

講說　桂州には奇妙なる山多く、地より拔き出でゝ聳え起り、四方の野に立ち竝ぶこと林の如し、官署の左に流るゝ川を灕水と曰ひ、水中に在るを訾氏の洲と曰ふ、凡そ嶠南の山なり川なり海上に達するまで、此洲より望めば盡く眼前に出づ、此洲は右の如く眺望無双なるに拘らず、古今の人誰しも能く之を知るものなかりしなり、

注解　「灕水」一に桂江と曰ふ、「嶠」越人は、山の鋭くして高きを嶠と曰ふと、字典に見ゆ、

元和十二年、御史中丞裴公來涖茲邦、都督二十七州諸軍州事、盜遁姦革、德惠敷施、期年政成、而當天子平淮夷定河朔、告於諸侯、公既施慶於下、乃合僚吏、登茲以嬉、觀望攸長、悼前之遺、於是厚貨居氓、移於閑壞、伐惡木、歘奧草、前指後畫、心舒目行、忽焉若飄浮上騰以臨雲氣、萬山面內、重江束隘、聯嵐含輝、施視具宜、常所未覩、倏然互見、以爲飛舞奔走、與遊者偕來、

段落　第三大段なり、

と、

纂評

〇沈德潛評　起手陡然として來り、天に倚り地を拔く、後段推して政治上に到る、刺史の爲に記を作る、自ら應に此一番の議論あるべし、之に諛ふに非ず、乃ち之を規するなり、中に用韻語あり、雕琢語あり、獨り作者の擅長を推す、

## 桂州訾家洲亭記

**解題**　訾家洲とは灕水と云へる川の島名なり、其島上に亭あり、此れを以て主題とす、本と裴行立の爲に作る、故に本集には洲下に裴中丞作の四字あり、

**動機**　裴の山水の鑒識あるを言ふ、

**主意**　洲亭の景勝絶特なるを言ふ、

**段落**　凡そ五大段より成る、篇首より「唯是得之」に至るまでを第一大段となす、抽象的に亭の勝特異なるを言ふ、「桂州多靈山」より「古今莫能知」に至るまでを第二大段となす、古今此勝を知らざるを言ふ、「元和十二年」より「與游者偕來」までを第三大段となす、裴獨り此地を發見したるを言ふ、「乃經工庀材」より「有不屈伏退讓以推高是亭者乎」に至るまでを第四大段となす、築亭を記す、「既成以燕」より篇尾に至るまでを第五大段となす、贊稱を記す、

大凡以觀游名於代者、不過視於一方、其或傍達左右、則以爲特異、至若不鶩遠不陵危、環山洄江四出如一、夸奇競秀、咸不相讓、徧行天下者唯是得之、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　大凡眺望の善きことを以て世に名ある者は、何れも一方を視るに過ぎず、眺望が處により左右にまでも及ぶときは、特別として之を稱することなり、然るに遠方に行かず危險を陵かず、安坐なしながら

使繼公之理者、視其細、知其大也、

段落　第三大段の第一小段なり、俗に因り政を爲すべきを言ふ、

講說　堂宇も已に落成に及びければ、客を招待して庭園を見物せしめ、軈て宴會、餘興等の催あり、或人池亭の勝を賛し且つ永州の爲に賀して曰く、公の此堂を作りたる仕方に因つて公の志を知れり、何故となれば、公が其土地の在形に因つて好風景を得たることを政治に適用せんか、豈に人民の風俗の然るまゝに敎化を成すを欲せざらんや、公が惡木惡草を棄てゝ美樹美花を取りしことを政治に適用せんか、豈に殘忍を除いて仁慈を佑くるを欲せざらんや、公が濁れる水を排泄して清水を流したることを政治に適用せんか、豈に貪汚の官吏を廢して廉潔の人士を立てんと欲せざらんや、公が高きに居て遠きを望むことを政治に適用せば、豈に家每に撫で安んじ戶每に敎へ諭すを欲せざらんや、此の如くなる以上、此堂は豈に獨り草木土石水泉の樂みのみならんや、山原林麓の眺めのみならんや、公に繼いで此地を治むるもの、其細〔有形物〕を視て其大〔志〕を知るの結果あらん、

文法　梅亭云ふ、末段全文を收應して論賛をなす、治理景物、兩々夾寫、堂を作り政をなす、一片融洽、用意正大、作法周密、尋常頌揚の語を以て之を視る勿れ、

宗元請志諸石、措諸壁、編以爲二千石楷法、

段落　第三大段の第二小段なり、記文を存するの目的を言ふ、

講說　宗元は請求の上此事を石にしるし、之を壁上に置き、錄して二千石の法式となす、

注解　「壁編」此二字は、柳文に從ひ屋漏に作るべし、屋漏とは室の西北隅を謂ふ、「二千石」刺史なり、漢制に由つて云ふ、韋氏時に永州の刺史たり、

## 總　說

此れ前篇に比すれば大家の規度あり、然れども首段を除くの外、尙ほ其疎漫を嫌ふ、末段に至ては、茅鹿門之を評して曰く、賛賀語、俗韵を免れざるに似たり

如」高きを云ふ、「蠲」のぞく「瀏如」風の疾き貌、「醜」ワカツ、「蓄」水を謂ふ、「竅穴」人造岩の穴なり、「堆阜」岩を形容して云ふ、

乃作棟宇、以爲觀游、凡其物類無不合形輔勢效伎於堂廡之下、外之連山高原林麓之崖、間厠隱顯、邇延野綠、遠混天碧、咸會於譙門之內、

**段落**　第二大段の第三小段なり、堂を作るを記す、

**講說**　庭園已に成就しければ、家屋を作り、遊覽の處とせり、凡そ庭園の物として、形を合し勢を輔け、堂廡の下に於て伎を奏せざるはなく、其以外には、連山と云ひ高原と云ひ林麓の崖と云ひ、互に入れ雜りて或は見え或は隱れ、近くは野邊の綠を引寄せ遠くは天空の碧と相混じ、盡く譙門の內に集まれり、

**注解**　「棟宇」建物、「物類」水石艸木等なり、「伎」擬人法を用ひたるなり、特色と曰ふが如し、「厠」雜る、「譙門」物見櫓なり、

**文法**　梅亭云ふ、中段今昔を歷叙す、正叙たり、先づ爲に濁惡を蠲除すれば、則ち淸美章露、次は則ち高きに居り遠きを望めば、則ち幽遐悉く周、政を作すの用、已に作堂中に隱寓す、○許應元云ふ、荒蕪を叙する處便ち箇の荒蕪境界に似たり、修潔を叙する處便ち箇の修潔場所に似たり、文中畫ありと謂ふべし、

已乃延客入觀、繼以宴娛、或贊且賀曰、見公之作、知公之志、公之因土而得勝、豈不欲因俗以成化、公之釋惡而取美、豈不欲除殘而佑仁、公之蠲濁而流淸、豈不欲廢貪而立廉、公之居高以望遠、豈不欲家撫而戶曉、夫然則是堂也、豈獨草木土石水泉之適歟、山原林麓之觀歟、將

永州實惟九嶷之麓、其始度土者、環山爲城、有石焉、翳於奧草、有泉焉、伏於土塗、蛇虺之所蟠、狸鼠之所游、茂樹惡木、嘉葩毒卉、亂雜而爭植、號爲穢墟、

**段落**　第二大段の第一小段なり、往時の荒蕪を叙す、

**講説**　永州は實に九嶷山の麓にあり、最初土地を測量せし者、山を取廻して城とせしが、久しく修理を加へざりしため石あれども深草に蔽はれ、泉あれども泥土の中に隱れ、蛇や虺の蟠まる所となり、狸や鼠の游ぶ所となり、茂樹と惡木、美花と毒草區別もなく處狹きまでに植り、人々之を穢墟と名づけて顧みざりき、

韋公之來既逾月、理甚無事、望其地、且異之、始命芟其蕪、行其塗、積之邱如、蠲之瀏如、既焚既釃、奇勢迭出、清濁辨質、美惡異位、視其植則清秀敷舒、視其蓄則溶漾紆餘、怪石森然周於四隅、或列或跪、或立或仆、竅穴透邃、堆阜突怒、

**段落**　第二大段の第二小段なり、開新を叙す、

**講説**　韋公の來りしより既に月踰となりしが、政治上甚だ平穩なりき、或時其地を望見して珍らしと思ひ、人夫に命じて其荒れたる艸を芟り、其路の邪魔物を除き、草は之を積み上げ、塗は速に掃ひ清め、積みたるは焚き、掃ひたるは分てり、是に於て面白き形狀更も出で、清水と濁流とは質を別ち、美草木と惡草木とは位を異にせり、其植物を視るときは清く秀で〻枝葉伸び布き、其水を視れば漂ひめぐり、其上怪石は屹然として四隅を周り、列するあり、跪くあり、立つあり、仆る〻あり、穴は奧深く、小山は突如たり、

**注解**　「理」治なり、「行」やると訓ず、通ずるなり、「邱

# 永州新堂記

**解題**　韋公の爲に作れるなり、本集には、州字の下、韋使君の三字あり、

**動機**　堂を作りたる精神を應用して政治をなすべきを望む、

**主意**　新堂の建築は、其人を逸し、其地に因り、其天を全うしたる者なりと云ふに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「今於是乎在」に至るまでを第一大段となす、自然の景致の得難きを言ふ、「永州實惟九嶷之麓」より「咸會於譙門之内」に至るまで第二大段となす、新堂は自然の景致を得たるを敍す、「已乃延客入觀」より篇尾に至るまでを第三大段となす、政と堂とを同化して全篇を收む、

將爲穹谷嵁巖淵池於郊邑之中、則必輦山石溝澗壑凌絶險阻、疲極人力、乃可以有爲也、然而求天作地生之狀、咸無得焉、逸其人因其地全其天、昔之所難、今於是乎在、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　今都市の附近に穹谷や嵁巖や淵池等を作らんとするときは、是非とも石を車にて持運び、谷川を掘り割つて水を引き、險阻を越えて材料を求め、民力を疲弊して工事を施し、始めて能く作り出すことを得るなり、然り而して天地自然に出來上りたる山水の狀を求むるに、一向得られざるなり、但し人に樂をさせ、土地の在形の儘にし、自然の趣を全うすることは昔より難しとする所なるに、今是に於てか實現せり、

**注解**　「穹谷」穹は弓形に曲る、「嵁」音がん、切立ちたる岩、「淵池」深き池、「咸」一としての意、

**文法**　王梅亭云ふ、首段總べて全意を含み作り、局を天地人の三語に領し、堂を作り政を爲す、此に統括す、而して因其地の句尤も重し、○林西仲云ふ、新堂は州治の内に在り、故に郊邑の中より發議、口を劈つて突出、全く莊子胠篋篇起手の法を用ふ、

無乃闕焉而喪其地之宜乎』、

**段落**　第三大段の第一小段なり、已に曠なる以上、奥を缺くべからざるを言ふ、

**講說**　噫さても龍興寺は永州に於て善き寺なり、高殿に登れば南極をも望むべく、大門を開けば湘流をも瞰ふべし、此の如く誠に曠かなる景致なり、乃ち曠かなることは是にて已に十分なり、然るに其上にも是の小邱に於て木を伐り草を拂はんとするは、吾が謂はゆる游にあるもの一を缺いて、其地の宜しき所を失ふにあらずや、

邱之幽々可以處休、邱之窅々、可以觀妙、溽暑遁去、茲邱之下、太和不遷、茲邱之巓、奥乎茲邱、孰從我游、余無召公之德、懼剪伐之及也、故書以祈後君子』

**段落**　第三大段の第二小段なり、奥趣を存せんとするの希望を敍す、

**講說**　邱の奥深きは以て休息をなすに足り、邱の薄暗きは妙理を觀ずるに足る、溽暑も逃れ去るなり、茲の邱の下、溫和の氣候は毎に變りなし此の邱の上、誠に奥まれるかな此の邱、何人か余と共に遊ぶものぞ、余は召公の德なきが故に、樹木が伐られんかと懼るゝを以て此事を書し、後の君子に保存を求むるなり、

**注解**　「窅」かすかにして暗き貌、「妙」玄妙の理、「召公」詩經召南の甘棠篇は、周公と同じく成王を佐けたる召公の德を美めたる詩なり、曰く、翦る勿れ、伐る勿れ、召伯の茇りし所と、

## 總說

曠奥の二字を以て案となし、東邱の曠なるが上に奥を存して、二美を併すべきを言ふ、其議論に落ちざる處、記文の體を得たり、然れども結構字句、尙ほ大家の技倆を見るに足らず、

## 集評

○沈德潛評　曠如奥如、必ず宜しく相兼ぬべし、若し邃を以て病となす、未だ一に偏して其一を闕くを免れず矣、前は平、後は側、句雕字鏤、情文竝び至る、

りとしたる光景、「垤」土地の高まり、或は蟻つか、「灌」灌木、「莽」宿草、「敞」むきだしの意あり、

今所謂東邱者奥之宜者也、其始龕之外棄地、今得而合焉、以屬於堂之北垂、凡坳窪坻岸之狀無廢其故、屏以密竹、聯以曲梁、桂檜松杉楩柟之植、幾三百本、嘉卉美石、又經緯之、俛入綠縟、幽陰薈蔚、步武錯迕、不知所出、溫風不爍、清風自至、水亭陿室、曲有奧趣、然而至焉者往々以邃爲病、

段落　第二大段なり、

講說　今東邱と云ふ處は、奥まりたる點宜しき地なり、最初は佛間の外は皆棄て地なりしが、今得て合併し、堂の北邊の地と連屬せしめ、凡そ窪み若しくは聳てる狀は舊のまゝにて、之を更へず、密竹を竝べ、曲りたる橋にて續け、桂檜松杉楩柟等の植物ほとんど三百本、其他嘉き草、美しき石など、其間に縱橫排置せられ、俯して草木の茂みへ推入れば、薄暗く立籠りて路に踏み迷ひ、出口のわからぬ程なり、溫風の吹きとらかすが如きことなく、淸風自ら至り、水亭と云ひ、さゝやかなる部屋と云ひ、十分に奥まりたる趣きあり、然るに此に至るものは、往々奥深過ぐることを以て缺點とせり、

注解　「龕」ずし、「垂」はづれ、「梁」橋なり、「楩柟」くすのき、「經緯」竪絲、橫絲、「薈蔚」草木の蔽ひかぶさる狀、「俛」俯に同じ、「步武」あゆみ、「爍」やきつける、

噫龍興、永之佳寺也、登高殿可以望南極、闢大門可以瞰湘流、若是其曠也、而於是小邱又將披而攘之、則吾所謂游有二者、

りて住ひたる所なり、

**動機**　龍興寺の奥深き趣を存せんとするに在り、

**主意**　寺の樹木を伐るの不可なるを言ふ、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「不可病其邃也」に至るまでを第一大段とす、開豁と幽奥と、竝に遊觀に適するを言ふ、「今所謂東邱者」より「往々以邃爲病」に至るまでを第二大段となす、東邱の幽奥なる趣を記す、「噫龍興」より篇尾に至るまでを第三大段となす、幽奥の趣を存すべき所以を言ふ、

游之適大率有二、曠如也、奥如也、如斯而已』

**段落**　第一大段の第一小段なり、景に曠と云ひ奥と云ふ二樣の趣あることを言ふ、

**講説**　遊に適する趣に二あり、廣やかなると奥まりたると、此外はあらず、

其地之凌阻峭、出幽鬱、寥廓悠長、則於曠宜、抵邱垤、伏灌莽、迫遽迴合、則於奥宜、因其曠、雖增以崇臺延閣、迴環日星、臨瞰風雨、不可病其敞也、因其奥、雖增以茂樹蘩石、穹若洞谷、蓊若林麓、不可病其邃也』

**段落**　第一大段の第二小段なり、曠奥とも、自然的なるときは如何に程度を增すも害なきを言ふ、

**講説**　其地勢が險しく切り立つたる處を凌ぎ越し、幽鬱なる境を脱出して打開け、遠く見度せる性質なるときは、曠に適する地なり、邱垤に向ひ、木草の叢に隱れ、窮屈にして折り出るときは、奥に適する地なり、扨其曠なる地勢のまゝにするときは、其上に高き臺、連なりたる閣を加へ、日星を左右に引廻し、風雨を見下すほどに眺望を廣大になすとも、廣過ぎると云ふことにはならぬなり、又其奥なる地勢のまゝにするときは、其上に茂れる木や群る石を加へ、丸く窪めること洞谷の如く、蔽ひ重なること林麓の如くなすとも、深過ぎると云ふことにはならぬなり、

**注解**　「阻峭」險阻峭拔、「幽鬱」林に係る、「寥廓」がら

野に謀れば則ち獲、邑に謀れば則ち否と、「宓子」孔子家語に云ふ、宓不齊、字は子賤、單父の宰たり、琴を鳴らし堂を下らず、而して單父治まる、巫馬期單父を治む、星を戴いて入り、身を以て之を親らす、單父亦治まる、子賤曰く、彼れ力に任ず、我れ人に任す、力に任すもの勞し、人に任すもの逸すと、

及其弊也、則以玩替政、以荒去理、使繼是者咸有薛之志、則邑民之福、其可既乎、余愛其始而欲久其道、乃撰其事以書於石、薛拜曰、吾志也、遂刻之』

**段落**　第三大段の第二小段なり、餘波を以て警戒を寓す、

**講説**　然るに其弊に陷る場合に至つては、玩び物を主として政に易へ、遊に耽けるがために秩序を放擲することゝなる、今後薛の後任者をして皆薛の志あらしめば、邑民の幸ひは如何にして盡くることあらん、余は薛が率先したることを喜び、而して其仕置を永久に繼續せしめんと欲する所より、其事實を文に撰び、之をば石に書せし處、薛は拜して曰ふ、是は吾が志なりと、遂に雕刻に及べり、

**注解**　「既」ツクルなり

### 總説

此れ王安石の思政堂記と同一の機軸に屬す、而して文は則ち此れ彼れに及ばず、中間叙事、尤も其稚氣を嫌ふ、

### 纂評

○楚漣評　本と是れ常情、但だ文字宛轉綿密、汪洋唱歎、自ら是れ人及ぶ能はず、

○沈德潛評　學問、藏修游息あり、政を爲すも亦然り、其煩囂を蠲き、其靈明を養ふ、屢省乃成と、固より並び行はれて悖らざるなり、中間風生翠留、魚鳥自得、披讀一過、人をして其間に神往せしむ、

## 永州龍興寺東邱記

**解題**　此寺は、柳が永州に到りたる初、其西序を借

見はれ、坳みたる所は其儘池となし、今や嘉木あり美草あり、瀑布あり、簇れる峰あり、瀑の音は玉を鳴らすが如く、山の景は蕭條として物靜かに、淸風は自ら生じ翠烟は自ら留まり、別に木を植ゑたるに非ざれども發生を遂げ、魚は廣く閑なる處を樂み鳥は靜かに深き處を慕ひ、或は水面に浮沈し或は枝上に啼き集まり、別に飼はざれども自然に豐富なり、其れより木を伐り江に墜し、都邑の門まで押流し、壚にて陶を燒く、是れ亦官署の側より出づるものなり、人は力を勞せず、而して土地は之が爲に利益を得たり、

**注解**　「蓑」むらがる、「瓏璁」玉の聲、今瀑布の聲に喩ふ、「別孕」魚なり、「巢穴」鳥なり、

乃作三亭、陟降晦明、高者冠山顚、下者俯淸池、更衣膳饔、列置備具、賓以燕好、旅以館舍、高明遊息之道具於是邑、由薛爲首、

**段落**　第二大段の第三小段なり、亭を作るを叙す、

**講說**　是に於て三亭を作りしが、或は陟りて行くべきあり、降つて至るべきあり、或は暗く、或は明か、高きものは山の頂に乘り、低きものは淸き池に俯し、衣裳を着換ふる室、料理をなす場所に至るまで那處此處に設けられ、來賓は宴會すべく、旅客は止宿すべし、斯く高明遊息の道が是の邑に具はりしは、實に薛公を初とするなり、

在昔裨諶謀野而獲、宓子彈琴而理、亂慮滯志、無所容入、則夫觀游者果爲政之具歟、薛之志其果出於是歟、

**段落**　第三大段の第一小段なり、主意を收む、

**講說**　昔し裨諶、野に於て考ふるときは善き思案を得、宓子は琴を彈じて善く管内を治めしとぞ、是れ皆其考を亂し其志を澁らすべきものが胸中に入るの隙なければなり、是に由つて觀れば、遊觀は如何にも政治必要の具なるか、薛の目的も亦果して此意味に出でたるか、

**注解**　「裨諶」左傳襄公十八年に云ふ、裨諶能く謀る、

**段落**　第二大段の第二小段なり、薛の政績を叙す、

**講說**　河東の薛存義は吏たるの才能ありとて、荊楚の間に評判高かりしが、潭部は之を擧げて假に湘源の令とせり、會ま零陵の政取締なく、賦稅も混亂せしかば、人民より州の長官に訴へ、才能の士を推擧して零陵の弊を救ふことを求めたり、之がため薛存義は來つて玆の邑に臨むことゝなりぬ、此れよりして曩に逃亡せし者も復歸し、愁へ痛みし者も笑歌するに至り、從來納稅を怠り若しくは夫役を避忌せし者も僅か一周年の間を以て落着に及び、多年人民を害し若くは密に奸惡を行ひしものも、發覺して伏罪せり、而して人民は已に納稅を果せしかば、相與に歡びて歸路に就き、家族は出迎へて閭里に賀し、門には稅吏の席を設くることなく、耳には服役に召喚の鼓聲を聞くこともなく、從つて鷄豚の肉、煎米したみ酒等を宗族にまで馳走することを得たり、是に於て州牧も尊敬し、近所の都邑も模倣する有樣なりしが、薛公に於ては斯かる劇務なるが爲に撓むことなく、其以前より有する山水鳥魚の樂は、澹然として變ることなかりき、

**注解**　「潭部」湖南の觀察使、「尨」みだると訓ず、「牧」刺史を謂ふ、「宿蠹」在職久しき汚吏を謂ふ、「期月」期は一週年、「鼛」太鼓なり、

乃發二牆藩一、驅二群畜一、決二疏沮洳一、搜二剔山麓一、萬石如レ林、積坳爲レ池、爰有二嘉木美卉垂水藂峰、瓏玲蕭條一、淸風自生、翠煙自留、不レ植而遂、魚樂廣閑、鳥慕靜深、別孕二巢穴一、沈浮嘯萃、不レ蓄而富、伐レ木墜レ江、流二於邑門一、陶レ土以埴、亦在二署側一、人無レ勞レ力、土得二以利一、

**段落**　第二大段の第二小段なり、發見を叙す、

**講說**　薛存義は依然として山水を樂みしかば、政化已に行はるゝに及び、前に述べたる牆を取り除き、諸の家畜を逐ひ拂ひ、濕地を掘つて水排を善くし、山麓を削つて平かにせしに、幾萬と云ふ石は林の如くに

政事上の道に非ずとなすものあれども、右は非常に誤れり、夫れ神經が煩しければ思慮亂れ、視線を妨げらるれば意志滯る、されば君子には必ず游息の事物や高明の機關あり、之が爲に君子其人は其神氣安く平にして、常に餘りあるが如き情態となり、斯くて後政治は行亘り、事業は從事するなり、

**注解**「邑之」之は「に於て」の意、「非政」政治の宜しき所に非ずと云ふが如し、「高明之具」亭や臺の如く高く聳えて眺望明かなるものを指す、「理」政治の治なり、

零陵縣東有山麓、泉出石中、沮洳汚塗、群畜食焉、牆藩以蔽之、爲縣者積數十人、莫知發視、

**段落**　第二大段の第一小段なり、山水の久しく顯れざることを叙す、

**講説**　零陵縣の東に山麓あり、泉は石の間より湧き出で、濕地にて道ぬかり、多くの家畜飼はれて此處に在り、墻にて圍みたれば、從來此の縣令となりしもの數十人を經たれども、一人として此場處を發見せしものあらざりき、

**注解**「沮洳」地面のじくじくする處、「汚塗」ぬかるみ、「爲縣」猶ほ治縣と云ふが如し、

河東薛存義以吏能聞荊楚間、潭部擧之、假湘源令、會零陵政尨賦擾、民訟於牧、推能濟弊、來涖茲邑、遁逃復還、愁痛笑歌、逋租匿役、期月辨理、宿蠹藏奸、披露首服、民既卒稅、相與歡歸道途、迎賀里閭、門不施胥吏之席、耳不聞鼛鼓之召、雞豚糗醑、得及宗族、州牒尚焉、旁邑倣焉、然而未嘗以劇自撓、山水鳥魚之樂、澹然自若也、

すとせし事こそ眞の祥と云ふべきものなれ、君子の祥は、政を以て祥となし、怪を以て祥となさず、物に誠あり、道に信あり、人々其命を用ふるを樂み、熙々然と心嬉しく己れの所有物を差出すとせよ、此の如き政治の仕方こそ唯一の祥にあらずや、

**注解**　「諸者之祥」土石、「笑者之非祥」實を言ふと僞を言ふとの事實、

**總　說**

此篇は柳文中に於て選に入るべきものにして、意正しく筆奇なり、王安石の芝閣記と竝に傳ふべし、

**纂　評**

○王梅亭評　三層局を立て、三折致を取る、祥不祥、眼目たり、以政不以怪、主腦たり、千古祥瑞を言ふ者の口を塞ぐべし、竝に貢を罷め以て民を息ふの意を隱諷す、

○沈德潛評　政を以てし怪を以てせずの一語、以て千古祥瑞を言ふものゝ口を塞ぐべし、合浦珠還も亦此意なるを知るなり、行文諷にして一に正に歸す、

# 零陵三亭記

**解題**　三亭は三棟の亭なり、

**動機**　辟存義に忠言するに在り、

**主意**　遊息の政に缺くべからざるを言ふ、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「然後理達而事成」に至るまでを第一大段となす、政治と遊息との關係を言ふ、「零陵縣東」より「由辟爲首」に至るまでを第二大段となす、三亭遊觀の美を敍す、「在昔裨諶」より篇尾に至るまでを第三大段となす、警告を以て全篇を結ぶ、

邑之有觀游、或者以爲非政、是大不然、夫氣煩則慮亂、視壅則志滯、君子必有游息之物、高明之具、使之淸寧平夷、恒若有餘、然後理達而事成、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　都邑に於て物見遊山の處あることをば、或は

且夫乳穴必在深山窮林、氷雪之所儲、豺虎之所廬、由而入者、觸昏霧、扞龍蛇、束火以知其物、縻繩以志其返、其勤若是、出又不得吾直、吾用是安得不以盡告、今令人而乃誠、吾告故也、何祥之爲、』

**段落**　第二大段の第二小段なり、前條の理由を申言す、此段は自己を主として述べたるなり、

**講說**　且つ夫れ乳穴は必ず深き山や奥まりたる林の中に在り、或は氷雪に閉ぢられ、或は虎狼の栖とする場處なるが故に、道を傳はつて其中に入る者は、色目を分ちかねたる霧を犯し、龍蛇の如き怖ろしき物を防ぎなどし、炬を點じて乳石を探し當て、縄をつなぎて返り路の目印となすほどなり、其辛勞は此の如くなるに、世間に出でゝ賣らんとするに余の思ふ通りの價にならず、されば吾れ何とし盡きたる由を申立てざるを得べき、今の刺史は人に命令して誠實なれば、若し石乳を取り來るときは相當の價を賜ふ、是れ吾が新に具申せし所以なり、何とて祥となすに足らん、初めより盡きたるに非ざればこそと、

**注解**　「儲」存在の意、「扞」ふせぐ、「縻」つなぐ、「直」價なり、

**文法**　何祥之爲は悅是祥也に反應す、

吾聞之曰、謠者之祥也、乃其所爲怪者也、笑者之非祥也、乃其所謂眞祥者也、君子之祥也、以政不以怪、誠乎物而信乎道、人樂用命、熙々然以效其有、斯其爲政也、而獨非祥也歟、』

**段落**　第三大段なり、

**講說**　吾れ之を聞いて云ふ、謠ふ者の祥とせし所のものこそ眞に怪たる所のものなれ、笑ふ者の祥に非

徹、土石蒙烈、以爲不信、起視乳穴、

段落　第一大段の第二小段なり、乳の復せしことを叙す、

講説　現在の刺史崔公着任あり僅か數へ月三月なるに、穴に入ることを業とせる者共來つて、乳の産出が舊に復せしことを告ぐ、連州の民は瑞祥なりとて悦べる儘、誰れ彼れの差別なく謠つて曰く、人民の熙々として樂めるは崔公が刺史として來りしを以てなり公の教化の達する所は、土石に至るまでも其功烈を蒙れり、若し信ならずとなさば、起つて乳穴を視よ、（乳の復た生じたるは何よりの證據なりと）

注解　「崔公」名は敏、「甿」氓に同じ、民なり、「熙々」和樂の貌、「烈」功烈、

穴人笑之曰、是惡知所謂祥耶、嚮吾以刺史之貪戾嗜利、徒吾役而不吾貨也、吾是以病而紿焉、今吾刺史、令明而志潔、先頼而後力、欺誣屛息、信順休洽、吾以是誠告焉、

段落　第二大段の第一小段なり、盡くるを告げ復するを告ぐるの理由、

講説　穴人此歌を聞き笑つて曰く、彼等何として謂はゆる祥瑞なるものを知らんや、以前は、刺史は貪つて利を嗜み、吾れを使役するのみにて、吾れに何等の利得を授けざりしかば、吾れは之を難儀として僞りを申立たるなり、然るに今の刺史は之と異なり、號令は明にして志操は潔く、民の福利を先にして勞役を後にするが故に管下の風俗も之に化し、詐欺の徒は辟易沈默し、上の信義と下の服從と立派に折り合ふが故に、吾れ眞實の言を以て告げたるのみ、（石乳が盡きたるに非ず、復舊せしに非ず、則ち又不吉にもあらず、瑞祥にもあらずと）

注解　「吾役」倒字法なり、「紿」あざむく、「屛息」しりごみして片息するなり、恐縮の狀なり、

穴、一旦鍾乳の絶無となれるに復び故の如く産出するに至りしことを記せしなり、蔣註を案ずるに、今此文に連の人盡くるを以て告ぐる云々とあるに拘らず、題に零陵と云ひたるは誤なり、唐の地理志に、連川連山郡より石鍾乳を貢することを載せ、本草唐註にも亦連州より出づることを載す、乃ち知る、本題の零陵は連山の誤なることを、

**動機**　復乳は刺史の德を見るに足るべしとなすなり、

**主意**　君子之祥也、以政不以怪の二句に在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「起視乳穴」に至るまでを第一大段となす、復乳の祥たるを言ふ、「穴人笑之曰」より「何祥之爲」に至るまでを第二大段となす、其祥に非ざるを言ふ、「吾聞之曰」より篇尾に至るまでを第三大段となす、眞の祥を言ふ、卽ち第一大段は案なり、第二大段は解なり、第三大段は斷なり、

石鍾乳餌之最良者也、楚越之山多産焉、於連於韶者、獨名於世、連之人告盡焉者五載矣、以貢則買諸他部、

**段落**　第一大段の第一小段なり、乳の盡きたることを叙す、

**講説**　石鍾乳は藥餌の最も良きものなり、楚越地方の山中に多く之を産す、就中連州に産する者、韶州に産する者のみ世間に有名なりしが、連州の民が此乳の已に盡きたることを報告に及びしは、最早五箇年になりぬ、因って乳を貢する場合には、他の郡より買求めて之に充て來れり、

**注解**　「石鍾乳」或は略して鍾乳、又は石乳と云ふ、和名石のち〻、本草に云ふ、甘溫、毒なし、欬逆の上氣を去り、目を明かにし、精を益し、五臟を安んじ、百節を通じ、九竅を利す、久服せば年を延すと、「連部」二州の名、

今刺史崔公至、逾月穴人來以乳復告、邦人悅是祥也、雜然謠曰、甿之熙々、崔公之來、公化所

**文法**　此歌二韻より成る、卽ち一は肌羸智遂、一は古替戸慕、

宗元時謫永州、邇公之邦、聞其歌詩以爲古道罕用、賴公而存、斥一祠而二敎興焉、明罰行於鬼神、愷悌達於蠻夷、不惟禁淫祠黜非類而已、願爲記以刻山石、俾知敎之首、

**段落**　第三大段なり、

**講說**　吾れ宗元は此の時分永州に左遷せられ、配所は公の管轄地と近かりしかば、自然其他の人民の作れる歌詩も耳に入りたるが、余は之を聞いて思ふやう、古人の道は已に廢れて用ふる者罕なる今日、公の御蔭にて纔かに存在する次第なり、其故は、公は一の祠廟を排斥したるがため二の敎訓生じたればなり、其一は明白なる罰の鬼神に對して行はれたる事にして、其一は優しき敎の蠻夷に達したることなり、唯だ淫祠とて不正なる神社を禁じ、筋違の神祇を蹴落せしのみに非ず、何とぞ記文を作り山石に刻し、敎の肝要なる處を知らしめん、

**注解**　「愷悌」和樂なり、

**文法**　明罰、愷悌の二句、前の二小段に分應す、

**總說**

文理稍や駁なる處あり、字句も亦柳州の至れるものに非ず、

**纂評**

○沈德潛評　孝弟ならざる者を斥けて、以て倫を重んじ敎を立つ、議論正大、然れども王陽明の象祠記文を讀むに、瞽瞍豫を底して以後、象も亦化して悌弟となるを謂ひ、祠の必ず毀たざるを見す、其立意亦未だ嘗て正大ならずんばあらざるなり、文を作る、故と須らく獨り手眼を出すべし、

# 零陵郡復乳穴記

**解題**　零陵は永州の郡名、乳穴は石鍾乳の出づる

て利益なしと、凡そ天子が臣下に刺史の職を命じ給ふは、其管轄地を自由にし財政を支配するのみの主意に非ず、人民に孝弟の道を教へ、邪曲の行ひを去り、忠實親愛と謹愼信讓とを事として、道に順はしめんとてなり、吾れの象祠を排斥するも道を明にせんが爲のみ、獨り象祠に限らず、苟も正道を離るゝことは、千年の久しきを隔つる昔の物と雖も吾れは更めんとこそ思へ、況や現在の物に於てをや、苟も不善の事あらば、時世を異にせる鬼神たりとも吾れは之を拂はんとこそ思へ、況や此の人民に於てをや、

**注解**　「楚俗」道州は楚地なり、「偏告於人」人は民なり、「鬼神不歆非類」左傳僖公十年、晉の狐突の言、歆は饗なり、うくと訓ず、「淫祀無福」禮記曲禮に出づ、「奇邪」奇は不正なり、「敦忠」好意信切、「睦友」親睦交際、「祇肅」つゝしみ引きしむる、「逆」へだつる意、

**文法**　此一小段は、下文に謂はゆる明罰行於鬼神の事實、○苟離於正は前の惡德に應ず、

州民既諭、相與歌曰、我有耇老、公燠其肌、我有病癃、公起其羸、髫童之囂、公實智之、鰥孤孔艱、公實遂之、孰尊惡德、遠矣自古、孰羨淫昏、俾我斯瞽、千歲之冥、公闢其戶、我子洎孫、延世有慕、

**段落**　第二大段の第二小段なり、布德を叙す、

**講說**　道州の人民は已に公の說諭を聞いて之に服し、悅喜の餘、共に歌って言ひけるは、我に耇老あれば公之が肌を溫め、我に病氣あれば公は其疲勞を健ならしめ、童子の愚なるは公實に之を智にし、鰥夫孤兒の甚だ困難なるは公之が生活を遂げしむ、何人ぞ惡德を尊び、之を神として祭れる、是れ遠く古代より今日に至れり、何人か淫昏を羨み、我をして盲の如く道理に暗からしむる、然るに公は宛も戶を開いて光線を容るゝと一般、我が爲に千歲の迷を破る、我が子より孫と、代々永く公の德を慕ふならんと、

**注解**　「耇」老人の面色なり、從って老人の義となる、「癃」罷病なり、「髫」小兒の垂髮、「鰥」老いて妻なきもの、「淫昏」淫虐昏亂、「洎」及なり、

以惡德而專世祀、殆非化吾人之意哉、命亟去之、於是撤其屋墟其地、沈其主於江、

**段落**　第一大段の第三小段なり、象祠を毀つの顛末を叙す、

**講說**　公は土地の風俗を調査せんとて地圖を披きける處、圖中に於て此の象祠に見當れり、公は駭いて曰く、象の仕方は、子としては横着なり、弟としては害心あり、又有鼻の地に君たりきと云へども自身は國を治むること能はず、天子より派遣せられたる役人が實際政治をなせしなれば、象は何等の功德なし、然るに斯かる惡德あるに拘らず、歷代の祀を擅にせしむることは、吾が人民を敎化するの主意に戻るかなと、速かに其祠を除くべきことを命ぜり、是に於て其建築を取拂ひ、其土地を空虛とし、其神體を江水に投じたり、

**注解**　「以爲子則傲」書經の堯典に象傲とあり、「賊」象は其兄舜を殺さんとせり、「亟」速なり、「主」木像、

公又懼楚俗之尙鬼而難諭也、乃徧告於人曰、吾聞鬼神不歆非類、又曰、淫祀無福、凡天子命刺史於下、非以專土疆督貨賄而已也、蓋將敎孝悌去奇邪、俾斯人敦忠睦友、祗肅信讓、以順於道、吾之斥是祠也、以明敎也、苟離於正、雖千載之遠、吾得而更之、況今茲乎、苟有不善、雖異代之鬼、吾得而攘之、況斯人乎、

**段落**　第二大段の第一小段なり、明敎を叙す、

**講說**　公は已に象の祠を毀ちたれども、尙ほ又楚人の風俗が鬼神を尊信して諭し難きことを懼れしかば、遍く人民に告げて曰く、吾れ聞く鬼神は血緣もなき人の祭を受けずと、又不正の祠は之を祭りたりと

歲、

**段落**　第一大段の第一小段なり、象祠の由來存在を記す、

**講說**　鼻亭神は象の祠なり、何れの時代より建立に及びしかを知らず、唯だ昔より有るがまゝに任せて取除くことなく、破損などある每に之を繕うて常に新らしくせり、土人の傳ふる所によれば、今に千年にも及ぶべしとなり、

**注解**　「鼻」永州に屬す、孟子に庳に作る、「象」舜の異母弟にして、兇惡の人なり、

元和九年、河東薛公由刑部郎中刺道州、除穢革邪、敷和於下、州之罷人去亂即治、變呻爲謠、若痿而起、若朦而瞭、騰踴相視、讙言克順、既底於理、

**段落**　第一大段の第二小段なり、薛公の道州に於ける治績を叙す、

**講說**　元和九年、河東の薛公は刑部郎中より地方に轉じて此の道州の刺史となりしが、從來の穢れたる政治を除き邪なる風俗を革め、平和を一般に普及せしかば、北州の疲弊せる人民等、不秩序を去つて秩序に就き、呻吟の聲は變じて歌謠となり、痿とて躄の起てるやうになりしが如く、朦とて視力缺けたる者の見ゆるやうになりしが如く、躍り勇み互に視合ひて欣び語りつゝ、善く命令に順ひ、此の如くにして一州已に治平の結果を擧げたり、

**注解**　「元和」唐の憲宗の年號、「薛公」字は伯高、「罷」つかるゝ、「呻」うなる、「痿」あしなへ、「瞭」目の明かになること、

**文法**　除穢革邪の一句は下文の明罰行於鬼神を伏し敷和於下は愷悌達於蠻夷を伏す、

公乃考民風、披地圖、得是祠、駭曰、象之道、以爲子則傲、以爲弟則賊、君有鼻而天子之吏實理、

**段落**　第三大段の第三小段なり、記を作るの理由を述ぶ、

**講説**　余は柳立と先祖を同じうし、武功とは同じく禮部に升り、歐陽生と同じく文に志せしことゆゑ、皆關係ある人なり、從來四門助教の公署には前任者の名氏を記せしことなし、余は之が爲に此記を作り、助敎の名氏を留むることは此の三子より始まることを見はすなり、

**總説**

此れ柳文中に於て尤も平易なるもの、「京師以爲」異の一句、篇中の骨子にして、含蓄甚だ多し、

**纂評**

○沈德潛評　博士助敎の官、道に於ては則ち尊く、職に於ては則ち散、沿うて後代に至り、餼羊の供に比す、文中先づ章志興敎の重きを言ひ、後に王化既に成り、敎導を須つなく、一時文譽あるもの其官となるを恥づるを言ふ、何ぞ學校の衰ふるや、相繼いで三文士を得、「京師之を異む」に至つては、則ち人文の振はざる知るべし矣、限りなき感慨、回護を以て之を出す、讀者をして隱然之に言外に遇はしむ、

## 道州毀鼻亭神記

**解題**　鼻亭神は虞舜の弟象の祀なり、昔し舜、象を有鼻の國に封ず、卽ち其地に於て之を祀り來りしなり、

**動機**　薛公が淫祠を毀ちたる目的と結果とを説明稱揚するに在り、

**主意**　鼻亭神を毀ちて敎を明にせんため、鬼神も罰を畏れ、蠻夷も德に服せりと云ふに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「沈其主於江」に至るまでを第一大段となす、祠を毀つの事實を敘す、「公又懼楚俗之尙鬼而難諭也」より「我子泊孫延世有慕」に至るまでを第二大段となす、明敎を敘す「宗元時謫永州」より篇尾に至るまでを第三大段となす、記を作る所以を述ぶる中に於て稱贊を寓す、

鼻亭神象祠也、不知何自始立、因而勿除、完而恒新、相傳且千

貞元中王化既成、經籍少闕、有司命太學之官、頗以爲易、專名譽好文章者、咸耻爲學官、

**段落**　第三大段の第一小段なり、名士の助敎たることを耻づるを言ふ、

**講說**　貞元中王化既に行き亘りしかば、王化の本たる經籍の用も從前に比して少なくなりたる處より有司の太學の敎員を選むことも自然無造作となり、別に博雅莊敬の士若しくは名實ある者を要せざりければ、名譽を占め文章を好むものは皆學官となるを耻ぢぬ、

**注解**　「貞元」唐の德宗の年號、

**文法**　王化既成の二句は謂はゆる婉辭にして、學官を耻づるの原因は學官に名士を用ひざるに在り、學官に名士を用ひざるは政府の其職を輕視するに在り政府の其の職を輕視するは學問の頹廢に在り、然るに之を明言するは憚りあるが故に、反つて原因を美事に托せしなり、

至是河東柳立、始以前進士求署茲職、天水武儒衡、閩中歐陽詹又繼之、是歲爲四門助敎、凡三人、皆文士、京師以爲異、

**段落**　第三大段の第二小段、世人が三子の學官となれることを怪むを言ふ、

**講說**　此度は河東の柳立は始めて前進士を以て玆の職に署せられんことを求め、天水の武儒衡、閩中の歐陽詹又之に繼げり、斯くて是の歲四門の助敎たるもの凡べて三人、皆文士なりければ、京師の人は不思議の感をなせり、

**注解**　「前進士」進士に及第せしものを言ふ、

余與立同祖、與武功同升於禮部、與歐陽生同志於文、四門助敎署、未嘗紀前人名氏、余故爲之記、見由夫三子者始、

楚之政令、分其人而敎育之、其有通經力學者、必於歲之抄、升於禮部聽簡試焉、課生徒之進退、必酌於中道、非博雅莊敬之流、固不得臨於是、

**段落**　第二大段の第二小段なり、助敎の職務を叙す、

**講說**　助敎の職は博士の輔佐となり、敎授及び罰則の事を掌り、受持を分つて敎育を行ひ、生徒の中經書に通じ學問を勉勵する者あるときは、必ず一年の終に於て之を禮部に具申して其試驗を受くることを得しめ、生徒の進退を定むるには必ず中正の程度を斟酌することとなるが故に、學問博く正しく性行眞面目の輩に非ざれば、無論助敎の位地に臨むことを得ず、

**注解**　「鼓篋」鼓は鼓を撃つなり、篋は篋中より書を出だすなり、卽ち今日學校にてベるを鳴すが如く鼓を撃つて始業時刻を報ずれば、生徒は篋中より敎科書を取出すなり、「榎楚」二木の名なり、此れを鞭として犯則の生徒を打つなり、「禮部」部は我が省に當る、官吏登庸試驗は禮部の管する所なり、「抄」末なり、「簡」えらぶ、「課」計るの義あり、「是」助敎の職、

故有去而升於朝者、賀秘書由是爲博士、歸散騎由是爲左拾遺、舊制以拾遺爲八品淸官、故必以名實者居於其位、

**段落**　第二大段の第四小段なり、

**講說**　助敎は博雅莊敬の人なるが故に、此地位より昇進して朝廷の官吏となる者あり、賀秘書は助敎より博士となり、歸散騎は助敎より左拾遺となり、古來の制によるときは拾遺は八品（位）の淸官なりしかば政府は必ず名譽實力を兼備する者を以て其位に置けり、されば拾遺の出でたる助敎も決して輕き地位には非ず、

**注解**　「賀秘書」秘書監賀知章、「歸散騎」散騎常侍歸宗敬、「淸官」格高くして職閒なるもの、

**文法**　明堂の句は易傳を承け、大戴の句は大戴を承けて之を結び、而して其建置之道弘也の一句は單收なり、

後魏太和中立學於四門、置助教二十人、隋氏始隷於國子、而降置五人、皇朝始合於大學、又省至三人、員位彌簡、其官尤難、非儒之通者不列也、

**段落**　第二大段の第一小段なり、敎員には通儒を用ひたるを言ふ、

**講說**　後魏の太和中に小學を國都の四門に立て、、助敎二十人を置き、隋朝に及び始めて之を國子學の附屬として、助敎の數を減じて五人を置けり、皇朝に至りて始めて之を大學に合併し、其助敎は更に省いて三人となれり、斯く人員の減ずると共に其役向は益す困難に赴き、儒者の通達せる人に非ざれば此官に列することを得ざりしなり、

**注解**　「後魏」南北朝時代の拓跋魏、「太和」孝文帝の年號、「國子」太學なり、「皇朝」唐を謂ふ、

四門學之制、掌國之上士中士下士凡三等、侯伯子男凡四等、其子孫之爲冑子者、及庶士庶人之子爲俊士者、使執其業、而居其次、就師儒之官而考正焉、

**段落**　第二大段の第二小段なり、四門學の敎育の範圍を謂ふ、

**講說**　四門學の仕組は、國の上中下士凡そ三等と、侯伯子男凡そ四等、其子孫の冑子たる者、及び庶士庶人の子の俊秀なる者の敎育を掌り、此等をして其課業を實習して其席次に居り、師儒卽ち敎育官其人に就いて、己れの誤まれる處、疑ふ處を考へ正さしむ、

**注解**　「師儒之官」博士なり、

助教之職、佐博士以掌鼓篋榎

易傳太初篇曰、天子旦入東學、晝入南學、夕入西學、暮入北學、蔡邕引之、以定明堂之位焉』

**段落**　第一大段の第二小段なり、易傳を引く、

**講説**　易傳の太初篇に曰く、天子は旦に東の學校に入り、晝に南の學校に入り、夕に西の學校に入り、暮に北の學校に入ると、蔡邕は此の文を引いて明堂の位を定めたり、

**注解**　「蔡邕」後漢の人、「明堂」周の時、王者政を議するの堂なり、蔡邕の明堂論に云ふ、明堂は天子の大廟其祖を崇禮し、上帝に配する所以のものなり、天を承け時に隨ふの令を謹み、令德宗祀の禮を昭にし、前功百辟の勞を明にして、老を尊び長を敬するの義を起し、幼を敎へ稺を敎ふるの學を顯はし、其の中に於て諸侯を朝し、造士を選ぶ、故に大敎の宮を作つて四學具はると、

大戴禮保傅篇曰、帝入東學以貴仁、入南學以貴德、入西學以貴義、入北學以尊爵、賈生述之以明太子之敎焉、故曰、爲大敎之宮、而四學具焉』

**段落**　第一段の第三小段なり、大戴禮を引く、

**講説**　大戴禮の保傅篇に云ふ、帝は東學に入り以て仁を貴び、南學に入り以て德を貴び、西學に入り以て義を貴び、北學に入り以て爵を貴ぶと、賈生は此の言を述べて太子の敎育を明にせり、故に大敎の堂舍を作つて四學具はると云へるなり、

**注解**　「賈生」前漢の賈誼なり、其言、治安策に出づ、

參明堂之政、原大敎之極、其建置之道弘也』

**段落**　第一大段の第四小段なり、前の三小段を束ぬ、

**講説**　學校の性質は、前述の如く明堂の政にも關係し、又大敎の奥義に本づく等、其の建設の主意は誠に弘きことなり、

ほ後世と曰ふが如し、

**總　說**

此れ亦擬古の文字なること、前篇に同じ、而して稚氣は更に甚し、且つ此篇の尤も病處として視るべきは、叙事の碎雜なること是なり、唯だ通篇皆西鄙人の言を叙するのみにて、作者自身は一句の收結をなさず、蘇東坡表忠觀の碑に比すれば、結構の奇一層を加ふ、

**纂　評**

○沈德潛評　饗軍堂の記と一副の筆墨、皆雋削鍛煉してなるもの、漢人に追撫し、幾ど燕許に部婁せんと欲す、

○賴山陽評　饗軍堂の記に勝る、然れども昌黎をして之を爲さしめば、更に佳處あらん、

# 四門助敎廳壁記

**解題**　四門は學校の名、其詳は本文に在り、

**動機**　學校の衰廢を慨嘆するに在り、

**主意**　三文士の助敎となりし事は世人の怪む所なりと云ふに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「其建置之道弘也」に至るまでを第一大段となす、古代學校の重んぜられし事を言ふ、「後魏太和中」より「故必以名實者居於其位」に至るまでを第二大段となす、中世に於ても尙ほ學官の重んぜられし事を言ふ、「貞元中王化既成」より篇尾に至るまで を第三大段となす、今日學官の輕視せらるゝ事を言ふ、

周人置虞庠於四郊、以養國老、敎冑子、祭統曰、天子設四學、蓋其制也、

**段落**　第一大段の第一小段なり、祭統を引く、

**講說**　周代の人は虞庠と云ふ學校を四郊に置き、此にて國老を養ひ冑子を敎へたりき、祭統に天子四學を設くとあるは、蓋し其制度なり、

**注解**　「虞庠」小學の名なり、「國老」公卿の致仕せしもの、「冑子」長子なり、「祭統」統は義の誤なり、禮記の篇名、

しめたる處なり、

昔之爲國者、惟水事爲重、故有障大澤勤其官而受封國者矣、西門遺利、史起興歎、白圭壑鄰、孟子不與、公能夷險休勞、以惠萬人、其功烈尤章々焉、不可蓋也、是用假辭謁工、勒而存之、用永憲於後祀、』

段落　第五大段なり、

講說　古代に於て國を治めたる人々を觀るに、專ら水利を以て重大の事とせり、故に大なる澤を障へて其官を勤めたるが爲に領土を賜はりたる者あり、西門豹は水を治めたれども利益を遺漏せりとて、史起と云ふ者嘆息を起し、白圭は鄰國を水はき處としければ、孟子之を不可とせり、然るに公は能く險阻を平かにし行旅の勞を安らかにして、萬民に恩惠を施されたり、其功は尤も明かにして、掩ふべからざるものなり、是を以て君の文章を假り、石工に言ひつけ之を刻み留め、永く後世に手本を垂るゝの用に供せんと、

注解　「爲」治むると訓ず、「障大澤」左傳に、臺駘と云ふもの水官となつて汾洮二水を導き、大澤を障へし功により、顓頊より汾水に封ぜられたる事見ゆ、「西門遺利」史記循吏傳に云ふ、西門豹、鄴の令となり、民を發し十二渠を鑿ち、河水を引き民田に灌す、田皆漑す、名天下に聞え、澤後世に流ると、漢書溝洫志に云ふ、魏の文侯の時、西門、鄴の令となり、令名あり、文侯の曾孫襄王の時に至り、群臣と酒を飮む、王祝して曰く、吾が臣をして皆西門豹の人臣たるが如くならしめんなりと、史起進んで曰く、魏氏の田を行ふや百畝を以てす、鄴獨り二百畝、是れ惡田なり、漳水其旁に在り、西門豹用ふるを知らず、不智なりと、是に於て起を以て鄴の令とす、「白圭壑鄰」孟子告子下に云ふ、白圭曰く、丹の水を治むるや禹に愈ると、孟子曰く、子過てり矣、禹の水を治むるは水の道なり、是故に禹は四海を以て壑となす、今吾子は鄰國を以て壑となすと、「謁」告ぐるなり、「勒」刻に同じ、「後祀」猶

稻粱は肥えぬ、歳に凶災なく、從つて家々に貯米の倉あり、又旅館を立派になせし結果、旅人も安んじて歸るを忘れ、杠梁の如き諸種の橋已に成りければ、何人も危險の處を蹈み行くの恐なし、以上の事業は皆兵事の間隙を利用し、兵士を引率して之を爲したるものにて、四民の力を假るに及ばず、凡ての工事皆竣功せり、

**注解** 「庾」倉の屋根なきもの、又は野外の倉、「屬」たまたま、「殫」つく、「昏札」札は夭死、昏は小兒が未だ名を附けられざる中に死するを謂ふ、「徙」流亡して他處に往くなり、「而生」而は汝と讀む、人民が己れの事を客觀的に謂へるなり、「選」とゝのふる、「鼓鑄」鼓は鞴を煽るなり、「膏」あぶらぎらす、「傳館」客舍、「杠梁」杠は小橋、梁は舟橋、「四人」四民なり、太宗の名世民を避けて人に作る、士農工商是れなり、「就」成就の就、なると訓ず、

且我西鄙之職官、故不能具擧、惟公和恒直方、廉毅信讓、敦尚儒學、抑損貴位、率忠與仁、以厚其誠、有可以安利於人者、行之堅勇、不倦終日、其興功濟物、宜如此其大也、」

**段落** 第四大段の第二小段なり、理行の行を敍す、

**講說** 其上、我が此の西鄙の官職に在る人々は、從來十分に其任務を擧ぐる能はざりしに、唯だ公のみは溫和にして主義あり、實直方正なると共に淸廉にして手強く、信義に篤く而も謙遜なり、又敦く儒學を尙び、己れの貴き位を抑へ損らし毫も驕ることなく、忠と仁とに從つて益す其誠をば養ひ立て、何事にても人民の安樂と利益とを致すべきものあれば、堅固勇往の志氣を以て之を實行し、其日の內に着手することなり、公の人と爲り右の如くなれば、公が事業を興し人民を利益せしことの大なるは當然の事なり、

**注解** 「故」もとゝ訓ず、以前なり、「率」したがふ、「濟」なすと訓ず、

**文法** 興功濟物の一句は、理行を以て功德と合拍せ

兵に至つても最早糧食缺乏の懸念なきことゆゑ、全力を盡して敵に對することゝなりぬ、是と云ふも皆嚴公の功にして、誰か之と肩を竝ぶべけんや、然るに其恩德に報ゆることなく、碑を建つることを願ふと雖も、是れ亦許可を得ざるに至りては如何にも心外千萬なり、

**注解**　「抃」手を拍つなり、「烝」衆なり、「疇」誰なり、「侔」ひとし、

矧公之始來、屬當惡歲、府庾甚虛、器備甚殫、飢饉昏札、死徙充路、賴公節用愛人、克安而生、老窮有養、幼乳以遂、不問不使、咸得其志、公命鼓鑄、庫有利兵、公命屯田、師有餘糧、選徒練旅、有衆孔武、平刑議獄、有衆不黷、增石爲防、膏我稻粱、歲無凶蓄、家有積倉、傳館是飾、旅忘其歸、杠梁以成、人不履危、若是者皆以戎隙、帥士而爲之、不出四人之力、而百役已就、

**段落**　第四大段の第一小段なり、理行の理〔治〕を叙す、

**講說**　其上に公が此に來られし當坐は恰も惡年に當り、穀物倉の貯蓄も空虛となり、器具等の設備も甚だ手薄となり、飢饉昏札のため死亡するもの流浪するもの道路に充ちたり、然るに公が費用を節し人民を愛して能く人民の生活を安からしめたる御蔭により、老人又は困難の者は扶養を受くることを得、幼稚の生育も亦遂げらるゝに至り、問ふことなく使ふことなく皆其志を得たり、公は又鑄造を命せしかば、庫に鋭利なる武器あり、屯田を命せしかば、軍に餘分の糧食あり、兵士を調へ軍隊を錬りしかば、一般に甚だ勇ましく、刑罰を平かにし訴訟を審かにせしかば、一般に罪の黷なく、石を增して隄防を爲りし結果、我が

休人力、順地之高下以殺湍悍、其功既成、咸如其素、

**段落**　第三大段の第一小段なり、山を刋るを叙す、

**講説**　嚴公は水運を開かんが爲めに、軍府の金銀を支出して工事に要する器械を買ひ調へ、其山のある土地より直ちに人夫を傭ひ、斯くて巨石を押し遣り、大木を伐り倒し、炎火にて燒拂ひ、食酸をば沃ぎかけ、之れが爲め堅剛なる石も打摧かれて燃屑と化し了れり、左れば畚や鍤にて扱ふに、ボロボロの土を掘り返へすよりも尚ほ容易なりき、乃ち林を開き土を反して水筋を通じ道路を修復し、山の曲直に隨ひ其まゝ水を導きて人夫の力を省き、地勢の高下に順ひ自然に任せて早瀨の水力を殺ぎ、斯くて此工事已に落成せし處、盡く初の設計通りにて少しも違はざりき、

**注解**　「卽山」山の現場にてと云ふこと、「功」人夫を謂ふ、「醯」酸なり、「畚鍤」ふごとすき、「湍悍」急流、「素」素志、

於是決去壅土、疏導江濤、萬夫呼抃、莫不如志、雷騰雲奔、百里一瞬、既會既遠、淡爲安流、烝徒謳歌、枕臥而至、戍人無虞、專力待寇、惟我公之功、疇可侔也、而無以酬德、致其大願、又不可得命、

**段落**　第三大段の第三小段なり、江を導くを叙す、

**講説**　已に山路の工事は畢りたれば、更に水路を塞げる泥土を切り落し江水を疏通せしに、十分好結果なりければ、多數の人夫手拍子を取つて歡呼し、思ひ通りに運びたるを悦び合へり、江水の流るゝ樣は雷の空に轟くが如く、雲の速かに奔るが如く、百里も一瞬に過ぎず、已にして長江の本流と會して遠く去るに從ひ、水勢も落ちつきて穩なる川となり、衆くの旅行者は歌ひながら船中に安臥して興州に至り、守備

間の道路は崖高く谷狹く、僅か十里の距離に於て百も屈曲あり、重荷を負うて上ることゆゑ宛も鋭き刄物の上を渡ると一般、危險なる次第なり、秋の眞中には雨水流れ落ち冬の季には降雪あるが上に、深き泥、溜りたる水など害の上に害をなせば、或は躓き仆れ或は踏みそこね、之が爲め血は棧道に流るゝ始末、從つて兵の糧食馬の飼草に至るまで皆投げ棄てられて谷に盈ち山に置放しとなり、牛馬其他の家畜等、互に蹈み合うて死にはつるのみ、されば人夫は、牛馬に代つて勞動を極め、守兵は頸を長くして糧食の到着を待ち、嗷々たる叫び聲は如何にも哀むべし、此の如き險阻の場處は三百里の間に亙つて、尙ほ餘あるほどなり、

**注解**　「長擧」縣名、「顚踣」まろびたふる、「騰藉」飛び上がることゝ蹈まるゝこと、「棧道」かけはし、險阻の處に嵒を鑿ち板を架け亙して、棧敷の如き形になせる道、「糗」ほしいひ、「鞾夫」糧食を運送する工夫、「嗷々」愁ふる聲、「綿」連亙なり、

**文法**　此一小段、前の兵困於食の四字を説明せる處なり、

自長擧而西、可以導江而下二百里而至、昔之人莫得知也、吾受命於君而育斯人、其可已乎、

**段落**　第二大段の第三小段なり、江を疏通するの必要を言ふ、

**講說**　然るに興州に至るには、山路に由らずとも別に水路あり、卽ち長擧より西の方江水を利導して川を下るときは、二百里にして達することを得、昔の人は此水路を知りし者なし、吾れ天子の命を承けて此地の人民を撫育する職掌に在る以上は、何とて水運を開かでゐるべき、

乃出軍府之幣以備器用、卽山僦功、由是轉巨石、仆大木、焚以炎火、沃以食醯、摧其堅剛、化爲灰燼、畚鍤之下、易甚朽壤、乃闢乃墾乃宣乃理、隨山之曲直以

體、曰維梁之西、其蔽曰某山、其守曰興州、興州之西爲戎居、歲備亭障、實以精卒、以道之險隘、兵困於食、守用不固、

**段落**　第二大段の第一小段なり、守備の固からざるを言ふ、

**講說**　西鄙の人の云ふやう、一體梁州の西に於て國の蔽障となるものを某の山と曰ひ、其鎭守の處を興州と曰ふ、興州の西南は戎狄の居る處なれば、毎年之に對して斥候臺若しくは砦を備へ、之に倔強の兵士を込め置くことなるが、此州に至るの道路險阻にして幅狹ければ、兵糧の運送に差支へ、軍隊は食物に困難するが爲め、自然守備も堅固ならず、

**注解**　「亭」高矢倉、「障」障壁の類、

公患之曰、吾嘗爲興州、凡其土人之故、吾能知之、自長擧北至於靑泥山、又西抵於成州、過栗亭川、踰寶井堡、崖谷峻隘、十里百折、負重而上、若蹈利刃、盛秋水潦、窮冬雨雪、深泥積水、相輔爲害、顚踣騰藉、血流棧道、糗糧芻藁、塡谷委山、牛馬群畜、相藉物故、餫夫畢力、守卒延頸、嗷々之聲、其可哀也、若是者綿三百里而餘、

**段落**　第二大段の第二小段なり、山路運送の困苦を言ふ、

**講說**　嚴公は此事情を患へて曰く、吾れ以前興州の刺史たりし事あるが故に、總べて其土人の事情は能く之を承知せり、元來長擧より北の方靑泥山に至り、又西の方成州に至り、栗亭川を過ぎ寶井堡を踰える

**講說**　御史大夫の嚴公が梁の司牧を勤むること五年に及びし頃、新に位を嗣がれたる天子は、周漢時代に於て格式を進め俸祿を益せし成規を用ひて諸侯に親まれしが、嚴公を以て功德あり政績ありとし、敕使を其任地に遣し、禮部尙書の官を加へられぬ、

**注解**　「牧」節度使を指す、「梁」漢中府にして、山南道に屬す、「嗣天子」順宗帝なり、「親諸侯」唐に諸侯なけれども、節度使私に其職を世襲し、周漢の諸侯に似たるを以て假稱せしなり、

**文法**　功德理行の四字一篇の主腦、

是年四月、使中謁者來錫公命、賓僚吏屬、將校卒士、黧老童孺、塡溢公門、舞躍歡呼、願建碑紀德垂億萬祀、公固不許、而相與怨咨、遑々如不飮食、於是西鄙之人密以刊山導江之事、願刻巖石、

**段落**　第一大段の第二小段なり、記文の請を叙す、

**講說**　是の年の四月朝廷より中謁者を敕使として梁の地に來り、嚴公に叙任の沙汰を傳へらる、是に於て客分待遇の官員及び屬吏より、將校士卒又は管下の老幼に至るまで皆公の門に押寄せ、或は躍り或は歌ひ、公の爲に碑を立てゝ其恩德を紀し、億萬年の末まで傳へんことを願ひしかども、公は飽くまでも此事を許容せざりき、斯くて一同は公の無情なるを怨み嘆き、うろ／＼として飮食せざる程に不安の情態に在り、是に於て西の田舍人等は、內密に公が山を伐り開き江水を疏通せし事を石に刻せんとて、余に其撰文を申込めり、

**注解**　「中謁者」官名、「黧」黑にして黃なり、老人の髮の色、卽ち老人を謂ふ、「孺」幼弱、「祀」年に同じ、「遑々」途方にくるゝなり、「西鄙」漢中府は西の邊隅に在るを以て斯く云ふ、「刊山」山の木を斬り、路を開くなり、

**文法**　刊山導江の四字は卽ち前に謂はゆる功德の具

此れ擬古の文なれば、造語用字、艱奥を以て勝を取る其學力筆力竝に觀るべしと雖も、自然の致に乏し、但し其學ぶべき所は起頭の一段に在り、是れ莊重謹嚴にして大家の法度あればなり、

纂評

○陳臥子評　文、畫棟彫甍高牙大纛の如し、翼々嚴々觀るもの竦視す、

○沈德潛評　昌黎、鄭尚書の南海に之くを送り、及び南海神廟の碑と一種の筆墨、一句一字揮鍊刻琢して成らざるものなきなり、始終を舖陳し、折するに法度を以てす、極めて典あり則あるの文、

# 興州江運記

**解題**　貞元十五年、興州の刺史嚴礪と云ふもの御史大夫を兼ね、山南道節度使となるや、嘉陵江を疏通して水運の便を圖り、以て成州の戍兵に糧食を送りしことを記す、

**動機**　記文の已むべからざるを言ふに在り、

**主意**　山を刊り江を導ける功德の大なることを舉ぐるに在り、

**段落**　凡そ五大段より成る、篇首より「願刻巖石」に至るまでを第一大段となす、一篇の大意を掲ぐ、「曰維梁之西」より「其可已乎」に至るまでを第二大段となす、往時交通の困難なりしを言ふ、「乃出軍府之幣」より「又不可得命」に至るまでを第三大段となす、山を刊り江を導く光景を記す、「始公之始來」より「而百役已就」に至るまでを第四大段となす、理行を記す、「且我西鄙之職官」より篇尾に至るまでを第五大段となす、功德の大にして稱すべきを言ふ、

御史大夫嚴公牧於梁五年、嗣天子用周漢進律增秩之典、以親諸侯、謂公有功德理行、就加禮部尚書、

**段落**　第一大段の第一小段なり、嚴公が功德理行あるに因り天子より賞せられたるを言ふ、

にて五府の討擊使を兼ぬ、從つて部下の多數なる、此堂の設計に非ざれば禮を備ふることとならず、又公の德に非ざれば衆を容るゝこととならず、昔は禮を備へ衆を容るゝに事缺きしが、其完全になりしは今年より始まる、天地の功を助くる大政治家あり、中國の威德を遠方に示す、古に於ける軍政も何として此れに若き及ばんや、華元は名譽の大夫なりしが、羊を殺し軍兵を饗せしかども、御者に及ばざりしことあり、霍去病は良將軍なりしかども、己れは肉を餘せしに士卒は飢色ありしことあり、此の如く恩惠普からざりしに拘らず、猶ほ後世その能を稱し、名譽を殘して今日に至りぬ、況や今や善く行屆きて有らゆる美事を盡し、物を備へ衆を容るゝの道廢れざるをや、何卒此事を金石に刻し、永く後世に傳へんと、

**注解**　「臨護」臨は五府及び其部州に對して言ひ、護は蠻夷に對して言ふ、「五人合之」五人（五府討擊使）之職、合之一身となして視るべし、「物」禮を行ふ機關、借りて禮の代辭となす、「曠」缺典の意、「今茲」今年なり、「大和」易に包合大和の語あり、天地生育の本たる陰陽調和の氣、政治の至極は陰陽の氣を和ぐとの思想より、大政治家の意に大和有人の語を用ゐしなり、「華元」左傳の宣公二年に、宋の華元、楚の師を禦ぎて戰ふ、華元羊を殺し士に食ましむ、其御、羊斟與らず、戰に及んで曰く、疇昔の羊、子政をなす、今日の事、我れ政を爲すと、與に鄭師に入る、故に敗ると、「霍去病」漢の霍去病侍中たり、貴きも士を省せず其軍に從ふ、上爲に太官を遣はし、數十乘を齎す、既に還る、重車梁肉を餘弃す、而して士飢色ありと、「祀」年なり、

**文法**　大和有人の四句は主意歸宿の處、

# 遂相與來告、且乞辭、其讓不獲、乃刻於茲石、

**段落**　第三大段の第三小段なり、此文を作る來歷を記す、

**講說**　遂に一同相談して吾方へ申越し、文を作らんことを乞へり、辭せしかども許されざりしかば、遂に此碑石に刻することゝなりぬ、

## 總說

置く、茸は其毛のふさ〳〵と下りたる形容なり、「金節」周禮に、山國は虎節を用ひ、澤國（濕地）は龍節を用ひ、皆金を以て之を爲るとあり、節は大將の職を證する札なり、「析羽」鳥の羽を析いて造りたる旗印、「旂旗旟旞」龍を畫ける旗を旂、熊虎を畫ける旗を旗、隼鳥を畫きたる旗を旟、全羽を繫ぎたる旗を旞と云ふ、「鼖晉」鼖鼓と晉鼓、倶に鼓の名なり、「鐲鐃」鐲は金口木舌の鈴、鐃は舌なくして柄ある鈴、「肅」挨拶して案內すること、「卉裳」草にて作りたる衣服の下部、「罽」毛を織つて作れる衣服の上部、「蜑」南方の夷名卽ち水上生活をなせるもの、「睢盱」目を張る貌、「鉶」羹を盛るの器、「體節」體は肉の全體、節は肉の支節、「燔炮」燒くなり、「胾」大切りの肉、「炙」燒きたる肝、「羽鱗」鳥と魚、「蘊」泥中に潛むもの、鰻鯰の類、「互」貝類鯿類、「沈泛醍盎之齊」清酒、濁酒、赤色酒、葱白酒齊とは酒の分量、「興王之舞」興國の君の功德を寓したる舞、「服夷之伎」服從したる夷狄の國に行はるゝ演藝、「楔」打ち鳴らす、「飛騰幻怪」上者は綱渡り、宙乘りの類、後者は火渡り、或は刀を吞む等の奇術、「遠邇」遠近なり、

且曰、是邦臨護之大、五人合之、非是堂之制、不可以備物、非公之德、不可以容衆、曠於往初、肇自今茲、大和有人、以觀遠方、古之戎政、其曷用如此、華元名大夫也、殺羊而御者不及、霍去病良將軍也、餘肉而士有飢色、猶克稱能以垂到今、矧茲具美、其道不廢、願刻於金石以永示後祀、

**文法**　是れ極意擬古の處、

**段落**　第三大段の第二小段なり、賞賛を述ぶ、

**講說**　來賓は賀を述べたるが上に言へるやう、是の嶺南の邦は節度使の臨み護る所の施政範圍の大なることは、五人の職を合するに由る、卽ち節度使は一身

ずるは誤れり、「從」縱に同じ、「楹」柱なり、一楹は一間と云ふが如し、「更衣」衣服を更へる、「次」場と云ふが如し、「師輿」乘なり、「隙宇」空屋、

**文法**　問焉取を三疊する處、句法古雅、宜しく注目すべし、

公命饗於新堂、幢牙茸纛、金節析羽、旍旗旟旞、咸飾於下、鼓以鼖晋、金以鐸鐃、公與監軍使肅上賓、延群僚、將校士吏、咸次於位、卉裳罽衣、胡夷蜑蠻、睢盱就列者千人以上、鉶鼎體節、燔炮胾炙、羽鱗𩛾互之物、沈泛醍盎之齊、均飫於卒士、興王之舞、服夷之伎、楔擊吹鼓之音、飛騰幻怪之容、寰觀於遠邇、禮成樂遍、以叙而賀、

**段落**　第三大段の第一小段なり、宴會の狀を叙す、

**講說**　馬公は命じて新築の堂に饗應せしが、其裝飾を言へば、幢牙や茸纛や、金の札、鳥の羽の飾りある旗、旍旗旟旞等の旗等は、皆堂の下に飾りつけ、鼓は鼖晋と云へるを用ひ、鐘は鐸鐃と云へるを用ふ、馬公は監軍使と共に上客に挨拶をなし、諸役人を座に請じ、將校士吏は其れ其れ順序に從つて着席し、草を織り又は毛を織りて造れる衣裳を着たる胡夷蠻蜑の者共、不思議の目を張り、仰ぎ視つゝ列席するもの千人以上に及ぶ、其料理は、鉶鼎に盛りたるは丸肉、切り肉、又は大切の肉や肝の燒きたるもの、鳥魚及び鰌類貝類、或は淸酒或は濁酒、此等の酒肴は士卒に至るまでも一同に十分飽かしめ、興王の舞、服夷の伎、金石笛太鼓の音、宙乘りの手品等の術は、彼處此處に取卷きて見物するを得、禮式も終り音樂も濟みたれば、列席の者順次に賀辭を述べたり、

**注解**　「幢牙」幢は天蓋の如き旗、牙は大將の旗、「茸纛」纛は旄牛の尾にて作りたる旗にて、左副の馬首に

公於是始斥其制、爲堂南面、横八楹、從十楹、嚮之宴位化爲東序、西又如之、其外更衣之次、膳食之宇、列觀以游目、偶亭以展聲、彌望極顧、莫究其往、泉池之舊、增濬益植、以暇以息、如在林壑、問工焉取、則師輿是供、問役焉取、則蠻隷是徵、問材焉取、則隙宇是遷、或益其闕、伐山浮海、農賈拱手、張目視具、乃十月甲子克成、

**段落**　第二大段の第二小段なり、新築の完全なるを言ふ、

**講說**　馬公は、右の有樣なるを以て堂の經營を擴張し、其造り方は南向とし、間口は八本の柱あり、奥行は十本の柱とし、以前の宴會場は變じて東廊下となり、西も亦此の如く變化し、化粧室、料理部屋等の設あり、建て竝べたる見晴臺あつて泉池の眺望に供し、一双をなしたる亭あつて歌曲の音響の善く透るべき仕組とし、向うを望み見ても背を振向きても、目の屆く所際限なく、以前より泉水の在りし儘に益す深く掘り益す多く樹木を植ゑ付け、來客は此に遊步し此に休息するに、宛も山林丘壑の中に在るの想をなす、扨此工事に就き大工は何處より持來りしやと問へば部下の兵士を以て之に供したるなり、人夫は何處より持來りしやと問へに、附屬の蠻人を召寄せしなり、材料は何處より持ち來りしやと問へば、明き家を引き移せしなり、其れにて不足なるものあれば、之を補充するが爲に山より木を伐り出し、海に浮べて運びたるなり、されば百姓商人等は費用勞働を課せらるることなく、手をこまぬきたるまゝ何等の迷惑をも被らず、目を張つて工事の進捗を傍看するのみ、斯くて十月の甲子の日に至り、愈よ落成せり、

**注解**　「斥」開くなり、推しひろぐる義、しりぞくと訓

今御史大夫扶風公廉廣州、且專二使、增德以來遠人、申威以修戎政、大饗宴、合樂、從其豐盈、

**段落**　第一大段の第三小段なり、宴會の豐富なるを言ふ、

**講說**　現在の御史大夫扶風公は廣州に目附として來られ、且つ節度使、押蕃舶使の二職を一身に占め、德澤を增して遠方の人を懷け來たし、威光を伸べて軍政を修め整へ、茲に外人と武人とを招待し、大饗宴を開いて音樂の合奏に及びしが、此宴會は凡べて十分立派なる設備を取られたり、

**注解**　「扶風公」馬聰、「廉」廉察の廉にして、監視の意、

先是爲堂於治城西北陬、其位公北向、賓衆南向、奏部伎於其西、視泉池於其東、隅奧庳側、庭廡下陋、日未及晡、則赫炎當目、汗眩更起、而禮莫克終、故凡大宴饗、大賓旅、則寓於外壘、儀形不稱、

**段落**　第二大段の第一小段なり、以前の堂の不完全なるを言ふ、

**講說**　是より以前に堂を廣州城の西北隅に作りしが其座取は公が北に向ひ、賓客は南に向ひ、種々の餘興を其西に奏し、泉水を其東に眺むることゝて不便甚し、又尊者の居りし場所なる隅奧は低く陰く、庭と云ひ回廊と云ひ、土地下つて見苦しく、太陽が夕方に及ばぬ中は光りさし込んで、烈しき熱光目に當り、目もまはれば汗も流れ、禮式も滯りなく濟みたることなし、故に大宴饗、大賓旅の節には城外の軍壘を假會場となすことなれば、禮儀形容も其式に相應せず、

**注解**　「部伎」演藝を謂ふ、「隅奧」室の西南隅にして、尊者の居る處、「卑」下きなり、「晡」申の刻以後を晡と云ふ、「大宴饗大賓旅」前者は軍人の宴後者は外客の宴、

**注解**　「五府」廣州、安南、桂管、邕管、容管なり、管は猶ほ部の如し、「大小之戎」詩經に、元戎十乘、以先啓行とあり、大戎、小戎は皆兵車なり、「流求」琉球、卽ち今の沖繩のこと、「大夏康居」西域二國の名、「押蕃舶使」節度使の兼任に係る、「執秩」爵位を主る官なり「拱稽」拱は執る、供と云ふが如し、稽は兵員の名簿、「羈屬」附屬と云ふが如し、「譯言」通譯、「贄賓」獻品、「帥」したがふと訓ず、「廣州」卽ち嶺南の中央廳の在る處、「賓軍」賓は海外に係り、軍は內地に係る、前者は押蕃舶使の資格としての權內に在り、後者は節度使の資格としての權內に在り、

且賓有牲牢饔餼、嘉樂好禮、以同遠合疏、軍有犒饋宴饗、勞旋勤歸、以群力一心、於是治也、閎閎階序、不可與他邦類、必厚棟大梁、夷庭高門、然後可以上充於揖讓、下周於步武、

**段落**　第一大段の第二小段なり、其建築の大なるべきを言ふ、

**講說**　且つ賓客に對しては牲牢饔餼等の食料と、美妙の音樂、立派なる禮式あり、此れに由つて遠方の人を集め疎濶の人を合すことなり、又軍には犒饋宴饗等の振舞あり、凱旋の慰勞、出征の奬勵を行ひ、此れに由つて衆力を合し衆心を一にすることなり、此の廣州の政府に於ては內外の關係大なるが故に、門や屛や階や廊下の如き、建築の規模も勢ひ他の邦と同一なるを得ず、是非とも厚き棟木、太き梁を要し、堂前の廣場は平かなるべく、門は大なるべし、斯くありてこそ、堂上は揖讓の禮を行ふに充つること出來、堂下は步行に差支なきを得べし、

**注解**　「牲牢饔餼」牛羊豕を牲となし、之を繋ぎ養ふを牢と曰ふ、此等の熟したる肉を饔と曰ひ、生きたるまゝを餼と曰ふ、「犒饋宴饗」犒饋は慰問、歡迎等の食品給與なり、「勞旋勤歸」詩經の疏に、出車以勞旋、杕杜以勤歸とあり、「閎閎階序」閎は門なり、閎は巷の門、序は東西牆、「夷庭」庭は門より堂に至る間の廣場我が玄關前の如し、「步武」足のあゆみ、

**主意**　堂の規模と二使の威德とは外賓軍人に示すに足ると云ふに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「從其豐盈」に至るまでを第一大段となす、節度使の職任と堂との關係を叙す、「先是爲堂於治城西北陬」なり「乃十月甲子克成」に至るまでを第二段となす、堂の盛大を記す「公命饗於新堂」より篇尾に至るまでを第三大段となす、饗宴の狀を叙す、

唐制、嶺南爲五府、府部州以十數、其大小之戎、號令之用、則聽於節度使焉、其外大海多蠻夷、由流求訶陵、西抵大夏康居、環水而國以百數、則統於押蕃舶使焉、內之幅員萬里、以執秩拱稽、時聽教命、外之羈屬數萬里、以譯言贄寶、歲帥貢職、合二使之重、以治於廣州、故賓軍之事、宜無不與校大、

**段落**　第一大段の第一小段なり、二使の管する外事、軍事の大なる所以を言ふ、

**講說**　唐の制度にては嶺南の地を五府に分つことなるが、府に管下の州は十を以て數へ、其大小の軍隊と號令の作用とは節度使の指揮を受く、其外は大海にて、中に蠻夷多く、流求、訶陵より西は大夏、康居に至るまで、海を取卷いて國をなすもの百を以て數ふべし、此れは押蕃舶使の手にて統べらる、斯く內地にて嶺南の管區の廣さ萬里に及び、部下州府の官吏は、節度使へ伺候する際は執秩の指圖に由り兵員の名簿を差出し、其れ其れの場合を以て節度使の訓旨命令を聽くなり、又海外の附屬州の廣さも數萬里あり、是は押蕃舶使に伺候する際、通譯を經て自國の產物を呈し、年々貢獻の義務を行ふことなり、此の重大なる節度使と押蕃舶使とを一つにして廣州に統監するが故に、賓禮と云ひ軍事と云ひ、此州に向つて大なることを比較すべきものなし、

**段落**　第三大段の第二小段なり、再會の不可能を嘆ず、

**講說**　余は最早世に見棄てられ、諸賢の如く羽を生じて飛出づることもならざれば、諸賢と離れて此に留まらざるを得ず、此に留まるが故に常に此の山水を相手とすることを得れども、今日の如き盛會の再び遇ひ難きを悼むを以て、此文を作つて紀念とはなすなり、

**注解**　「委廢」委は放棄、廢は不使用、「伍」なかま、

**文法**　此段述ぶる所、卽ち趦趄湘中云々の意なり、

總　說

楚遲は、詩賦の氣あり、王維、李白の文に似たりと曰ひ、儲欣は、藻逸李謫仙に、峭厲之に過ぐ、樂景哀情、抒寫俱に盡くと曰ふ、是れ皆其六朝及び唐初の風ある點を稱揚したるものなり、然るに我が賴山陽は則ち曰く、碧落太虛、騈語未だ六朝の習氣を脫せず、此等柳の未だ至らざる者耳と、是れ其六朝に似たるを以て之を貶したるなり、余は謂ふ、此篇固より六朝の習氣あり、然れども六朝の佳處は亦唐宋の企及すべからざる情韵あるが故に、六朝に似たりとの一事を以て之を貶すべきに非ず、而し此篇は六朝の弊處を學びたる爲に、大に文格を損せしものゝ如し、卽ち連山以下の叙景は煩にして稗なり、且つ浮空泛景の四字は前の太虛里閭と相複し、尤も目に礙するを覺ゆ、全體の結構に至つては居然たる柳子の筆法にして、前後二段、前は景なり、樂なり、後は情なり、悲なり、前は人が風景に負かざるなり、後は風景が人に負くなり、末段の得ノ與ㇾ是山水ㇾ爲ㇾ伍の一句、限りなき感慨にして、得の一字、尤も人をして悽然たらしむ、

纂　評

○沈德潛評　六朝の文より出でゝ能く肥膩を脫去す、風格自ら高し、

# 嶺南節度饗軍堂記

**解題**　嶺南は五嶺の南なり、五嶺の解ハ韓退之の送ニ廖道士ㇾ序の注解に出づ、節度は節度使の謂にして、其職猶は總督の如し、饗軍堂とは軍人接待館の意なり、

樂器笛類、「激越」はずみ上る、「熙然」樂む貌、「婆然」舞ふ貌、「瞪目」目を見張る、「倨」傲る意なれども、恐らくは踞するの誤ならん、「向之物」第一段に擧げたる動植物の風景を添ふるもの、

**文法**　既樂其人の五句は韵を押せり、

昔之人知樂之不可常、會之不可必也、當歡而戚者有之、況公之理、行宜去受厚錫、而席之賢者、卒皆在官蒙澤、方將脱鱗介生羽翮、夫豈趦趄湘中爲顦顇客耶、

**段落**　第三大段の第一小段なり、再會の期し難き所以を言ふ、

**講說**　昔の人は、樂の永久に持續すべからず、會合の必然を期し難きことを知る所より、現在歡樂の場合にありながら他日の事を豫想して、心悲しく思ふものあり、況や今や漠然たる豫想にあらず、崔公の政治の斯く行屆く以上、將來は此地を去り、朝廷より厚き恩命を受けて榮轉せらるゝに相違なく、而して此席に連なる賢者は大抵官途に在つて恩澤を蒙る人々なれば、今にも鱗や甲を脱ぎ棄てゝ羽を生じ、天に上らんとす、何として此の湘中に因循して零落の人とならんや、

**注解**　「理」治なり、「脱鱗介生羽翮」蟬などを譬へて、時を得、立身することを言ひたるなり、「趦趄」進まんと欲して進まざる貌、「湘中」湘水の流域、卽ち永州等の在る處、「顦顇客」顦顇は痩せ衰ふるなり、楚の屈原憔悴して澤畔に行吟せし故事、

**文法**　公之理は其政宅以肆の數句を承く、席之賢者は徵賢を受く、鱗介羽翮は前段の鳥魚に應ず、○顦顇客は自己の影子にして、後文を呼び起す、

余既委廢於世、恒得與是山水爲伍、而悼茲會不可再也、故爲文志之、

**注解**　「委會」水の聚まる處、「泓然」深き貌、「瀯然」屈曲の貌、「栟」楠なり、「竹箭」矢に製すべき竹、「芡」水欵冬、「芰」菱、「蒲」かば、「蕖」芙蓉、「韜涵」韜は藏、涵は水にくゞらす、「澹灔」波の奇麗に物象を搖す貌、

崔公已來、其政宅以肆、其風和以廉、既樂其人、又樂其身、於暮之春、徵賢合姻、登舟於玆水之津、連山倒垂、萬象在下、浮空泛景、蕩若無外、橫碧落以中貫、陵太虛而徑度、羽觴飛翔、匏竹激越、熙然而歌、婆然而舞、持頤而笑、瞪目而倨、不知日之將暮、則於向之物者、可謂無負矣、

**段落**　第二大段なり、

**講說**　崔公已に永州に來りしより、其政治は安らかにして自由に、其風化は溫和にして廉正なり、獨り人民を安樂にせしのみならず、崔公自身も亦安樂にし、暮春の頃、名士を招き寄せ姻戚を集めて、玆の南池の船附の處より船に登りしが、連山は影を倒にして水中に垂れ、種々限りなき物象は水底に見え、池の面には空を浮べ景を泛べ、廣々として際なきが如く、青空を橫ぎつて其中を通り拔け、虛空を陵いで一直線に行くと一般、鳥の形せる杯は飛ぶやうに囘り、笙笛の調子高く張り揚り、或は面白氣に歌ふもあれば、ヒラヒラと舞もあり、頰杖つきて笑ふもあれば目を見張つて勢ひよき者もあり、日の暮るゝを知らず、南池の有らゆる景物に對して負かずと謂ふべし、

**注解**　「宅」おちつく、「肆」拘束せざるなり、「其人」人は民なり、太宗の諱世民を避けて人に作る、「徵賢」名士を招待する、「姻」親戚、「浮空泛景」浮空は前の韜涵太虛の事にして、泛景は澹灔の事なり、「蕩」廣大なり「碧落」天の異名、此二句は、天空が水中に映ずるを以て、舟にて池上を遊行するを空中を橫ぎるに譬へたるなり、「羽觴」雀の形をなしたる杯にして、頭尾羽翼の狀を具ふ、「匏」ひさご、以て笙を製す、「竹」竹製の

籌を投じて其結果を窺ふの狀を寫す處、簡にして巧なり、凡筆をして寫さしめば必ず數十字を費すべし、主意を最後に置きたるが如きも亦好手段と謂ふべし、

纂評

○沈德潛評　謫居中樂境を尋ね出し、先づ事を序し、後意を序す、字を錬り句を錬り格を錬る、一筆の草々なし、

## 陪永州崔使君遊讌南池序

**解題**　崔使君は永州の刺史崔敏を謂ふ、此人任地に卒し、柳子厚の祭文あり、南池は永州府の城東に在り、一に瑞蓮池と名づく、

**動機**　己れの境遇を悲觀するに由る、

**主意**　此會は二度と遇ひ難きことを悼むに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「誠遊觀之佳麗者已」に至るまでを第一大段となす、南池の景勝を叙す、「崔公已來」より「可謂無負矣」に至るまでを第二大段となす、崔の舟遊を叙す、「昔之人知樂之不可常」より篇尾に至るまでを第三大段となす、感慨を叙す、

零陵城南、環以群山、延以林麓、其崖谷之委會、則泓然爲池、灣然爲溪、其上多楓柟竹箭、哀鳴之禽、其下多芡芰蒲蕖、騰波之魚、韜涵太虛、澹灔里閭、誠游觀之佳麗者已、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　零陵城の南は群山をば取り廻し、林麓をば引き寄せ、其崖谷の水の落ち合ふ處は深く溜つて池となり、折り曲つて溪となり、池の上には楓や柟や矢竹や哀れに鳴ける鳥多く、又其下には芡や芰や蒲や蕖や波に跳り上がる魚多し、池の水は淨く澄みて大空の影を入れ浸し、市町の影を見事に寫し漂はす、實に游び見物には尤も景色の立派なる處なり、

ひ、是にて禮に合ひたりと爲す者あり、わめき叫び跳り舞ひ、湯の沸くが如く羹の煮えたつが如く騷ぎ喧しくして、樂の至極となす者あり、裸體となり肌脫となつて、快濶となす者あり、絲竹金石等の樂器を助として、心和げりと爲す者あり、煩さき禮式を立て違犯者を咎め立てして、行届けりとなす者あり、然るに今余の飲み方は、此の中孰れとも異なれり、

**注解**　「揖讓酬酢」揖は手を揚げさげする挨拶、讓は互に先を讓る、酬は主人より杯を客へさす、酢は客より主人へさす、「百拜」禮記の樂記に云ふ、一獻之禮、賓主百拜、終日飮酒而不得醉焉、此先王之所以備酒禍也と、「裸裎袒裼」裸裎は丸はだか、袒裼に肩臂等を露はす、「爲極」それを程度とする、「達」さばける、「促數」煩雜なる作法、「糺逖」糺は正す、逖は遠ざく、「密」行届く、

**文法**　今則擧異是焉の一句は、此小段と下の小段との過渡なり、

故捨百拜而禮、無叫號而極、不袒裼而達、非金石而和、去糺逖而密、簡而同肆而恭、衎々而從容、於以合山水之樂、成君子之心宜也、

**段落**　第二大段の第二小段なり、禮は古人と異なれども、樂は古人と同じきを言ふ、

**講說**　されば百拜を止めにすれども禮はあり、叫び騷がざれども樂の程度を極め、肉體を露はさゞれども捌け、金石の鳴物なけれども和調し、咎め立てを廢すれども行届き、手輕なれども皆一致し、自由なれども皆丁寧に、衎々と面白く寬げり、斯くて山水の樂を合せて君子の心を成し遂ぐるは、誠に宜し、

**注解**　「衎々」樂む貌、

**文法**　合山水之樂成君子之心は、一篇の主意の歸着する所、

作序飲以貽後之人、

**段落**　第二大段の第三小段なり、記を作るを言ふ、

**講說**　此の序飲の文を作り、後の人に貽すなり、

**總說**

笑、驩甚、余病痞、不能食酒、至是醉焉、遂損益其令、以窮日夜而不知歸』

段落　第一大段の第三小段なり、

講說　斯くて銘々竹を投げ入るれば、回轉するものもあれば、浮流するものもあり、舞ふ如き樣をなすかと見れば躍るが如き樣をなし、速なるもの、遲きもの、流れ往くもの、停止するもの等種々ありけるが、坐客は何れも己れの投げたる竹は如何あらんと石に據つて見詰めつゝ、手を拍ち囃し立てゝ其勢を助け、逸早く流れ行けば罰を受けずして濟む、是に於て失敗の結果一度酒を飲む者あり、二度飲む者あり、然るに婁生圖南と云ふ人ありしが、竹を投げたる成績は、一本は渦に卷かれ、一本は中途に止まり、一本は沈み、三本とも失敗したる爲め、此人に限り三度飲むことゝなり、一座大に笑ひ、非常に歡を盡せり、余は腹內に持疾ありければ多量に飮む能はず、是時は早や醉ひぬ、遂に規則を改正して晝夜一連に宴會をなし、人々歸ることをも忘れたり、

注解　「旋眩」くるくる回轉するなり、「滑汨」すらすらと流れ行くなり、「忭」手を拍つなり、「助其勢」威勢をつける、「痞」腹內の結病、「不能食酒」漢の于定國の傳に、食酒至數石不亂とあり、注に云ふ、酒を食ふとは能く多く飲んで其酒を費し盡すを謂ふ、猶ほ言を食すと云ふが如しと、「其令」酒令、即ち飲酒の規則、

吾聞昔之飮酒者、有揖讓酬酢、百拜以爲禮者、有叫號屢舞、如沸如羹以爲極者、有裸裎袒裼以爲達者、有資絲竹金石之樂以爲和者、有以促數糺逖而爲密者、今則擧異是焉』

段落　第二大段の第一小段なり、昔の酒を飲む禮容の兩極端を擧げ、今之と異なるを言ふ、

講說　吾が聞く所に由れば、昔し酒を飲む仕方には、互に挨拶し讓り合ひ盃を遣取りして、百度も拜を行

飮むが如き形狀なりと言ひたる所の石なり、其上に列座して先づ觴に酒を盛り、之を溪流に押流せるを、銘々自分に引附けて之を飮めり、

**注解** 「買小邱」小邱は卽ち前篇に見えたる愚邱を謂ふ、「鋤理」鋤はすきなれども、動詞として用ひたり、理は治むる、「嚮之所謂」此文は八記より以後に作りたるものにして、八記の中なる鈷鉧潭西小邱記に云ふ、其嶔然相累而下者、若牛馬之飮于溪と、「離坐」離は屬くなり、「背」石の背、卽ち上なり、「觴」角製の杯、

乃置監史而令曰、當飮者、擧籌之十寸者三、逆而投之、能不洄於洑、不止於坻、不沈於底者、過不飮、而洄而止而沈者、飮如籌之數、

**段落** 第一大段の第二小段なり、飮酒の規則を敍す、

**講說** 斯く準備整ひしかば、目附役を置き、命令を出して曰く、飮むべき順番に當りたる者は、先づ一尺の長さある竹の數取三本を取り上げ、流の上の方へ投げ込むべし、其渦に卷込まれもせず、洲に止まりもせず、底に沈みもせずして流れ去るときは、酒を飮むに及ばず、又或は渦に卷かれ、或は洲に止まり、或は底に沈むときは、數取竹の數ほど飮むべしと、

**注解** 「監史」詩經の賓之初筵に、旣立之監、或佐之史とあり、酒宴の監督なり、「洄」ぐるぐるまはる、「洑」渦なり、「籌」竹にて造り、串の如き者にして、物を數ふるに用ふ、

旣或投之、則旋眩滑汩、若舞若躍、速者、遲者、去者、住者、衆皆據石注視、歡抃以助其勢、突然而逝、乃得無事、於是或一飮、或再飮、客有妻生圖南者、其投之也、一洄一止一沈、獨三飮、衆乃大

極めて錯綜、致あり、而して爲愚者莫我若の句により己れと溪とを綰合し、末段溪と己れとの特色を擧げて、其眞愚に非ざるを反示するや、亦自ら來歷あり、夫水智者樂也と云ひ、皆不得爲眞愚と云ひ、之が伏線に非ざるなし、文法尤も味ふに足れり、又收局の數語、稍や幽眇の意を寓す、始得西山宴游記と大に相類す、此等の與會は韓退之の文に於て乏しき所、蓋し柳が老佛の學に素あるを知るべし、

纂評

○沈德潛評　愚を以て溪を辱しむ、柳子骯髒の語なり、後善鑒萬類は隱に其識を言ひ、淸瑩秀徹は隱に其淸を言ひ、鏘鳴金石は隱に其文を言ふ、又何等の自負、景を寫して兩面俱に到る、古人意を用ふる、往々此の如し、

## 序飮

**解題**　序は叙ぶるなり、飮は酒宴なり、子厚が愚溪の邱上に會飮し、酒の規則を設けて歡樂を盡せし事を叙べたるなり、

**動機**　當日歡樂の景況を後に傳へんとするに在り、

**主意**　山水の樂と君子の心と一致すと云ふに在り、

**段落**　二大段より成る、篇首より「以窮日夜而不知歸」に至るまでを第一大段となす、事實を叙す、「吾聞昔之飮酒者」より篇尾に至るまでを第二大段となす、意想を叙す、

買小邱、一日鋤理、二日洗滌、遂置酒溪石上、嚮之爲記所謂牛馬之飮者、離坐其背、實觴而流之、接取以飮、

**段落**　第一大段の第一小段なり、飮の場處と方法とを叙す、

**講説**　小邱を買ひしより初日に草を取り掃除をなし、二日目には場處を洗ひ清め、斯くて溪の石の上にて宴會を開きしが、此前作りたる記文に牛馬の水を

者をして喜び笑ひ、之に心を引かされ、面白く思ふ餘り、去ること能はざらしむ、

注解　「萬類」萬物と云ふが如し、「瑩」玉の光澤、「鏘」チヤランと云ふ音、

余雖不合於俗、亦頗以文墨自慰、漱滌萬物、牢籠百態、而無所避之、

段落　第三大段の第二小段なり、己れの眞愚ならざるを言ふ、

講説　余は又世俗に合はざれども、文墨を以て自ら慰むるの天能を有し、筆の力を以て萬物をそゝぎ洗ひ立派に書き立つること、竝に種々なる情態を網羅して文字の中に籠むるに至つては、我が心の儘にして遠慮する所なし、是れ猶ほ水の本質清明にして善く萬物を映すと一般なり、

以愚辭歌愚溪、則茫然而不違、昏然而同歸、超鴻蒙、混希夷、寂寥而莫我知也、於是作八愚詩、紀於溪石上、

段落　第三大段の第三小段、愚溪と自己とを收む、

講説　愚なる余の文辭を以て愚と名づけたる溪を歌ひ出すときは、茫然たる境涯の間に我と溪と離るゝことなく、昏然たる想趣の間に我と溪と一致し、天地有象の以前に超越して無聲無形の域に混入し、只だ寂寥として、身外の事物何等の印象を存せず、愚其物のみ意識の中に在り、我れ我が身を打忘れ、溪か我れか自ら知らず、是に於て八愚の詩を作り、溪上の石に書き留めぬ、

注解　「茫然」とりとめなき貌、「昏然」不分明の貌、「歸」歸着の歸なり、「鴻蒙」元氣分れて天地となる、鴻蒙は其以前の貌、「希夷」老子に、視之不見名曰夷、聽之不聞名曰希とあり、「寂寥」しづかにさびしき貌、

### 總説

一愚字を以て主腦となし、先づ以愚觸罪の句を揭げ、終に更之爲愚溪に歸到し、以下七愚を列する處

遭有道而違於理、悖於事、故凡爲愚者莫我若也、夫然、則天下莫能爭是溪、余得專而名焉』

**段落**　第二大段の第二小段なり、愚を以て溪に名づくる所以を言ふ、

**講說**　昔し甯武子と云ふ人は、其邦の無道なる場合に於ては愚なりしとの事なるが、是れ智あつて表面愚なりし者なり、又顏子は、終日其師たる孔子の言を聞きて質問もせず、愚人の如しとの事なるが、是れ大哲にして一見愚人の如くなりし者なり、即ち二人とも愚は愚なれども眞の愚に非ず、然るに今余は、有道の時世に遇ひながら道理に違ひ行事に悖り、罪人とまでなりたる次第なれば、凡そ愚たる者多かるべけれども余ほど愚なるはなし、斯くある以上、天下の中何人にても余と此の無能無益なる溪を爭ふ資格を具ふる者なし、因つて余は此の溪を專有して、勝手に名を附くるの權利あり、

**注解**　「甯武子」論語公冶長篇に出づ、衛の大夫にして、元來智者なれども、其君の成公無道なりければ、己れの才智を包み身を全うし、而も冥々の中に忠を盡せし人なり、「顏子」顏回、字は子淵、孔子の高足弟子、論語爲政篇の本文には、吾與回言四字あり、

**文法**　凡爲愚者莫我若也の一句は眞愚を言ふ、此の眞愚を出さんが爲に、甯顏二子の如き、外愚にして内智なる一種の人を引き、反襯となせしなり、然れども裏面に於ては、己れの眞愚なるものも亦此類に外ならざることを含めり、是れ漢文の言外に意を寓する所なり、

溪雖莫利於世、而善鑒萬類、清瑩秀徹、鏘鳴金石、能使愚者喜笑眷慕、樂而不能去也』

**段落**　第三大段の第一小段なり、溪の眞愚ならざるを言ふ、

**講說**　溪は世の中に利益なきものゝ、其水は有らゆる物の影を寫し、淸淨透明にして、其聲は鏘然として金石の樂器より發する美音の如く、能く余の如き愚

愚溝の水筋を利用し、土を積み石を累ね、流れ口を塞ぎ、池を作りたるを愚池と名づく、愚池の東の堂を愚堂と名づけ、其南を愚亭と名づけ、池の中の島を愚島と名づけたり、其他見殊なる木若しくは珍らしき石入り交りて處々に排置せられたるが、此等は何れも山水の奇品なるに拘らず、皆余の手に入りたるため、愚と呼ばれて辱を被りぬ、

**注解**　「泉」しみづ、

**文法**　愚邱以下列する所凡て七愚、之に總名なる愚溪を加へ、八愚となる、

夫水智者樂也、今是溪獨見辱於愚、何哉、蓋其流甚下、不可以灌漑、又峻急多坻石、大舟不可入也、幽邃淺狹、蛟龍不屑、不能興雲雨、無以利世、而適類於余、然則雖辱而愚之可也、

**段落**　第二大段の第一小段なり、溪の世に利益なき、己れと同じきを言ふ、

**講說**　夫れ水は智者の樂む所なるに、今此の溪に限り余の如き愚者の爲に辱しめらるゝは何如なる道理なりやと云ふに、此の溪の流は地勢甚だ低ければ、田畝の用水として引くことならず、又傾斜の度多く、水勢急なる上、溪中岩石多ければ、大舟は入るゝことならず、又奥深く狹苦くして淺瀨なれば、蛟龍も住むことを屑とせず、雲雨を興すことならざれば、世に利益することなし、宛も余自身と類似せり、さすれば之を辱しめて愚と呼ぶも差支なし、

**注解**　「夫水智者樂」論語雍也篇に、智者樂水の語あり、是れ智者は萬事に應じて滯る所なき工合、水に似たるゆゑ言ひたるものなり、「灌漑」田へ水を灌ぐなり、「坻石」小さき石洲なり、「幽邃」邃は深遠なり、「適」まさに、

甯武子邦無道則愚、智而爲愚者也、顏子終日不違如愚、睿而爲愚者也、皆不得爲眞愚、今余

能定、土之居者猶齗々然、不可以不更也、故更之爲愚溪、

**段落**　第一大段の第二小段なり、溪の新名を叙す、

**講説**　余は愚なるが爲に罪に觸れて瀟水の附近に流されたる處、此の溪の景色を愛し、次第に奥へ進み入ること二三里にして、溪の中にて景色の特別好き處を見當り、家を構へたり、此には昔し愚公谷あり、今吾れ此溪に住居すれども、溪の名稱判然し難し、而して土地に住ふ人々は猶は彼れ此れと其名の是非を爭ひ居ることとなれば、何とか其名を更めざるべからず、其れゆゑ余は之を愚溪と改めぬ、

**注解**　「尤絶」優越無双なり、「愚公谷」説苑に、齊の桓公出獵し、山谷の中に入り、一老公を見る、問うて曰く、是れ何の谷となすと、對へて曰く、愚公の谷たりと、桓公曰く、何の故ぞ、對へて曰く、臣を以て之を名づくと、「齗々焉」爭ふ貌なり、

**文法**　愚字を點出する、力を費さず、

愚溪之上買小邱爲愚邱、自愚邱東北行六十步得泉焉、又買居之爲愚泉、愚泉凡六穴、皆出山下平地、蓋上出也、合流屈曲而南爲愚溝、遂負土累石塞其隘爲愚池、愚池之東爲愚堂、其南爲愚亭、池之中爲愚島、嘉木異石錯置、皆山水之奇者、以余故咸以愚辱焉、

**段落**　第一大段の第三小段なり、邱泉より池亭に至るまで皆愚の名を得るを言ふ、

**講説**　愚溪の上に小さき岡あるを買取り、之をば愚邱と名づけ、愚邱より東北に行くこと六十步にして泉を得たるが、之をも買取つて吾が物とし、愚泉と名づく、愚泉は凡そ六個の湧口あり、何れも山下の平地より出づるれども、其本源は山上に在りと覺ゆ、此泉が一つに流れ折曲つて南に向へるを愚溝と名づく、

鎖緊し、謹嚴優柔、理長く味ひ永し、

○唐荊川評　子厚の此序、文辭淳正、退之に及ばずと雖も、氣格雄絶に至つては、亦退之の及ばざる所、

○沈德潛評　前は規、後は頌、頌規を忘れず、牧民者宜しく座右に銘すべし、

## 愚溪詩序

**解題**　此れ子厚が謂はゆる愚溪に室を營み、八愚の詩を作りしが、其序文なり、

**動機**　子厚が才學を抱いて罪を得、僻地に老ゆる不平を洩せしなり、

**主意**　愚にして愚ならずと云ふに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「以余故咸以愚辱焉」に至るまでを第一大段となす、愚溪を說明す、「夫水智者樂也」より「余得專而名焉」に至るまでを第二大段となす、溪と己れと共に愚なるを言ふ、「溪雖莫利於世而善鑒萬類」より篇尾に至るまでを第三大段となす、溪と己れと共に眞の愚に非ざるを言ふ、

灌水之陽有溪焉、東流入於瀟水、或曰、冉氏嘗居也、故姓是溪曰冉溪、或曰、可以染也、名之以其能、故謂之染溪、

**段落**　第一大段の第一小段なり、溪の舊名を叙す、

**講說**　灌水の南際に溪あり、東方に流れて瀟と云ふ河に入る、或人の說に、冉氏、以前に此に居りしことあり、故に是の溪に姓を付して冉溪と曰ふと、又或人の說に、此水にて物を染むることを得るが故に、其效力に因り名を附せり、故に之を染溪と曰ふと、

**注解**　「灌」「瀟」此の二水共に永州府の城外に在り、並に湘水に入る、

余以愚觸罪、謫瀟水上、愛是溪、入二三里、得其尤絶者家焉、古有愚公谷、今余家是溪、而名莫

となく詐僞の心を抱いて暴行をなし、若しくは上を怨むる者なし、此に由つて觀るときは存義の月給を只取りして居らぬことは明白にして、又氏が恐るゝが上に畏るゝことを知ることも判然たり、

**注解**　「蚤」早なり、「作」仕事をなすなり、「訟者」猶ほ訟事と云ふが如し、下の賦者の者亦同じ「的」明なり、

**文法**　不虚取直と云ひ、知恐而畏と云ひ、皆第二大段に應ず、○勤力は蚤作を受け、勞心は夜思を受く、

**吾賤且辱、不レ得レ與ニ考績幽明之說一、於二其往一也、故賞以二酒肉一、而重レ之以レ辭、**

**段落**　第三大段の第二小段なり、己れの分内に於て辭の功を賞するを言ふ、

**講說**　余は身分賤しきが上に不名譽を被り居るが故に、官吏賞罰に就いて人並に意見を出すが如き權力なし、存義の功勞あるを知れども奈何ともなし難し、故に今先方へ往くに當り、酒肉を馳走して之を賞し、之に加ふるに文辭を以てすること爾り、

**注解**　「辱」柳が罪人となつて左遷の身なるを謂ふ、「考績幽明」書經の舜典に云ふ、三載考レ績三考黜二陟幽明一とあり、考績は官途の成績を調査するなり、明は功あつて見るなり、幽は功なくして見えざるなり、陟は升す、黜は斥く、

**文法**　考績幽明云々は、第二大段の喩中甚怒而黜罰之に應ず、○酒肉の二字、首段の載肉於俎、崇酒於觴に應ず、

## 總說

天、民の爲に君を立つると云ふことは、支那政治學の元則なり、天子尙ほ人民の機關なり、何ぞ況や官吏をや、則ち子厚の此論、固より破天荒の言に非ずと雖も、斯く直截明白に喝破したるが爲め自ら能く人を動かし、長く人口に膾炙する所以なり、故に楚遲云ふ、此れ只だ民之供二賦于吏一、吏當レ治以レ報レ之と言はゞ、語意亦淺々のみ、一たび子厚の手筆を經、竟に吏之役レ民と言はず、乃ち吏、民の役たるを謂ふ、叙し得て何等の鄭重、何等の婉轉、何等の深入、

## 纂　評

○謝疊山評　章法、句法、字法、皆好し、轉換多く、關

**文法**　民之役非以役民而已の一句は一篇の主眼にして、他は之を敷衍し説明するに過ぎず、

向使傭一夫於家、受若直、怠若事、又盜若貨器、則必甚怒而黜罰之矣、以今天下多類此、而民莫敢肆其怒而黜罰、何哉、勢不同也、勢不同而理同、如吾民何、有達於理者、得不恐而畏乎、

**段落**　第二大段の第二小段なり、官吏が民の役たる職を犯すの不可なる所以を論ず、

**講說**　今假に前方一人の男を自分の家に傭ひ入れたりとせんに、彼れ若し足下より傭錢を貰ひながら足下の用務を怠り、其上足下の貨財器物等を盜まば、足下は甚だ怒つて此傭人を逐ひ退くると共に、何とか處罰するに相違あるまじ、僕の考へにては今天下の官吏にして此事に似寄りたるもの少からず、然るに傭主たる人民が推切つて立腹若しくは放逐處罰する者あらざるは何故ぞ、其理由は位地の貴賤が異なる爲めなり、成る程位地の貴賤は同じからざれども、道理に於ては同一なり、實際此の人民が官吏の爲に難儀するを如何にせん、若し道理に達したる官吏其人あらば、其責を恐れ、人民を畏れざるを得んや、

**文法**　得不恐而畏乎の句、窃かに戒めを寓す、

存義假令零陵二年矣、蚤作而夜思、勤力而勞心、訟者平、賦者均、老弱無懷詐暴憎、其爲不虛取直也的矣、其知恐而畏也審矣、

**段落**　第三大段の第一小段なり、薛の善く吏たるの責を盡すを言ふ、

**講說**　存義は見習として零陵の令たりしが、朝早くより職務に取懸り、夜に至れば政治の仕方を考へ、力を骨折り精神を勞して怠らざる結果、訴訟に就いては公平に、租稅に就いては平均に、管下の人民老弱

が能く人民の爲に務むるは賞すべきを言ふ、

河東薛存義將行、

段落　第一大段の第一小段なり、先づ出立の事を敘す、

講說　河東の薛存義は將に出立せんとす、

柳子載肉於俎、崇酒於觴、追而送之江滸、飮食之、且告曰、

段落　第一大段の第二小段なり、送別を敘す、

講說　柳子は肉を俎の上に載せ、酒を觴中に盛り、跡より追ひかけて之を江水の邊に送り、之に飮食を振舞ひ、其上に告げて曰く、

注解　「俎」肉を盛る器、「崇酒」儀禮の字面、崇は波々注ぐこと、「滸」水際なり、

凡吏於土者、若知其職乎、蓋民之役、非以役民而已也、凡民之食於土者、出其什一、傭乎吏、使司平於我也、今我受其直、怠其事者、天下皆然、豈惟怠之、又從而盜之、

段落　第二大段の第一小段なり、官吏が民の役たる職を犯すを論ず、

講說　凡そ地方に官吏となつて之に臨む者は何の爲に存在するや、足下は其職分を知らるゝや、案ずるに其職たるや人民に使はるゝ者にして人民を使ふのみに非ず、凡そ人民が其地方地方に生活するや、其作り高の十分の一を租稅として上納し、此稅金にて官吏を傭ひ、我々人民の爲に一樣平均を料らしむるなり、卽ち彼等の俸給は傭賃にして、人民の爲に働くは彼等の仕事なり、然るに其傭賃を取りながら其仕事を怠るものは、天下中推しなべて同一なり、何として怠るのみならんや、怠るが上に人民より盜み取る始末なり、

注解　「若」汝なり、「民之役」民に使役せらるゝもの、「直」物價を直と曰ふ、

露れたるなり、余も無論睦州が道を守ることを知るは十分深けれども、今日まで胸に押隱して未だ發表せざりき、但し發表せざるまでにて本と此の考へありし處、之に加へて吳武陵の我れに先きだつて其事を憤慨せる詩を作りたりと聞き、之が刺衝に因つて己が心を激せしこと、譬へば鐘皷を打ち、鐘皷其物は人に打たれて知らず知らず聲を發するが如し、遂に此詩を附け、其上に序をば作れり、

注解　「踴躍其誠」誠心の活動を謂ふ、「鏗鏘」カンチヤランと云ふ音、金石の妙響なり、詩調の高美に譬ふ、「睦州之道」天命に安んずること、前段にある自ら冤罪を言はざる事實に憑る、「考」擊つなり、「繫」つなぎつくる意、己れの詩を吳の作に附着すること、

總說

文變化に乏しと雖も、叙事の雄勁なる、自ら子厚の本色なり、殊に起手の數句は、韓退之の再與鄂州柳中丞書と同一の筆致なり、

纂評

○楚運評　事を叙する處、骨力遒緊、而して詞亦峻潔、○沈德潛評　錡の除かんと欲する所、必ず能く法を守るものなり、錡既に叛を以て誅せらる、而して法を守るの臣、猶ほ之を遠方に棄つ、唐の人を用ふる、尚ほ冤抑なしと謂ふを得るか、序簡にして能く詳、筆力斬々、是れ冗漫なる者の對症の藥、

## 送薛存義之任序

解題　薛存義は永州の零陵に令たり、蓋し京師に朝覲し、任地に還らんとせし時の送序なり、

動機　官吏が人民に對して其責を盡さゞるに不平なるより作る、

主意　薛存義が人民に對し官吏たる責を盡す人なることを賞美す、

段落　凡そ三大段より成る、篇首より「且告曰」に至るまでを第一大段となす、送別の景況を叙す、「凡吏於土者」より「得不恐而畏乎」に至るまでを第二大段となす、送別の贈言なり、「存義假令零陵二年矣」より篇尾に至るまでを第三大段となす、存義

て睦州が配所に向つて旅行の途中、盜は同類百人を出して、楚越の郊に待ち伏せて行く手を遮りしかば、睦州は之と戰ひながら走り拔けて、辛く無事なることを得て配所に達し、左遷の官となりぬ、幾程もなく盜は捕へられ、政府は社の垣の外に於て李錡を斬罪に處せり、識者たる李錡が斯く誅に伏して罪過明かなりしかば、論者は睦州を召還して其罪の無實なることを明にすべしと謂ひたれども其效なく、其後大赦を經て始めて稍都近き永州に移されぬ、海上の循州に比べてこそ都近しと云ふものゝ、其れにても長安を去ること尙ほ四千里の僻地なり、睦州は斯くまで逆運に逢ひながらも、自身は未だ嘗て寃罪なることを人に向つて語りたることあらず、

**注解**　「盜錡」、錡姓は李、李錡は鎭海軍の制度使にして地方總督の大官なり、其所行の盜賊に類するにより、貶して盜と書したるなり、「今天子」憲宗なり、「大立制度」憲宗、從來、跋扈せし制度使の權を抑して、中央の權力を復せんとせし事を謂ふ、「部中良守」守は刺史にして州の長官なり、刺史は節度使に屬するが故に、李睦州は李錡の部下なりしなり、「御史」執法官なり、「其私卒」其は李錡の代名詞なるが、此處の用方甚だ泛然たり、「僻卒致具」僻は口供、具は有罪との決案、「社垣」社は地の神、垣は其廟の垣「左官」左遷と云ふが如し、

**文法**　睦州未嘗自言の句、下段を起す、

吳武陵、剛健之士也、懷不能忍、於是踴躍其誠、鏗鏘其聲、出而爲之詩、然後慊於內、余固知睦州之道也熟、銜匿而未發、且聞吳之先焉者、激於心、若鐘鼓之考而不知其聲之發也、遂繫之而重以序、』

**講說**　吳武陵は氣象の手强く活潑の人なれば、心中に睦州の寃罪を不平に思ふ餘り押しこらふること出來ず、其熱誠を迸らし、其音調を響かし、表面に見はれて睦州に贈る詩を作り、斯くして氣が濟み思ひが

謀、十年、今天子即位三年、大立制度、於是盜恐且奮、將遂其不善、視部中良守不為己用者、誣陷去之、睦州由是得罪、天子使御史按問、館於睦、自門及堂、皆其私卒為衛、天子之衛、不得搖手、辭卒致具、有間盜遂作、而廷臣猶用其文、斥睦州南海上、既上道、盜以徒百人遮於楚越之郊、戰且走、乃得完、為左官吏、無幾盜就擒、斬之於社垣之外、論者謂宜還睦州、以明其誣、既更大赦、始移永州、去長安四千里、睦州未嘗自言、

**講說**　潤州の盜、錡と呼ぶもの、人民の貨財を竊み取り、同類の徒を聚め、反亂の計畫をなすこと十年にもなりぬ、然るに今上皇帝即位の三年、大に制度を立て規律を正し給へり、此の如き次第となりければ、盜賊共は誅罰を恐るゝと共に刺激を受けて興奮し、飽くまで其惡事を成し遂げんとて、部下の善良なる刺史にて己れの用をなさゞる者を視れば罪を言ひ拵へて陷れ、邪魔物を除かんと謀れり、李睦州も其目的物の一にして、之が爲に罪を得たり、天子は李錡の告發に由り、御史をして李の罪狀を審理せしめられしが、御史は睦州に出張して旅館に止宿せし處、門より堂に至るまで皆李錡の私卒を以て之を警衛し、御史の伴ひ來れる朝廷の護衛兵は手を出すことならず、口供の結果として罪狀定まりぬ、此より程經て盜賊は遂に公然起り立てり、乃ち李睦州を罪に陷らしめたるは盜首李錡の謀なりしこと判然たるに拘らず、朝廷の當局は再審の手續をもなすことなく、以前の調書を其儘實行して、睦州を南海地方に放逐せり、斯く

**文法**　出窮、處乖は、前の恐不得、恐不慊を受け、不宜言道を以て道の字を結ぶ、

**總說**

二段に門地、知己、文章の三事を擧げて、一々首段に顧慮せしは完筆なれども、三段は、上を承け下を起す脈絡として觀るべきものあるに拘らず、稍緊着ならず、一篇の精彩は末幅の壽夭論に在り、而も木石龜蛇の一喩、尤も警策となすべし、之を要するに、韓退之の送序に比すれば甚だ遜色あり、

**纂詳**

○沈德潛評　前に科名を竊取する情態を寫し、幾んど鼎を鑄、物に象るが如し、然れども未だ刻薄に傷むを免れず、後長生を求むる者の惑を破る、啻に其耳を提げて之を警覺するのみならざるなり、蓋し人能く聖人の道に志して、之を求め之を行ふ、固より壽を得るの理あり、卽ち不幸夭折、亦壽ならざるを以て其生平を短するを得じ、若し卽ち藥餌吐納を以て壽となさば、則ち其形を人として其實を木石龜蛇にするもの、何ぞ比々たるや、此等の正論、安んぞ養生を談ずる者をして一たび之を傾聽せしむるを得ん、

# 同呉武陵贈李睦州詩序

**解題**　柳子厚が呉武陵と云ふ者と倶に李睦州に詩を作つて贈りたるが、此詩の緣起を述べたるもの、卽ち序なり、李は姓、睦州とは、彼が睦州の刺史たりしに由り、州名を以て呼べるなり、名は淸臣、此人睦州の刺史たりし時、李錡の讒陷に遇ひ循州に左遷せられ、後赦されて永州に移さる、時に柳子厚、呉武陵の二人も曩に左遷せられて永州に在り、李の永に至るに及び、此の贈詩の事あり、

**動機**　睦州の寃罪已に釋けたるに、朝廷尙ほ其官を復せざるを慨せしなり、

**主意**　睦州の爲に默々たる能はずと云ふに在り、

**段落**　凡そ二大段より成る、篇首より「睦州未嘗自言」に至るまでを第一大段となす、睦州の寃罪を叙す、「呉武陵剛健士也」より篇尾に至るまでを第二大段となす、此序を作る所以を叙す、

潤之盜錡、竊貨財、聚徒黨、爲反

悲むことあらんや、然るに今空氣を呼吸して之を食とし、藥餌を嚙み味つて之を精氣とし、世間の務めなきを以て閒靜とし、死せざることを以て長生となし、人道の外に立つとすれば、余は試に譬を以て其不可を言はん、元來右は只長生を求むる爲なるが、深山の木石や大澤の龜蛇の如きは皆年を經ること多く、生存すること久しきものなるが、さりとて此等の物は道の上から視れば如何にぞや、則ち功なく、德なく無用の長物のみ、徒らに長生せしとて貴ぶに足らず、

**注解**　「寓於土」寓は假住居なり、人間の世に處るや僅の間なるを以て斯く言ふ、「非吾能私之」朝聞道夕死可也の意なり、「慊」心に善しとする、「呼噓」呼は息を外に出す、噓は息を內へ入る、今日の呼吸法に類したる道家の養生術なり、「咀嚼」咀は含む、嚼は嚙む、藥や滋養物に就いて言ふ、「爲神」精神を煉る手段となすなり、「不死爲生」儒者が不朽の業、千歲の名を以て壽となすに反して言ふ、

**文法**　此一小段、初めより其誰悲に至るまでは儒者に係り、今將以下は道家に係る、而して前小段の結句なる非吾之所謂道也 の道の字より、此の二派を分出せしものなり、

僕嘗學於儒、持之不得、陷於是、以出則窮、以處則乖、其不宜言道也審矣、以吾子見私於僕、又重其去、故竊言而書之而密授焉、

**段落**　第四大段なり、

**講說**　僕は以前儒者の道を學びたれども、之を守る點に於て守り切れず、罪人となつて此の如き僻地に落込み、日陰の身となりぬ、出でゝ官に就ける場合には主義行はれず、退いて家に在る場合は世と背馳すること多し、斯かる次第なれば道のことを口に出す資格なく、如何にも之を物語るべきに非ざるは明白の道理なり、然れども足下が內々僕に問はれたるが爲に、又一方には足下が此地を去らるゝことを非常に惜しく思ふが故に、世間に憚りながら意見を述べ、之を書き寫して人しれず御渡し致すなり、

に合ひ、而して君を推擧する者もあるべし、然るに思切りよくも處士となつて生活するを以て、余は時世違ひとなすなり、婁君は之が理由として、年老いたれば休息の方針を取ると曰はんか、則ち君は年尙ほ若く氣力も銳ければ、理由とならず、不健康なれば養生すと曰はんか、則ち君は肥大にして勇健なれば、又理由とならず、其處士にてある理由を問ふに、孰れも名義なし、若し無意義にも長生を圖るを以て道となさんか、又吾れの謂ふ所の道には非ず、從つて理由となすに足らざるなり、

**注解**　「理平」理は治の替字なり、天子の諱を避けて用ひたる也、「亟」屢なり、「羸」虛弱の意、「碩」大なり、

**文法**　爲處士は白衣に應ず、○羸而自養耶の上に、將曰の二字を省きたるものと知るべし、○又非吾之所謂道也一句のを以て下の議論を起す、

夫形軀之寓於土、非吾能私之、幸而好求堯舜孔子之志、唯恐不得、幸而遇行堯舜孔子之道、唯恐不慊、若是而壽可也、求之而得、行之而慊、雖夭是誰悲、今將以呼噓爲食、咀嚼爲神、無事爲閑、不死爲生、則深山之木石、大澤之龜蛇、皆老而久、其於道何如也、』

**段落**　第三大段の第二小段なり、道士長生の說を駁す、

**講說**　夫れ此の地上に吾人の形體を寓する以上、自ら天職あり、吾が自分の身體なりとて自由になすべきに非ず、されば人たる者、好んで堯舜孔子の志を求め、一圖に之を得ざらんことを恐れ、或は又幸ひにして堯舜孔子の道を行ふ境遇に立つときは、一圖に滿足を得ざらんことを恐る、此の如く聖道に熱心なれば、如何程壽命長くとも差支なく、又堯舜孔子の道を求めて遂に之を自己の物とし、堯舜孔子の道を行つて遺憾なき程度に至らば、早死するにせよ誰として

克、今其行也、余既異其遁於名、而又德其久留於我也、故爲之言、」

**段落**　第二大段の第二小段なり、婁の爲に道理上より疑ひを斷ぜざるべからざると共に友誼上又惑を解かざるを得ざるを言ふ、

**講說**　後日に及び婁君又曰く、吾れ吾が心に研究する所の者未だ得る能はざるが故に、今より淮南に行かんと、余は君が名を遁るゝを異むことあるが上に、又君久しく我が所に留まりくれたるを感謝するを以て、左の一言を陳す、

**注解**　「所以求於心」前に未盡其術とある術を指す、

**文法**　遁於名の名は取科名の名、升名の名を承く、○久の字、前の三年に應ず、

夫君子之出、以行道也、其處、以獨善其身也、今天下理平、主上亟下求士之詔、婁君智可以任職用事、文可以宣風歌德、行於世、必有合其道、而進薦之者、遽而爲處士、吾以爲非時、將曰老而就休耶、則甚少且銳、羸而自養耶、則甚碩且武、問其所以處、咸無名焉、若苟焉以圖壽爲道、又非吾之所謂道也、」

**段落**　第三大段の第一小段なり、婁の處士たるは理由なく、君子の道に非ざるを論ず、

**講說**　夫れ君子の世に出で官に就くは、此に由つて道を行ふためなり、又君子の仕へずして處士たるは、此に由り獨り己れの人格を立派に保つがためなり、今日は天下泰平の世にして、主上は度々人材を求むるの詔を下し給へり、婁君の如き、其才智は何等かの官職に任じ事務を處理するに足り、其文章は天子の風化を宣揚し德政を謳歌するに足ることなれば、果して世に立つて實行する所あらんか、必ず君子の道

**講說**　自ら測量するに、到底前に述べたる當世進士の爲す如き煩勞に堪へ難し、故に受驗の準備を止めて遊歷を事とし、大湖や長江を泝え、豫章に出でゝ南海に至り、復び桂よりして南下する次第なり、元來少きときより道士の說を好むものゆゑ、藥を食して長生を求めたるに、未だ十分其術を得ざるが故に此度行いて之を求めんとするなりと、僕は之を聞いて愈よ疑へり、

**注解**　「湖江」洞庭湖と揚子江、「豫章」今の江西南昌、「南海」今の廣東廣州、「桂」今の廣西桂林、「道士」黃帝、老子の敎を修め、常に仙術を說く、「餌」食ふ、

**文法**　餌藥爲壽の四字は此文の杷柄にして一篇の議論を生ずる所、

往時觀得進士者、不必若婁君之言、又不能類婁君之文學、又無納言之大德以爲之祖、無比部衛尉以爲之知、而升名者、百數十人、今婁君非不足也、顧不樂而遁耳、因爲余留三年、

**段落**　第一大段の第一小段なり、婁君は進士となるを好まざるにて、能はざるに非ざるを言ふ、

**講說**　余は以前進士及第を得たる人を觀察せしに、其言ふ所は婁君の議論の如き者のみにあらず、又婁君の文學に比肩する能はず、其上に婁君の如く其祖先として納言公一流の大德者を有するにもあらず、知己として崔比部、于衛尉等の先輩あるにもあらず、然るに尙ほ進士たる名譽を揚ぐる者百數十人の多きに至る、今婁君は言論文學と云ひ、家格、先輩と云ひ、足らざるものあるに非ず、然るに進士とならざる者は、進士を樂まざるが爲に遁れて遊歷することゝ思はる、斯く閒散の境遇なるが故に、余が爲に此に留まること三年に及びぬ、

**文法**　婁君之言は前の一小段を承け、曰く文學、曰く祖先、曰く知己、一々第一段に應ず、○遁の字、前の舍之而遊の舍の字に應ず、

他日又曰、吾所以求於心者、未

朝夕屈折於恒人之前、走高門、邀大車、矯笑而僞言、卑陬而姁媮、一旦之容、以售其伎、吾無有也』

**段落**　第二大段の第一小段なり、婁が他の受驗者の性格態度を缺くことを言ふ、

**講說**　余が婁に白衣に居る理由を尋ねしに因り、彼れ答へて曰ふ、今や進士及第の名譽を取らんとする者は、何れも富貴權勢の人に交り、己が有力なる親戚に倚り傍ひ、之と結托するときは彼を以て羽翼とし、勢ひの凄きこと天風を起し海濤を湧かし、沛焉として、盛なる有様、實に餘つて溢れんとす、而して吾れに於ては此の如きことなし、又以上の流儀に非ざれば、飲食の慾を逞しうし、車馬に乘り廻りて朋友と歡樂を盡し、互に金錢を融通して運動費を作り、互に褒め合ひて名譽を求め、若し仲間に入らざる者あれば威勢を以て排斥す、而して吾れに於ては此の事なし、又以上の流儀に非ざれば、勞力周旋をなし、訪問依賴を事とし、朝となく夕となく、平凡なる人物の前に腰を折り膝を屈し、堂々たる門構の邸に伺候し、大官の馬車を出迎へなどして作り笑ひをなすかと見れば、又心にもなき事を物語り、恥かしと思ひながら機嫌買を試み、僅の間容體を拵へて己れの伎を提供す、而して吾に於ては此の如きことなし、

**注解**　「貴勢」貴人勢家、「挿羽翮」翮は羽の根、門閥の援助に譬ふ、「堅良」堅車と良馬、上等の馬車を謂ふ、「貨」財貨の交易、「多筋力」働くこと、「造請」造は至る訪問なり、請は請求、依賴なり、「邀」迎ふる、「矯」無理になり、「卑陬」愧づる貌、「姁媮」美なり、言貌共に言ふ、

自度卒不能堪其勞、故舍之而遊、逾湖江、出豫章、至南海、復由桂而下也、少好道士言、餌藥爲壽、未盡其術、故行且求之、僕聞而愈疑』

**段落**　第二大段の第二小段なり、婁の決心を敍す、

り、名家なるが上に、又此の長所ありとて君を推尊し、君に謙讓して自分等の巨魁とせり、

**注解**　「未冠」柳子厚が進士を求めたるは貞元十六年にして、十八歳の時なりしが故に、未冠と曰ふ、冠禮は二十歳に行ふことなり、「崔比部」崔鵬、字は九翰、貞元六年、知制誥より罷められて比部郎中となる、「于衞尉」于邵、字は相門、天寶の末、諫議大夫を以て知制誥たり、朝廷の大典、多く其の手に出づ、「納言」婁師德、武后の時河北を撫定するを以て納言に進む、世稱して長者となす、「又有是」是は文章を指す、「先登」戰陣の先鋒のことなれども、茲には巨魁の意に用ふ、

**文法**　所爲歌詩傳詠都中は上句の聞婁君名を實にせしもの、又彼の所長として掲げたる者、崔于二人の相與稱其文は知己として提出せし者、納言曾孫也は名家として提出せし者なり、

後十餘年、僕自尚書郎、謫來零陵、覯婁君猶爲白衣、居無室宇、出無僮御、僕深異而訊之、

**段落**　第一大段の第二小段なり、婁が進士に及第すべき種々なる資格あるに拘らず依然處士なるは、不可思議なるを言ふ、

**講說**　其後十四年を過ぎ、僕は尚書郎より左遷せられて零陵に來り、婁君に出遇ひし處、猶ほ從前の如く無官の人にして、居るには家屋敷なく、出づるには從者御車なかりしかば、案に相違し、不思議の餘り此の事を尋ねたり、

**注解**　「後十餘年」柳子厚が進士を求めたる年より言ふ、「謫來零陵」永貞元年、子厚永州に謫せられたるが、零陵は卽ち永州の地なり、「白衣」處士の服なり、

乃曰、今夫取科名者、交貴勢、倚親戚、合則插羽翮、生風濤、沛焉而有餘、吾無有也、不則饜飲食、馳堅良、以歡於朋徒、相貿爲資、相易爲名、有不諾者、以氣排之、吾無有也、不則多筋力、善造請、

# 送婁圖南秀才遊淮南將入道序

**解題**　入道とは道士又は僧侶となることなるが、茲には道士となる意なり、一本に將入道の三字なし、

**動機**　婁が不遇に處する所以を失へるを規するに在り、

**主意**　長生を求むるは儒者の道に非ざるを論ず、

**段落**　凡そ五大段より成る、篇首より「僕深異而訊之」に至る迄を第一大段となす、婁の名門に生れ、文章に長じ、崔于二氏の如き知己あるに拘らずして、尚ほ處士たるを訝る、「乃曰今夫取科名者」より「僕聞而愈疑」に至るまでを第二大段となす、婁が道士となるの決心をなすに至りたる動機を叙す、「住時觀得進士者」より「故爲之言」に至るまでを第三大段となす、彼の動機の如何にも解すべからざるを言ふ、「夫君子之出」より「其於道何如也」に至るまでを第四大段となす、聖人の道を標準として、道士となり長生を求むるの惑を辯ず、「僕嘗學於儒」より篇尾に至るまでを第五大段となす、送序を作る所以を叙す、

僕未冠、求進士、聞婁君名甚熟、其所爲歌詩、傳詠都中、通數經及群書、當時爲文章、若崔比部、于衛尉、相與稱其文、衆皆曰、納言曾孫也、而又有是、咸推讓爲先登、

**段落**　第一大段の第一小段なり、婁の文章を能くし、知己を有し、名家の裔なるを言ふ、

**講説**　僕が尚ほ加冠の禮を行はざりし少年の頃、進士となるを求めたるが、當時婁君の名は非常に聞き慣れて、熟知せり、君が作りし所の歌や詩は、都の中に傳はつて唱へたる程にて、學問の方は、數種の經書と其他多方面の書籍に通達せり、此の時分、崔比部、于衛尉の如き文章の作家は、諸共に婁君の文を稱賛せり、又衆人は皆言ふやう、婁君は納言公の曾孫に當

前の盛なる有樣に復することあるは、吾れ澥に於て偏に屬望するなり、

**文法**　儔時之美は前文の泣居倘書省二十二人を受く、

汝往哉、見諸宗人、爲我謝而勉焉、無若大山之麓止而不得升也、其唯川之不已乎、吾去子、終老於夷矣』

**段落**　第三大段なり、

**講説**　汝先方に往くべし、彼の地にて多くの一門に遇ひしならば、吾が爲めに善く挨拶をなして奮發せしめよ、大山の麓にありながら、止まつて升ること出來ざるが如きことあるべからず、何んと川の水の流れて已まざる風より外なきなり、此れに就いても余は足下と別れ、此の夷狄の地に年老いて、世間に出づることも能はざるこそ悲しけれ、

**注解**　「大山之麓止而不得升」大山は聖人の道に譬ふ、小成に安んずべからざるの戒なり、「吾去子」子を離るゝと云ふが如し、

## 總説

聖人之道の二句は前の積德に應ず、中間文章の事を挾むと雖も、其謂はゆる基之廣は亦聖學その物を指すが故に、歸する所は聖人之道なり、吾去子終老於夷は前の儔人と呼應す、而して此一句は、宗人の吾が門を興すことを望むに反して、己れ自身の廢物たるを悲むものにして、一篇の情ある處此に在り、感慨淋漓の趣あるも一の嗚呼の詠嘆語を用ひず、而して能く人をして惻然たらしむるものは、全く矣の字を以て頓住せしに由るのみ、

## 纂評

○沈德潛評　學を爲し品を植ゑて世を保つ、短章中、一々包擧す、柳文の絕調、

○高梅亭評　懃々懇々宗人の爲に勤勉す、人をして孝弟の心油然として生ぜしむ、

○蔡聞之評　意理、韻調倶に勝る、歌ふべく、泣くべし、

**段落**　第二大段の第一小段なり、己れの一門を興すべき資格あるものを發見せしを言ふ、

**講説**　余が罪人となつて南方の地に居ることゝなりし以來、後進の士に於て飛び拔けたる人物あるやは知らざれども、自身は未だ此の如き人物を見しことあらず、然るに此の如き人物にして旅中仕合せにも余を尋ねくれたる者は、獨り灑に出で遇ひたるのみ、

**注解**　「僇人」僇は戮に同じ、罪人と云ふ義、「南鄉」永州を指す、「穎然」穎は錐の柄なり、錐が嚢を突き破つて柄まで飛出したる故事を活用せしにて、拔き出づる形容、「道路」旅行地、

灑質厚不諂、敦厚有裕、若器焉必隆然大、而後可以有受、擇所以入之者而已矣、

**段落**　第二大段の第二小段なり、德業の素あるを叙して之を勉む、

**講説**　灑の性質は人に諂ふことなく、手厚くして餘裕あり、之を譬ふれば、器の如何にも柄大きく、斯くて何物にても受け入るゝこと出來得べきが如し、但し、其の入るべき物を擇ぶを要とす、

其文蓄積甚富、好慕甚正、若牆焉必基之廣、而後可以有蔽、擇其所以出之者而已矣、

**段落**　第二大段の第三小段なり、文章の素あるを以て之を勗む、

**講説**　灑の文章は、其蘊蓄する所は甚だ豐富に、其の嗜好の在る所、仰慕する所は甚だ正當なり、之を牆の如何にも土臺廣く、斯くて何物をも蔽ひ隱すこと出來得るが如し、但し文章に發出すべきものを擇ぶを要とす、

勸聖人之道、輔以孝悌、復嚮時之美、吾於灑焉是望、

**段落**　第二大段の第四小段なり、灑に望みを屬する所を言ふ、

**講説**　聖人の道を勸め、孝悌の道を以て輔となし、以

不能興、爲尚書吏者、間十數歲、乃一人、永貞年、吾與族兄登並爲禮部屬、吾黜而季父綽更爲刑部郎、則加稠焉、又觀宗中爲文雅者、炳炳然、以十數、仁義固其素也、意者復興乎、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　世人は誰れ彼れとなく言へらく、吾が柳氏の一門は洪大となるべき理なり、其は祖先より積みたる所の德あればと、果せる哉、高宗皇帝の時に於て袂を連ねて尚書省に居りしもの二十二人の多きに及べり、然るに宛も諸武氏の全盛時代に遭遇し、之れが爲に衰へ果てぬ、其後武氏は敗亡したれども吾が一門は猶ほ興る能はず、其の證據には、尚書省の役人となりしもの、十何年と云ふ久しき時を隔て漸く一人に過ぎざりき、然るに又永貞の年に至り、余は族兄と倶に禮部の屬となり、余は退けられたれども季父なる公綽は別に刑部郎となり、斯くて官途に位を得るもの次第に多數と爲れり、其の上予が一門中に文章詩賦を作り、炳々然と立派なるもの、十人を以て數ふる程なり、而して道德の方面より觀察すれば、仁義の道の如き、言ふまでもなく彼等の固有なり、因つて考へ見るに、吾が一門は一旦衰へたれども再び舊の如く興るならん、

**注解**　「碩」大なり、「諸武」則天武后の一族、「以故衰耗」永徽二年柳奭同平章事たりしが、武后に惡まれて愛州の刺史に貶せられ、尋いで殺されたるを謂ふ、「登」字は伯成、芳の子、子厚、禮部員外郎たり、登、膳部郎中たり、「公綽」字は起之、溫の子なり、吏部員外郎を以て西川武元衡の判官となり、復た中央政府に入りて吏部郎中たり、「炳々」文采の光り輝く貌、

**文法**　吾宗の二字は一篇の由つて起る所なり、先づ一盛一衰を敍して盛の字に歸着し、以て後段を喚起す、碩大の二字、衰耗の二字と反照す、

自吾爲僇人居南鄉、後之顯然出者、吾不見之也、其在道路幸而過余者、獨得澥、

李翺、張籍の之を哭せし詩文には、但だ兄と呼びて、師と言ふを耻ぢしが如し、古道を信ずるの厚きは則ち之あれども、亦些の矜氣を免れず、柳子は、韋中立の師を以て之に望むに拘らず、名實の論を以て敢て他を弟子視することを肯ぜす、是れ反つて嘉すべきに非ずや、或は此文を以て激世の言となせども、彼れ初めより新知を以て人に語るを拒むに非ず、唯だ名に重きを置かざるなり、余は學者先生が、人の一言の益を乞ふ者あれば、己れ直ちに之を門人の籍に置き、虎皮の榮に得々たる者を覩る毎に、柳子の謙德を懷はずんばあらず、

纂評

○沈德潛評　前に師を論ずる、猶ほ諧謔の語をなす、後に文を爲る根柢を示す、囊を傾け囷を倒にして之を出し、師の名を辭し師の實を示す、中立の之を自得するに在るのみ、昌黎の文を論ずるに較ぶれば、尤も本末倶に到るとなす、

# 卷八（柳宗元著）

## 送澥序

**解題**　澥は古の海の字、作者の族類なり、

**動機**　宗族を勵さんとするに在り、

**主意**　學ぶ所を擇び言ふ所を擇ぶべしと云ふに在り

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「意者復興乎」に至るまでを第一大段となす、己れの宗族の應に興るべきを言ふ、「自吾爲僇人居南鄕」より「吾於澥焉是望」に至るまでを第二大段となす、澥の德業文章に意を用ふべきを言ふ、「汝往哉」より篇尾に至るまでを第三大段となす、宗族に傳言すべきことを囑す、

人咸言吾宗宜碩大、有積德焉在高宗時、並居尚書省二十二人、遭諸武、以故衰耗、武氏敗、猶

爲之文也』

段落　第三大段の第六小段なり、參考に資する所のものを言ふ、

講說　穀梁氏を參へ取つて其氣を厲まし、孟子、荀子を參取して其支葉を暢べ、莊子、老子を參取して其流儀を自由にし、國語を參取して其趣味を博くし、離騷を參取して其幽靜を致し、太史を參取して其潔白を著す、此れ吾が遍ねく推し交も通じて文を爲る仕方なり、

注解　「穀梁氏」穀梁赤なり、春秋を著す、「肆」ほしいまゝにす、「離騷」楚の屈原の作る所、

凡若此者果是耶非耶、有取乎、抑其無取乎、吾子幸觀焉擇焉、有餘以告焉、苟亟來以廣是道、子不有得焉則我得矣、又何以師云爾哉、取其實而去其名、無招越蜀吠怪而爲外庭所笑則幸矣、宗元復白』

段落　第四大段なり、

講說　凡そ以上に陳べたる事の如きは果して是なるか、非なるか、取る所ありや、それとも取る所なきや、足下幸に觀給へ、擇び給へ、若し自得の餘あらば、其れを告げ給へ、兎も角度々來つて其の道を廣められよ、足下得る所あらざれば僕得る所あらん、孰れが得る所あつて裨益すべければ、又何を以て師などゝ名を附くるに及ばんや、足下、師の實を取つて師の名を去り、越や蜀の犬の怪み吠ゆることを招き、外廷に笑はれざれば仕合せなり、宗元答言す、

注解　「亟」しばしば、「越蜀吠怪」犬の日を吠え、雪を吠えたること、本文の首に出づ、「外廷爲笑」孫昌胤の冠禮を行ひし事、亦本文に在り、

## 總說

韓退之が當時の流俗を犯し、抗顏師と稱せしは反抗的態度にして、其人の多少剛氣あるを見る、柳子厚に至つては則ち首を畏れ、尾を畏るゝの概なきに非ず、是れ彼れの氣象、退之に比すれば、稍ゝ柔なるが故なり、然れども退之自ら師を以て居るに拘らず、其弟子

に、文章を作る度毎に輕卒の心を以て動搖せしことなし、是れ其浮きて落着かざるを懼るゝが故なり、又倦怠の心を以て變更せしことなし、是れ其弛みて嚴肅ならざるを懼るゝが故なり、又腦の明確ならざる時に思想を文字に出せしことなし、其意義闇黑にして純粹ならざるを懼るゝが故なり、又得意の感情を以て文章を作りしことなし、其高く止まつて驕るを懼るゝが故也、筆の伸びるを押へて文章の奥床しからんことを欲し、筆の沈む處を揚げて文章の明かならんことを欲し、配置を疎にして其通達せんことを欲し、承接の角を立てゝ文章の切目あらんことを欲し、音節を激して之を挑擧げ其清らかならんことを欲し體格を堅固にして之を維持し、其重やかならんことを欲す、是れ彼の道の助となす方法なり、

注解　「掉」うごかす、「剽」輕動して定まらざる貌、「矜」ほこる、「廉」角なり、「偃蹇」傲然たる貌、

本之書、以求其質、本之詩、以求其恒、本之禮、以求其宜、本之春秋、以求其斷、本之易、以求其動、此吾所以取道之原也、

段落　第三大段の第五小段なり、道の本づく所を言ふ、

講說　道を書經に本づきて其本質を求め、詩經に本づきて其不易の處を求め、禮記に本づきて其宜しきを得る處を求め、春秋に本づきて其決斷の處を求め、易に本づきて其變通の處を求む、是れ吾が道の本源を取る方法なり、

注解　「質」猶ほ實と云ふが如し、「恒」人情の萬古易らざるを以て言ふ、「宜」禮には相當の規定なるを以て言ふ、「斷」春秋は是非褒貶する所あるを以て言ふ、「動」易は變通を主とするが故に言ふ、

參之穀梁氏、以厲其氣、參之孟荀、以暢其支、參之莊老、以肆其端、參之國語、以博其趣、參之離騷、以致其幽、參之太史、以著其潔、此吾所以旁推交通、而以

近道、而不知道之果近乎遠乎、吾子好道而可吾文、或者其於道不遠矣、

**段落**　第三大段の第三小段なり、己れの文の道に近きを言ふ、

**講説**　本は吾れ幼少の頃、文章を作るに唯だ語言字句の工ならんことを務めたるが、長ずるに及び始めて文と云ふ者は道を明すことを以て目的となす者にして、右は苟もきら〳〵と色彩に力を入れ音調の善きを衒ひ、斯くて能文となすべきに非ず、吾が陳べたる所の者は自分にては道に近き考へなれども、道が果して吾が文に近きか遠きかは知り難し、足下は道を好む人にして吾が文を可とする以上、吾が文は道に遠からざることもあらんか、

**注解**　「炳々烺々」光輝の明かなる貌、「道之果近乎遠乎」道の方から言へば、吾が文が果して道に合ふや否やなり、

**文法**　吾子好道而可吾文は、上一小段に顧みて小束をなせるなり、

故吾每爲文章、未嘗敢以輕心掉之、懼其剽而不留也、未嘗敢以怠心易之、懼其弛而不嚴也、未嘗敢以昏氣出之、懼其昧沒而雜也、未嘗敢以矜氣作之、懼其偃蹇而驕也、抑之欲其奧、揚之欲其明、疏之欲其通、廉之欲其節、激而發之欲其淸、固而存之欲其重、此吾所以羽翼夫道也、

**段落**　第三大段の第四小段なり、道を扶植する方法を言ふ、

**講説**　余は文の道を明にする所以なるを知るが故

**講說**　足下は行狀篤實にして文辭深高、凡そ作れる所のもの皆恢々と雄大に、古人の面影あり、僕が敢て足下の師となればとて、何ぞ別段に是と益を與ふる所あらん、若し或は僕の年齢が足下より上にて、道を開き書を著すの日が足下に後れずとの點を以て、誠に往來して聞ける所を言はんと欲するならば、僕は無論僕の胸中に得たる所を遺なく足下に陳べんことを願ふ、足下は兎も角自ら僕の言を擇び、或る事を取り或る事を舍つれば其れにて宜し、然るを若し此方より此れは是此れは非と、一定して足下に敎ふとなれば、其は僕の能力足らざるが上に、又前に言へる事情を憚るが故に、敢てせざることは決定せり、

**注解**　「恢々」大なる貌、「假而」若しに同じ、たとひと訓ずるは宜しからず、「前所陳」怪を受けて不利益なる事、

吾子前所欲見吾文、既悉以陳之、非以耀明於子、聊欲以觀子氣色、誠好惡何如也、今書來言者既大過、吾子誠非佞譽誣諛之徒、直見愛甚故然耳、

**段落**　第三大段の第二小段なり、吾が文の愛せらるゝに就いて言ふ、

**講說**　足下が此前見たしと望まれたる拙文は、既に悉皆之を陳せり、是は足下に誇る爲には非ず、聊か足下の好まるゝや好まれざるや、氣色如何んを知らんと欲したるまでなり、然るに今回の貴書に言はれたる所は甚だ過分の至なり、但し足下は、實際人の機嫌を取つて頌贊して、假面を被つて媚び求むる人物に非ざれば、唯だ愛し給ふこと深きが故に譽められたるまでと思はる、

**注解**　「耀明」きらつかせるなり、

始吾幼且少、爲文章以辭爲工、及長乃知文者以明道、是固不苟爲炳々烺々務采色、夸聲音而以爲能也、凡吾所陳皆自謂

所レ不レ爲也、今之命レ師者、大類レ此』、

段落　第二大段の第三小段なり、冠禮を引いて師名の今に宜しからざるを言ふ、

講説　扨又聞けることあり、昔に於ては冠禮を太切となしたるが、其目的は其子の成年者たるの道を責めんとするに在りと、是れ聖人の大に心を用ひられしことなり、然るに數百年來最早之を行ふ人なかりし處、近時孫昌胤と云ふ者あり、獨り慨然として其子の爲に之を行ひ、其式已に濟み、翌日朝廷に出勤し表の廣間に至り、笏を帶に挿し入れつゝ、居竝べる大夫及び士人に言へるやう、拙者の子の冠禮畢り候と、之に挨拶せし者何れも手持無沙汰なりけるに、京兆の尹鄭叔則は怫然と怒り、笏を曳き後じさりして立ちつゝ言へり、冠禮が如何にあらうと、豈に關係せんやと、廷中の人皆大に笑へり、天下の人が鄭尹を咎め孫子を氣味好しとせざりしは何故ぞや、孫が獨り世人の爲さゞることを爲したる爲なり、今日師と云ふ名を附くる者も、大に此れと相類するなり、

注解　「古者重冠禮」禮記の冠義〔篇名〕に云ふ冠は禮の始なり、是の故に古は聖王冠を重んず、又已に冠して字す、成人の道なりと、又曰く、二十にして冠字すと、蓋し冠とは始めて冠を加ふるにて、其禮宛も我が往時の元服の如し、「造」到るなり、「薦」さしはさむ、

吾子行厚而辭深、凡所レ作皆恢々然有二古人形貌一、雖二僕敢爲一レ師、亦何所二增加一也、假而以二僕年先一吾子、聞レ道著レ書之日不レ後、誠欲三往來言二所レ聞、則僕固願三悉陳二中所レ得者一、吾子苟自擇レ之、取二某事一、去二某事一、則可矣、若定二是非一以教二吾子一、僕材不レ足、而又畏二前所レ陳者一、其爲レ不レ敢也決矣』、

段落　第三大段の第一小段なり、己れの知れる所を告ぐるは可なれども、師となることは敢てせざるを言ふ、

の名、「嶺」五嶺なり、韓文の送廖道士序の注に詳なり、「蒼黃」急遽の貌、「前所聞者」蜀犬の日を吠ゆる事實、「度」はかるにと訓ず、推測すればなり、「衒」賣るなり「鬧」擾なり、厄介又は面倒と云ふこと、

僕自謫過以來、益少志慮、居南中九年、增脚氣病、漸不喜鬧、豈可使呶々者、早暮咈吾耳騷吾心、則固僵仆煩憒、愈不可過矣、平居望外遭齒舌不少、獨欠爲人師耳、』

**段落**　第二大段の第三小段なり、此上師となつて更に誹謗を增すを好まざるを言ふ、

**講說**　僕は流人となりしより以來一層思慮を少く、此南部の地に居ること九箇年の間に脚氣病を增し、次第に煩雜を嫌ふやうになりたる處なれば、何とて口喧しき者共をして朝夕吾が耳に逆ひ吾が心を騷さしむべけんや、若し然るときは言ふ迄もなく此身は顚倒し此心は煩悶し、愈よ世を涉る能はざらんとす、平生心外にも人の口齒に係りしこと少からざれども唯だ幸に人の師となりしとの惡口だけは受けざりしなり、（今更何を苦んで新に惡口の種を播かんや）

**注解**　「過」責むるなり、「呶々」耳やかましき聲なり、「咈」もとる、

抑又聞之、古者重冠禮、將以責成人之道、是聖人所尤用心者也、數百年來、人不復行、近有孫昌胤者、獨發憤行之、既成禮、明日造朝、至外廷、薦笏言於卿士曰、某子冠畢、應之者咸憮然、京兆尹鄭叔則怫然曳笏却立曰、何預我耶、廷中皆大笑、天下不以非鄭尹而快孫子何哉、獨爲

僕往聞、庸蜀之南、恒雨少日、日出則犬吠、予以爲過言、前六七年、僕來南、二年冬幸大雪、踰嶺被南越中數州、數州之犬、皆蒼黃吠噬、狂走者累日、至無雪乃止、然後始信前所聞者、今韓愈既自以爲蜀之日、而吾子又欲使吾爲越之雪、不以病乎、非獨見病、亦以病吾子、然雪與日豈有過哉、顧吠者犬耳、度今天下不吠者幾人、而誰敢衒怪於群目、以召鬧取怒乎、

**段落**　第二大段の第二小段なり、譬を以て、師となるは世人に怪まれて不利益なるを言ふ、

**講說**　屈子の賦に云ふ、邑の犬が群つて吠ゆるは見慣れぬものを吠ゆるなりと、僕も以前、庸蜀の南部は普通雨天にて、日光を見ること少く、從つて日出づるときは犬吠ゆと聞きしが、余は嘘の話と思ひしなり、然るに六七年前僕が此南方に來りたる二箇年目の冬丁度大雪にて、嶺を過ぎて南越中の數州までに降り及びし處、數州の犬は遽しく吠え噬み、狂走する者數日に及び、雪融けて止めり、斯くして前に聞きしことの僞ならざるを知りぬ、今韓愈は已に自ら蜀の日となりしに、「已れより先きに人の師となつて、世に怪まれき、」然るに足下は又吾をして越の雪たらしめんと欲す、「韓愈に繼いで人の師となり、世に怪まれしめんとす」甚だ迷惑ならずや、僕が獨り迷惑を被るのみに非ず、足下までも亦迷惑に及ばしむるなり、然れども雪と日と「師」は豈に咎あらんや、但だ吠ゆる者が犬なるのみ、「無智にして怪を吠ゆ」量るに今天下の吠えざるもの果して幾人ぞ、「大抵は吠ゆる人物のみ」然るに誰か敢て衆人の目に怪を押賣して、面倒を招き怒を來さんや、

**注解**　「屈子賦」屈原懷沙賦、「往」さきに、「庸蜀」二國

に互稱を用ひたるは、作者の謙辭なり、「環」周囘の義あまねくの意に用ふ、「卜」占ふことなれども、疑を決すると云ふ處より考の意として輕く用ひたるなり、「衆人」非凡の人に對して云ふ、多數人なり、

**文法** 其中は道に係り、言論、文章は業に係る○結三句は、筆を用ふる三折す、

孟子稱人之患、在好爲人師、由魏晉氏以下、人益不事師、今之世不聞有師、有輒譁笑之以爲狂人、獨韓愈奮不顧流俗、犯笑侮、收召後學、作師說、因抗顏而爲師、世果群怪聚罵、指目牽引而增與爲言詞、愈以是得狂名、居長安、炊不暇熟、又挈々而東、如是者數矣、

**段落** 第二大段の第一小段なり、後世、師の狂人視せらるゝ一例を擧ぐ、

**講說** 孟子は人の弊は自ら好んで人の師となるに在りと言はれたるが、魏晉より以來世人は益す師を實行せず、今日の世は師あることを聞かず、若し之あるときは兎角口やかましく嘲笑して、其師を以て居る人物を狂人となす、然るに韓愈のみは奮つて俗論を顧みず、人の笑ふも侮るも押通して後進の士を取り込み召び入れ、師の說を作り、大顏をなして師となれり、世人は勿論誰れ彼となく怪み且つ罵り、韓愈を指し韓愈を目ざして袖引き褄引き、益す一塊となつて種々なる惡口を放ちしかば、韓愈は之が爲に狂名を得、當時長安に居りしかども飯の炊上る暇もあらばこそ、挈々と道伴もなく東方へ旅立ちせしが、是の如きことは一二度に止まらざりき、

**注解** 「孟子稱」離婁上、「譁」喧噪なり、「師說」文は韓の部に出づ、「牽引」仲間を作るなり、「言詞」說なり、「挈々」單獨の貌、

屈子賦曰、邑犬群吠、吠所怪也、

るに因り、此書を與へて師に名實の異あるを示し、己が平生文章に於ける自得の消息を盡して之を誘掖せしなり、

**主意**　師の名を去つて師の實を取ると云ふに在り、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「況敢爲吾子師乎」に至るまでを第一大段となす、敢て師の位に當らざるを言ふ、「孟子稱人之患在好爲人師」より「今之命師者大類此」に至るまでを第二大段となす師の名に就いて言ふ、「吾子行厚而辭深」より「以爲之文」に至るまでを第三大段となす、師の實を言ふ「凡若此者」より篇尾に至るまでを第四大段となす、全篇を收む、

二十一日宗元白、辱書云、欲相師、僕道不篤、業甚淺近、環顧其中、未見可師者、雖嘗好言論爲文章、甚不自是也、不意吾子自京師來蠻夷間、乃幸見取、僕自卜固無取、假令有取、亦不敢爲人師、爲衆人師、且不敢、況敢爲吾子師乎、

**段落**　第一大段なり、

**講説**　二十一日宗元白す、忝く書信を惠まれしが、其來意には僕を師となさんと欲すとあり、然るに僕は道を得ること篤からず、業とする所は甚だ淺薄卑近にて、有らゆる方面より内心を觀察するに、如何にも人の師となるべき資格を發見せず、又言論を好み文章を作るとは云へ、是も自身滿足せざること甚し、足下が京師より此蠻夷の間に來られ、冥加にも僕の學徳に取り所ありとし給ふは意外の至なり、僕自ら考ふるに、千萬取るべき所なし、縱令取るべきもの有りとすとも敢て人の師とはならじ、通常人の師となるすら敢てせざるに、況て足下の師となることを敢てせんや、來意は僕の當る所にあらず、

**注解**　「二十一日」本と月數ありしを脱せしなり、「相師」相は互稱なり、先方よりは師とせんと言ひ來れる

作り、魯衛陳宋齊楚に辱められ、卒に不遇にして死す、齊の太史氏、兄弟幾ど盡く、左丘明、春秋の時の事を紀し、以て明を失ひ、司馬遷史記を作り、刑誅せられ、班固瘐死し、陳壽起つて又廢す、卒に亦至る所なし、王隱謗退、家に死し、習鑿齒一足なし、崔浩、范曄亦誅、魏收天絶、宋の孝王誅死、足下稱する所、吳兢亦身貴きを聞かず、而今其後聞くあらんなり、夫れ史を爲る者、人禍あらざれば則ち天刑あり、豈に畏懼せずして輕く之を爲すべけんや、唐天下を有つ二百年矣、聖君賢相相踵ぐ、其餘文武の士、功名を立て前後に跨越する者勝げて數ふ可らず、豈に一人卒々能く紀して之を傳へんや、僕年志已に衰退に就く、自ら敦率すべからず、宰相、其他の才能なく用ふるに足らざるを知り、其老窮齟齬合ふ所なきを哀み、四海の内をして戚々たる者あらしむるを欲せず、猥に之を上に言ひ、苟も一職を加へ、之を榮するのみ、必ず督責迫蹙、功役に就かしむるに非ざるあり、賤敢て盛指に逆はず、行くゆく且に引去を謀らんとす、且つ傳聞同じからず、善惡、人の見る所に隨ふ、甚だしき者、附黨憎愛同じからず、語言を巧造し、善惡の事跡を鑿空構立す、今に于いて何の承受信を取る所、而して草々傳記を作り、萬世に傳へしむべけんや、若し鬼神なし、豈に自身慙愧せざるべけんや、若し鬼神あらば、將に人に福せざらんとす、僕駭と雖も亦粗ぼ自愛を知る、敢て率爾に爲さゞるなり、夫れ聖唐の鉅跡及び賢士大夫の事、皆磊々落々天地に軒る、決して沈沒せず、今館中人なきに非ず、將に必ず作者あり、勤めて之を纂せんとす、後世畏るべし、安んぞ足下にあらざるを知らん、亦宜しく之を勉むべし、愈再拜、

柳州の韓愈に與へたる書は凡べて此書に就いて論難せし者なれば、彼此對照するときは、他人の成篇に據つて駁論を下す場合に、前後輕重を知る上に於て少からざる利益あるや必せり、

## 與韋中立論師道書

解題　韋中立は潭州刺史彪の孫なり、此書、元和八年永州に在る時の作、

動機　中立、書を以て子厚を師とせんことを請へ

**講說**　退之は宜しく思ひ改むべし、若し修史を爲す考なれば速に爲すべし、又到底恐ろしくして爲しかぬと考ふるなれば、一日も早く官を引退すべし、又何ぞ行く行くは引去るつもり抔と云ふ法あらんや、

**文法**　一日可引去は第二大段の莫若亟去其位に應ず

**今當ㇾ爲而不ㇾ爲、又誘ニ館中他人及後生者ニ、此大惑已、不ㇾ勉已、而欲ㇾ勉ㇾ人、難矣哉、**

**段落**　第六大段の第四小段なり、起首に應じて全篇を收む、

**講說**　今當然爲すべき事なるに之を爲さず、又館中の他人及び後進の者を誘ふは此れ大なる惑なり、自分を勵まさずして人を勵まさんとするは困難の話なり、

**注解**　「又誘云々」韓の書中に「今館中人なきに非ず、將に必ず作者あり、勸めて編纂せんとす、後世畏るべし、安んぞ足下に在らざるを知らん、亦宜しく之を勉むべし」との語あるに由る、

**文法**　大惑の字は首段の大謬に應ず、

**總說**

此れ別に結構の妙なる處なく、一氣呵成の文なれども、其筆力の健なる所以は反つて此に在り、

**纂評**

○沈德潛評　孫可之云ふ、史を作る者、明かに刑辟を顧みず、幽に神怪を見ず、若し其間に梗避せば、其書燒くべきなり、柳州亦此見を持す、其攻詰の處、爭臣論と相似て、韓は則ち委曲條暢、柳は則ち峭直峻削、各自同じからず、

通篇都べて原書に照して條駁す、原書を將て對看すれば更に明白、

**附**

**答ニ劉秀才ㇾ論ㇾ史書**

六月九日韓愈白す、秀才問を辱うし愛せらる、敦勉するに宜しく務むべき所を以てす、敢て賜を拜せざらん、愚以爲へらく、凡そ史氏褒貶の大法、春秋已に之を備ふ矣、後の作者、事跡に據り實錄するに在り、則ち善惡自ら見はる、然れども此れ尚ほ淺陋偸惰者の能く就す所に非ず、況や褒貶をや、孔子聖人、春秋を

**注解**　「磊々軒天地」雄大にして天地の間に揭る、

又凡鬼神事、渺茫荒惑無可準、明者所不道、退之智而猶懼於此、

**段落**　第五大段なり、

**講說**　又凡そ鬼神の事は取柄なき迷信的にして、證據すべきものなければ、智の明かなる人の言はざる所なり、然るに退之の如き智者にてありながら懼るゝこと此の如し、

今學如退之、辭如退之、好言論、如退之、慷慨自爲正直、行々焉如退之、猶所云若是、則唐之史述、其卒無可託乎、

**段落**　第六大段の第一小段なり、唐の歷史の托する所なきを惜む、

**講說**　今學問あること退之の如く、文辭に長ずること退之の如く、言論を好むこと退之の如く、慷慨して自ら正直屈せずと云ふ退之の如き人物すら、猶ほ云ふ所是の如くなれば、唐の歷史編纂は結局托すべき人なかるべし、

**注解**　「行々」剛强の貌、

明天子賢宰相、得史才如此、而又不果、甚可痛哉、

**段落**　第六大段の第二小段なり、國家の爲に惜むべきを言ふ、

**講說**　明天子、賢宰相が此の如き修史の才ある人を得たるに、尙ほ修史の事を遂げずとせば、甚だ痛ましき次第にあらずや、

退之宜更思、可爲速爲、果卒以爲恐懼不敢、則一日可引去、又何以云行且謀也、

**段落**　第六大段の第三小段なり、職務を盡さゞるなれば速に官を去るべきを言ふ、

能はずとの說を駁す、

**講說**　凡そ二百年の間文武の士多しと言はるゝが、誠に右の如し、然るに今退之は、我れ一人ゆゑ何として多數の文武名士の事を世に明にするを得んやと曰ふ、さすれば同僚の史官も亦同じく斯く云ふならん、又將來退之に繼いで史官となる者も亦同樣の事を言ふならん、斯くて人々皆我れ一人なれば何とて明にすべけんやと曰はゞ、結局誰か唐の事跡を記錄して之を後世に傳へんや、

**注解**　「凡云々」退之の語なり、

如退之、但以所聞知孜々不敢怠、同職者、後來繼今者、亦各以所聞知、孜々不敢怠、則庶幾不墜、使卒有明也、

**段落**　第四大段の第二小段となす、退之は只だ自己の見聞する所を記すれば足ることを言ふ、

**講說**　退之抔は只だ自己の見聞せし所の事に就いて孜々と務めて敢て怠らず、而して同僚及び將來の後任者も亦各聞見せし所の事に就いて孜々と務めて敢て怠らざるときは、唐の事跡も廢滅に歸せずして、結局明白ならしむることを得る望あり、

不然徒信人口語、每々異辭、日以滋久、則所云磊々軒天地者、未必不沈沒、且亂雜無可攷、非有志者所忍恣也、果有志、豈當待人督責迫蹙、然後爲官守耶、

**段落**　第四大段の第三小段なり、若し怠れば唐の賢人君子の事業は沈沒に歸すべきを言ふ、

**講說**　若し記錄せざるときは、只人の口碑のみを信じ、人每に言ふ所を異にするが故に、日を經る久しきほど、謂はゆる磊々天地に軒るものも沈沒するに相違なく、且つ沈沒せずとも亂雜にして取調べの路なきに至るべし、是れ道に志ある者の忍んで放任する所に非ず、果して志あらば、他人より催促を受けて始めて吾が職掌を盡すが如きことあるべきや、

は疾の爲に盲目となりしにて、其不幸に出づ、子夏の如きは歴史を作らざりしかども、亦左邱明と同じく盲目となれり、故に以上の事例を以て修史の戒となすを得ず、其他足下が禍を得たる人の例として擧げたる者は皆歴史を著せし故に非ず、

**注解**　「范曄」六朝の宋の人にて、後漢書を著す、文帝の時反を謀り誅せらる、「其族亦赤」一族を誅滅するなり、「司馬遷」史記の著者、李陵の匈奴に降りたる罪を辯護せしため武帝の怒に觸れ、罪を得たり、喜怒の喜の字、緩急の緩の字と同じく附帶字なり、「班固」漢書を著す、其家僕、洛陽の令の車騎を犯せしため、其怨を買ひ、後日獄死を免れざりき、「崔浩」北魏の人なり、「暴虜」とは魏を指す、魏は本と夷種なればなり、「鬪」は爭ふなり、犯すの義となる、浩、魏の惡事を石に書し、之を路傍に立つ、魏は大に怒り、國惡を發揚すとなして武帝に譖し、誅せらる、「沽」は賣るなり「左邱明」春秋左氏傳の作者、「子夏」孔子の門人、「其餘」韓退之の書中に擧げたる齊太史、晉陳壽等を指して言へるなり、

**文法**　句法の長短錯落を看るべし、

是退之宜守中道、不忘其直、無以他事自恐、退之之恐、惟在不直、不得中道、刑禍非所恐也」

**段落**　第三大段の第五小段なり、直道を守るべく、刑禍を恐るべからざるを言ふ、

**講說**　されば退之は宜しく中道を守つて、其直を忘れざるべし、他の事を以て自ら恐るゝこと無かるべし、退之の恐るべき處は、直ならざると中道を得ざるとに在り、刑禍の如きは恐るべき所に非ざるなり、

**文法**　刑禍の字、上の天刑人禍の說を收束す、

凡言二百年文武士多、有誠如此者、今退之曰、我一人也、何能明、則同職者又所云若是、後來繼今者又所云若是、人人皆曰、我一人、則卒誰能紀傳之耶、

**段落**　第四大段の第一小段なり、一人にて史を作る

**講說**　書狀の中に又言ふ、人より受くる禍なければ必ず天の刑ありと、此理由を以て彼の前代に於て歷史を爲りし人を咎むる者に似たり、されど是れも亦非常に惑ひたる思想なり、凡そ一つの位地に居る以上は其本分を直くせんと思ふべきなり、其本分直からんには、縱令死すとも曲ぐること出來ず、如し之を曲ぐる位ならば、速かに其位地を退くが增しなり、

**注解**　「回」まぐると訓ず、

孔子之困於魯衛陳蔡宋齊楚者、其時暗、諸侯不能以也、其不遇而死、不以作春秋故也、當其時、雖不作春秋、孔子猶不遇而死也、若周公史佚、雖記言書事、猶遇且顯也、又不得以春秋爲孔子累、范曄悖亂、雖不爲史、其族亦赤、司馬遷觸天子喜怒、班固不檢下、崔浩沽其直、以鬭暴虜、皆非中道、左邱明以疾盲、出於不幸、子夏不爲史亦盲、不可以是爲戒、其餘皆不出此、

**段落**　第三大段の第四小段なり、古人の刑禍を受けたるは修史に因らざることを言ふ、

**講說**　昔し孔子が魯衛陳蔡宋齊楚の諸國に於て困厄に遇ひしは、其時代の闇黑にして、諸侯孔子を用ふる能はざりし故なり、孔子が不遇にして死せしは、春秋を作りしとの理由に因らざるなり、春秋を作らずとも孔子は猶ほ不遇にして死せしなり、周公の如き人の言語を記し事跡を書せしかども、猶ほ明主に遇ひ顯官に升れりしなり、又春秋を以て孔子の累となすことを得じ、范曄は叛亂の行ひありし事なれば、縱令歷史を作らざりしとすとも其一族全滅せらるべき者なり、司馬遷は天子の怒に觸れ、班固は下を取締らず、崔浩は己れの正直を沽らんとして疎暴なる夷狄の忌諱を犯せり、此れ皆中正の仕方に非ず、又左邱明

するの吏、中丞は之に副属する者、「臺府」御史臺の官衙なり、「揚々」得意の貌、

**文法**　此段刑禍の字を眼目とす、

在御史猶爾、設使退之爲宰相、生殺出入升黜天下之士、其敵益衆、則又將揚々入政事堂、美食安坐行呼唱於内庭外衢而已耶、何以異不爲史而榮其號、利其祿者也、

**段落**　第三大段の第二小段なり、宰相を借つて前意を推論す、

**講説**　御史は彈劾を爲すに過ぎざれども、尚ほ且つ右の如し、若し退之が宰相たらんには、天下の士を生殺し出入し升黜することとなれば、其敵益す多く、從つて禍も益す大ならん、然るに又揚々と政治堂に入り、美食安坐して朝の内外に人を呼び附け言渡すのみにて已まんとするか、然らば何を以て史官が史を作らずして、其名の榮譽を受け、其祿の利益を貪るに異らんや、（退之も宰相が斯く其職を怠ることを善しとは思ふまじ、さすれば史官として職を怠るの不都合なるを自覺すべき理なり）、

**注解**　「内廷外衢」朝廷と街道、「出入」或は中央に入れ、或は地方に出す、「升黜」升進と降級、

**文法**　前の小段と共に設使の二字を以て題外に拓開し、何以を以て題意に歸入す、○揚々の字美食安坐の字、呼唱の字、形容を用ひ、枯燥ならざらしむ、

又言不有人禍、則有天刑、若以罪夫前古之爲史者、然亦甚惑、凡居其位、思直其道、道苟直雖死不可回也、如回之、莫若亟去其位、

**段落**　第三大段の第三小段なり、天刑を畏るゝの直道に反するを言ふ、

供子弟費、古之志於道者不宜如是、』

段落　第二大段の第二小段なり、虚榮を受くるの道に違へるを言ふ、

講説　若し果して然らば、退之は豈に無意味に宰相の己れに榮譽を與ふることを受けて、無遠慮にも禁中に接近せる史館に居り、俸給を取り、給侍を使役し官衙の紙筆を利用し自分勝手の文書を作り、或は又子弟の費消に供することあるべけん、古に於て道に志す者は決して此の如くなるべからず、

且退之以爲記錄者有刑禍、避不肯就、尤非也、史以名爲褒貶、猶且恐懼不肯爲、設使退之爲御史中丞大夫、其褒貶成敗人愈益顯、其宜恐懼尤大也、則又將揚々入臺府、美食安坐、行呼唱於朝廷而已耶、』

段落　第三大段の第一小段なり、人禍の恐るゝに足らざるを言ふ、

講説　且つ退之は、記錄する者は人の善惡を書き顯はすが故に、天の刑か人の禍を受くるか、何れにせよ不幸に遇ふべければ、避けて就くの心なしと謂へるが、此考は尤も宜しからず、試に思へ、史家は、忠臣とか叛賊とか只だ名義の上にて人を褒め人を貶す者にして、實際有形的の賞罰を加ふるに非ず、然るに其れすら尚ほ天刑人禍を恐懼して其職を實行せぬとならば、若し退之が御史中丞大夫とならんには、其人を褒貶して或は其美をなし或は其身を敗ること、史官が筆を執つて文字の上のみに之を行ふに比すれば愈よ顯なるべし、（顯ならば、人より怨を受けて禍を來すこと甚しかるべければ）其恐懼すべきは尤も大なり、然るに斯くても尚ほ又揚々と臺府へ出仕し、安坐美食し、朝廷に諸役人を呼び附け威を振ふのみにて、職務を盡し褒貶をなすことなくして已まんとするか、（眞坂さうは出來難からん、）

注解　「御史中丞大夫」御史大夫は百官の非行を彈劾

退之侍者、

**段落**　第一大段の第一小段なり、書牘の常文句なり、

**講說**　正月二十一日、柳宗元頓首して十八丈韓退之の侍者に白す、

**注解**　「十八丈」排行なり、解前に出づ、「侍者」今侍史と書く處なり、

前獲書、言史事、云具與劉秀才書及今乃見書藁、私心甚不喜、與退之往年言史事甚大謬、

**段落**　第一大段の第二小段なり、大體不贊成なる事を云ふ、

**講說**　先日貴簡に接したるが、其中には歷史の御說あり、委細は劉秀才に與へたる書狀に見ゆと申越されぬ、然るに今其書狀の稿本を拜見するに、餘人は兎も角も自分の心にては甚だ面白く思はれず、退之が往年歷史の事を言はれたると非常に相違せり、

**注解**　「劉秀才」秀才は及第程度の名、

若書中言、退之不宜一日在館下、安有探宰相意、以爲苟以史榮一韓退之耶、

**段落**　第二大段の第一小段なり、宰相の意を探り、虛榮を受くべきに非ざることを言ふ、

**講說**　書中に在る說の如くならんには、退之足下は一日たりとも修史館に居るべからざる理なり、如何にして宰相の意が己れを憐むに在つて、韓退之に榮譽を與ふる爲に史職を以てせしなりと心得る法あらんや、

**注解**　「書中言」此書とあるは劉秀才に與へたる書なり、「館下」修史館なり、下とあるは、退之が其處に奉職するに因つて云ふ、

若果爾、退之豈宜虛受宰相榮己、而冒居館下近密地、食奉養、役使掌故、利紙筆、爲私書、取以

詩、什は篇の義、元來は十篇を什となす、

**文法**　增聖唐大雅之什、一篇の落着此に在り、韓退之潮州謝表と殆ど其揆を一にす、不得位は上の矜自我出耶に應じ、太平之人は上の居理平之世に應ず、

**總　說**

前篇と共に眞情を陳べ、實況を寫して、其文自然に巧妙、

**纂　評**

○沈德潛評　儀曹（柳の官名）罪を得、世の爲に指斥せらる、故に思謙の相知を以て、敢て其顯然昭雪を望まず、祇だ云ふ、既に時に遭ひ物を利するの君子に遇ふ、決して我を一物の外に棄つるに至らじと、其情誠に悲むべきなり、須らく其筆を下し難き時、顯言せずして自ら達するの妙を看るべし、

## 與韓愈論史官書

**解題**　元和八年韓退之の史館修撰たりし時に作る、

**動機**　韓退之の史官としての不心得を戒むるに在り、

**主意**　須らく直道を以て史を修むべしと云ふに在り、

**段落**　凡そ六大段より成る、篇首より「與退之往年言史事甚大謬」に至るまでを第一大段となす、大意を掲ぐ、「若書中言退之不宜一日在館下」より「古之志於道者不宜若是」に至る迄を第二大段となす、韓の書中に虛榮を受くることを言ひしを駁す、「且退之以爲紀錄者有刑禍」より「刑禍非所恐也」に至るまでを第三大段となす、韓の書中に史を作るときは人禍天刑に罹ると言ひしを駁す、「凡言二百年文武之士多」より「豈當待人督責迫蹙然後爲官守耶」に至るまでを第四大段となす、韓の書己れ一人にて史を作る能はずと言ひしを駁す、「又凡鬼神事渺茫荒惑無可准」より「而猶懼於此」に至るまでを第五大段となす、鬼神の說を辯駁す、「今學如退之」より篇末に至るまでを第六大段となす、全篇を總括して之を結ぶ、

正月二十一日、某頓首十八丈

ず、萬一賊徒已に平ぎ、恩賞の沙汰ある際、之を機として罪を宥められ、天の萬物に於ける潤澤の餘を受けしむることを得ば、朽ち枯れて最早生殖する能はざる樹木も猶きのこを蒸し出して、瑞物を作るに足るべし、

**注解**　「儻」若しなり、「賊平」當時方に王承宗を討つ、「天澤餘潤」恩命の旁求に譬ふ、「朽枿」枿は伐り株、己れの廢物たるに譬ふ、「蒸出芝菌」靈芝なり、支那にては祥瑞となす、己が文章に譬ふ、

**文法**　此譬喩は頗る奇なり、山陽評して、東坡先生と雖も當に衽を斂むべしと云ふ、眞に然り、

一釋廢錮、移數縣之地、則世必曰、罪稍解矣、然後收召魂魄、置土一鄽、爲甿、朝夕謌謠、使成文章、庶木鐸者采取獻之法宮、增聖唐大雅之什、雖不得位、亦不虛爲太平之人矣、此在望外、然終欲爲兄一言焉、宗元再拜、

**段落**　第四大段の第二小段なり、文章を以て太平に報ゆるの意を陳ず、

**講說**　兎も角貶謫の身分を免れ、數縣の地に移さるゝ事を得ば、世人も柳宗元の罪稍や解けたりと曰はん、斯くて後散亂せし精神を恢復し、僅の田宅を設けて農民となり、朝夕吟咏して一の文字を作らしめなば、政教の任に在る者之を采つて皇宮に獻じ、聖明なる唐朝に於ける大雅の篇を補ふことゝなるやも知れず、果して然らば、縱令位を得ずとも徒らに太平の人となることを免るべし、此れは勿論望外の考へなれども、結局兄の爲に一言せんと欲するなり、宗元再拜、

**注解**　「廢錮」廢は貶黜、錮は出身の路塞がること、「鄽」二畝半なり、「甿」民なり、「謌」歌に同じ、「文章」古は詩文共に文章と曰へり、「木鐸」鈴の名、外は金屬製、舌は木製、之を道に振つて政教を人に示す、「法宮」正殿なり、「大雅之什」大雅は宗廟朝廷に用ふる

々然と喜び樂むに當り、僕は四五人と不幸に沈むこと此の如し、豈に運命に非ずや、運命は乃ち天に出づる者にして、彼の彼れ此れ言ふ者の自由にする所に非ず、余は又何をか恨みんや、

**注解**　「有口不信」困卦彖傳の語、「喙」口なり、「欣々」ゆるやかなる貌、「怡愉」喜樂、

獨喜思謙之徒、遭時言道、道之行、物得其利、僕誠有罪、然豈不在一物之數耶、身被之目覩之足矣、何必攘袂用力而矜自我出耶、果矜之又非道也、

**段落**　第三大段の第三小段なり、望を蕭俛に屬す、

**講說**　獨り喜ぶ所は、思謙の徒が時に遭ひ、道を言ふことなり、何となれば道にして行はるゝときは、天下の物其利を得ればなり、僕は誠に其罪ありとは云へ、一物に數へられざる事あらず、吾が身に其利を被り、吾が目に其利を見るを得れば十分なり、何ぞ是非に袂を捲しあげ、力を用ひて、我れ其發頭人たることを誇るの必要あらんや、唯だ必要なきのみならず、果して之を誇るとすれば又道理を失へり、

**文法**　遭時言道は首段の有當官之心に應ず、果矜之又非道也の一句を補ひしは波折の妙あり、

事誠如此、然居理平之世、終身爲頑人之類、猶有少耻、未能盡忘、儻因賊平慶賞之際、得以見白、使受天澤餘潤、雖朽枿敗腐、不能生植、猶足蒸出芝菌、以爲瑞物、

**段落**　第四大段の第一小段なり、廢人たりと雖も國に盡す路あるを言ふ、

**講說**　事實以上の如くにはあれど、さりとて治平の世に居りながら一生頑人の類たることは流石に少しく耻づる心あるが故に、現世の事を盡く忘るゝ能は

なり、驚いて注視し、恐れて時候違となし、自ら中國の人に非ざる心地す、楚越の間語音特に異なり、鴂鳥の鳴き叫ぶが如し、今之を聽き、平然として怪まざるに因れば、己れも已に化して同類となれり、家に生れたる小童も自ら嘵々と蠻語をなし、日夜耳に滿つ、北人の言を聽けば啼いて逃げ匿れ、病人の如きも之に駭く、門を出でゝ州閭市井に往く者を見るに、十人の中八九人は杖にすがつて身を起す、自ら料り見るに、此分にては、玆に生き存ふも果して幾何かあらん、然るに斷念することを知らず、己れの長短を彼れ此れ論辨して、一世の人に誹謗嘲笑せらるべけんや、

**注解**　「昏眊重腿」昏眊は目明かならず、重腿は足腫るゝ疾、「肌革」革は皮なり、「慘懍」さむけを覺ゆるなり、「蕭條」枯れ衰ふる貌、「瞿然」驚く貌、「怵惕」恐る、「鴂舌」孟子に南蠻鴂舌之人の語あり、鴂は惡聲の鳥なるを以て、蠻語を譬へしなり、「啅譟」耳やかましき意、「怡然」平氣なり、「嘵々」聞きうるさき音、「怛」驚く貌、

讀周易困卦、至有言不信、尚口乃窮也、往復益喜曰、嗟乎、余雖家置一喙以自稱道、詬益甚耳、用是更樂瘖默、思與木石爲徒、不復致意、今天子興教化、定邪正、海內皆欣々怡愉、而僕與四五子者、獨淪陷如此、豈非命歟、命乃天也、非云々者所制、余又何恨、

**段落**　第三大段の第二小段なり、自ら己れを慰む、

**講說**　周易の困卦を讀み、言ふこと有つて信せられざる場合に、口を主として之を辨ぜんとする時は差支ふとあるに至り、反復して益す喜んで曰く、扨も余は一軒毎に一つの口を置いて自ら辨明すとも、惡評を受くること益す甚しからんのみと、是を以て更に沈默を樂み、木や石の仲間入りをなさんと思ひ、復た考を起さず、今天子敎化を興し邪正を定め、海內皆欣

甚、大都不過數十寒暑、則無此身矣、是非榮辱、又何足道、云々不已、秖益爲罪、兄知之、勿爲他人言也、』

段落　第二大段の第三小段なり、辨明すれば益す罪を增すの恐あるを言ふ、

講說　人の此世に生るゝや、六七十の壽命を得る者少し、今僕は已に三十七歲なり、長ずる以來、年月の益す短きを覺え、一年每に益す甚し、大概數十回の寒暑を過ぎずして此身は世に無くなるなり、されば是非榮辱又何ぞ言ふに足らん、然るに彼れ言を費して已まざるときは、徒らに益す罪を益すのみなり、兄に於ては之を知るべし、他人の爲に言ふ勿れ、

居蠻夷中、久慣習炎毒、昏眊重膇、意以爲常、忽遇北風晨起、薄寒中體、則肌革慘懍、毛髮蕭條、瞿然注視、怵惕以爲異候、意緒殆非中國人、楚越間聲音特異、鴃舌啅譟、今聽之、怡然不怪、已與爲類矣、家生小童、皆自然嘵々、晝夜滿耳、聞北人言、則啼呼走匿、雖病夫亦怛然駭之、出門見適州閭市井者、其十有八九杖而後興、自料居此、尙復幾何、豈可更不知止、言說長短、重爲一世非笑哉、』

段落　第三大段の第一小段なり、苦境を述ぶ、

講說　僕は蠻夷の中に居り、炎熱毒氣に慣るゝこと已に久しければ、眼病脚氣の如きも日常の事と思ひ、忽ち北風が朝早に吹き起り、少し許りの寒さが身體に觸るゝに遇へば、肌に沁み渡り、髮の毛も衰へ更る

交十年、官又以是進、辱在附會、聖朝宏大、貶黜甚薄、不能塞衆人之怒、謗語轉移、囂々嗷々、漸成怪民、飾智求仕者、更言僕以悅仇人之心目、爲新奇、務相喜可、自以速援引之路、而僕輩坐益困辱、萬罪横生、不知其端、伏自思念、過大怨甚、乃以致此、悲夫。

**段落**　第二大段の第二小段なり、貶謫の理由を言ふ、

**講說**　然れども僕は當時年齡三十三にして、甚だ少かりしなり、然るに御史裏行より禮部員外郎の地位を得、飛び超えて顯官美職を取りしことゆゑ、世の榮進を求むる者の怪み怒りソネミ妬むことを免れんと欲すとも、何とて得べけんや、凡そ何人に限らず、自ら立身せんことを望むなるに、僕は早く顯官を得たるが、其實、才は同輩の上に出づる能はず、名は社會を壓するに足らざれば、世人の僕を怒るも尤なる次第なり、僕は罪人と交ること十箇年に及び、官職も其緣故にて進みたることゝて、彼等と結托せし不名譽あり、聖天子の朝廷は寛大にして、貶黜の刑甚だ薄く、衆人の怒を滿足せしむに足らざる所より、誹謗は次第に傳染し、極めて口喧しく愈よ奇怪の民となり、智を飾り仕を求むる者、交も僕の罪惡を口にして仇人の心目を悅ばし、務めて其喜びを買ひ、以て援引の路を求め、之が爲に僕輩益す窮困不名譽に陷り、萬罪叢り生じ、其窮る所を知らず、伏して自ら思ふに、吾が過は大にして人の怨は甚しきより、終に此の如き境遇に至りしは悲むべきにこそ、

**注解**　「囂々」衆言なり、「嗷々」喧騷なり、「心目」目は本集日に作り下句に屬せり、「援引」引き擧ぐるなり、

人生少得六七十者、今已三十七矣、長來覺日月益促、歲々更

生の文言なしとすとも、僕は何とて平生足下此心あることを知らざらん、唯だ喜ぶ所は耳に聞込みたる事が心に思ひしことゝ一致し、案の如く間違はざりしのみ、

**注解**　「蹇然」忠貞の貌、

僕不幸、嚮者進當臲卼不安之勢、平居閉門、口舌無數、況又有久與游者、乃岌々而操其間、其求進而退者、皆聚爲仇怨、造作粉飾、蔓延益肆、非的然昭晰、自斷於內、則孰能了僕於冥々之間哉、

**段落**　第二大段の第一小段なり、心事を知る者あらざるを言ふ、

**講說**　僕不幸にして往年進んでガタビシと、不安の地位に當りしより、平生門を閉ぢて謹愼するに拘らず、彼れ此れ非難する者數ふるに暇あらず、況や其上に久しく交游せし人々あつて、危險にも自ら彼等の間に吾が身を取廻せしに、官途に進まんことを希望して目的を果さず、反つて退きし者共、聚つて仇敵となり、吾が罪を製造し吾が罪を飾り立て、蔓延して益す恣なり、明白に事體を審にし、他の毀譽に關せず自ら心の中に決斷する者に非ざれば、何人か能く是非闇黑の間に僕の心事を了解せんや、

**注解**　「臲卼」解、前篇に出づ、「久與游者」王叔文の徒を指す、「岌々」高危の貌、「的然」明白の貌、

**文法**　暗に蕭俛の知己たることを諷す、

然僕當時年三十三、甚少、自御史裏行、得禮部員外郞、超取顯美、欲免世之求進者怪怒媢嫉、其可得乎、凡人皆欲自達、僕先得顯處、才不能踰同列、名不能壓當世、世之怒僕宜也、與罪人

を以て謫せらる、故に反覆怨艾、其詞哀し、然れども人自ら罪に罹つて、自ら咎を引く者罕矣、此れ子厚の賢たる所以なり、

先づ罪を負ふの由を述べ、次に罪を得る以後の苦を述べ、次に古人の始め屈し終に伸ぶるが如くなる能はず、書を著して以て自ら表見せんと思ふ、則ち用世の念久しく已に斷絕、惟だ冀ふ宗祀托あり、以て餘年を盡し、他の望む所に非ざるを述ぶ、感憤嗚咽、讀む者をして百世の下に於て惻然矜憫の心を起さしむ、

## 與蕭翰林俛書

**解題**　蕭は姓、俛は名、元和六年翰林學士となる、

**主意**　文章を以て太平に報せんとするの意を陳ぶるに在り、

**段落**　凡そ四大段より成る、篇首より「果於不謬焉耳」に至るまでを第一大段となす、蕭俛の將に官に當り、太平を助けんとするを喜ぶ、「僕不幸」より「勿爲他人言也」に至るまでを第二大段となす、己の罪を得たる由を叙す、「居蠻夷中久」より「果矜之又非道也」に至るまでを第三大段となす、謫處の艱苦を叙す、「事誠如此」より篇尾に至るまでを第四大段となす、蕭俛が己れの爲に冤罪を雪がんを請ふ、

思謙兄足下、昨祁縣王師範過永州、爲僕言得張左司書、道思謙蹇然有當官之心、乃誠助太平者也、僕聞之喜甚、然微王生之說、僕豈不素知耶、所喜者、耳與心叶、果於不謬焉耳、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　思謙兄足下に申す、昨昔、祁縣の王師範永州を過ぎ、僕の爲に云へるやう、張左司の書信を得たるに、思謙足下が剛直的に其職責に當らんとする心ある由を言ひ越せり、此の如くならば實に太平を助くる者なり、僕此事を聞き、喜ぶこと甚し、然れども王

取り無用の性質に屬し、貴下の余を惠み給ふは、報酬なき場合なれども、願はくは哀憐を興し恩惠を垂れられ、但だ舊緣の家の絕續を以て念とせられ、心を動かすべき者あらば、之を取料はれて放棄し給ふ勿れ、余は敢て鄉里に歸り、先祖の墓を掃ひ、亡父の居宅に身を任せて餘年を果す望みなし、先づは少しく北方に移り、比較的瘴癘の少き處に至り、結婚を纏め、繼嗣を求め、先祖の祭を付托すべき者あらば、瞑目して長く此世を辭すとも熟睡を得と同じく、更に恨む所なけん、

**注解**　「通家」代々交際せし家、「塋域」墓地、「長辭」死を謂ふ、「甘寢」甘は酣に通ず、

書辭繁委、無以自道、然卽文以求其志、君子固得其肺肝焉、無任懇戀之至、不宣、

**段落**　第五大段の第二小段なり、書末の禮辭、

**講說**　書簡の文句繁雜のみにして十分主意を陳ぶることを出來ざれども、貴下若し文面上より精神を尋ねられなば、貴下の如き君子人に在つては無論吾が心底を理會し給ふならん、如何にも懷かしく思ひ奉るなり、不宣、

### 總說

此れ下篇と共に、柳の書中壓卷の作、其情の悽惻なる、其筆の痛切なる、韓退之顧みて之なし、賴山陽云ふ、柳の諸書、情を叙する處、起の如く伏の如く、斷の如く續の如く、語短く意長く、複して厭はず、是れ諸家無き所、柳獨り場を擅にす、豈に胸中菀結、抑せんと欲して又揚するが故に此奇文をなすか、則ち柳の不遇、乃ち天の此人を不朽にする所以なり、柳以て瞑すべしと、

### 纂評

○茅鹿門評　子子厚の書を覽るに、永州に貶謫より以後、大較竝に司馬遷、任少卿に答へ、及び楊惲、孫會宗に報ずる書中より來る、故に其書たる、悲愴嗚咽の音多し、而して其辭氣、瓌詭跌宕、之を胡笳を聽き塞曲を聞くに譬ふ、人をして膓斷せしむる者なり、

○沈德潛評　儲同人云ふ、子長罪なきを以て刑せらる、故に之れを言ふ慷慨激烈、其辭憤る、子厚罪ある

不至觝滯、今皆頑然無復省錄、每讀古人一傳、數紙以後、則再三伸卷、復觀姓氏、旋又廢失、假令萬一除刑部囚籍、復爲士列、亦不堪當世用矣、

**段落**　第四大段の第四小段なり、書を著して後世に傳ふるの望みも亦遂げ難きを言ふ、

**講說**　凡そ賢者は其時代に志を得ざるときは必ず後世に貴ばるゝ方針に出づるものにして、古に於て書を著せし人は皆然りしなり、宗元も近頃此事に力を用ひんと欲せり、然れども如何んせん力薄く才劣なれば、人に異りたる長所見解なく、筆を取つて詳述せんと欲すれども、精神志氣枯れ果てゝ前を忘れ後を忘れ、一篇の文字を成す能はず、以前書を讀みし時は吾れながら差支なしと思ひけるに、今は頑然として最早記憶なく、古人の一傳を讀むに、五六枚より後は再三卷を伸べて復び繰返して姓氏を觀れども、覺えたるかと思へば終に忘れ了るなり、此の如き有樣なれば縱令ひ萬一に刑部の罪籍を除かれて以前の如き士の列となりたりとて、迚も天下の役に立たざるべし、

**注解**　「異能解」異能異解なり、「覼縷」委曲なり、「耗」減消なり、「觝滯」觝は觸るゝ、こだはり、「頑然」知覺なき形容、「刑部」今の司法省なり、

伏惟興哀於無用之地、垂德於不報之所、但以通家宗祀爲念、有可動心者、操之勿失、不敢望歸掃塋域、退託先人之廬、以盡餘齒、姑遂少北、益輕瘴癘、就婚娶求胤嗣、有可付託、即冥然長辭、如得甘寢、無復恨矣、

**段落**　第五大段の第一小段なり、依賴の正文、

**講說**　伏して思ふに貴下の余を哀み給ふは、貴下に

侯禮を重んじて歸らしむ、「叔向囚虜」同書に云ふ、欒盈楚に出奔す、范文子、叔向を囚ふ、欒王鮒、叔向を見て曰く、吾れ子の爲に請ふ、叔向應せず、人皆叔向を咎む、叔向曰く、必ず祈の大夫なりと、「范痤騎危」史記に云ふ、趙人をして魏王に謂ふ、我が爲に范痤を殺せ、吾れ地を獻ぜんと、王之を捕へしむ、痤因つて屋に上り危に騎る、使者に謂つて曰く、其痤を以つて市に死すよりは以て生かすに如かず、痤死して趙地を與へざれば則ち奈何んと、王之を出だす、「蒯通據鼎耳」蒯通、韓信の事を以て將に烹られんとす、通曰く、犬各其主に非ざるを吠ゆ云々と、上之を赦す、齊悼惠王の時に至り、曾參相となり、通を請うて上客となす、「張蒼韓信」張蒼、沛公に從ひ南陽を攻め、斬に當す、衣を解き質に伏す、王陵乃ち言ふ、沛公赦して斬る勿れと、後孝文の時相となる、韓信楚を亡げ漢に歸し、連敖となり斬に當す、滕公其言を奇として之を赦す、後大將を拜せり、「鄒陽」鄒陽、梁の孝王に從つて遊ぶ、人之を讒す、王怒つて獄に下せしが、上書して免るゝを得たり、「賈生斥逐」賈誼貶せられて長沙王の傅となる、歳餘にして文帝誼を思うて之を召す、入つて宣室に見ゆ、「倪寛擯死」倪寛廷尉文學卒史たりしが、儒生にして吏務に通ぜざりしかば、除せられて從事となり、北地に之いて牧畜を監視することを命せらる、後封禪の事を議せしに因つて御史大夫に拜す、「董仲舒劉向」仲舒家に在り、災異を說きし爲め、吏に下され死に當せしも、詔を以て之を赦せり、劉向は宣帝に事へて諫議大夫となり、黃金成るべしと獻言し、其驗あらざりければ、是亦吏に下され死に當せし處、上其才を奇として死を減ぜり、「環偉博辯奇壯」環偉は非常なり、材能を以て言ふ、博辯は博識明辯なり、學問を以て言ふ、奇壯は氣象を以て言ふ、「嬰」かゝる、

賢者不得志於今、必取貴於後、古之著書者、皆是也、宗元近欲務此、然力薄才劣、無異能解、雖欲秉筆覼縷、神志荒耗、前後遺忘、終不能成章、往時讀書、自以

必免、范痤騎危、以生易死、蒯通據鼎耳、爲齊上客、張蒼韓信伏斧鑕、終取將相、鄒陽獄中以書自活、賈生斥逐、復召宣室、倪寬擯死、後至御史大夫、董仲舒劉向下獄當誅、爲漢儒宗、此皆瓌偉博辯奇壯之士、能自解脫、今以恇怯淟涊、下才末伎、又嬰恐懼痼病、雖欲慷慨攘臂、自同昔人、愈疎闊矣、

**段落**　第四大段の第三小段なり、古人の能く辨明せし者を擧げて己れの斯かる資格なきを言ふ、

**講說**　鄭の詹師は晉の爲に束縛せられしも、結局死せざるを得たり、鍾儀は南方の音を奏して自國に返ることを得、叔向は捕虜となりしも自ら萬々免るべきことを期し、范痤は屋根の危きに乘り、死すべき處を生きぬ、蒯通は己れを烹殺さんとせし鼎の耳に據つて齊の上客となり、張蒼、韓信は斧鑕に伏せしも反つて大臣大將となり、鄒陽は獄中より上書せしに由つて活路を得、賈生は逐ひ斥けられたるも復び天子より宣室に召され、倪寬は死地に置かれしも御史大夫となり、董仲舒、劉向は獄に下され誅せらるべくありしが、免れて漢の儒者の宗師となれり、以上の十四人は皆瓌偉の士なり、博辯の士なり、奇壯の士なりしかば、能く自ら災厄を解脫せしなれども、今は臆病卑俗、劣等の才、瑣末の伎なるが上に恐懼の痼疾に罹るが故に、奮慨して臂を攘げ古人と同じからんことを欲すと雖も、愈よ懸隔して及ばざれば如何んともなし難し、

**注解**　「鄭詹東」國語に云ふ、晉の文公鄭を伐ち、詹師を得んと欲す、還る、鄭人詹を以て晉に與ふ、晉人之を烹んと欲す、詹鼎耳に據つて疾く號ぶ、公乃ち命じて殺さず、厚く禮を爲して之を歸す、「鍾儀南音」左傳に云ふ、晉侯軍府に觀し、鍾儀を見て曰く、鄭人の獻ぜし所の楚の囚なりと、之に琴を與ふ、南音を操る、晉

だ美なり、然れども其善く嫂を盗むを奈何ともする母らんとすと、不疑之を聞いて曰く、我れ乃ち兄なしと、然れども俗に寃を解く能はざりき、「娶孤女」後漢の第五倫、懷陽王に從つて京師に朝す、帝戲に倫に謂つて曰く、聞く卿吏となつて婦翁を搒つと、寧ぞ之ありや、倫曰く、臣は三たび娶りたれども、妻皆父なしと、「管仲」禮の雜記篇に載す、管仲、盗に遇ひ、二人を取り上せて以て公臣となす、本文の公の字功に作るは音通なり、「匡章」孟子離婁下に云ふ、公都子曰く、匡章は通國皆不孝と稱す、夫子之と遊び、又從つて之を禮貌す、敢て問ふ何ぞやと、孟子曰く、世俗の謂はゆる不孝なる者五、章子是に一ある乎と、「實爲」爲は猶ほ行と云ふが如し、本集或は爲の字なし、從ふべし、

直不疑買金以償同舍、劉寬下車、歸牛鄕人、此誠知疑似之不可辯、非口舌所能勝也、

**段落**　第四大段の第二小段なり、言語を以て眞相を辨じ難きを言ふ、

**講說**　直不疑は金を買うて同舍の人に辨償し、劉寬は車を下つて牛を村人に返せり、右は嫌疑は辯ずること能はず、口舌を以て勝を得べきにも非ざる事を知りしが故に、斯くは取料ひしなり、

**注解**　「直不疑」直不疑郞官となつて文帝に事へしが其同舍に歸鄕せんとする者あり、誤つて其同舍なる郞の金を持ち去りし處、持主は之を不疑の仕事と思ひ込めり、不疑は辨じても益なしと思ひしかば、己が取りしなりと罪を謝し、金を買うて之を償へり、然るに曩に歸鄕せし者立還つて金を返せしに由り、同舍郞は不疑に對して大に慙ぢたりと云ふ、「劉寬」後漢の劉寬、牛車に乘り出行せし折、適ま飼牛を失ひたる者寬の車に附けたる牛を認めて己れの物となし、之を爭ひぬ、寬は一語も言はず車を下り、徒歩にて歸宅せり、暫くして牛を認めたる者愧ぢて牛を還せり、

鄭詹束縛於晉、終以無死、鍾儀南音、卒獲返國、叔向囚虜、自期

滿爪、誠憂恐悲傷、無所告愬、以
至此也』、

段落　第三大段の第四小段なり、上の三小段を結ぶ、

講說　斯かる始末なるが故に、食物に對するも鹽加減を知らず、味の如何を知らず、入湯の如きも往々二三月餘も爲さゞることあり、一たび皮膚を搔けば、塵や垢や爪に充ち滿つる有樣なり、誠に憂も悲も訴へて助を求むべき人なきが故に、此の始末なり、

注解　「辛鹹節適」辛はからし、鹹は鹽からし、節適は味の程よきなり、「洗沐盥漱」洗は身を洗ふ、沐は頭を洗ふ、盥は顏を洗ふ、漱は口を洗ふ、「愬」うつたふ、苦情を持ち行くなり、

自古賢人才子、秉志遵分、被謗
議、不能自明者、僅以百數、故有
無兄盜嫂、娶孤女云撾婦翁者、
然賴當世豪傑、分明辯別、卒光
史籍、管仲遇盜、升爲公臣、匡章
被不孝之名、孟子禮之、今已無
古人之實爲而有詬、望世人之
明己、不可得也』、

段落　第四大段の第一小段なり、賢人の資質なくして誹謗のみあるを以て辨明の難きを言ふ、

講說　昔より賢人才子の、志操を取り守り本分を遵奉しつゝ彼れ此れ誹謗を被りて自ら辨明する能はざりし者は、殆ど百を以て數ふる程の多數なり、故に兄もなきに兄の嫁を盜みたりと言はれ、親の亡き娘を娶れるに妻の父を打擲せしと言はれたる者あり、然れども當世の豪傑の御蔭にて明白に辨別せられしかば、其人の賢才なること史籍の上に輝くを得たり、又齊の管仲は盜賊に遇ひけるが、之を升せて公臣とし、匡章と云ふ者不孝の名を被りしも、孟子は之を禮遇せり、然るに今已に古人の實行なく、謗のみ之れあるに、世人が己れの寃罪を明にせんことを望むも得べきに非ず、

注解　「秉」しかと取り持つなり、「僅」近しの意、「無兄盜嫂」或人漢の直不疑を毀つて曰く、不疑は狀貌甚

以て、「皁隷庸丐」左傳に、士の臣は皁、皁の臣は輿、輿の臣は隷とあり、庸は傭、賃傭なり、丐は乞丐、「馬醫夏畦」馬醫は馬の疾を治する醫者、夏畦は夏の炎天に畦に出で〻草を取る者、社會上劣等の地に在る者の意、

城西有數頃田、樹果數百株、多先人手自封植、今已荒穢、恐便斬伐無復愛惜、家有賜書三千卷、尙在善和里舊宅、宅今已三易主、書存亡不可知、皆付受所重、常繫心腑、然無可爲者、立身一敗、萬事瓦裂、身殘家破爲世大僇、復何敢更望大君子撫慰收恤、尙置人數中耶、

**段落**　第三大段の第三小段なり、遺産遺物の散失を憂ふ、

**講說**　城の西に當り田地數頃あり、果數百本を植ゑたるが、右は亡父の自身に植ゑ附けたる者多し、今日は是も荒れ果てしことなれば、何も惜し氣もなく伐り取られたらんと思はる、又家に朝廷より賜はりたる書三千卷あり、尙ほ善和里の舊宅に在るが、舊宅も今は已に三度も持主易りたれば、此書の果して存在するや否や覺束なし、以上は何れも相續上太切なる者なるが故に常に心に懸れども、目下如何んとも爲すべきやうあらず、身を立つること一たび失敗すると共に萬事瓦の裂くるが如く、此身は埋沒し吾が家は破壞し、世に此上もなき耻辱を晒せし上からは何ぞ更に大君子が氣の毒として憐みを加へ、尙ほ人並扱ひになし給ふことを望むの勇氣あらんや、

**注解**　「封植」封は土を盛り上ぐるなり、「付受」授受なり、「大僇」僇は辱なり、

是以當食不知辛鹹節適、洗沐盥漱、動逾歲時、一搔皮膚、塵垢

一至郷閭、主守者固以益怠、晝夜哀憤、懼便毀傷松柏、芻牧不禁、以成大戾、近世禮重拜掃、今已闕者四年矣、毎遇寒食、則北向長號、以首頓地、想田野道路、士女遍滿、皁隷傭丐、皆得上父母邱墓、馬醫夏畦之鬼、無不受子孫追養者、然此已息望、又何以云哉、

**段落**　第三大段の第二小段なり、先塋の荒廢せんことを恐る、

**講說**　先祖の墓は城南に在れども、他の子弟の之れを保管する者なければ、僅に村の隣人に託し置けり、罪を得放逐を蒙りしより、音信一たびも郷里に至らざる事ゆゑ、保管者も自然怠り勝なるべし、之を思うて日夜に哀み憤り、墓地の松柏を伐り傷け、草刈牧畜者など自由に出入して、祖先に對し大に相濟まざらんことを恐る、近世の禮は尤も墓參を太切となすに、余の如きは巳に四年も墓の禮を闕けり、寒食の節に遇ふ度毎に、北に向ひ聲を放つて號泣し、首を以て地を叩き、祖先の靈に謝することなり、想ふに田舍の道路に男女絶間なく、皁隷傭乞の如き身分の鄙しき者に至るまで皆父母の墓參をなし、馬醫夏畦の如き下等の者の靈魂すらも、子孫の追善供養を受けざる者あらず、然るに余の祖先の墓は荒れ果て、香火を供ふる人なきを思へば、如何にも心外の至りにはあれども、最早墓守の事は絶望する外はあらず、更に又何をか言はんや、

**注解**　「異子弟」他の子弟、「譴逐」永州へ左遷せられたることを言ふ、「消息存亡」安否生死の通信、「主守」墓守を謂ふ、「毀傷松柏」墳墓には例として松柏を植うるを以て言ふ、「芻牧」草を刈る者、家畜を牧する者「大戾」大罪なり、「拜掃」墓を拜し、掃除する、「寒食」冬の節を去ること百五日目を寒食と云ふ、此日は多く墓參をなすことなり、「北向」永州は南方に在るを

後繼者、懍々然欷歔惴惕、恐此事便已、摧心傷骨、若受鋒刄、此誠丈人所共憫惜也、

段落　第三大段の第一小段なり、繼嗣の絶えんことを恐る、

講説　宗元は衆くの黨人中に於て罪狀最も甚しく、神罰を受けたれども、さりとて直ちに死すること能はず、今日猶ほ人に對して語を交へ、食を求めて自活し迷うて恥を知らず、日一日と暮し居れり、されど又之れに就いては大なる原因あり、其れは自ら思ふやう、吾が柳氏が姓を得たるより以來茲に二千五百年の間、代々嫡子相續なりしなり、然るに今余は非常の罪を抱いて夷狄の國に居り、其地卑くして濕ひ、薄昏き霧立掩へる不健康の場所ゆゑ、一朝溝や谷に行倒となつて祖先の系統を空しうするの恐れあり、是を以て自ら痛み恨み、心も骨も沸きかへるが如し、此身全く單獨にして未だ子息あらず、蠻郷の中士人の女子少ければ、結婚すべき者なく、縦令ありたりとて罪人と親類となることは承知すまじ、是の次第により、大切なる繼嗣の、絶えざること絲筋の如く、毎も春秋の祭に唯だ獨り立つて供物を捧げ、振回り見れども後を繼ぐべき人なきゆゑ、打震ひ打震ひ咽び泣をしつゝ憂懼して、到底繼嗣なくして終るべきかを恐れ、心も碎け骨も傷む思ひは、刄を受くるが如くなり、此の事は誠に丈人が余の爲めに同じく憫み惜み給ふ所なり、

注解　「得姓來」魯の公子展の子孫、柳を領す、因つて柳を姓とす、此柳姓を得たるよりなり、「冢嗣」冢は大なり、嫡嗣を言ふ、「獠」西南夷の稱、「塡委溝壑」塡は埋め塞ぐ、委は棄つ、俗に謂はゆるのたれじにになり、「曠墜」曠は空しうする、「怛然」傷む貌、「沸熱」煩悶の甚だしきを譬ふ、「煢々」單獨の貌、「荒陬」荒服邊陬、「毎常」常は恐らく當の誤、「時饗」定期の祭なり、饗は物を饗するより言ふ、「孑立」特立なり、「欷歔」すゝり泣き「惴惕」懼るゝ貌、「摧心」摧は當に摧に作るべし、

先墓在城南、無異子弟爲主、獨託村鄰、自譴逐來、消息存亡不

**講説**　此人萬々誅戮を被るとも決して罪責を塞ぐに足らざるに、豈に賞典あるべき理あらんや、然るに今其黨與は幸に寛大の處分を受け、各地方の善き處の官吏たることを得て、何事の實務なく坐ながら俸祿を食む、聖恩至極優渥なるに、其上何とて更に廢物たる境遇を脱し去り、中央政府に入るが如き望外の幸を求めんや、

**注解**　「此人」王叔文を指す、「其黨與」子厚自身を含む、「明德」天子の德、此にては聖恩と云ふが如し、「廢痼」廢疾痼疾の義なれ共、其身の廢物たる意味に用ふ、

年少氣鋭、不識幾微、不知當否、但欲一心直遂、果陷刑法、皆自所求取得之、又何怪也、

**段落**　第二大段の第三小段なり、禍は自ら取りし所なるを言ふ、

**講説**　余は當時年齢は少く意氣は鋭かりし爲め、利害の萠を辨ぜず事理の當否を知らず、只管一心に目的を遂行せんと欲せし處、當然の結果として刑法に陷りたるなれば、皆自業自得にして、又何ぞ怪むべけんや、

宗元於衆黨人中、罪狀最甚、神理降罰、又不能即死、猶對人言語、求食自活、迷不知耻、日復一日、然亦有大故、自以得姓來二千五百年、代爲家嗣、今抱非常之罪、居夷獠之鄉、卑濕昏霧、恐一日塡委溝壑、曠墜先緒、以是怛然痛恨、心骨沸熱、煢々孤立、未有子息、荒陬中少士人女子、無與爲婚、世亦不肯與罪人親呢、以是嗣續之重、不絕如縷、每當春秋時饗、孑立捧奠、顧眄無

者、塡門排戸、百不一得、一旦快意、更造怨讟、以此大罪之外、詆訶萬端、旁午搆扇、便爲敵讎、協心同攻、外連彊暴失職者、以致其事、此皆丈人所聞見、不敢爲他人道說、懷不能已、復載簡牘、

段落　第二大段の第二小段なり、

講說　末路は手も足も出でず、不安の狀態に在り、事業は已に故障に遇ひ、貴人近臣に忤ひ、常識を失ひ常規を逸し、底知れぬ罪を犯し、衆人の議論沸騰し、鬼神も其罪を怒らせ給ふ、其上元來卑賤なるに突然起つて事を領するは人の信用せざる所なれば、猶更の事なり、而して利を射、官を求むる者門に滿ち戶を推し極めて夥しきに、百人の中一人も得ざるより怨みを抱ける事とて、一旦余が失敗するや、善き氣味なりとて、更に怨恨を逞しうせり、此れを以て大罪のあるが上に有らゆる方面より責め罵り、縱橫に煽動して我が仇敵となり、心を一にして同じく攻擊を加へ、外は暴强にして職を失ひし者と連合して其事を致せり此れ皆貴下の聞見せられし所なるが、敢て他人の爲には此等の事を陳べざるに拘らず、今貴書に接して心中已む能はざれば、復び書面に記載せるなり、

注解　「臲卼」周易困の卦の上六に困于葛藟于臲卼の語あり、不安の貌なり、「狠」もとる、「辜」罪なり、「塡」一ぱいなり、「讟」衆怨なり、「詆訶」詆は譴責、訶は怒聲、「旁午」一縱一橫を旁午と曰ふ、「搆扇」搆は過失罪惡を造り設くる事、扇は煽動を謂ふ、

此人雖萬被誅戮、不足塞責、而豈有賞哉、今其黨與幸獲寬貸、各得善地、無公事坐食俸祿、明德至渥也、尙何敢更俟除棄廢痼、以希望外之澤哉、

段落　第二大段の第三小段なり、寬典を喜ぶの意を言ふ、

給ふことを知りぬ、夫れ何等の素望か此れまでに及ぶべきや、

**注解**　「五丈」丈は丈夫の丈、尊稱なり、五は、排行とて、孟容の血族に於ける順列の數なり、「徵悉」徵細詳悉、「重厚」丁寧と云ふが如し、「欣踊」欣喜雀躍と云ふが如し、「恍惚」意識を失ふ貌、「叩頭」頭を以て地を叩くの禮なり、感謝の甚しきを言ふ、「悸」びつくりなり、「兀々」動かざる貌、「痞結」胸のつかへて痛む病、「瘴癘」山川の水蒸氣にして、傳染的病素を含むもの、「敎命」敎訓命令、先方の書信を敬稱せるなり、「膏肓」病理上不治の局部、

宗元早歲與負罪者親善、始奇其能、謂可以共立仁義、裨敎化、過不自料、懃々勉勵、唯以中正信義爲志、以興堯舜孔子之道、利安元々爲務、不知愚陋不可力彊、其素意如此也、

**段落**　第二大段の第一小段なり、素志の在りし所を敍ぶ、

**講說**　宗元は年若き頃彼の罪を負ひたる人と懇親なりしが、最初は彼れの才能を得難しと心得、之れと共に仁義を擧行し敎化を補益する事出來得べしと思ひしかば、過つて己が資格をも量ることなく、刻苦勉勵し、唯だ中正信義を以て目的となし、堯舜孔子の道を興し、人民に福利を與へ安泰を得しむることを事業となし、己れの如き愚陋なる者は無理押しの利かぬ事を自覺せざりしなり、吾が素意は實に此の如くなりき、

**注解**　「懃々」勤苦なり、「元々」萬民と曰ふが如し、「力彊」共につとむる意、自ら無理に精力を用ふるなり、

末路厄塞臲卼、事既壅隔、很忤貴近、狂疎繆戾、蹈不測之辜、群言沸騰、鬼神交怒、加以素卑賤暴起領事、人所不信、射利求進

宗元再拜、五丈座前、伏蒙賜書誨諭、微悉重厚、欣踊恍惚、疑若夢寐、捧書叩頭、悸不自定、伏念得罪來五年、未嘗有故舊大臣肯以書見及者、何則罪謗交積、群疑當道、誠可怪而畏也、是以兀々忘行、尤負重憂、殘骸餘魄、百病所集、痞結伏積、不食自飽、或時寒熱、水火互至、内消肌骨、非獨瘴癘爲也、忽奉教命、乃知幸爲大君子所宥、欲使膏肓沈沒、復起爲人、夫何素望、敢以及此、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　宗元再拜して五丈の座前に呈す、忝くも貴書を下され、御敎示を蒙り、詳細懇切の段、欣喜の餘り茫然として夢かとばかり疑ひし程なり、貴書を捧げて頭を以て地を叩き、動悸暫く定まらざりき、伏して考ふるに、罪を得てより以來五箇年に及べり、此間舊緣ある大臣方にて書面を差遣されたる者あらざりしが、其理由は、吾が罪と人の謗と交も積み、衆人の疑、途中に横るより、誠に怪しむべく叉畏るべきが故なり、此の如く世にも人にも棄てられたる身とて、坐したるまゝに出行する事をも忘れ、尤も重き憂を負ひ、死にそこねたる此肉體心氣は百病の集まる所にして、癪の塊は腹中に鬱積し、之が爲め物を食はねども腹張り、或は時に寒さを覺ゆるかと思へば忽ち叉熱を感じ、寒き時は水の如く、熱き時は火の如く、交る交るに侵し來るゆゑ、内は肌骨次第に瘠せ衰へぬ、是れ此土地の通患なる毒氣の致す所のみに非ず、然るに今忽ち御音信を戴きたるにより、罪深き此身も大君子に宥され、不起の病に罹り水底に沈沒せると同樣の者をして、復び常並の人間たらしめんと欲し

之、諸戎角之の語あり、掎は偏引なり、一脚を牽くなり、角は其角を押ふるなり、「直」當なり、「攻出九地」孫子に云ふ、善守者藏於九地之下、善攻者動於九天之上「罔」邊垂なり、「嘽々」衆多なる貌、「大憝」大惡と云ふが如し、劉闢を指す、

總　説

銘辭、蒼老の中、自ら絢爛の色あり、叙に比すれば更に高し、一結鑑戒を寓する、尤も體を得たり、

纂　評

○沈德潛評　劉闢を擒にする者高崇文、而して糗糧を峙へ險要を守る者嚴礪なり、礪は明叙を用ひ、崇文は暗叙す、鑑鍧炳燿、上漢人を追ふ、

附

唐史を按するに、宰相杜黄裳は、神策軍使高崇文の勇略あつて用ふべき事を奏して之を薦めしかば、元和元年正月崇文を以て行營節度使となし、歩兵五千人を率ゐて前鋒たらしめ、京西兵馬使李元奕、東川節度使李康、山南西道節度使嚴礪を率ゐ、同じく闢を討たしむ、

# 與許京兆孟容書

解題　許は姓、孟容は名、京兆とは京兆尹の略にして、官名なり、孟容、字は公範、元和の初め再び尚書右丞京兆尹に遷る、柳子厚永州に謫せられしより五年の後、此書を與へ、己が爲に周旋して罪籍を除かれんことを望みしなり、

主意　稍北方の地に遷さるゝ事と繼嗣を求むべき事とを希ふに在り、

段落　凡そ五大段より成る、篇首より「敢以及此」に至るまでを第一大段となす、來書の忝きを謝す、「宗元早歳與負罪者親善」より「又何怪也」に至る迄を第二大段となす、罪を得たる來歷を言ふ、「宗元於衆黨人中罪狀最甚」より「誠憂恐悲傷無所告愬以至此也」に至る迄を第三大段となす、罪を得たる以後の哀苦を叙す、「自古賢人才子」より「亦不堪當世用矣」に至るまでを「第四大段」となす、己れ自ら寃を雪ぐに由なきを言ふ、「伏惟興哀於無用之地」より篇尾に至るまでを第五大段となす、許京兆に依頼の本文なり、

國を開き位を進め、南藩に服す、邦の淸夷、人以て完安、功を銘し亂を鑒み、永代是れ觀す、

講說　井絡坤垠の地は實に中國の外區にして、其地勢たる、山を界として自然の門關をなし、蜀を圍繞す、險阻養り貨物積み、羌髳二種の夷狄を混合す、狂亂の猾賊隙を窺ひ、狺々然と吠え叫び、形勝の地に據つて其凶惡なる徒黨を群聚せり、然るに皇帝の仁なる、宥して誅し給はざりしが、彼の暴なる、到底德を以て馴すべきに非ず、賊の害は巴渝に及びけり、是に於て王師を出し、是に於て諸侯に諮詢あり、適ま牧臣梁を司れる者、其任地要害の處に當れるが、器械は已に積んで準備あり、糧食も夙に貯蓄せられしかば、人民に賦税を增課する事なくして軍隊の輜重は十分豐富なりき、而して血を啜つて戰士に盟ひ、玄妙の兵機は此人の掌握中に存せり、勇士の手分を定めて椅角の陳を作り、右の方は珉山を踰え、左の方は劍門に向ひ、九地の下より攻め出でゝ、上は重なれる白雲を披き、天空に連なれる高山を攀ぢ登り蹈み行き、險阻を視ること平地の如く、幾重にも層をなせる敵壘を破壞し、群凶を絕滅し、內は堅固なる邊陲を獲、外は平原に臨み、官軍は徐々と進行し、兵士戰車嘽々と衆多なり、大惡已に誅に伏し、夷狄中國の別なく、咸く歡喜せざるなし、皇帝其功を論じ給ひ、其優れたる者を先となし、新に國を開き位を進め、南方に藩屛として其服を治めしめらる、邦の淸くして平かなる、民は安全を得たり、是に於て其功を銘し、其亂を鑑として永久に示すものなり、

注解　「井絡坤垠」支那に於ては土地の或る區域を以て或る星の管轄に配當し、之を其星の分野と曰ふ、而して蜀は星の分野に於て星絡に屬す、又蜀は易の卦に於て坤淮たり、垠は、岸の義より、轉じて極度の意となる、淮の字に替へて之を用ふ、「介山爲門」介は界なり、大劍山を去ること三十里にして小劍門あり、連山絕壁、相對して門戶の如し、「叢」あつむるなり、「羌髳」羌は西蜀に在り、髳は巴蜀に在り、戎狄の名、文王に屬したる八國の名、「狺々」犬の吠ゆる聲、「勢勝」形勢勝便の地、「乃司列岳」列岳は列侯と云ふが如し、司は咨と同じ、とふなり、「牧臣」守牧の臣、嚴公を指す、「要束」險隘を謂ふ、「糗」ほしひ、「貔貅」猛獸の名、勇卒の譬、「犄角」左傳襄十一年に、譬如捕鹿、晉人犄

混并羌髳、狂猾窺隙、猖々嘯呼、憑據勢勝、厚其兇徒、皇帝之仁、宥而不誅、暴非德馴、害及巴渝、乃出王旅、乃司列岳、牧臣司梁、當其要束、器備攸積、粮糧是蓄、人莫增賦、師以饒足、喋血誓士、玄機在握、分命貔貅、陳爲掎角、右逾岷山、左直劍門、攻出九地、上披重雲、攀天蹈空、夷視阻艱、破裂層壘、殄殲群頑、內獲固圉、外臨平原、天兵徐驅、卒乘嘽々、大憝囚戮、戎夏咸歡、帝圖厥功、惟良是先、開國進位、南服於藩、邦之淸夷、人以完安、銘功鑒亂、永代是觀、

**讀方**　井絡坤垠、時惟外區、山を介し門となす、蜀都を環る、險を叢め貨を積み、羌髳を混幷す、狂猾隙を窺ふ、猖々嘯呼、勢勝に憑據し、其兇徒を厚うす、皇帝の仁、宥して誅せず、暴德馴に非ず、害巴渝に及ぶ、乃ち王旅を出だし、乃ち列岳に司ふ、牧臣梁を司り、其要束に當る、器備の積む攸、粮糧是れ蓄ふ、人賦を增すなく、師以て饒足す、血を喋り士に誓ふ、玄機握に在り、分つて貔貅に命じ、陳掎角をなす、右岷山を逾え、左劍門に直る、攻めて九地を出で、上重雲を披き、天を攀ぢ空を蹈み、阻艱を夷視し、層壘を破裂し、群頑を殄殲す、內固圉を獲、外平原に臨む、天兵徐驅、卒乘嘽々、大憝囚戮、戎夏咸な歡す、帝厥功を圖り、惟れ良是れ先にす、

しむ、「刲剡」刲は刺す、剡は剞く、「振拔」ゆりうごかして拔取る、「鼖」大鼓なり、八尺にして兩面、「元戎」兵車なり、「取其渠魁」九月崇文闕を擒にして、長安に送りしを謂ふ、

由公忠勇憤悱、授任堅明、謀猷弘長、用能啓闢險阨、夷爲大途、衰沮害氣、對乎天意、帝用休嘉、議功居首、增秩師長、進爲大藩、宅是南服、

**段落**　第二大段の第三小段なり、公の忠勇を賛し、併せて賞典を叙す、

**讀方**　公の忠勇憤悱、授任堅明、謀猷弘長なるに由り、用て能く險阨を啓闢し、夷して大途となす、害氣を衰沮し天意に對ふ、帝用て休嘉し、功を議し首に居る、秩を師長に增し、進めて大藩となし、南服に宅らしむ、

**講說**　嚴公の忠勇にして逆賊を憤慨し將師を任用すること堅固明確、謀計は弘大且つ長久なるに由り、之れが爲め險隘の處を開き、平かにして大道となし、害惡の氣を衰へ沮ましめて、天の意思を奉行せり、皇帝之を嘉し給ひ、戰功を論ずるや公之が第一たり、因つて其秩を增して師長に等しからしめ、進めて大藩となして此南服に居らしめ給へり、

**注解**　「悱」亦いきどほるなり、「害氣」亂賊を指す、「宅是南服」東川節度使たらしめたることを言ふ、

將校群吏、願刊山石、昭著公之功、垂號無窮、銘曰、

**段落**　第三大段なり、

**讀方**　將校群吏山石を刊り、公の功を昭著し、號を無窮に垂れんことを願ふ、銘に曰く、

**講說**　將校より群吏に至るまで、皆劔山の石に彫りつけて公の功を顯明にし、其名譽を無窮に傳へんことを願へり、銘は左の如し、

井絡坤垠、　時惟外區、　介山爲門、　環於蜀都、　叢險積貨、

諭引刼脅、蟻潰鼠駭、險無以固、收奪利地、以須王師、刲刳腎腸、振拔根柢、俾無以肆毒、用集我動力、鼛鼓一振、元戎啓行、取其渠魁、以爲大戮、

**段落**　第二大段の第二小段なり、王師をして功を奏せしめたる事を叙す、

**讀方**　凡そ諸侯の師、必ず是に出づ、糗賫を儲峙し、其豐穰を取る、乃ち前軍嚴秦を遣り、王誅を奉揚し、延いて南土に告ぐ、十一月右師利州を逾え、寇地を蹈み、山に乘じ虜を斬り、以て奔衝を遏む、左師劍門に出づ、大に頑嚚を穰ひ、刼脅を諭引し、蟻潰鼠駭す、險以て固きなし、利地を收奪し、以て王師を須つ、腎腸を刲刳し根柢を振拔し、以て毒を肆にする無からしめ、用て我が動力を集む、鼛皷一振、元戎啓行し、其渠魁を取り、以て大戮をなす、

**講說**　凡そ諸侯の軍隊は、必ず此地に出づるを以て、之に供給すべき食料を儲蓄して十分豐富ならしめぬ、斯くて前軍の嚴秦を遣はし、天子の刑誅を奉行し、其れより延いて南方諸國に告げぬ、十一月に至り、右軍は利州を逾え敵地に蹈み入り、山に乘り賊を斬つて彼等の奔逃を止めたるが、左軍は又劍門に出でゝ、大に頑凶の徒を一掃し、脅迫に因り、賊に從ひし者には說諭を加へて官軍に誘引せしに、彼等は蟻の如く潰え散じ鼠の如く駭き走り、賊の據りし險阻も堅固の用を爲さず、乃ち利州の地を回收して本軍を待ち、敵に取つて身體に於ける腎腸とも云ふべき部分を突き刳り、樹木に於ける根柢とも云ふべき場所を引き拔き、彼をして其毒を逞しうすることなからしめ、斯くて我が動功武力を成就せり、而して一方には進軍の大皷一たび鳴り動くや、兵車進發に及び、賊の渠魁を取らへて重刑を加へき、

**注解**　「峙」具ふるなり、「賫」たまもの、「延」本集に誕に作る、誕は大なり、「嚚」姦詐なり、「收奪利地以須王師」嚴公は嚴秦に命じ、漢原より神泉に至るまで凡べて數千合、劍門を下り壘口を覆ひ、劍州を收め、契丹を破り、裨將可提彌珠に命じ、虜の特將文昭德を斬ら

初めなるを以て四方を靜鎭せんと欲し、闢を檢校工部尙書西川節度使に拜せし處、闢は其意益す驕り、不臣の語を吐き、三川を統べんことを求め、遂に梓州を取る、「滔天」天にまではびこる、罪惡の大なるに譬ふ、「阻兵」阻はたのむ、「鼇」わるづよきなり、

惟梁守臣禮部尙書嚴公以二國害一爲二私讎一以レ天討爲二己任一推レ仁仗レ信、不レ待二司死一而人致二其命一立レ義抗レ憤、不レ待二喋血一而士一二其心一悉レ師出次、祗二俟明詔一

**段落**　第二大段の第一小段なり、嚴公の忠武を敍す、

**讀方**　惟れ梁の守臣禮部尙書嚴公、國害を以て私讎とし、天討を以て己が任となし、仁を推し信に仗り、司死を待たずして人其命を致し、義を立て憤を抗げ、喋血を待たず、而して士其心を一にし、師を悉し出で丶次し、祗んで明詔を俟つ、

**講說**　抑も梁の守臣なる禮部尙書嚴公は、國を害する逆徒を以て私の讎となし、天の討伐を致すを以て己が任となし、仁を推して人に及ぼし信に依つて人を服し、刑罰を待たずして人皆其生命を差出し、公又大義を立て丶人に示し、公憤を擧げて人を激せしかば、血を踐むことを要せずして士皆其心を一にせり、是に於て軍隊を擧つて城を出で丶宿陣し、謹んで征討の明詔を待てり、

**注解**　「梁守臣」嚴公名は礪、山南西道の節度使たり、蜀は昔し梁州の地なりしが故に、斯く言ふなり、「司死」刑官なり、從つて刑罰の意に用ふ、「抗」あぐる、「喋血」喋は當に蹀に作るべし、履涉なり、從つて血を流す意となる、「悉」つくす、「俟」待に同じ、

凡諸侯之師、必出二於是一儲二峙饗餼一取二其豐穰一乃遣二前軍嚴秦一奉二揚王誅一延二告南土一十一月右師逾二利州一蹈二寇地一乘レ山斬レ虜、以遏二奔衝一左師出二於劍門一大攘二頑嚚一

るまでを第一大段となす、賊の形勢を叙す、「惟梁守臣禮部尚書嚴公」より「宅是南服」に至るまでを第二大段となす、嚴公の武功を叙す、「將校群吏」より篇尾に至るまでを第三大段となす、銘を作る所以を叙す、

惟レ蜀都重險多レ貨、混二同戎蠻一、人尨俗剽、嗜爲二寇亂一、

**段落**　第一大段の第一小段なり、蜀の土俗、亂れ易きことを叙す、

**讀方**　惟れ蜀都重險貨多く、戎蠻を混同す、人尨に俗剽、嗜んで寇亂をなす、

**講說**　抑も蜀都は險阻重なり、而も物產に富み、戎人蠻族を混同するより、自然民は駁雜、風俗は輕率にして、暴動叛亂をなす事を好めり、

**注解**　「尨」雜なり、「剽」輕なり、

皇帝元年八月、帥喪衆暴、群疑不レ制、妖孽搧行、怙二恃富强一、滔レ天阻レ兵、攻二陷他部一、北包二劍門一、憑二負邛陵一、以張二驁猛一、堅二利鋒鏑一、以拒二大順一、謂雷霆之誅莫二已加一也、

**段落**　第一大段の第二小段なり、劉闢の亂を叙す、

**讀方**　皇帝元年八月、帥喪び衆暴す、群疑制せず、妖孽搧行し、富强を怙恃し、天に滔り兵を阻し、他部を攻陷す、北劍門を包み、邛陵に憑負し、以て驁猛を張り、鋒鏑を堅利にし、以て大順を拒む、謂ふ雷霆の誅も己れに加はるなきなりと、

**講說**　皇帝の元年八月に蜀の帥死亡すると共に、其部下暴動に及びしかども、群臣狐疑して之を制せざりしかば、妖賊は地方を煽動し、蜀の富强なるを恃み大罪を敢てして兵力に依賴し、遂に他部を攻め落し、北の方劍門を包み、邛陵の險に據つて兇威を張り、鋭利なる武器を執つて朝命を拒み、天誅も己が上には及ばざるべしと思惟せしなり、

**注解**　「帥喪衆暴」永貞元年八月、劍南西川の節度使韋皐卒す、度支副使劉闢自ら留後となり、諸將を諷して己れを節度使に推さしめんと欲す、時に帝、卽位の

生硬の處あり、未だ古人の評に雷同する能はざるなり、

纂　評

○沈德潛評　儲同人云ふ、第一段、封建の由つて起る、生人の初に在り、聖人の已むを得るに非ざるを原す、第二段、秦漢唐已然の利害を援(ヒ)き、以て之を明にす、已下他說を辯駁し、己が意を洗發す、第一辨、極めて封建、民に害あり、而して郡縣は然らざるを言ふ、仍ほ周秦漢の事を引き、本朝を帶說し、前第二段と相照す、第二辨、庸人の見を破り、第三辨に至つて論愈よ奇、文愈よ肆、己が心亦極盡、餘なし矣、湯武は公に非ず、天下を公にするの端は秦より始まると、乍(タチマ)ち聽けば大に人を駭(オドロ)かすに足れども、說き來り却つて至理あり、賢不肖云々、蓋し理の易ふべからざる者、亦一篇の精神歸宿する處なり、後學熟讀深思、最も識見筆力を長せん、

郡縣已に設けられたる以後、自ら封建なる能はざるの勢あり、此に於てして成周の制に復せんと欲す、聖人と雖も一朝安んずる能はざるなり、然れども三代聖人已むを得ずして封建すと謂ふ、是れ聖人天下を公にするの心を將(モツ)て、情を盡して說き壞(ヤブ)る矣、蓋し聖人に非ざれば封建を行ふ能はずと謂ふは則ち可、封建は本と聖人の已むを得ずと謂ふは則ち不可、特に其筆力峭拔、以て一切を雄視すべく、目に前人なし、

○樓迂齋評　封建を以て已むを得ずとなし、秦を以て天下を公にするの制となす、皆正論に非ず、周の失、秦の得を引く所以、證佐甚だ詳、然れども皆說以て之を破るあり、但だ文字絕好、謂はゆる强辭正理を奪ふ、

# 劒門銘

**解題**　蔣注に云ふ、一統志、大劒山は四川の劒州に在り、一に梁山と名づく、張載の劒閣記に、梁山の險、蜀恃(タノ)んで以て外戶となす所と、卽ち此れ又劒門山と名づく、

**主意**　嚴尙書の蜀賊に天討を加へたる功を錄するに在り、

**段落**　三大段より成る、篇首より「莫己加也」に至

夫天下之道、理安斯得人者也、使賢者居上、不肖者居下、而後可以理安、今夫封建者繼世而理、繼世而理者、上果賢乎、下果不肖乎、則生人之理亂未可知也、將欲利其社稷、以一其人之視聽、則又有世大夫世食祿邑、以盡其封略、聖賢生於其時、亦無以立於天下、封建者爲之也、豈聖人之制使至於是乎、吾固曰非聖人之意也、勢也、

段落　第五大段なり、

講說　夫れ天下の道は治安に外ならずして、治安は卽ち人物を得たる政治なるが、賢者上に居り、不肖者下に居り、斯くて後始めて治安なるべし、今夫れ封建其物は世襲を以て治むる者なり、世襲と云へば上に居る者果して賢か、下に在る者果して不肖か、（斯くは一定せざるべし）さすれば天下の治亂は未だ知るべからず、（不肖者上に在つて天下亂るゝことと之れあらん、）若し一大人物あり、其社稷を利して人民の耳目を己れに總べんと欲すとも、又世襲の大夫あり、代々俸祿領地を受けて己が生計となし、天下の土地は殆ど此等の爲に專有せらるゝが故に、聖賢其時に生るとも、天下に立つべき地盤なし、是れ封建制度の然らしむる所なり、何として聖人の制度是に至らしめんや、吾れ此故に初めより、封建は聖人の意に非ず、勢なりと曰ふなり、

注解　「理安」治安なり、「封略」略は界なり、

## 總　說

賴山陽此文を評して曰く、正々の旗、堂々の陣、諸葛武侯始めて祁山に出づる時の如し、韓文公恐らくは甘んじて巾幗を受けんと、蓋し古來此れを推して柳文の壓卷となさゞるなく、韓の原道と竝び稱す、然れども余を以て之を觀るに、格法雄大なりと雖も字句

湯武之所レ不レ得レ已也、夫不レ得レ已非二公之大者一也、私二其力於己一也、私二其衞於子孫一也、秦之所三以革二レ之者、其爲レ制公之大者也、其情私也、私二其一己之威一也、私二其盡臣二畜於我一也、然而公二天下一之端自レ秦始、』

**段落**　第四大段の第三小段なり、殷周の封建と秦の郡縣との公私を論ず、

**講說**　或人又思ふやう、殷周は聖王なり、然るに其制を革めざりし事なれば、後世より復た彼れ此れ是非を言ふべきに非ずと、

此說たる大に誤れり、夫れ殷周の革めざりしは、道理に於ては革むべかりしかども勢ひ已むを得ざりしなり、蓋し考見るに、諸侯の殷に歸せし者三千ありしが、殷は之を利用して夏を排斥しければ、湯王は是に由つて諸侯を廢するを得ざりき、又周に歸せし者八百ありしが、周は之を利用して殷に勝ちしかば、武王は是に由つて諸侯を易ふることを得ざりき、之に從つて安しとなし、之に仍つて俗となせしは、湯武の已むを得ざりし所なり、夫れ已むを得ずと云ふは公の大なる者に非ず、諸侯の力を己れに私する、其守護を己れに私するなり、秦の之を革めたる動機は、一方に於て制度として公の大なる者と共に、一方に於て其情は私なり、其一己の威を私せしなり、天下が盡く己れの臣下となることを私せしなり、此の如く私情より出でたるに拘らず、天下を公にするの端緒は秦より始まれり、

**文法**　是より以前の學者、封建を以て古の聖人が天下を公にするの心に出でたりとなさゞるなきに、今柳子は乃ち此れを以て私とし、天下を公にするは秦より始まると曰ふ、是れ彼が獨創の見にして、之れあり、始めて名篇をなす、且つ制度の公を以て秦の私情を看過せざるが如き、持論の平允なるを見る、篇首の不得已の三字、此に至つて洗發餘さず、始めて落着あり、

得、天下第一たり、「汲黯之簡靖」黯、黄老の言を學び、官民を治むる清靜を好み、苛細ならず、淮陽の太守となる、閤に臥して出でざる歳餘、東海大に治まる、「拜之可也」孟舒の事、「復其位可也」魏尙の事、「臥而委之」汲黯の事、「輯」治むるなり、「譴」責罪、

或者又曰、夏商周漢、封建而延、秦郡邑而促、（反對論者ノ說二）尤非所謂知理者也、魏之承漢也、封爵猶建、晉之承魏也、因循不革、而二姓陵替、不聞延祚、今矯而變之、垂二百祀、大業彌固、何繫於諸侯哉、

**段落**　第四大段の第二小段なり、封建と郡縣との國祚の長短を論ず、

**講說**　或人又曰く、夏商周漢は封建制度の爲に長く、秦は郡邑制度なるが爲に短かゝりしと、此論は甚だ理を知りたる者と謂ふを得ざるなり、魏の漢を受けたるや、其當時封爵猶は建てありしなり、晉の魏を受けたるや、其儘現狀維持に出でゝ革めざりしなり、然るに魏と云ひ晉と云ひ、衰亡して其國祚の延びたるを聞かず、今唐朝は其弊を矯めて之を變せしより殆ど二百年に近きことなるが、大業彌よ堅固なり、何ぞ封建制度と關係せんや、

**注解**　「封爵」封土と爵名、「諸侯」封建の替字、

**文法**　此論は其理知り易きが故に、其文自ら短し、

或者又以爲、殷周聖王也、而不革其制、固不當復議也、是（反對論者ノ說三）大不然、夫殷周之不革者、是不得已也、蓋以諸侯歸殷者三千焉、資以黜夏、湯不得而廢、歸周者八百焉、資以勝殷、武王不得而易、徇之以爲安、仍之以爲俗、

無道なるに及び、始めて引捕へて之を遷し、兵を率ゐ之を夷滅せしに過ぎず、されば大逆未だ天下に彰れず、利を私し財を剝ぎ勢を恃み威を振ひ、大に人民を酷待する者に至つては、之を如何ともするなし、之に反して彼の郡邑の如きは、政整ひて民安しと謂ふべし、何の理由を以て之を言ふとなれば、漢は田叔に因つて孟舒を知り、馮唐に因つて魏尙を得、黄覇の明察を聞き、汲黯の寛大沈着を見ては、之を任官するも可なり、之を復職せしむるも可なり、臥したるまゝ之に政を委ねて一方を治めしむるも可なり、罪あれば退くるを得、働きあれば賞するを得、吾れ朝に任命して不正なれば夕に之を斥くるのみ、彼れ夕に任を受けて不法なれば朝に之を斥くるのみ、然るに若し漢の朝廷が其城邑のある限り之を封建として、侯王を置きしならんには、縱に之をして民を亂らしむる事となり、只之を傷むの外あらじ、孟舒、魏尙の術も施すに由なく、黄覇、汲黯の化も行ふに由なく、明に其罪を責めて之を導くも、拜受して退くや否や已に我が命令に違ふ、さればとて令を下して其領地を削るときは、同列の諸侯擧げて連合同盟をなし、斯くて相顧みて眦を裂き、勃然として起る、幸にして起らざれば其半を削る、其半を削るすらも天下騷動して民猶ほ疲弊す、何ぞ盡く擧げて之を移し、以て其民を安全ならしむるに若かんや、漢の事右の如し、

今吾が唐朝は盡く郡邑を制し、一連に守宰を置いて之を治めしむ、（是れ利の在る所なれば、其變ずべからざるは勿論なり、此上は善く兵を制し、又守宰たる人を擇ぶに注意せば、政治平かなるべし、）

**注解**　「秩」俸祿なり、「理」治に同じ、「黷貨」貪婪なること、「事戎」兵を用ふるなり、「側目」正視せざること、「掩捕」掩はかぶせる意、「姦利浚財」利益を盜み取り、貨財を搾り取る、「刻」きざみつくるが如く殘虐にするなり、「知孟舒於田叔」文帝、田叔に問うて曰く、公天下の長者を知るかと、叔曰く、故雲中の守孟舒は長者也と、「得魏尙於馮唐」馮唐、唐文帝に謂つて曰く、魏尙雲中の守たり、功を上る首虜六級を差ふに坐し、陛下之を吏に下す、陛下頗（廉頗）、牧（李牧）を得ると雖も用ゆる能はざるなりと、帝悅び、唐をして節を持し尙を赦さしめ、復た以て雲中の守となす、「黄覇之明審」覇、潁川の太守たり、外寛內明、吏民の心を

覇汲黯之化、莫得而行、明譴而導之、拜受而退已違矣、下令而削之、締交合從之謀周於同列、則相顧裂眦、勃然而起、幸而不起則削其半、削其半、民猶瘁矣、曷若舉而移之、以全其人乎、漢事然也、（漢チ引イテ之チ辨ズ、）今國家盡制郡邑、連置守宰、其不可變也固矣、善制兵謹擇守則理平矣、（唐制ノ變ズベカラサルチ言フ、）

**段落**　第四大段の第一小段なり、封建と郡縣との得失を論ず、

**講説**　或人曰く、封建を受けたる人は、其土地を吾が物として太切に心得、其民を吾が子として恩愛を施し、其風俗に適順して其政治を修むるが故に、教化を施すこと易し、郡縣制に於て守宰たる人は、實際其心は増俸を得んと欲するのみなれば、何とて能く治まんやと、

余は又此論を非とす、周の事跡が何よりの證據なり、周の時代に於ては諸侯驕慢にして増長し、貨財を貪り、干戈を事とし、大概亂れたる國多くして治まりたる國寡く、侯伯は其政治を變ずるを得ず、天子は其君たる侯伯を變ずるを得ず、其土地を吾が物とし其人民を吾が子とする者は、百人に一人なし、其缺典は制度に在つて政治にあらず、周の事は右の如し、

秦の事跡は何よりの證據なり、人を治むる制度あれども、其機關たる郡邑に委ねざりしは事實なり、人を理むるに足る能臣あれども、其才能を取つて守宰に任せざりしは事實なり、郡邑は其制を正すを得ず、守宰は其治を行ふを得ず、酷刑を加へ苦役を課し、萬人之を怨み、目を斜にして之を見る、是れ其缺典は施政に在つて制度にあらず、秦の事は右の如し、

漢興るに及び、天子の政は郡に行はれたれども國に行はれず、守宰を制御せしかども侯王を制御せざりしかば、侯王秩序を失ふと雖も變更する能はず、國人苦痛すと雖も除く能はざりしなり、唯だ彼等の大逆

戎、大凡亂國多、理國寡、侯伯不得變其政、天子不得變其君、私土子人者、百不有一、失在於制、不在於政、周事然也、（周ヲ引イテ之ヲ辯ズ）秦之事跡亦斷可見矣、有理人之制、而不委郡邑、是矣、有理人之臣、而不使守宰、是矣、郡邑不得正其制、守宰不得行其理、酷刑苦役、而萬人側目、失在於政、不在於制、秦事然也、（秦ヲ引イテ之ヲ辯ズ）漢興天子之政行於郡、不行於國、制其守宰、不制其侯王、侯王雖亂、不可變也、國人雖病、不可除也、及夫

大逆不道、然後掩捕而遷之、勒兵而夷之耳、大逆未彰、姦利浚財、怙勢作威、大刻於民者、無如之何、及夫郡邑、可謂理且安矣、何以言之、且漢知孟舒於田叔、得魏尚於馮唐、聞黃覇之明審、覩汲黯之簡靖、拜之可也、復其位可也、臥而委之、以輯一方可也、有罪得以黜、有能得以賞、朝拜而不道、夕斥之矣、夕受而不法、朝斥之矣、設使漢室盡城邑、而侯王之、縱令其亂人、戚之而已、孟舒魏尚之術、莫得而施、黃

爲に計畫を進め、諸王の封土を小分して自守の道を立つるに至れり、斯の如くにして漢の封建の始めに於ては郡縣制の郡と封建制の國と牟牟なりしが、此時に於て叛國はありしも叛郡はなかりき、則ち秦の郡縣制度の利益は之に就いても亦明白なり、其れ然り、漢に繼いで帝たる者、百代の後と雖も豫め其得失を知るべきなり、「封建なれば害あり、郡縣なれば利あり」

**注解**　「困平城」高祖、七年韓信を伐つて平城に困み、十二年黥布を撃ち、流矢に中てられ、遂に病んで崩す、「謀臣」武帝の時、主父偃、王國を分ち其子弟を封ぜんことを請ひしが、其結果王國遂に弱くなりぬ、

唐興制州邑、立守宰、此其所以爲宜也、然猶桀猾時起、虐害方域者、失不在於州而在於兵、時則有叛將而無叛州、州縣之設、固不可革也、

**段落**　第三大段の第四小段なり、唐の州縣制の革むべからざるを言ふ、

**講說**　吾が唐朝の興るや州邑を制し守宰の官を立てたるが、此れ其宜しきを得るの仕組なり、然れども猶ほ兇奸の徒往々起つて地方に害毒を與ふることは、是れ其惡源因は州に在らずして兵に在り、此時に於てや叛將あれども叛州なし、然らば則ち州縣を設くるの制度は、必然革むべからざるなり、

**文法**　秦には有叛人而無叛吏と曰ひ、漢には有叛國而無叛郡と曰ひ、唐には有叛將而無叛州と曰ひ、以て封建を變じて郡縣となすの利を見はす、各句小段每に其眼目をなす、

或者曰、封建者必私其土、子其人、適其俗、修其理、施化易也、守宰者苟其心思遷其秩而已、何能理乎、（反對論者ノ說一）余又非之、周之事跡斷可見矣、列侯驕盈、黷貨事

壊れたるは是れ自ら源因あり、則ち屢ば萬人を使役し、其威力刑罰を暴にし、其貨財を竭せしかば、鋤や梃を負うて流刑的守備兵に追ひ遣られし徒は、眼を張つて驚き怒ると共に連合する所あり、大に呼つて處々に團體の生出を致せしが、當時叛民ありしかども叛吏あらざりしなり、〔是れ郡縣制の利なり〕民は下に威を恐れて吏は上に法を畏れ、天下の民相合して郡守縣令を刧殺して、同時に兵を擧げたる如き、其咎は人民の怨嗟に在り、郡縣の制の缺典なるが爲にはあらず、

**注解**　「都會」封建的區畫の名、「侯衞」諸侯を謂ふ、衞は藩屛の義に本づく、「六合」天地四方なれども、玆には猶ほ天下と謂ふが如し、「上游」地形上天下に臨むべき處咸陽を指す、「亟」頻繁なり、屢と訓ず、「圜視」目を圜くして視る、「叛人」人は民の字を諱みて代へたるなり、

**文法**　封建は周に至つて始めて備はり、秦の始皇より廢る、故に周秦を以て兩扇（トビラ）を作り、以て立論の本據となす、○此其所以爲得也の得と非郡邑之制失也の失と相顧應す、

漢有天下、矯秦之枉、徇周之制、剖海內而立宗子、封功臣、數年之間、奔命扶傷而不暇、困平城、病流矢、陵遲不救者三代、後乃謀臣獻畫、而離削自守矣、然而封建之始、郡國居半、時則有叛國而無叛郡、秦制之得亦以明矣、繼漢而帝者、雖百代可知也、

**段落**　第三大段の第三小段なり、漢は叛國あり叛郡なきを引いて郡縣の効を示す、

**講說**　漢天下を有するや、秦の枉りしを矯めて周の制度に從ひ、海內を剖いて王子を立て功臣を封ぜし處、數年の間、彼の叛を討ち此の逆を征し、四方に奔走し、瘡痍を扶くるに暇あらず、高祖は平城に困み、流矢に中つて疾みし事あり、勢ひ次第に衰へて救ひ難きこと三代に及べり、後に至り謀臣始めて王室の

するに及び、魯人、戲〔懿公〕を殺して括〔伯御〕を立つ、宣王、魯を伐ち、戲の弟孝公を立つ、諸侯是より睦しからず、「幽厲」幽王、厲王、「王室東徙」平王の時、西都鎬京の犬戎に迫らるゝを以て、東都洛邑に遷る、「問鼎之輕重」鼎は九鼎にして、周室傳國の寶なり、然るに楚の君、人をして其輕重を問はしめたり、是れ王位の輕重を問ふに同じ、此時は、王孫滿、之を却く、「射王中肩」王、諸侯を從へて鄭を伐ちしに、鄭伯之を禦ぎ、祝聃王を射て其肩に中つ、「伐凡伯」春秋隱公七年に、戎、凡伯を楚丘に伐つて、以て歸るとあり、「誅萇弘」哀公三年に載す、劉氏、范氏、世婚姻をなす、萇弘、劉文公に事ふ、故に周、范氏に與す、趙鞅以て討をなす、周人、萇弘を殺すと、「乖盭」そむきもとる、「空名」天子の虛名、「掉」搖なり、「陪臣之邦」田齊と三晉、「後封之秦」秦の諸侯に封せられしは列國の後に在り、「其在乎此矣」此は封建を指す、

「秦有天下、裂都會而爲之郡邑、廢侯衞而爲之守宰、據天下之雄圖、都六合之上游、攝制四海、運於掌握之內、此其所以爲得也、不數載而天下大壞、其有由矣、亟役萬人、暴其威刑、竭其貨賄、負鋤梃謫戍之徒、圜視而合從、大呼而成群、時則有叛人而無叛吏、人恐於下而吏畏於上、天下相合、殺守劫令而並起、咎在人怨、非郡邑之制失也、」

**段落**　第三大段の第二小段なり、秦の得策は郡縣制度に在り、其亡びたるは郡縣制度の爲ならざるを論す、

**講說**　秦已に天下を有するや都會を割裂し、都會に代へて郡邑を設け、侯衞を廢除し、之に代へて守宰を置き、天下の大經營に根據し六合の上手に都し、四海を統制して之を掌握の內に運らせしが、此れ秦の得策なりし所以なり、然るに幾年も經ざるに天下大に

耳、得非諸侯之盛強、末大不掉之咎歟、遂判爲十二、合爲七國、威分於陪臣之邦、國殄於後封之秦、則周之敗端、其在乎此矣、

**段落**　第三大段の第一小段なり、周の亡びたる端緒の封建に在るを論ず、

**講說**　夫れ堯舜禹湯の事跡は今日より遠き昔なれば審ならず、周の世に至つて頗る詳細なり、（事實如何と云ふに）周は天下を有ち、田地を裂いて瓜の如くに之を分ち、公侯伯子男の五等を設け、數多の君長に邦國を建てしめ、布の如く布き星の如く羅なり、天下の四方を取巻き、車輪の轉ずるが如く車輻の集まるが如く、合へば入朝會見となり、離るれば守禦の臣となり、國家の城郭となれり、然るにも拘らず降つて夷王の世となるや禮を害し尊きを傷め、天子特に堂を下つて入朝者を迎へられ、世を閲して宣王に及ぶや中興復古の德を挾み、南北を征伐せし武威を張りたれども、卒に魯侯の繼嗣を定むる能はざりき、次第に衰微して幽王、厲王に至り、王室東都に遷り、而して自ら諸侯の列に入り、其後鼎の輕重を伺ひし者之れあり、王を射て其肩に中つる者あり、凡伯を伐ち萇弘を誅せし者あり、天下皆道に背いて君を君とするの心なかりき、余の考にて、周の亡びたるや已に久しき以前に在り、徒らに諸侯の上に天子と云へる空名を建つるに過ぎず、是れ諸侯が勢ひ盛んに兵強く、之を木に譬ふれば、末大なるが爲め本根の勢ひ振はざるが如き咎ならざることあらじ、遂に分れて十二國となり、合して七國となり、威は陪臣の邦に分れて、國は後に諸侯となれる秦に滅されたり、さすれば周の敗亡せし端緒は實に此點に在り、

**注解**　「有周」有は助語にして、意義あるに非ず、「瓜分」瓜を剖るが如きなり、「五等」爵の五等、公侯伯子男、「輻」車の輪に在る矢、「扞城」敵を防ぐべき城、「朝覲」入朝謁見、「夷王云々」禮に、天子は堂を下つて諸侯を見ずとあり、然るに夷王は堂を下つて諸侯を見たり、「宣王云々」獻平淮夷雅表に出づ、「不能定魯侯之嗣」魯の武公、其二子括と戲とを以て王に見ゆ、王、戲を立つ、樊仲山父之を諫めたれども聽かず、武公卒

縣大夫、而後有諸侯、有諸侯、而後有方伯連帥、有方伯連帥、而後有天子、自天子至於里胥、其德在人者、死必求其嗣而奉之、故封建非聖人意也、勢也、

**段落**　第二大段の第三小段なり、武力德望の大なる者の世襲的傾向あるを論ず、

**講說**　此の理由を以て初に村長あつて、其れより縣令あり、縣令あつて其れより諸侯あり、諸侯あつて其れより方伯連帥あり、方伯連帥あつて其れより天子あり、上は天子より下は里胥に至るまで、其恩惠の人民に在る者は、若し其人死したる場合に必ず其相續人を推し戴くことなり、故に封建は聖人の考に非ずして勢ひなり、

**注解**　「里胥」一個の里の長なり、

**文法**　此一小段の大意は求其嗣而奉之の一句に在り、

夫堯舜禹湯之事遠矣、及有周而甚詳、周有天下、裂土田而瓜分之、設五等、邦群后、布履星羅、四周於天下、輪運而輻集、合爲朝覲會同、離爲守臣扞城、然而降於夷王、害禮傷尊、下堂而迎覲者、歷於宣王、挾中興復古之德、雄南征北伐之威、卒不能定魯侯之嗣、陵夷迄於幽厲、王室東徙、而自列爲諸侯、厥後問鼎之輕重者有之、射王中肩者有之、伐凡伯誅萇弘者有之、天下乖盭、無君君之心、余以爲周之喪久矣、徒建空名於公侯之上、

始めて畏るゝ所を知るなり、是の道理に由り、君長と君長の施す所の政刑とは茲に生ずるなり、

**注解**　「榛々」叢なり、「狉々」群走の貌、「搏」うつ、「假物」衣服の如き、生活の具を謂ふ、

故近者聚而爲群、群之分、其爭必大、大而後有兵有德、又有大者、衆群之長、又就而聽命焉、以安其屬、於是有諸侯之列、則其爭又有大者焉、德亦大者、諸侯之列、又就而聽命焉、以安其封、於是有方伯連帥之類、則其爭又有大者焉、德又大者、方伯連帥之類、又就而聽命、以安其人、然後天下會於一、

**段落**　第二大段の第二小段なり、封建を生ずべき人類の傾向を說く、

**講說**　故に利害を同じうするが爲め近き者は集つて一團を成し、團の分るゝに及び、其爭ひは必ず大なり、其爭ひ大となるや、必ず武力を以て勝る者あり、德望を以て大なる者あり、此の一團より更に大なる者生ずるや、諸團體の長又之に從つて命令を聽き、以て己が部下の安寧を致す、是に於て諸侯の階級あり、已に諸侯の階級あれば、其爭ひ又從前より大なる者あり、而して德の其上に超越する者あるときは、諸侯の階級又之に從つて命令を聽き、以て其領地の安泰を致す、是に於て方伯連帥の部類あり、已に方伯連帥の部類あるときは、其爭ひ又從前より大なる者あり、而して德の其上に超越する者あるときは、方伯連帥の部類又其命令を聽き、以て其人民の安泰を致す、斯くして天下始めて一に歸す、（一とは王なり）

**注解**　「群」集合體と云ふが如し、「方伯連帥」禮記の王制に千里の外、方伯を設くとあり、又十國を連とし、連に帥あり、

是故有里胥、而後有縣大夫、有

して之を除き得る者なかりき、蓋し之を除くことを欲せざりしにはあらず、勢ひ去る能はざりしなり、而して此勢ひの出で來しは恐らく人類の初めなりしが如し、人類初めなかりしならば封建あるべき理なし、封建は聖人の意には非ざるなり、

**文法**　發端の處、文章より言へば奇傑なり、然れども天地生民の初めあるを以て封建の勢ひなることを證せず、封建の成立を以て天地生民の初めあるを證し、而して勢の字を出すは甚だ不條理なり、

彼其初與萬物皆生、草木榛々、鹿豕狉々、人不能搏噬、而且無毛羽、莫克自奉自衞、荀卿有言、必將假物以爲用者也、夫假物者必爭、爭而不已、必就其能斷曲直者而聽命焉、其智而明者、所伏必衆、告之以直而不改、必痛之而後畏、由是君長刑政生焉、

**段落**　第二大段の第一小段なり、君長の起る所以を言ふ、

**講說**　彼れ人類の初めは萬物と共に生じたる者にして、其生じたる時に當りてや、草木は榛々と生ひ茂り、鹿や豕の如き動物は狉々と群をなして走れり、此の未開時代の生存競爭に處して、人類は他の動物の如く攫み合ひ噬み合ふ能はず、其上、天然に身を蔽ふ所の毛羽なく、自ら供給し自ら防衞すること出來ず、荀卿の左の言あり、曰く、人類は是非とも他の物を假りて其用をなす者なりと、夫れ需用の物を必要とすれば、我の必要とする所は亦人の必要とする所なるが故に、必ず之を爭ふに至る、爭うて已むことなきときは、必ず誰に限らず我と人との曲直を裁判する者に就いて其命令を聽くこととなるが、裁判者の智にして能く見分けのつく人に至つては、之に歸伏する所の人必ず多數なり、若し正當の判決を下して、之に服従し己が非を改めざるときは、必ず之に苦痛を與へ、

# 封建論

**解題**　封建とは、王者が其子弟若しくは勳舊に土地を割いて列侯とし、各自に國を建て、以て其民を治めしむるの制度なり、

**主意**　封建は勢已むを得ざるよりして起りたる者にして、郡縣の制こそ、公道を得たるなれと云ふに在り、

**段落**　凡そ五大段より成る、篇首より「封建非聖人意也」に至るまでを第一大段となす、封建の、勢に本づき、聖人の意に非ざるを言ふ、「彼其初」より「勢也」に至るまでを第二大段となす、前意を申明す、「夫堯舜禹湯之事遠矣」より「固不可革也」に至るまでを第三大段となす、史實に據つて其然る所以を論ず、「或者曰」より「然而公天下之端自秦始」に至るまでを第四大段となす、反對説を駁す、「夫天下之道」より篇尾に至るまでを第五大段となす、首段に顧應して全篇を總結す、

天地果無初乎、吾不得而知之、生人果有初乎、吾不得而知之、然則孰爲近、曰有初爲近、孰明之、由封建而明之也、彼封建者、更古聖王堯舜禹湯文武而莫能去之、蓋非不欲去之也、勢不可也、勢之來、其生人之初乎、不初無以有封建、封建非聖人意也、

**段落**　第一大段なり、

**講説**　天地は實際初めあるか、吾れ之を知るを得ざるなり、人類は實際初めあるか、吾れ之れを知るを得ざるなり、さすれば初めあると初めなきと、何れか事實に近きこととなるか、曰く初めある方が事實に近きことなり、何如なる事柄が之を證明するかと云ふに、封建制度に由つて之を證明するなり、彼の封建と云へる制度は、古の聖王なる堯舜禹湯文武を經て一と

**講說**　難儀を蒙りたれども正道を以て之を蒙りたるなり、而して聖人には其守るべき模範を授けたり、祖宗の祀をなすべき子孫は繁殖し、朝鮮の夷民は實に蘇生の想ひをなしぬ、盛德の大人は、其身顯はれて榮なるも晦くして辱なるも、聖人の仁に於て移り更はる所なし、其道は盛時に合ふと共に衰時に合ひ、明哲の資質、其身に在り、從つて囚奴となるも陋ならず、虛和謙讓にして禮を離るゝことなく、少しも自ら得意とならずして孤と稱し、位高きも危からず、卑きに居るも踰ゆべからず、死しもせず去りもせず、昔の殷の都をば戀ひ慕へり、一時は屈せしと雖も又伸ぶるを得て、卒に世人の模範となれり、易の象に列せられて文王の仲間に入り、大なる明德天下後世に宣び輝き、誠心を以て之を祀るに至る、昔頌辭なかりしが故に、繼いで之を作る者は後の儒者に在り、

**注解**　「憲々」興盛の貌、「隆汚」盛を隆とし、衰を汚とす、治を隆とし、亂を汚とす、「冲」虛なり、「孤」王侯の謙稱、「文王爲徒」易の明夷の卦の彖傳に云ふ、內文明而外柔順、以蒙大難、文王以之、內難而能正其志、箕子以之と、

**總說**

於虖より以下の文字、當時箕子の心事未だ必ず此に及ばずして、又事實の徵すべき者あるに非ず、作者乃ち時勢上より想を着け、此の空中の樓閣を作る、其れ然り、或の字、乎の字を以て疑を存す、此一段あり、文章始めて陳腐を免れ、短幅と雖も亦餘意あり、

**纂評**

○沈德潛評　整潔峻削、東漢人に近し、○天を開き道を明にする者聖人たり、箕子洪範を闡き、天人感應の理、影響より捷く、布帛叔粟より切、固より聖人なり、乃ち亡國の臣に因つて之を忽にす、又其時周家の父子兄弟、聖人一堂に聚る、故に古より今に及び、聖人祇に稱して大人と曰ふ、然らば則ち聖人殆ど幸不幸あるか、愚箕子論を作り、之を暢言し、其大略を此に識す、

**段落**　第三大段なり、

**講説**　嗚呼周の天運未だ至らず、殷の社稷未だ亡びす、比干は既に死し、微子は已に去りし時に當り、曩に紂は其惡業未だ十分熟せざる中に自滅し、其子の武庚國の治まることを心懸けて生存を圖らしめたらんには、何人と共に政治をなさんや、是れ固より人事の上に於て或は有るべき事なり、然らば則ち先生の隱忍して此行動をなせしは、武庚を佐けて國を保つの志ありしと見ゆ、

**注解**　「殄」絶滅なり、「向」曩なり、「稔」熟するなり、「亂」論語の有亂臣十人の亂と同じく、治として見るべし、

唐某年作廟汲郡、歲時致祀、嘉先生獨列於易象、作是頌云、

**段落**　第四大段なり、

蒙難以正、授聖以謨、宗祀用繁、夷民其蘇、憲々大人、顯晦不渝、聖人之仁、道合隆汙、明哲在躬、不陋爲奴、冲讓居禮、不盈稱孤、高而無危、卑不可踰、非死非去、有懷故都、時詘而伸、卒爲世模、易象是列、文王爲徒、大明宣昭、崇祀式孚、古闕頌辭、繼在後儒、

**讀方**　難を蒙るに正を以てし、聖に授くるに謨を以てし、宗祀用て繁く、夷民其れ蘇す、憲々たる大人、顯晦渝らず、聖人の仁、道汚隆に合し、明哲躬に在り、奴たるを陋とせず、冲讓禮に居る、盈たす孤と稱し、高うして危からず、卑踰ゆべからず、死に非ず去るに非ず、故郷を懷ふあり、時に詘して伸び、卒に世模をなす、易象是れ列し、文王徒たり、大明宣昭、崇祀式て孚、古頌辭を闕く、繼ぐ後儒に在り、

及封朝鮮、推道訓俗、惟德無陋、惟人無遠、用廣殷祀、俾夷爲華、化及民也、』

**段落**　第二大段の第三小段也、第三柱の事實を敍す、

**講說**　箕子の朝鮮に封ぜらるゝに及び、道を推して俗を訓へ、君子の德を被る者亦其德の鄙陋を免れ、其人民は中國に遠きが爲に敎化を被らざるなく、此の如くにして殷の祀を廣め、夷蠻をして中華に變ぜしめたり、是れ化の民に及びたる事なり、

**注解**　「封朝鮮」尙書大傳に曰く、武王殷に勝ち、箕子の囚を釋す、箕子、周に釋さるゝに忍びず、走つて朝鮮に之く、武王之を聞き、因て朝鮮を以て之を封ず、「推道訓俗」漢書地理志に云ふ、箕子去つて朝鮮に之き、其民に敎ふるに禮義田蠶織作を以てす、婦人貞信淫せず、其田を辟き、民飲食するに籩豆を以てす、貴ぶべきかな仁賢の祀やと、

率是大道、叢於厥躬、天地變化、我得其正、其大人歟、』

**段落**　第二大段の第四小段なり、上の三柱を束ねて主意に歸納す、

**講說**　此の大道を引纒めて己が一身に集め、天地變化の際に處して我に其正道を得たり、如何さま大人なるべし、

**注解**　「率是大道」率は猶ほ擧ぐると云ふが如し、是大道とは正蒙難、法授聖、化及民の三者を指す、「天地變化」殷亡び周興るを謂ふ、

**文法**　天地變化の句は上の大道悖亂を承く、

於虖當其周時未至、殷祀未殄、比干既死、微子已去、向使紂惡未稔而自斃、武庚念亂以圖存、國無其人、誰與共理、是固人事之或然者也、然則先生隱忍而爲此、其有志於斯乎、』

を殺し、君と運命を同じうするが如きは、誠に仁なるに相違なし、然れども吾が祀に於て益なきが故に爲さず、又己が身を敵に委ねて祀を存するは、誠に仁なるに相違なし、然れども吾が國の滅亡に關係するが故に忍びず、此の二の道を具ふることに至つては、已に之を行ひし者あり、是故に其明にして哲なる處を保ち、身の成行に任せ、吾が智計德貌を晦まし、囚人奴隷たる辱を受け、其智德を昏すと雖も精神に邪なく、其地位を墜すと雖も明德息まざりけり、故に易の中に箕子の明夷るとあり、是は卽ち正しうして難儀を蒙りたる事なり、

**注解**　「進死併命」比干の諫めて死したる事に係る、「委身存祀」微子が殷の祭器を抱いて周に奔りたる事に係る、「祀」祖先の祀、「二道」他本に二の字を三に作るは誤れり、二道とは死と去とを謂ふ、「行之」之は二道を指す、「是用」是以に同し、「保其明哲」明哲保身と云ふべきを、書き更めたるなり、詩經の大雅蒸民篇に既明且哲、以保其身の語あり、「謩」謨なり、「隤」下墜なり、「易曰」離下坤上の卦、地下明夷、日の地中に入るの象なり、六五に曰く、箕子之明夷利貞と、鄭玄注に云ふ、夷は傷なり、日地上に出づれば、其明乃ち光る、其地に入るに至つては、明則ち傷る矣、故に之を明夷と謂ふと、

**文法**　昏而無邪隤而不息の二句は、上の晦と辱との意を足せしなり、

及天命既改、生人以正、乃出大法、用爲聖師、周人得以序彝倫、而立大典、故在書曰、以箕子歸作洪範、法授聖也、」

**段落**　第二大段の第二小段なり、第二柱の事實を叙す、

**講說**　天命既に改つて周の世となり、人民是に由つて秩序に向ふに及び、乃ち大法を出して聖人の師となり、周人之が爲に常道を整へ、大典を立つることを得たり、故に書經の中に曰へるあり、箕子を伴つて歸り洪範を作ると、是は法を以て聖に授けたる事なり、

**注解**　「生人」人は民に作るべきを、唐の太宗の諱を避けたるなり、「大法」洪範なり、

**注解**　「正蒙難」箕子が佯狂して奴隸とまで成り下りたるを謂ふ、「法授聖」法は書經に見えたる洪範、聖は周の武王、「化及民」朝鮮を開きたるを謂ふ、

**文法**　此れ全篇の雙提にして、首に三柱を立つ、沈德潛評して三峰削るが如しと曰ふ、

殷有仁人、曰箕子、實具茲道、以立於世、故孔子述六經之旨、尤殷勤焉、

**段落**　第一大段の第二小段なり、箕子に大人の道あることを實叙す、

**講說**　殷に仁人あり、其名を箕子と曰へり、實に茲の道に具足して世に立てり、故に孔子が六經の旨意を述へ給ふや、頗る此點を殷勤にせられたり、

**注解**　「殷有仁人」論語微子篇に云ふ、微子は之を去り、箕子は之が奴となり、比干は諫めて死しぬ、孔子曰く、殷に三仁ありと、「茲道」大人の道、「六經」詩、書易、禮、樂、春秋、「殷勤」丁寧反覆なり、

當紂之時、大道悖亂、天威之動不能戒、聖人之言無所用、進死以併命、誠仁矣、無益吾祀、故不爲、委身以存祀、誠仁矣、與亡吾國、故不忍、具是二道、有行之者矣、是用保其明哲、與之俯仰、晦是謩範、辱於囚奴、昏而無邪、隤而不息、故在易曰箕子之明夷、正蒙難也、

**段落**　第二大段の第一小段なり、第一柱の事實を證す、

**講說**　紂の時代に當り、人の大道悖り亂れ、天の威光を以て災異を下し亡徴を示せども、用心することを知らず、聖人の言議も用ふる所なかりしが、臣下たる者、其到底如何んともすべからざる所より、進んで身

以て收拾せし點の如き、文法明白なれば、初學の徒に在つては亦好軌範となすを得べし、

纂評

○茅鹿門評　俊逸、

○沈德潛評　只だ堯舜、人と同じき意、駭圖を借り、說いて聖人に入り、異說を剗ぎ去り獨り正論を標す、筆力矯然、

## 箕子碑

解題　文章軌範には書二箕子廟碑陰一に作る、箕子は殷の紂王の叔父にして、箕の地を領せしに因り箕子と曰ふ、紂の象箸〔象牙の箸〕を作り、又炮烙の刑〔鐵板を火の上に架し、之に油を灌ぎ、罪人をして渡らしむるの刑〕を爲るや、箕子諫むれども聽かれず、或人以て去るべしと曰ひけるに、箕子答へらく用ひざるを知つて言ふは愚なり、身を殺し以て君の惡を彰して、自ら民に說ばるゝは、吾れ爲すに忍びざるなりと、乃ち衣を解き、髮を被り佯り狂す、武王既に殷に克つに及び、箕子を訪ふ、箕子、武王の爲に洪範〔大法と云ふが如し〕を陳べしが、武王之を朝鮮に封ぜり、

主意　箕子の大人たる所以を云ふに在り、

段落　凡そ四大段より成る、篇首より「尤殷勤焉」に至るまでを第一大段となす、箕子が大人の三道を具へたるを言ふ、「當紂之時」より「其大人歟」に至るまでを第二大段となす、主意を說明す、「於虖當其周時未至」より「其有志於斯乎」に至るまでを第三大段となす、箕子の心事を描寫す、「唐某年」より篇尾に至るまでを第四大段となす、頌を作る所以を敍す、

**凡大人之道有レ三、一曰正蒙レ難、二曰法授レ聖、三曰化及レ民、**

段落　第一大段の第一小段なり、先づ大人の道を虛敍す、

講說　凡そ大人の道に三箇條あり、一は正しうして災厄を蒙ると曰ひ、二は法を以て聖人に授くと曰ひ、三は德化人民に及ぶと曰ふ、

烏得爲牛爲蛇爲倛頭爲龍鳳麒麟螳螂然也哉』

段落　第二大段の第四小段なり、聖人も駿馬も其形は俗人凡馬と異る所なきを言ふ、

講說　此の如くなる以上、伏羲氏なり、女媧氏なり、孔子氏なり、何れも亦人間に外ならず、驊騮なり白義なり山子なりの駿馬が若し實際に之ありとすとも、亦馬に外ならず、又何として聖人の形が牛に蛇に倛頭に似、駿馬の形が龍鳳麒麟螳螂に似ることあるべきや、

注解　「驊騮白義山子」八駿中の名、

文法　此一小段には人と馬とを合論す、

然而世之慕駿者、不求之馬、而必是圖之似、故終不能有得於駿也、慕聖人者、不求之人、而必若牛若蛇若倛頭之問、故終不能有得於聖人也』

段落　第三大段の第一小段なり、外部に求めて內容を失ふを論ず、

講說　世上の駿馬を慕ふ者は、之を實物に求めずして、是非とも此圖に似たる者を求む、故に到底駿馬を得る能はざるなり、聖人を慕ふ者も、之を人物に求めずして、必ず牛に似たるか蛇に似たるか倛頭に似たるかを尋ぬ、故に到底聖人を得る得はざるなり、

誠使天下有是圖者舉而焚之則駿馬與聖人出矣』

段落　第三大段の第二小段なり、皮相を去るべきを言ふ、

講說　誠に天下の是の圖を有する者をして引纏めて之を焚かしめなば、駿馬と聖人と出で來るべし、

總說

柳州の他篇に比すれば、文意筆力兩つながら淺弱を免れず、故に山陽は、此れを以て柳文の竹頭木屑耳と云へり、然れども人と馬と双々排論し、最後に一句を

汗、或十里而汗、或千百里而不汗者、視之毛物尾鬣、四足而蹄、齕草飲水、一也、推是而至於駿、亦類也、

段落　第二大段の第二小段なり、駑より駿に至るまで齊しく馬なるを言ふ、

講說　今夫れ馬と云ふ者は、車を着けて之に乘るに或は一里行きて汗を流すあり、或は十里行きて汗を流すあり、或は千里百里の長途を行きて始めて汗を流す者あり、斯く能力に强弱あれども、善く之を見るに、毛色と云ひ尾と云ひ鬣と云ひ、四足にして蹄あることゝ云ひ、草を齕み水を飲むと云ひ、孰れも同一なり、是より推して馬の最上等なる駿までに達するとも亦馬の部類なり、

今夫人、有不足爲負販者、有不足爲吏者、有不足爲士大夫者、有足爲者、視之圓首橫目、食穀而飽肉、絺而凊、裘而燠一也、推是而至於聖、亦類也、

段落　第二大段の第三小段なり、凡人より聖人に至るまで齊しく人なるを言ふ、

講說　今夫れ人と云ふ者は、其中に擔商人となるにも足らざる人あり、役人となるにも足らざる者あり、士大夫となるにも足らざる者あり、之と同時に此等の者となるに足るもあり、善く之を見るに圓き頭、橫になり居る目を有し、穀物を食ひ肉類に飽き、葛衫を着て涼しく思ひ、毛衣を着てぬくゝ思ふに至つては同一なり、是を推して人間の最高等なる聖人に達するも亦人の部類なり、

注解　「絺」筋の細き葛なり、「燠」あたゝかなること、

文法　兩小段の結句一樣なる處に着眼すべし、

然則伏犧氏女媧氏孔子氏、是亦人而已矣、驊騮白羲山子之類、若果有之、是亦馬而已矣、又

螂然、其書、尤不經、世多有、然不足采、』

段落　第一大段なり、

講説　古の書に、周の穆公が八頭の駿馬を馳せて崑崙山の丘に登ることを記したる者あり、後世の好事者其圖を作り、宋齊の世より以來之を傳へて今日に至れるが、之に畫きたる形狀を觀るに、甚だ奇怪にて孰れの馬も飛び上るが如く、鳥の翔るが如く、龍鳳麒麟の如く、又螳螂の如く、其書は尤も不經なるが、世間に多くあれども采るに足らず、

注解　「古之書」列子を謂ふ、「八駿」穆天子傳に其名を擧げて曰く、一に曰く赤驥、二に曰く盜驪、三に曰く白義、四に曰く踰輪、五に曰く山子、六に曰く渠黃、七に曰く驊騮、八に曰く綠耳、「升崑崙之墟」列子に云ふ、周の穆王國事を恤へず、臣妾を樂まず、意を肆にして遠遊、駕に命じ、八駿の乘、千里に馳驅し、巨蒐氏の國に至り、遂に崑崙の阿赤水の陽に宿す、「宋齊」六朝の國號、「不經」道ならぬこと、

世聞其駿也、因以異形求之、則其言聖人者亦類是矣、故傳伏犧曰牛首、女媧曰其形類蛇、孔子如倛頭、若是乎甚衆、孟子曰、何以異於人哉、堯舜與人同耳』

段落　第二大段の第一小段なり、駿馬を異形に求むるより論じて、聖人を異形に求むるに至る、

講説　世人は斯かる圖を見て、此の如き馬の逸物なることを聞く所より、異形を標準として駿馬を求む、さすれば世の聖人を言ふことも亦是の仕方に類似す故に伏犧をば傳へて牛の如き首なりしと曰ひ、女媧をば彼の形蛇に類せりと曰ひ、孔子は倛頭を蒙りたるが如くありしと曰ひ、斯樣にも夥しきことなり、孟子の言に、何の人に異なる所あるべきぞ、堯舜も一般の人と同じきのみと、

注解　「倛頭」假面なり、「孟子曰」離婁下篇の語、

今夫馬者、駕而乘之、或一里而

觀察する者の理會することを待つなり、

**注解**　「風」猶ほ事情と云ふが如し、

**總説**

此れ柳文中、名篇の一に居る、後世此結構を學ぶ者多し、劉青田の賣柑者言の如き、卽ち是なり、

**纂評**

○**沈德潛評**　儲同人云ふ、余唐の賦法を按ずるに、本と宋元より輕し、永州又財賦の地、國家仰給する所たるに非ず、然れども其困此の如し、況や近世の賦を以て財賦の邦に處す、酷毒當に何如なるべきや、此れを讀み能く黯然たらざらん、

前極めて捕蛇の害を言ひ、後富斂の毒を說く、反つて捕蛇の樂を以て形出す、文を作る、須らく此の如く頓跌すべし、悍吏之來吾郷の一段、後東坡も亦嘗て虎狼を以て之に比す、吏を察し民を安んずるの責ある者、宜しく時に心を究むべき所なり、

## 觀八駿圖說

**解題**　八駿とは八頭の駿馬なり、昔し周の穆王、八駿を畜へりと傳ふ、

**動機**　世の聖人を慕ふ者、眞心より之を慕ふに非ざるを憤慨するに在り、

**主意**　駿と云ひ聖人と云ひ、形を以て求むべからざることを諭すに在り、

**段落**　凡そ三大段より成る、篇首より「然不足采」に至るまでを第一大段となす、圖の采るに足らざるを言ふ、「世聞其駿也」より「又烏得云々然也哉」に至るまでを第二大段となす、聖凡駿駑同じく是れ人なり馬なるを言ふ、「然而世之慕駿者」より篇尾に至るまでを第三大段となす、聖と駿とを得る能はざるは形を以て求むるに在るを言ふ、

古之書、有記周穆王馳八駿升崑崙之墟者、後之好事者爲之圖、宋齊以下傳之、觀其狀甚怪、咸若鶱若翔、若龍鳳麒麟、若螳

を出す世話もなければ、旨々と己が田畝に有る野菜穀物を食ひ、斯くて吾が一生を終ふるなり、但し一年に命を的にすることは二回にて、其外は面白可笑しく暮すこととなれば、何とて吾が近隣の人が日々死活問題あるが如くならんや、今此役の爲に死すとも、近隣の人の死することに比ぶれば已に後れ居れり、又何として苦惱とせんや、

**注解**　「隳突」隳は毀つ、突は突き當る、「恂々」恐るゝ貌、「弛然」くつろぐ貌、「熙々」うれしき貌、「齒」壽命、「旦々」毎朝なり、朝を以て一日を概す、

**文法**　此段形容絶妙にして、一篇の色彩存する處なり、則已後矣の句は、上の獨不爲斯役則久已病矣の句と相應ず、

余聞而愈悲、孔子曰、苛政猛於虎也、吾嘗疑乎是、今以蔣氏觀之猶信、嗚呼孰知賦斂之毒有甚是蛇者乎、

**段落**　第五大段の第一小段なり、作者の自説を掲ぐ、

**講説**　余は此の物語を聞いて愈よ悲めり、孔子は苛政虎より猛なりと宣ひしことあるが、吾れ嘗て然迄とはと此言を疑ひ居たるなり、然るに今蔣氏の事を以て之を觀察するに、やはり信なり、嗚呼何人か賦斂の毒の是の蛇より甚しきものあるを知らん、（人皆之を知らざるなり）

**注解**　「孔子曰」禮記檀弓に載す、孔子泰山を過ぐ、婦人あり、墓に哭して哀む、夫子式して之を聽き、子貢をして之を問はしむ、曰く、昔し吾が舅虎に死す、吾が夫又死す焉、今吾が子又死す焉、夫子曰く、何爲ぞ去らざるや、曰く苛政なし、夫子曰く、小子之を識せ、苛政虎より猛なりと、

**文法**　愈悲は上の余悲之を承く、○苛政猛於虎也の一語、是れ作者着想の本づく所なり、

故爲之説、以俟夫觀人風者得焉、

**段落**　第五大段の第二小段なり、此説を作るの由を述ぶ、

**講説**　故に吾れ捕蛇者の説を作り、彼の人民の風を

渇して腰も立たざる次第、(是れ皆租税の結果なり)而して其途中或は風雨に野晒となり、或は寒暑を犯して無理をなし、或は毒氣癘氣を呼吸し、之が爲め往々生命を失ふもの重なり合ふに至る、(是れ又流浪の結果なり)以前吾が祖父の時代此土地に居りたる者は、今其家十軒の中一軒なし、吾が父の時代此土地に居りたる者は、今其家十軒の中二三軒なし、吾が時代となつて茲に十二年の間此土地に居りたる者、今其家十軒に四五軒なし、是れ死に斷えたるに非ざれば他へ移りたるのみ、然るに吾に於ては蛇を捕へ納税の負擔なきが爲め、獨り今日までも生存するを得たるなりと、

**注解**　「殫」つくす「頓踣」たふる「呼噓」呼吸と云ふが如し、「癘」熱病の黴菌を含める空氣、

**文法**　吾不爲斯役則久已病矣を以て先づ大意を提破し、下文之を申暢す、○獨存の二字は吾祖の三句に應ず、

悍吏之來吾郷、叫囂乎東西、隳突乎南北、譁然而駭者、雖雞狗不得寧焉、吾恂々而起、視其缶、而吾蛇尚存、則弛然而臥、謹食之、時而獻焉、退而甘食其土之有、以盡吾齒、蓋一歲之犯死者二焉、其餘則熙々而樂、豈若吾郷隣之旦々有是哉、今雖死乎此、比吾郷隣之死則已後矣、又安敢毒哉、』

**段落**　第四大段なり、

**講説**　心荒き收税吏の吾が土地に來るや、東西に怒鳴り南北に打壞し、がやがやとして物騒がしきことと云へるものは、雞犬に至るまでも落着かざる始末なり、然るに吾れは恐る恐る身を起して吾が蛇を入れ置く土の瓶を伺ひ見て、吾が蛇尚ほ殘り居るときは、先づ是れにて大丈夫なりと伸々足を長くして臥し、大切に蛇を飼ひ置き、時機到れば之を獻じ、租税

に思ふかと、

**注解** 「更若役」死を免れしめんとの事なり、

蔣氏大戚、汪然出涕曰、君將哀而生之乎、則吾斯役之不幸、未若復吾賦不幸之甚也、』

**段落** 第三大段の第一小段なり、捕蛇の不幸は租稅に比すれば尙ほ輕きことを言ふ、

**講說** 蔣と云ふ男は大に嘆き、どくどくと涕を流して曰ふやう、君は吾が命懸の役を哀まれて生かさんと爲し給ふにや、(是れ反つて有難迷惑にて)吾が蛇取の役は不幸に相違なけれども、租稅を元の通りなす不幸の甚しき程にはあらず、

**注解** 「汪然」湧き出づる貌、

嚮吾不爲斯役、則久已病矣、自吾氏三世居是鄕、積於今六十歲矣、而鄕鄰之生日蹙、殫其地之出、竭其廬之入、號呼而轉徙、饑渴而頓踣、觸風雨、犯寒暑、呼噓毒癘、往々而死者相藉也、曩與吾祖居者、今其室十無一焉、與吾父居者、今其室十無二三焉、與吾居十二年者、今其室十無四五焉、非死則徙爾、而吾以捕蛇獨存、』

**段落** 第三大段の第二小段なり、租稅の更に不幸なる所以を說明す、

**講說** 從前若し此役を爲さゞりしならば、今頃は久しく已に疲弊せしならん、吾が一家が此の永州の鄕に住ひしより今まで積つて六十歲となりぬ、然るに近隣の生活は日々に縮まり、其地の生產を出し盡し、其家の收入を費し盡し、泣き叫んで他處に移住し、饑

は草木皆枯れ、人を齧めば之を防ぐ者なし、此の如き毒あれども、之を手に入れて乾肉となし、藥材に製するときは、大風や攣踠や瘻癘の病を治し、死肌を癒し三蟲を殺すことを得、

**注解**　「大風」素問〔最古の醫書〕に惡疾とあれども、詳ならず、或は云ふ中風なりと、「攣踠」躄なり、「瘻」頸部の腫物、「癘」癩なり、「死肌」癰疽の爛れたるもの「三蟲」俗說に、人皆三尸蟲あり、腹中に處り、人の隱微失誤あるを伺ひ、庚申の夜出でゝ天帝に讒すと、

其始太醫以王命聚之、歲賦其二、募有能捕之者、當其租入、永之人爭奔走焉』

**段落**　第一大段の第二小段なり、捕蛇者を敍す、

**講說**　其始め太醫が王命により此蛇を聚めたることにして、每年二疋づゝを州に課し、州は人を募り、能く之を捕へし者あれば、其人の納むべき租稅に代用せしかば、永州の人は爭うて蛇を捕へんが爲に奔走しけり、

有蔣氏者、專其利三世矣、問之、則曰、吾祖死於是、吾父死於是、今吾嗣爲之十二年、幾死者數矣、言之貌若甚戚者、余悲之、且曰、若毒之乎、余將告於蒞事者、更若役、復若賦、則何如』

**段落**　第二大段なり、

**講說**　蔣氏と云ふ者あり、捕蛇の利益を專有すること三代に及びぬ、之に尋ね見るに、彼れ曰く、吾が祖父は蛇を捕へんとして其毒に中つて死し、吾が父も蛇を捕へんとして其毒に中つて死せり、今吾れ父の後を嗣いで此業に從事すること十二年なるが、其間命を失はんとせし事屢なりきと、此話をなすに其容貌は甚だ哀しげなる樣子なりければ、余も憐なる事と思ひ、之に告げて云ひけるやう、汝此業を苦惱となすならば、余は其筋に告げ、汝の蛇取の役を止め、以前の通り租稅を出すやうに取料ひ遣すべきが、何如

怠なし、此れ柳文の最も得意なる者、

○沈德潛評　文極めて謹嚴、森然 法戒、前人謂ふ、晉文の失を借り、以て當時宦者の禍を諷すと、時勢を按ずるに、誠に之あり、唐此れを以て鑑みず、後甘露、白馬の變、迭に與る所以なりと、

唐の文宗の太和九年李訓、鄭注等、宦官を誅せんことを謀り、人をして金吾廳事後の石榴、甘露ありと奏せしむ、仇士良諸宦官を帥ゐて往いて視る、幕中兵を執る者無數なるを見、走つて變を告ぐ、事濟らず、宰相王涯、賈餗、舒元輿等を執へ、誣ふるに謀反を以て之を腰斬す、

昭宣帝の天祐二年六月、朱全忠盡く黨人を白馬驛に殺す、李振曰く、此輩常に自ら清流と謂ふ、宜しく黃河に投じて濁流となすべしと、

## 捕蛇者說

**解題**　捕蛇者とは、蛇を捕へて職業となす者なり、

**動機**　苛政を戒むるに在り、

**主意**　重稅の苦は蛇の毒より畏るべしと云ふに在り、

**段落**　凡そ五大段より成る、篇首より「永之人奔走焉」に至るまでを第一大段となす、捕蛇業の來由を叙す「有蔣氏者」より「則何如」に至るまでを第二大段となす、捕蛇の害毒を叙す、「蔣氏大戚」より「吾以捕蛇獨存」に至るまでを第三大段となす、賦稅の害毒を叙す、「悍吏之來吾鄕」より「又安敢毒耶」に至るまでを第四大段となす、捕蛇の賦稅に比して安樂なるを叙す、「余聞而愈悲」より篇尾に至るまでを第五大段となす、苛政の害を論す、

永州之野產異蛇、黑質而白章、觸草木盡死、以齧人無禦之者、然得而腊之以爲餌、可以已大風攣踠瘻癘、去死肌殺三蟲、

**段落**　第一大段の第一小段なり、蛇の能毒を叙す、

**講說**　永州の野原に奇妙なる蛇產出することなるが其蛇は質の黑くして白き章あり、草木に觸るゝとき

**段落**　第五大段の第一小段なり、文公は、問うて擧げたる人は誤らざれども、問に就いて誤りたるを嘆ず、

**講説**　嗚呼文公は賢臣を得て大なる都邑を守らしめたる事なれば、其問は（結果より言ふときは）擧ぐべき人を擧げ損せしにはあらず、但し問ふべき人に問ひ損じたるなり、斯く其過失は原因の一方に在りしかども、猶ほ當時を羞しめ後代を陷れたる、以上論せし所の如くなり、

**注解**　「陷」禍に陷るなり、

**文法**　羞當時は第二大段を收め、陷後代は第四大段を收む、

況於問與擧又兩失者、其何以救之哉』、

**段落**　第五大段の第二小段なり、問ふ所と擧ぐる所と共に當を失ふ害甚しきを言ひて當代を諷す、

**講説**　況や問ふ所の人に於ても擧ぐる所の人に於ても兩つながら仕損ずる者に至つては、何を以て之を救ふべき、（決して救ふべからず）

**文法**　更に一層を進めて裏面の主意を發す、

余故著晉君之罪、以附春秋許世子止、趙盾之義』、

**段落**　第五大段の第三小段なり、此文を作る所以を言ふ、

**講説**　余は此の理由を以て晉君文公の罪を世に示して、春秋に許の世子止と晉の趙盾との事を記したる主義に附け加ふるなり、

**注解**　「春秋」孔子の著せし魯國の史、「許世子止」許の悼公疾みし時、太子止の進めたる藥を飲んで卒せしに、春秋之を書して曰く、「許世子止弑其君買」と「趙盾」晉の趙穿、其君靈公を弑せしに、孔子趙盾が之に處するの道を失ひたることを罪し、春秋に書して曰く、「晉趙盾弑其君夷皐」と、

### 總説

凡そ時事に就き明言し難きことあり、類似の事實を取り來つて之を論じ、以て諷刺を寄せ、鑑戒を垂るゝ此篇の如き文體を借題格と曰ふ、

### 纂評

○謝疊山評　字々思を經、句々法あり、一句一字の懈

ば晉君が原を得て領土を擴げしは正に其政治初めにて、諸侯に示す譯なるが故に、桓公の所行を取舍すべきに、反つて桓公の與りたる仕方に背いて敗れたる仕方を追ひたり、

**注解**　「所以興」卿相を用ひたるを謂ふ、「所以亡」宦官を用ひたるを謂ふ、

然而能霸諸侯者、以土則大、以力則彊、以義則天子之册也、誠畏之矣、烏能得其心服哉、

**段落**　第三大段の第二小段なり、文公の敗るべきに、反つて霸となりし所以を論ず、

**講説**　此の如く文公は桓公の敗れたる跡を追ひしにも拘らずして諸侯に霸たること出來しは、別に其仔細あり、其れは土地よりすれば大なり、力よりすれば强なり、名義よりすれば天子の命なり、故に天下の者は抵抗できずして之を畏れたるのみ、何として心の底より服從せしむることを得んや、

**注解**　「册」辭令を書ける札なり、文公は周の襄王の册命を受けて侯伯となれり、

其後景監得以相衛鞅、弘石得以殺望之、誤之者晉文公也、

**段落**　第四大段なり、

**講説**　其後景監は衛鞅を宰相とすることを得、弘石は望之を殺すことを得たるが、此の如き間違ひたる次第に立至らしめたるは晉の文公なり、

**注解**　「景監」秦の孝公の時の宦官なり、衛鞅卽ち商君を進めて宰相となせり、「弘石」弘恭と石顯此二人亦漢の宣帝の時の宦官にして、久しく樞機に與り、元帝の時遂に政事を專にせしが、蕭望之と云ふ者古制を引いて之を諫めしかば、二人望之を譏し、自殺せしむ、

**文法**　晉文公也の一語、頓挫力あり、

嗚呼、得賢臣以守大邑、則問非失舉也、蓋失問也、然尚羞當時、陷後代若此、

は賢者なれば原を守る能力あり、國の政事失敗を致さゞるやも測られざれども、賢人をそこなひ政を仕損ずるの端緒は之が爲に益すこととなり、

**注解**　「承天子」原は本と天子の地なり、「樹」立つる、「媟」なれて汚はしきなり、「寺人」勃鞮、

**文法**　公議と博謀と一事、私議と獨謀と一事、卿相は朝に在り、寺人は宮に在り、四句に分つて文を飾りたるなり、○賊賢失政之端は後代を陷るの句を孕む、

況當其時、不乏謀議之臣乎、狐偃爲謀臣、先軫將中軍、晉君疏而不咨、外而不求、乃卒定於内豎、其可以爲法乎』

**段落**　第二大段の第二小段なり、問ふべき人に問はざりしを論ず、

**講説**　況や此時分に當り、相談をなすべき臣下に乏しからざりしをや、卽ち群臣の内に於て狐偃は參謀たり、先軫は中軍に將たりし故、此人々に相談すべきに、晉君文公は疏んじて謀らず、之を外々しくして考を求めず、反つて究竟宮中のボーイの意見にて決定せり、何として定例と爲すべけんや、

**注解**　「内豎」宦官卽ち勃鞮、

**文法**　當世を羞しめたる事實を點出し、其可以爲法乎の一句を以て陷後代の脈絡となす、

且晉君將襲齊桓之業、以翼天子、乃大志也、然而齊桓任管仲以興、進豎刁以敗、則獲原啓疆、適其始政、所以觀視諸侯也、而乃背其所以興、跡其所以敗、

**段落**　第三大段の第一小段なり、晉文の行ふ所、齊桓の反對なるを言ふ、

**講説**　且つ晉君文公は行く行く齊の桓公の覇業を受け繼いで天子を扶翼せんとの志あり、是は大志なり、然るに事實之に反することは、齊の桓公は管仲を任用して興り、豎刁を登庸して敗れたる人なり、さすれ

**段落**　凡そ五大段より成る、篇首より「以畀趙衰」に至るまでを第一大段となす、論題の事實を掲ぐ、「余謂守原政之大者也」より「其可以爲法乎」に至る迄を第二大段となす、謀臣に問はずして宦官に問ひ、以て王命を忝めたることを論ず、「且晉君將襲齊桓之業」より「烏能得其心服哉」に至るまでを第三大段となす、此事の興敗大關係あることを論ず、「其後景監得以相衛鞅」より「晉文公也」に至るまでを第四大段となす、流弊を究めて後世に禍を遺せしことを論ず、「嗚呼」より篇尾に至るまでを第五大段となす、文公を借りて當時を諷す、

晉文公既受原於王、難其守、問寺人教鞮、以畀趙衰、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　晉の文公、原の地を王より賜はりし後、之を守るべき人物を得るに難かりしより、寺人の教鞮に尋ね、其意見に從ひ、原を守るの職を趙衰に與へけり、

**注解**　「寺人」宦官なり、

余謂守原政之大者也、所以承天子、樹霸功、致命諸侯、不宜謀及媟近、以忝王命、而晉君擇大任、不公議於朝、而私議於宮、不博謀於卿相、而獨謀於寺人、雖或衰之賢足以守國之政不爲敗、而賊賢失政之端、由是滋矣、

**段落**　第二大段の第一小段なり、

**講說**　余は思ふ、原を守ることは政治上重大の事なり、其れは天子より御引續に及び、霸者たる功業を立て、諸侯に命令を傳ふる次第なるを以てなり、夫れ此の如く重大なる事なれば、心安立なる近習などに相談をなして天王の命を汚すべからざる筈なるに、晉君文公は原を守る大任を擇ぶに當り、公然朝廷の上に會議せずして内々宮中に相談をなし、大臣宰相に遍く諮詢せずして獨り寺人のみに尋問せり、但趙衰

の獨創に係れり、

**總　説**

意數ば轉じ、筆屢ば折れ、勁拔にして力あり、故に山陽は評して云ふ、鑱刻斬絶の四字、以て此文を評すべしと、

中腹一段、當封耶の耶の字、不當封耶の耶の字、其得爲聖乎の乎の字、必從而成之耶の耶の字、亦將學而從之乎の乎の字、問語、反語を疊用して、語氣甚だ急、然るに是周公教王遂過也の也の字、急則敗矣の矣の字を用ひて之を寛にし、不可信の句に至つては一助字を用ひず、文調變化あり、

**纂　評**

○沈德潛評　一層一層より進み、一語一語より緊、筆端鋒あり、堅として破らざるなし、

## 晉文公問守原議

**解題**　周の襄王の十六年、晉の文公王室を輔けて王子帶の亂を平げたるを以て、周王は文公に陽樊温原攢茅の地を賜へり、既にして文公原を守らしむべき人を寺人の勃鞮に問はれけるに、對へて曰く、趙衰は曩に君が流浪せし際壺餐（辨當）を携へて從ひしが、路にて君を見失ひし時飢に堪へざりしかども忍んで食はざりし程の忠臣なれば、彼に若く者なしと、文公因つて趙衰に命じ、原に處らしむ、

**動機**　楚稗の評に審なれば、今之を引用すべし、曰く、子厚の之を議する所以のもの、蓋し德宗より朱泚の賊に懲艾す、故に乃ち左右神策天威等の軍を以て宦者に委し、之を主らしめ、護軍中尉中護軍を置き、分つて禁兵を提し、威柄下遷し、政宦人に在り、其晉の文公原の守を寺人に問ふに視るも、尤も甚し矣、故に此義晉文の失を論ずと曰ふと雖も、其意實に當時宦者の禍を憫む、憲宗元和十五年に逮んで陳弘志の亂作る、則ち子厚の先見是に至つて驗す矣、

**主意**　晉の文公が原を守らしむべき人を寺人に問うて之を定めたるにより、當世を羞かしめ後代を陷れたりと云ふに在り、

**段落**　第二大段の第四小段なり、輔導の大體に就いて得失の在る處を論ず、

**講説**　吾れ意ふに、周公が成王を輔くる上に於て、道理に從ひ、ゆるゆると窮屈にせず、優しく樂みがてら、之を最も正しき點に歸せしむることを要すべく、決して成王の過失を取成して辯解を作り、實行せしむべからず、又成王を束縛して自由ならしめず、追ひ駈け逐ひ廻して吾が自由となすこと、宛も牛馬の如くならしむべからず、牛馬の如くに窮屈にせば、必ず失敗せん、

**注解**　「從容」切迫の反、「逢」迎ふる、「馳驟」かけはしる、「之辭」天子無戲言の語、

**文法**　「大中」上文の不中の字に反應す、〔〕急則敗矣の上に、若牛馬然の字を略したるなり、

## 且家人父子、尚不能以此自克、況號爲君臣者耶、是直小丈夫鈌々者之事、非周公所宜用、故不可信、

**段落**　第二大段の第五小段なり、勢ひ行はれざることを論ず、

**講説**　其上、平人の父子の間に於ても此遣方にて無理押をなし難し、況や名義は君臣なるをや、此の如き無理押はつまらぬ人物にて小才をきかせる輩の爲す事にて、聖人とも謂はるゝ周公の用ふべき所に非ず、故に如何にも信じ難し、

**注解**　「君臣」成王は君なり、周公は臣なり、「鈌々」小利口なり、「不可信」論題の事實、

**文法**　全篇の議論、盡く不可信の三字に歸着す、

## 或曰、封唐叔、史佚成之、

**段落**　第三大段なり、

**講説**　或る説によれば、成王が唐叔を封じたるは、史佚之を成したるなりと、

**注解**　「或曰」史記晉世家を指す、「史佚」史官にして、其名を佚と云ふ人、

**文法**　此一段は上の不可信より胚胎し來る、已に史佚の事とすれば周公を咎むる必要なしとて、周公の爲に活路を開きたるなり、此の如き結法は實に柳州

且周公以王之言不可苟焉而已、必從而成之耶、設有不幸王以桐葉戲婦寺、亦將擧而從之乎、

段落　第二大段の第二小段なり、王の言を遂行するの弊を推論す、

講說　且つ周公が王の言は一時かりそめの者とすべからざるの一點より、飽くまで其言通りして主張を成立せしなるか、(弟なりしかば、まだしも幸ひなり)若し不幸にして王が桐葉を以て宦官宮妾に戲れて、之を封ずることあらば、其場合に於ても其言を取り擧げて之に從はんとするか、

注解　「婦寺」婦は宮女、寺は宦官、

凡王者之德、在行之何若、設未得其當、雖十易之不爲病、要於其當不可使易也、而況以其戲乎、若戲而必行之、是周公敎王遂過也、

段落　第二大段の第三小段なり、戲を行ふは王の不德を養成する所以なるを論ず、

講說　凡そ王者の德の善惡は行ふ事柄の當否如何に在り、若し正當の理に叶はぬ内は、十度之を改めたりとも、其變へたる事は疵とならず、肝要なるは、正當の理に叶ひし事に於て之を變更せざる事なり、常事に於てすら幾度改むとも害なきに、況て其戲に出でたる事をや、(何ぞ實行するの必要あらん)若し戲なるに是非とも之を實行すべしとせば、是れ周公は王に其過失を遂ぐることを敎ふと謂はざるべからず、

吾意周公輔成王、宜以道從容優樂、要歸之大中而已、必不逢其失而爲之辭、又不當束縛之馳驟之、使若牛馬然、急則敗矣、

**段落**　三大段より成る、篇首より「乃封小弱弟於唐」に至までを第一大段となす、問題を掲ぐ、「吾意不然」より「非周公所宜用故不可信」に至るまでを第二大段となす、辯論を陳ぶ「或曰」の二句を第三大段となす、餘波を作る、

古之傳者有言、成王以桐葉與小弱弟戲曰、以封汝、周公入賀、王曰、戲也、周公曰、天子不可戲、乃封小弱弟於唐、

**段落**　第一大段なり

**講說**　古へ史實を傳へたる者の言ひし語に、周の成王が桐の葉を以て幼くかよわき弟に與へ、戲れて此を以て汝を封じ、一國の主となさんと曰へり、周公は之を聞き、宮中に入つて祝儀を申上げたる處、成王の曰く、那は戲なりきと、然るに周公は天子は戲るべからずとて、遂に此戲を實行し、此幼くかよわき王弟をば唐の地に封ぜりと、

**注解**　「古之傳者」劉向を指す、前に舉げたる史實の出處なる說苑は劉向の著なり、「封」土を高く盛りて、與ふべき領地の範圍を定むるなり、

吾意不然、王之弟當封耶、周公宜以時言於王、不待其戲而賀以成之也、不當封耶、周公乃成其不中之戲、以地以人與小弱弟者爲之主、其得爲聖乎、

**段落**　第二大段の第一小段なり、事の可否に係らず周公の行爲の不當なるを論ず、

**講說**　吾が意見は之と異なり、王の弟が當然封ずべきものならんか、周公は適當の場合を以て王に言上すべく、王の戲るゝを待ち、特に賀して其事を遂げざるべし、若し又封ずべからざる者ならんか、周公其封ずべからざるに拘らず、中正を得ざる戲を遂行し、土地を以て、人民を以て、幼きかよわき弟などに與へて、其土地人民の主と爲らしめたりとすれば、何として聖人と爲すを得んや、

り、己が命を惜まずして自首せしは義なり、元慶は能く禮を越ゆることなく、孝を行ひ義に死したるより觀れば、彼は必ず理に達して道を聞きたる者なり、夫れ理に達し道を聞きたる人なれば、豈に王法を以て敵讐となす者ならんや、（其父が誅を受けざりしは、推して知るべし）然るに建議者が反つて死罪となせしは刑を黷し禮を壞る者にして、此處置が國典となすべからざるや明白なり、何卒臣が議を下し給ひて律令に附し、將來復讐事件を裁判する事あらば、陳子昂の論議に由つて取捌くべからず、謹んで議す、

**文法**　孝義の二字を點出して、重きを禮に歸し、第三大段の第二小段に應じて一篇を結ぶ、

### 總　說

當時の時代思想より之を觀れば、論理通徹の處あり、是れ亦韓文と對照せば、自ら兩家の長短を知るべし、

### 纂　評

○沈德潛評　理兩是なし、旌と誅と、是非を判じ、以て賞罰を行ふなり、天下是非賞罰並び行はるゝの理あらんや、元慶手づから父讐を殺し、身を束ねて罪に歸す、旌すべく、誅すべからざるは、明かなり矣、前半は論平に旨側、後元慶の王法を敵讐とするの人に非ざるを見す、論、日月を懸く、以て不朽なるべし、

## 桐葉封弟辯

**解題**　說苑に載す、成王（周）、唐叔虞（成王の弟）と燕居す（打解け居りたる場合）、梧桐の葉を剪り、以て珪（玉にて造り、諸侯を封ずる時與へて證となす者）となし、唐叔虞に授けて曰く、余此れを以て汝を封ずと、唐叔虞喜んで以て周公に告ぐ、周公以て請うて曰く、天子虞を封ずるかと、成王曰く、余一に虞と戲むるゝなり、周公對へて曰く、臣之を聞く天子に戲言なし、言へば則ち史之を書し、工之を誦すと、是に於て遂に唐叔虞を晉に封ず、周公善く說くと謂ふべし矣、一たび稱して成王益す言を重んじ、愛弟の義を明にし、王室の固を輔くるあり、

**動機**　此事實の傳說を否認するに在り、

**主意**　周公は成王を輔くるに大中の道を以てすべく、其過失を利用すべからずと云ふに在り、

講說　周禮の調人は萬人の讎を取扱ふ職なるが、其標準は、凡そ人を殺して義に合へる者は其加害者を讎とするを禁じ、之を讎とせば其者を禁ずるなり、又復讎をなす者あれば、列國互に之を舍むる所の國を敵とす、此の如くなるゆゑ、又何として二重に三重に親の讎を報ゆることとあらんや、

注解　「調人」周禮地官に出づ、

春秋公羊傳曰、父不受誅、子復讎可也、父受誅、子復讎、此推及之道、復讎不除害、今若取此以斷兩下相殺、則合於禮矣、

段落　第四大段の第三小段なり、春秋傳を引いて立證す、

講說　春秋公羊傳に云ふ、父にして法律に因り正當の誅を受けしに非ざる以上、子は讎を復するも可なり、若し其父が正當の誅を受けたるに其子讎を復するときは、是れ互に殺合をなす仕方なり、若し此の如き復讎行はれば、害の除かるゝことなけんと、今若し公羊の此說を執つて、師韞が元慶の父を殺し、元慶が又師韞を殺したる一條を斷定せば、始めて禮に合はん、

注解　「公羊傳」定公四年に出づ、「推及」及を推合ふなり、

且夫不忘讎孝也、不愛死義也、元慶能不越於禮、服孝死義、是必達理而聞道者也、夫達理聞道之人、豈其以王法爲敵讎者哉、議者反以爲戮、黷刑壞禮、其不可以爲典明矣、請下臣議、附於令、有斷斯獄者、不宜以前議從事、謹議、

段落　第五大段なり、

講說　且つ父の讎を忘れずして之を復せしは孝な

讎とすべき、然るに元慶が天子の法を讎として其法を實行せし吏を殺せしならんか、是れ無道我儘よりして上を凌ぐなれば、捕へて之を誅するは國法を正す次第なり、然るに又何ぞ之を旌表して褒むる理あらんや、

**注解**　「驁」驕なり、

且其議曰、人必有子、子必有親、親親相讎、其亂誰救、是惑於禮也甚矣、禮之所謂讎者、蓋其寃抑沈痛而號無告也、非謂抵罪觸法、陷於大戮、而曰彼殺之、我乃殺之、不議曲直、暴寡脅弱而已、其非經背聖、不亦甚哉、

**段落**　第四大段の第一小段なり、讎の解釋に就いて陳説を駁す、

**講説**　且つ陳子昂の建議に言ふあり、人には必ず子あり、子には必ず親あり、甲が乙に我が親を殺されたりとて、乙に復讎して之を殺さんには、乙の子は又甲を我が親の讎として之を殺すべく、(俗に謂はゆる鼬子の類なれば)其亂の際限なき、誰か之を救ふを得んと、此説は禮に不通なること甚し、禮に於て讎とあるは、蓋し其子が恨霽れず、心痛み、呼び叫べども誰も相手にせず、告げ訴ふべき人なき場合を謂ふなり、其父が罪に當り法に觸れ、死刑に陷りたる場合を指すに非ず、然るに彼が我が父を殺したれば我も彼を殺さんと曰ふは、殺したる理由の曲直を議せずして、單獨薄弱なる者を害し脅すに過ぎず、其經典に違ひ聖人に背くこと、何と甚しからずや、

周禮調人、掌司萬人之讎、凡殺人而義者、令勿讎、讎之則死、有反殺者、邦國交讎之、又安得親親相讎也、

**段落**　第四大段の第二小段なり、周禮を引いて立證す、

之不暇、而又何誅焉、」

段落　第三大段の第二小段なり、禮に由るべき場合、卽ち誅すべからざる點を論ず、

講說　何となれば若し元慶の父、國法を犯せしに非ずして、縣尉師韞の之を誅せし事が己れの私怨に由り其吏たるの勢を奮つて無辜の民を虐げ、而して州の太守たる者、此吏を罪するを知らず、刑官は其不法を問ふを知らず、上下の役人欺き蔽ひ、孝子　如何に呼び叫びて相手の處分を求むれども毫も彼等の耳に入らず、然るに元慶能く父の讎を其儘に爲し置くことを大なる恥辱となし、戈を枕として復讎を待つことを禮を得たりとなし、精神を蓄へ思慮を積みて考を凝らし、遂に敵の胸を刺し通したるが、雄々しくも自ら命を惜むの心に克ち、進んで死刑に身を委せて心殘りなかりしは、是れ禮を守つて而も義を行へるなり、されば當事者は此れに對して慙づる色あるべく、謝罪するさへ暇なきに、何とて之を誅する法やある、

注解　「公罪」法律上の罪、「非辜」不辜又は無辜と云ふに同じ、辜は罪なり、「豪冒」胡麻化すなり、「籲」呼なり、「戴天」禮記に、父の讎は倶に天を戴かずとあり「枕戈」禮記に又云ふ、父母の讎に居る、之を如何ん、夫子曰く、苫に寢ね戈を枕として仕へず、與に其天下を共にせざるなり、「介」特立の貌、心の動かざることを形容す、「卽死」前に謂はゆる束身歸罪なり、

其或元慶之父、不免於罪、師韞之誅、不愆於法、是非死於吏也、是死於法也、法其可讎乎、讎天子之法、而戕奉法之吏、是悖驁而凌上也、執而誅之、所以正邦典、而又何旌焉』

段落　第三大段の第三小段なり、法に由るべき場合、卽ち誅すべく旌すべからざるを論ず、

講說　其れとも或は元慶の父が犯罪を免れず、師韞の之を誅せし事が法律の適用を誤らざりしとせば、是れ元慶の父は一個人たる吏の爲に殺されたるに非ずして法の爲に殺されたるなり、法は何として之を

の如き處置を以て天下に示し、後代に傳へんか、義に赴かんとする者は（父の讎を報ゆるも罪として誅せらるゝが故に）向ふ所を知らず、害を避けんとする者は（不孝とせられ旌表に與らざるが故に）立つ所を知らず、此の如き事を以て國家の典則となすは果して差支なきか、否不可なるべし、

**注解**　「爲治者」法吏を謂ふ、

蓋聖人之制、窮理以定賞罰、本情以正褒貶、統於一而已矣、嚮使刺讞其誠僞、考正其曲直、原始而求其端、則刑禮之用判然離矣、

**段落**　第三大段の第一小段なり、情理一致を言ふ、

**講說**　蓋し古の聖人の仕組は、理を推し究めて賞罰を定め、情を本として褒貶（ホメソシリ）を正しうす、斯く二道あれども、歸する所は一に總ぶる外はあらず、先に彼の復讎者に就いて其情の誠實なるか詐僞なるかを審議し、其理の邪曲なるか正直なるかを取調べ、亂を防ぐの根本に泝つて禮か刑かの端緒を講求せしならんには、刑禮の中孰れを用ふべきかは判然として區別立ちしなり、

**注解**　「刺讞」罪狀を議決するなり、

**文法**　誠僞は情に係り、曲直は理に係る、始と端とは前の本と用との替なり、又刑は賞罰を承け、禮は褒貶を承く、

何者若元慶之父不陷於公罪、師韞之誅、獨以其私怨、奮其吏氣、虐於非辜、州牧不知罪、刑官不知問、上下蒙冒、籲號不聞、而元慶能以戴天爲大恥、枕戈爲得禮、處心積慮、以衝讎人之胸、介然自克、即死無憾、是守禮而行義也、執事者宜有慚色、將謝

を待てり、當時の諫臣陳子昂は建白して、同人を誅し、而して又其里門に孝子たることを旌表に及び、其上之を法律書に編入して、永久に國家の常法となさんことを請願したる事あり、臣に於ては憚りながら衆人と意見を殊にし、此説をば失當と思ふなり、

**注解**　「天后」則天武氏を謂ふ、「束身」己れを縛す、自儘にせざること、

**文法**　臣竊獨過之の一句全篇の生ずる所なり、

臣聞禮之大本、以防亂也、若曰無爲賊虐、凡爲子者殺無赦、刑之大本、亦以防亂也、若曰無爲賊虐、凡爲治者殺無赦、其本則合、其用則異、旌與誅莫得而並焉、誅其可旌、茲謂濫、黷刑甚矣、旌其可誅、茲謂僭、壞禮甚矣、果以是示於天下、傳於後代、趨義者不知所向、違害者不知所立、以是爲典可乎、

**段落**　第二大段なり、

**講說**　臣聞く所に據れば、禮の大根本は亂を防ぐが爲なり、故に無法に人を殺すべからずと曰ふが如き、是れ凡そ人の子たる者、其父が無法に殺されたる時は其仇を殺して赦さゝることを認むる者なり、（さすれば復讎を恐れて人殺しを爲す者なきゆゑ、以て亂を防ぐべし）刑の大根本も亦禮と同じく亂を防ぐが爲なり、無法に人を殺すべからずと曰ふが如き、若し無法に人を殺せし者ある場合には、其犯罪者を殺して赦さゝることを定むるものなり、禮と刑との根本は等しく亂を防ぐ爲なれば同一なれども、其適用に至つては相違あるが故に、旌表と死刑とは竝び行ふことを得ざる道理なり、（然らば孰れか一方ならざるべからざるに、）其旌表すべき者を誅するが如きは之を濫（刑）と曰ふ、刑を汚すや甚し、又其誅すべき者を旌表するが如きは之を僭（賞）と曰ふ、禮を壞ること甚し、（是れ禮と刑と並び行ふの結果なり）果して此

止戈爲武の義に於て、豈に毫髮を爽はんや、吾れ知る、聖人復た起るも、采つて之を錄し、以て正雅に續決するを、

韓碑古にして質、典謨〔書經の二典三謨〕に原本し、柳雅淸にして健、周雅に原本す、要するに其美を朝廷に歸し、皇仁を頌揚する、俱に仁武不殺の義を得、後に西平を追念し、又韓碑の未だ及ばざる所を補ふ、

## 駁復讎議

**解題**　此れ復讎を爲せし者の處置に就き、則天武后の左拾遺陳子昂の說を駁したる者なり、駁とは是非を論列するを謂ふ、

**主意**　子昂の論は矛盾にして國典となすに足らずと云ふに在り、

**段落**　凡そ五大段となす、篇首より「臣竊獨過之」に至るまでを第一大段となす、先づ問題を掲げ、「臣聞禮之大本」より「以是爲典可乎」に至るまでを第二大段となす、陳說の成立せざる所以を論ず、「蓋聖人之制」より「而又何旌焉」に至るまでを第三大段となす、兩面より陳說の矛盾なる所以を論ず、「且其議曰」より「則合於禮矣」に至るまでを第四大段となす、陳說の禮に通せざるを論ず、「且夫不忘讎孝也」より篇尾に至るまでを第五大段となす、自說を掲げて陳說の取るべからざるを示す、

臣伏見天后時、有同州下邽人徐元慶者、父爽爲縣尉趙師韞所殺、卒能手刃父讎、束身歸罪、當時諫臣陳子昂建議誅之、而旌其閭、且請編之於令、永爲國典、臣竊獨過之、

**段落**　第一大段なり、

**講說**　臣伏して見るに、天后御宇の時に同州下邽の人に徐元慶と云へる者ありけるが、其父の爽が縣尉の趙師韞に殺されたる處、終に能く己れの手を以て父の讎を斬殺せしが斯くて己が身を官に差出して罪

へり、内に在つては家庭に教訓を施して、汝をして父に倣はしめ、外に於ては模範を示し、汝をして功を國に立てしめぬ、蔡人何人ぞ、此の如くなるに服從せざる者あらんや、

**注解**　「裕」大なり、「增」すなり、「乃父功」李愬の父を晟と曰ふ、德宗の朝、朱泚の亂を平げて功多し、「文祖」德宗、「西平」李晟は封ぜられて西平王となれり、「庸」用なり、「刑」典刑なり、「率」又從ふなり、

## 蔡人率止、惟西平有子、西平有子、惟我有臣、疇允大邦、俾惠我人、於廟告功、以顧萬方、

第十章なり、

**讀方**　蔡人率ふ、惟れ西平子あり、西平子あり、惟れ我れ臣あり、疇か大邦に允て、我が人を惠ましめん、廟に於て功を告げ、以て萬邦を顧みる、

**講說**　蔡人は終に服從せり、愬は流石に乃父に劣らずして、西平王は實に良子あり、西平の良子あるは卽ち朕に良臣あるなり、何人をか大邦の國守に宛てて我が人民に恩惠を施さしめん、愬こそ誠に其人なれ、乃ち宗廟に於て淮夷平定の成功を告げ、以て萬邦を顧みて政化を行はんと欲す、

**注解**　「止」語助にして意義なし、「疇」誰かと訓す、「允」當つるなり、「大邦」蔡の平定後、愬を以て檢校尙書左僕射襄州の刺史とし、山南東道の節度使、襄鄧隋唐復郢均房等の州の觀察使に充つ、

### 總說

韓柳二家の文に於ける、工力相敵し、而も俱に類似の作あつて兩々對峙、雙龍の珠を爭ふが如し、平淮の一役、韓に碑あれば柳に雅あり、各特色を發揮せし者にして竝に大文字と稱すべし、但し大體上より之を言へば、韓は平淮の功を以て專ら天子の英斷に歸し、裴度、李愬の功、其間に附見す、然るに柳に至つては、專ら裴李二人を頌するのみ、是れ以て二家の優劣を見るべし、

### 纂評

○沈德潛評　穆伯長云ふ、平淮夷の雅、只だ詞古人に似たるのみに非ず、要するに其理亦古に詘せず、公曰徐之、往舒予仁等の語の如き、其古者の勝殷遏劉、

第七章なり、

**讀方**　乃ち諭し乃ち止め、蔡に厚喜あり、其室家を完うし、仰父俯子、汝水沄々既に淸うして瀰つ、蔡人行歌す、我が歩逶遲、

**講說**　是に於て諭告を下し干戈を止め、蔡人には非常の喜びあり、何となれば亂賊已に亡び一家の安全を保ち、仰いで父に事へ俯して子を育することを得たればなり、戰ひも終りければ、汝水も沄々と穩かに流れ淸きが上に充滿せり、蔡の人民も心和にして、路を行きながら歌を歌ひつ、我が足の運も自ら徐なり、

**注解**　「沄々」水の流轉する貌、「瀰」水の盈てる貌、「逶遲」徐行の貌、

## 蔡人歌矣、蔡風和矣、孰纇蔡初、胡甑爾居、式慕以康、爲愿有餘、是究是咨、皇德既舒、

第八章なり、

**讀方**　蔡人歌ふ矣、蔡風和す矣、孰か蔡の初を纇す、胡ぞ爾の居を甑す、式て慕ひ以て康く、愿をなす餘あり、是れ究め是れ咨り、皇德既に舒ぶ、

**講說**　蔡の人民は樂んで歌ふなり、蔡の風俗は治まつて和ぐなり、何人が其初め蔡に禍を作りし者ぞ、何故に汝蔡人の居宅を破壞せしぞ、然るに今や秩序に復したるが故に、我が朝恩を慕ひつ康らけく、是より心を改めて善をなすに十分なり、其情狀を究め、其慰撫を咨り、皇帝の德、大に蔡の地に舒びぬ、

**注解**　「纇」絲の節なり、一本には類に作る、「甑」破瓦なり、破甖なり、破壞の義に用ゆ、

## 皇曰咨愬、裕乃父功、昔我文祖、惟西平是庸、內誨於家、外刑於邦、孰是蔡人、而不率從、

第九章なり、

**讀方**　皇曰く咨愬、乃父の功を裕にす、昔し我が文祖、惟れ西平是れ庸ふ、內家に誨へ、外邦に刑る、孰か是れ蔡人、而も率ゐ從はざらん、

**講說**　皇帝宣はく、嗚呼愬よ、汝の父の功を大にせり昔し我が文祖皇帝は實に汝の父なる西平王を用ひ給

るやう手宛を加へぬ、

**注解**　「陰謀其圖」舊令に依れば、間諜を家に止めたる者は一族を誅滅する規定なりしに、李愬は此令を撤廢し、一切之を撫せしかば、敵の諜者は反つて內情を告ぐるに至り、李愬は益す敵の虛實を審にせり、「訛」奸計、「雨雪洋々」十月に至り、愬の軍出でゝ蔡を攻め、夜張柴村に至りけるに、大雪に遇ひ、天晦く風烈しく殆ど膚を裂くばかりにて、馬は皆縮栗し、兵士の戈を抱きながら凍死する者相望めり、「煥」あたゝむ、

汝陰之茫、懸瓠之峩、是震是拔、
大殲厥家、狡虜既縻、輸於國都、
示之市人、卽社行誅、

第六章なり、

**讀方**　汝陰の茫、懸瓠の峨、是れ震ひ是れ拔き、大に其家を殲す、狡虜既に縻し、國都に輸す、之を市人に示し、社に卽き誅を行ふ、

**講說**　汝陰の野の茫々として廣き、懸瓠の城の峨々として高き、我が軍之を震ひ動かし、之を拔き取り、大に賊の家を絕滅し、狡黠の夷狄をば既に捕縛して國都に送り、之を市人に示し、社の處にて誅戮を行へり、

**注解**　「汝陰」蔡州の境、「懸瓠」蔡州城を謂ふ、其形の類似せるより斯く名づく、「峨」高き貌、「是震是拔」愬、蔡州に入り、吳元濟の道を取り、輕兵を分ち、橋を切落して洄曲道を絕ち、又兵を以て朗山道を絕つ、行くこと七十里にして、夜半懸瓠城に至りしに、雪甚しかりき、城の旁は皆鵝鶩の池なりしかば、愬之を擊つて軍聲を亂る、然るに賊は吳の房朗山の戍を恃み、之を知る者なく、終に陷れり、「狡虜既縻」愬、懸瓠城に至り、壬申の日其牙城を攻めて、外門を毀ち、癸酉又其南門を毀つ、元濟城上に於て罪を請ひ、梯に因つて城下に降りければ、檻車に載せて京師に送り、十一月之を廟社に獻じて、柳樹の下に斬る、

乃諭乃止、蔡有厚喜、完其室家、
仰父俯子、汝水沄々、既淸而瀰、
蔡人行歌、我步逶遲、

卒貢爾有、維彼攸恃、乃偵乃誘、

維彼攸宅、乃發乃守、

第四章なり、

**讀方**　其良既に宥し、告ぐるに父母を以てす、恩肌よりも柔、卒に爾の有を貢す、維れ彼の恃む攸、乃ち偵し乃ち誘ふ、維れ彼の宅る攸、乃ち發き乃ち守る、

**講說**　賊の良將を宥免し、告ぐるに民の父母たる天子の大御心を以てし、其溫き恩德の人に感ずること、肌よりも柔なり、是に於てか終に其有する智謀を捧げぬ、賊の恃む所の黨與は之を偵察し、之を誘引し、賊の據る所の城邑は之を發き、之を守れり、

**注解**　「其良既宥」元和十二年二月に愬は元濟の將丁士良を擒にせしが、士良は元濟の驍將なり、愬は其縛を釋き、署して捉生將と爲せしかば、士良之に感じ、愬に言つて曰く、賊將吳秀琳三千の衆を擁し、文城の柵に據り、賊の左臂たり、而して官軍敢て近づかざる者、陳光洽と云ふ者あり、之が謀主たればなり、士良能く光洽を擒にせん、戊申果して光洽を擒にして以て歸る、三月秀琳、文城の柵を以て降る、愬之を慰勞す、愬厚く秀琳を待ち、之と蔡を取らんと謀る、秀琳曰く公蔡を取らんと欲せば、李祐を得るに非ざれば不可と、愬、廂虞候史冉誠を遣して、生きながら祐を擒にし、以て歸らしめ、釋して殺さず、其策を用ひ、戰つて功あり、「發」アバクと訓ず、打開くなり、

其恃爰獲、我功我多、陰謀厥圖、

以究爾訛、雨雪洋々、大風來加、

於燠其寒、於邇其遐、

第五章なり、

**讀方**　其恃爰に獲、我が功我れ多し、陰に厥圖を謀し以て爾の訛を究む、雪ふる洋々、大風來り加はる、於に其寒を燠め、於に其遐を邇くす、

**講說**　今や賊の恃める良將を得たれば、我が功は我に取つて已に多大なり、密に敵の謀を探偵して、彼が詭の在る所を究めたるが、適ま天の雪を降らすこと洋々と勢ひ盛に、大風も之に加はりけるが、此時士卒を勞はり、其寒えたるをば溫めやり、斯く遠方に出征せる者をば、宛も近地に在るが如き思を爲さしむ

「皇有正命」俗本には皇を大と訓ずれども、當らず、
「踣」仆なり、斃なり、

愬拜卽レ命、於二皇之訓一、既礪既攻、以後二厥及一、王師嶷々、熊羆是式、衒レ勇韜レ力、日思二予殛一、

第二章なり、

**讀方**　愬拜、命に卽き、皇の訓に於ふ、既に礪し既に攻め、以て厥及を後にす、王師嶷々、熊羆是れ式る、勇を衒み力を韜み、日に予の殛を思ふ、

**講說**　李愬は拜して任命の職に就き、皇帝の訓令を奉せしが、其主意は先づ武器を錬り賊徒を攻め、然る後其及を扣へて恩澤を施すに在り、王師は其勢嶷々として山の聳ゆるが如く、武勇の猛は熊羆に匹すべく、勇を含み力を包み、妄りに戰はず、日に進軍の命を待ちつゝ、速に天子の刑戮を賊徒に加へんことを思へり、

**注解**　「礪」とぐ、「後厥及」干戈を不急となすなり、
「殛」誅なり、

寇昏以狂、敢蹈二愬疆一、士獲二厥心一、大袒高驤、長戟酋矛、粲其綏章、右剪左屠、聿禽二其良一、

第三章なり、

**讀方**　寇昏以て狂、敢て愬の疆を蹈む、士厥心を獲、大袒高驤す、長戟酋矛、粲たる其綏章、右剪左屠、聿に其良を禽にす、

**講說**　賊は昏愚にして狂亂に及び、敢て李愬の守れる疆土に足を蹈み入れり、愬の卒に於ける、能く其心を得たるを以て、士氣大に振ひ、大肌脫にて首を延し戰期の至るを待ち、其武器はと云へば、長き矛戟嚴しく、車の攀組は色取り輝くばかり、右を剪り左を屠り終に賊の良將を虜にせり、

**注解**　「驤」首を舉ぐるなり、「酋矛」長さ四尺の矛、
「綏章」綏は車に登るとき手懸とする紐、章は模樣などあるなり、

其良既宥、告以二父母一、恩柔二於肌一、

に宜しく、以て徳音を告ぐ、牛を歸し馬を休め、稼を野に豊にす、我が武惟れ皇なり、永く無疆を保す、

**講說**　淮の夷狄既に平定し、戰勝の威は南北を震動して、天下服從せり、是に於て廟には祖宗に對し、郊には天地に對して報告祭を行ひ以て德旨を告げ、軍用に供せし牛は原地に歸し、馬を休息せしめ、田野の耕作を盛にせり、是れ皆我が天子の武功なるに因り、太平の澤無窮に至るべし、

**注解**　「淮夷」古代に淮夷あり、今蔡賊を之に擬して爾か云ふ、「朔南」北と南、「德音」功德と曰ふが如し、

**方城命愬守也、卒入蔡、得其大醜、以平淮右、**

方城は篇名、下の四句は小序即ち解題なり、

**講說**　方城の篇は、天子、李愬に命じて守らしめ、李愬終に蔡に入り、其元兇を得て淮右を平げたる詩なり、

**注解**　「方城」山名なり、「命愬守云々」元和十一年十二月李愬を以て唐鄧隋節度使となす、元濟と戰ひ、數ば功あり、十二年十月、愬、文城より大雪に乘じ、疾く馳すること百二十里、夜半懸瓠城に至つて其門を破り、元濟を取らへ、以て獻ぜり、「大醜」大惡と曰ふが如し、「淮右」淮西なり、

**方城臨々、士卒峙之、匪徼匪競、**
**皇有正命、皇命於愬、往舒余仁、**
**踣彼艱頑、柔惠是馴、**

第一章なり、

**讀方**　方城臨々、士卒之に峙ふ、徼むるにあらず競ふにあらず、皇正命あり、皇愬に命ず、往いて余の仁を舒べ、彼の艱頑を踣し、柔惠是れ馴せ、

**講說**　方城は臨々として雄大に、士卒は城中に具足せり、求むる所あるにあらず又爭ふ所あるにあらず、我が皇帝は天より正しく命ぜられて位に在すが故、其天職として賊を討ち給はざる能はず、然るに皇帝の愬に命じ給ふやう、汝賊地に往いて朕の仁を布くべし、彼の不逞頑强の賊を倒し、柔惠に是れ馴れしめよ、

**注解**　「臨々」大なる貌、「峙」具なり、「徼」求むるなり

弛め、我が德心を諭す、其危き既に安く、長き林の如きあり、嘗て是れ讙譊化して謳吟となる、

**講說**　是に於て賊地の交通を開き、是に於て不祥を拂ひ淸め、丞相裴度親ら蔡州に臨み、賊の殘黨に對して軍律を寬にし、我が恩惠の心を以て之を諭せしかば、其危かりし形勢も既に安泰となり、永久に靜なること、林の如き現象を呈し、以前は驚き怒つて騷しかりし聲も、今や化して太平を歌ふの聲となりぬ、

**注解**　「載」乃ちと訓ず、「諭德心」裴度は蔡の卒を以て旗本の兵とし、之に或人諫めけるやう、蔡人は反側する者尚ほ多し、備へざるべからずと、度曰く、吾れ彰義軍節度使たり、元惡已に擒となれる以上、蔡人は則ち吾が人なり、又何ぞ疑はんと、蔡人之を聞いて感泣す、

皇曰來歸、汝復相予、爵之成國、
胙以夏墟、度拜稽首、天子聖神、
度拜稽首、皇祐下人、

第十章なり、

**讀方**　皇曰く、來り歸れ、汝復た予を相けよと、之を成國に爵し、胙するに夏の墟を以てす、度拜稽首す、天子聖神、度拜稽首す、皇下人を祐く、

**講說**　天皇裴度に勅し給ふ、京都に來り歸るべし、汝以前の如く朕が宰相たれと、之に成國の爵を授け、夏の遺跡をば賞賜あり、裴度は拜稽して云ふ、天子神聖に在すと、又拜稽首して云ふ、天子下民を祐け給へりと、

**注解**　「爵之成國」成國とは公侯の國を謂ふ、裴度の晉國公に封せられたることを指す、「胙以夏墟」晉は夏の都せし處なるを以て夏墟と曰ふ、胙は報なり、功に酬ゆるなり、「下人」下民なり、是れ亦太唐の諱を避けて字を更めたりと見ゆ、

淮夷既平、震是朔南、宜廟宜郊、
以告德音、歸牛休馬、豐稼於野、
我武惟皇、永保無疆、

第十一章なり、

**讀方**　淮夷既に平ぎ、是の朔南に震ふ、廟に宜しく郊

其蔄芽を怒らし、以て太陽に悖る、

**講說**　王師は遂に進んで鄖の地に宿陣せしが、彼れ賊帥の昏愚なる、竟に狂亂に及び、凶徒を嘯集して頑夫に命令し、蝟の如き鋒、螗の如き斧を揮つて妄りに王師に向ふ、人民は朝廷に歸向すること、赤子の匍匐して父母に近づかんとするが如くなるに、賊は反つて此赤子を驅つて父母たる天子に抗するなり、是れ宛も草木が其蔄芽を怒らして太陽に反對するが如し

**注解**　「裒」聚むるなり、「鞠」詩經の小雅采芑の篇に陳レ師鞠レ旅の語あり、告ぐと訓ず、「鋒蝟」蝟ははりねずみ、其毛は針の如くなるより鋒と曰へるなり、「斧螗」螗は螳に同じ、螳螂の斧、「亢」抗に同じ、「赤子云々」此二句は孟子に謂はる率二其子弟一攻二其父母一の意、

王旅渾々、是佚是怙、既獲二敵師一、

若二饑得一レ餔、蔡兇伊窘、悉起來聚、

左擣二其虛一、靡レ愆二厥虞一、

第八章なり、

**讀方**　王旅渾々、是れ佚し、是れ怙む、既に敵師を獲、饑ゑて餔を得るが如し、蔡兇伊れ窘み、悉く起り來り聚る、左に其虛を擣き、厥虞を愆つなし、

**講說**　王師は盛大にして安らかに又恃む所あり、既に敵軍に遇ふや、我が兵は待ち構へたることゝて、宛も食に饑ゑたる者が晚餐に有附きたるが如く、蔡の兇賊は實に窮迫に及びしが、全軍を擧げて來り集りし處、彼の左に迂回して其虛を衝きしに、我が謀適中して違はざりき、

**注解**　「渾々」衆盛の貌、「怙」恃むなり、「餔」夕食、「左擣其虛云々」李祐と云ふ者、愬に謂つて曰く、蔡の精兵は皆洄曲及び四境に在り、拒守城を守るは皆羸老の卒なれば、以て虛に乘ずべしと、愬之に從ひ、終に大に克つ、「虞」推測なり、

載闢載祓、丞相是臨、弛二其武刑一、

諭二我德心一、其危既安、有二長如一レ林、

曾是讙譊、化爲二謳吟一、

第九章なり、

**讀方**　載ち闢き、載ち祓す、丞相是れ臨む、其武刑を

**讀方**　既に滻を渉る、乃ち翼し乃ち前む、孰が厥猶を圖る、其佐賢多し、宛々たる周道、山に川に、遠く揚り、邇く昭か、陟降連々、

**講說**　其れより滻水を渉り、開展となり前進となる、何人が作戰計畫を立つるかと云ふに、出征軍の佐官には賢人多く、「彼等は謀を帷幄の中に運らすなり」長くして折り曲れる大道を行くに山あり川あり、旌旗の影、劍戟の光は遠くに揚り近くに明に、或は山に上り或は阪を下り、其陣列は連々として斷間なし、

**注解**　「翼」鳥の翼を開くが如き隊列を張るなり「前」進む、「猶」謀計なり、「其佐多賢」裴度、馬總は宣慰正副使たり、韓愈は行軍司馬たり、李正封、馮叔、李宗閔は、幕府に備はり、皆朝臣の粹を抜きし者なり、「宛々」長曲の貌、「周」大なり、

我旆我旂、於レ道於レ陌、訓二於群帥一、
拳勇來格、公曰徐レ之、無レ恃二額々一、
式和二爾容一、惟義之宅、

第六章なり、

**讀方**　我が旆我が旂、道に陌に、群帥に訓ふ、拳勇來り格る、公曰く之を徐にせよ、額々を恃む勿れ、式て爾の容を和げ、惟だ義之れ宅せよ、

**講說**　我が旆や旂の指す所、道に於て陌に於て諸將に訓令を與へ、勇力の士卒來り集まるや、相公の曰く徐々と賊を平ぐべし、汝の勇氣を恃んで疎暴の擧に出づる勿れ、汝の容貌を和げ、惟だ義の在る處に從ふべし、

**注解**　「陌」凡そ田間の路、南北を阡と曰ひ、東西を陌と曰ふ、「拳」力なり、「格」至る、「額々」勇悍の貌、「式」以てなり、「惟義之宅」唯だ義を以て居り場所となすとの意、

進二次於鄆一、彼昏卒狂、裒レ兇鞠レ頑、
鋒蝟斧蟵、赤子匍匐、厥父是亢、
怒二其萠芽一、以悖二太陽一、

第七章なり、

**讀方**　進んで鄆に次す、彼れ昏うして卒に狂す、兇を裒め頑に鞠ぐ、鋒蝟斧蟵、赤子匍匐す、厥父是れ亢す、

旂、威命是れ荷ふ、

講說　裴度は拜禮を行ひ、首を俯して地に至り、謹んで勅命を承けぬ、斯くて元龜を大廟に用ひて吉凶をトし、禡の祭類の祭を行ひ、社の神には宜の祭をなし、金を以て製したる使者の證憑は煌々と輝き、其特に用ふることを許されたる武器には錫の盾雕刻を施したる戈、犀革の鎧、熊の皮の旗等あり、堂々たる威儀を以て天子の威命を荷へり、

注解　「廟於元龜」元龜は大龜、古は龜の甲を灼き、其裂目の如何に因つて吉凶をトせしなり、廟は廟にトすと云ふ意を一字に簡約したるなり、「禡」出征地にて行ふ祭名、「類」上帝を祭るを類と曰ふ、「宜」宜しうすと讀めども、宜も亦祭名にして、社に於て宜の祭をなせしとの意なり、「節」古は王命を以て往來するに必ず節を以て證據とす、後世の印の如し、

度拜稽首、出次於東、天子餞之、
罍斝是崇、鼎臑俎胾、五獻百籩、
凡百卿士、班以周旋、

第四章なり、

讀方　度拜稽首、出でゝ東に次す、天子之を餞す、罍斝是れ崇つ、鼎臑俎胾、五獻百籩、凡百の卿士、班して以て周旋す、

講說　裴度は拜して稽首し、京を出てゝ城東に次りしが、天子は之を送らせ給ひ、罍や斝や、酒は波々と溢れん計り、鼎には臑の肉あり、俎には肉の大なる片あり、酒は五獻に及び、籩は無數に連り、幾百と云ふ卿士は、送別の席上に班を分つて周旋せり、

注解　「稽首」首を下げ地に至るなり、「天子餞之」元和九年八月、裴度の淮西に赴くや、憲宗通化門に臨んで其行を送れり、「罍」雲雷に象りたる樽、「斝」六升を容るべき玉の杯、「崇」一ぱい盈つるなり、「臑」羊豕の臂を謂ふ、「胾」肉の大切、「籩」竹製の食器、

既涉於溠、乃翼乃前、孰圖厥猶、
其佐多賢、宛々周道、於山於川、
遠揚邇昭、陟降連々、

第五章なり、

蔡の地を取り巻きてぞ來りける、狡賊の群衆は不智下愚にして、其害毒を流すの甚だしきこと酲にも過ぎ、狂ひ廻ひ叫び罵り、斯くて國家の大罪を犯せり、

**注解**　「耆」致すなり、「溵淮」俱に川の名、「巾乃車」巾は飾る、乃は汝、王師の代名辭、車は兵士の乘る者、及び輜重用、「昏嚚」昏は愚昧、嚚は口に忠信の事を言はざるなり、「酲」酒毒病、

皇咨於度、惟汝一德、曠誅四紀、
其傒汝克、錫汝斧鉞、其往視師、
師是蔡人、以宥以釐、

第二章なり、

**讀方**　皇、度に咨る、惟れ汝德を一にす、誅を曠しうする四紀、其れ汝を傒つて克くせん、汝に斧鉞を錫ふ其れ往いて師を視よ、師は是れ蔡人、以て宥し以て釐せよ、

**講說**　天皇は丞相の裴度に征討の事を謀らせ給ひ宣ふやう、抑も汝は朕と其德を一にし、意見同じければ汝に任ずる所あらんとす、我が國家は、誅を行ぺき不臣の徒を其儘に爲し置き、刑を用ひざりしこと茲に四紀に及べり、今や汝を待つて始めて能く國典を正しうすることを得べし、因つて汝に斧鉞を授けて誅罸の權を付す、宜しく往いて軍隊を監督せよ、軍隊を監督するに就いては、蔡の人民をば寬宥して幸福を與ふべしと、

**注解**　「咨」問ひ謀る、「一德」書經に咸有一德の語あり「四紀」一紀は十二年なり、李希烈の蔡州を鎭せしより吳元濟を滅すに至るまで、蔡の節度使の自立して朝廷の任命に由らざりしこと殆と五十年、四紀は四十八年なれども大概に言ひたるなり、「釐」禧に通ず、福なり、

度拜稽首、廟於元龜、既禡既類、
於社是宜、金節煌々、錫盾雕戈、
犀甲熊旂、威命是荷、

第三章なり、

**讀方**　度拜稽首、元龜を廟にす、既に禡し、既に類し、社に於て是れ宜しうす、金節煌々、錫盾雕戈、犀甲熊

なり、然れども之に就いては殘念に堪へず、「自ら之に任ぜんとするの心あり」但し朝廷に文臣少からざる次第なれば、必ず夏州平定を初めとして各陛下の大功を賦する者あるべし、因つて臣一人にて前陳の數事を盡く咏ずることを爲さず、茲に謹んで平淮夷雅二篇を撰述せり、宣王の功を讃美せし尹吉甫、召穆公等の作には及はざれども、何卒之を後代まで傳へて我が唐朝の光明を佐けたし、謹んで死罪を冒し再拜して之を奉獻す、臣宗元誠恐誠懼頓首頓首謹言、

**注解**　「平夏州」元和元年夏州の兵馬使張承全と云ふもの、反臣楊惠琳を誅す、「夷劔南」永貞元年行軍司馬劉闢自ら留後と稱す、元和元年高崇文に命じ、討つて之を擒にす、「取江東」元和三年十月鎮海の節度李錡反す、王鍔に命じ之を討たしめ錡誅に伏す、「定河北」元和四年成德軍節度使王承宗反す、五年其罪を赦す、十年罪あり、六州の節度使に詔して進み討たしめ、承宗降る、「翦」きるなり、「踊」憤悶の餘りをどりあがるなり、「昧死」向見ずに死罪を冐すなり、

**文法**　尹吉甫召穆公は第三段に應ず、

**皇武**　**命丞相度董師集大功也、**

皇武は篇名、下の二句は小序、即ち解題、

**講說**　皇武の篇は、丞相度に命じて軍隊を督し、大功を成就せし詩なり、

**注解**　「皇」大なり、「命丞相度」元和十二年七月宰相裴度を以て中書侍郎同平章事と爲し、淮西宣慰處置使となし、吳元濟の亂を平ぐ、「董」監督、「集」成なり、

**皇耆其武、於溵於淮、既巾乃車、**
**環蔡其來、狡衆昏嚚、甚毒於酲、**
**狂奔叫呶、以干大刑、**

第一章なり、

**讀方**　皇其武を耆す、溵に淮に、既に乃の車を巾し、蔡を環り其れ來る、狡衆昏嚚、毒を酲より甚しうす、狂奔叫呶、以て大刑を干す、

**講說**　天皇が其武を施し給ひたる其地は溵なり淮なり、出征の軍隊は既に其兵車を修飾し、賊の巢窟なる

政を修めたれば、文武成康四王の遺風あり、天下復た周の王室を尊宗せり、「中興」中は再の意、「選徒出狩云々」詩の小雅の車攻篇は宣王の復古を咏じたる者にて、宣王能く內は政事を修め、外は夷狄を攘ひ、文王武王の疆土を恢復し、車馬を繕ひ器械を備へ、復び諸侯を東都に會合し、田獵に因つて車徒を選べり、○吉日は宣王の田獵を美めたる篇なり、「崧高韓奕烝人」共に大雅中の篇名にして、尹吉甫が宣王を美めたる詩なり、但し烝人は當に烝民と曰ふべきを、唐の太宗の諱生民なるより、民の字を諱避して人となせしなり、「六月采芑」共に小雅中の篇名、六月は北伐を咏じ、采芑は南征を咏せしもの、「江漢常武」大雅の江漢篇は、尹吉甫が宣王の能く衰を興し亂を撥め、召公に命じて淮夷を平げたる事を美め、常武は、召穆公が宣王の常德あつて武事を立てたることを美めたる詩なり、「鏗鍧」進軍退軍の號令に用ふる鐘と鼓との聲を寫せるもの、カンカン、ドンドン、「炳燿」旌旗の目ばゆき色工合、

**文法**　以雅故也の句、上を結び下を起す、

臣伏見陛下自即位以來、平夏州、夷劍南、取江東、定河北、今又發自天衷、克翦淮右、而大雅不作、臣誠不佞、然不勝憤踊、伏以朝多文臣、不敢盡專數事、謹撰平淮夷雅二篇、雖不及尹吉甫召穆公等、庶施諸後代、有以佐唐之光明、謹昧死再拜以獻、臣宗元誠恐誠懼、頓首頓首謹言』

**段落**　第四大段なり、

**講說**　臣伏して見るに、陛下位に卽き給ひしより以來、夏州を平げ劍南を夷げ、江東を取り河北を定め、今又大御心より思ひ謀らせ給ひ、克く淮右の賊を剪滅ぼすことを得たり、然るに此大業を謳歌すべき大雅の詩の未だ出でざるは如何にぞや、臣は誠に不才

太平の功と王室中興の德と、千歲の事跡を推して比較するに、之に對して一步も讓るべき者なし、因つて自ら己が身を量り見るに、今や氣力盛りの年なれども出征の一員となり生命を捧ぐる能はず、況んや今日に於ては賊も已に平ぎ、天下無事なるをや、乃ち國家の恩を報ゆるの道を思ふに、惟だ文章のみ、

**注解**　「容聖文武皇帝」憲宗の尊號、「大憝」憝は惡なり、吳元濟を指す、「金皷一動」纔に兵を動かせばと云ふ意、「忖度」忖も亦つもり、はかる、度は物差を以て寸法を取るなり、「方剛之力」詩經の小雅北山篇に、旅力方剛、經營四方の語あり、

**文法**　文章の二字、下文を孕む、

伏見周宣王時稱中興、其道彰大、於後罕及、然徵於詩大小雅、其選徒出狩、則車攻吉日、命官分土、則崧高韓奕烝人、南征北伐、則六月采芑、平淮夷、則江漢常武、鏗鍧炳燿、盪人耳目、故宣王之形容與其輔佐、由今望之若神人、然此無他、以雅故也、

**段落**　第三大段なり、

**講說**　伏して見るに、周の宣王の時は中興と稱せられ、宣王の德業、明白廣大にして後世に於て之に及ぶ者罕なる程なりき、然れども詩經の中の大雅小雅に證據を取り見るに、徒卒を精選して出でゝ狩するに就いては車攻吉日の篇あり、官職を命じて領土を分つに就いては崧高韓奕烝人の篇あり、南征北伐に就いては六月采芑の篇あり、淮夷を平げしに就いては江漢常武の篇あり、鏗鍧の聲と炳燿の色とは人の耳目を引き動かせり、故に宣王の樣子と其輔佐たりし人々とは、今日の世より之を望むに、實際神かと思ふ計りなるが、右は他の理由あつて然るに非ず、雅の詩の存するが故なり、

**注解**　「宣王」周の厲王、犬戎の爲に殺され、太子靜立つ、是を宣王となす、周公、召公の二人之を輔けて法

臣宗元言、臣負レ罪竄伏、違ニ尚書牋奏一、十有四年、聖恩寛宥、命守ニ遐壤一、懷レ印曳レ紱、有レ社有レ人、臣宗元誠感誠荷、頓首頓首、

段落　第一大段なり、

講説　臣宗元言上に及ぶ、臣は罪を負ひ、朝廷を逐斥けられて地方に蟄伏し、尚書省の牋奏を掌らざること十有四年、主上の御惠を以て寛典に處し、宥恕を賜はり、命じて遠方の土地を守らしめ給ひ（尚は官吏に列して）印を懷き綬を曳き、社もあり人もあり、臣宗元誠に聖恩を感じ、聖恩を荷ふ、頓首頓首、

注解　「違尚書牋奏」初め子厚禮部員外郎たり、禮部の郎官は尚書省の牋奏を掌る、牋奏とは奏上文なり、然るに永貞元年、邵州の刺史に貶し、再び永州の司馬に貶せられ、元和十年召されて京師に至り、又出でゝ柳州の刺史となる、此表を奉れる元和十三年に至る迄十四年を歴たり、「遐壤」僻遠の地、柳州を指す、「懷印曳紱」印は官職の證憑にして、任命の時之を受け、退官の時之を去る、紱は綬のことにて、印の紐、此一句官吏たるを言ふ、「有社有人」論語先進篇の有ニ民人一焉有ニ社稷一焉より來る、凡そ土地には必ず土地を祭れる社あり、又治むべき人民あり、地方官の職に在るを言ふ、

伏惟、睿聖文武皇帝陛下、天造神斷、克清ニ大憝一、金皷一動、萬方畢臣、太平之功、中興之德、推ニ校千古一、無レ所ニ與讓一、因伏自忖度、有ニ方剛之力一、不レ得ニ備ニ戎行一致中死命上、況今已無事、思レ報ニ國恩一、獨惟文章、

段落　第二大段なり、

講説　伏して思ひ見るに、睿聖文武皇帝陛下は天の如き行動、神の如き決斷を以て克く大惡を淸め給ひ、金皷の聲一たび動くや否や萬邦畢く臣服に及ぶ、天下

於て長じ、柳は思想を以て愈る、立脚の地已に異る、文章も亦自ら異ならざるを得ず、其相異なる處、則ち其俱に大宗たる所以なり、

文に韓柳と稱するは古來の公論なれども、詩に於ては柳の家數終に韓に及ばず、名家と云ふべきも大家と謂ふべからず、蘇東坡の如きは柳の詩を好み、退之との長短を論じて云ふ、柳子厚の詩は陶淵明の下、韋蘇州の上に在り、退之の豪放奇險は則ち之に過ぐるも、溫麗清深は深く及ばざるなり、枯澹に貴ぶ所のものは、其外枯れて內膏、澹に似て實は美なるに在り、淵明、子厚の流是れなり、若し中邊皆枯澹ならば、何ぞ道ふに足らん、佛云ふ、人の蜜を食ふが如し、中邊皆甜、人の五味を食ひ、其甘苦を知る者皆是れなり、能く其中邊を分別する者、百に一二なきなりと、然るに清の王阮亭は柳を以て、韋蘇州に及ばずとなす、

## 獻平淮夷雅表

**解題**　唐の憲宗元和十二年十月癸酉、裴度、李愬に命じ、吳元濟の亂を平ぐ、子厚此雅を作つて之を美む、詩註に云ふ、淮夷は東國淮浦に在つて夷行なりと、吳元濟淮蔡に在りしが故に淮夷と曰へり、詩に風雅頌の三體あり、雅は正しと云ふ義なるが、概ね士大夫の作にして、朝廷の事に係る、此文は表と雅其物とより成り、子厚が詩經の中に於ける江漢の篇に擬して作りたる者にて、韓退之の平淮西碑と同時なり、

**主意**　雅を以て後代に傳へ、唐の光明を佐くるに在り、

**段落**　凡そ分つて四大段となす、篇首より「頓首頓首」に至るまでを第一大段となす、寬宥の恩を謝するの志を表す、「伏惟睿聖文武皇帝陛下」より「獨惟文章」に至るまでを第二大段となす、文章を以て國に報ぜんとするの意を叙す、「伏見周宣王時稱中興」より「以雅故也」に至るまでを第三大段となす、史事を引いて雅の功用を證す、「臣伏見陛下自即位以來」より篇尾に至るまでを第四大段となす、雅を獻ずるの本意を叙す、

佚書　永州九記　陸文通墓表　段太尉逸事狀　種樹郭橐駝傳　三戒

韓柳二家の比較を擧げんに、其工力相敵するに就いては羅大經の言に曰く、

韓に平淮西碑あれば柳に平淮夷雅あり、韓に進學解あれば柳に起慶答あり、韓に送窮文あれば、柳に與韋中立論文書あり、韓に張中丞傳あれば柳に段太尉逸事あり、

韓柳二家の文が古書に淵源するに就いては我が齋藤拙堂の言に曰く、

昌黎の賀張僕射白兎狀は終軍の白麟奇木對に對し、諫擊毬書は相如の諫獵書に類し、議儀禮は史遷の孔子世家贊に類し、獨孤申叔哀辭は屈子の天問に類し、燕喜亭記の中段は爾雅に倣ひ、守戒の末に在得人と曰へるは賈誼の過秦論の結尾に倣ふ、柳州の貞符は、子雲の劇秦、班椽の典引に類し、招海、賈宥、蝮蛇の諸文は屈宋の諸詞に類し、說車、贈楊誨之は考工記を學び、漁者の對智伯は戰國策を學び、山水諸記は山海經注を學び、自解の諸書は太史公を學び、其風神を得、

二家の長短を擧げて稍や當れる者を朱子の言とす、曰く、

韓文は議論正しく規模大なり、然れども柳子厚の稍や精密なるに及ばず、韓は、平易の處あれば極めて平易、險奇の處あれば極めて險奇、且つ他の潮州に在るや、能く止住し得る一年なる能はず、柳子厚は却つて永州に力を得たり、議論高古、但だ醇正ならず、

柳を以て少しく韓に及ばずとなす者は葉世傑と呂本中なり、葉の言に曰ふ、

唐、詩文を以て士を取る三百年、文を能くする者啻に十餘家のみならず、其善を專らにする者は獨り韓柳二人のみ、柳稍や及ばず、又止だ一韓、

呂の言に曰く、

韓退之の文は深大廣遠、以て窺ひ測り難し、柳子厚の文は分明にして、規模次第を見る、學者先づ柳文を學んで後に韓文を熟讀すれば、功夫自ら見はれん、

蓋し韓は儒敎に專らにして、柳は佛敎を雜へ、韓は經に本づく所多く、柳は史子に力を得たり、韓は格法に

書し、裁正する所なし、孟子曰く、盡く書を信せば書なきに若かずと、吾れ聞く、夫子褒貶一毫を以て人の業を廢せざるなりと、子厚嘗て謂ふ、文は行を以てす、先づ其中を誠にするに在りと、又曰く、始め吾れ幼且つ少、文章を爲るに辭を以て工を爲す、長ずるに及び、乃ち文は以て道を明かにするに在りと、是に由つて之を觀れば、其道に志せしや知るべし、功名を急ぎたるは之れあるべしと雖も、非を知つて惡に黨せしが如きは恐らく實にあらず、

詩に李杜と曰ひ、文に韓柳と曰ふは定論なり、二家の優劣に就いては議論ありと雖も、兎に角、韓に配すべきものは唯だ柳あるのみ、歐陽修が韓柳と曰はずして韓李と曰へるは一偏の見のみ、東坡、黃子思の詩集の後に書して云ふ、韓昌黎不世出の才を以て千載を壓倒し、佐くるに柳柳州の雄傑を以て集めて之を大成し、以て後世の宗師となると、蓋し子厚の少作は尙ほ六朝の餘習に沿ひ、東漢の字句多くして、風習未だ超えず、其古雅の妙を盡せるは多く貶謫以後の文なり、其言に曰く、之を書に本づけて以て其質を求め、之を詩に本づけて以て其恆を求め、之を禮に本づけて以て其宜しきを求め、之を春秋に本づけて以て其斷を求め、之を易に本づけて以て其動を求む、此れ吾が道の原を取る所以なり、之を穀梁氏に參して以て其氣を厲まし、之を孟荀に參して以て其支を暢べ、之を莊老に參して以て其端を肆にし、之を國語に參して以て其趣を傳へ、之を離騷に參して以て其幽を致し、之を太史公に參して以て其潔を著はす、此れ吾が旁推して以て之が文を爲る所以なりと、

茅鹿門、柳文を評して曰く、昌黎の文は諸を古六藝及び孟軻、楊雄に得る者を多しとす、而して柳州は國語及び左氏春秋の諸家に出づ、其深醇渾融、或は昌黎に若かずして、其勁悍沉家は、抑も亦千古以來の曠音なり、許京兆、蕭翰林に與ふる諸書を讀むに、司馬子長の與任安書と相上下するに似たり、卷を掩ひ歔欷せんと欲する者之に久し、再び鈷鉧譚の諸記を讀むに、杳然として神沅湘の上に游び、將に凌虛御風せんとするが若きなりと、

柳文の傑作を擧ぐれば、

獻平淮夷雅表　桐葉封弟辯　晉文公問守原議

捕蛇者說　封建論　寄許京兆孟容書　與蕭翰林

元和十二年、憲宗淮西を平ぐ、其翌年、子厚平淮西雅二篇を獻ぜり、越えて二年柳州に卒す、年四十七、是より先、吳武陵と云ふ者、子厚の爲に裴度に說いて曰く、西原の蠻未だ平かならず、柳州は賊と犬牙す、宜しく武人を用ひ以て宗元に代へ、江湖に優游するを得しむべしと、又工部侍郎孟簡に書を與へて曰く、古一世三十年と稱す、子厚の斥けらるゝこと十二年、殆んど半世なり、霆砰電射は天の怒なり、朝を終る能はず、聖人上に在り、安んぞ世を畢ふるまで人臣を怒るあらんや、且つ程劉二韓皆已に拔拭せられ、或は大州劇職に居る、獨り子厚猿鳥と伍をなす、誠に恐らくは霧露の嬰る所とならば、柳州後無からんと、裴度未だ用ふるに及ばずして子厚死せり、子は男二人、長を周六と曰ひ、始めて四歲、次を周七と曰ひ、卒後に生る、女子は皆幼なり、子厚生時、常に其部將魏忠、謝寧、歐陽翼と酒を驛亭に飮み謂つて曰く、吾れ時に棄てられて此に寄り、諸君と相好し、明年吾れ將に死せんとす、死せば神とならん、後三年にして廟を建て我を祀れと、期に及んで死す、卽ち廟を設けて之を祀る、謂はゆる柳州羅池廟なり、

子厚が二王の事に坐して罪を得たるに就いては、古來其不義を咎むる者多しと雖も、其王叔文と善かりしは、爲す所あらんと欲せしが爲なるが如し、事を同じうせし者の中、呂溫、韓泰、劉禹錫の如き、皆一時の才俊なりしに、宦者其己れに便ならざるを惡み、指して以て黨となし、之を天子に讒したる結果、貶竄四出せり、然るに後世察せずして一概に小人となすは寃なり、宋の范仲淹、爲に寃を辯じて曰く、劉禹錫、柳宗元、呂溫、王叔文の黨に坐し、貶廢用ひられず、數君子の述作を覽るに體意精密、道に涉る淺きにあらず、若し叔文狂甚しくば義必ず交はらず、叔文、藝を以て東宮に進む、人望素より輕し、然れども傳に稱す、書を知り好んで理を論じ、太子に信ぜられ、順宗位に卽き遂に用ひらる、禹錫等を引き、事を禁中に決す、議して中人の兵權を罷むるに及び、俱文珍の輩に忤ひ、又韋皋の和請を絕ち、劉闢を斬らんと欲す、其意、忠に非ずや、皋之を啣む、會ま順宗疾篤し、皋、太子の意を測り、監國を請うて叔文を誅す、憲宗、皋の謀を納れて內禪を行ふ、故に當朝左右之を黨人と謂ふもの、豈に復た雪がれんや、唐書蕪駁、其成敗に因つて之を

にし、永州八記の如き千古唯一の記文は、此に成りしなり、而して其永州に於ける悲慘の境涯を述べたるものは「與蕭翰林俛書」に詳なるが、是れ亦有數の名篇にして、太史公の任安に與へたる書と伯仲の間に在り、

元和十年に至り、同じく二王の黨中にありたる劉禹錫と共に召されて京師に至り、將に復た用ひられんとせしに、禹錫が長安の玄都觀に花を觀るの一首は讒人をして間を得しめ、忽ち又貶せられて播州の刺史となり、其他八司馬の殘れる者皆連坐して罪を得、子厚は柳州の刺史となる、子厚却つて禹錫の爲に悲んで曰く、播州は人の居る所にあらず、而して夢得〔禹錫の字〕は其母尚ほ在り、吾れ彼れが斯かる遠地に行くことを母に告ぐるの辭なきに忍びず、さりとて母子倶に行くの理なければ、吾れ柳州を以て播に易へんことを願出づべく、之が爲め重ねて罪を得とも恨みずと、適ま裴度亦禹錫の爲に憲宗に哀訴せしかば、遂に連州に改めらるゝことを得たり、子厚の交情義氣是に於てか見るべし、此れ韓退之が誌中に特書せし所以なり、

柳の州たる、永に比すれば更に僻なり、子厚已に至り歎じて曰く、是れ豈に政をなすに足らざらんやと、其土地の風俗に因り敎令禁制を設けしかば、州人皆服從して信賴し、奮つて曰く、茲土、京師に遠しと雖も、吾等も亦天子の民なり、今天幸ひに仁愛なる太守を惠む、若し化服せずんば我れ則ち人に非ずとて、其命令に違ふものなかりき、此州の風俗として男女を抵當として錢を借り、其契約には、期限に至り之を贖はずして、利子と元金と同額に至るときは、沒して奴婢となすことゝせり、子厚、債務者の爲に方法を設け、悉く贖ひ歸さしめ、其尤も貧くして力能はざるものは勞力の分量を書せしめ、借金と相當るに足るときは則ち其質を歸さしめたる處、觀察使、其法を他州に下し、一年計りの間に免れて歸りしもの殆んど千人に及べり、又柳州には從來井なく、江水を汲みて之を用ひしが、子厚は命じて城北の原上に井を掘らしめ、民皆其利益を受けたりと云ふ、衡湘以南の進士を業とするもの、千里を遠しとせずして來り、子厚を以て師となし、其敎を受けたる者は、文字觀るべきものあり、

其勢力家より斯く着目せられたることは、子厚に取つて實に禍根なりしなり、

貞元十九年、藍田尉より監察御史に拜せり、是時に方り東宮に出入して寵幸を被る者二人あり、一を王伾と曰ひ、書を善くし、一を王叔文と曰ひ、棋を善くし、倶に此れを以て太子に娛侍し、因つて某は相とすべし、某は將とすべしと言ひ、異日之を用ひんことを希へり、因つて密に學士韋執誼、及び朝士の名聲あつて速進を求むる者に結び、陸淳、呂溫、李景儉、韓曄、韓泰、陳諫、劉禹錫、柳子厚等と定めて死交をなし、凌準、程异等の八人、又其黨に因つて進み、此等の輩日々交通會合せしが、其踪跡秘密にして人之を窺ふ能はず、世目して八關十六子となせり、德宗崩じ太子位に即く、是を順宗となす、順宗は即位前より風疾に罹り、音聲を失こと八箇月に及びしかば、事毎に王叔文をして先づ可否せしめ、韋執誼宰相となつて之を施行す、二人尤も子厚を奇とし、子厚と監察呂溫を密に禁中に引き入れ、之と事を圖り、子厚を進めて禮部員外郎となす、而して此黨互に相推奬し、得意の極、自ら以爲へらく、伊尹、周公、管仲、諸葛亮復た世に出でたりと、官吏の進退皆彼等の手中に在るを以て、其門晝夜市の如く、士大夫之を畏るゝこと甚しく、道路目を以てするのみなりき、

已にして帝疾篤きに及び、太子純、監國となり政を攝せしより、二王の黨の勢力、復た前の如くならざりしに、幾くならずして帝崩じ、太子位に即けり、是を憲宗となす、憲宗輙ち二王を貶し、王伾は遷謫の途中に死し、叔文は死を賜はり、子厚は邵州の司馬に貶せられ、其道に於て更に永州の司馬に貶せられたり、其他黨與七人、皆同じく貶に遇へり、是れ謂はゆる八司馬の貶なるものなり、

子厚の此禍を招きたるは、實に功名心に驅られたるに由る、韓退之が其墓誌銘に於て「子厚前時少年、人の爲にするに急、自ら貴重顧籍せず、功名立ちどころに就るべしと謂へり、故に坐して廢退す」と云へるものは、知己の言と謂ふべし、而して子厚自ら「寄許京兆孟容書」に云ふ、年少氣鋭幾微を知らず、當否を知らず、但だ心を一にして直進せんを欲す、果して刑法に陷ると、彼れ巳に楚南蠻夷に近き僻地に謫せられ、無聊の餘、讀書を務め詞章を作り、旁情を山水に肆

# 唐宋八大家文讀本第二

破天荒齋　松平康國講述

## 卷七（柳宗元著）

### 著者の傳

柳宗元、字は子厚、河東の人なるが故に、後世柳河東と稱す、又其嘗て貶せられて柳州に居りしより、柳柳州を以て之を呼ぶ、七世の祖を慶と曰ひ、南北朝の世に當り、拓跋魏の侍中となり、濟陰侯に封ぜらる、曾伯祖、名は奭、唐の高祖に仕へて宰相となりしが、高宗の朝に及び、褚遂良、韓瑗と共に武后の怒に觸れ、罪を得て死せり、父鎭は天寶の亂を避け、河南の王屋山に隱れ、門人を集めて學を講ず、後呉に移り、亂平ぐや、諸官を歷て太常博士となりしが、母を養はんが爲に江南に縣令たらんことを求め、政蹟著きを以て侍御史に擢せらる、然るに鎭は宰相竇參に忤ひしため一旦地方に出されたれども、參の死するに及び復び召されて侍御史に拜し、剛直の名あり、其交はりし所は皆當世の名士なりき、

子厚は少きときより精敏絶倫にして、詩經、離騷、史記等に精しく、筆を下せば則ち精緻にして卓偉なり、德宗の貞元九年始めて進士の第を得たる處、帝其年少なることを怪み、有司に問うて曰く、朝士の子たるを以て冒進するなきを得んやと、有司彼れが鎭の子なる由を奏せしかば、帝曰く、此れ竇參に抗せしものか、朕鎭が其子の爲に學を求むるの人に非ざるを知ると、子厚一時儕輩の中に於て嶄然頭角を見はし、人皆柳氏子ありと言へり、其後五年博學宏辭の科に登り、集賢殿正字の官を授けらる、儁傑廉悍にして、議論今古を證據し、經史百子に出入し、踔厲風發、率ね常に其座人を屈し、名聲大に振ひ、一時皆慕うて之と交り、諸公要人、爭うて我が門下に出でしめんとせりとは、韓退之が子厚當時の狀況を記したる所にして、

太尉文正王公神道碑銘……五五三
觀文殿大學士行兵部尚書西京留守
贈司空兼侍中晏公神道碑銘……五七一
資政殿學士戶部侍郎文正范公神道
碑銘……五八六
卷十三（歐陽修著）
徂徠石先生墓誌銘……六〇二
尹師魯墓誌銘……六一二
張子野墓誌銘……六二〇
湖州長史蘇君墓誌銘……六二六
故覇州文安縣主簿蘇君墓誌銘……六三三
黃夢升墓誌銘……六四一
尚書都官員外郎歐陽公墓誌銘……六四六
南陽縣君謝氏墓誌銘……六五三
卷十四（歐陽修著）
胡先生墓表……六五八
石曼卿墓表……六六三
河南府司錄張君墓表……六七〇
瀧岡阡表……六七五
禮樂志論……六八四
食貨志論……六九二
藝文志論……六九六
伶官傳叙論……七〇〇
宦官傳論……七〇六
周臣列傳賛……七一〇
一行傳叙論……七一三
唐六臣傳後論……七一七

（歐陽修著終）

春秋論上……三七四
春秋論中……三七九
春秋論下……三八四
朋黨論……三九二
縱囚論……三九九

卷十一（歐陽修著）

上范司諫書……四〇四
與高司諫書……四一三
答吳充秀才書……四二四
答祖擇之書……四二九
與張秀才第二書……四三四
帝王世次圖序……四四一
後序……四四六
蘇氏文集序……四四八
梅聖兪詩集序……四五五
江鄰幾文集序……四六一
釋秘演詩集序……四六四
釋惟儼文集序……四七〇
內制集序……四七四
刪正黃庭經序……四七九
集古錄目序……四八五
送徐無黨南歸序……四九〇
送田畫秀才寧親萬州序……四九四
送楊寘序……四九九

卷十二（歐陽修著）

吉州學記……五〇二
豐樂亭記……五〇八
偃虹隄記……五一四
有美堂記……五一九
峴山亭記……五二六
眞州東園記……五三三
王彥章畫像記……五三七
樊侯廟災記……五四五
記舊本韓文後……五四八

永州新堂記……一八一
桂州訾家洲亭記……一八五
遊黄溪記……一九〇
卷九（柳宗元著）
始得西山宴游記……一九四
鈷鉧潭記……一九八
鈷鉧潭西小邱記……二〇一
至小邱西小石潭記……二〇五
袁家渴記……二〇七
石渠記……二一一
石澗記……二一四
小石城山記……二一七
柳州山水近治可遊者記……二二〇
邕州馬退山芳亭記……二二四
唐故御史周君碣……二二七
唐故萬年令裴府君墓碣……二三〇
陸文通先生墓表……二三八
先侍御史府君神道表……二四三
段太尉逸事狀……二五三
梓人傳……二六五
種樹郭槖駝傳……二七六
宋清傳……二八二
童區寄傳……二八七
（柳宗元著終）
卷十（歐陽修著）
著者の傳……二九三
論選皇子疏……三〇〇
論議濮安懿王典禮箚子……三〇七
論澧州瑞木乞不宣示外廷箚子……三一一
論刪去九經正義中讖緯箚子……三一七
論臺諫官唐介等宜早牽復箚子……三二一
論杜衍范仲淹等罷政事狀……三四二
論修河第三狀……三五三
本論中……三六四

# 唐宋八大家文讀本第二目次


卷七（柳宗元著）

著者の傳……一
獻平淮夷雅表……七
駁復讐議……二三
桐葉封弟辯……二九
晉文公問守原議……三三
捕蛇者說……三八
觀八駿圖說……四三
箕子碑……四七
封建論……五三
劒門銘……六七
與許京兆孟容書……七四
與蕭翰林俛書……八八
與韓愈論史官書……九五
與韋中立論師道書……一〇四

卷八（柳宗元者）……一一四

送澥序……一一四
送婁圖南秀才遊淮南將入道序……一一八
同吳武陵贈李睦州詩序……一二五
送薛存義之任序……一二八
愚溪詩序……一三三
序飲……一三七
陪永州崔使君遊讌南池序……一四一
嶺南節度饗軍堂記……一四四
興州江運記……一五二
四門助教廳壁記……一六〇
道州毀鼻亭神祠記……一六五
零陵郡復乳穴記……一六九
零陵三亭記……一七三
永州龍興寺東邱記……一七七

第三十一巻

# 唐宋八大家文讀本 第二

松平康國講

第七巻乃至第十四巻を収め
柳宗元著、歐陽修著の全部を網羅す

PL
2619
S5
1917
v. 2

LIBRARY
DEC 21 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

先哲遺著追補

# 漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版